

令和3年
2月 宮崎県定例県議会会議録

令和3年2月18日開会

令和3年3月17日閉会

令和三年二月宮崎県定例県議会会議録

令和3年2月宮崎県定例県議会会議録 目 次

2月18日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
山下博三議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第88号まで、及び報告第1号上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自2月19日（金曜日）	
至2月24日（水曜日） 休 会	
2月25日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	15
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	15
1. 代表質問 -----	16
濱砂 守議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	16
・知事の政治姿勢について	
・防災・減災対策について	
・宮崎カーフェリーについて	
・本県への移住促進について	
・ふるさと納税について	
・環境森林行政について	
・農林水産行政について	
・県土整備行政について	
・企業局の事業について	
・病院局の事業について	
・警察行政について	
日高博之議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	42
・知事の政治姿勢について	
・国民スポーツ大会について	
・国土強靱化について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	

- ・国文祭・芸文祭について
- ・令和3年度からスタート予定の計画について
- ・特定行為に係る看護師の研修機関について
- ・水産行政について
- ・教育行政について

2月26日（金曜日）

1. 出席議員	75
1. 地方自治法第121条による出席者	75
1. 代表質問	76

田口雄二議員質問（県民連合宮崎） 76

- ・知事の政治姿勢について
- ・県職員の人材確保について
- ・医療福祉行政について
- ・県産材の需要拡大について
- ・商工労働行政について
- ・農畜産行政について
- ・公金の収納方法について
- ・教育行政について
- ・警察行政について
- ・投票率の向上について

重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） 97

- ・知事の政治姿勢について
- ・災害対策について
- ・コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくりについて
- ・将来を支える人財づくりについて
- ・地域経済をけん引する産業づくりについて
- ・魅力あふれる「選ばれる」地域づくりについて
- ・祝！宮商センバツ出場

自2月27日（土曜日） 休 会

至2月28日（日曜日）

3月1日（月曜日）

1. 出席議員	119
1. 地方自治法第121条による出席者	119
1. 一般質問	120

右松隆央議員質問 120

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の財政政策・経済運営について ・ 国の第3次補正並びに来年度当初予算と本県の政策連動について ・ 新型コロナウイルス感染症対策について 	
来住一人議員質問 -----	134
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ コロナウイルス感染対策について ・ 福祉行政について ・ 環境行政について 	
佐藤雅洋議員質問 -----	143
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域について ・ 旧高千穂鉄道沿線地域について ・ ひとり親家庭の支援について ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について ・ 道路行政について ・ 若者向けの選挙啓発について 	
日高利夫議員質問 -----	157
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 新型コロナウイルス対策について ・ コロナ禍における本県農業の新たな振興について ・ 国スポ・天皇杯獲得に向けて ・ 災害に強い橋梁の整備について ・ 綾北川の濁水対策について 	
岩切達哉議員質問 -----	169
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について ・ 鳥インフルエンザ防疫作業について ・ 会計年度任用職員について ・ 発達障がい児の教育について ・ DV対策について ・ 性的同意年齢など福祉課題について ・ 公共事業設計労務単価について ・ 教育関係の取組や諸課題等について 	
3月2日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	187
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	187
1. 一般質問 -----	188

窪菌辰也議員質問	188
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会地方税財政常任委員会について ・ コロナ禍における県財政について ・ 2050年ゼロカーボンシティについて ・ 廃棄物再資源化の推進について ・ 循環型林業の推進について ・ 自給粗飼料確保対策について ・ 新型コロナウイルス感染症対策について ・ 少子化対策について 	
坂本康郎議員質問	199
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 緊急経済対策について ・ 障がい者福祉について ・ 男女共同参画について ・ 防災対策について ・ 県営住宅について 	
日高陽一議員質問	211
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国和牛能力共進会について ・ あらゆる危機事象に対応した農業・農村づくりについて ・ 県産品の消費拡大について ・ 教育政策について ・ 新型コロナウイルス感染症対策について ・ コロナ禍における観光業の支援について ・ ワークেশョン推進について 	
太田清海議員質問	225
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ テレワークと労基法について ・ 親子連れ投票について ・ 医療型短期入所事業について ・ 一ツ葉有料道路の利用状況について ・ 介護福祉士等養成・確保特別対策事業について ・ L G B T問題について ・ 県体育館について ・ 延岡わかあゆ支援学校跡地について ・ 定員内不合格問題について 	

3月3日（水曜日）

1. 出席議員	237
1. 地方自治法第121条による出席者	237
1. 一般質問	238
中野一則議員質問	238
・知事の政治姿勢について	
・農政について	
・環境行政について	
・警察行政について	
外山 衛議員質問	251
・知事の政治姿勢について	
・港湾整備について	
・水産業の現状について	
・商工観光行政について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・テレワーク導入における諸問題について	
・鳥インフルエンザ対策について	
図師博規議員質問	262
・高等学校教育整備計画について	
・特別支援学校整備と医療的ケア児支援について	
・視覚障がい者支援について	
・コロナ対策関連について	
・農地集積と荒廃農地の状況について	
蓬原正三議員質問	274
・予算全般について	
・自転車活用について	
・中小企業振興について	
・環境問題について	
1. 議案第46号から第60号まで採決	289
1. 議案第1号から第45号まで、第61号から第88号まで及び報告第1号並びに 請願委員会付託	289
自3月4日（木曜日）	常任委員会（補正）
至3月5日（金曜日）	
自3月6日（土曜日）	休 会
至3月7日（日曜日）	

3月8日（月曜日）

1. 出席議員	293
1. 地方自治法第121条による出席者	293
1. 常任委員長審査結果報告（議案第61号から第88号まで及び報告第1号）	294
野崎幸士総務政策常任委員長	294
関師博規厚生常任委員長	295
武田浩一商工建設常任委員長	296
日高陽一環境農林水産常任委員長	298
岩切達哉文教警察企業常任委員長	299
1. 議案第61号から第88号まで及び報告第1号採決	300
1. 議案第89号及び第90号追加上程	300
1. 知事提案理由説明	301

自3月9日（火曜日） 常任委員会（当初）
 至3月12日（金曜日）
 自3月13日（土曜日） 休 会
 至3月14日（日曜日）
 3月15日（月曜日） 特別委員会
 3月16日（火曜日） 休 会
 3月17日（水曜日）

1. 出席議員	305
1. 地方自治法第121条による出席者	305
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第45号まで及び請願）	306
野崎幸士総務政策常任委員長	306
関師博規厚生常任委員長	309
武田浩一商工建設常任委員長	311
日高陽一環境農林水産常任委員長	312
岩切達哉文教警察企業常任委員長	315
1. 討 論	317
前屋敷恵美議員	317
来住一人議員	319
1. 議案第1号、第4号、第40号、第41号及び第43号から第45号まで採決	321
1. 議案第2号、第3号、第5号から第39号まで及び第42号採決	321
1. 請願第7号採決	322
1. 請願第8号採決	322
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	322

1. 議案第89号及び第90号採決 -----	322
1. 特別委員長調査結果報告 -----	323
山下 寿新型コロナウイルス等感染症対策特別委員長 -----	323
窪菌辰也スポーツ振興対策特別委員長 -----	325
満行潤一持続可能な地域づくり対策特別委員長 -----	328
1. 議員発議案送付の通知 -----	330
1. 議員発議案第1号から第6号まで追加上程 -----	331
1. 議員発議案第1号から第5号まで採決 -----	331
1. 議員発議案第6号提案理由説明 -----	331
1. 議員発議案第6号採決 -----	332
1. 副知事退任挨拶 -----	332
1. 閉 会 -----	333
<hr/>	
1. 資 料 -----	335
令和3年2月定例県議会日程 -----	337
議案送付文書 -----	338
代表質問時間割 -----	343
一般質問時間割 -----	344
議案委員会審査結果表（令和2年度補正予算関係） -----	345
議案・請願委員会審査結果表（令和3年度当初予算関係） -----	347
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	349
1. 議案議決件名一覧表 -----	351
1. 議員発議案等 -----	357
経済対策の更なる充実等を求める意見書 -----	359
食料の安全保障の強化を求める意見書 -----	360
性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書 -----	361
日本国の核兵器禁止に向けた取組を求める意見書 -----	362
我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書 ---	363
宮崎県木材利用促進条例 -----	364
1. 請願一覧表 -----	369
1. 議事経過 -----	383

2月18日（木）

令和3年2月18日（木曜日）

午前10時0分開会

出席議員（37名）	
1番	有岡浩一（郷中の会）
2番	坂本康郎（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿（同）
7番	窪菌辰也（同）
8番	脇谷のりこ（同）
9番	佐藤雅洋（同）
10番	安田厚生（同）
11番	内田理佐（同）
12番	日高利夫（同）
13番	丸山裕次郎（同）
14番	凶師博規（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉（同）
19番	中野一則（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫（同）
21番	外山衛（同）
22番	西村賢（同）
23番	山下博三（同）
24番	右松隆央（同）
25番	野崎幸士（同）
26番	日高陽一（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
33番	日高博之（宮崎県議会自由民主党）
34番	濱砂守（同）
35番	二見康之（同）
36番	星原透（同）
37番	蓬原正三（同）
38番	井本英雄（同）
39番	徳重忠夫（同）
欠席議員（1名）	
32番	坂口博美（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和3年2月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、外山衛議員、岩切達哉議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

去る2月10日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました令和3年2月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計89件、その内訳は、当初予算20件、補正予算19件、条例19件、予算・条例以外30件及び専決処分に係る報告承認1件であります。このほか1件の報告があります。また、副知事の選任同意に係る議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から3月17日までの28日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月25日から2日間の日程で代表質問、3月1日から3日間の日程で一般質

問を行います。

一般質問終了後、議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

3月4日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、付託された議案のうち、補正関連議案を審査の上、3月8日の本会議で各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月9日から4日間の日程で、当初関連議案等を各常任委員会で審査の上、3月17日、最終日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月17日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第88号まで、及び報告

第1号上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第88号まで、及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和3年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました令和3年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、去る1月20日、知事に就任して10年という節目を迎えました。この間、ひたすら県勢の発展を願い、日々精進を重ねてまいりました。県議会の皆様をはじめ、県民の皆様にも多大なる御理解と御協力を賜り、心からお礼申し上げます。

おかげをもちまして、口蹄疫や度重なる自然災害からの復興をはじめ、東九州自動車道や九州中央自動車道など交通・物流の基盤整備の進展、新たなステージへと進化した「スポーツランドみやざき」の展開、将来を担う成長産業の育成、林業大学校の開講など人材確保・育成の取組、また、全国和牛能力共進会における3大会連続の内閣総理大臣賞受賞等による県産品のブランド力向上、国文祭・芸文祭みやざき2020

や令和9年度開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を通じた文化・スポーツの充実、魅力発信など、様々な分野で次代につながる成果が生まれております。

さらに、県民の命を守る防災対策の要となる防災庁舎や、にぎわいの拠点となるアミュプラザの完成、地域医療の拠点となる県立宮崎病院の改築、本県経済の生命線である宮崎カーフェリーの新船建造など、本県の持続的な発展のための基盤づくりが着実に進んでおります。

一方、わずか1年余りの間に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが世界を一変させ、県民の暮らしや地域経済にも深刻な影響を及ぼしております。

昨年3月4日、県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、この1年の間に1,934名もの方々が感染され、21名の方が亡くなりました。

お亡くなりになった全ての方々に対し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様にも心よりお悔やみを申し上げます。

人類の歴史は、感染症との闘いの歴史でもあります。かつてペストや天然痘が猛威を振るい、コレラや結核、スペイン風邪が流行し、さらにはエボラ出血熱、エイズ、SARS、新型インフルエンザなど新興感染症も相次いで現れております。感染症の流行のたびに多くの貴い命が奪われ、社会に大きな不安と災禍をもたらす一方、ワクチンの開発や抗生物質の発見により、天然痘の根絶など感染症の予防・治療方法も進歩し、さらには社会構造の変革をもたらしてまいりました。

今、私たちが直面する新型コロナウイルス感染症では、グローバル資本主義のひずみや社会的格差の問題、医療提供体制の脆弱性、国と地

方の役割分担といった構造的課題が浮き彫りとなっております。私たちは、大きな社会変革を見据えつつ、本県が直面する多くの課題に立ち向かっていかなければなりません。

このため、令和3年度は、本県の目指すべき姿として、1、「安心」の基盤づくり、2、「つながり」の再構築、3、「ポストコロナ」への挑戦という3つの視点から県政を推進してまいります。

第1に、「安心」の基盤づくりは、感染症に強い社会づくりと、災害に強い県土づくりであります。

県民の命と健康、暮らしを脅かす新型コロナとそれに伴う社会不安、また、地震や風水害など激甚化・頻発化する自然災害に対し、県民の「安心」を確保するための基盤づくりを推進してまいります。

第2に、「つながり」の再構築は、暮らしと雇用を守り、地域の絆を深め、人々の「宮崎回帰」を促す取組であります。

コロナ禍により社会的影響を受けている方々に寄り添うとともに、集うことが難しい今こそ、県民の「心のつながり」を深め、ふるさと宮崎に関わる人々や地域との結びつきを強くするなど、「つながり」の再構築に取り組んでまいります。

第3に、「ポストコロナ」への挑戦は、デジタル化の推進をはじめ、人と自然が共生する社会づくりや、本県の未来を担う子供たちの育成を図る取組であります。

コロナ禍により顕在化した様々な課題にしっかりと向き合い、これからの地域社会を見据え、特色ある本県の風土や資源を生かしながら、みやぎの新たな成長につなげる取組を推進してまいります。

私は、県民の命と健康、暮らしを守り抜くため、「常在危機」の意識をさらに徹底し、県民の皆様との「対話と協働」の基本姿勢の下、丁寧かつ誠実な説明に努めるとともに、県政の運営に強い気概をもって臨み、知事としての責任を果たしてまいる覚悟であります。

引き続き、県議会の皆様には御指導賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、県政に関しまして、3点御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症に係る対策についてであります。

去る2月5日、県独自の「緊急事態宣言」（レベル4）につきまして、2月8日から「感染拡大緊急警報」（レベル3）へ移行することを決定いたしました。

緊急事態宣言の発令以降、外出の自粛や営業時間短縮等の要請により、多くの県民や事業者の皆様にも、大きな御負担をおかけしました。

県独自の緊急事態宣言は、この第3波では全国で最も早いタイミングで、1都3県と同日の1月7日に発令し、全国と比べて早期に感染拡大を抑え込むことができたものと考えております。これもひとえに、感染防止対策に御理解、御協力をいただいた県民や事業者の皆様をはじめ、昼夜を分かたず医療や介護・福祉、感染症対策の最前線で業務に従事されている皆様や、県民の暮らしを支える様々な業務に従事されている全ての関係者の皆様の御尽力のたまものと、心より感謝申し上げます。

2月5日の時点では、県内の感染状況が落ち着きを見せつつあった一方、クラスターが続けて発生するなど、県内各地に感染の火種が残されており、全国では感染が十分に鎮静化していない状況にありました。こうした県内外の状況

を総合的に分析し、専門家の御意見もお伺いした上で、引き続き県内全域で高い警戒レベルを維持する必要があると判断し、感染拡大緊急警報へ移行したところでもあります。そして、会食の制限や重症化リスクの高い高齢者の感染防止対策など、急所を押さえた対策を継続することとしました。

依然として、県内には感染の火種が残っており、今回の移行は、決して安全宣言ではありません。感染拡大緊急警報は、感染が再び拡大しかねない緊急警報であるという認識の下、県外との往来の自粛による水際対策、感染を早期に見つけるための検査体制の強化など、次なる第4波への備えに万全を期す必要があることを御理解いただきたいと考えております。

なお、今般の対応は、3月7日までの期間を目途としておりますが、おおむね2週間以降を目安に県内や全国の感染状況を踏まえ判断することとしておりますので、その取扱いについては、今週末の感染状況も踏まえ、週明けにもお知らせしたいと考えております。

県民の皆様におかれましては、引き続き、マスクの着用や、小まめな手洗い・手指消毒、体調が悪いときは休むなど、基本的な感染症対策を実践し、「うつらない」「うつさない」ための行動を徹底いただきますようお願い申し上げます。

また、ワクチン接種につきましては、実施主体である市町村や関係機関と連携し、県民の皆様が速やかに接種を受けていただくことができるよう、着実に準備を進めてまいります。

今後とも、感染症対策に万全を期すべく、県議会の皆様をはじめ、市町村や医療機関、関係団体、県民の皆様と連携し、全力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協

力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、高病原性鳥インフルエンザについてであります。

昨年12月から今年7日の確認事例まで、県内4市2町の養鶏農場において、計11例の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

国、関係市町、自衛隊に加え、県建設業協会をはじめとする多くの団体・企業等の御協力をいただき、これまで述べ6,700名を超える態勢で発生農場等の防疫措置を迅速に完了することができました。関係する皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

しかしながら、今シーズン、国内では17県で計50例の発生が確認されるとともに、県内においても、ウイルスを運ぶ渡り鳥の飛来状況から、依然として発生リスクは高い状況にあります。

引き続き、養鶏関係団体等と緊密に連携し、農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図るなど、危機感を持って発生を防止するための取組を進めてまいります。

3点目は、都城志布志道路についてであります。

都城志布志道路につきましては、直轄区間である都城インターチェンジから乙房インターチェンジまでの5.7キロメートル区間に、国の第3次補正予算において、九州内の道路事業では最高額となる約45億円の事業費が措置されました。

これは、ひとえに県議会の皆様をはじめ、関係者の皆様方による御尽力のたまものであり、心からお礼申し上げます。

また、乙房インターチェンジから横市インターチェンジ間が、来年度には開通予定となっており、供用率も約80%になるなど、全線開通

に向け、一層のはずみがつくものと期待しております。

引き続き、国及び鹿児島県と緊密に連携し、早期の整備に全力で取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和3年度当初予算案について御説明申し上げます。

予算案は、新型コロナへの対応や防災・減災、国土強靱化対策等を切れ目なく講じるため、国の15か月予算と連動し、令和2年度2月補正予算案と一体的に「14か月予算」として編成したところであります。

また、本県が直面する喫緊の課題に的確に対応するため、人口減少対策基金等をはじめとする財源を活用し、令和3年度重点施策に掲げる取組に重点的に措置するとともに、地方財政措置のある有利な地方債を活用するなど財源の確保に努め、将来にわたる負担の平準化を図るための計画的な予算計上を行うことにより、健全な財政運営に努めております。

なお、私は、全国知事会「地方税財政常任委員会」委員長として、地方6団体とも緊密に連携しつつ、国に対して精力的に要請活動を行ってまいりました。その結果、地方一般財源総額の確保や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、コロナ対策として地方創生臨時交付金の積み増しなどにつながっており、予算編成に当たりましては、これらの措置を十分活用したところであります。

この結果、一般会計6,255億500万円、特別会計2,065億2,768万2,000円、公営企業会計711億1,700万9,000円となります。

このうち、一般会計の歳入財源は、県税954億8,000万円、地方交付税1,882億600万円、国庫支出金1,127億7,972万9,000円、繰入金303億9,095万9,000円、県債680億5,350万円、その

他1,305億9,481万2,000円であります。

この中で、新型コロナ対策につきましては、当初予算案に約204億円を計上し、令和2年度2月補正予算案及び1月にお認めいただいた補正予算と合わせて、437億円規模の対策を講じることとしております。財源につきましては、国の地方創生臨時交付金等を活用するとともに、一部の事業につきましては、県内外の皆様から寄せられた新型コロナ宮崎復興応援寄附金を活用しております。御寄附いただきました皆様の御厚意に対し、心から感謝申し上げます。

また、防災・減災、国土強靱化対策につきましては、令和2年度2月補正予算案と合わせて約378億円を措置し、県土の強靱化とインフラ整備を強力に推進してまいります。

人口減少対策につきましては、地方回帰志向の高まりを的確に捉え、U I Jターンや移住・定住対策を強化するとともに、子育て環境の充実や本県の未来を支える人財の育成など、徹底した対策を講じてまいります。

さらに、コロナ禍により顕在化したデジタル化の遅れに対応するため、令和3年度を「みやぎデジタル化元年」と位置づけ、DX（デジタルトランスフォーメーション）を実現する技術を活用し、県民一人一人がデジタル化の恩恵を実感できる社会を目指してまいります。

以下、主な事業について御説明申し上げます。

令和3年度は、1、コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり、2、将来を支える人財づくり、3、地域経済をけん引する産業づくり、4、魅力あふれる「選ばれる」地域づくりの4点を重点施策に掲げております。

まず1点目は、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」であります。

新型コロナへの備えとして、PCR等検査体制を強化するため、機器導入の支援や保険適用検査の自己負担分の公費負担などを行うとともに、介護施設等における陰圧装置の設置支援や、飲食店等におけるガイドラインの遵守を促すなど、感染拡大を防止するための取組を強力に進めてまいります。

あわせて、受入れ病床や軽症者等宿泊療養施設の確保、県立病院の体制強化等により、医療、介護・福祉の提供体制を充実させるなど、感染拡大防止のさらなる徹底に取り組んでまいります。

また、移住者向け空き家等の改修支援、安心して就農・就業できる環境づくりに加え、令和5年の「世界県人会」の開催に向けた準備などを進め、地方回帰の動きを捉えた「新たな人の流れ」の取り込みを図ってまいります。

さらに、行政手続のオンライン化や、先端ICTの社会実装に向けた取組の支援、中高生を対象としたIT部の創設等によるデジタル人材の育成等に取り組むなど、デジタル化をはじめとするポストコロナに対応した取組を進めてまいります。

2点目は、「将来を支える人財づくり」であります。

介護人材の修学資金等の支援や看護師の特定行為研修の実施に向けた取組を進めるとともに、地元産業界の人材と連携したカリキュラムの構築・実践や、教育相談体制を強化するほか、子供たちが夢と希望を持って進路を考える取組を進めるなど、本県の未来を担う人財の育成を図ってまいります。

また、安心して不妊治療を受けられる環境を整えるとともに、子育て相談窓口の全市町村への設置・機能強化を図るなど、子育てしやすく

働きやすい社会づくりに取り組んでまいります。

3点目は、「地域経済をけん引する産業づくり」であります。

第三者承継に取り組む事業者を市町村と連携して支援するとともに、ビジネスシーズの発掘やイノベーションの創出につながる取組を支援するなど、経済復興とさらなる発展に向けた企業の育成に取り組んでまいります。

また、中小企業の資金需要に応じた金融支援や、市町村と連携した商工会機能の強化を図るとともに、県産材の需要拡大に向けた国内外での販路拡大、将来の生産の核となる農業生産団地の構築などを進めてまいります。

さらに、漁業者の生産性向上を図るため、先進的な調査研究を行う「みやざき丸」の新船を建造するとともに、令和4年度に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会での4大会連続の内閣総理大臣賞の獲得に向けた出品対策等を強化するなど、雇用の受け皿となる中小企業・小規模事業者や農林水産業等の支援に取り組んでまいります。

4点目は、「魅力あふれる「選ばれる」地域づくり」であります。

国文祭、芸文祭の開催を契機に、文化を起点とした地域づくりを進めるとともに、本県の強みを生かしたロングステイ等の新たな旅行のスタイルを提案し、観光みやざきの再生につながるなど、観光・スポーツ・文化などを生かした地域の魅力向上を図ってまいります。

また、県民生活や経済活動を支える公共交通ネットワークの維持・充実を図るため、長距離フェリーの下り荷確保や、広域的コミュニティバスの導入を推進するとともに、硫黄山の火山活動による水質改善施設や、県民の命を守り、

生活を支える道路・橋梁等のインフラ整備を積極的に進めるなど、公共交通や物流網の維持、インフラ整備の推進に取り組んでまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第21号は、職員定数の見直しを行うため、宮崎県職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第22号から第25号につきましては、工業技術センター等における機器の更新や、国における改定等に伴い、使用料や道路占用料等を改定するため、使用料及び手数料徴収条例ほか3条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、県立都農高等学校の閉校に伴い、教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第27号、第29号、第30号及び第34号は、法律等の改正に伴い、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例ほか3条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、市町村に対し知事の権限に属する事務の権限を移譲するため、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第31号から第33号につきましては、食品衛生法等の改正に伴い、食品衛生法施行条例及びふぐ取扱条例の一部を改正するとともに、食品等取扱条例を廃止するものであります。

議案第35号は、包括外部監査契約の締結について、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第36号から第38号につきましては、令和3年度の林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法等の

規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第39号は、国土交通大臣から意見を求められた一級河川の指定につき同意することについて、河川法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第40号から第45号につきましては、宮崎県地域福祉支援計画外5計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第46号から第60号につきましては、海区漁業調整委員会委員として、宇戸田為二氏外14名を任命いたしたく、漁業法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、令和2年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の令和2年度補正予算に係るもの、新型コロナ対策及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計につきましては、補正予算第14号及び第15号を合わせまして、272億6,143万1,000円、特別会計43億121万5,000円、公営企業会計3億8,599万1,000円であります。

一般会計の歳入財源としましては、県税マイナス4億3,000万円、地方交付税20億1,669万3,000円、国庫支出金178億859万5,000円、繰入金マイナス80億1,546万3,000円、県債184億1,380万9,000円、その他マイナス25億3,220万3,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,442億9,703万5,000円となります。

以下、一般会計補正予算案の主な事業について御説明申し上げます。

まず、国の補正予算に係る経費として、約414億円を措置しております。

このうち、公共事業につきましては、防災・減災、国土強靱化対策の約319億円を含め、補助公共・交付金事業及び直轄事業負担金を約347億円計上しております。

また、新型コロナ対策につきましては、令和3年度以降に利子補給等を支援する財源の積立てを行うための基金を創設するとともに、患者受入れのための病床を確保する医療機関を支援するなど、約109億円を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第79号及び第83号は、政令の改正等に伴い、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例並びに、建築基準法施行条例の一部を改正するものであります。

議案第80号及び第82号は、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金及び宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金を、それぞれ設置するための条例を制定するものであります。

議案第81号は、基金を活用した事業の終了に伴い、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止するものであります。

議案第84号から第87号につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業、道路メンテナンス事業及び宮崎港整備事業に係る工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、報告第1号は、咬傷事故による損害賠償請求に係る訴えの提起について、早急に対応

するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

私は、知事3期目の就任に当たり、「安心と希望あふれる「みやざき新時代」」に向け、本県の歩みを力強く推し進めていくことを県民の皆様にお誓い申し上げます。

この1年余りの間に、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、未曾有の事態に見舞われる中で、社会の在り方や人々の意識も大きくさま変わりしました。本県もまた、緊急事態を宣言するに至るなど「歴史的な危機」に直面し、感染症への不安や先が見えないことへの不安を多くの県民の皆さんが感じておられることと思います。

コロナ禍と言われる困難な時代にあって、私は、改めて「希望」の意味を問い直しております。

歴史を振り返りますと、大きな災害や戦争が起こった時代に、「希望」という言葉が多く語られております。天岩戸神話に描かれているように、暗闇の中で希望の光をともしることにより、私たちは幾多の苦難や試練から立ち上がってまいりました。「忘れない そして前へ」を合い言葉に、あの口蹄疫から再生・復興を遂げてきた私たちは、そのことを身をもって体験しております。

新型コロナとの闘いのさなかにあっても、幾つもの希望の光が見いだされております。「新しいゆたかさ」を見詰め直す地方回帰の動きや、地元宮崎を愛し地産地消に取り組む「応援消費」の広がり、AIやICTを活用した新たなビジネスの潮流など、新しい価値観や発想、工夫、技術が胎動し、さらには、他者への思いやりや、人と人とのつながり、絆の大切さが改

令和3年2月18日(木)

めて認識されたことは、私たちにとって希望の光と言えるのではないのでしょうか。

また、新型コロナの爆発的な感染拡大や、相次ぐ鳥インフルエンザの発生に際し、本県では市町村や関係機関との緊密な連携の下、機動的かつ迅速な対応により、早期の鎮静化や防疫措置が実現しております。これは、危機に直面した際に本県の持つ「地域力」「復元力」を示したものにほかならず、人口や経済規模など「小さいながらもしなやかな強さを備えた県」として、県民が心を一つに危機に立ち向かう宮崎県ならではの強さが現れたものと考えております。

アメリカの詩人ヘンリー・ワーズワース・ロングフェローは、「雲の後ろには、太陽がいつも輝いている」という言葉を残しております。目の前の現象にのみとらわれることなく、明るい未来への希望を忘れてはなりません。古来より、日に向かう国とたたえられてきた本県だからこそ、そのような姿勢を大切にしていきたいと考えております。

コロナ禍という歴史的な困難に直面する中、1人でも多くの県民の皆さんに希望を持っていただくため、そして、その希望を現実のものとしていくため、私が先頭に立って希望のたいまつを掲げ、みやぎきの新時代を切り開く責任を果たしてまいる所存であります。

県議会の皆様をはじめ、県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日19日から24日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時36分散会

2月25日（木）

令和3年2月25日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）	
1番 有岡浩一	（郷中の会）
2番 坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番 来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番 武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番 山下寿	（同）
7番 窪菌辰也	（同）
8番 脇谷のりこ	（同）
9番 佐藤雅洋	（同）
10番 安田厚生	（同）
11番 内田理佐	（同）
12番 日高利夫	（同）
13番 丸山裕次郎	（同）
14番 冨師博規	（無所属の会 チームひまわり）
15番 重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番 前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番 渡辺創	（県民連合宮崎）
18番 岩切達哉	（同）
19番 中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番 横田照夫	（同）
21番 外山衛	（同）
22番 西村賢	（同）
23番 山下博三	（同）
24番 右松隆央	（同）
25番 野崎幸士	（同）
26番 日高陽一	（同）
27番 井上紀代子	（県民の声）
28番 河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番 田口雄二	（県民連合宮崎）
30番 満行潤一	（同）
31番 太田清海	（同）
33番 日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
34番 濱砂守	（同）
35番 二見康之	（同）
36番 星原透	（同）
37番 蓬原正三	（同）
38番 井本英雄	（同）
39番 徳重忠夫	（同）
欠席議員（1名）	
32番 坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	小田光男

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の濱砂守です。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々に対しまして御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にも心からのお悔やみを申し上げます。

また、医療従事者をはじめ、危険にさらされながらコロナウイルスに最前線で対処する関係者の皆様に対しても、感謝を申し上げたいと存じます。

今回の自由民主党代表質問には、私と日高博之議員の2名が登壇させていただきますが、質問につきましても、それぞれ重複を避けるため、部局を分担して質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、胸につけましたシトラスリボンには、我が同志であります内田議員の手作りでございます。今日は、条例の制定に向けての質問もいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入ります。

まず、令和3年度当初予算についてであります。

日本の2019年末総資産は1京1,375兆円。正味

資産は——国富であります——3,689兆円あります。正味資産5部門の内訳は、個人資産が2,692兆円と最も多く、全体の73%を占めております。次いで、企業資産が605兆円、金融機関資産が184兆円、非営利団体資産が109兆円、国と地方を合わせた政府資産が99兆円あります。また、日本銀行は、2019年12月末の家計の金融資産残高は1,903兆円で、過去最高に達したと発表いたしております。

一方で、抱える借金であります。財務省の発表では、新型コロナウイルス対策や税収減により、1年間で112兆円超の新規国債発行が膨らみ、国の借金は、20年12月末時点で1,212兆4,680億円となり、過去最高を更新しました。21年3月末では、国民1人当たりの借金は1,000万円を突破することになります。

一部の学者からは、自国通貨で国債を発行できる国は財政破綻はしないとの提唱もあります。政府が発行する国債は、購入した国民から見れば資産であり、円建てで国債を発行している限り財政破綻は起こらないという理由であります。本当に危機は来ないのか、年間支出の6割を借金に依存する国家は持続可能なのか、超経済大国日本の財政は本当に大丈夫なのか、一抹の不安が残ります。

時事通信の集計によると、47都道府県の2021年度一般会計当初予算案では、41都道府県で前年を上回る規模の予算を編成しており、財政運営は厳しさを増しているようです。

新型コロナウイルス対策経費が膨らみ歳出が拡大するため、地方債の発行を増やしたり、基金を取り崩したりして財源不足を補い、予算総額は、19府県が過去最大になっております。

歳入は、地方税が全都道府県でマイナスになり、企業業績の悪化で法人関係税が落ち込み、

地方債のうち、赤字地方債に当たる臨時財政対策債の発行は、東京を除く46道府県で増えております。

今議会の提案理由説明で、知事は全国知事会「地方税財政常任委員会」の委員長として、国に対して精力的に要望活動を行ってきた結果、地方一般財源総額の確保や、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、コロナ対策として地方創生臨時交付金の積増しなどにつながったと述べられております。

また、本県の諸問題に的確に対応し、ポストコロナの地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につながる取組について、積極的な展開を図るとの基本的な考え方が示されております。

今年で知事就任10年目の節目を迎え、これまで積み重ねた実績を踏まえて、6,200億円余の令和3年度当初予算を編成されたものと思いますが、本予算の概要・特徴について、知事にお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

間もなく、本県で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認された3月4日を迎えます。この1年、日本のみならず世界中が、新型コロナウイルス感染症の対応に忙殺され、これまでの歴史上、類を見ない1年であったと思います。本県でも、昨年3月から4月の第1波、7月から9月にかけての第2波を経て、感染対策や医療提供体制の強化など様々な対策が講じられてきました。

そのような中、日本全国を襲った第3波は、これまでの対策を大きく超えるものであります。県内で昨日までに確認された感染者は1,945名であり、月別では、11月は145名、12月は270名、1月は1,050名と、11月以降で1,500名以上

の方が感染されたこととなります。また、亡くなられた方は21名となり、改めて御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

さて、県内の第3波は、11月下旬から宮崎・東諸県圏域を中心に徐々に感染が広がり、その後もクラスターの発生などもあり、感染が拡大していきました。人の往来が多くなる年末年始にかけては、都城市においても感染が急拡大し、30名以上の新規感染者の確認が続くなど感染の拡大は止まらず、1月5日には、県下全域にレベル3となる感染拡大緊急警報を発令されました。さらに1月6日には、1日当たりとしては過去最大となる105人と、一気に大台を越え、また1月9日には、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数42.2人という数値には、私自身も大変な衝撃を受けたところであります。

さて、県では独自の緊急事態宣言を1月7日に発令し、外出の自粛や県外との往来の自粛、営業時間の短縮等を行った結果、徐々に感染は収まってきております。そこで、新型コロナ第3波に対するこれまでの対応と今後の対策について、知事にお尋ねいたします。

次に、人権条例の制定であります。

新型コロナウイルス感染者などに対する差別や誹謗中傷が社会問題となる中、昨日は、県や県議会をはじめ、県内の行政、議会、医療、福祉、経済、教育など関係30数団体が共同で「STOP! コロナ差別」の宣言を行い、コロナ差別撲滅の決意を示したところであります。

大変すばらしい取組ではありますが、人権問題には、こうした新型コロナのみならず、同和問題や障がいのある方々、性的マイノリティーの方々に対する差別など、様々な問題が存在して

おります。

コロナ禍で人権問題がクローズアップされている、今のこうした機会を捉えて、県民一人一人がお互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない社会づくりを進めていく必要があるのではないかと考えております。

いわゆる人権条例は、全国で13都府県、うち九州では佐賀県と大分県の2県で制定されていると伺っております。こうした人権尊重の社会づくりを推進するため、本県でも条例の制定が必要であると考えますが、知事のお考えを伺いたいと存じます。

次に、地方創生に対する知事の思いについて伺います。

地方創生は、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるため、平成26年第2次安倍内閣において打ち出された政策であり、全国で様々な取組が進められてきました。

県内だけでなく全国の自治体が、人口減少に歯止めをかけることに苦慮してきましたが、今回の新型コロナを契機として、これまでの東京一極集中から地方分散へと流れが変わりつつあります。

国においても、昨年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定が行われ、国民の意識や行動の変化など、新型コロナの影響を踏まえた、新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性が示されました。

このような中で、今後、地方創生の取組を進めるに当たっては、本県の魅力を生かして、いかに存在感を示していくかが重要であります。

本県は、農林水産業や温暖な気候など、全国に誇れる魅力を多数有しております。地方創生を進める上で、これらの魅力をいかに活用していくかがポイントではないかと思っております。

そこで、本県における地方創生の取組の成果と地方創生に対する今後の思いについて、知事に伺います。

次に、人口減少対策であります。

地方創生の柱である人口減少対策については、県総合計画において、総人口や合計特殊出生率などの目標値が設定されております。昨年の政策評価では、総人口、合計特殊出生率ともに、目標値には届かなかったようであります。

総人口については、出生数が減少しているほか、進学・就職を契機とした若年層の県外流出が続いており、目標値を下回っておりますが、合計特殊出生率は回復傾向にあり、全国平均が低下した中でも、本県は前年より上昇したと分析されております。

人口減少対策は、国の地方創生の流れもあり、また、本県の最重要課題に位置づけられておることから、高い目標値を掲げる必要性は理解できますが、目標を掲げた以上、その達成に向けて、より一層の取組と努力が求められます。本県の最重要課題である人口減少対策について、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、当初予算案についてであります。

令和3年度の予算編成に当たりましては、第1に、感染症に強い社会づくりと災害に強い県土づくりを推進する、県民の「安心」の基盤づくり、第2に、くらしと雇用を守るとともに地域の絆を深め、「みやざき回帰」を促す「つながり」の再構築、第3に、これからの地域社会を見据え、人と自然が共生する社会づくりやデ

デジタル化の推進など、「ポストコロナ」への挑戦、以上の3点を本県の目指すべき姿として掲げ、健全な財政運営に留意しつつ予算案を編成したところであります。

特に、現在、私たちが置かれている社会状況等を踏まえ、まずは、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症と、それに伴う様々な社会不安への対策が不可欠であること、また、近年、激甚化・頻発化する自然災害へ対応するため、県土の強靱化にしっかりと取り組む必要があることから、この2点について、重点的に予算を編成したところでありまして、いわゆる14か月予算として、令和2年度2月補正予算案と一体的に編成し、切れ目なく対策を講じてまいります。

次に、新型コロナウイルスの第3波への対応と今後の対策についてであります。

新型コロナウイルスの第3波への対応としましては、1つには、重症化リスクのある方に重点化した入院・宿泊療養体制や、高齢者施設等における応援職員の派遣体制の整備、2つ目は、市町村や飲食関係団体と連携したガイドラインの遵守、3つ目は、イベントや会食の制限、飲食店の時間短縮、外出自粛等を要請してまいりました。

特に、県外との往来や年末年始の会食等を通じた感染が爆発的に拡大するなどしたため、1月7日、県独自の緊急事態宣言を迅速に発令し、県民の皆様や事業者の皆様の協力をいただいたことによりまして、全国に比べても感染が急速に鎮静化できたものと考えております。

今後の対策につきましては、これから春休み、また年度の切り替わりで人の動きが活発になる時期を迎えますため、引き続き高い警戒レベルを維持しながら、感染拡大防止の「急所」

を押さえた対策を継続してまいります。

また、ワクチン接種につきましては、県において、先般、プロジェクトチームを設置したところであります。県民の皆様が適時適切にワクチン接種できるよう、実施主体である市町村や医療関係機関と連携を図ってまいります。

次に、人権条例についてであります。

新型コロナに感染された方々やその御家族、医療従事者、福祉施設従事者、また、交通事業者等に対する差別や誹謗中傷をなくしたいという強い思いから、昨日は、丸山議長にも御参加いただいて、県議会をはじめとする関係団体の皆様と共に、「STOP! コロナ差別」共同宣言を行ったところであります。

御紹介いただきましたシトラスリボン運動は、愛媛発の取組でありまして、感染者、また、医療従事者等への差別を行わないようにしようということで、10年前、口蹄疫のときに、県外で宮崎ナンバーがづらい思いをした経験から、トラック協会を中心に県内でも展開されているところであります。こうした動きも踏まえて、昨日は32の団体により、この共同宣言を行ったところであります。御賛同いただいた皆様に改めてお礼を申し上げます。

人権問題には、同和問題をはじめ、女性や子供、高齢者、障がいのある方に対する暴力や虐待、さらには外国人、性的マイノリティーの方に対する差別的言動など、様々な問題があります。

今回のコロナ差別の問題により、あらゆる差別や偏見を解消し、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きていける社会をつくっていくことが、より一層重要になってきていると考えているところであります。

このため、議員御提案のとおり、こうした理

念を共有し、基本的施策を明らかにすることは、私も大変意義があると考えておりますので、人権条例の制定について、早急に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、地方創生についてであります。

本格的な人口減少社会を迎える中、本県では、平成27年に総合戦略を策定し、「しごとを興す」「ひとを育てる」「まちを磨く」「資源を呼び込む」という4本の柱で、様々な地方創生の取組を進めてまいりました。

これまでの取組によりまして、フードビジネスなどの成長産業の育成をはじめ、課題でありました高校生の県内就職率の改善も図られてきておりますほか、世界農業遺産への登録やスポーツランドみやぎきの推進等によるブランド力の向上、さらには、社会資本の充実を背景とした大型企業の誘致など、全体としては一定の成果が出ているものと感じております。

こうした流れをさらなる成果や県勢の発展につなげていくため、コロナによって生じた地方回帰やデジタル化などの変化にもしっかりと対応しつつ、恵まれた食や自然、子供の産み育てやすさやスポーツ環境といった、本県ならではの価値や魅力を生かし、産業の振興や人材の育成・確保、地域づくりなどにさらに力を入れて取り組んでまいります。

最後に、人口減少対策についてであります。

人口減少に少しでも歯止めをかけるためには、より多くの県民の皆様が、「宮崎で暮らし、働き、そして結婚して子供を産み育てたい」と望めるような環境づくりが重要であります。

このため県では、自然減対策として、引き続き、子育て県民運動の推進に努めるとともに、AIによる結婚サポートシステムの導入や不妊

治療の経済的支援など、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てといったそれぞれのライフステージに応じた切れ目ない支援を、さらに強化してまいります。

また、社会減対策としまして、高校生の県内就職率に改善が見られる今の流れを生かした若者の定住対策、さらには、地方回帰の動きを捉えた移住・UIJターンの促進など、市町村や大学、関係団体等と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、質問者席から質問してまいります。

次に、過疎対策について伺います。

県内の過疎地域では、少子高齢化に加え、人手不足による様々な問題が起こっております。また、その対応に大変苦慮しておるところであります。過疎地域を支える制度の一つに、過疎対策事業債があります。いわゆる過疎債であります。その活用のためには、過疎法において過疎地域に指定される必要があります。

現在、平成の大合併後の過疎地域を含む自治体は、経過措置により過疎地域となりますけれども、昭和の大合併以前の自治体の地域は、過疎状態という現状があっても、過疎地域に指定されることはありません。

私は、合併の有無や時期に関係なく、人口や財政など条件が不利な過疎地域には、その存続のために支援が必要であり、過疎法の対象とすべきだと、これまで度々訴えてまいりました。

現行の過疎法は3月末で期限を迎えますが、残念ながら新しい過疎法でも、この点は変わらないようであります。

過疎新法の制定に向けて、県はどのように取り組んでこられたのか、また、過疎地域の現状

とその振興策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 過疎地域を含む中山間地域は、県土の保全、水源の涵養など、重要な役割を果たすだけでなく、何よりも、そこで暮らす方々にとりましてかけがえない生活の場であります。

しかしながら、本格的な人口減少時代を迎える中、過疎地域での人手不足や少子高齢化は、他の地域に比べても一層厳しいものがあると認識しております。

このため県では、過疎新法の制定に向け、地域の人口減少の実情が的確に反映されるよう、過疎対策の維持・拡充を国等に対し強く求めてきたところであります。

新しい法案におきましても、指定地域に対して手厚い措置が盛り込まれるようでございますが、それ以外の地域につきましても、実情の把握に努めるとともに、中心集落と周辺集落のネットワーク化により地域の暮らしを守る「宮崎ひなた生活圏づくり」などの取組を通じて、市町村と共に中山間地域の振興を全力で進めてまいり所存でございます。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

実際に消え行く山村、まさにもうなくなる直前に来ておるところですけれども、ぜひ、国の手が届かないところは、やっぱり地方行政、県が何らかの形で手を差し伸べてやれるように、よろしく願いいたします。

次に、路線バスについて伺います。

路線バスは、県民に身近で、通勤・通学や買物、通院など、日々の生活に欠かせない公共交通機関であります。

しかしながら、人口減少による利用者の減少や運転手の不足、赤字路線の拡大など、バス事

業者は厳しい経営環境に置かれております。

中山間地域を多く抱える本県では、交通手段を持たない、特に高齢者をはじめとする交通弱者にとって、路線バスは必要不可欠なものであり、将来にわたって安心して地域で暮らしていくためには、地域住民の移動手段を確保していく必要があると考えます。

路線バスの現状と今後の対策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 路線バスは、地域生活を支える重要な公共交通機関でありますことから、県ではこれまでも、複数市町村間を結ぶ広域的なバス路線に対し、国や市町村と協調して、路線の維持に対する補助金の交付や乗り放題乗車券への支援など、利用促進に取り組んでいるところであります。

このような中、少子化や人口減少などの影響により、利用者の減少傾向が続いておりますことから、一部の路線におきましては、減便や路線の縮小による利便性の低下が懸念されるところであります。

このため県では、地域の交通需要に応じた最適な運行形態に対応するため、広域的な路線における車両の小型化や運行のデマンド化を支援し、広域的コミュニティバスを導入する事業を今議会にお願いしているところであります。

今後とも、国や市町村、交通事業者等と連携しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・確保に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、宮崎県東京ビルの再整備に向けた基本計画について伺います。

宮崎県東京ビルは、老朽化による維持管理経費の増加をはじめ、市ヶ谷駅に近いという恵ま

れた立地環境にありながらも、有効活用が図られていないなどの課題があり、これまで議会においても、数回にわたり東京ビルの在り方について質問がなされております。

東京ビルの再整備に向けた基本計画が取りまとめられたとのことでありますが、その内容についてお伺いいたします。

まず、新しい東京ビルの職員宿舎や学生寮などの機能について。次に、再整備には民間を活用されると伺っておりますが、その具体的な整備手法について。最後に、再整備に向けた今後のスケジュールの3点について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 新しい東京ビルの機能につきましては、現在の機能を維持しつつ利便性を向上させることとしておまして、特に学生寮は、現在、男子に限られ、また、相部屋となっておりますことから、男女ともに入寮できる個室の寮として整備する予定としております。

次に、民間を活用した整備手法につきましては、手続や事業費の面を比較検討した結果、民間の創意工夫がより発揮され、県のコスト削減が最も見込まれる定期借地権方式を採用したいと考えております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、来年度から民間事業者の公募・選定に向けた手続を進め、令和6年度の新ビル建築開始、8年度の供用開始を目指しているところであります。

○濱砂 守議員 次に、南海トラフ地震対策について伺います。

東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、10年が経過しようとしていま

す。

国は、この大災害を踏まえて、歴史上、度々、マグニチュード8クラスの地震が発生している南海トラフ沿いにおいて、科学的に考えられる最大クラスの地震予測、南海トラフ巨大地震の想定を平成24年に発表いたしました。

それを受けて、県では、平成25年に南海トラフ巨大地震の想定を公表しております。平成25年の県の想定では、人的被害である死者数が最大で3万5,000人であったのに対して、令和元年度に行われた更新調査の結果では、死者数が最大で1万5,000人となっております。

死者数が2万人も減少したことは、これまでの取組の成果だと思っておりますが、あの東日本大震災における死者、行方不明者数が合計で約2万人であったことを考えますと、この死者数1万5,000人という数値は、極めて大きく、この数値をいかに減らしていくかは、本県にとって重要な課題であります。

そこで、南海トラフ地震等の大規模地震に対し、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 昨年度、実施いたしました被害想定再調査では、人的被害や建物被害が減少したものの、依然として大きな被害が想定されており、これまでと同様に、ハード、ソフト両面の総合的な減災対策を行っていく必要があると考えております。

このため県では、引き続き、耐震化の促進を図るとともに、発災直後の応急対策を迅速に行うため、防災庁舎を活用し、災害対策本部体制及び関係機関との連携の充実・強化などに取り組むたいと考えております。

また、特に人的被害の原因の約8割を津波が占めますことから、市町村の津波避難経路の整

備や要配慮者対策への支援を行うとともに、県民の早期避難に関する啓発などの津波対策に、市町村と連携しながら重点的に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、防災庁舎の活用についてお伺いします。

本県では、昨年7月、災害対策の拠点となる防災庁舎が完成し、半年余りが経過したところであります。

防災庁舎は、県庁舎として初めて免震構造を採用し、耐震性・耐浸水性、災害発生時に必要なライフラインが確保されており、南海トラフ地震など大規模災害にも対応できる機能と設備を備えていると聞きます。

また、新たな庁舎には、屋上にヘリポートを備え、3階から7階には、十分な災害応急対策活動スペースが確保されているなど、ハード面の充実が図られておりますが、災害発生時に、この新たな施設、設備をいかに活用していくかが重要であります。

そこで、防災庁舎が本県の災害対策の拠点としての役割を果たせるよう、県はどのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 防災庁舎が、本県の災害対策の拠点としての役割を十分果たすためには、関係機関が連携して、迅速で的確な災害対応ができる体制を整備していく必要があります。

このため県では、防災庁舎の整備に併せまして、災害関連情報を関係機関で共有するためのシステム等を整備し、情報収集・共有体制も強化したところでございます。

昨年9月の台風第10号では、国や警察、自衛隊などの関係機関が防災庁舎に一堂に会し、新

たなシステムを活用して情報を共有することで、これまでより円滑に災害対応ができたと考えております。

今後とも、関係機関と連携して実践的な訓練を実施するなど、訓練や研修等の充実を図り、本県の災害対応力のさらなる向上に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、消防団の現状について伺います。

地域防災の要として重要な役割を担う消防団は、全国的に団員数が減少するとともに、高齢化が進んでおります。

特にこの2年は、団員が全国で毎年1万人以上減少しており、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人一人の役割が大変重要なものとなっています。

そのような中、総務省消防庁は、昨年12月末から、消防団員確保のために年額報酬の引上げなど処遇の改善について検討を始めています。

消防庁のホームページによりますと、令和2年4月1日現在で、一般団員の報酬額の全国平均は3万925円となっており、都道府県別の平均報酬額は、最も多い東京都の6万1,549円と、最も低い山梨県の1万3,333円で大きな開きがあります。

そこで、本県の消防団員の条例定数や実員数、報酬など消防団の現状について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 本県の消防団は、令和2年4月1日現在、条例定数1万5,575名に対しまして、実員数は1万4,163名で、充足率は90.9%となっております。また、平均年齢は、平成31年4月1日現在で39歳であります。

5年前の平成27年4月1日現在では、条例定

数1万6,002名に対し、実員数は1万4,829名で、充足率は92.7%、平均年齢は37.7歳であったことから、本県におきましても、消防団員の減少やそれに伴う充足率の低下、高齢化が進んでいる状況でございます。

また、本県におきます一般団員の報酬額は、令和2年4月1日現在で、市町村において、2万7,000円から6万円までと幅がございますけれども、平均で3万7,085円であり、全国平均の3万925円を上回っております。

○濱砂 守議員 次に、消防団員の確保についてお伺いいたします。

本県での一般団員の報酬額は全国平均を上回っているとのことでありますが、市町村において報酬額に幅があります。今後とも、国の検討状況を踏まえながら、処遇改善について市町村への助言をお願いしたいと思います。

本県の消防団においても、全国と同様に団員の減少や高齢化が進んでおり、厳しい現状にあります。

実際に消防団員は、1回退団して、また入らなくてはいけないという現状があるんですよ。60歳を過ぎた消防団員が、私のもともとの出身地にはたくさんおります。私と同級生2人も、まだ一生懸命、消防団活動をしておりますので、ぜひその辺も——特に田舎の山の中の消防団とかいうのは、やっぱり地元の間人じゃないと駄目なんです。そういったところを含めて、またいろんな検討をしていただきたいと存じます。

災害発生時に、消防団が応急活動などを的確に行えるよう、県においては、団員の確保に取り組むとともに、消防力の強化のために消防団活動に対する支援を図っていくべきと考えます。

そこで、本県の消防団員の確保のための取組や支援策について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、消防団員の確保のため、新たに制定しました「みやざき消防団の日」を中心に、広報紙やチラシの配布、テレビCMなどにより、消防団のPRと団員募集に取り組んでおります。

また、「学生消防団活動認証制度」や「消防団協力事業所表示制度」などを導入するとともに、市町村が行う消防団の資機材整備に対して補助をするなど、その支援に努めているところでございます。

さらに、団員確保のためには、その処遇改善が大変重要であることから、国の検討状況も踏まえながら、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、国に対しまして一層の財政措置を要望してまいりたいと考えております。

今後とも、市町村と連携しながら、地域防災の要である消防団員確保と、その強化に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、長距離フェリー航路について伺います。

宮崎と神戸を結ぶ長距離フェリー航路は、本県の農畜産物を安定して消費地に輸送する重要な役割を担っております。また、スポーツ合宿団体や観光客が多数利用しており、本県経済にとって極めて重要な交通基盤であります。

このため、平成30年3月に、県、宮崎市、地元経済界等が連携したオール宮崎体制の下、新会社が設立されました。令和元年12月には、県、宮崎市、地元金融機関等の支援を受け、最大の課題であった新船建造に向け、大きな一歩を踏み出したところであり、来年5月の新船就航に向け、建造作業が進められております。

しかしながら、その一方で、新型コロナウイルスの影響による人の移動自粛等により、旅客・貨物ともに大きく減少しているようでありませ

また、昨年9月議会では総合政策部長から、「下り荷確保のための可能性調査等を実施し、会社と連携して貨物の確保に取り組む」「旅客に対する割引支援などにより、しっかりと回復を図っていく」旨の答弁があったところであります。

航路を長期的、安定的に維持していくために、まずはコロナ禍からの回復を図り、また、新船就航を見据え、旅客・貨物の確保に向けた対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、宮崎カーフェリー株式会社の運営状況と今後の見通しについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 昨年4月から先月までの貨物輸送量は、企業の生産活動の低下等により、前年の9割程度で推移しております。

また、旅客輸送量は、4月に前年同月比5%程度にまで減少し、その後、国のGo To Travel事業等の効果により、一時、3割程度まで回復いたしましたが、昨年末からの、いわゆる第3波の影響により、再度大きく落ち込んでいるところであります。

このような中、フェリー会社におきましては、感染防止対策を徹底しながら、貨物営業の強化や、国や県の事業を活用した旅行商品の造成など、コロナ禍における貨物や旅客の確保に懸命に取り組んでいるところであります。

県といたしましても、収束後の需要回復や新船就航を見据え、新たな物流ルートの確立や、新船の情報発信等を支援するなど、フェリー会

社としっかりと連携して、貨物と旅客の確保に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、移住促進について伺います。

昨年の東京への転入超過が、集計を始めた2014年以降で最小になったと報道がありました。コロナ禍によってテレワーク等が普及したことなどが影響していると思われま

先日、持続可能な地域づくり対策特別委員会で、高千穂町や五ヶ瀬町を視察いたしました。役場の担当者からは、町単独でのPRが難しいとか、移住者向けに提供できる空き家が少ないなどの声を聞いております。

そこで、コロナ禍以降の、本県への移住に対する関心の高まりや移住促進の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県の移住相談窓口におきましても、今年度の相談件数は前年度比で約3割増加しております。10月には、月別で過去最高となります242件となるなど、田園回帰志向の高まりを実感しております。

県では、このような関心の高まりを実際の移住につなげられるよう、今年度、市町村と連携して、オンラインでの移住相談会やセミナーを開催するとともに、移住の受皿となる空き家の活用に係る啓発に取り組んでおります。

さらに、今議会をお願いしております来年度の新規事業では、市町村が実施する移住者向けの空き家改修支援の拡充や、本県固有の魅力であるサーフィンや農業とリモートワークとを組

み合わせるなどの新しい暮らし方のPRを行うこととしております。

今後とも、田園回帰の流れをしっかりと取り込みながら、移住・UIJターンを強力に進めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税制度は、認知度が高まるとともに寄附総額が増加し、自治体間の税収格差の是正につながっております。また、地域資源の活用による地域経済の再生、さらには、ふるさと納税を財源とした事業が数多く進められることで、地域活性化に活用が見込まれます。

そこで、本県におけるふるさと納税の現状について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（吉村久人君） 直近の総務省の公表資料によりますと、令和元年度における本県のふるさと納税の受入額は、県と市町村を合わせて約264億円で、全国では4番目となっておりますが、過去最高だった平成30年度の約286億円からは減少したところであります。

これは、令和元年度に、返礼品の在り方などについて、本来の制度の趣旨に合うよう見直しが行われ、全国的に受入額が減少したことによるものと考えております。

そのような中、都城市や都農町のように、全国的に見ても受入額が多く、創意工夫を凝らした取組を進める自治体もあります。

県としましては、引き続き、当制度を適正に活用し、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、脱炭素社会の実現に向けての取組について伺います。

脱炭素社会については、昨年10月、菅総理大臣が国会における所信表明演説において、2050

年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県は、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施するよう定められているところでありますが、今年度、この内容を含む第四次宮崎県環境基本計画の策定が進められ、本議会において議案として提出されております。

そこで、ゼロカーボン、脱炭素社会の実現に向けてどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、脱炭素社会に向けまして、「ゼロカーボン社会づくり」を第四次環境基本計画の重点プロジェクトとして掲げております。

具体的には、エネルギー使用量の多い事業者への温室効果ガス排出量の報告の義務づけや、太陽光、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大、さらに来年度からは、市町村等に対します再生可能エネルギー導入へのアドバイス事業などを実施することといたしております。

また、除間伐などの森林整備によるCO₂吸収機能の高い森林づくりなども引き続き進めてまいります。

今後、エネルギー基本計画の見直しや、グリーン成長戦略の推進など、国の動きにも的確に対応しながら、市町村などとも連携し、脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

環境森林部長、9問ありますのでよろしくお願いたします。

次に、循環型社会の形成についてであります。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成が求められております。

県では、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などに基づく事業者に対する指導や、自治会等が行うごみ減量化への支援、マイバッグ運動などを通じて、循環型社会の形成に向けて取り組んでいますが、廃プラスチックや食品ロスの問題など、課題は山積していると感じております。

第四次環境基本計画において、循環型社会の形成に向け、県はどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 循環型社会の形成に向け、次期計画では、「4Rの推進」「廃棄物の適正処理の推進」「環境にやさしい製品の利用促進」、そして、今回新たに加えました「食品ロスの削減」の4つを柱に、施策を展開してまいります。

具体的に、「4Rの推進」では、普及啓発やリサイクル施設の整備支援など、「廃棄物の適正処理の推進」では、不法投棄の防止など、また、「環境にやさしい製品の利用促進」では、木材やリサイクル製品の利用促進などに、そして「食品ロスの削減」では、「食べきり宣言プロジェクト」や未利用食品を提供する活動への支援などに取り組みます。

循環型社会の形成に向けましては、県民一人一人の取組が重要でありますので、県民運動として推進できますよう、市町村や関係団体と連携しながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、森林行政について伺います。

本県は、豊富な森林資源を背景に、林内路網や高性能林業機械の基盤整備などが進められ、杉素材生産量や、国産材の製品出荷量が日本一であるなど、国内有数の国産材供給基地となっております。

この豊かな森林を育み、林業・木材産業を将来にわたって発展させ、次の時代に引き継いでいくことこそが重要な責務であります。

このような中、第八次宮崎県森林・林業長期計画が策定され、この計画に基づき、様々な施策が展開されるものと思っております。

そこで、計画に示された本県の森林・林業・木材産業の目指す姿について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 森林は、林産物の供給をはじめ、県土の保全や水源涵養など、様々な恵みをもたらしてくれますが、本県は、森林資源が充実し、木材生産が活発化する一方で、担い手の確保や再生林の推進、新たな木材需要の創出などが課題となっております。

このため計画では、森林の適切な管理や循環利用などにより多様な森林づくりを進め、林業につきましては、ICTなど新たな技術によるイノベーションの取組などを通じまして、就労環境の改善や収益性の向上などを図り、また、木材産業につきましては、非住宅やエネルギーなど、多様な分野での木材利用や、県外、海外での需要拡大などを図ることといたしております。

こうしたことによりまして、森林の有する多面的な機能が持続的に発揮される中で、林業生産や木材製品等の供給が安定的に行われ、地域経済の活性化や災害防止はもとより、脱炭素社

会などにも貢献する、持続可能な森林・林業・木材産業を実現したいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、林業の就労環境づくりの取組についてお伺いいたします。

林業の現場は他産業に比べて労働災害の発生率が高く、林業従事者の所得は他産業に比べて低いことなどから、本県林業を支える林業従事者数は年々減少しており、大変厳しい状況にあります。また、その一方で、近年35歳未満の占める割合は増加してきており、一定の若返りが図られるなど、明るい兆しも見られます。

このような現状を十分に踏まえて、若い人も安心して働ける、魅力ある職場づくりが必要であると考えます。

そこで、林業における就労環境づくりの取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり、安全で安心な就労環境づくりは大変重要でありますので、県ではその改善のため、事業体に対しまして、社会・労働保険等への加入促進を図るとともに、熱中症対策に有効な空調服など、軽労化につながる資機材の整備への支援のほか、通年雇用や月給制の導入指導による従事者の安定した収入の確保にも取り組んでいるところであります。

また、労働者の安全確保のため、今年度から新たに、緊急時を音と振動で知らせる装置の体験会や、労働災害の疑似体験が可能な研修会を開催し、普及啓発を強化しましたほか、チェーンソー防護服等の導入支援にも取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関等と連携して、林業従事者の就労環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き、質問いたします。

一人親方等の社会保障制度についてお伺いいたします。

県内の林業従事者の多くは、森林組合や民間事業体に雇用されており、社会保険や労働保険など、社会保障制度の下で、日々、山仕事に取り組んでおります。

その一方で、人を雇わず個人で林業を行う、いわゆる一人親方等の立場で林業に従事されている方も少なくないと思いますが、労災保険や退職金などの社会保障制度は整っているのかどうか。

林業の一人親方等について、労災保険等の制度の状況を、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業の一人親方等の労災保険につきましては、国の特別加入制度により、一人親方等を構成員とする特別加入団体を通して加入することができます。

この制度では、雇用労働者と同様に、業務や通勤で被災した場合、必要な治療を無料で受けことができ、また、休業4日以上の場合は休業補償金が支給されます。

このほか、退職金につきましても、林業退職金共済制度、いわゆる林退共に、任意組合を通じて一人親方等でも加入することができます。

県では、一部市町と連携しまして、労災保険や林退共に加入する一人親方等への掛金の補助のほか、一人親方等を対象にした労働安全研修の実施や、振動障害防止のための健康診断費用への補助によりまして、就労環境の改善に努めているところであります。

○濱砂 守議員 次に、みやざき林業大学校についてお伺いいたします。

昨年度開講した県立林業大学校では、長期課程の1期生21名全員が県内の林業分野に就業し

ております。

今年度も2期生20名が、林業分野への就業に向け1年間の研修に励んでいると伺っており、よいスタートが切れていると感じております。

今後も本県が全国トップクラスの林業県であり続けるためには、この林業大学校を中心に、林業を支える人材を確保することが極めて重要であり、将来の林業に希望の持てる特徴ある教育が必要であると思っております。

例えば、ヨーロッパで実現している「先進国型林業」の視察など、海外研修等を取り入れてみてはどうかと思っておりますが、みやざき林業大学校「長期課程」における、本県の研修内容の特徴と来年度受講生の確保の見通しについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の林業大学校の長期課程の研修内容は、森林・林業に関する幅広い知識やICT等最新技術の習得はもとより、本県の森林・林業への愛着を育む歴史・文化の学習や、全国では最多となります17の資格取得、さらには、優れた技術力を持つ林業事業体など87者から成るサポートチームが講師となった現場実習や、インターンシップの実施など、全国に誇れるものとなっております。

こうした研修内容は、ホームページや高校訪問に加えまして、県内外での就業相談会等で積極的にPRしているところであり、来年度も定員15名を上回る21名が受講予定で、そのうち5名は県外からのU・Iターンとなっております。

今後とも、受講生や業界等のニーズなど、研修を取り巻く諸情勢を踏まえながら、議員御提案のありました先進地視察の在り方など、研修内容の充実に向けて、鋭意研究してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、再造林対策について伺います。

新聞報道によりますと、令和元年度は2,134ヘクタールの再造林が実施され、再造林率は75%となっております。

これは、県の第八次森林・林業長期計画において引き続き目標とされた80%に届いていない状況です。

県では、伐採後の再造林をどのように進めていくのか、その対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県が持続可能な林業を確立するためには、適切な再造林やコストの低減等による資源循環型の森林（もり）づくりを進めることが重要であります。

このため県では、国の事業や県の森林環境税等を活用しまして、森林整備に対する補助による森林所有者の負担軽減を図りますとともに、伐採後、直ちに造林を行う一貫作業や、優良苗木の安定供給体制の整備等を推進しているところであります。

さらに、来年度からは、森林整備の労務軽減や林業投資の早期回収を図るため、初期成長に優れ、下刈り期間の短縮等につながるエリートツリーや早生樹の導入、ドローンによる苗木運搬など、スマート林業の実証等も行うことといたしております。

今後とも、市町村や森林組合等と連携しまして、再造林対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○濱砂 守議員 ありがとうございました。

森林資源を循環利用していくためには、引き続き、適地での再造林を推進していかなければなりません。

しかしながら、日本の戦後の拡大造林の下で

は、どんな山にでも、とにかく山でありさえすればいいということで植林がなされております。非常に条件の悪い、山出しの悪い地域にも、たくさん杉を植えられておりますので、今後、将来において杉の需要が国内拡大していくとは考えられませんので、その辺を考えたときには、非常に利益率のいい山を選定しながら再造林を進めていただきたいと思います。

非常に場所の悪いところは、環境面から考えても、かえって雑木に戻したほうが良いようなところもたくさんありますので、その辺の検討をしながら森林づくりを進めていただきたいと思います。

次に、林地残材の活用状況についてお伺いいたします。

近年、木質バイオマス発電施設の建設等により、林地残材の利用が増えております。

循環利用可能な森林資源を有効に活用していくためには、奥地などに放置されている林地残材を含めて、利用施設への安定供給を図り、山元へ利益が還元されることが大変重要であります。

そこで、林地残材の有効活用に向けた県の取組について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内の林地残材利用量は、木質バイオマス発電施設が本格稼働を始めました平成27年以降大幅に増加し、令和元年は約55万トンとなっております。林地残材全体の約7割が活用されているものと推測されます。

県では、林地残材を有効に活用するため、伐採後の再造林を条件としまして、伐採現場から木質バイオマス利用施設までの輸送距離に応じた運搬経費の支援をしております。今年度は

約3万4,000トンの実績を見込んでおります。

林地残材の有効活用は、山元への利益還元のみならず、流木被害発生などの災害防止にもつながりますことから、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、木材の集材搬出路について伺います。

林道や森林作業道は、木材輸送に必要な施設であることから、市町村等の管理者により、災害が起きないように維持管理されているものと思えますけれども、伐採地においては、一部の事業者が一時的な道として開設した木材の集材搬出路があります。この道路が、大雨の際に壊れて、災害の原因となっている事例があります。

そこで、伐採時において一時的に開設される木材の集材搬出路による災害の防止に向けた取組について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、伐採等による災害防止のため、「伐採、搬出及び再造林ガイドライン」を策定しまして、その中で、集材搬出路につきましても、地形に合わせた無理のない開設や、利用後の埋め戻しなどを規定しまして、伐採事業者によるその遵守を指導しているところであります。

また、林業大学校において、開設作業を行うオペレーターの技術力向上研修を実施しますとともに、伐採現場のパトロールにより、切土の抑制や適切な路面水処理などを指導いたしております。

このほか、県内の伐採事業者の有志が、「伐採搬出ガイドライン」を自主的に定め、道づくりなど作業内容を見直す取組を進めているところでありまして、県といたしましては、民間の

こうした取組としっかり連携し、引き続き、集材搬出路による災害防止に努めてまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、知事にお伺いしたいと思います。

本県の山林は、先人による適切な森林管理が行われてきた結果、人工林資源が充実している状況にあります。中でも杉の素材生産量は、平成3年から連続して日本一の座を誇り、名実ともに日本有数の林業県としての地位を確立しております。

しかし、日本全体で見えますと、林業の採算性の低下などにより、日本の木材自給率は、8年連続して上昇してはいるものの、36.6%にとどまっております。

このため県議会では、県産木材の利用促進を通じて、本県林業の持続的発展の実現等に寄与することを目的として、「宮崎県木材利用促進条例案」をまとめ、この2月議会に上程することにいたしております。

そこで、県産材の利活用の促進についてお伺いたします。

人口減少や少子高齢化の進展等により、10年後には、新設住宅着工数が令和元年度の3分の2に減少するとも予想されており、大幅な需要の先細りが懸念されているところであります。

このため、住宅需要の減少を補う製材品の新たな需要先の開拓が課題であり、特に、製材品の7割以上を県外等に出荷している本県では、県外や海外への販路拡大が一層必要になってまいります。

そこで、県産製材品の県外や海外への販路拡大をどのように進めていかれるのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、充実した森林資源やその生産加工体制を強みとしております

が、御指摘のとおり、今後、減少が見込まれる住宅に代わる、県外・海外での新たな需要先の開拓が大きな課題となっております。

このため県では、来年度から、県外におきましては、これまでの住宅分野への取組に加えまして、都市部の商業施設等での県産製材品の利用拡大に積極的に取り組みますとともに、万博開催で様々な建築需要が期待できる関西圏域での集中的な販売促進にも取り組んでまいります。

また、海外におきましては、韓国では、これまでの「材工一体」での取組をさらに強化するとともに、近年、木造建築への関心が高まっております台湾を重要な輸出先と位置づけ、常設展示場の設置などにより、県産材の継続的なプロモーションに新たに取り組んでまいります。

県議会におかれては、本県林業の持続的発展の実現等のために「宮崎県木材利用促進条例」を上程されるということで、大変心強く思っております台湾を重要な輸出先と位置づけ、常設展示場の設置などにより、県産材の継続的なプロモーションに新たに取り組んでまいります。今後とも県議会の皆様や関係団体等と一体となって、県産材の販路拡大に全力で取り組み、持続可能な森林・林業・木材産業の確立を実現してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、農林作物への鳥獣被害対策について伺います。農政水産部長に、合計7問の質問をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

先般、農林水産省は、令和元年度の「全国の野生鳥獣による農作物被害状況」を公表しました。

それによりますと、全国の被害金額は約158億円となっており、前年度から約2,000万円微増しております。被害金額が230億円を超えていた10

年前からすると、被害面積と同様に、年々減少傾向にはあるようです。しかしながら、被害金額の内訳を見てもと、鹿とイノシシだけで全体の6割強を占めております。その割合は、ここ10年横ばいの状況であります。

県内各地で、鹿による果樹の新芽や、イノシシによる収穫間際の水稻などへの食害が発生しており、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加など、数字で表れる以上に深刻な影響を受けております。鳥獣被害を防止するためには、地域住民と行政が一体となり、被害の状況などに応じた効果的な活動を展開することが必要であります。

そこで、本県農産物への鳥獣被害の状況と被害の防止対策について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 鳥獣による農林作物等の被害額は、近年、減少傾向でございましたが、令和元年度は約4億3,000万円で、前年度から約8,000万円増加しております。これは、一部地域でヒヨドリなどによるかんきつ類への被害増加が原因で、被害状況に応じた緊急的な対策が求められております。

このため県では、低コストで普及しやすい防鳥ネットの効果検証に取り組みますとともに、地域鳥獣被害対策特命チームを中心に、鳥獣の種類と地形に応じた侵入防止柵の整備や、専門知識を持った集落リーダーの育成など、地域ぐるみの被害防止活動を支援しているところでございます。

今後とも、市町村や関係団体等と連携いたしまして、的確な被害情報の把握と、迅速かつきめ細やかな被害防止対策に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、狩猟者の確保・育成に

ついて伺います。

鳥獣被害対策における捕獲については、その役割の多くを狩猟者に担っていただいておりますが、県内の狩猟者は、昭和56年度の約1万6,000人をピークに減少し、近年は5,000人台で推移いたしております。また、60歳以上の割合も7割を超え高齢化が進むなど、捕獲体制の維持が困難となっております。

こうしたことから、狩猟免許所持者を増やし、担い手を確保することはもちろんであります。若手狩猟者の捕獲技術の向上など、人材を育成することにより、将来にわたり農林作物の被害を軽減させていく必要があると考えます。

狩猟者の確保や育成対策について、県はどのように取り組んでおられるのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、まず、狩猟者の確保対策としまして、狩猟免許受験者を対象とした事前講習会の開催や、免許取得の経費の一部を助成するなど、免許を取得しやすい環境の整備に取り組みますとともに、狩猟税の免除や軽減措置による有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の確保や、林業大学の長期課程カリキュラムに狩猟免許取得を組み込むなど、若手狩猟者の確保にも努めております。

また、育成対策としましては、県内各地において、経験の浅い狩猟者を対象とした初心者講習会や、有害鳥獣捕獲班員等を対象とした、銃やわなの技術講習会等を開催しているところであります。

今後とも、狩猟免許試験の会場を増やすなど、市町村、関係機関と連携して、狩猟者の確保や育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、本県を代表する土地利用型の作物であります、お茶の振興について伺います。

急須などを使って茶葉から入れるリーフ茶の消費減退や価格低迷など、お茶の生産を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

本県では、平野部から中山間地域まで広く茶の産地が形成され、令和元年の荒茶の生産量は3,510トン、全国4位の地位にありますが、10年前と比較いたしますと、栽培面積は約2割、農家戸数は約3割減少して、産地存続の危機に直面いたしております。

県内では、輸出や商品開発などに積極的に取り組んでおられる事例もありますが、一方で、茶の廃作・転作を進めるなど、経営の行く先に不安を抱いている茶農家もあります。

そこで、今後の茶の振興について、どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の茶は、煎茶や釜炒り茶など、地域の特徴に応じた産地づくりを進めてまいりましたが、ペットボトル茶の定着などによりまして、一般家庭におけるリーフ茶の消費が減少しており、農家経営は大きな影響を受けております。

このため県では、県内外の茶取扱業者等との契約産地づくりに向けまして、低コスト化や労力軽減のためのスマート農業技術の導入とともに、地域の拠点茶工場を中心に、多様なニーズに対応した共同製造を進めることとしております。

また、EU等への有機栽培茶の輸出や、付加価値の高いウーロン茶・紅茶などを生産している先進事例も育っておりますことから、新たにチャレンジする産地を拡大してまいります。

今後とも、市町村や関係団体と一体となりまして、競争力のある茶の産地育成に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、お茶からの品目転換について伺います。

本県の茶園は、農家のこれまでの努力によって農地を集積し、一定のまとまった面積となっております。この農地が荒廃すると、その地域にとっては極めて重要な課題となります。地域資源である農地をしっかりと守り、茶から地域の重点品目に転換することは、地域農業の振興を図る上で重要であります。

しかしながら、茶は酸性の土を好む作物であります。他の作物は酸性の土壌を好まないものが多く、品目転換の課題となっているのも事実であります。

茶の土壌は、pHが2.5ぐらいしかないらしいんです、私も知りませんでしたけれども。そうすると、そこで育つ茶を廃作して、伐根し整地して植える作物というのは、もうブルーベリーぐらいしかないらしいです。そのような状況でありますので、後の作物について大変困っている状況であり、品目転換の課題となっておりますのも事実であります。

そこで、お茶からの品目転換にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、茶は一定のまとまった農地が団地化されておまして、茶からの品目転換は、地域の農地を守り、地域の推進品目による新たな産地づくりを進める上で、大変重要であると考えております。

このため、農業改良普及センターを中心に、営農や経営相談等において、まずは、園地の承

継を働きかけますとともに、品目の転換を希望される場合は、補助事業等を活用いたしまして、茶の木の抜取りや、土壌分析に基づく酸性土壌の改善、土壌水分調整のための暗渠排水などの取組を支援してまいります。

今後とも、市町村やJ A・関係団体等と連携いたしまして、茶の生産振興を基本としながら、農家の意向に沿った品目転換も円滑に進められますよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

○濱砂 守議員 次に、第八次農業・農村振興長期計画について伺います。

県は、本県の農業・農村の将来に向けた長期計画を、この2月定例県議会に提案し、本年4月からのスタートを目指しております。

この長期計画は、台風災害を避ける営農方式への転換を目指した昭和35年の「防災営農計画」から始まり、本年度で60年目の節目を迎えます。

防災営農計画は、当時、二期作をまだ作っている時代ですから、ちょうど台風に直面した、そして、その台風を避けるために超早場米を、今、転換して作っているわけでありすけれども、そのような時代に防災営農計画ができたようであります。

この間、本県農業は、畜産や施設園芸を中心とした産地づくりにより、我が国の食料供給基地へと発展してまいりました。さらには、みやぎブランド戦略やフードビジネス振興など、時代に応じた変革に挑戦しながら、大きな成長を遂げた本県農業の歩みは、高く評価されるべきものと思います。

しかしながら、近年の農業・農村を取り巻く環境は、全国各地で、これまでに経験したことのないような自然災害や家畜伝染病、作物の新

たな病虫害等の発生が続いており、加えて、新型コロナウイルスの感染拡大なども、今後の農業の振興に大きな影響を及ぼします。このような時代だからこそ、第八次長期計画が示す将来像や具体的な取組が重要であります。

そこで、幾つかの点から質問をしていきたいと思えます。

まずは、担い手対策についてであります。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えている本県であります。農業におきましても、基幹的農業従事者が、この5年で約1万人も減少しております。

担い手の減少は、生産力の低下や農村の衰退にもつながることから、本県農業・農村の持続的な発展には、担い手の確保と育成は絶対に欠かせない対策であります。

そこで、第八次長期計画における担い手の確保・育成対策について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 本県では、3年連続で新規就農者数が400名を超えるなど、増加傾向にある一方で、今後、団塊世代の離農による農業者のさらなる減少が懸念されております。

このため次期計画では、近年の田園回帰志向の高まり等をチャンスと捉え、就農希望者が安心して就農できますよう、リモートによる就農相談や、県内13か所の就農トレーニング施設等での研修、さらには、離農者の経営資源の承継による初期投資の負担軽減など一連の支援を拡充し、積極的に進めてまいります。

また、農業者とその経営を支える雇用人材等を「みやぎきアグリプレーヤー」と位置づけ、経営の発展段階に応じた研修やネットワークづくりを強化するなど、市町村等と連携いたしま

して、産地を牽引する担い手の確保・育成にしっかり取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、耕種部門の生産振興対策について伺います。

今後、担い手の減少や雇用労働力の不足等により、熟練農家の技術の喪失や産地の生産力の低下が懸念されております。

一方で、大規模経営体によるスマート農業技術の導入や、生鮮農作物など素材供給県からの脱却に向けた、新たな付加価値をつける産地確保の取組が始まっております。

将来にわたり持続的な耕種農業を実現していくためには、宮崎の強みを発揮できる農産物の重点的な産地づくりに早急に取り組むことが必要であります。

そこで、本県の耕種農業の生産力を維持・発展させていくために、どのような取組を進められているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県耕種農業の生産力向上のためには、本県の強みを発揮できる重点品目の絞り込みや、スマート技術の導入に加え、周年出荷体制の構築、さらには加工野菜の国産化への対応等、多様なニーズに適応した産地改革が必要であります。

このため、ピーマン等の養液栽培による周年栽培や、ドローン、ロボットトラクター等の導入による超省力化など、スマート農業技術の実装を進め、生産性の高い産地づくりに取り組んでまいります。

さらに、大規模経営体を核に、耕種版インテグレーションによります生産の分業化の促進とともに、冷凍野菜・漬物など加工業務専用の産地づくりや、コロナ禍で生まれた新たな消費者ニーズに対応できる加工機能の強化など、産地

の高付加価値化に向けた取組を積極的に進めてまいります。

○濱砂 守議員 さて、これまで質問した内容を含めまして、今回の長期計画では目指すべき将来像が掲げられており、より具体的な施策についても打ち出されております。一つ一つの施策にしっかり取り組んでいただいて、着実に成果を上げていかなければなりません。何よりも、農業者や県民の思いと期待をしっかりと反映させ、目指すべき宮崎県の将来像を実現していくことが大事であります。

そこで最後に、本県の農業の歩みと合わせるように、30年以上にわたる本県農業・農村の振興に尽力されてきた大久津農政水産部長に、第八次長期計画により、今後、どのような取組を進め、本県農業・農村の目指すべき姿をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県農業は、「防災営農計画」を原点にいたしまして、幾多の産地改革を重ね、我が国を代表する食料供給産地として発展してまいりました。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、グローバル化をはじめ、急激に変化しておりまして、様々な課題に的確に対応するため、次代を担う農業者や県民の方々との意見交換を重ね、今後の本県農政の羅針盤となる第八次長期計画を取りまとめたところでございます。

この計画案では、先人たちが築き、育ててこられた本県農業・農村のすばらしい資源や人材等を次の世代にしっかりと引き継ぐために、常在化する様々なリスクに対し、安心して専念できる農業構造への変革を進める「新防災」の取組を推進してまいります。

あわせまして、賢く稼ぐために、生産・流通・販売、それぞれの段階で技術や情報等を取り

込んで活用するなど、農業のスマート化を進めまして、従来の枠を超えたチャレンジを続けることによりまして、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を図ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、高速道路の整備について伺います。

高速道路網の整備は、本県の発展に極めて重要であることから、早期完成は県民の悲願でもあります。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害への備えとして、救援物資や救急医療の代替・支援ルート確保は、県民の生命、財産を守る上で喫緊の課題であり、まさに「命の道」として、早期整備が急務となっております。

しかしながら、本県の高速道路の供用率は74%、全国平均の86%と比べると、いまだ低い状況です。

一方で、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においては、高速道路のミッシングリンク解消なども対象になっておりますことから、県内高速道路の整備促進が期待されております。

そこで、東九州自動車道県南区間及び九州中央自動車道の進捗状況と今後の取組について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 東九州自動車道の県南区間につきましては、昨年度事業化されました油津－南郷、奈留－夏井間など、4区間で事業が着実に進んでおりまして、そのうち、清武南－日南北郷間は、令和4年度に開通予定となっております。

また、九州中央自動車道につきましても、今年度事業化されました蘇陽－五ヶ瀬東間など、3区間で着実に事業が進んでおり、このうち、

日之影深角－平底間につきましては、令和3年内に開通予定となっております。

しかしながら、県内には、両路線合わせて約33キロメートルの未事業化区間が残されており、高速道路のミッシングリンク解消は喫緊の課題でありますことから、国の国土強靱化対策を推進する観点からも、必要な予算を2月補正及び令和3年度当初に計上しますとともに、地元の市や町と一体となりました用地の先行取得や、工事残土の受入れにも取り組んでいるところであります。

今後とも引き続き、知事を先頭に、沿線自治体や関係団体等と連携を図りながら、国に対して、早期全線開通を強く要望してまいります。

○濱砂 守議員 次に、国道・県道の整備状況について伺います。

国県道については、高速道路と一体となって地域の産業及び経済、そして住民生活を支える必要不可欠な社会インフラであり、その整備は、防災・減災の観点からも大変重要な課題となっております。

地域高規格道路などを中心に、目に見えて整備が進んでいる路線もありますが、一方で、地形的条件の厳しい中山間地域を多く抱えていることから、本県の国県道の改良率は、残念ながら九州で最下位であり、県内各地で道路整備の促進を望む切実な声が多く聞かれます。

そこで、国県道の整備状況と今後の取組について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国県道につきましては、高速道路を補完し、産業活動の支援や地域間交流の促進、さらには、安全・安心な暮らしの確保など、極めて重要な役割を担っておりまして、欠かすことのできない社会資本であります。

昨年の国道219号広瀬バイパスや、来月予定しております都城志布志道路の県境区間の開通など、道路整備は着実に進んでおりますが、議員御指摘のとおり、急峻な地域を多く抱える本県の道路改良率は、他県と比べ低いことから、必要な道路整備を計画的に推進し、平常時のみならず、災害時にも機能する道路ネットワークの充実を図っていく必要があります。

このため、道路整備に関する事業が拡充されました、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策も積極的に活用していくこととしており、引き続き、道路予算の確保と本県への重点配分が図られますよう、関係団体と連携しながら、国へ強く訴えてまいります。

○濱砂 守議員 次に、新たな広域道路ネットワーク計画について伺います。

先ほど部長の答弁にもありましたが、毎年のように自然災害が発生する本県においては、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築することが重要であります。

例えば、国道219号を例に挙げれば、西都インターチェンジと人吉インターチェンジを結び、重要港湾にアクセスする幹線道路として、災害時には広域的な救援物資の輸送路となります。

重要物流道路制度の創設を契機に、現在、県においては、新たな広域道路ネットワーク計画の検討を進めていると聞いておりますが、この計画は、中長期的な視点に立った、まさに九州全体の道路ネットワークを形成するものであり、ぜひともその計画に本県の路線が位置づけられるよう、全力で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、新たな広域道路ネットワーク計画の検討状況について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 新たな広域道路ネットワーク計画につきましては、主要都市間を結ぶ道路としてはもとより、空港や港湾等の拠点へのアクセスを支えるなど、総合交通体系の基盤となるものでありまして、防災・減災の観点、さらに、新たな社会・経済の要請にも対応できますよう、現在検討を進めているところであります。

具体的には、平常時だけではなく、災害時にも安定した人・物の流れを確保するため、高速道路や地域高規格道路などをベースに、議員御指摘のありました国道219号など、道路ネットワーク強化に必要となる路線を選定しまして、県域を越えた、九州全体の道路ネットワーク形成に向けて、国や隣県と調整を行っているところであります。

今後、さらに関係機関と連携を図りますとともに、有識者等の意見も幅広く伺うこととしておりまして、引き続き、計画策定にしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、河川内の個人所有地の現状などについて伺います。

近年の気候変動の影響により、水害は激甚化・頻発化し、自然災害のリスクがますます高まっております。

このような中、本県においても、国土強靱化3か年緊急対策として、これまでに、河川内の樹木伐採や掘削工事などが進められており、治水対策の効果が大きいと高まっているものと感じております。

しかしながら、河川の掘削工事をはじめ、堤防や護岸工事などに当たっては、河川内に個人所有となっている土地があるため、一部で河川工事に支障が生じているとも聞いております。

河川内の個人所有地は、現在も耕作地等とし

て利用されている土地もありますが、長年にわたり放置されている土地も多いのが現状であります。河川の整備を着実に進めていくためには、河川内の個人所有地の買収も進めていく必要があります。

そこで、河川内における個人所有地の現状と対応について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 河川内の個人所有地は、所有者が行方不明であったり、地権者が多数にわたることが多い上に、字図混乱地となっている場合もあります。

このため、所有者が不明の場合には、裁判所の許可を得て財産取得が可能となります不在者財産管理人制度などを活用しておりますが、用地取得に当たり、用地交渉や用地境界の確定に多大な労力と時間を要しまして、工事の支障になることもございます。

しかしながら、河川整備を進めることは、県民の生命と財産を守り、災害に強い県土づくりを進める上でも大変重要でありますので、引き続き、用地取得に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 よろしくお願いたします。

次に、ダムの事前放流の取組について伺います。

令和元年に東日本を襲った台風19号において、国の要請に応じ利水ダム等から事前に放流が行われ、あらかじめダムの水位を下げることで、洪水調節容量を確保し、ダム下流の河川の水位を下げる効果があったとの報道がありました。

これを契機に、同年12月、国において、既存ダムについて、事前放流に関する基本方針が示されたことによりまして、今年度、水系ごとに

関係者間でダムの事前放流に対する協定が締結され、運用が始まったと聞いております。

本県においても、九州電力などの利水ダムが多数あり、これまで大雨のたびに浸水の被害を受けてきた地域では、ダムの事前放流の効果が大きいと期待されております。

そこで、ダムの事前放流の取組状況について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） ダムの事前放流は、大規模な出水時に、各ダムが有します利水容量を、洪水調節に活用する取組であります。

本県におきましても、今年度、国が定めた基本方針に基づきまして、国や県が管理する全ての水系において、河川管理者やダム管理者などの関係者と、事前放流に関する協定を締結したところです。

これに基づきまして、昨年9月の台風10号の際には、県内46ダムのうち、協定で定めた基準に降雨量が達した一ツ瀬ダムや上椎葉ダムなど、23ダムにおいて事前放流を実施したところでもあります。

今後とも、事前放流が必要な際には、関係機関と連携の上、着実に実施し、流域住民の安全確保を図ってまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、企業局の取組についてお聞きいたします。

まず、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を活用した水力発電所の大規模改良事業についてであります。

企業局においては、昨年度策定された経営ビジョンの中で、建設から60年以上経過する発電施設等の老朽化が進行していることから、その対応として、発電所の大規模改良事業を的確に

実施し、事業の実施に当たっては、F I Tを活用することとされております。

このような中、現在、渡川発電所と綾第二発電所の2つの発電所で大規模改良事業に取り組まれておりますが、それぞれの事業の進捗状況とF I T活用の効果について、企業局長にお尋ねいたします。

○企業局長（井手義哉君） 渡川発電所につきましては、平成30年度にF I T認定を受け、現在、2台ある発電機の更新工事を順次行っておりまして、令和4年度末に事業を完了する予定であります。

次に、綾第二発電所については、昨年10月に、設計・施工一括により請負契約を締結し、現在、令和3年度中のF I T認定に向けて、更新工事の内容や範囲など認定の条件に沿うよう、国と十分協議を行いながら、発電設備等の詳細設計を進めているところでございます。

その後、令和4年度に工事用道路、令和5年度に発電所の本体工事に着手し、令和7年度末事業完了の予定であります。

F I T活用の効果といたしましては、発電開始後の20年間で、渡川発電所で40億円、綾第二発電所で220億円の増収を見込んでおりまして、これらの事業を確実に進めることにより、将来にわたる電力の安定供給と収益の確保を図ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、企業局における地域貢献の取組について伺います。

企業局では、これまで健全な経営を維持しながら、一般会計に対し、口蹄疫復興ファンドへの20億円の貸付けのほか、県営電気事業みやざき創生基金に対する30億円の繰り出しなど、県財政へ大きく貢献されております。また、市町村等が行う小水力発電にも支援を行い、再生可

能エネルギーの普及にも取り組んでおられます。

こうした地域貢献は、本県の発展と県民福祉の向上に大きく寄与するものであり、今後も引き続き、こうした取組が期待されております。

新年度に当たり、企業局では、令和3年度にどのような形で地域貢献に取り組もうとされているのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、「地域貢献に資する取組の推進」を、令和3年度重要施策の一つに位置づけておりまして、積極的に取り組むこととしております。

具体的には、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金の財源として、10億円を一般会計に繰り出すほか、発電所の施設等が所在する市町村が取り組む地球温暖化対策や地域活性化等の事業に対し、助成金を交付することとしております。

そのほか、小水力発電導入に取り組む市町村等に対する技術的支援や、ダム上流域の未植栽地を水源涵養機能の高い森林として整備する「緑のダム造成事業」などにも引き続き取り組むこととしております。

今後とも、健全経営を維持しながら、効果的な地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

引き続き、新県立宮崎病院の整備状況について伺います。

大正10年に開設され、今年10月で100周年を迎える宮崎病院は、地域の中核的病院としての役割を担っており、「第三次救急医療施設」のほか、多くの専門学会認定医・専門医の研修・教育施設に指定されております。

さらには、基幹災害拠点病院として、災害発

生時に中心的に活動する救命施設であるとともに、県内の災害拠点病院に対し教育・指導を行う役割も担っております。

このような様々な機能を有している宮崎病院ですが、年内には新県立宮崎病院の建物が竣工し、来年の開院に向けて、整備の進む新県立宮崎病院の工事の進捗や医療機器の整備がどのような状況なのか、また、医師をはじめとする医療スタッフの充実などについて、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 新県立宮崎病院は、9月末の竣工、来年1月の開院を予定しておりますが、工事の進捗は、1月末現在で、建設主体工事が62.0%、工事全体では46.4%でありまして、おおむね順調に進んでおります。

また、医療機器については、約65億円をかけて整備を進めておりますが、内視鏡カメラとロボットアームにより、高度な内視鏡手術を可能とし、患者の体への負担が軽減できます手術支援ロボットの新規導入をはじめとしまして、放射線治療装置やMRIなど、診療機能強化のための機器を購入する計画としております。

こうした先端医療機器や増床を行います救急部門などの機能が十分発揮されるよう、医師や看護師の増員など、人員体制の充実・強化にもしっかり取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、新宮崎病院の病床数と新型コロナウイルス感染症を踏まえた整備について伺います。

先ほどの答弁によりますと、工事は順調に進んでおり、開院に向けしっかり取り組んでおられるようですが、コロナ禍においては、感染者の急増など現在の病院施設では対応が困難な部分があったのではないかと思います。

そこで、新病院では、現在の病院と比較し

て、感染症病床や一般病床がどの程度整備されるのか、また、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たに追加される施設について、どのようなものがあるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 新病院の病床数は、一般病床などの削減により、現在より45床少ない490床を整備することにしておりますが、一方で、救急病棟の病床やICUなどを増床しまして、高度医療、急性期医療の充実を図ることとしております。

また、新型コロナにも対応する病床につきましては、本館に第二種感染症病床を6床、さらに、現在の精神医療センターの建物を改修して、エボラ出血熱などにも対応できます第一種感染症病床を2床、整備することとしております。

さらに、今回の新型コロナへの対応を踏まえて、新病院では、本館の病棟の一部を、感染症専用の病床に区分して使用できるよう整備しますほか、現在の精神医療センターに整備する研修室を、診療・入院スペースへの転用を可能とすることで、受入れ患者の急増にも速やかに対応できるよう工夫をしたところでありませう。

今後とも、本県の中核病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、県警察本部が今年1月に公表した「社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に係る基本方針（案）」についてお伺いいたします。

方針案では、治安上の課題に適切に対処していくために、大きく5項目が示されております。

その中で、小規模警察署の体制の合理化や交番・駐在所の統廃合については、全国的に交番襲撃事件が相次いでいる状況等から、危険な現場における警察官の職務執行力を早急に強化してほしいとの声がある一方で、地域の重要な治安拠点でもある交番・駐在所の再編整備に対して、不安を感じる地区住民もいることと思います。県全体の状況を見渡した組織体制の再編整備も理解はできますが、地域住民の不安感の解消等に努めることも重要だと思えます。

そのような住民の不安感をどのように受け止め、小規模警察署体制の合理化や交番・駐在所の統廃合をどのように進めていくのか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 小規模警察署の体制の合理化は、パトロールや事件事故等への対応等、治安維持に必要な体制は維持しながら、それ以外の体制の合理化を図るものです。

交番・駐在所の統廃合は、人員を集中配置し、危険な現場での的確な職務執行等の確保を図るためのものであります。

交番・駐在所までの距離が遠くなった地域住民の不安感は、昼夜を通して広域的にパトロールを行う警察署のパトカーの運用体制を増強し、迅速な現場臨場を確保することで解消できるものと考えております。

基本方針案は、地域の安全・安心につながる機能強化のために策定したものであり、県警としましては、県全体の状況を見渡し、県民の御理解と御協力を得ながら、組織体制の再編整備を進めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、県内における交通事故情勢について伺います。

昨年中は、新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出や県をまたぐ移動の自

粛により、人や交通の流れも大きく変わったかと思えます。

そこで、去年の交通事故の発生件数と、事故で亡くなられた方の人数の増減について、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 令和2年中の交通事故の発生件数は5,126件で、前年と比較しますと、マイナス1,495件、減少率は22.6%となっています。

全国的にも減少傾向にあり、背景には、関係機関・団体と連携・協働した交通安全対策の取組により、県民の交通安全意識の向上が図られたことがあると考えております。また、コロナ禍による交通量の減少も、少なからず影響しているものと思われます。

交通事故で亡くなられた方は36人で、前年と比較すると3人減少しています。しかし、このうち30人が高齢者であり、亡くなられた方の中で高齢者が占める割合は、83.3%と過去最高の数値となっています。この数値は、全国でも第2位の高さであります。

○濱砂 守議員 次に、高齢者の事故防止対策について伺います。

交通事故の発生件数が減少していることは、大変喜ばしいことではありますが、交通事故で亡くなられた方の8割以上を高齢者が占めていることは、大変憂慮すべき状況にあります。

背景には、本県には中山間地域が多く、生活のために高齢者が運転しなければならないという現実があるようです。

今後さらに高齢化が進んでいくことが予想されており、県警や関係機関・団体、ひいては県民を挙げて高齢者が安心して安全に暮らせる宮崎県の実現に向けて、取組の強化が望まれております。

そこで、本県の高齢者の交通事故を防止する重点的な対策のうち、今後の主な取組について、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 本県で重点的に取り組む高齢運転者対策として、一昨年から、高齢者御自身が運転する時間帯や場所等の運転条件を選択する「制限運転」を推進しております。

この取組は、市町村連携型の施策として、昨年末現在で9市6町が導入しており、本年も、取組の定着と県下全域への拡大を図ってまいります。

このほか、専門の看護師が、運転に不安を抱える高齢者やその家族等の相談を受ける「安全運転相談」についても、制度の周知と相談者の状況に応じた迅速な対応を図ってまいります。

また、高齢歩行者対策として、反射材の着用促進や、横断歩行者保護のための交通指導取締りなど、高齢運転者と歩行者の総合的な交通事故防止活動を推進してまいります。

○濱砂 守議員 それぞれに答弁いただきました。ありがとうございます。

最後になりますが、本日、この議会に出席されております部局長をはじめ506名の職員の皆様が、この3月をもって県を定年退職されると伺っております。

退職される皆様には、長年にわたり県政発展に御尽力いただき、誠にありがとうございます。深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。私の代表質問を終わらせていただきます。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の日高博之でございます。私の胸につけているシトラスリボンは、内田議員からプレゼントしていただいたものであります。知事がつけていないのはちょっと気にはなりますが、内田議員からもらってください。

それでは、濱砂会長に引き続き、代表質問を行ってまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

本県では、年末からの新型コロナウイルス感染症の急拡大に対応するため、1月7日から2月7日までの約1か月間、県独自の緊急事態宣言を発令し、外出や県外との往来の原則自粛や、飲食店への時間短縮の要請等を行いました。感染が一段落ついたことから、2月8日からは警戒レベルを1つ下げ、感染拡大緊急警報へと移行しました。

2月24日からは、圏域ごとの感染区分は変更されたものの、警戒レベルにつきましては、感染拡大緊急警報を継続しております。

3月、4月は移動のシーズンで人の動きが活発になり、また5月には大型連休もあることから、県民一人一人が感染拡大の防止にしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

これまで知事は、いろいろなテレビや新聞、ユーチューブなどで、県民への注意喚起を行っておられますが、再び感染が拡大することがな

いよう、県民がどういった行動をすればよいのか、知事がもっとアピールする必要があると思います。

そこで、県独自の緊急事態宣言について、知事はどのように判断し、現時点でその効果をどう認識しているのか。また、今後、感染拡大防止のために県民はどうすればよいのか、知事にお伺いいたします。

次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年、鹿児島で開催が予定されていた国体が延期されたことを受けて、本県で開催予定の国スポ・障スポが1年先延ばしとなり、令和9年に開催されることとなりました。

大会の開催に向けては、その分、準備期間が取れるということになりますので、着実に準備を進めていく必要があります。特に、県有主要3施設の整備については、開会式や複数の競技種目の開催などが見込まれ、メインとなる競技会場でありますので、しっかりとした対応が求められます。

また、完成後は、それらの施設を有効に活用していくことも重要ではないかと考えます。

そこで、国民スポーツ大会に向けた県有主要3施設の整備の進捗状況と今後の利活用について、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、国土強靱化についてお伺いいたします。

近年、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生しており、今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、さらなる気象災害の頻発化・激甚化が懸念される場所であり、本県におきましても、様々な自然災害が相次いで発生しており、特に昨年9月、椎葉で発生した大

規模な土砂災害は大きな被害をもたらしました。

私自身、大変衝撃を受けた災害であり、残念でなりません。改めまして、犠牲になられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

災害リスクの高い本県にとって、その脆弱性を克服していくことは待ったなしの課題であり、県民の命と暮らしを守るために、事前の備えとなる防災・減災対策を、緊急的かつ集中的に進めていく必要があると考えております。

このような状況の中、国が平成30年度からスタートさせた「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」は、令和2年度までの3年間で、約7兆円に及ぶ事業規模で進められてきたところではありますが、県土整備部としてどのように取り組んでこられたのか、県土整備部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問については質問者席から行ってまいります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。県独自の緊急事態宣言発令に至った判断や、その効果等についてであります。

年末年始からの爆発的な感染拡大によりまして、本県は「歴史的な危機」に直面していると認識いたしまして、直ちに最大限のブレーキを踏むべきであると判断したところでもあります。そして、全国でも最も早いタイミングとなりましたが、県独自の緊急事態宣言を発令し、県民に対する外出自粛や飲食店への時短要請等を行うことを決断いたしました。

多くの県民や事業者の皆様に対し、大変な苦勞をおかけすることから、私も胸が痛む思いが

しておりました。しかしながら、県民の命や健康を守ることを最優先に、何としても感染を早期に抑え込む必要があると判断したところであります。

県民の皆様の御協力によりまして、全国に比べても急速に鎮静化することができたものと認識しております。

今後の感染拡大防止につきましては、3月、4月は、進学や就職、転勤など人の動きが活発化する時期を迎えます。これまでの第1波から第3波を考えますと、人の移動が活発化する時期に大きな感染の波が訪れております。

十分注意が必要だと考えておりまして、新しい生活様式の下、マスクの着用や小まめな手洗い・手指消毒、さらには、体調が悪いときは休み、早期に医療機関を受診するなどの基本的な感染対策の徹底を改めてお願いするとともに、私自身もその重要性につきまして、メディアをはじめ、あらゆる機会を捉えて、積極的に呼びかけを行ってまいります。以上であります。

〔降壇〕

○総合政策部長（渡邊浩司君）〔登壇〕 答えたいします。県有主要3施設の整備についてであります。

まず、都城市山之口町の陸上競技場につきましては、昨年12月に埋蔵文化財調査が完了したところであり、現在は、造成工事と併せて、県が整備を行う主競技場及び投てき練習場の実施設計について、最終の調整を図っているところであります。

次に、延岡市の体育館につきましては、昨年12月に建物の実施設計が完了し、3月の入札公告に向けて準備を行っているところであります。

最後に、PFI方式で整備を行う宮崎市の

プールにつきましては、昨年11月に入札公告を行ったところであり、4月に予定しております入札参加グループからの具体的な提案内容の受付に向けて、必要な手続を進めているところであります。

いずれの施設も令和7年度の供用開始を予定しておりまして、令和9年度の大会開催までの間は、本県選手の競技力向上に向けた練習拠点としてしっかり活用するとともに、大会後は、生涯スポーツの振興や合宿誘致など、スポーツランドみやぎきの新たな拠点としての利活用が図られますよう、取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（明利浩久君）〔登壇〕 答えたいします。国土強靱化の取組についてであります。

県では、国土強靱化基本法の制定により、「宮崎県国土強靱化地域計画」を平成28年度に作成した上で、ハード・ソフトの両面から、それまでよりもさらに、社会インフラなどの防災・減災対策を推進しているところであります。

加えまして、平成30年度からは、3か年緊急対策として、重要インフラの緊急点検を踏まえ、特に緊急に実施すべき箇所について、集中的に取り組んでおります。

具体的には、県内158河川、約200万立方メートルに及ぶ河道掘削のほか、緊急輸送道路における橋梁の耐震化、物流拠点を担う重要港湾の耐震強化岸壁の整備等を実施しております。

これらの取組により、洪水時における家屋等の浸水被害の軽減や、災害に強い人流・物流ネットワークの構築など、県土の強靱化は着実に進んでいるところであります。以上でございます。〔降壇〕

○日高博之議員 壇上でのコロナウイルス感染

症の質問に引き続き、お伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けての県独自の緊急事態宣言の発令によって、経済活動に急ブレーキをかけたことで、感染の減少につながりました。この知事の決断につきましては、いろんな方面で、知事は変わったなど、または、よく決断されたなどということで、称賛の声をよく聞いているところでございます。

しかしながら、その反面、飲食店や宿泊業をはじめとする県内経済は大きな打撃を受けており、その修復は容易ではございません。

県は、昨年5月に「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定し、感染リスクはゼロにならないことを前提に、感染防止と社会経済活動の維持・再生の両立を目指すとしています。

知事も常々、アクセルとブレーキという表現を使っていますが、そろそろ経済再生に向けたアクセルを踏む必要があるのではないかと考えます。

コロナ禍におきまして、新しい生活様式の導入やソーシャルディスタンスの確保など、様々な制約が課せられている状況にあり、今後、新しい産業が生まれる可能性もあれば、逆に廃れる産業もあると思います。

地域経済や産業においては、これまでどおりの対応では通用しない、時代の転換期を迎えており、時代を先取りした対応が求められるのではないのでしょうか。

そこで、新型コロナウイルスによって打撃を受けた県内経済の再生に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、緊急事態宣言によりまして、即座に最大限の急ブ

レーキをかけたところでありますが、それを今、一定程度緩めて、今後、経済の再生・発展に向けては、徐々にアクセルを踏むべき段階を迎えております。地域経済や雇用を下支えするこれまでの取組に加えまして、コロナの発生により生じた変化や、顕在化した課題を見据えた施策を強化していくことが重要であると考えております。

このため、まずは、来年度を「デジタル化元年」と位置づけ、行政や暮らし、産業のあらゆる分野でのイノベーションに取り組むとともに、それを支えるデジタル人材の育成にも力を入れたいと考えております。

また、新たな地方回帰の動きを捉え、本県の魅力とリモートワークとを掛け合わせた、本県ならではの新しい働き方についても、積極的に推進することとしております。

さらに、身近な地域での観光ニーズに対応した施策の推進や、サプライチェーンの国内回帰などの企業動向を踏まえた取組を展開するとともに、脱炭素や分散型社会などの進展によりまず、社会や産業構造の変化の可能性も見据えながら、県内経済の早期再生とさらなる成長に、先見性を持って取り組んでまいります。

○日高博之議員 次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いいたします。

国は、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細やかにコロナ対策として必要な事業が実施できるよう、地方創生臨時交付金の設置をしております。

国の3次補正で、この臨時交付金は1.5兆円が設置され、地方単独事業分として1兆円、このうち本県には約75億円が限度額として示されております。

内訳を見ますと、地域経済対応分約42億円、感染症対応分約33億円となっており、感染症対応分の中には、独自の営業時間短縮に取り組み、協力金を支給した自治体への上乗せ分として6億円程度が含まれているようです。

一方、本県では、さきの臨時会において、飲食関連事業者等への支援金として約15億円の補正。国に対しても、緊急事態宣言発令地域に限らず、売上げが減少した中小企業を一時金の支給対象とするように、県議会では丸山議長を中心に、意見書を国に提出いたしました。また、我々自民党県連も星原会長、中野幹事長を中心に、他県に先駆けて党本部に要望を出しました。公平な措置を求めてきた中で、この上乗せ額では「話にはならない、不十分だ」と考えているところであります。

また、来年度のコロナ対策関連事業を含めると、本交付金の余裕はなく、今後、第4波への対応などを考えると、財源的に大変厳しい状況になることが心配されます。

そこで、地方創生臨時交付金の3次配分に対する評価と、今後の交付金確保にどのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の地方創生臨時交付金の配分では、御指摘がありましたように、新たに、営業時間の短縮要請等、独自の対策を行った自治体に対して、一定の措置が講じられたところであります。

一方、本県は、感染の早期収束のため、独自に緊急事態宣言を発令し、必要な対策を先んじて実施したものでありまして、このことによる地域経済への影響は、国の緊急事態宣言の対象地域と同じであり、交付金の配分においても、同宣言地域と同様のさらなる増額措置が講じられるべきものと考えております。

コロナと共に生きる社会においては、今後の感染状況に応じて適時的確に対策を打っていくためにも、また、ポストコロナを見据えた取組を着実に進めていくためにも、必要な財源の確保は極めて重要な課題だと考えております。

このため、来年度におきましても、この交付金の措置や財政基盤の脆弱な地方への重点配分が図られるよう、全国知事会等とも連携し、また、地方税財政常任委員会委員長としての立場でもしっかり役割を果たしながら、国とのパイプも十分に活用し、しっかりと働きかけてまいります。

○日高博之議員 次に、飲食関連事業者等の支援金についてお伺いいたします。

この支援金につきましては、先ほど質問で申し上げましたように、国の政策的な不整合があったことから、十分な財源措置がなされていないということは明白でございますので、今後、国へ強く要請していただきたいと思っております。

しかしながら、日々、飲食店に関連する事業者からの支援を求める声が高まる中、さきの臨時議会において、国の判断を待たずに県独自の支援金の支給を決定し、スピード感を持って取り組まれていることは評価すべきものだと考えております。

そこで、飲食関連事業者等への支援金の現在の取組状況などについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 飲食関連事業者等に対する支援金は、飲食店への営業時間短縮要請により大きな影響を受けた飲食店と直接取引のある事業者のほか、タクシー及び代行運転事業者を対象とし、同時期の売上げが前年より50%以上減少した事業者に20万円を支給

するものであります。

時短営業をした飲食店との取引につきましては、納品書等で確認することとなりますが、その他詳細については、整理ができ次第、速やかに県庁ホームページで公表いたしますとともに、週明けにはコールセンターを開設する予定であります。

また、申請は郵送によるものとし、送付先は商工会議所及び県商工会連合会としておりました、来月15日を目途に受付を開始し、審査が終了したものから、随時支給することとしております。

今後、様々な機会を捉えて事業の周知を図りますとともに、商工団体ともしっかりと連携して、円滑な支給に努めてまいります。

○日高博之議員 スピード感を持ってやってほしいなと思います。

次に、全国知事会地方税財政常任委員会のことについてお伺いいたします。

知事は、昨年11月、地方税財政常任委員会委員長に就任され、令和3年度の国の予算編成、税制改正等に当たり、地方の実情や地方の求める施策について、知事会を代表して、総務大臣や地方創生担当大臣はもとより、我が自民党の三役、税制調査会の主要議員にも短期間に複数回、提案・要望を伝えられたと伺っております。

宮崎県知事として、連日、コロナ対策、補正予算編成等の陣頭指揮を執りながらの知事会用務であります。その激務たるや察するに余りあります。

地方は今、感染症対策をはじめ、防災・減災、国土強靱化、そして人口減少対策の最前線に立ち、日々、住民の命や暮らしに向き合い、奮闘しております。

全国知事会会長の飯泉徳島県知事も、不退職の決意でこの3つの国難に正面から向き合う旨を発信されております。

本県にとっても、宮崎の取組を政界の要人や中央省庁、報道を通じて全国にアピールする、得難い機会であります。

税・財政は、行政の全ての分野に係る基盤中の基盤であり、その安定なくして、地方はおろか、地方の総体である我が国の安定はあり得ません。

地方のため、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員会委員長としてどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地方税財政常任委員会では、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税などの一般財源の確保・充実を図るとともに、偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するために、地方を代表して、政府・与党に提言等を行っているところであります。

私は、委員長就任以来、度々上京して、政府・与党の幹部に直接地方の声を届け、来年度の地方交付税や新型コロナ対策の国交付金の確保等につなげてまいりました。

今回の新型コロナ対策では、宮崎県知事として、地方の実情に沿って率先して、県独自の緊急事態宣言や、飲食店取引等に対する支援を決断したところでありますが、これは、こうして認められた国の財源を有効活用し、ちゅうちょなくコロナ対策を打っていくという意味において、全国の取組に先鞭をつける意義もあったものと認識しております。

来年度は、感染対策や地域経済対策等の財源確保に加えまして、令和4年度以降、団塊の世代が75歳に達し、医療・介護の経費が大幅に増加する中で、今後の地方一般財源総額の取扱い

を議論する重要な年となります。

引き続き、全国の声をも十分に伺い、知事会長や各常任委員会委員長と共に、地方の先頭に立って、様々な地方全ての住民生活を守るため、地方税財源の確保・充実に全力を尽くしてまいります。

○日高博之議員 石橋を壊して渡ることの必要なきも、当然ございます。しかしながら、やっぱり国に対して、指摘するところは指摘していく、場合によっては「宮崎県が国をも動かす」ということも必要です。

そして、郡司副知事も言われていましたが、知事には内に秘めた闘志はあるんですね。でも、それよりも積極的なリーダーシップを県民は大いに求めていると、私は肌感覚で思っておりますので、河野常任委員長、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の変異株の検査体制についてお伺いいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されたとの報道がある中、最近では、鹿児島県において変異株が確認されたとの報道があったところではありますが、変異株は従来のウイルスよりも感染力が強いかとも聞いており、今後の感染拡大につながりかねないと懸念しているところでもあります。

そこで、本県における新型コロナウイルス感染症の変異株の検査体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの変異株につきましては、現在のPCR検査機器を用いて検査することができますが、専用の試薬が必要であります。

一般、国から試薬の作製基準等が示され、現在は、本県においても衛生環境研究所で検査が

できる準備が整ったところであります。

なお、この検査で変異株の疑いが確認された際には、国立感染症研究所に検体を送付し、最終的には国において確定することとなっております。

○日高博之議員 混乱のないようにお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る宮崎市郡医師会病院の旧施設の利活用についてお伺いいたします。

昨年8月に生目の杜に移転した宮崎市郡医師会病院について、県医師会は昨年6月、「病院移転後の旧施設を新型コロナウイルス感染症専門病院とすることの検討」を知事へ要望しております。

その後、昨年10月に、県、宮崎市、宮崎市郡医師会の3者で、新型コロナ対策に関する協力協定が締結され、旧施設は、国の緊急事態宣言が出されて以降に、県が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「臨時の医療施設」を開設する施設とされました。

特措法の改正により、国の緊急事態宣言前でも「臨時の医療施設」の開設が可能となりましたが、旧施設の活用については、人員の確保がハードルとなっているとの報道もありました。

そこで福祉保健部長に、宮崎市郡医師会病院の旧施設について、その利活用と人員確保の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎市郡医師会病院の旧施設につきましては、昨年10月に締結した県、宮崎市、宮崎市郡医師会との協力協定におきまして、県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「臨時の医療施設」を開設する施設として位置づけております。

第3波では、認知症や要介護度の高い方を含

む高齢者の入院が多く、1人の患者に看護師が複数人で対応するなど、医療機関の負荷が大きくなっており、新型コロナの医療体制全体において、必要な人員確保が厳しくなっております。

今後、感染拡大防止対策の徹底を図るとともに、医師会、看護協会と連携し、新型コロナの医療体制全体における人員の確保に努めながら、旧施設に必要な機能や人員確保の在り方についても、引き続き関係医療機関等と協議をしてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 第3波においては、認知症や要介護度の高い方を含む高齢者の入院が多くなっており、1人の患者に看護師が複数人で対応したりするなど、新型コロナウイルスの医療体制全体において、必要な人員確保が厳しくなっているとのことであります。

新型コロナに係る人員をいかに確保していくか、これは大きな課題であります。

こうした中、県医師会において、年末からの新型コロナ患者の急増を受け、県看護協会と連名で、新型コロナ患者を受け入れている医療機関や宿泊療養施設を支援するため、新たな感染者の入院受入れや、回復者の入院受入れ、医療スタッフの派遣に係る協力について、各医療機関に対し、1月9日付で緊急のアンケート調査を実施されております。

延岡、日向地区においては、アンケート調査が実施される前から、地元医師会が中心となり、延岡の宿泊療養施設に医師、看護師を派遣していたと伺っておりますが、今回、県医師会が実施した「新型コロナ感染症患者急増に対応するための緊急調査」の結果はどうだったのか、その結果に対する認識について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県医師会におきましては、県内の患者急増を受け、県看護協会とともに、患者の入院受入れや医療スタッフの派遣につきまして、各医療機関に緊急調査を実施しております。

調査の結果、感染症指定医療機関等に入院後、PCR検査で陰性が確認された患者で、引き続き入院管理が必要な患者の受入れや、医療スタッフの派遣など、57医療機関から、何らかの協力の申出がなされております。

この調査結果を受けて、県看護協会の調整により、新たに2医療機関から3名の看護師を延べ14回、宮崎市内の宿泊療養施設へ派遣がなされるなど、医療体制の確保に有効な取組であったものと認識しております。

○日高博之議員 しかしながら、結果はといいますと、「軽症の新型コロナ患者であれば受入れが可能である」とか、「新型コロナ患者以外の業務なら看護師を派遣してもいい」など、レッドゾーンに入るのは駄目だという回答であったとお聞きしております。

これでは、年末からの感染の急拡大により、介護が必要な高齢患者や重症患者の受入れで増大した医療機関の負担を軽減することにはつながらないと思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症患者の新たな入院病床等の確保について、県医師会アンケート調査の結果に対する県の対応を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘のアンケートを踏まえた調整の結果、新たに1医療機関に、新型コロナ患者の受入れ機関となっただきました。

他方で、これまで重ねてきた協議の結果、既に患者を受け入れている医療機関に増床いた

き、県全体で28床が増加し、現在274床の受入れ病床を確保できたところでは。

ただし、受け入れる医療機関に負荷のかかる患者が増加すると、この病床数でも十分とは言えない状況となることから、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を持つ方々が感染者とならないよう、急所を押さえた啓発や感染防止対策を継続してまいります。

○日高博之議員 なかなか答えが見つからないと思います。

あのときに看護協会の会長が、「感染しないことが医療従事者への最大のエール」と。その一言に尽きるのかなと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症についての、職場に復帰する基準をお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染者は、発症日から10日たてば、退院または宿泊療養施設から退所できるとされておりますが、濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日から2週間たてば職場に復帰できるとされております。

しかし、なぜ、両者の日数が異なるのか、正しく理解している県民は少ないと思います。現に、宿泊療養施設を退所した方が、職場に復帰する際に念のために検査をしたところ、陽性であったという話を聞きました。

県民や社会の方々に対しては、正しい情報を基に正しく理解していただかないと、県民の方も安心して職場に復帰はできないし、また、会社にとっても大丈夫だろうか、不安に思っても仕方ありません。

そこで、新型コロナウイルス感染症に感染した人の入院や療養の解除に関する国の基準はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国の退院基準

では、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過した場合には、PCR検査をしなくても退院ができることとなっております。本県でも、この基準に沿って同様に判断をしております。

これは、WHOなど国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日から10日程度たつと、新型コロナの感染性は急激に低下し、人に感染させる可能性は極めて低いことが分かってきましたためです。

このことから、退院・退所される方に対しましては、退院後4週間は健康観察等をお願いしておりますが、仕事等への復帰は可能とされております。

こうした情報を基に、事業主や県民の皆様が正しく理解できるよう、より周知を徹底してまいります。

○日高博之議員 ホームページで周知をさせていただいておりますが、県民の方が安心して職場に復帰できるような、事業者などへのさらなる周知をお願いしたいと思います。

次に、中小企業の経営改善についてお伺いいたします。

県内中小企業は、新型コロナの影響により大幅な売上げ減少を余儀なくされ、何とか事業を継続するため、やむを得ず借入れをしたところでもあります。

その結果、過剰な債務を抱えた状況となっている企業もあろうかと思っております。今後、本格的な返済が始まることになり、厳しい経営環境の中で、大変苦労や心配をされております。

そこで、借入金返済の課題を抱えた中小企業の経営改善について、今後、どのように支援していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 融資後の企業支援につきましては、これまでも金融機関や再生支援協議会等により、個別の支援が行われているところでありますけれども、今回の新型コロナに伴い融資額が増加しております、その対応が必要となっております。

このため、先般、県と信用保証協会が事務局となり、金融機関、商工団体、再生支援協議会等で組織する「中小企業支援ネットワーク」を再構築いたしまして、関係機関が一丸となって支援していくことを確認したところであります。

今後、関係機関のノウハウの共有や情報交換等を行いながら連携を強化し、企業の実情に応じて、迅速な返済猶予や複数の金融機関による調整、あるいは専門家を活用した経営改善計画策定など、最適で効果的な支援策を提供できるよう取り組んでまいります。

○日高博之議員 次に、雇用問題についてお伺いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響下における有効求人倍率や新卒求人の内定状況など雇用情勢の現状について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 昨年12月の県内の有効求人倍率は、前年同月比で0.18ポイント低い1.20倍となっておりますが、全国と比べると、この数字は0.14ポイント高くなっております。

次に、県内の新規学校卒業者の就職内定率は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、企業の採用活動に遅れが見られることなどから、12月末時点で大学生、短大生等が68.8%と、前年同月比で3.8ポイント低くなっております。また、例年より1か月遅れて10月中旬か

ら就職活動が始まりました高校生についても、91.0%と前年同月比で3.2ポイント低くなっております。

感染症が収束しない中、雇用情勢は予断を許さない状況が続いておりますので、県といたしましては、引き続きその推移を見守りながら、また、宮崎労働局などと連携しながら、新規学卒者をはじめ、様々な求職者の就職活動を支援してまいります。

○日高博之議員 答弁にありましたように、本県の有効求人倍率は全国を上回っており、首都圏などの都市部と比べれば、新型コロナウイルス感染症の影響は小さいのかもしれませんが。

しかしながら、今年に入り、本県独自の緊急事態宣言が発せられてからは、飲食・宿泊業を中心に様々な分野でさらに大きな打撃を受けており、とりわけ、アルバイトやパートタイムなど労働条件が不安定な非正規雇用労働者への影響が懸念されます。

国においては、雇用の維持に努力されている事業主の方へ雇用調整助成金を支給しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、その内容を大幅に拡充するとともに、申請手続の簡素化を講じています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を支給しています。さらに、大企業で働く非正規雇用労働者についても一部対象となる予定です。

これらの助成金等は、営業時間短縮などにより勤務シフトが減少したアルバイト等も、要件を満たせば対象となるとのことですので、広く周知し、活用促進を図る必要があると思いま

す。

そこで、本県における雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用状況はどうなっているのか。また、活用推進に向けた県の対応について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、1月25日現在の雇用調整助成金の支給決定は、累計で1万1,600件余で、金額では約93億6,000万円、また、労働者個人が直接申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は、累計で2,900件余、約1億8,000万円であり、一定の活用は図られているところであります。

しかしながら、特に、昨年新設されました支援金・給付金につきましては、情報が十分に行き渡っていない可能性もあると考えておりまして、弱い立場にある非正規雇用労働者などに対して情報を届けることが、最も重要であると考えております。

このため県では、これまで専門家による相談対応や、県内事業者向けの広報紙、県庁ホームページ等により、支援金等の活用を呼びかけるなどの取組を行ってまいりましたが、今後も引き続き労働局と連携しながら、より一層の周知に努めてまいります。

○日高博之議員 これまで、新型コロナ感染が繰り返し拡大・収束する中、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを取り、試行錯誤しながら、度重なる補正予算により経済対策を行ってきたところであります。

ただ、経済の回復には一定期間が必要でありますことから、これからもきめ細やかな継続した支援が重要であると考えております。

このような中で、来年度の当初予算が示され

ました。当初予算について、商工観光労働部長はどのような考えで事業構築したのか、その思いについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナによりまして、県内事業者や県内経済が甚大な影響を受けておりますことから、来年度におきましても、経済の回復を図ることが最優先の課題であると考えております。

このため、商工観光労働部の当初予算案では、資金繰り支援など事業継続や雇用維持のための対策のほか、感染収束後の観光キャンペーンなどの需要喚起策、またデジタル化の推進など、ポストコロナを見据え、県内事業者の成長を後押しする事業にも取り組む予定としております。

さらにコロナ対策以外にも、若者の県内就職の促進や事業承継、商工会の機能強化など、直面する課題に対し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

今後も国や市町村と連携し、これらの事業の効果的な実施を図りながら、県内経済の回復に努めてまいります。

○日高博之議員 もういきなりGo To キャンペーンとはいかんわけですね、今の状況では。

だから、やはりきめ細やかな継続で、どれだけ県が支えていくか、そして収束後に、どれだけ大きく対策を打てるかですので、部長、よろしくお願いたします。

次に、プロスポーツキャンプについてお伺いいたします。

今年の春季キャンプは、プロ野球もJリーグも無観客での実施となりました。

今年はコロナ禍のキャンプで、無観客の実施はやむを得ないものと考えますが、長年、本県

でキャンプを行ってきた広島東洋カープ1軍、川崎フロンターレのキャンプが共に沖縄で行われたことを、県としては重く受け止める必要があると思います。

年々、施設が充実し、受入れノウハウが蓄積されている沖縄は、大変強力なライバルであり、広島東洋カープの1軍キャンプについては、コロナ対策で今年に限って、1軍は沖縄、2軍は日南とされたと聞いておりますが、今年、沖縄で期間通してキャンプが行われるのは事実でありますから、このままキャンプ地移転につながらないのか、巨人軍も怪しい状況かなと危惧をしているところでございます。

こうした中、長年培った信頼関係によって受入れを行ってきたプロスポーツキャンプでありますので、私は、やはり人間関係が重要であると考えます。

来年に向けて、知事がしっかりと、本県でキャンプを行う球団やチームにトップセールスをして、フェース・ツー・フェースで、「来年は必ず宮崎で実施してください」という強いメッセージを発していただくなど、積極的な姿勢を伝えることが大切であると考えます。

そこで、今年のプロスポーツキャンプの状況を踏まえ、今後の取組が重要であると思っておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この春の時期のプロスポーツキャンプは、毎年80万人を超える観客が訪れまして、キャンプ等の様子が連日全国に発信されるなど、本県にとって観光誘客や情報発信に大きな影響のある大事なイベントと考えております。

今年は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、残念ながら無観客となりましたが、ほとんどのチームが例年どおり本県で実施していただいて

いることは、各チームとの間で長年培ってきた相互の信頼関係の結果であると、大変ありがたく感じております。

私としましても、自ら球団等のトップに直接お会いして、キャンプ地宮崎の熱意を伝えることが非常に重要と考えておりますので、広島東洋カープの1軍キャンプをはじめ、来年はキャンプ地のにぎわいが取り戻せるよう、先頭に立ってしっかりと取り組んでまいります。

議員におかれましても、球界との太いパイプを活用して後押しを賜りますよう、お願い申し上げます。

○日高博之議員 頑張ってください。

続きまして、プロ野球やJリーグが毎年集うプロスポーツのキャンプ地としての着実な取組と併せて、スポーツランドみやぎのさらなるレベルアップに向けた取組も必要だと思っております。

一昨年、ラグビーワールドカップ日本大会に合わせて日本代表、イングランド代表が本県で合宿を行い、いずれのチームもすばらしい結果を残され、本県の合宿環境を高く評価いただいたと聞いております。

また、東京オリンピックの予選の一つであるワールドサーフィンゲームスも開催され、国内外にスポーツランドみやぎを大いにPRできたと思っております。

こうしたラグビーやサーフィンのビッグイベントにより、本県の優れたスポーツ環境がクローズアップされました。

そして、いよいよ今年は東京オリンピック・パラリンピックの年となり、本県でも複数の海外代表チームの事前合宿が予定されています。

これを一過性のイベントに終わらせることなく、こうしたビッグイベントの経験を踏まえた

次なる戦略が大変重要であります。

そこで、東京オリ・パラ後を見据えた、スポーツランドみやぎのさらなる進化に向けた今後の取組について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、2019年ラグビーワールドカップ等のゴールデン・スポーツイヤーズを契機としまして、スポーツランドみやぎをさらに一段と高い次のステージへと進化させる、これを重点施策の一つに掲げまして、数多くの国内外代表チームの合宿や、サーフィンやトライアスロンなど国際スポーツ大会の受入れを積極的に進めてきたところであります。

こうした中、これまで本県で合宿を行った代表チーム等から、本県の優れたトレーニング環境、おもてなしの対応、また、「結果の出る宮崎」ということで、高い評価をいただいているところであります。また、海外のサーフィン関係者から、とても親切で配慮の行き届いた対応についても高い評価をいただいたということも伺っております。

近年、スポーツメディカルサポート機能の充実等、トップチームに対応した受入れ体制の充実も進んできておまして、さらなる手応えを感じております。

こうした成果を今後の県勢発展につなげていくため、東京オリンピック・パラリンピック代表チームの事前合宿にしっかり対応するとともに、2023年のラグビーワールドカップや2024年のオリンピック・パラリンピック等も見据え、「国際水準のスポーツの聖地みやぎ」として、確固たる地位を築くべく取り組んでまいります。

○日高博之議員 ただ一つ整っていないのが、

グラウンドですね。あそこは十分環境があるのに、グラウンドがあれば、もうこれは……。サッカーとかラグビーは、宿泊所とグラウンドが近いほうがいいんですね、途中で休んだりするので。その辺も考えて、今後、第2のスポーツランドの拠点ぐらい大きく出て、頑張ってください。お願いします。

次に、ワクチン接種についてお伺いいたします。

医療従事者に対するワクチン優先接種が始まっておりますが、ワクチン接種は、新型コロナ対策の切り札として、県民が大きな期待を寄せています。

県民が安心してワクチン接種を受けられるよう、県や市町村、医療機関等が連携して準備に取り組む必要があると思いますが、ワクチンの住民接種を進めるための県のロードマップはどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ワクチン接種につきましては、3月に医療従事者が始まり、4月以降から高齢者に対して開始される見込みとなっております。

住民接種を行う市町村では、各地域の実情に応じて、集団・個別接種などの接種方法の設定、接種会場や医師・看護師等の確保などが進められております。

県では、これまで知事と市町村長によるウェブ会議や、担当職員による会議などを通じて意見交換を実施したほか、さらに、県プロジェクトチーム内に市町村の相談窓口担当を設置しまして、進捗状況を確認しながら市町村の接種体制づくりを支援しております。

また、県医師会や郡市医師会に対して、会議への参加や直接訪問等により協力を依頼してま

いました。

国からの情報が少ない中、課題も抱えておりますが、各市町村において円滑な住民接種が実施できるよう、支援に工夫を重ねてまいります。

○日高博之議員 国からの情報が少ない中で、接種体制づくりに苦勞されているとのことですが、先日開催された市町村とのウェブ会議においても、「ワクチンがどれだけ入ってくるのかわからない。情報が不足している。少しでも正確な情報が欲しい」といった声があったというふうに聞いております。

ホームページを立ち上げられたと聞いたんですが、それは別として、今回、ワクチン接種は、令和3年度の最も重要な事業の一つであると考えます。この一大プロジェクトを円滑に進めるために、県が正確な情報をいち早く入手し、迅速に市町村や県民の皆様提供することが重要であります。また、実務を担う市町村や医療現場の課題を吸い上げ、国に適切に要望等を行うことも必要であります。

このような中、県は令和3年度の組織改正案を発表されました。その中に、広域的な連携や調整を行う体制を強化するために、総合政策部に部長級の新たなポスト「政策調整監」を設置するというものがあります。

知事は、昨年11月に全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長に就任され、地方団体の代表として、国に対して積極的に提言をされているところですが、今回の政策調整監の設置は、新型コロナウイルスのワクチン接種という喫緊の課題に直面している今、まさに時宜を得たものと考えております。

新型コロナウイルスのワクチン接種の対応を充実させるためにも、この政策調整監に存分に

活躍してもらわなくてはなりません。

新たに設置する政策調整監の役割や意義について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国知事会の地方税財政常任委員会委員長として、地方を代表しまして政府・与党に提言等を行う中で、国と地方がより連携を密にすることによりまして、人口減少問題や激甚化する自然災害への対応を図っていく、これはもちろんであります。本県としても、これまで以上に全国知事会や九州地方知事会等の広域的な枠組みを活用しながら、県独自の施策を立案・推進していく必要性を強く感じたところであります。

このため、地方税財政常任委員会に関する業務をはじめ、広域的な連携や調整を行う体制強化を目的に、新たに政策調整監を設置することとしたものであります。

御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策などの全国的な課題の解決に当たりましては、国や他の都道府県、市町村との一層の連携強化が重要となりますので、政策調整監には、担当部局との十分な連携の下、全国知事会などの広域的な枠組みを活用した、施策の推進や情報収集・分析などを担わせたいと考えております。

○日高博之議員 大いに期待しておりますので、政策調整監、誰になるか分かりませんが、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、重症化リスクの高い高齢者施設の入所者についても、優先接種が受けられるようですが、日々、入所者の日常生活の援助を行う介護職員は、優先接種の対象には含まれないのでしょうか。

今回の第3波では、高齢者施設の従事者が、会食を通じて気づかずに感染し、その後、職場

である施設内で感染拡大を招いた事例など、多くのクラスターが本県では発生しました。

集団感染が発生した場合のリスクを考えれば、入所者だけでなく、直接入所者と接する機会の多い施設職員も一緒に接種するべきだと思います。

このことは、ワクチン接種の取組の中でも重要な論点だと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ワクチン接種につきましては、当面、確保できるワクチンの量に限りがありますことから、順次、高齢者から接種していく段取りとなっております。

御指摘のとおり、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっておりますが、国は、施設内クラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設の双方の体制が整うなど、一定の要件を満たす高齢者施設におきまして、施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことができる特例を設けております。

県では、クラスター防止に有効であるという考えから、入所者と従事者の同時接種について、市町村に促す旨の通知を発出したところでありまして、今後、その方向で推進してまいります。

○日高博之議員 ぜひ、その辺をよろしく願います。

しかし、デイサービスとか訪問介護、ショートステイは対象外なんです。これで本当にかいのかと思うんですね。併設型のデイはオーケーですよ、併設しないデイは駄目ですよと、こういう不整合なこと、何かもう、何回も同じことを国は繰り返しておりますが、これではしようがありません。

この質問について、もっと深く入ってやりた

いんですが、一般質問で日高陽一議員が深くされるということですので、そちらのほうに期待したいと思います。

次に、第35回国民文化祭みやぎ2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会についてお伺いいたします。

本県で初めての開催となるこの大会は、新型コロナウイルスにより、会期を令和3年7月に変更されたところでありますが、今月8日、知事から出演者など大会プログラムについて発表がありました。

大会の開会式では、延岡市出身のメダリストである松田丈志さんが総合司会を務めるなど、本県にゆかりのある著名人の方々に出演いただくほか、私の住む日向市が生んだ歌人「若山牧水」をテーマとした、現地で体験できるプログラムも企画されており、私も大会を心待ちにしております。

そのほかにも、107日間に及ぶ大会期間中は、県内全ての市町村で、各地域の特色を生かした多種多様な文化芸術プログラムが予定されております。

国文祭・芸文祭の開催に向けた現在の進捗状況と、大会開催にかける知事の熱い思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭が1年延期されたところでありますが、今年度も、本大会に向けた機運醸成を図るため、「さきがけプログラム」を開催しております。多くの皆様に、様々な文化芸術に触れていただくとともに、出演者からは、コロナの影響で活動の機会が減る中、表現できる喜びの声も伺っているところであります。

来年度行われます本大会におきましては、市町村や文化団体など、大会関係者の御協力の

下、県内全ての市町村で、約140のプログラムを実施することとしております。現在、参加者や作品の募集等、準備を鋭意進めているところであります。

先日、ある医療関係者から、重い障がいを抱えた方が演劇に挑戦する、国文祭・芸文祭の機会を捉えて、ぜひ、それを成功させていきたいということで、とても熱意を持って取り組んでおられるという話を伺って、すばらしいことだなと考えたところであります。

文化芸術は、私たちに安らぎと勇気を与え、そして励ましてくれるものであります。人と人とのつながりが難しくなった今、地域で育まれてきた文化芸術には、私たちの心を一つにする力があると考えております。

この大会が、コロナ禍からの復興の光となりますよう、大会の成功に向けて、県民一丸となって取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

さて、国文祭・芸文祭の大会期間中は、県内外から多くの方が参加を予定されております。

ワクチン接種の準備も進められておりますが、皆さんが大会に安心して参加し、心から本県の文化芸術を堪能していただくためには、新型コロナウイルスへの対策をしっかりと準備する必要があると考えます。

そこで、感染症対策を含めた新型コロナウイルスへの対応について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭の安全かつ円滑な運営のためには、新型コロナウイルスへの対応は大変重要であると考えております。

このため、各プログラムの実施に当たりましては、政府が示しております基本的対処方針や

業種別のガイドラインを遵守するとともに、状況に応じて、さらなる安全対策を講じていくこととしております。

また、国文祭・芸文祭に向けた機運醸成を目的に、今年度「さきがけプログラム」といたしまして、様々な文化芸術プログラムを展開しておりますが、これらの運営を通じ、入場時の検温や消毒の徹底などの感染症対策に加え、オンライン配信などのノウハウを得ておしまして、来年度の大会本番に活かしていくこととしております。

今後とも、市町村や文化団体と情報共有を図りながら、感染症対策に万全を期すとともに、御参加いただく多くの皆様が、安心して楽しむことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ワクチンが7月までに打ち終わるといいんですけど。それは不可能でしょうけど。

次に移ります。ここから、令和3年度からスタート予定の各種計画について、順次お伺いいたします。福祉保健部長、12問連発でいきますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、宮崎県地域福祉支援計画についてお伺いします。

我が国は、急速な人口減少及び少子高齢化、ライフスタイルの変化による核家族化の進行により、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、人と人との支え合いの基盤が弱まってきております。

人情味あふれる県民性であると言われている本県にあっても、伝統的な助け合いの機能は弱まりつつあり、地域福祉を取り巻く現状も変化してきているのではないかと考えます。

県においては、地域福祉の担い手の育成や地

地域福祉サービスの基盤づくりなど、地域福祉の推進に取り組んできたことと思いますが、このような変化に対応した、新たな第4期宮崎県地域福祉支援計画のポイントについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域福祉を取り巻く状況は変化しておりまして、多様な主体が連携し、お互いを補い支え合うことが重要となっております。

このような中、国では、「地域共生社会」の実現を掲げ、本年4月には新たに、重層的支援体制の整備などを盛り込んだ改正社会福祉法が施行されます。重層的支援体制とは、介護と育児のダブルケアなど複合化する住民の課題に、属性や世代を問わない支援を行うものです。

県では、法改正に対応した第4期計画の基本理念として、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」を掲げまして、「体制づくり」「多様な担い手づくり」「ともに支え合い、助け合う地域づくり」の3つを基本目標に、災害福祉支援ネットワークの整備などの新たな施策も盛り込み、地域福祉を推進してまいります。

○日高博之議員 基本理念は、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」ということですが、地域共生社会を実現していくために、今後どのようなことに取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域共生社会の実現のためには、従来からの地域福祉関係者はもとより、住民一人一人が地域の問題に関心を持ち、NPOやボランティアまで幅広く地域福祉の担い手として参画し、地域づくりに関わっていくことが必要です。

このため、3つの基本目標のうち「体制づくり」につきましては、地域共生社会の意識醸成や、市町村における包括的な支援体制の整備など、「担い手づくり」については、人材の確保と資質の向上や、みやざき地域見守り応援隊などの多様な担い手の育成など、「地域づくり」については、地域福祉の推進や災害時における福祉的支援の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 次に、宮崎県自殺対策行動計画についてお伺いいたします。

本県は、全国でも自殺が多いと言われております。県においても、様々な取組をしてきたものと思いますが、厚生労働省の統計によれば、令和元年の自殺死亡率は全国ワースト8位、警察庁の統計によれば、昨年の自殺死亡率は全国ワースト3位と、依然として高い状況にあり、多くの県民の貴い命が自殺により失われております。

そこで、これまでの自殺対策の成果や課題を踏まえた、令和3年度からの第4期宮崎県自殺対策行動計画のポイントについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、自殺対策の推進体制など基盤の強化を図りながら、普及啓発などの一次予防、相談対応などの二次予防、自殺未遂者の支援などの三次予防の各段階ごとに、官民が連携して施策を展開してきた結果、一定の成果があったと考えております。

令和3年度からの第4期計画では、最新の自殺の傾向等にしっかりと対応していくため、職場におけるメンタルヘルス対策や、SOSの出し方に関する教育などの施策も含め、81の施策を盛り込んでおります。

施策の実施に当たりましては、これまでの総

合的な自殺対策を着実に推進するとともに、子ども・若者に対する支援や生活困窮者に対する支援など、新たな課題に対する取組を強化してまいります。

○日高博之議員 新型コロナの影響で、経済的な悩みを抱える方、心が疲れている方が増えているのではないのでしょうか。中には、死にたいほど思い詰めてしまい、死を選んでしまう方もいるのではないかと心配をしております。

報道によりますと、令和2年の自殺が増加しているとのことですが、現状と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 警察庁自殺統計の暫定値によりますと、本県の令和2年の自殺者は227人、前年比26人増であり、極めて重く受け止めております。

国の自殺対策の指定法人の分析は、新型コロナの影響による経済的なダメージや心身の負担、有名人の自殺報道などが自殺の増加に影響していると指摘しております。本県でも、電話相談でそのような声が寄せられており、自殺の原因・動機の特定は難しいものの、この分析と同様の状況が推測されます。

本県の自殺者では20～40歳代の女性、30歳代までの若者などが増加いたしました。このため、女性や若者を対象とした情報発信や啓発の強化、相談会の回数増加などに、経済分野をはじめ様々な関係機関と連携しながら、真摯に取り組んでまいります。

○日高博之議員 自殺と聞くと、本当に心が痛みます。全力を挙げて自殺者が一人も出ないようをお願いしたいと思います。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画についてお伺いいたします。

この計画は、高齢者の保健福祉分野に関する

本県の方針や施策を示したもので、高齢者が生き生きと安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、必要となる様々な施策を盛り込み推進していく計画であり、大変重要であると考えます。

そこで、宮崎県高齢者保健福祉計画の特徴について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 計画の特徴としまして、主に「介護人材の確保」「認知症施策の推進」「災害や感染症への備え」の3つがあります。

1つ目は、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年はもとより、現役世代が急減する2040年の双方を見据えた上で、「介護人材の確保」を最重要課題と捉え、重点的に対策を講じることといたしました。

2つ目は、令和元年6月に決定された国の大綱を踏まえ、新たに策定する認知症施策推進計画を、本計画の部分計画として位置づけ、認知症に関する施策を総合的に推進することといたしました。

3つ目は、近年の自然災害の発生状況やコロナ禍を踏まえ、介護保険施設等における利用者の安全確保対策や、新型コロナの感染防止対策といった災害や感染症への備えの方向性を新たに示しております。

○日高博之議員 人口構造の推移を見ますと、今後、高齢化はますます進展し、団塊世代が75歳以上となる2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、介護の担い手となる生産年齢人口の減少と、介護ニーズの増大が見込まれております。

今後、増大する介護ニーズに対応するためには、介護分野において、要となる介護支援専門員をはじめとする介護サービスを担う人材確保

が重要であり、喫緊の課題であります。

介護人材の確保を最重要課題と捉えるとのことでしたが、今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護人材の確保につきましては、「新規就労の促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの視点から、総合的な対策を講じてまいります。

具体的には、「新規就労の促進」では、福祉系高校生等に対する支援や、介護分野の仕事の魅力発信を、「労働環境・処遇の改善」では、介護ロボットやICT導入に向けた支援などを、「資質の向上」では、介護現場の中核を担う人材の専門性を高める研修等を行ってまいります。

これらの対策に加え、介護支援専門員や介護職員が作成する書類の簡素化や効率化を行うなど、介護現場における事務作業の負担軽減等を図ることで、新規の人材確保や離職防止につなげてまいります。

○日高博之議員 次に、新たに認知症施策推進計画を策定することですが、認知症を有する高齢者の数は、今後、高齢化の進展により増加することが予想されております。本県においても、2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、高齢者認知症施策の充実は大変重要であると考えます。

そこで、今回、新たに策定する県認知症施策推進計画のポイントについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 計画の策定に当たりましては、認知症に関する幅広い意見を伺うための部会を設置し、医療・介護等の各分野の専門家はもとより、認知症の方御本人にも

入っていただき、当事者やその家族の視点も取り入れております。

この計画では、認知症は誰もがなり得るものであり、たとえ認知症になっても、安心して自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指すことを基本理念に掲げ、認知症の方の声を施策に生かすための「本人発信の機会の拡大」や、地域において生きがいを持った生活ができるよう、「認知症の人の社会参加促進」などを盛り込んでおります。

今後、計画に基づき、医療・介護等の各分野が連携し、地域一体となって認知症施策を総合的に推進してまいります。

○日高博之議員 次に、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画についてお伺いいたします。

県北地域の、医療的ケアが日常的に必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児を持つ御家族の念願であった医療型短期入所事業所が、4月から延岡共立病院にて開設されることとなりました。

このことは、本県の障がい者福祉を一步前進させるものであり、御家族の皆様におかれましては、地域で生活していくための勇気になったことと存じます。

御尽力いただきました知事、コロナ禍の中、開設を決断された赤須院長をはじめとする病院の皆様、深く敬意を表します。

さて、都道府県や市町村は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、いわゆる基本指針に則して、障害福祉計画を策定することとなっております。

また、児童福祉法により策定することとされている障害児福祉計画についても、障害福祉計画と一体のものとして策定することができるかとされております。

そこで、今回策定する県障がい福祉計画等の特徴について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 障がいのある方々が、自立した日常生活または社会生活を営むためには、居宅介護、いわゆるホームヘルプをはじめとする各種の必要なサービスが、地域において計画的に提供されることが必要です。

このため、計画では、市町村が地域の実情を把握した上で設定したサービスの必要見込量を基に、障がい保健福祉圏域別の数値目標を設定しております。

このほか、成果目標につきましては、これまでの福祉施設利用者の一般就労への移行に関する数値目標などに加え、相談内容の多様化・複雑化や相談支援事業所数の増加等に伴い、これらの事業所の運営等に対する支援が求められておりますことから、新たに、相談支援体制の充実・強化等の項目を設定したところであります。

○日高博之議員 今回の計画で、さらなる相談支援体制の充実・強化等に取り組んでいくとのことでした。

障がいのある子を持つ御家族は、場合によっては県外への通院を余儀なくされております。御家族からの話ですが、コロナ禍にあっては、県内の医療機関から、県外に行った方の受診は控えてほしい旨のお話があったとも伺っております。

私は、コロナ禍の中での医療機関の気持ちも分からなくはありません。そのため、このよう

な場合に、御家族が気軽に心配事や悩みなどを相談できる場の充実が必要ではないかと考えております。

そこで、新たに相談支援体制の充実・強化等に向けて取り組むとのことでしたが、具体的な内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 相談支援体制の充実・強化につきましては、保護者等が身近な地域で相談できる環境の充実と、相談を受ける職員の専門性向上を一体的に進めることで、その強化を図ることとしております。

具体的には、相談環境の充実につきましては、市町村への県アドバイザーの派遣等を通じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を進めてまいります。

また、職員の専門性の向上につきましては、たんの吸引など医療的ケアが日常的に必要な子供たちを支援する医療的ケア児等コーディネーター養成研修をはじめとした各種の専門研修を通じて、その向上に取り組んでまいります。

○日高博之議員 次に、第3次動物愛護管理推進計画についてお伺いいたします。

昨年4月に国の基本方針が改正されたことに伴い、第2次計画を改定すべく、学識経験者や関係団体から成る動物愛護推進協議会を中心に、その改定作業が進められており、本年4月からは、第3次動物愛護管理推進計画がスタートします。

また、本県においては、平成29年4月に、長年の念願であった動物愛護センターを宮崎市と共同で設置することができ、宮崎市とも連携しながら、これまで以上に本格的な動物愛護施策を推進、展開することができる環境が整ったと

ころであります。

そのため、第3次計画では、センター設置の利点を生かしながら、さらに積極的に取り組んでいただけるものと、県民も、また私自身も期待を寄せているところであります。

そこで、第3次動物愛護管理推進計画における取組と施策の特徴について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） これまでの第2次計画では、「殺処分数を3分の1に削減」等の目標を掲げ、ホームページ「みやざきドッグ愛ランド」の活用推進や、動物愛護フェスタの開催など、各種施策に取り組んでまいりました。

その結果、殺処分数については、目標の1,017頭を上回る458頭にまで減少させる成果を上げたところ です。

第3次計画では、県と市町村の共同設置という、全国でも先進的な施設である動物愛護センターを、県内の動物愛護施策を総合的に推進する中核拠点と位置づけ、「地域猫対策」や本県独自の「いのちの教育」など、各種施策を積極的に推進し、殺処分数のさらなる減少などを目指すこととしております。

○日高博之議員 これまでの取組によって、殺処分数をはじめ、前計画の目標をしっかりと達成できていることがよく分かりました。関係者の御努力に感謝いたします。

さらに、第3次計画においても引き続き目標を掲げている殺処分数について、今後さらなる減少を目指すとのことではありますが、神奈川県とかでは殺処分ゼロを達成していると聞きます。

そこで、殺処分の減少に向けて、本県ではどう取り組んでいくのか、再度、福祉保健部長に

お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 犬猫の殺処分措置は大きく2つに整理することができます。

1つは、攻撃性があるなど譲渡適性がないことによる殺処分であり、2つ目は、譲渡適性はあるものの、譲渡先が見つからないことなどにより殺処分するものです。

神奈川県などは、後者のゼロをもって「殺処分ゼロ達成」を宣言しており、その整理によれば、本県も令和元年度に達成しておりますが、本県の計画では、両者合計の殺処分数について、令和12年度までに、平成30年度比で60%減となる166頭を目標に掲げております。

今後とも、達成に向け、先ほどの地域猫対策等に加え、マイクロチップの普及などによる飼い主への返還率向上や、ボランティアの活用による譲渡を推進するなどの取組を総合的に進めてまいります。

○日高博之議員 よろしくお伺いいたします。

次に、以前からの課題であります特定行為に係る看護師の研修機関について、お伺いいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、質が高く安全な医療を提供するため、チーム医療推進の必要性が言われております。

こうした中、チームの要となる看護師の方々には、患者さんの状況を見極め、必要な医療サービスを適切なタイミングで届けるなど、速やかに対応する役割が期待されており、国は、平成27年10月に、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師の養成を目的とした「特定行為に係る看護師の研修制度」を創設しております。

この制度を推進することは、本県においても、医療資源の限られる中山間地域などの地域

医療体制の充実につながることから、大きな期待が寄せられております。

令和2年8月時点で、全国に222施設の指定研修機関が指定されていますが、本県の看護師が当研修を希望した場合、県外の研修機関で受講しなければならないと伺っております。県内で特定行為研修を受けられる体制を整備することは、地域医療を支える看護師の養成のために重要と考えますが、看護師の特定行為指定研修機関の設置について、本県の取組状況と今後の方向性を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、これまで医療機関や関係団体と看護師の特定行為指定研修機関の設置に向けた協議を行ってまいりましたが、令和2年11月に、研修機関の具体的な指定を目指す推進検討会を設置したところがあります。

また、県では、研修の周知や受講者への支援を行うほか、137医療機関を対象に実施したアンケートを基に個別のヒアリングを行った結果、2つの医療機関から、研修機関の指定を受けることに前向きな意向が示されたところです。

県としましては、令和3年度予算の新規事業としてお願いしております、「特定行為に係る看護師の研修制度推進事業」を活用して、制度の周知をはじめ、指導者講習や演習体制の構築に係る補助を行うなど、研修機関の指定を目指す医療機関を積極的に支援してまいります。

○日高博之議員 これは積極的にお願いします。

質問を替えます。次は、水産業について伺います。

水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や魚価の低迷、就業者の減少や高齢化などの厳しい状況が続いておりますが、一方で、世界的に

水産物の消費量が増加する中で、食料供給産業として水産業が成長できるチャンスも広がっており、資源の適切な管理や輸出に向けた積極的な取組も望まれるところです。

また、本格的な人口減少社会を迎える中、コロナ禍による消費者の需要形態の変化や、スマート水産業をはじめとする新たな技術革新など、大きな変革期を迎えています。

現在、県では、このような状況を踏まえ、令和3年度から10年間を計画期間とする第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画を策定中であり、そこで、今回策定する第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画において、今後10年間の振興方針について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今回の第六次水産業・漁村振興長期計画では、魚を意味します「いお」とイノベーションを組み合わせた「ひなたイノベーション」を、本県水産業の成長産業化のキャッチフレーズとしております。

本計画によりまして、みやざき丸の新船造船による操業支援や、ブリの大規模沖合養殖施設の導入等を通じまして、生産力を強化してまいります。

また、ベテラン漁業者の技術の見える化や外国人材の受入れ体制の強化を通じて、多様な人材を確保・育成いたしますとともに、生産・流通構造のスマート化や、輸出先のニーズに対応した輸出バリューチェーンの構築により、高収益型漁業への転換を進めてまいります。

県といたしましては、目指す将来像に掲げております「持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村」をしっかりと具現化できますよう、関係者一丸となってしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 人口減少や今般のコロナ禍がもたらした時代の大きな変革期にあって、第六次の長期計画をより力強く推進するためには、漁業者の生産性向上が一つの大きな課題だと考えます。

このためには、効率よく漁業が行えるよう、スマート水産業を推進し、漁海況情報の高度化や作業の省力化を進めたりする必要があります。調査船は、そのための非常に重要なアイテムの一つであると考えます。

県が保有する調査船「みやざき丸」は、これまで漁海況情報の提供などで、漁業者の効率的な操業を実現し、最近公表された令和元年の統計値を含め、26年連続日本一に輝いた近海カツオ一本釣り漁業をはじめとして、漁業の経営に大きく寄与してきたと考えておりますが、現在のみやざき丸は運用から17年経過し、船体の老朽化はもとより、装備の旧式化なども進んでいると聞いておます。

そのような中で、県では今般、新たなみやざき丸の建造を計画しているようですが、みやざき丸の新船を建造するに当たって、新船のコンセプトについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 現在のみやざき丸は、カツオ・マグロの漁場調査等を行い、その漁獲情報等を漁業者に提供するなど、「釣る調査」によりまして、本県水産業の生産力向上に寄与してきたところでございます。

新船のコンセプトといたしましては、「走る調査」であり、最新鋭の設備・機器を搭載いたしました船内に研究室を置きまして、海水中のDNA分析等を行い、漁場情報をリアルタイムに漁業者に提供するとともに、沿岸から沖合までの魚種も対象といたしました、より広範囲で

の資源量調査等も行うこととしております。

なお、新船は、令和5年1月からの運用を目指してありまして、みやざき丸からの情報の質と量をさらに充実し、本県水産業の成長産業化につなげてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 スマート農業の話は、よく質問で出てきますけれども、スマート漁業もよろしくをお願いします。

お待たせしました、明利部長。ここからは、国土強靱化についてお伺いいたします。

我が国は、新型コロナウイルス感染症により、これまでに経験したことのない危機に直面しており、国は、新型コロナ感染拡大防止のため、大規模な補正予算を計上するなど財政状況が逼迫する中、果たして3か年緊急対策が終了した後も、引き続き国土強靱化に関する予算が確保されるのか、我々県議会も大変危惧したところであります。

このため県議会は、国土強靱化の予算はコロナ対策と同様、緊要な予算であるとして、国に対して国土強靱化の必要性を強く訴えてまいりました。また、県当局におかれましても、知事を先頭に様々な要望活動が行われたと伺っております。

このような努力が結実したのか、来年度以降についても中長期的な視点に立って、必要・十分な予算を確保し、災害に屈しない国土づくりを進めるよう、5年間で事業規模15兆円となる「国土強靱化5か年加速化対策」が、昨年12月に閣議決定されたところです。

そこで、国における国土強靱化5か年加速化対策について、これまでの3か年緊急対策との違いも踏まえ、県はどのように受け止めているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国土強靱化5

か年加速化対策は、令和7年度までの5年間で、事業規模15兆円程度の対策を講じるようになっておりまして、これまで以上に、重点的かつ集中的に国土強靱化を推進する計画となっております。

今回の計画では、高速道路のミッシングリンク解消及び暫定2車線区間の4車線化や、激甚化・頻発化する水害に流域全体で備える「流域治水対策」、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けました「老朽化対策」、さらには、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化などが、新たに拡充されたところでもあります。

このことによりまして、県土の強靱化に欠かすことのできない重要なインフラ整備が、より一層加速化されるものと考えております。

○日高博之議員 事業期間の延長に加え、事業規模も増大し、さらに、事業の対象メニューも拡充されたということで、社会資本整備が大幅に遅れている本県にとって、大変心強く感じるところであります。

そこで、今後、本県で進められる国土強靱化5か年加速化対策の具体的な取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 本県における具体的な取組としましては、これまで3か年緊急対策で進めてきました、道路のり面の防災対策、河道の掘削などに、より一層取り組むとともに、災害に強い道路ネットワークの機能強化対策として、東九州自動車道や九州中央自動車道のミッシングリンク解消や4車線化を推進してまいります。

また、「流域治水対策」としまして、大淀川における岩瀬ダムの再生や、堤防、遊水地などの一体的な整備に取り組むこととしておりま

す。

さらに、今後、一斉に公共施設が老朽化してまいりますことから、「予防保全型インフラメンテナンス」としまして、中長期的視点に立って、長寿命化計画にさらに取り組んでいくこととしております。

○日高博之議員 県民の安心・安全を早期に確保するためにも、国土強靱化の取組は、より効果的に進めていく必要があります。

そのためにも、国の予算と一体となった県単事業の取組を進めていくことが重要であると考えます。

そこで、来年度の当初予算において、県単公共事業で県土整備部が取り組む国土強靱化対策事業の具体的な内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県単公共事業におきましては、引き続き、補助公共事業との一体的な整備により、強靱化の効果が一層見込まれる事業に取り組むこととしております。

具体的には、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路にアクセスする県道の部分的改良工事や、流域全体の治水安全度の向上を図るために、河道掘削に合わせて実施しますダム貯水池の堆積土砂撤去など、県土の強靱化に向けた取組を効果的・効率的に推進することとしております。

今後とも、予算の確保に努め、着実かつきめ細やかに、県土の強靱化を推進してまいります。

○日高博之議員 新たにスタートする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度となる予算は、令和3年度当初予算ではなく、国は、令和2年度の補正予算として計上しました。

国土強靱化の推進は、工事の円滑な執行が不可欠であり、そのためにも、施工時期の平準化を図るためには、当初予算で計上していただくことがベストではなかったかなど、永山副知事、考えているところでございます。

事故繰り返しがやむなしとなってくると、なかなか工事が進みませんからね。これはちょっと問題——まだ後があると思うんですけど。

また、国において、国土強靱化の予算は、地域における災害リスクに応じて安定的な配分が大事であると考えております。

このような中、本県では、昨年12月までに全ての市町村が「国土強靱化地域計画」を策定したところであり、これは国土強靱化に対する危機感の表れであると感じております。県は、このことをしっかりと受け止めて、県土の強靱化に取り組む必要があると考えます。

そこで、災害リスクの高い本県にとって、国土強靱化5か年加速化対策を着実に推進し、早期の県土強靱化を図ることが求められますが、知事の意気込みについてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 災害リスクの高い本県にとりまして、県土の強靱化は、県民の安全・安心の確保のため、切れ目なく、着実に進めていかななくてはならない重要な課題だと認識しております。

このため、知事の立場で、また全国知事会地方税財政常任委員会委員長として、国に対し、予算の確保を強く要望してきたところでありまして、県議会の力強い後押しもいただきまして、国土強靱化5か年加速化対策が閣議決定されましたことは、大変ありがたく受け止めております。

これを受けて、5か年対策の1年目となる本県の予算につきましては、補正と当初を合わせ

て378億円を別枠で計上したところであります。

また、先ほど県土整備部長も申し上げましたが、命の道となる高速道路の整備促進も期待できますことから、早速、2月5日には、ウェブ会議によりまして、国土交通省道路局長に、早期整備等について強く要望したところであります。

今後とも、私が先頭に立って、県土強靱化の推進に全力で取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひ、先頭に立ってお願いします。隣の隣には、強力な、国土交通省のエースである永山副知事がいらっしゃいますので、私たちも本当に心強く思っております。よろしくお伺いいたします。

続いて、自然災害により被災された方への支援についてお伺いいたします。

近年、全国各地で大規模自然災害の発生が続く中、一定規模の被害があった場合は、国の「被災者生活再建支援制度」により、住家が全壊した場合などに、最大で300万円の支援が受けられますが、これは、1つの市町村で10世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村などといった条件があるため、国の制度の対象外となる世帯をどのように支援していくのが課題となっています。

本県独自の制度として、市町村と共同で設置している「宮崎県・市町村災害時安心基金」によるお見舞金、最高20万円があり、これは当座の生活資金として大変重要であります。生活再建のための支援としては十分ではなく、国の制度並みの支援制度を整備している都道府県がある中、本県においても、県内の被災者の生活再建の支援について考えていく必要があるのではないかと思います。

そこで、被災者生活再建支援制度の対象外と

なる自然災害の被災者に対し、県独自の支援策を検討できないものか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、国の被災者生活再建支援制度では、居住する市町村の被災状況によりまして、支援の差が生じるなどの課題があり、近年、大規模災害が相次ぎ、また局地化している状況がありまして、その課題を解決する必要性が高まっているものと認識しております。

このため、国の制度の対象とはならないなど一定の市町村の被災世帯の生活再建を支援する仕組みをつくることできないかと、そのような方向で、現在、市町村や関係機関と具体的な協議を進めているところであります。

協議が整い次第、支援の対象やスケジュールなどを速やかに公表することとしております。

今後とも、市町村や関係機関とより一層連携し、自然災害により被災された方の速やかな支援に努めてまいります。

○日高博之議員 県民にとってありがたい支援策でありますので、スピード感を持って取りまとめいただければと思います。

続いて、教育関係です。日隈教育長、よろしくお伺いいたします。

本年1月に、新しい時代の初等中等教育の在り方について議論をしてきた中教審が答申を取りまとめました。

この答申では、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、これまでの日本型教育のよさを受け継ぎながら、さらに発展させ、学校における働き方改革やGIGAスクール構想を強力に推進するとともに、新学習指導要領を着実に実施すること、学校における授業の中で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充

実することの重要性などが示され、小学校高学年への教科担任制の導入や、高校の普通科改革など、これまでの学校教育からの変革が促されています。

社会の変化が急速で激しく、予測不可能なこれからの社会を生きていく子供たちへの教育は大変重要であり、ぜひ、宮崎の子供たちにも、他の都道府県の子供たちに負けないような教育を受けさせてあげたい。

そこで、令和3年度当初予算の編成に、教育長の思いがどのように反映されているのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 私自身、教育長として2年が過ぎようとしておりますけれども、この間、本県の子供たちが、未来を切り開き、豊かな人生を実現していくためには、本県教育の質の向上こそ必要だという思いを、日に日に強くしているところであります。そのような思いの下、教育委員会の当初予算につきましては、将来を見据え、解決すべき課題に的確に対応できるよう、計画的に予算計上を行ったところであります。

まず、ポストコロナ時代やSociety 5.0時代にふさわしい「新しいみやぎきの学び」の実現に向け、遠隔・オンライン授業の体制整備や、教職員のICT活用能力の育成に取り組むこととしております。

また、学校における教職員の働き方改革や、子供の安全安心を守る取組につきましては、スクール・サポート・スタッフをはじめ、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の充実強化を図り、教職員の負担軽減や生徒指導上の様々な問題の未然防止等に取り組んでまいりたいと存じます。

これらの施策に加え、学力向上や競技力向上

対策、特別支援教育の充実、小学校における35人学級の実現に向けた環境整備など、喫緊の課題に対応するための予算についても、今議会にお願いしているところがございます。

○日高博之議員 これからの教育を見据えた予算編成であることは理解いたしました。

一方で、教育を行う上で最大の教育環境は、教員であります。近年は、大量採用された教員の退職者の増加に伴い、採用者が増加し、その影響で採用倍率も年々低下している状況にあります。このままでは教員の質が下がるのではないかと危惧する声もあり、これまでも県議会の質問で取り上げられてきました。

そのような中、先日、小学校の1クラスの児童数を、令和7年度までに全ての学年で35人以下に引き下げるという法案が閣議決定されました。本県では、全ての学年で35人学級とした場合、172名の教員が不足するとの試算が出ております。

35人学級は、5年間で段階的に実施されることではございますが、現在の採用倍率の低い状況を考えますと、人材の確保は本県教育にとって大きな課題だと認識いたします。

そこで、本県の小学校における35人学級導入に当たり、教員の人材確保にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 教員の大量退職に伴う採用者数の増加に加えまして、お話にありましたように、小学校に35人学級が導入されることにより、今後もしばらくは採用者数の多い状況が続くものと見込んでおります。

このような状況の中で、優秀な教員を多く確保するためには、応募者を増やす取組をさらに工夫していく必要があるものと考えております。

そこで、次年度から、県内外の大学推薦枠の拡充に加え、地元宮崎大学教育学部の定員増について、文部科学省、大学それぞれに要望するとともに、大学の入学試験に「宮崎県教員希望枠」を設けるなど、大学と連携した人材の養成に努めております。

さらに、採用試験方法の見直しや追加試験の実施、本県教育の魅力発信など、さらなる取組の充実を図ることで、優秀な教員の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 現代社会においては、科学技術の進展により、Society 5.0と呼ばれる社会の到来など、近未来における大きな変革が予想されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、一層先行きが不透明となる中、私たち個人、そして社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうかが問われております。

本県では、高齢化や人口減少に加え、若年層の大都市圏への流出も進んでおります。そのため、将来における本県の産業や暮らしを支える人材の不足が懸念されることから、社会や経済の活力を維持し、安心して暮らせる未来を築いていくためには、郷土への思い、地域や社会へ参画する意思と行動力を備えた人材づくりが、今後一層求められます。

このように高等学校に大きな役割が期待される中、県立高校の魅力向上を今後どのように図っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高校には、入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍しておりますので、生徒の多様なニーズに応じた学びの実現が重要であると考えております。

このため、各学校においては、現在の社会や

地域の実情を踏まえ、学校の存在意義や社会的な役割、目指すべき学校像等を明確にした上で、特色ある教育活動を推進することといたします。

その際、ICT環境の効果的な活用による「個別最適な学び」を進めるとともに、生徒同士の対話や、地域や企業等と連携した「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。

さらに、職業系高校におきましては、技術革新に対応した最先端の機器を導入いたしまして、高度な専門性や技術力を育成できるよう、学習環境を充実させてまいります。

県教育委員会といたしましては、各学校の特色を生かした質の高い学びを実現していくことで、県立高校の魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 今回の補正予算で提案されております20億円の「産業教育の充実に向けた教育装置設置事業」は、地域の持続的な成長を支える職業人材を育成する上で画期的な取組であると言えます。この予算獲得に当たっては、日隈教育長が、自らの人脈を生かし、文部科学省などを数回回られ御尽力していただいたと聞いております。この取組が、教育のさらなる推進につながることを期待いたします。

次に、SDGs教育についてお伺いいたします。

SDGsの実現を目指す年として設定されている2030年に、社会の中心で活躍するのは、今の高校生世代であります。

世界に目を向けますと、スウェーデンの環境活動家のグレタ・トゥンベリさんの活動が、環境問題に対する全世界の意識を動かすなど、海外の10代の高校生世代の環境問題に関する意識の高さがうかがえます。

日本、宮崎の高校生にも、グレタさんのように10代のうちから世界全体の環境問題に対し高い当事者意識を持っていただきたいと考えます。

そこで、成人して、これからの社会の中心として活躍が期待される高校生に対し、県立高校では、環境問題についてどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 環境問題は、世界共通の課題でありまして、高校生の段階からグローバルな視点を持って学ぶことは、大変重要であると考えます。各学校におきましては、地理や公民、理科や家庭などの教科で学ぶ機会を設けております。

加えて、総合的な探求の時間や課題研究で環境問題を主題に設定し、課題解決へ向けた取組の中で、生徒間のディスカッションや、地域や企業の専門家などの外部人材を積極的に活用するなど、探究的な学びを通して、SDGsの実現を目指す意識を醸成しております。

また、県教育委員会といたしましては、昨年度から県立高校等を対象に、「みやざきSDGs教育コンソーシアム」を創設しまして、学校間の交流により学びを深めるとともに、探究的な学びの指導方法などを共有する取組を行っているところであります。

○日高博之議員 SDGsの中には、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」といった保健に関する目標も掲げてあります。

現在、新型コロナウイルス感染症の対応などとして、マスクの着用や換気の仕方、食事の取り方などの予防対策を行っておりますが、このコロナ感染症が終息に至ったとしても、今後、新たな感染症が発生する可能性もあるととも

に、インフルエンザなど、例年集団感染している感染症について、引き続き予防していく必要があります。

このようなことを踏まえると、これからの社会を支える子供たちには、新型コロナウイルスに限らず、感染症に関する教育をしっかりと行い、安全安心な社会づくりにつなげていく必要があると考えます。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、学校における感染症の予防についての教育をどのように行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、学校において、児童生徒が感染症について学ぶことは、先ほどありましたが、SDGsの目標や公衆衛生の観点からも大変意義があると考えております。

新型コロナウイルス感染症の発生後は、手洗い、換気、マスクの着用、免疫力を高める生活など、これまで以上に実践的な指導を行ってまいりました。

このような中、昨年末に発生した、県立高校の部活動における集団感染につきましては、誠に遺憾に感じているところでございますが、この事例については、十分に検証を行いまして、さらなる感染症対策の徹底について、再度、各学校に周知を図ったところでございます。

このような事例を通して、改めて、感染症への対応の難しさと教育の重要性を認識しましたことから、今後も、児童生徒が感染症を正しく理解し、適切に判断・行動できる力を身につけられるよう、教科はもとより、教育活動全体を通して取り組んでまいります。

○日高博之議員 よろしくお伺いいたします。

続いて、県内修学旅行についてお伺いいたし

ます。

小中学校の修学旅行については、昨年度までは、小学校は主に鹿児島へ、中学校は主に関西方面に行き、学習や体験活動を行っていたと聞いております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、県教育委員会が5月に、市町村教育委員会や小中学校に対し、県内修学旅行も検討材料の一つとするよう依頼したり、県内の見学先や体験先などの開拓を行ったりといった取組を進めてこられました。

このような取組もあって、県内で修学旅行を実施した小中学校も多かったと聞いており、新聞などでは、「県内修学旅行を実施することによって、郷土の歴史や文化など、改めて本県のよさや魅力を再発見する好機となった」との報道も目にしたところであります。

県内修学旅行の状況については、これまで県議会においても、11月までの実施状況や予定などについて取り上げられてきたところでありますが、その後、数か月たっており、感染の広がりも見られる中、現時点では、どのくらいの学校が県内修学旅行を実施したのか。また、実施した場合にも、何らかの課題があったのではないかと気になるところであります。

そこで、市町村立小中学校における本年度の県内修学旅行の実施状況と課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本年度の修学旅行につきましては、お話にありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、何度も計画の変更を余儀なくされ、中には、次年度への延期や、やむなく中止する学校もあるなど、大変困難な状況でありました。

そのような中、本年度当初、修学旅行を予定

していた小学校215校中、1月末までに201校が実施しまして、そのうち191校が県内で実施しました。同じく中学校では119校中、1月末までに38校が実施しまして、そのうち21校が県内で実施したところであります。

課題といたしましては、昨年度まで県内での実施がほとんどなかったことから、見学先や体験先の開拓、また、規模の大きな学校においては、宿泊先の確保などが挙げられているところであります。

○日高博之議員 教育長の答弁をお聞きして、新型コロナウイルス感染症の影響で、修学旅行の実施に当たって、各学校においては大変な苦勞があっただろうと感じております。

修学旅行は、学校行事の中でも、子供たちが最も楽しみにしている行事の一つではないかと思えます。子供たちが楽しみにしている修学旅行を、本年度は、県教育委員会の取組や各学校の工夫により、県内であっても実施できたことに、子供たちも満足しているのではないのでしょうか。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響があったにせよ、本年度広がりを見せた県内での修学旅行の実施については、今後も期待を寄せているところであります。

そこで、来年度以降の小中学校の県内修学旅行の実施に向けた県教育委員会の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 来年度以降の県内修学旅行の実施につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や、保護者の意向等も考慮しながら、基本的には各学校において適切に判断されるものと考えております。

その際に、本年度の実績も踏まえて、県内についても、計画段階から大きな選択肢の一つに

位置づけられるものと考えているところであります。

県内には、本年度開拓された見学先や体験活動の場以外にも、子供の学びにつながる魅力ある場所が数多くあり、関係部局との連携を図りながら、来年度以降も各学校に情報提供を行ってまいります。

○日高博之議員 次年度も県内で実施されるように、引き続き取組をお願いいたします。

また、今年度、修学旅行が実施できなかった多くの中学校についても、コロナの状況次第ではありますが、来春での実施などについても、前向きに御検討いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

これで一通り質問は終わりなのですが、時間がありますので一言。

新型コロナウイルス感染症対応のため、各所で昼夜を問わず、盆、正月も返上で御尽力いただいております医療関係者、福祉保健部、保健所職員をはじめとする全ての関係者の皆様の頑張りには、本当に頭が下がる思いでございます。

皆様におかれましては、今後もどうか健康に十分御留意いただきながら、引き続き業務に御尽力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

また、第3波のときに亡くなられた方についての記者会見において、郡司副知事が涙を浮かべながら対応されている様子を拝見し、私自身、大変心を揺さぶられ、改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止、そして収束に向け、一生懸命取り組んでいかなければならないとの思いを抱いたところでございます。

コロナに負けることなく、全ての県民の皆様にも明るい希望が開けるよう、一丸となって頑

令和3年2月25日(木)

張ってまいりましょう。

以上で代表質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時5分散会

2月26日（金）

令和3年2月26日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）			
1番	有岡浩一	（郷中の会）	
2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）	
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）	
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）	
6番	山下寿	（同）	
7番	窪菌辰也	（同）	
8番	脇谷のりこ	（同）	
9番	佐藤雅洋	（同）	
10番	安田厚生	（同）	
11番	内田理佐	（同）	
12番	日高利夫	（同）	
13番	丸山裕次郎	（同）	
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひまわり）	
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）	
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）	
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）	
18番	岩切達哉	（同）	
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）	
20番	横田照夫	（同）	
21番	外山衛	（同）	
22番	西村賢	（同）	
23番	山下博三	（同）	
24番	右松隆央	（同）	
25番	野崎幸士	（同）	
26番	日高陽一	（同）	
27番	井上紀代子	（県民の声）	
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）	
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）	
30番	満行潤一	（同）	
31番	太田清海	（同）	
33番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）	
34番	濱砂守	（同）	
35番	二見康之	（同）	
36番	星原透	（同）	
37番	蓬原正三	（同）	
38番	井本英雄	（同）	
39番	徳重忠夫	（同）	
欠席議員（1名）			
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）	

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
選挙管理委員長	茂雄二
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。会派を代表して質問を行います。

今、議席で内田理佐さんよりリボンを頂きました。今、初めて知ったんですが、これはシトラスリボンといって、コロナに関して誹謗中傷をしないとの意思表示でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、質問に入ります。

本日は2月26日、85年前の昭和11年に陸軍将校らがクーデター未遂事件を起こした二・二六事件のあった日です。

事件の起こった背景は、6年前に金輸出解禁と世界恐慌により、日本は深刻な不景気に見舞われ、企業は次々と倒産し、町は失業者であふれていたようです。農民の生活も苦しく、娘を身売りする家も続出していたにもかかわらず、政府は適切な対応を取らないばかりか、汚職事件が続発し、不満を持った国民に押された将校が起こした事件です。

現在の状況に何かそっくりのような気もしますが、国民の不満が爆発することなく、政府の適切なコロナ対策で、一刻も早く日本が元気になることを期待いたします。

さて、昨年末、延岡市主催で、ノーベル化学賞を受賞した吉野彰さんの「リチウムイオン電池が拓く未来社会」を演題に、講演会がありま

した。本来は、昨年の3月に計画されていましたが、コロナの拡大で延期となってしまいました。ただ、吉野さんからの強い要望もありまして、講演が実現しました。リチウムイオン電池の開発には、延岡が大きく関わっているからです。

延岡市の研究所で開発された炭素繊維を使って研究が進み、また、安全性を確認したのも延岡の地で、「本当の意味でリチウムイオン電池が誕生したのは延岡であると言っても差し支えない」と、吉野さん御自身が言っております。

その日の午前中には、県北の中学生と高校生にも同様の講演会を開催しており、電池の進化とAIや5Gなどの新技術が一般化してくると、今までとは違う世界が広がるという、そう遠くない未来の話がなされ、変革期は若者にとって大きなチャンスであると講演されたようです。ノーベル賞受賞者からの発信で、若者たちは大きな刺激を受けたことでしょう。いずれこの中から、地域や社会に大きく貢献する人物が出てきてほしいものです。それを期待しつつ、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

知事は、本県にとって未曾有の被害でありました口蹄疫が終息してすぐに、著しく疲弊した本県の再生復興という大きな課題があるときに知事に就任しました。また、地方のトップが大きく注目されるきっかけとなった東国原知事の後に就任し、ある意味でのやりにくさもあったかもしれません。その後、3回の当選を重ね、知事在位10年を迎えました。

地元紙には先月、「問われる覚悟 河野県政10年」と題して、県政運営や政治手法について県幹部や県議の辛口のコメントも交えて3回

にわたり掲載されました。知事には面白い、むっとするような内容もありましたが、改めて知事には、この在位10年を振り返っての所感と、残りの任期における取り組み姿勢について伺います。

次に、11月議会での我が会派の渡辺議員の質問のその後について伺います。

昨年、新田原基地で行われた日米共同訓練は、大きな物議を醸しました。米軍兵士用に宿舎を、日本国民の税金である思いやり予算で新田原基地内に建設したにもかかわらず、コロナ感染症対策と称して、宮崎市内のビジネスホテルを使うことが明らかになり、基地の周辺自治体等が基地内宿泊を求めましたが、ほごにされてしまいました。

「平成19年に九州防衛局と関係市町で締結した現在の協定書は、包括的な内容となっており、これだけでは実効性の面で課題があると考えている。そのため、基地内での宿泊や適時適切な情報提供など、協定書の内容を担保する具体的な措置について、九州防衛局と関係市町、県で協議を行い、文書で確認していく必要がある」と、知事は方針を示されました。

九州防衛局の広瀬局長が訓練前に宮崎に来られて、知事をはじめ5市町の首長と協議がなされました。その場で、今回の基地の外での宿泊が前例とならないよう、今後の訓練については基地内での宿泊を前提とすることや、情報提供の在り方、安全対策の具体的な対応策について文書で確認することを求め、知事は「九州防衛局の了解をいただいたものと受け止めている。その認識の下、関係市町とともに、九州防衛局と調整を進めていく」と、渡辺議員の質問に答弁しています。

そこで、新田原基地での日米共同訓練に係る

九州防衛局との確認文書の締結について、その進捗状況を知事に伺います。

次に、ジェンダー平等について伺います。

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗前会長は、2月3日の日本オリンピック委員会（JOC）の臨時評議員会において、JOCが全理事の女性の割合を40%以上にする目標について、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」「女性というのは競争意識が強い。誰か1人が手を挙げて言うと、自分も言わなきゃいけないと思う」「女性の数を増やしていく場合は、発言の時間をある程度規制しないとなかなか終わらないので困る」等々の女性蔑視発言をし、国内だけではなく海外からも大きな批判が沸き起こり、森前会長は辞任しました。東京オリパラがコロナで開催できるか否か微妙な時期に、あまりにも不適切な発言でした。いかなる差別も禁止したオリンピック憲章の基本原則を、森さんは全く理解していませんでした。

日本政府は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする目標を掲げましたが、達成できず、できるだけ早急に達成することを目指しているところです。

世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダー・ギャップ（世界男女格差）レポート2020」によれば、日本の男女平等指数は153か国中121位です。日本の男女格差は先進国最大です。

背景には、日本の女性が、出産や育児のほか、無報酬の家庭内労働に費やす時間が男性の4倍以上あり、有給の仕事に従事する時間が減り、労働時間の確保が困難になったりするために、キャリア形成や昇進の機会が奪われている

ことが挙げられます。

男性・女性の固定観念を変え、女性の社会参加を促し、みんなが生き生きと活躍できる日本にしなければなりません。

そこで、ジェンダー平等について、知事の考えを伺います。

以上で壇上からの質問は終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

初めに、就任10年を迎えての所感についてであります。

振り返りますと、知事就任以来、1期目は、口蹄疫をはじめとする相次ぐ災害からの復興に取り組んでまいりました。2期目には、復興から新たな成長へとギアを入れ替え、3期目では、これまでの流れをしっかりと軌道に乗せるため、安心と希望あふれる「みやざき新時代」の実現に向けて、全力で取り組んでいるところであります。

おかげをもちまして、東九州自動車道などの交通インフラ整備の進展や、口蹄疫終息から10年が経過する中で、全国和牛能力共進会での3大会連続の内閣総理大臣賞受賞や、農業算出額・輸出額の拡大、ワールドサーフィンゲームスの開催等により、スポーツランドみやざきの認知度や国際的な評価の高まりを受けた一段と高いステージへの展開、林業大学校の開講など、本県の強みを生かした次代につながる成果が生まれております。

また、宮崎駅西口広場の再整備や防災庁舎の完成、県立宮崎病院の改築、宮崎カーフェリーの新船建造などの基盤づくりも着実に進んでいるものと考えております。

一方、昨年来、新型コロナウイルス感染症の

拡大という未曾有の事態に見舞われる中、時々刻々と変化する状況に応じた対応に努めているところであります。

中でも、先日の緊急事態宣言については、全国に先駆けて必要な対策を講じ、早期に感染拡大を抑え込むことができたものであり、県民の皆様への御協力のたまものと、心から感謝を申し上げます。

今後は、コロナ禍により顕在化した課題に対応するため、デジタル社会の実現や人口減少対策にも資する地方回帰志向を捉えた移住・定住対策などを加速させ、ポストコロナを見据えた新たな成長に向けた取組も重要であると考えております。

また、このほかにも、本県には中山間地域の振興、防災・減災、国土強靱化対策、医療・福祉の充実など、困難化・複雑化する課題への対応をはじめ、国文祭・芸文祭や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備など、取り組むべき課題は山積しております。

今後とも、県議会の皆様をはじめ各方面の御協力をいただきながら、県民の皆様が安心と希望を持って暮らし続けることのできる宮崎づくりを進めてまいります。

次に、新田原基地での日米共同訓練に係る確認文書の締結についてであります。

新田原基地での日米共同訓練につきまして、昨年12月、私は、丸山議長や小嶋新富町長をはじめ関係者の方々とともに防衛省を訪問し、岸防衛大臣に、訓練に関して情報共有を行う連絡協議会の設置や、米軍人の基地内宿泊を含む具体的な安全対策、情報提供の在り方などについて文書で確認することなどを要望したところであります。

岸大臣からは、連絡協議会の設置を含め、県

や関係市町としっかりと協議するよう指示しておくとの回答があり、これを受け、現在、九州防衛局において、訓練の検証を含め、確認文書の検討が進められております。

また、並行して、県と関係市町においても、確認文書に盛り込む内容などについて検討を進めてきたところであります。

近く、それぞれの検討状況を踏まえ、九州防衛局と協議を開始することとしておりまして、年度内に連絡協議会の設置と確認文書の締結ができるよう、協議を進めてまいります。

最後に、ジェンダー平等についてであります。

男性はこうあるべき、女性はこうあるべきといった、社会的・文化的につくられた性別、いわゆるジェンダーによる固定的な役割分担意識や差別、不平等を解消し、多様な生き方を選択できる社会を築いていくことは、大変重要であると考えております。

このジェンダー平等という言葉自体、SDGs（持続可能な開発目標）の5番目の目標として掲げられておるところであります。世界を視野に入れますと、このジェンダー平等は、例えば人身売買や搾取や暴力の撤廃といったことも視野に入る国もあれば、我が国においては、男女共同参画というところで取り組むべき課題だというふうな認識でおります。

県におきましては、男女共同参画推進条例やプランに基づき、市町村や関係団体とも緊密に連携しながら、県民意識を高める啓発や女性の活躍の場を広げる取組などを進めてきたところであります。

その結果、例えば県の審議会等での女性登用率は、令和元年度末の実績で45.9%、全国5位となるなど一定の成果が上がってきたところで

あります。

一方で、県民の意識調査では、男性のほうが優遇されていると感じている人の割合が6割程度で推移するなど、依然として様々な課題があるものと認識しております。

県といたしましては、今後とも、男女共同参画に係る各種施策に積極的に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分発揮しながら、安心して暮らしていくことのできる社会づくりに努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。

今議会の冒頭での知事の議案提案理由説明の中でも、知事在位10周年を振り返って語られていました。

コロナウイルスの感染は、収まることはあっても終了することではなく、長い闘いになります。このコロナで疲弊した県内の状況は、口蹄疫のときと同様です。来年度予算にもコロナ対策はしっかりと組まれておりますが、再生復興に知事のさらなるリーダーシップを発揮していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、九州防衛局との確認文書の締結に関しては、尖閣諸島を含む南西諸島をはじめ、東シナ海等の中国との緊張が高まっています。日米共同訓練の頻度が高まる可能性があります。今回のようなトラブルにならないよう、きちんと線引きされた確認文書の締結をよろしくお願いいたします。

県の審議会の女性登用率は、令和元年度末で45.9%、全国5位とはすばらしい実績です。ただ、森元会長によると、女性が多いと時間がかかると、まるで無駄な時間がかかるようなことを言われておりましたが、決してそのようなことはなく、有意義な審議が行われているもの

と思います。

ジェンダー平等に関して、次は、県職員の人材確保について質問いたします。

現在の県庁内の知事部局の職員数と男女比について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年4月1日現在の知事部局の職員数3,736人のうち、男性が2,739人、女性が997人であり、男女比は、およそ7対3となっております。

○田口雄二議員 この現在の議場を見ても、執行部側にも議会側にも女性は数えるほどしかいません。知事部局の役付職員に占める女性の割合について、数値目標があるのか。また、その現状について、再度、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 昨年4月に見直しを行いました「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」において、知事部局では、令和6年度までに副主幹以上の職に占める女性職員の割合を17.5%とすることとしており、現状では、昨年4月現在で15.1%となっております。

今後、出産や子育てに係る職場環境の充実に加えて、様々な研修や意欲と能力に応じた人事配置など、女性職員の活躍推進に向けた取組を実施してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 女性がやりがいを持って、持てる能力が十二分に発揮できる職場環境の構築をよろしく願いいたします。

次は、県職員採用試験につきましてお聞きします。

今年度の県職員採用試験の結果はどのような状況であったのか、人事委員長に伺います。

○人事委員長（瀧砂公一君） 令和2年度の県職員採用試験の競争倍率は、大学卒業程度全体で4.1倍でございました。これは、前年度に比べて1.4ポイント上昇しております。

この主な要因といたしましては、今年度、一般行政に特別枠を新設しまして、公務員試験対策が不要で、多くの民間企業でも利用されておりますSPI3という試験を導入したことにより、一般行政の受験者数が、トータルで約2倍に増加したことなどが挙げられます。

一方で、技術系職種におきましては、競争倍率が2倍を切る職種が複数存在しておりまして、特に、土木、農業土木、心理の3つの職種におきましては、最終合格者数が採用予定数に満たない状況となっているところでございます。

○田口雄二議員 私は、平成29年2月議会で、民間企業の採用意欲が増している中、近年の県職員の採用試験の倍率低下について質問しています。そのときは、大卒程度の全体の競争倍率が4.7倍で、平成以降最低でありました。特に倍率の低い土木、建築等の技術系職種は、「来年度より、試験内容は専門分野を重視し受験しやすい内容に見直すとともに、若手職員が県庁希望の学生等の相談に応じる仕組みを創設した。今後とも、関係部局との危機感を共有し、連携を強化し、県の将来を担う優秀な人材確保に努めていく」と、当時の人事委員長の答弁をいただいております。

4年前に、人材確保の対策を示されましたが、一般行政の受験者は持ち直しつつありますが、特に倍率の低い土木や建築等の技術系職種は、当時から大きな課題としながらも、現在も状況は変わっていないようです。構造的な問題や働き方改革など、改善しなければならないことがあるのではないかと考えます。

そこで、技術系職種について、受験者の確保が困難になっている要因と今後の対策について、人事委員長に伺います。

○人事委員長（濱砂公一君） 県職員の採用試験につきましては、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、国やほかの地方公共団体、あるいは民間企業等との競合などによりまして、受験者の確保が困難な状況が続いております。

このような中、特に技術系職種につきましては、民間企業における理系学生の内定の時期が非常に早いということも、受験者の確保が厳しい要因の一つと考えております。

このため、技術系職種につきましても、来年度からSPI3試験を導入いたしまして、全国47都道府県に設置されるテストセンターで、4月に前倒しして第1次試験を実施することにより、受験者の利便性向上、あるいは負担の軽減を図りまして、優秀な人材を早期に確保することとしております。

また、任命権者と連携いたしまして、SNSやオンライン説明会を積極的に活用するなど、効果的な広報活動を一層強化いたしまして、県職員の魅力や仕事のやりがいを広く発信してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 試験を前倒しして、リクルートグループの会社を実施している適性検査であるSPI3試験を、来年度から導入するようですが、人材確保に効果が出ることを期待いたします。

試験の改革も分かりますが、本県の未来をしょって立つぐらいの気概を持った優秀な人材が寄ってくるような組織でないといけません。

県職員採用試験において、競争倍率が低迷する職種がいまだに見られますが、今後どのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 新型コロナ対策をはじめ、人口減少問題や国土強靱化対策など喫緊の課題を抱える中、質の高い行政サービスを

継続的に提供するためには、優秀な人材の確保が大変重要であります。

県では、技術系職種における受験者数を確保するため、近年、インターンシップの受入れや、大学等が主催する就職説明会への参加等に加えて、一部職種における受験年齢の引上げや採用試験の通年実施、職種別の採用案内パンフレットの作成、県外の高校への試験案内の送付等に取り組んでいるところであります。

今後、県職員として働くことの魅力のPRに取り組むことにより、本県の将来を担う人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 引き続きよろしく願いいたします。

先日、国家公務員の早期退職が増加していると報道されておりました。退職にはいろいろな要因がありますが、知事部局における30代以下の若手職員の早期退職の状況について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局における30代以下の若手職員の早期退職につきまして、過去3年間の状況であります。平成29年度以降、29名、13名、29名と推移しており、今年度は、現時点で37名の退職が見込まれております。

退職の理由といたしましては、転職のほか、結婚を契機とした県外への転出、健康上の問題など様々であります。

○田口雄二議員 今年度は確定ではありませんが、前年度比で8名増となっております。退職には個人の様々な事情があり、一概には言えません。職場環境や仕事のストレス等により働く意欲がなくならないよう、十分な配慮をよろしく願いいたします。

次に、医療福祉について質問いたします。

質問の前に、県北地区では、人工呼吸器等の装着が必要な医療的ケア児が短期滞在できる施設がなく、保護者の負担軽減の要望も強く、私もこの場で設置を質問し、要望してまいりました。

そのような中、本年4月に県北初の医療的ケア児の短期滞在施設が、延岡共立病院に開設されることになりました。県内5か所目で、県北初の開所となります。短期滞在は24時間の介護、食事や排せつなどが必要な医療的ケア児の家族が、冠婚葬祭などで子供の世話ができないときに活用するものです。

長年の課題でありましたこの施設を受け入れてくれる延岡共立病院と、設置に尽力いただきました県当局に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

この件は、我が会派の太田清海議員が一般質問で取り上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、ワクチン接種について質問いたします。

昨年の臨時国会で、改正予防接種法が成立し、接種費用は国が負担、健康被害が出た場合も、国が補償費用を肩代わりすることになりました。そして、実際の接種業務は、市町村や医療機関が担うことになりました。

また、安全性を最優先に進めるべきではありませんが、感染の蔓延を防ぐためには、接種者が多いほど効果が上がるため、今回は任意接種より強い「努力義務」となりました。

本県においては、今月の19日から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が、医療従事者を優先して始まりました。まだ接種された方はごくわずかですが、幸い深刻な副反応は出ていないようです。ワクチン接種に懐疑的な人が多

いようでもありますが、安全な状況が確認され始めると、一気に希望者が増えるのではないかと思います。

ただ、2度接種しないと効果が出ないそうで、必要な国民に行き渡るには相当な時間を要します。ワクチン接種が大きな抑止効果を発揮してほしいものです。

ワクチン接種の主体は市町村であります。県はどのように関与、助言しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村では、4月以降に開始される高齢者をはじめとした住民接種に向け、接種体制づくりが進められているところです。

県では、市町村の接種体制づくりを支援するため、知事と市町村長によるウェブ会議や、2度の担当職員を対象とした意見交換会を開催するとともに、県の感染症対策室ワクチン担当内に市町村からの相談窓口を設置しまして、進捗状況を確認しながら、適宜アドバイスを行ってきたところです。

また、県医師会や郡市医師会に対しまして、知事からの直接の協力依頼をはじめ、県として、全体会議への出席や訪問等による協力依頼を行ってきたところでもあります。

今後とも、市町村の進捗状況を確認しながら、継続した支援を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 県のワクチン担当内に市町村の相談窓口担当が設置されているようですが、県内の自治体には、保健所を有する中核市の宮崎市をはじめ、人口規模も小さい中山間地域が主の町村もございます。

今後の全体のスケジュールがはっきりしない中、ほとんどの住民が対象となるワクチン接種

は、初めての経験であり、ノウハウがないままでのスタートです。医療スタッフの確保など、困惑している自治体も多いものと想像します。

市町村が抱える課題について、県はどのように対応するのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村におきまして住民接種の体制づくりを進める上で、接種会場の確保や、看護師等の人材確保などが課題となっております。

また、ワクチンの配分量や、その配布時期などが不明な点があり、具体的な接種計画の策定が進まないことも大きな課題となっております。

このため、県といたしましては、国からの各種情報収集と市町村への迅速な情報提供はもちろん、県医師会や郡市医師会への協力の要請を継続しつつ、個別の医療機関に対する住民接種への意向調査結果を市町村に提供したところであります。

市町村によって抱える課題も異なりますことから、個別の相談対応や助言指導にも取り組んでいるところであり、今後とも、市町村の円滑な接種体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ワクチンの配布についても未定で、予定も立たず市町村は戸惑っていると思います。細やかな市町村への対応をよろしくお願いいたします。

コロナ感染症の本県での最初の感染者が昨年3月4日に確認されて、間もなく1年が経過しようとしています。その後、第3波で感染者が拡大し、県独自の緊急事態宣言が発令され、県民に活動の抑制をお願いしました。当初、PCR検査数が少なく、検査体制の拡充が訴えられました。

その後、独自に検査体制を整えたところもあるようですが、新型コロナ感染症の検査体制の現況と、検査で陽性が判明したときの保健所への連絡体制はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、新型コロナの検査体制につきましては、行政検査と保険適用検査の2つがあり、そのうち行政検査につきましては、感染者の濃厚接触者等に対して、県の衛生環境研究所と宮崎市保健所、または一部を民間検査機関に委託して行っております。

また、保険適用検査につきましては、発熱等の症状があり検査を希望される場合、地域の身近な医療機関である診療・検査医療機関や地域外来・検査センターで検査を行っております。

保険適用検査で陽性が判明した場合は、感染症法の規定に基づき、検査結果を受けた医師が保健所へ届け出ることになっており、保健所では、この届出を基に、感染源や濃厚接触者の把握など、積極的疫学調査に着手することになります。

○田口雄二議員 次に、医療スタッフの確保について伺います。

私は以前、「医療手術支援ロボット「ダビンチ」は、最先端そして安心安全の医療の提供になる。そして医師確保にも大きな力を発揮する。しかし、残念ながらその「ダビンチ」が1台もないのは宮崎県だけである」と、4年前の6月議会のこの議場で言ったことがあります。

しかし、ようやく昨年度、宮崎大学医学部附属病院に導入されました。来年度予算案では、県立宮崎病院にも「ダビンチ」導入が予定されています。県立宮崎病院の医師は、先端医療機器の導入を楽しみに待っていることと思いま

す。さらなる医師確保に貢献してほしいものです。

そこで、本県の課題である医師確保に向けた今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医師少数県である本県におきまして、医師の確保は喫緊の課題であることから、昨年実施した「宮崎県医師養成・定着推進宣言」に基づきまして、令和4年度から宮崎大学医学部の地域枠を拡充するとともに、宮崎県キャリア形成プログラムによる若手医師の養成、偏在解消に取り組んでまいります。

加えて、勤務環境の改善による県内定着の促進を図るため、本議会に提案させていただいております新規事業「医師の働き方改革推進事業」において、救急医療等を担う医療機関に対し、労働時間短縮に資するICT機器の整備費用等の補助を行うとともに、女性医師の仕事と家庭の両立や復職等を支援することとしております。

今後、これらの取組を関係機関一体となって推進し、さらなる医師確保に努めてまいります。

○田口雄二議員 医師の確保と併せて、看護師の確保も本県の大きなテーマです。看護大の学生の就職先が、ずっと県外が過半数を上回る状況で、いかに県内に残すかを、よく県議会でも質問されています。

そんな中、県外でスキルアップした本県出身者の看護師がふるさとに帰ってきて、医療現場で貢献してくれることを期待して、平成25年度に延岡と日南の県立病院に導入したのが、看護師地域枠採用です。

県立病院における看護師地域枠採用の現状と

看護師確保の取組について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 看護師の地域枠採用は、日南病院あるいは延岡病院に限定して勤務する職員を採用する取組でありますけれども、平成25年度の導入以降、日南病院で45名、延岡病院では127名を採用しております。

また、毎年多くの新卒の看護師が県外に就職しているという本県の実情を踏まえまして、昨年度から、県外の経験者を優先して採用する「UIJターン枠」を新たに設けまして、17名の受験者に対し12名を採用したところでございます。

今後とも、こうした優先枠の周知を図りまして、充実した研修制度など県立病院で働く魅力を、病院説明会やインターンシップを通じ積極的にPRすることなどによりまして、看護師の確保に努めてまいります。

○田口雄二議員 その看護師確保について、残念な報告があります。県立病院の看護師として働いていたが、不妊治療を継続するには退職せざるを得なくなり、残念ながら退職された看護師の御主人より、改善要望として相談を受けました。私もこの相談を受けて、改めて不妊治療の実態を知りました。

一般に不妊治療といっても、原因に応じて様々な治療法がありますが、この退職した看護師の場合は、治療の日程が医師の急な呼出しで直前に決まることが多いため、計画的に休みを取るということが難しく、シフトに組み込まれていたら、人員が少ないため急に休むことができず、また急に休むと迷惑がかかるため、泣く泣く退職の道を選んだそうです。この相談者の奥様だけではなく、ほかにもそのような状況の看護師がいて、同じように退職の道を選んだ方がいた

ようです。

看護師は多くが女性であり、そういった人たちが働きながら不妊治療を継続できる環境を整備することが、少子化対策や看護師などの人材確保につながると考えます。

そこで、不妊治療など職員の実情に応じた職場環境づくりについて、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 不妊治療につきましては、その過程で急な通院治療が必要となるなど、職員にとっては、仕事との両立を図る上で負担が大きいものと認識しております。

このため、各県立病院では、職員との面談などを通じまして、子育てや介護などとともに、不妊治療につきましても、職員一人一人の事情をしっかりと把握しながら、業務内容や勤務時間の割り振りなどの面から、できる限りの配慮を行っているところでございます。

こうした配慮は、人材の確保・定着の観点からも、非常に重要であると考えております。

今後とも、職員のライフステージに応じた働きやすい職場づくりに努めてまいります。

○田口雄二議員 県立病院の貴重な人材への配慮、働き方改革をしっかりと検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

2015年10月に始まった「医療事故調査制度」という制度があります。医療法に基づき、提供された医療に起因する予期しなかった死亡の原因を調査し、再発防止を図る制度です。

医療機関は、予期せぬ死亡事故が起きた場合、第三者機関である「医療事故調査・支援センター」に報告して調査を実施し、結果を医療機関と遺族に伝えるものです。

医療事故調査・支援センターは、調査結果を再発防止のために分析しており、手術や画像診断などでの死亡事故を防ぐ提言を、これまで12

回公表してきました。年平均で340～380件が報告されるようで、5年間の累計が1,847件あり、年平均の報告数を人口100万人当たりへ換算して比較した結果が、大きく新聞報道されました。宮崎県は何と5.6と最多で、全国平均は2.9ですので、本県は全国平均の2倍近い数字となりました。この数字だけを見たら、県民は、予期せぬ死亡事故がこんなに多いのかと、本県の医療に対して不信感が募るかもしれません。

都道府県で大きな差が出る背景には、再発防止や医療の安全性向上のため、積極的に報告する地域や病院がある一方で、医療訴訟などの証拠に使われるとして、調査に消極的な医療機関もあるようです。

人口100万人当たりの事故報告が、都道府県によって最大4倍以上の差があります。宮崎県医師会は、「会員向けに制度の説明会を開き、調査のための専門医の派遣から報告書作成まで支援している」と積極的に取り組んでいます。また、「調査して訴訟に至るケースは1割もなく、死因究明で遺族の理解が得られる」と見ているようです。

医療事故調査制度について、本県の人口100万人当たりの報告数が全国最多との報道がありましたが、これをどのように捉えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療事故調査制度につきましては、本県医師会では、制度の周知を図る説明会の開催や、院内調査を行う医療機関へ専門医を派遣するなど、制度開始当初から様々な取組を実施され、制度の定着が進んでおります。

人口100万人当たりの年平均報告数が5.6と、本県が全国最多となったことについて、県医師会は、医療機関の管理者が制度を十分に理解し

て、積極的に報告を行った結果だとしております。

報道によりますと、医療事故・調査支援センターを運営する日本医療安全調査機構は、「都道府県によって事故の発生率が大きく変わることには考えにくく、趣旨を理解して調査・報告する必要がある」としており、本県としましても、県医師会や関係医療機関の尽力により、本制度が積極的に活用されている結果であると考えております。

○田口雄二議員 以前から、公平な立場での調査機関の存在が、医療提供者からも患者サイドからも切望されており、そこで第三者を交えた専門的な調査機関として設置されたのが、医療事故調査・支援センターです。医学的に公平な立場から原因を究明して再発を防止することが、主たる目的です。

よって、本県内で発生する医療事故が多いわけではなく、医療機関の管理者が制度を十分に理解して、規定に従い積極的に届けたと理解します。

まだスタートして5年の制度であります、今後この制度が最大限に有効活用され、地域医療の向上につながることを期待します。

次に、生活保護の申請状況について伺います。

自殺も一時は全国で3万人を超えていましたが、様々な施策が功を奏し、2万人を切るころまで来ていたにもかかわらず、心配したとおり、コロナ禍で急に増え、またしても2万人を超えてしまいました。

今回の特徴は、女性が急増したことと、児童生徒の自殺が前年より4割増しの479人になったことです。これに比例して、生活保護も増えているのではないかと思います。

先日、国会で菅首相は、コロナで広がる生活困窮に対して、「最終的には生活保護という仕組みがある」と答弁し、生活保護にいかないように手を差し伸べるのが政治ではないのかと、ちょっとした論争になりました。

しかし、そうした施策の足りないところを補い、全ての人を守る最後のセーフティーネットが生活保護です。コロナによる影響は既に1年が経過し、大きく疲弊しており、生活困窮に陥った人も多いと考えます。

そこで、コロナ禍で大変厳しい状況の中、生活保護の申請状況はどうなっているか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきまして、直近の把握できる数値として、令和2年11月の申請件数が168件でありまして、前月と比較して5件減少しております。

また、今年度4月から11月までの累計は1,255件でありまして、前年度の同期間と比較しますと、58件の減少となっております。

このように、申請件数は昨年度と比べ減少傾向にありますが、コロナの影響は今後も続くと思われ見込まれますので、生活にお困りの方々に対して、きめ細やかな相談対応を行いながら、生活保護も含め、必要な支援を届けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 11月単月では全国的には増加しているのに、本県は減少していると。これをどう評価したらいいのか悩みます。

ただ、生活保護の基準以下の収入で暮らす人のうち、制度を利用しているのは2割との推計もあります。必要な人が誰でも使える仕組みになっておらず、利用を妨げる壁もあります。生活保護の受給に否定的な意識が根強いことや、申請のハードルの高さも指摘されてきました。

改善しなければならない点は多いのですが、本県の生活保護の減少が、それらをクリアしてのことと祈るばかりです。

次は、県産材の需要拡大について質問いたします。

本県は、杉素材生産量が29年連続で日本一を達成するとともに、国産材の製材品出荷量についても日本一を維持するなど、国内有数の木材供給基地としての地位を築いています。

しかし、コロナ感染症拡大の影響から、国内外の経済活動の制約による個人消費の落ち込みや人口減少などで、木材需要の大部分を占める住宅着工戸数の減少等により、長期的な木材価格の下落が危惧されています。

そこで、県産材の非住宅分野における需要拡大に向けた取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 非住宅分野での県産材の需要拡大につきましては、これまで、県内の駅などの公的スペースの木造・木質化への支援や、木造の非住宅施設の設計スキルを持つ建築士の育成のためのセミナー開催などに取り組んでまいりましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、補正予算によりまして、新しい生活様式に対応した飲食店などの民間施設の木造・木質化への支援にも取り組んでおります。

また、来年度は、これらの取組に加えまして、今議会に新規事業として御提案しております「みやざき材販路拡大・競争力強化事業」によりまして、大都市におけるPR効果の高い商業施設等についても支援していくことといたしております。

今後とも、こうした取組を積極的に推進し、県産材の非住宅分野における需要拡大に努めて

まいりたいと考えております。

○田口雄二議員 住宅着工数が回復することが一番ではありますが、供給先の多角化は、今後の需要拡大に大きな要因になると思います。取組の強化、よろしく願いいたします。

次に、商工労働行政の質問に移ります。

卒業予定の高校生・大学生は、ちょっと前までの就職状況と大きく変わり、気の毒な思いもします。しかし、都市部におけるコロナの状況は、これまで求人を出してもなかなか応えてもらえない厳しい状況にあった地方にとって、県内志向が高まってきたのではないかと期待される部分もあります。

本県の高校生の県内就職率が全国ワーストのときもあり、その状況を打破するため、様々な県内就職率アップの取組を行ってきた経緯もありますので、変化が出てきたのではないかと。

そこで、今年3月卒業予定の高校生・大学生等の県内企業への就職内定状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、県内の高校生のうち、民間事業所への就職内定者数は、昨年12月末現在[※]で2,097人で、内定率は91.6%であります。このうち、県内の事業所への内定割合は60.7%でありまして、前年同月比で2.6ポイント増加しております。

次に、県内の大学生等の就職内定者数は1,418人で、内定率は68.8%となっております。このうち、県内内定者の割合は40.3%でありまして、前年同月比で0.7ポイント増加しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、県外も含めた全体の就職内定率は若干低下しておりますけれども、県内就職を希望する割合、あ

※ 88ページに訂正発言あり

るいは県内の内定率は上昇しておりますので、県といたしましては、引き続き企業や学校など関係機関と連携し、若者の県内就職促進を図ってまいります。

○田口雄二議員 全体の就職率は低下しているけれども、県内就職を希望する割合や県内就職内定率は上昇しているということです。

高校生の県内就職率は、平成27、28年が全国最低でしたが、平成17年以来、15年ぶりに60%台に届きそうです。今年度、もう少しありますので、内定していない高校生・大学生の就職に、教育委員会と一緒に頑張って取り組んでいただきたいと思います。

ただ、心配なのは来年度です。既にJALやJR九州等が、新卒採用の見送り等を発表しています。大きくならないことを祈るばかりです。

次に、事業承継について伺います。

中小企業の倒産ではなく、後継者不在による廃業・解散が深刻化しています。コロナで経営意欲も失って、廃業する中小企業が増加するのではないかと心配しています。雇用や納税もなくなり、地域の活力が損なわれてしまいます。

事業引継ぎ支援センターの今年度の取組実績について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 事業引継ぎ支援センターでは、県内の中小企業者の第三者承継を中心に、個々の企業の状況に即したマッチング支援を行っているところでありまして、1月末時点での実績を見ますと、新規の相談件数は、昨年度の243件に対し、今年度は278件、成約件数は、昨年度の31件に対し、今年度は24件となっております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業者との対面での面談が困難

であったということもありまして、若干、成約件数は減ったものの、オンラインによる面談方法を取り入れたこと、それから、メディアを活用した積極的な広報活動により、新規相談件数につきましては、増加が図られたところであります。

それから、先ほどの答弁の中で訂正させていただきます。

高校生の就職内定率、91.6%というふうに申し上げましたけれども、91.0%でございます。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○田口雄二議員 コロナの関連で相談は増えているけれども、コロナの影響で面談等が難しくなって、成約件数は減っているとのこと。では、その増えている相談はどんなものが多いかが気になります。

事業引継ぎ支援センターに寄せられる相談内容について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 今年度の新規の相談件数278件のうち、「事業を譲渡したい」という売手からの相談が96件、「事業を譲り受けたい」という買手からの相談が177件となっております。買手からの相談が、売手のほうを上回っているという状況でございます。

また、相談の背景を見ますと、売手側の事情としては、後継者不在を理由とする相談が中心となっております。そのほかに「複数ある店舗の一つを譲りたい」などといった相談も寄せられております。

一方、買手側の事情としましては、企業成長や新分野への事業展開等を目的とした相談が多く寄せられております。

○田口雄二議員 私の認識では、売手が多いが、買手がなかなか見つからないと思っていま

した。事業の買手のほうが、売手よりも倍近くも相談がある状況は、逆にほっとしています。であるならば、廃業するか悩んでいる経営者に、事業承継についてもっとPRが必要ではないかと思えます。

第三者承継における売手側の事業者にとってのメリット・デメリットを伺います。また、そのデメリットに対して、県はどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 第三者承継におきます売手側の事業者のメリットとしましては、例えば、従業員の雇用が維持できる、それから、これまでの取引先や顧客との関係を保てる、そして、譲渡の代金が得られるといったことなどが挙げられるところであります。

一方、課題となっておりますのが、民間の仲介者を介した場合の手数料、あるいは専門家による企業価値評価に要する費用負担の発生などがございます。

この課題を少しでも解消するため、県では、来年度の新規事業としてお願いしておりますが、第三者承継の際に必要な費用負担を軽減する補助事業を盛り込んでいるところであります。円滑な事業承継の促進を図ることとしております。

○田口雄二議員 買手の相談が圧倒的に多い状況を見ますと、売手への情報提供等を強化しなければなりません。

そこで、売手側の事業者にとってのメリットを全面的に打ち出していったほうが、相談も増え効果的であると考えますが、商工観光労働部長の考えを伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 事業引継ぎ支援センターでは、これまで、後継者がいない事業者に対しまして、広報活動やセミナーな

どの機会を通じて、メリットや成約の事例を紹介しながら、第三者承継が有力な選択肢であることを理解してもらえよう、周知を図っているところであります。

県としましても、第三者承継の成約をさらに伸ばすためには、少しでも多くの事業者に売手側のメリットを理解してもらい、気づいていただくことが重要なポイントになると考えております。

今後、センターと連携しながら、売手側のメリットがしっかりと伝わるよう、周知に努めてまいります。

○田口雄二議員 コロナが落ち着きましたならば、相談がさらに増加してくることが予想されます。廃業・解散を1つでも減らすよう、よろしく願いいたします。

次に、農畜産行政についての質問に入ります。

鳥インフルエンザが、今季、香川県で第1例が確認された後、西日本一帯で拡大し、さらに全国に広がっています。

本県においては、12月1日に日向市東郷町で1例目が発生以降、拡大が止まらず、2月25日の都城市の12例目まで、累計で約92万羽が殺処分されています。日本で有数の養鶏産地の本県にとって、コロナで疲弊しているとき、これ以上の拡大は死活問題です。

県内で、鳥インフルエンザの発生を踏まえ、どのような対策を講じていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今シーズンは、例年より早く、国内で鳥インフルエンザが続発したことから、養鶏関係者を対象といたしました緊急防疫会議や、緊急一斉消毒を実施するなど、強い危機感を持って、発生防止対策に

取り組んでまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、これまでに県内で12例の発生があったことは、大変重く受け止めているところでございます。

発生農場の一部では、国の疫学調査におきまして、鶏舎の隙間等が確認され、小型の野生動物の関与が疑われましたことから、侵入経路となる隙間等の点検・補修とともに、農場周辺の石灰散布や効果的なネズミ駆除等の対策につきまして、家畜伝染病予防法に基づく知事命令を発出し、現在、指導を強化しているところでございます。

今後とも、国に対し原因究明を強く要望いたしますとともに、これまでの防疫指導の検証に基づく対策の再徹底を喚起するなど、関係者一丸となりまして、発生防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ニュース映像を見ていると、あまり知識のない私が見ても、窓もない最新の建物で、どこからウイルスが入り込んだのだろうと思えるほどです。

対策も大変だなと思います。ただ、私が解せないのは、畜産では本県と牛、豚、鶏ともに全国トップ争いをするほどの鹿児島県との違いです。

11年前、本県は約30万頭の牛豚を殺処分したのに、陸続きで広く接している鹿児島県は、口蹄疫は発生しませんでした。今回の鳥インフルエンザは、鹿児島県でも発生はしましたが、わずか1例のみ、本県は12例も出ています。鹿児島県が運がいいだけとは思えません。防疫体制に何かヒントがあるのかもしれませんが。鹿児島県でも隣の宮崎県で頻繁に広がるのは困るでしょうから、連携を取りながら防疫体制の構築を検討してください。

次に、アニマルウェルフェアについて伺います。

アニマルウェルフェアとは、動物の福祉とも言われており、家畜を快適な環境下で飼養することです。家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産性につながると、農林水産省は、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めており、世界的な傾向です。

最近、このアニマルウェルフェアが注目されました。吉川貴盛元農林水産大臣が、2018年の大臣在任中に、大手鶏卵生産会社「アキタフーズ」の元代表から、数回にわたり現金を提供されていたことが発覚しました。目的は、鶏の飼養環境にアニマルウェルフェアを反映させようとする動きに反対してもらうためでした。

物価の優等生と言われる鶏卵は、効率を最優先して大量に生産するケージ飼いが主流で、1羽当たりのスペースは大変狭いものです。かといって、激的に飼育環境を変えて、価格が高騰して消費者にそっぽを向かれては元も子もありません。

そこで、畜産分野におけるアニマルウェルフェアについて、基本的な考え方を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 畜産分野のアニマルウェルフェアは、「快適性に配慮した家畜の飼養管理」を意味し、国が示しております畜種ごとの飼養管理指針では、日々の観察や記録、良質な飼料や水の給与、快適な温度と適切な換気など、家畜を健康に飼養管理することが重要とされております。

具体的に県内では、暑熱対策として、畜舎への散水や送風機等の設置、温度や湿度を管理で

きる畜舎整備、さらに近年では、牛の自発的行動を重視した搾乳ロボットや、放し飼い方式の採卵鶏舎の導入など、家畜のストレス等に配慮した取組事例が見られているところがございます。

いずれにいたしましても、こうした生産者側の多額の設備投資は、畜産物の販売価格の上昇に対する消費者の理解も必要でございます。

県といたしましては、アニマルウェルフェアに対する国の動き等も注視しながら、引き続き、本県畜産の生産振興に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 アニマルウェルフェアは、口蹄疫が発生したときにも導入が言われましたが、効率最優先の方針は変わりませんでした。生産者には、大きな設備投資や広い敷地も必要になります。それでも、世界的な流れであるアニマルウェルフェアを推進するためには、消費者にも理解をいただきながら進めていかなければなりません。

次の質問に入ります。

九州農政局は昨年末、2020年の「農林業センサス」を発表しました。本県の基幹的農業従事者は、5年前に比べて約1万人減少しております。また、平均年齢は0.7歳高齢化が進んでおります。生産基盤の衰退や農村の維持にも関わってきます。

しかし、県内全ての農業経営体の経営耕地面積は減少しておりますけれども、1経営体当たりの面積は、少しですが0.3ヘクタール増加しています。

私の周りでも、脱サラしてキュウリ農家になったり、イチゴ観光農園を始めたり等々、農業に対する感覚が少しずつ変わってきているようです。まだ研修中ですが、昨年も農業をやり

たいという若者の相談を受け、地元の農業改良普及センターを紹介し、就農支援等を紹介しました。

また、農業法人もかなり増え、外国人研修生の力を借りて、積極的に農業を拡大している農業法人を、一昨年の特設委員会で何か所も調査してきました。

農業従事者の減少を嘆いているばかりではなく、これからの本県農業を支える経営感覚に優れた意欲ある担い手育成の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農業者の減少が避けられない中、本県農業を牽引する経営感覚に優れた人材育成が大変重要でありますことから、農大校や普及センターにおきまして、経営発展段階に応じた先進的な技術や知識を習得できる研修等を定期的で開催しているところでございます。

また、全国トップクラスの企業経営者等から講義をしていただきます「みやざき次世代農業リーダー養成塾」や、マーケティング等を学ぶ「みやざき6次産業化チャレンジ塾」などを長年開講しているところございまして、経営の法人化や新商品開発、輸出等の多角化に取り組み、地域農業のリーダーとして活躍する若い経営者が育ってきているところでございます。

今後も、市町村やJA等と連携いたしまして、経営発展に積極的に挑戦する担い手のネットワーク化を進めまして、時代の変化に柔軟に対応し、本県農業を託せる人材育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 農業従事者が減少しても、本県の農業全体のパワーがダウンすることのないように、意欲のある担い手の育成とさらなる確保を進めていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

次に、本県は全国的にも知られたマンゴーやキンカン、最近ではライチなど果樹の生産が盛んになりました。

宮崎銀行は農業部門を手がけるようになり、ハウスでアボカド栽培を始めたのがニュースでも報道されています。私の住む延岡市でも、市内で取れた果樹等が、途切れることなく道の駅等に出荷されており、おいしくいただいております。

ただ、地球温暖化などにより、栽培環境が変わりつつあり、ライバルとなる産地が増えるのが懸念されます。

今後、本県の果樹の振興についてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の果樹振興を図るためには、地球温暖化による品質・収量の低下や、労働力不足への対策に加えまして、コロナ禍で生まれました新たなニーズへの対応等が喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、複合環境制御や無人防除機など先進的なスマート農業技術の導入により、品質・収量の向上や省力化の取組を進めるとともに、産地加工の強化やネット販売など多様化する販売形態にも対応できる産地づくりに取り組むこととしております。

さらに、マンゴーに続く、ライチなどのブランド化とともに、ユズ加工品やキンカンなどにつきましては、輸出にチャレンジするための新たな専用園地の拡大などに向けまして、関係機関や団体等と一体となりまして、スピード感を持って対応し、稼げる果樹の振興を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 新品種の開発も含め、稼げる果樹の振興をよろしくお願いいたします。

次に、以前、我が会派の岩切議員が質問した収入証紙制度について伺います。

運転免許更新、県立高校受験、パスポート申請等、県が手数料を徴収する際に、証紙の添付によって行う方法がございます。これを廃止する自治体が出てきています。

民間取引は、電子マネーの登場でキャッシュレス化が進んでおり、行政の中でもいずれ対応が求められるものと考えていますが、県民の利便性向上の立場から検討が必要ではないかとの質問に、当時の会計管理者からは、「証紙収納は関係部局と協議の上、運転免許更新手数料などの使用料及び手数料の一部や狩猟税について、県収入証紙条例に基づいて実施している。収入証紙は、事前に購入する必要があるが、現金収納に伴うリスクの軽減や申請時間の短縮など、事務の効率化が図られるというメリットがあることから、証紙収納として幅広く定着しているところである。私どもとしては、それぞれの事務の実態や利用者の利便性などを考慮して、円滑・適正な収納が図られるよう、引き続き各部局に対し、助言・指導を行ってまいりたいと考えている」との答弁をいただいております。

その後、世の中がキャッシュレス化へ進む中、県民の利便性を図る観点から、証紙収納などの公金の収納方法の見直しについて、現在の状況を会計管理者に伺います。

○会計管理者（大西祐二君） 県税や手数料など公金の収納につきましては、現金収納や証紙収納のほか、コンビニでの窓口収納などを行っております。また、自動車税種別割などでは、クレジット収納に加えまして、平成30年度から

スマートフォン決済による収納を開始いたしております。

このうち、証紙収納につきましては、本県を含め全国的に定着しているところではありますが、現在、東京、大阪、広島の3都府県が収入証紙を廃止いたしまして、現金収納やクレジット収納などに移行したと聞いており、他県の対応状況について、情報収集に努めているところでもあります。

キャッシュレスを含めた公金の収納方法につきましては、国のデジタル化の動向なども注視しながら、県民の利便性の向上が図られるよう、関係部局と連携し、適切に対応してまいります。

○田口雄二議員 全国的には拡大という状況ではないようですね。県民の利便性に支障が出ないよう、情報収集等よろしくお願いいたします。

続いて、教育行政について伺います。

競争倍率の低下が危惧されている、教員採用試験における小学校教員採用倍率の状況について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 教員採用選考試験の倍率につきましては、教員の大量退職に伴う採用者数の増加と応募者数の減少により、低下傾向にあります。

特に、小学校教員につきましては、過去10年で最も倍率が高かった平成23年度は13.6倍であったものが、昨年度は1.7倍に低下いたしました。

なお、本年度実施の試験では、応募者数が増加したことによりまして、倍率も1.9倍と若干の改善が見られております。

○田口雄二議員 今年度は応募者が増加し、倍率も改善したようですが、教員採用試験におけ

る小学校教員の受験者について、講師や大学生、他県現職教員等の割合を、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 本年度実施の教員採用試験におきまして、小学校教員を受験した者の内訳を見ますと、臨時的任用講師等が約50%、大学等の新規学卒者が約30%、他県現職教員等が約20%となっております。

また、近年では、臨時的任用講師等の割合が減少する一方、新規学卒者及び他県の現職教員等の割合が増加傾向にあります。

○田口雄二議員 講師のチャレンジが5割、本県出身がほとんどだと思いますが、他県の現職教員が2割もいるとは驚きです。

他県の現職の教員は1次試験が免除されるそうです。今回のコロナに関しては、さらに地方への流れが強くなるのではないかと思います。他県の本県出身者等の教員へのアプローチをもっと考えていかなければなりません。

次に、以前質問したときは、そう多くなかった記憶がありますが、退職を迎えた教員の再任用は、経験豊富な人材になると考えます。

小学校教員の退職者について、再任用を希望する教員の割合を、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校の退職教員のうち、再任用した者の割合の推移を見ますと、短時間勤務が導入され、現在の制度が確立した平成26年度は14.3%でしたが、今年4月から再任用を希望する者の割合は50.3%であり、増加傾向にあります。

○田口雄二議員 再任用に関しましては、短時間勤務——半日だそうですが——が導入されて増加傾向のようです。

次の質問に入ります。

さて、文科省の諮問を受け、これからの教育

の在り方を議論している中央教育審議会は、先月の26日、小学校の高学年での教科担任制の導入を答申しました。

これを受けて文科省は、今までの学級担任が1人で教える学級担任制から、2022年度から小学校5、6年生の外国語、理科、算数は、中学校のように複数の先生が専門の教科を指導する教科担任制の本格導入を目指すこととなります。そこで課題となるのが、新たな人材の確保です。

そこで、小学校における35人学級や教科担任制を見据え、教員の人材確保にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 教員の採用倍率が低下傾向にある中、議員御指摘のような課題に対応していくためには、応募者を増やす取組をさらに工夫し、優秀な教員を確保する必要があると考えております。

そこで、採用試験方法の見直しをはじめ、追加試験の実施や、SNSを活用した本県教育の魅力発信など、さらなる取組の充実を図っているところであります。

さらに、宮崎大学教育学部の定員増を要望するとともに、大学入学試験に「宮崎県教員希望枠」を設けるなど、大学との連携による長期的視点に立った人材の養成に努めながら、人材確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 全国一斉の人材確保となりますので大変だとは思いますが、創意工夫の上、御尽力よろしく願いいたします。

2009年10月に延岡の旭化成OB会の有志23人で立ち上げた「学校支援のべおかはげまし隊」の活動が10年を経過しました。延岡市立岡富中学校から始まった数学や理科の授業支援は、そ

の後、隊員が拡大し、主婦や退職校長会、市役所の退職者会、各企業からの応援もあり、現在は170人までになりました。そして、今、英語の授業支援も行うようになっていきます。

今では、延岡市内の12中学校、さらには日向市、門川町まで広がっています。また、宮崎市の2校と綾中学校でも実施されており、都城市からも関心が寄せられているようです。

学校支援のべおかはげまし隊が結成されて10年を迎えましたが、これまでの取組に対する認識と今後の期待について、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) のべおかはげまし隊の皆様におかれましては、「みまもり、よりそい、はげまし」を合い言葉に、長きにわたり、主に中学校での数学や理科、英語の授業支援など、学校教育に組織的に関わる先駆的な取組をしていただいております。大変ありがたく感じているところでございます。

また、経験や知識が豊富な隊員の皆様と生徒が交流することは、学力向上だけではなく、生徒の人間的な成長にもつながっていると、各学校からも感謝の声が聞かれております。

県教育委員会といたしましては、はげまし隊の取組のような地域ぐるみによる学校への支援が、県内各地でさらに広がっていくことを期待しているところでございます。

○田口雄二議員 高い評価をいただき、誠にありがとうございます。10年もちますと、初期の頃の中学生は、既に大学生や社会人になりました。町なかで声をかけられたりして、隊員の皆さんもやりがいを感じています。

以前も紹介しましたが、元県議会議員の山口哲雄さん、北浦町議会の前田元議長も隊員として活躍しています。いずれは私も参加できたらと考えているところです。

次に、薬物犯罪について伺います。

2020年版の犯罪白書が公表され、2019年の検挙者は、覚せい剤取締法違反が44年ぶりに1万人を下回った一方で、大麻取締法違反が初めて4,000人を超える4,570人と過去最多になりました。大麻取締法違反は20代が最多で、大麻が若者に広がっている実態があらわになりました。

法務省の担当者は、「若者が覚醒剤や危険ドラッグから大麻に移行している。インターネットで大麻の害を矮小化した説明が広がり、入手・栽培法などの情報も出回り、安易に大麻に手を出している」と指摘しています。

そこで、県内における大麻事件の検挙状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警における大麻事犯の検挙状況につきましては、平成30年が40人、令和元年が38人、令和2年が57人と増加傾向にあります。

また、県内における大麻事犯の若年層の検挙状況につきましても、平成30年が、10代はなし、20代が8人の計8人、令和元年が、10代が5人、20代が9人の計14人、令和2年が、10代が9人、20代が25人の計34人と年々増加しており、令和2年は、若年層の検挙人員が全体の過半数を占めております。

今後とも、関係機関と連携しながら取締りに努めてまいります。

○田口雄二議員 年々増加しているようですし、若者の比率も上昇しています。そう大きな数字でもないのに、地域性のデータなどの分析はなぜかないそうで、一見のどかなところにも広がっているとすれば、根が深いものになります。

警察も学校に赴いて指導しているようです

が、学校における薬物乱用防止に関する取組について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校におきましては、保健の授業を中心に、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じて、薬物乱用の危険性・有害性に加え、薬物乱用を助長する心理状態や人間関係等とその対処法などについて、学習を行っているところであります。

また、警察職員や学校薬剤師、保健所職員、社会復帰施設職員等を指導者とした薬物乱用防止教室を開催いたしまして、具体的な事例を基に薬物乱用の危険性をより深く認識し、「薬物乱用は絶対に行ってはいけない」ということを実感できるような取組も行っております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、学校における薬物乱用防止に関する教育の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 安易に薬物に手を出すことがいかに危険であるか、小さいときからの教育が必要です。

次に、久しぶりにこの議場に戻ってまいりました選挙管理委員長に質問いたします。投票率向上についてでございます。

選挙の結果によっては、自分の身の回りや将来にも大きな影響があるのに、投票率向上が言われていながら、低迷しているのが現状です。

選挙管理委員長は、本県の選挙の投票率の現状についてどう受け止めているのか、伺います。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 最近の選挙におきましては、平成30年の県知事選挙及び平成31年の県議会議員選挙で投票率が3割台にとどまり、過去最低となりました。続く令和元年の参議院選挙では、選挙区の投票率が41.79%で過去最低になるとともに、都道府県別で全国

ワースト2位となるなど、極めて憂慮すべき状況にあると認識しております。

また、年代別では20代以下の投票率がより低い状況にある中で、令和元年の参議院選挙では、初めて18歳・19歳の投票率が最も低くなりました。若者の声がより政治に反映されることを期待して選挙権年齢が引き下げられた経緯に鑑みますと、大変残念であります。

今後とも、若者の啓発に、より一層力を入れてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 投票率が低かったにもかかわらず、2015年の法改正により18歳と19歳が投票できるようになって、さらに下がってしまいました。若者と政治の接点をもっと増やさなければなりません。

これまで県議会では、「こんにちは！県議会です」と称して、高校で、議員による出前授業を行ってまいりました。私もこれまで3回参加しています。

今回は新たな取組として、昨年11月には、宮崎大学と県議会が初めての共同授業を行い、私を含め重松議員、内田議員の3人が出席し、県議会の仕事や議員の使命、ふだんはどんなことをしているのか等々をお話しさせていただきました。

初めての試みでしたので、大学側または学生たちからどのような感想や意見が来るのか、楽しみでもあり不安でもありました。その一部を紹介します。

「議員の仕事に対する姿勢や考えを聞くことができ、とても有意義な講義であった」「このような機会がもっと早い時期（中学生や高校生するとき）にあったら、自分の進路にも影響があったかもしれない」「選挙への関心が低いことは、私たち自身の問題も大きいものだと感じ

た」「選挙にも積極的に参加し、人任せにせず、自らまちづくりに貢献していきたいと思った」等々、我々講師がよかったからか、いい評価をいただいております。

学生たちには、できるだけ分かりやすく、身の回りにあることを例に出して、政治や選挙が自分たちといかにつながっているか、話をさせていただきました。そして、若者が、自分の生活や将来について、いかに関心を高めることができるかが、大きな課題だと思います。

若者向けの選挙啓発の取組について、選挙管理委員長に伺います。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 若者向けの取組といたしましては、県選挙管理委員会でも、高等学校や特別支援学校において、選挙制度や投票の方法、候補者等に関する情報の集め方などについての出前授業を行っております。

また、選挙の際には、模擬投票マニュアルを各高校へ配布しておりまして、令和元年の参議院選挙では、9校が模擬投票を行いました。

このほか、宮崎大学との共同による連続講座では、弁護士や報道関係者、市町村長等を講師に招きまして、高校生や大学生など若者向けに、より多面的な学習機会を提供しております。

市町村におきましても、管内の小中学校等での出前授業に取り組んでおりますので、引き続き、教育委員会や関係機関と連携しながら、より選挙が身近なものとなりますよう、積極的に若者への選挙啓発に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 宮大との共同授業は初めてでしたので、来年度のオファーが県議会に来るか心配していましたが、「来年度もお願いしたい」との要請が来ました。来年度の講師になる議員の皆さんは、さらに政治への関心が高まる

講義をよろしくお願ひいたします。

以上で、用意しました質問は全て終了しました。御丁寧な答弁、ありがとうございました。

ちょっと時間が残っておりますので、先日の厚労省の人口動態統計速報を御紹介します。

全ての数字は速報値ですが、2020年の出生数は87万2,683人で、前年比で2万6,000人の減少です。統計開始以来、最低です。逆に死者数は138万4,544人で、前年より約1万人近くが減少しております。コロナに関連してインフルエンザの流行が抑えられたことが一因と見られています。

ただ、自然減は51万1,861人で、過去最多。そして、婚姻数は53万7,583件で、前年より7万8,000件も減っています。

先ほどの出生数には、日本在住の外国人や在外日本人の数も含まれており、日本に住む日本人だけの数を示す数値は、83万~84万人台になる見通しです。さらに2020年は、妊娠届の件数が約5%減少しており、婚姻数の減り方を見ると、2021年の出生数は80万人を割り込む可能性があります。

コロナ感染症は、人口構造に大きな影響を与え、少子高齢化を一層加速させる可能性があります。一刻も早く収束させなければなりません。

最後に、この3月をもって、長い県庁生活に終止符を打たれます皆様に申し上げます。

県庁で引き続き御尽力いただく再任用の道を選択される方、新天地での第二の人生を選択される方等々、それぞれの道がありますが、これまで本県の発展に粉骨砕身の御尽力をいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

しかし、まだまだ皆様のお力をお借りした

く、今後も引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。皆様のさらなる御健勝、御多幸をお祈りいたします。これまで本当にありがとうございました。

以上で質問を終了いたします。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時0分再開

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎です。

私もバトンじゃなくてリレーで、たすきリレーではありませんけど、リボンを頂きました。ありがとうございました。

質問させていただきます。

質問項目は、主に令和3年度当初予算案の概要で、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」など、4つの重点施策の中から特出して行いますので、知事をはじめ関係部長、教育長、警察本部長の明快な御答弁をお願いいたします。

午前中の答弁でもありましたが、18日開会日の知事提案理由説明では、知事に就任して10年の成果として、口蹄疫や自然災害からの復興をはじめ、東九州自動車道や九州中央自動車道などの交通インフラの整備、また、新たなステージへと進化した「スポーツランドみやざき」の展開、林業大学校の開講などの人材育成、また、全国和牛能力共進会での3大会連続の内閣総理大臣賞受賞によるブランド力の向上、さら

に県民の命を守る防災対策の拠点となる防災庁舎や、宮崎駅周辺の整備、そして本県経済の生命線である宮崎カーフェリーの新船建造など、持続的な発展のための基盤づくりが進んでいることを強調されました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や、高病原性鳥インフルエンザの対応と防疫措置の強化など、いずれも収束が見えない「見えざる敵」に対し、危機感を持って取り組まれる決意を伺いました。

さらなる社会資本の整備や危機事象への備えには、いずれにせよ県民一丸となって取り組んでいかなければなりません。

我が会派でも、当初予算の事業を確認しながら、今後、県民の皆さんに分かりやすく説明し、実行を推進する役割を、市町の我が党の議員と一緒に取り組んでまいります。

初めに、知事へお伺いします。

令和3年度当初予算案編成の考え方について伺います。

あわせて、激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るため、「国土強靱化5か年加速化対策」にどのように取り組んでいくのか、事業規模の最も大きい国土交通省予算を中心に、御所見をお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、当初予算編成の考え方についてであります。

令和3年度当初予算案におきましては、何よりも県民の安心を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、令和2年12月に閣議決定されました「防災・減災、

国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組が、重点的・集中的に実施されることを踏まえ、県土の強靱化に向けた取組を強力に推進することとしております。

次に、ポストコロナの地域社会を見据え、人口減少対策に徹底して取り組むとともに、デジタル社会の実現を目指すなど、本県の新たな成長につなげる取組を推進することとしております。

また、コロナ対策や経済対策、国土の強靱化等につきましては、切れ目のない対策を講じる必要があるという観点から、国の予算と連動し、令和2年度2月補正予算と一体的な14か月予算として編成したところであります。

その結果、当初予算額は前年度比2.1%増の6,255億500万円となり、4年連続の増となったところであります。

次に、国土強靱化の取組についてであります。

本県におきましては、国土強靱化5か年加速化対策の初年度の予算として、378億円を別枠で計上したところであります。これまで3か年緊急対策で進めてまいりました治水安全度を高める河道掘削や、緊急輸送道路ののり面対策などの取組を、より一層推進していくこととしております。

また、5か年加速化対策では、高速道路のミッシングリンク解消や4車線化の整備が、新たな事業メニューとして拡充されたことから、これまで以上に国へ強く要望するとともに、ダム再生や堤防、遊水地等の整備を総合的に進める流域治水対策、橋梁などの予防保全に向けた老朽化対策、防災情報の集約に向けたデジタル化など、本県の強靱化に欠かすことのできない重要なインフラ整備を、重点的かつ集中的に

実施してまいります。

さらに、県単独事業を別枠で確保し、補助公共事業との一体的な整備を図ることにより、県土強靱化の取組を効果的に推進するなど、引き続き、県民の命と暮らしを守る防災・減災対策にしっかり取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

当初予算について、まず、県民の安心を確保するため、コロナ対策に万全を期し、防災・減災の取組を重点的かつ集中的に実施されるとのこと。そして、ポストコロナ社会と人口減少対策に徹底して取り組み、さらにデジタル化や経済対策にも国の予算と連動して編成されることを理解いたしました。

また、国土強靱化5か年加速化対策につきましても、激甚化と頻発する自然災害の猛威から守るために必要な取組でもあります。

「防災・減災を政策の柱に」という、我が党のモットーがあります。国・県一体となって県下全域で取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

重ねて、災害対策について伺います。

3.11東日本大震災から10年が参ります。先日も福島県を中心に震度6強の地震が起きて、多数のけが人と、家屋の損壊や断水などライフラインの被害もありました。地元の方は、10年前の記憶が脳裏に浮かんだことと思います。改めてお見舞いを申し上げます。

まずは、災害への備えを忘れないために、積極的に防災セミナーや避難訓練などに参加することが重要です。

そこで、防災の基本である「自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業」について、その内容を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） この事業は、激甚化・頻発化する災害から県民の命を守るために、「自助・共助・公助」の強化を図るものでございます。

具体的には、1つ目に、個人や家庭で取り組む3つの減災行動「耐震化、早期避難、備蓄」に関しまして、年間を通した情報発信等による啓発を実施いたします。

2つ目に、地域防災のリーダーとなる防災士を育成するとともに、防災士と連携した避難所運営訓練等によりまして、自主防災組織の活性化を促し、地域防災力の向上を図ります。

3つ目に、県及び市町村職員を対象といたしまして、被災家屋調査や罹災証明発行などの災害時の応急対策業務に関する研修を実施いたします。

これらの取組により、県全体の防災力の強化を図り、被害の軽減と早期復旧を目指してまいります。

○重松幸次郎議員 国民の一人一人が常に自然災害への危機意識と備えを持ち、地域の方々と連携を深めること、また、災害に備えて基本は、各自・各家庭で最低3日分、できれば1週間分の水・食料、それにラジオ・懐中電灯・毛布・生理用品・簡易トイレ、そして常備薬やマスクなど常に準備し点検しておくことが必要です。

それでも場合によっては、非常用品が持ち出せないことや、交通インフラが寸断されて物資が足りなくなることも想定されます。

そこで、「大規模災害時における物資の安定供給調査事業」について、危機管理統括監に再度伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 現在、県では、大規模災害に備えまして、県備蓄基本指針

に基づきまして備蓄を進めておりますけれども、備蓄施設の容量不足などが課題となるところでございます。

このため、この事業により災害発生直後の初動期におきまして、避難所に物資を迅速かつ効率的に供給できるよう、備蓄に係る総合的な調査を実施いたします。

具体的には、現在の備蓄施設における備蓄可能量や、備蓄施設を分散配置する場合の適正なエリア分けと各エリアの必要備蓄量、さらには、備蓄施設の整備・改修費などについて調査を行います。

その後、本調査結果を踏まえまして、基本指針の見直しや備蓄拠点の再構築を行うなど、総合的な備蓄体制の整備を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 本県でも、30年以内に70%から80%の確率で南海トラフ地震が発生すると予測されています。このほかの事業も併せて、防災力アップに努めていただきたい。よろしくお願いいたします。

関連して、警察本部長に伺います。

県民からの110番通報は、交通事故や犯罪への対応をするのは当然のことですが、大規模な自然災害への管制強化等も必要と考えます。

そこで、更新予定の警察通信指令システムの内容についてお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 更新予定の警察通信指令システムにつきましては、現在の機能を維持した上で、災害時の110番通報のふくそう対策として、災害用受理端末を新たに整備し、受理体制を強化します。

また、電柱の倒壊等により、現在使用している有線回線が断絶した場合に備え、無線を使用した災害時のバックアップ回線を、警察本部と警察署との間で構築し、継続したシステムの運

用を図ります。

そのほか、パトカー周辺の360度が確認できる全天球カメラを現場に先着するパトカーに整備するなど、迅速的確な初動警察活動を推進します。

これらにより、集中豪雨等の災害対応にも強い、警察通信指令システムの高度化を図り、さらなる県民の安全と安心を確保するものであります。

○重松幸次郎議員 高度なシステムにより、現場の様々な状況にも、遠隔で現場の確認、また迅速な指示が下せるものと理解いたしました。

今後ますます、現場確認用カメラやモニターへの送受信など通信機器の整備が進んでくると推測されます。警察業務の効率化と県民の安心・安全のために、システムの更新を図っていただきますようお願いいたします。

次のテーマの「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくりについて」より、何点か伺います。

まずは、新型コロナ対策についてです。

1月7日からの県独自の緊急事態宣言で感染拡大を抑え込むことができ、一定の成果が現れているものと思います。県の英断であったと思います。また、協力いただいた県民や事業者の皆様、医療・介護・福祉・感染対策の最前線で御尽力された関係者の皆様に、深く敬意と感謝を申し上げます。

減少傾向にあるものの、県内には感染の火種が残っており、県外との交流で感染が広がることが懸念されます。その場合の医療従事者をはじめ受入れ体制を強化しておくことが重要と考えます。

「患者等受入体制支援事業」について、今年度はどのような取組を行ってこられたのか、福

祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） この事業は、コロナ患者の医療機関等受入れを円滑に進めるため、医療機関の人材確保や、入院や患者搬送の調整を行う体制整備等を図るものです。

具体的には、昨年4月以降、コロナ患者を受け入れる医療機関への医療従事者派遣、県調整本部における入院や搬送の調整や、クラスターが発生した高齢者施設等の支援を行うDMAT医師や感染管理認定看護師の派遣等を行ってまいりました。

来年度も、県民が安心できる円滑な患者受入れ体制の確保に向けて、取組を進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 受入れ体制を構築しておくことが、ますます重要ですので、令和3年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、いよいよ新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。コロナ禍収束の命運を左右する事業であります。万難を排し、成功に導いていかなければなりません。

我が党にも、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部が設置され、県本部にもワクチン接種対策本部が立ち上がりました。

情報といたしまして、まずは国立病院などの医療従事者を対象に先行接種が行われ、3月中旬からコロナ患者に接する医療従事者など約370万人に拡大されます。そして4月1日以降、65歳以上の高齢者、持病のある人や高齢者施設の従事者、それ以外の16歳以上の一般住民の順で接種が進められる計画のようです。

このうち、4月からの接種事業については、実施主体となる市区町村が急ピッチで準備を進めておられるようです。国も県も、自治体への支援に万全を期すとともに、迅速かつ正確な情

報発信に努める必要があります。

そこで、本県はいかがでしょうか。新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ワクチン接種につきましては、3月から医療従事者に対する優先接種が始まり、4月以降から高齢者に対して開始される見込みとなっております。

県といたしましては、新聞広告などの様々なメディアを通じ、県民が安心して、かつ迅速にワクチン接種が受けられるよう、広報活動を行っていくこととしております。

また、ワクチン接種における効果や、副反応に対する医学的知見など、市町村では対応が難しいと思われる専門的な相談に対応するため、外部人材を活用した相談体制を確保することとしております。

○重松幸次郎議員 県民への情報発信が重要です。ワクチンの効果、また副反応、接種の時期と場所など、県民が知りたいことは多く、正確な情報を迅速に届けることが大切だと考えますので、その取組をよろしくお願ひいたします。

ここで、公明党が推進したCOVAXファシリティについて申し述べておきます。

COVAXファシリティは、予防接種を推進する国際団体「G a v i ワクチンアライアンス」やWHOなどが主導し、途上国を含めて全世界へ公平にワクチンを供給することを目指しています。

その理由は、世界のワクチン供給は富裕国に偏り、途上国との格差が生まれていますが、世界的な感染を抑制するためには、先進国だけでなく、途上国の蔓延防止が不可欠だからです。

そこで、COVAXは、富裕国から資金を集

めて、ワクチンの公平分配を目指しています。昨日、アフリカ西部のガーナに出荷されたと、ニュースで流れていました。

先進国の中では、日本がいち早く参加を表明し、多くの国が後に続いています。昨年の11月現在では、合計189か国の地域が参加する大きな流れとなっています。日本政府が参加を決めた背景には、我が党の強力な働きかけがあったこととお伝えしておきます。

続いて、令和元年にも質問いたしました、健診率の向上と糖尿病などの重症化対策について伺います。

このテーマに関連しますが、新型コロナウイルスの感染を恐れ、医療機関を受診することを控えるケースが増えているとのこと。

厚生労働省は、過度な受診控えは、持病の悪化や重大疾患の発見の遅れなど、健康上のリスクを高める可能性があるとして警鐘を鳴らしています。

持病の悪化により、新型コロナなどウイルスへの抵抗力が低下するとの指摘もあります。コロナ禍でも、必要な診療を受けることが重要だと考えます。

新型コロナの感染拡大の影響で、不要不急の外出自粛が求められていることも背景にあると思いますが、現在は、コロナ禍の特例措置として、初診から利用できるオンライン診療も積極的に活用したいものです。

また、医療機関の受入れも、体制が逼迫しているため、通常診療は受けられないとの誤解もあります。しかし、新型コロナ患者に対応しているのは一部の指定医療機関でありますので、むしろ普通の病院は、受診控えによって経営に打撃を受けているとのこと。

国や地方自治体は、予防接種や健診の必要性

を周知し、国民が健康維持に対する意識を高められるよう努めてほしいという、我が党の論調がありました。

さて、本題の特定健診実施率向上についてですが、厚生労働省は、2018年度の全保険者の特定健診・特定保健指導の実施状況について、特定健診は54.7%、特定保健指導は23.2%と公表しております。

ともに前年度の実績を上回っておりますが、2023年度の目標値として設定している特定健診70%、特定保健指導45%と比べると、依然乖離があり、さらなる実施率向上に向けた取組が必要です。

また、国民健康保険中央会によりますと、2018年の本県市町村国保の実施率では、特定健診は36.7%で全国31位と低迷しております。ただし、特定保健指導は51.1%と全国7位にいるようです。

健診率のアップが課題であります。市町村国保の特定健診実施率向上に向けた取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の市町村国保の特定健診実施率につきましては、議員御指摘のとおり、全国平均と比較しても低く、その向上が課題となっております。

このような中、市町村では、実施率向上のために、個別の受診勧奨や夜間・休日健診の実施など、従来の手法によるもののほか、医療機関と連携して健診受診を働きかけるなど、工夫を重ねているところであります。

また、県では、市町村と協議を重ね、今年度から新たに5月と10月を「健康診査広報月間」と定めまして、県内の被用者保険者や国保連合会と連携して、パネル展示やグッズ配布を行うなど、特定健診の受診啓発に努めているところ

であります。

今後とも、効果的な広報の在り方を研究し、健診実施率の向上を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 国においても、「健康経営」を掲げ、優良企業の表彰を行うなど、健康管理の推進をしております。市町村と連携して、ぜひとも受診率向上をお願いいたします。

次に、糖尿病などの重症化防止についてです。このことについては、県医師会をはじめ関係団体と協働して、「宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防指針（改定版）」にも具体的な取組がございました。

分かりやすく申し上げますと、高齢化が進む中で、生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が課題となっています。

糖尿病は放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こしますが、その中で糖尿病性腎症については、それが進行（重症化）し腎不全に陥ることで、人工透析を要する状態となり、人工透析を要する状態になりますと、患者のQOLを著しく低下させるのみならず、医療経済的にも社会的に大きな負担となります。

大分県のデータであります。糖尿病未治療者と治療中断者の合計で3,429名という現状で、もし人工透析になった場合には、年間医療費は約171億4,500万円と試算されているようです。本県も同様になるかと思えます。

厚生労働省が実施する腎疾患対策検討会の報告書においても、令和10年までに年間新規透析導入患者数を3万5,000人以下に減少させるという数値目標を掲げ、慢性腎臓病に対する取組を推進することにより、新規の人工透析導入患者数の減少を目指しております。

協会けんぽ宮崎支部のデータでは、新規透析

導入患者率は、全国の中でワースト2位であります。

また「平成28年国民健康・栄養調査」では、糖尿病が強く疑われる患者の数は、全国ですが約1,000万人。そのうち、現在治療を受けている者の割合は76.6%、また、有病者のうち23.4%が治療を受けていないという報告がありました。

糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者や、治療を中断された方への対応が課題です。そこで、糖尿病重症化予防に向けた取組を、福祉保健部長に再度お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、今年1月、「宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防指針」を改定したところであり、医師や歯科医師のほか、市町村の保健師や栄養士など、糖尿病治療に携わる様々な職種の一層の連携の下、糖尿病連携手帳を活用して、発症予防、重症化予防の取組をさらに推進することとしております。

また、来年度の事業としまして今議会にお願いをしております、「市町村国保レセプトデータ等活用支援事業」において、糖尿病の未治療者や治療中断者を抽出し、効率的・効果的に受診勧奨等を実施できるシステムを導入するなど、市町村の取組を支援してまいります。

○重松幸次郎議員 「市町村国保レセプトデータ等活用支援事業」の導入、ありがとうございます。

レセプトとは、診療報酬明細書のことです。御答弁にありましたように、このレセプトデータ等活用支援事業とは、過去に診療を受けたレセプトデータから抽出し、治療中断者に医療機関への受診勧奨の取組を推進することで、特定健診を受けていない方でも5年間遡っ

て抽出できる事業であります。

そのため、今年度から国は、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」の交付額を10倍に拡充し、民間事業者への委託やシステム構築等の対応を可能にしていると伺いました。

健康寿命の延伸のためにも、まずは健診受診率を高め、治療中断者への医療機関の受診勧奨に取り組まれる支援事業を、よろしく願いいたします。

次の質問は、コロナ禍で活動休止を余儀なくされている、子ども食堂や学習支援を行っている団体への対応です。

新規事業である、「地域で支える子どもの居場所づくり支援事業」の目的・背景とその効果について、これも福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） この事業は、コロナ禍において子供たちが、子ども食堂や学習支援の場を安心して利用できる環境を整備するため、これらの運営団体に対して支援を行うものであります。

具体的には、新しい生活様式の実践に必要なマスク、消毒液などの資材のほか、弁当容器、使い捨ての箸・スプーン等の感染防止のための資材の購入に対して補助を行ってまいります。

この事業により、子ども食堂や学習支援の場への参加を控えていた子供たちの利用が促進されるとともに、新型コロナの影響を受けている運営団体の安定的な事業運営が図られるものと考えております。

○重松幸次郎議員 地域の子供たちを守る取組を、よろしく願いいたします。

新型コロナの影響で、従来とは異なる新しい生活様式への変化が進みました。会議などはリモート化が進み、都市部から地方へ移住する、

つまりふるさと回帰の流れでございます。

そこで、コロナ禍で地方回帰への関心が高まる中、本県への移住を促進する上で、関係人口を創出・拡大していくことが重要であると考えますが、どのように取り組まれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 今年度における県の窓口への移住相談は、昨年度同期と比べ約3割増となっております。地方回帰への関心の高まりを実感しているところであります。

このような流れをしっかりとつかみ、移住につなげていくため、今議会でもお願いしております来年度の新規事業では、移住を検討していらっしゃる方に、本県で一定期間リモートワークを行っていただくとともに、滞在期間中に感じた本県の魅力などを御報告いただいた上で、こうした生の声を、移住専門誌等を通じ情報発信することとしております。

また、本県の強みであるサーフィンやアウトドアスポーツなどを生かして、新たな宮崎ファンの創出を図りますため、県外からの来訪が見込める県内イベントや首都圏の施設におきまして、本県の魅力を発信する取組を進めることとしております。

県といたしましては、これらの取組を通じて関係人口の創出・拡大を図り、将来への移住につなげられますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ふるさと回帰という新しい流れが出ました。移住促進をよろしく願いいたします。

同じく、テレワークやワーケーションという新たな人の流れが出始めています。そこで、「地方創生テレワーク推進事業」の内容及び事業効果について、これは商工観光労働部長にお

伺いたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 地方創生テレワーク推進事業は、コロナ禍を契機といたしまして、場所を問わずに仕事ができるテレワークが普及いたしまして、地方への関心が高まっていることから、国の地方創生テレワーク交付金を活用し、県外からのテレワーク受入れ促進を図るものであります。

具体的には、まず、都市圏に向けてテレワーク活動拠点としての本県の認知度を高めるプロモーション等を実施いたします。また、県外企業がテレワークやワーケーションを実施する際の経費を支援いたしますほか、県内のサテライトオフィス等の運営事業者が行う受入れ環境整備に対して補助するものであります。

これらにより、本県の魅力を広く発信いたしますとともに、交流人口や関係人口の創出、さらには企業の進出等につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

先ほどの移住促進と併せまして、地方回帰への絶好のチャンスと捉えております。情報発信を、よろしく願いいたします。

昨日もまた、日高博之議員からありましたが、コロナ禍で気になるのが自殺者の増加であります。

人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、全国では、2019年は警察庁が自殺統計を取り始めた1978年以来、最も低く、昨年の6月までは自殺者数が前年同月比でも減少しておりましたけれども、7月以降、増加傾向に転じているようです。

特に、女性の自殺増が目立つようになり、また、若者の自殺も増えていて、8月の高校生の自殺者数は、過去5年間で最多とありました。

その要因は、女性の自殺に関して言えば、コ

ロナ禍でのDV（配偶者などからの暴力）や非正規雇用の女性の失業、産後うつが増えているとの報告があり、自殺の要因になりかねない問題が深刻化しているということです。

若者については、中高生から、「休校明けにクラスが変わり、なじみずにつらい」といった相談が日々寄せられていて、コロナ禍で多くの児童・生徒が問題を抱え込んでいる可能性があるのと、専門家の分析がありました。

では、本県ではどのように認識されているのでしょうか。自殺者の増加に対する知事の受け止めと、新規事業である「自殺対策セーフティネット強化推進事業」への思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、この10年余り、多くの関係機関・団体、県民の皆様の御協力の下で、様々な自殺対策に取り組んできたことによりまして、最も自殺者が多かった平成19年と比べますと、令和元年はその半数以下に減少するなど、大きな傾向としては、その対策の成果が出つつあると考えております。

しかしながら、新型コロナが社会経済活動に甚大な影響を与える中、令和2年は自殺者が増加しておりまして、非常に厳しい状況にあると認識しております。こうした厳しい現状や強い危機感を県民の皆様と共有することが大変重要と考えております。

新規事業におきましては、相談体制の拡充や、昨年特に自殺者数が増加しております女性や若者を対象としまして、普及啓発の強化に取り組むこととしております。

私としましては、こうした事業を通じて、県民の皆様が、周りの人の変化に気づき、声をかけ、話を聞いていただくことで、悩みを抱えている方を適切な相談窓口にしっかりとつなげて

いくという取組の輪を広げる、セーフティネットをより充実させていく、そのようなことが大事であると考えております。

若者や女性を支援する団体をはじめ、様々な関係機関となお一層連携し、自殺者を1人でも減らすよう努力してまいります。

○重松幸次郎議員 これまで、日本一住みやすい宮崎を目指してまいりました。心のセーフティネットをさらに強化していただきたいと要望いたします。

新型コロナウイルスの影響は、NPO法人にも及んでいるようです。

1998年に法制化されたNPOは、現在、全国で5万団体以上あり、福祉や教育、防災、環境などの地域課題に取り組んでおられます。

例えば、不登校の子供たちのためのフリースクールや、生活困窮者に食品を届けるフードバンクといったセーフティネットの役割を担ったり、文化活動を通じて地域活性化を推進するなど、その取組は様々です。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って活動の自粛を余儀なくされたことで、事業収入や寄附金が大きく落ち込んで、緊急事態宣言の解除を受け、NPOも活動を再開しつつありますが、多くの団体が事業の継続や職員の雇用が困難と訴えているようです。このまま活動停止に追い込まれるようなことがあれば、NPOを支えとしていた地域社会に与える影響は大きいということが、我が党の機関誌の社説にもありました。

そこで、新規事業「地域密着型NPO社会貢献活動促進事業」の内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） この事業は、新型コロナウイルスの影響を受け、地域社会において

様々な課題や新たなニーズに対し、柔軟な発想力やアイデアを生かしながら、積極的に活動を展開するNPO法人を支援するものであります。

具体的には、NPO法人が行います、新型コロナによって様々な困難に直面する人や団体、地域をきめ細かに支援する活動や、新しい生活様式への対応を支援する活動など、地域に密着した取組に対し助成を行うこととしております。

この事業は、新型コロナ宮崎復興応援寄附金を活用するものであり、御寄附を頂いた皆様の気持ちを生かしながら、コロナにより厳しい運営状況にあるNPO法人の社会貢献活動の促進や、新たな地域課題の解決を図ることとしております。

○重松幸次郎議員 新型コロナ宮崎復興応援寄附金に感謝したいと思います。

令和3年1月末現在で、県内に445のNPO法人があると伺いました。しっかり支援していただきたいと思います。

さて、コロナの影響で、また違ったレジャースタイルが人気を呼んでいます。特に、感染を気にせず楽しめるアウトドア志向が広がり、一人キャンプやグランピングといった楽しみ方がさらに広がると思います。

新型コロナウイルスの影響により、新しいニーズに対応した観光地域づくりを進めることが重要であると考えますが、今後の取組について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 民間の意識調査等によりますと、今回のコロナ禍の中で、キャンプなど密を避け、自然を楽しむ観光の人気が高まりますとともに、働き方改革による休暇の分散化も進んでおります。

このため、新規事業としてお願いしております、新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業などによりまして、マリンスポーツや工芸体験などを活用した新たな誘客キャンペーンに取り組みますとともに、閑散期における平日旅行の推進等を積極的に行い、ウィークデー需要やロングステイ客を取り込んでいきたいと考えております。

また、ニーズの変化に戦略的に取り組む市町村や観光事業者が実施いたします受入れ環境の整備への支援、さらに、観光を支える人材の育成にも取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係機関等と連携し、本県の強みを生かしながら、新たなニーズに対応した観光地域づくりを進めてまいります。

○重松幸次郎議員 先ほど紹介しましたグランピングというのは、「グラマラス（魅力的な）」という言葉と「キャンピング」を組み合わせた造語だそうです。欧米諸国で広がる新たなアウトドアレジャーの様式で、テントやコテージといった宿泊施設には、高級ホテルと変わらない設備が完備されています。

県内でのグランピング施設は何か所かありますが、先日見学してまいりました日南市油津港にあるカムラナイハーバーは、マリリゾート気分満載でありました。また、西米良村のステラスポーツなども人気のようであります。

豊かな自然を満喫できる、本県ならではの商品開発を、よろしくお願いいたします。

重点施策の2番目の「将来を支える人財づくりについて」からお尋ねいたします。

今、デジタル化の大波が押し寄せています。それを活用するIT人材の育成が課題だと考えます。

デジタル化の推進を担うIT人材の育成につ

いて、県の取組を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） デジタル化の推進は重要な課題であり、特に今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、IT分野への転職を希望する離職者等を対象に、技術の習得から就職までの一貫した支援を進めているところであります。

このような中、デジタル化の動きは一層加速すると見込まれており、今後は、より高度な人材の育成や、若者などへの裾野を広げるための取組が重要になるものと考えております。

このため、今議会には、AIやIoTなど先端技術を活用できる人材の育成や、中高生を対象としたITプログラミング部の創設などの事業をお願いしております、こうした体系的なIT人材の育成を通じて、本県産業の持続的な発展を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ITプログラミング部という新しい手法で、人材育成をよろしくお願ひしたいと思います。

社会のデジタル化を推進するためには、行政のデジタル化が急務です。昨年の全国民に一律10万円を給付した特別定額給付金の申請発行手続には、地域によって時間差が生じてしまいました。そこでマイナンバーカードの有効性が実証されていたと感じます。今後、行政サービスのオンライン申請が円滑に利用できることが大事であります。

そのマイナンバーカードは、交付率が全国では25.2%ですが、何と宮崎県は日本一の34%あります。

マイナンバーカード交付率日本一の宮崎県として、今後一層の普及を図るに当たり、知事の

考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） マイナンバーカードは、オンライン上での本人確認の手段として活用されるなど、デジタル化を進めるための重要な社会基盤でありまして、「デジタル社会のサポート」とも言われております。

このため、国においては、「令和4年度末までに、ほとんどの住民がカードを保有する」という目標を定めて、健康保険証としての利用のほか、運転免許証との一体化やスマートフォンへの機能搭載など、さらなる利便性向上に取り組む方針としております。

このような中、本県は、令和3年度を「みやぎデジタル化元年」と位置づけまして、県民誰もがデジタル化の恩恵を実感できる社会づくりを進めることとしております。

その基盤であるマイナンバーカードは、今、御紹介いただきましたように、県内では都城市をはじめ、熱心に取り組む市町村がございまして、今、人口比で日本一になっているという状況がございます。

今議会に提案している新規事業におきましては、こうした市町村や民間事業者等と連携し、企業や学校に出向いて一括して申請を受け付ける取組や広報活動の強化などを、さらに進めていくこととしております。

このような取組を通じて、マイナンバーカード交付率日本一の宮崎県として、より一層の普及を図り、その基盤の上に、県民誰もがデジタル化の恩恵を実感できる社会づくりを目指してまいります。

○重松幸次郎議員 デジタル化に、一人も取り残さないためにも、このマイナンバーカードは重要なツールになると思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、確定申告もe-Taxで作成し、マイナンバーカードで申請ができるようになりました。デジタル化には欠かせないので、さらなる推進をお願いしたいと思います。

次に、教職員の人材育成に当たり、かねてから見直しを要望されておりました教員免許更新について、教育長にお伺いします。

この件は、公明党の参議院議員、下野六太議員（元中学校の体育教諭）が、昨年、参議院文教科学委員会で質問した内容からの抜粋であります。

「2009年4月から導入された免許更新制度がスタートして11年になります。教師の質の向上のために免許更新を行うことは賛成です。しかし、その在り方を考える必要があると思います。まず、大学で30時間の講義を受講するために、申込みの日付が変わる真夜中、要するに夜中の12時から、ネット上で希望する大学の講座の申込みを行っている現状です。自分にとって少しでも有益な講義を受けたいという先生の気持ちがそうさせるためです。おおむね大学での講義は、夏休み中に1日6時間の講義を5日間で受講されます。地方に住んでいる先生にとって、受講料とは別に交通費や宿泊費の自己負担が発生します。働き方改革に逆行していると思います」という問題提起でありました。

そこでまず、本県の教員免許状の更新状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の教員免許状の更新状況につきましては、昨年度、約2,300人の方々が更新しております。

この中で、講習を受講して免許状を更新したのは、約2,200人となっております。

そのうち約1,000人が、本県の公立学校で勤務している現職の正規教員及び臨時的任用講師等

であります。

○重松幸次郎議員 昨年度は、約1,000名の先生方が更新されたという状況が分かりました。

そこで、下野議員の提案なんですけど、「大学での30時間講義を、各都道府県や政令市が持っている教育センター主催の講座を30時間受講することで代替すれば、出張扱いになり、教師の自己負担もなくなるばかりか、教育センターも活性化するのではないのでしょうか。また、30時間の講義を、1日6時間まとめて5日間ではなく、更新期間の2か年で2日間と3日間に分けて受講できればと考える」という提案内容に対して、文科省からは、「平成20年から各都道府県や政令市・中核市でも更新講習の開設が実施でき、法令上2年2か月の間に30時間を受講すればよいと改正していた」との答弁でありました。

しかし、教育現場では周知徹底がされていない実態を指摘されております。

そこで、教員免許状更新講習対象者の負担軽減のために、県教育委員会として何か取り組むことができないのか、教育長に再度お尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、教員免許状更新講習につきましては、必要な講習が30時間以上になるため、2週間程度の期間を費やすなど、対象となる教員等にとっては大きな負担になっていると認識しております。

県教育委員会といたしましては、現在、プロジェクトチームを立ち上げまして、令和4年度からの実施を目指して、既存の研修を更新講習の講座として認定することで、現職教員の負担軽減に向けた検討を進めているところであります。

○重松幸次郎議員 検討していただいていることは、教員の先生方にとっては大変うれしい情報かと思えます。教員の皆様が望まれておりますので、実施できるようになりましたら、段階的にまた、どんどん広げていただきたいというふうにお願いいたします。

我が党の新聞に、共生社会への取組が次のように紹介されていました。

「福岡県志免町の町立志免南小学校には、全国でも珍しく、校内に知的障がい者らが働く作業所「福祉創造塾 ふれあいの部屋」がある。

作業所は、小学1年生の教室の隣にあり、現在、通所者6人が働いている。休み時間になると、元気いっぱいの児童が作業所に駆け込む。

児童は作業を手伝ったり、一緒に遊んだりして、通所者と自由に交流する。一方、通所者は運動会や卒業式などの行事に学校の一員として参加し、児童を支える先生役に。障がい者と児童が共に暮らす学校生活が志免南小学校の日常の風景になっている」という記事で、「作業所は1999年、社会福祉法人「柚の木福祉会」が町の協力を得て、同校の空き教室に設けた。設立の目的は、障がいに対する概念を変えること。障がいを知らないことで生じる差別をなくすため、通所者と児童らが隣り合って活動できる環境を整えた。（中略）

同作業所への理解は、次第に保護者や地域住民らに浸透。2015年には、デザインが優れた物事に贈られる「グッドデザイン賞」で、無形の福祉事業としては全国初となる「ベスト100」と「未来づくりデザイン賞」に選ばれた。柚の木福祉会の白谷事務長は、作業所を「差別のない社会づくりの発信地にしていきたい」と語っている」という内容でございました。

共生できる社会を築くことは重要でありま

す。そこで、改善事業「高校から広がる共生社会推進事業」の内容とその効果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本事業には複数の内容が含まれておりますが、中でも「心のバリアフリー活動」におきましては、各県立高等学校の生徒が主体となって、特別支援学校の児童生徒等と美術や書道の作品制作や、ポッチャなどのパラスポーツを行うなど、交流及び共同学習を企画し、実施することとしているところであります。

高校生が障がいについて理解を深め、必要な配慮について体験的に学ぶことで、将来、共生社会を担う人材としての資質が培われるものと考えております。

○重松幸次郎議員 重要な取組だと思います。何よりも、人を思いやる心の大切さが肝要であります。共生社会の推進をよろしく願います。

次に、重点施策の3番目、「地域経済をけん引する産業づくりについて」から、農畜産業と林業をお尋ねいたします。

食の安心・安全と健康志向による消費者ニーズがますます顕在化しております。そこでぜひ、新規事業「みやざき食のイノベーション推進事業」の取組内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 新型コロナの拡大によりまして、農畜水産物の国産回帰や免疫力への関心など、食に対する安全・安心や健康のニーズはますます高まっているところでございます。

このため、今議会でお願しております本事業では、ブランド産地でのGAPの実践や認証取得を加速するとともに、大学や企業等と連携

したプロジェクトによりまして、機能性成分の分析技術や体制の高度化を図り、消費者に信頼される産地づくりをより一層、進めてまいります。

また、宮崎大学等との連携による機能性に関する基礎研究や臨床試験での知見を生かし、ブルーベリーの葉やみやざき地頭鶏に含まれる成分を表示いたしました保健機能食品の商品化に取り組むなど、県産農畜水産物の付加価値向上を図る、産学官による食のイノベーションを推進することによりまして、産地の活性化、さらには農家所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 食の安心・安全、また、食料の付加価値を高める取組と理解いたしました。みやざきブランドをどう生かしていくかが鍵であります。

そこで、消費者の安全・安心、健康志向に対応した今後のみやざきブランド戦略について、これは知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） みやざきブランド戦略は、約30年の長きにわたり、生産者や関係機関・団体と一体となって取り組み、多くの成果を上げてまいりました。

中でも、残留農薬分析やGAPの導入促進など、科学的根拠に基づいた安全・安心の確保に加え、ビタミンピーマンなど県産品の栄養・機能性成分に着目した保健機能食品の表示販売は、長年、産学官が連携して進めてきた成果を商品ブランドとして高付加価値化につなげたものでありまして、他県に先駆けた取組であると自負しております。

このブランド戦略の立ち上げに当たりましては、当時、郡司副知事が一担当として大きな役割を果たされたということでありまして、先を

見据えてチャレンジすることの重要性を改めて感じておるところであります。

コロナ禍の中、食へのニーズや消費行動が変化し、国内はもとより、海外においても、安全・安心・健康のニーズが高まっていることから、この機をみやざきブランドのさらなる飛躍へのチャンスとして捉え、機能性等の価値を見える化した冷凍野菜や果汁等の商品開発により、輸出にも積極的にチャレンジするなど、世界に宮崎の食を発信するトップランナーとして、ブランド戦略に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 力強い御発言です。ありがとうございました。

農家所得の安定・向上と、農業従事者の確保につながることを大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

家畜防疫についてお伺いします。

昨年末から今年にかけて、高病原性鳥インフルエンザが今現在、12例目まで発生しました。

発生農場では迅速に防疫措置が行われましたが、改めまして、関係する団体・企業の皆様に感謝と敬意を表します。

本県をはじめ、全国各地で今なお発生が続いております。そこで、今シーズン発生した鳥インフルエンザの特徴と、防疫作業の実施状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県におきましても、今シーズンの発生は、例年より早い12月1日であり、県内12例のうち7例が水辺周辺での発生であります。また、県北から、過去に発生がなかった北西諸県地域でも今回は確認されるなど、広範囲に及んでいるところでございます。

さらに、衛生レベルの高いウインドレス鶏舎での発生も見られたことから、早期の原因究明

等につきまして、現在、国にも要望しているところでございます。

また、発生農場の防疫作業につきましては、全ての事例で迅速に完了しており、また、蔓延防止のための消毒ポイントは、延べ82か所を24時間体制で運営し、現在も14か所が稼働しているところでございます。

さらに、農場の防疫作業におきましては、県はもとより、国、関係市町、自衛隊に加え、県の建設業協会やJAグループなど、多くの団体や企業等から約7,200名の方々に、厳しい寒さの中、昼夜の別なく、御協力いただいているところであり、深く感謝いたすところでございますが、こうした御負担をかけることのないよう、今後も引き続き、防疫対策についてはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 発生防止に関係団体との連携強化をよろしく願いいたします。

鳥インフルエンザのほかにも、豚熱、アフリカ豚熱、そして口蹄疫など家畜の感染症対策が重要です。

では、「みやざきの家畜防疫強靱化事業」の概要と期待される効果について、これも農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県では、口蹄疫の経験を踏まえ、水際、地域、農場防疫、そして万が一の迅速な防疫措置を「家畜防疫の4本柱」として、これまで取り組んでまいったところでございます。

しかしながら、国内外では、豚熱等の悪性伝染病が継続していることに加えまして、改正家畜伝染病予防法に基づき強化されました飼養衛生管理基準等に対応するため、より高い水準の家畜防疫体制が求められております。

このため、本事業では、堆肥舎を含む農場内

全ての施設への防鳥ネット設置の支援などによります農場バイオセキュリティの向上や、食品残渣等の適正処理、さらには、改正された防疫指針に則した、関係団体との連携をさらに強化した防疫演習や研修会等を実施することとしております。

県といたしましては、家畜伝染病の発生リスクをさらに低減化するこの4本柱の取組を一層強化いたしまして、本県畜産業の経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 宮崎の基幹産業である畜産業ですので、防疫強化の取組を、よろしく願います。

次は、森林・林業の振興について2点、環境森林部長にお伺いします。

人口の減少に伴い、国内での木材需要の減少が見込まれているようです。県外出荷と併せて、海外への輸出にも取り組まれておりますが、県産材の輸出の現状についてお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 輸出企業などへの聞き取りによりますと、昨年度の本県の木材輸出額は46億4,000万円と推計されております。

このうち、原木は44億4,000万円で、輸出額全体の96%を占めており、主に梱包材などの材料として、低質材が中国を中心に輸出されております。

一方、輸出額の4%にとどまっております製材品につきましては、主に建築用の安価な下地材などとして中国や台湾に、また、「材工一体」での取組によりまして、住宅用部材として韓国に輸出されております。

なお、本年度の輸出状況につきましては、原木は、新型コロナウイルス感染症の影響により

まして、一時的に出荷延期が生じたものの、現在は好調に推移しており、製材品は昨年度並みで推移していると伺っております。

○重松幸次郎議員 原木、つまり丸太の出荷が主だということですね。

そこで、地域経済への波及効果が大きい製材品の輸出に力を入れてくことを図られております、「みやざき材輸出拡大促進事業」の内容について、再度お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり、県産材の輸出につきましては、付加価値の高い製材品を輸出することが重要と考えております。

このため、御質問の事業では、韓国における「材工一体」による住宅建設の増加を目的に、建築関係の新たなパートナー企業を確保し、技術者育成セミナー等を行うことといたしております。

また、近年、木造建築への関心が高まっております台湾におきましては、木造軸組み構法の入門セミナーを開催しますほか、輸出コーディネーターや常設展示場を設置するなど、新たなプロモーションに継続的に取り組むことといたしております。

さらに、輸出に取り組む県内企業に対して、法規制や商習慣などの情報提供のほか、相手国のニーズを踏まえた製品づくりなどのモデル的な取組についても、新たに支援することといたしております。

○重松幸次郎議員 輸出拡大の推進、よろしく願います。

重点施策の4番目、「魅力あふれる「選ばれろ」地域づくり」について、3点お伺いいたします。

1年延期となってしまいました国民文化祭・

全国障害者芸術・文化祭が、いよいよ7月3日に開幕いたします。10月17日までの107日間、全市町村で多彩な演目が繰り広げられます。宮崎の文化芸術の発信と、今後の継続発展につながるものと期待しております。

数あるフォーカスプログラムの中から、今回は「宮崎の食文化」についてであります。本県の国文祭・芸文祭における特徴的なテーマとして「宮崎の食文化」がありますが、取組内容とその狙いを、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県には、豊かな自然に育まれた食材や焼酎・みそなどの発酵食品、県内各地に伝わる郷土料理など、多様で豊かな食文化が継承されてきております。本大会では、その魅力を肌で感じていただくため、現地での体験に主眼を置き、様々なプログラムを展開していくこととしております。

具体的には、関係団体や市町村等と連携しながら、食にまつわる体験ツアーをはじめ、著名人による講演会や交流会、飲食店と提携したキャンペーンなどを企画しておりまして、その一部は、今年度もさきがけプログラムとして実施し、参加者からは、宮崎の多様な食文化に直接触れることでファンになった、そういった声もいただいております。

今後とも、関係機関と連携しながら、多くの方々に御参加いただけるよう準備を進めてまいりますとともに、大会後の地域活性化や観光振興にもつなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先ほど知事から、食のブランドを広げていこうという決意と、またこの文化祭で食文化を取り上げられるのは、宮崎が初ではないかというお話でありました。

しっかり、その食の豊かさをさらにアピール

していただきたいと思っております。県民総力で、国文祭・芸文祭を成功させてまいりたいと思っております。

次は、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿への支援についてです。開催されること前提ではありますが、本県もドイツの陸上などの事前合宿が決まっているようです。

そこで、本県での東京オリンピック・パラリンピック事前合宿に向け、感染症対策をはじめとした選手団受入れのための取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿につきましては、ドイツの陸上、パラ陸上、イギリスとカナダのトライアスロン、パラトライアスロン代表チームの受入れが決定しております。このほかにも、誘致交渉を継続しているチームもあります。

県では、事前合宿の受入れに向けまして、練習会場の手配、宿泊施設との調整、交流事業の計画など、現在進めているところであります。

また、感染症対策が喫緊の課題でありますので、国の交付金を活用した選手団等に対するPCR検査や、宿泊施設のフロア貸切りの対策、さらに、体調不良者が発生した場合のスムーズな医療受診体制の整備等に取り組むこととしております。

県としましては、十分な感染症対策を行った上で、本県での事前合宿が代表チームの好成績につながるよう、受入れに万全を期してまいります。

○重松幸次郎議員 選手・スタッフや観客・メディアが注目することで、「スポーツランドみやざき」のPR効果が期待されます。万全に準備をお願いいたします。

先ほど、新しいニーズに対応した観光地域づくりを質問いたしました。具体的な受入れ環境の整備についてお尋ねいたします。

コロナ禍において、アウトドア活動へのニーズが高まる中、自然公園の受入れ環境整備が重要と考えますが、県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内には11か所の自然公園がございますが、県ではこれまで、国や市町村と連携しまして、遊歩道やキャンプ場の改修など、利用環境の整備に取り組んできたところであります。

このような中、本年度は、コロナ禍による新しい生活様式や、アウトドア活動のニーズの高まりにも対応できるよう、補正予算によりまして、屋外飲食ブースの設置やアクティビティの充実、レストハウスの改修などを行う民間事業者等への支援を行っております。

さらに、来年度は、新規事業「みやざきの自然公園利用拠点上質化事業」によりまして、ワーキングスペースやWi-Fi環境の整備等を行う民間事業者等への支援や、県有施設のトイレや休憩所の改修などにも取り組むことといたしております。

今後こうした取組を着実に推進し、安心・安全で上質な受入れ環境を創出してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 11か所の自然公園をとということですね。上質な受入れ環境の整備をすることによりまして、また新たなニーズが高まってくるかと思えます。受入れをしっかりと行っていただきたいと考えます。

準備していた質問のうち、次が最後の質問となりました。

少々時間がありますが、私の母校である宮崎

商業高校野球部が第93回選抜高校野球大会出場を勝ち取ってくれました。

3月19日に開幕し、1回戦は大会2日目、第1試合、強豪天理高校との対戦です。今からわくわく、ドキドキしております。

そこで、宮崎商業高校の選抜高校野球大会出場が決定しましたが、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎商業高校の52年ぶり3度目の選抜出場が決まったということで、このコロナ禍で重苦しい空気が漂う中ではありますけど、この上なくうれしい、また元気の出るニュースでありました。

選手・監督・コーチをはじめ、OBや保護者、また重松議員をはじめ卒業生の皆様にも、心からお祝いを申し上げます。

宮崎商業のそばの大淀川の堤防は、個人的にジョギングなどのトレーニングコースなものですから、いつもその練習風景を見ておりまして、格別な思いもしております。

県大会や九州大会の戦いぶりを見ますと、堅い守備や力強いバッティングで劇的な逆転勝利、大変粘り強い戦いぶりだったというふうに考えております。ぜひ、甲子園においてもその粘り強さを遺憾なく発揮されて、躍動されることを楽しみにしております。

初戦の相手は、全国制覇3回という強豪天理ですが、ぜひともこれをまずクリアしていただいて、大会におきましては、キャプテンが「優勝を目指す」と力強く宣言しているとおり、本県の悲願である甲子園優勝に向けまして、思う存分プレーし、一戦一戦勝利を重ね、宮商旋風を起こしてもらえるものと願っているところであります。

宮崎商業高校野球部の皆さんの活躍を大いに

期待し、心からのエールを送ります。

○重松幸次郎議員 心強いエールを本当にありがとうございました。

中村キャプテンが、メディアのインタビューにも、普通だったら「一戦一戦勝ち抜いて」ということを言うんですけども、もう最初から「出るからには優勝を目指す」と、どこでもそれを断言しておりますので、そのことを我々もしっかりサポートしていきたいと思います。

県民に勇気と感動を与えてくれることを私も期待しながら、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月1日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時6分散会

3 月 1 日 (月)

令和 3 年 3 月 1 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
33 番	日 高 博 之 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)
欠席議員 (1名)	
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
選 挙 管 理 委 員 長	茂 雄 二
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間表のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県議会自由民主党の右松隆央でございます。このシトラスリボンが自前でございます。内田議員がいっぱい作ってきていますので、ぜひ、持っていない人はもらってください。

現在は経済産業省となっておりますが、元通産省官僚の中野剛志さんが、「奇跡の経済教室」という書籍を出版しております。MMT、いわゆる現在貨幣理論を分かりやすく解説し、私も熟読をさせていただきましたが、目からうろこの連続でありました。

この書籍を読むきっかけとなったのは、県議会内でMMT勉強会が昨年11月に立ち上がり、井本英雄議員と太田清海議員が呼びかけ人として、不肖私が事務局になったことがきっかけであります。著書では、主流派と言われる著名な経済学者の大きな誤りを論理的に指摘し、喝破し、我が国の財政政策並びに経済運営の在り方に大きな警鐘を鳴らしております。

端的に申し上げれば、今のデフレを脱却しなければ、日本経済の再生はあり得ないということになります。さらに問題を深刻にしているのは、政府の打つ手が全く真逆の対策になっているという点であります。身内の批判にはなりま

すが、明らかに、日銀も含めた財務省並びに経産省の官僚、なかんずく、財政制度等審議会など、政府の諮問機関に名を連ねる経済学者を中心とした、我が国の財政政策、経済運営を軌道修正しない限り、それによって苦しむのは国民でありますので、これは政策論議として一石を投じてまいりたく、項目に取り上げさせていただいた次第であります。

経済成長は、基本的には適度なインフレを前提としております。政府は、デフレにならないように、かといって過度なインフレを避けるように、経済を運営していかなければなりません。言い換えれば、これは政府のみができるインフレ対策とデフレ対策を巧みに使い分けて、ちょうどよいあまのいのインフレを維持することを目指して、経済のかじ取りを行っていくことが求められるのであります。

実は今、政府が行っているのは、世界に類を見ないほどの20年以上に及ぶ異常な長期のデフレにもかかわらず、真逆のインフレ対策を打ち続けるという、信じ難い経済運営になっているのであります。なぜそうさせるのかといえば、インフレ対策が小さな政府や財政支出の削減、規制緩和や自由化、グローバル化といった競争力の向上など、耳触りがよく、理解しやすい政策に対して、デフレ対策はその真逆の対策となるゆえ、政策として掲げづらいこと、それに加えて、そもそも貨幣への理解や自国通貨を発行できる強さ、そして、財政政策の基本を見失っているからであると、氏は述べております。

デフレとは、言うまでもなく需要不足、供給過剰の状態でありますので、その対策とは、需要を拡大し、供給を抑制する政策となります。需要を拡大するためには、財政支出を拡大していくこと、すなわち大きな政府になることを意

味し、また、減税も需要拡大につながるものがあります。

そして、供給を抑制するためには、企業間の協調や規制の強化によって競争力を抑えたり、産業や労働者の保護、グローバル化の抑制などが供給の抑制につながるものであります。

しかし、一目瞭然として、一般的に好ましくないとされている政策が多いことが、理解を得にくくしているものと考えております。

現在のように、デフレ化で財政健全化を目指して、歳出抑制や増税を実行すると、当然、景気は悪くなり、そもそもの税収の元である国民所得が減るので、税収も減り、結果、財政健全化は達成できないこととなります。

もう1つ見逃してはならないことは、貨幣への理解であります。今まで申し上げたのは、地方自治体の財政運営ではなく、自国通貨を発行できる政府のみに当てはまることで、政府自らが政策を転換することでしか、デフレ脱却への解決への道はないからこそ、政治家が様々な機会を通じて声を上げていくことは大事なことで、私は認識しております。

貨幣についてであります。貨幣の価値は、貴金属のような有価物とする商品貨幣論ではなくて、信用と負債によって成り立つ信用貨幣論とし、かつ納税の手段となることで、その価値を担保していると、MMT（現代貨幣理論）では位置づけております。また、その現金通貨を創造するのは中央銀行であり、我が国で言えば、日本銀行となります。

そして、少し難しい話になりますが、実は銀行も、銀行預金という通貨を創造できるのです。銀行は、人々から集めた預金を元手にして貸出しを行っているのではなくて、例えば、1,000万円を返済能力のある人に貸出しする

際、単にその人の預金口座に1,000万円と記帳するだけで、現金そのものを動かさずに、新たに通帳上、1,000万円の預金通貨を生み出しているとし、このことを信用創造と言っております。確かに言われてみれば、預金者それぞれの金庫が銀行内にあるわけではありませぬので、銀行側は元手を考えることなく、借手側に返済能力がある限り、幾らでも貸出しを行うことができるのが実態と言えます。

とはいえ、銀行は、いざというときの現金通貨の引き出しに備えて、中央銀行に一定額の準備預金、我が国で言えば日銀当座預金を設けなければならないと、法令で定められております。なお、銀行が国債を購入するときは、この日銀当座預金を通じて購入しております。

また、国債は自国通貨建てである限り、通貨発行権を持つがゆえに、債務不履行になることはあり得ないとし、事実、歴史上も例がなく、例えばギリシャなどは、自国通貨ではなくてEUのユーロ建てであったがために、デフォルトが起きております。

今まで申し上げてきたことは、これまで政府が推し進めてきた、あるいは著名な政府のお抱えの経済学者が唱えてきた、様々な常識を覆すような内容であり、私自身、改めて物事の仕組みや事実を知ること、そして、人との出会いはもちろんでありますけれども、書物との出会い、この大切さを感じた次第であります。

そこで、知事に、今のこのデフレの長期化の中で、政府の財政政策、経済運営についてどのような認識をお持ちであるのか、また、宮崎県知事として、公での発信や国との協議の場において、政府の財政政策や経済運営に対して、意見を述べ議論することにどのような考えを持っておられるのか伺います。

あとは、質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

デフレの長期化は、事業利益の減少とこれに伴う賃金の低下や雇用の悪化、さらには需要の縮小と生産活動の低下など、経済活動全般にわたり停滞をもたらすおそれがあります。

このため、さきの安倍内閣においては、「デフレからの脱却」を政策目標の一つに掲げて、大胆な金融政策や機動的な財政政策などに取り組み、現在の菅内閣においても、基本的な路線が継承されているものと理解をしております。

しかしながら、目標とする実質2%の物価上昇は現在も達成されておらず、今後とも実効性のある施策を展開されることを強く期待しているものであります。

国の財政政策や経済運営は、地方の税財源の確保はもとより、県民の暮らしや産業に直結する重要な問題であります。私自身、全国知事会の地方税財政常任委員会委員長としての立場も踏まえ、常に関心を持ってその動向を注視するとともに、必要な提言を行ってまいっております。また、宮崎県知事の立場としても、本県の実情を踏まえて、必要に応じて、全国知事会など様々な場面を捉え、国への提言等を行っております。以上であります。[降壇]

○右松隆央議員 知事に改めて、デフレ下におけるMMT(現代貨幣理論)に対する認識をどうお持ちであるのか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 経済が順調に拡大しております好景気の状態では、税収の伸びも期待できますため、国債の発行が抑制され、財政の

健全性を確保することは可能であります。

一方、経済の下降局面やデフレ下にあっては、力強い国内需要を創出することが重要であります。経済成長を支える企業・産業の育成や、それに伴う安定的な雇用の確保等を図るため、積極的な経済対策を優先しなければならない場合があります。状況状況を踏まえながらということでもあります。

MMT理論について、様々な議論がなされているところであります。デフレなど支出を増やすべき状況下で、必要と判断されれば、通貨発行権を有する政府は、税収等の原資に制約されずに財政支出が可能であるとされているほか、需要対策や供給対策の面からも、様々な政策の方向性が論じられておりますことから、経済政策の論議に幅を持たせる一石を投じたものであると受け止めているところであります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

引き続き、国の第3次補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺ってまいります。

新型コロナ対応に奔走する地方公共団体の取組を支援するため、1次で1兆円、2次補正の2兆円に加え、今回の3次補正として、地方単独事業分で、都道府県と市町村合わせて1兆円、営業時間短縮要請等に係る協力金として、即時対応分で2,000億円、3次補正に計上された各省補助事業の補助裏分として3,000億円の、合計1兆5,000億円が計上されました。この中で、地方単独事業分の都道府県への割当て5,000億円のうち、本県には最大で75億3,328万6,000円が交付されることとなり、先月の2月10日が実施計画の提出期限でありました。

そこで、総合政策部長に、地方単独事業分における感染症対応分と地域経済対応分におい

て、それぞれどのような計画を内閣府に提出したのか。実は、さきの9月議会の一般質問で、私は部長に対し、臨時交付金をいかに有効活用していくのか、交付金を一部細分化してでも、幅広く地域経済、県民生活の支援ができないものかと伺っておりました。それを踏まえた上で、今回の3次補正における国に提出した計画内容を伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 地方創生臨時交付金につきましては、国の3次補正に係る本県の交付限度額として、75億円余が示されたところであります。

2月10日に、内閣府に提出いたしました計画書におきましては、感染症対策に係る事業として、時短営業要請に伴う協力金や、看護大の衛生環境向上に要する経費などに13億円余、経済対策に係る事業として、飲食関連事業者への緊急支援や、経済回復を図るための地域の实情に応じた支援などに42億円余を計上しております。3次補正に係る令和2年度事業として、合計で56億円余を計上しております。

また、令和3年度当初予算案におきましては、18億円余を計上しているところでありますが、2月補正で減額するものもありますことから、結果として、当初予算案編成後では19億円余が充当残となっております。

この残額は、時々刻々変化する状況等を踏まえ、第4波など次への備えとして、ある程度必要な財源を確保しているものでありますが、一方で、現下の厳しい県内の情勢に対して、必要な事業を迅速に構築していく必要もありますことから、県といたしましては、今後の感染拡大や経済の状況を見極めつつ、議員の御指摘も踏まえながら、県民の皆様きめ細やかな支援ができますよう、本臨時交付金を積極的に活用し

てまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 当初を含めて19億円の充当残という評価は、非常に難しいところもありますけれども、活用自由度の高い交付金でありますから、できるだけ多くの事業を構築していただいて、県民生活と地域経済の支援に、より一層取り組んでいただくことを要望させていただきます。

同じく前回の一般質問では、公共交通機関のうち、タクシー業界への支援策についても伺っております。

コロナで大打撃を受けている業界の一つであり、公共交通機関としての役割にも鑑み、一定程度救済すべきではないかと、問題提起をするとともに、姫路市モデルとして、市が地元の農産物を買取り、生産者を支え、発送用の荷造りをイベント業者らに委託し、タクシー会社に配達を任せ、その配達先は、困窮するケースが相次いでいる独り親家庭の食卓へ届けるという内容で、貨物ではなくて、市の職員も同乗する、旅客扱いとしての事例を紹介させていただいたところでもあります。

今回の3次補正と、当初における本県の計画内容において、タクシー業界向けは、当面の資金繰り対策としての利子補給の基金の積立ては組まれておりますが、姫路市モデルのような新規事業は、残念ながら組み込まれていないところでもあります。来年度の補正では、新規事業の構築を求めたいと思います。

そこで、これは福祉保健部長になりますけれども、タクシー業界に対して、例えばワクチン接種において、タクシーはもとより、バスなども含めたその公共性を考慮し、優先的な接種ができないものか。県タクシー協会が国会議員にも要望しているように、それができるのであれ

ば、業界として、接種済みのドライバーを乗務させたいとの声も上がっているところであります。お考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） タクシーやバスなどの公共交通機関の乗務員につきましては、医療や福祉分野等と同じく、県民の社会生活を支える重要な担い手でありまして、感染防止対策の徹底とワクチンの接種が重要であると考えております。

他方で、現在、国からはまず、「医療従事者等」「65歳以上の高齢者」「基礎疾患のある方」「高齢者施設の従事者」「60～64歳の方々」、そして、「これら以外の方々」という接種の優先順位は示されておりますが、「これら以外の方々」の中での優先順位は示されておられません。

このため、今回いただいた御指摘を国に伝えるとともに、公共交通機関をはじめ、優先順位の考え方につきましては、ワクチンの供給状況も勘案しながら、様々な方々の意見を伺いつつ、国や市町村と丁寧に意見交換を行ってまいります。

○右松隆央議員 公共交通機関の果たす役割に鑑みて、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、国の来年度予算案と本県の当初予算案に係る政策連動について伺ってまいります。

国は、来年度予算のポイントとして5つ挙げておりますが、そのうち3つの柱について、国の予算を最大限に活用し、どう推進していくのか、問うてまいります。

1つは、新型コロナウイルス感染拡大防止でありませぬ。

国は、来年度予算においても、5兆円の予備費を措置し、次の3点に取り組むことにより、

感染拡大の防止に万全を期すとしております。

1つは、感染症危機管理体制並びに保健所体制の整備であります。そして2つ目に、感染症対策のための診療報酬の臨時的措置であり、3つ目が、医療機器の国内生産能力の増強であります。この3点は、極めて重要な方向性であり、当然、本県も取り組むべき重要課題と認識しております。

そこで、まずは福祉保健部長に、感染症危機管理体制並びに保健所体制の整備においてどう対応されていくのか、そして、診療報酬の臨時的措置で医療機関、例えば県立病院ではどれほどの増収が見込まれているのか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ対応のため、本県の保健所におきましては、全庁的な職員の応援のほか、市町村保健師の協力や会計年度任用職員の任用等により、その体制整備に努めてきたところであります。

このような中、国の来年度予算案において、感染症対応を踏まえた保健師の人員を、全国数で1.5倍に増員するための地方財政措置、都道府県を越えた自治体間の応援や、感染症の専門家派遣といった内容が盛り込まれておりまして、県では、これまでの支援体制に加え、そういった国の取組との連携・活用を図るなど、人材確保に努め、感染拡大防止に取り組みます。

次に、御指摘の診療報酬の臨時的措置につきましては、まず、6歳未満の小児の外来診療について加算が認められまして、一例として、医科の場合、9月までは100点、10月以降は50点が加算されますが、これらを県立3病院で試算したところ、来年度は全体で約800万円の診療報酬の増収見込みとなります。

また来年度は、訪問看護を含む全ての年代の患者の診療等について、9月末まで加算を算定

できることとされておまして、これらの制度については、日本医師会を通じ、各県医師会へ周知が図られております。

○右松隆央議員 引き続き、商工観光労働部長には、県北でスタートしたメディカルバレー構想は、今や、県全域における地域資源にもなっておりますが、医療機器の国内生産能力の増強や感染症対策機器の開発について、本県としてどう取り組んでいくのか伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 海外依存度の高い人工呼吸器などの医療機器につきましては、国において、国内での生産能力を高めるための予算措置が行われるなど、国内増産の動きが高まっております。

本県におきましては、これまで東九州メディカルバレー構想を進める中で、高機能プラスチック製手術器具などの新しい医療機器が開発されております。また、感染症対策機器としまして、例えば、病室の大きさに応じてサイズも変更可能な感染者隔離のためのエアークラス隔離室が、昨年10月に製品化され、今年度中に、医療機関や介護施設などから120台の受注を見込んでおりと伺っております。

医療機器の開発につきましては、新規参入のハードルが高く、多くの投資や時間も必要となりますことから、国の動きを注視しながら、情報の収集あるいは補助事業の活用等に取り組むとともに、これまで本県が培ってまいりました取組を生かして、引き続き、県内の医療関連機器産業の振興に向けて取り組んでまいります。

○右松隆央議員 本県として、国の動きと連動しながら、それぞれの分野で力を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

引き続き、国は来年度予算のポイントの2つ目として、デジタル社会の実現を掲げておりま

す。そのため、今年の9月に、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、ネット上でデータを共同管理するクラウドを全国の自治体に導入させ、地方共通のデジタル基盤の整備など、7つの主要業務に取り組むとしております。

これは、私が一昨年9月の代表質問で、行政業務のICT化という項目の中で、県職員の負担軽減並びに行政業務の効率化を本県としてどう進めていくのか、そして、国が進める行政システムの標準化を見据え、どう対応していくのかといった内容で問わせていただいております。その際、当時48の事務でオンライン化している現状も答弁いただいたところであります。

そこで、総合政策部長に改めて、国の来年度予算の重要なポイントに置いているデジタル社会の実現について、本県は具体的に来年度どのような取組を進め、どういった成果を出していただけるのか伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、国は本年9月にデジタル庁を設置し、デジタル社会の実現を強力に推進していくことから、本県では、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけ、デジタルガバメントの確立をはじめ、暮らしと産業のイノベーション、デジタル人材と基盤の充実を3つの柱として取り組むこととしております。

このうち、デジタルガバメントにつきましては、県民等の利便性向上や事務の効率化等の事業効果が高いものを中心に、現行の48の手続から、例えば、建設工事の入札に必要な申請書類のさらなる電子化など、来年度以降、年10件程度のオンライン化に取り組むことにより、電子県庁を推進することとしております。

また、情報セキュリティ対策の強化や、現

在、椎葉村において実証事業を行っております、ローカル5G等の新たな情報通信基盤の整備促進、さらには、先端ICTを活用した先駆的モデルとなるプロジェクトを行います民間事業者に対し補助を実施するなど、本県社会全体のデジタル改革を推進してまいることとしております。

今後とも、国の動きに連動し、今年度策定します新たな情報化推進計画に基づき、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現を、しっかりと目指してまいり所存でございます。

○右松隆央議員 本県が電子県庁、そしてデジタル社会の先進県と言われるくらいに、これからも取組を強力に推進していただければと思います。

最後の3つ目は、グリーン社会の実現についてであります。

政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」とし、革新的なイノベーションの推進、グリーン成長戦略の実行計画、脱炭素ライフスタイルへの転換などを柱に掲げております。

そこで、商工観光労働部長に、国がグリーン社会の実現を強く目指す中で、国の来年度当初予算や県単事業などを活用し、本県としてどのような政策を遂行し、グリーン社会の実現と本県経済の発展とを結びつけようとしているのか伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のように、国におきましては、2050年のカーボンニュートラルに向けて、グリーン成長戦略が昨年12月に策定されまして、技術開発に対する支援策などが予算化されたところであります

が、こうした取組は、県内企業の振興を図る上でも重要になると考えております。

また、こうした動きに伴い、今後、水素エネルギーや洋上風力発電、それから発電効率を向上させた革新的な太陽光発電の実用化とともに、仮想発電所といった、デジタルを活用したエネルギーシステムの構築など、新たな技術によって産業構造が大きく変化することが予想されます。

県といたしましても、国の動きとも連動しながら、水素などの再生可能エネルギーの利活用をはじめ、次世代自動車への対応やリサイクル技術の研究開発など、グリーン社会の実現に取り組む中で、この20年で市場規模が倍の105兆円と推計されております環境産業など、新たな成長産業を育成し、本県経済の発展に積極的につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 国が強力に推し進めているグリーン社会の実現において、2050年、二酸化炭素排出ゼロを表明した自治体はゼロカーボンシティと呼ばれており、先月の2月10日時点で、全国で29都道府県に及んでおります。環境省のホームページでは、本県はまだ表明していない県となっております、表明方法はいろいろある中で、本県としては、基本計画の議決をもって表明としたいとの考えであります。

そこで、知事に伺いますが、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことは、大変大事なことでと考えておりますが、いかがか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 近年、世界各地で猛暑、洪水が起きるなど、気候非常事態とされております。そのような現状において、温暖化対策は世界共通の課題でありまして、温室効果ガス排出量の実質ゼロに取り組むことは、大変重

要な課題であると認識しております。

このため県では、本県の恵まれた自然環境や森林資源を生かした再生可能エネルギーの導入や森林吸収量の維持などによりまして、温室効果ガス排出量と森林等吸収量を均衡させ、2050年の排出量実質ゼロを目指すこととし、来年度からの10年間を計画期間とします「第四次宮崎県環境基本計画」の重点プロジェクトとして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、排出量実質ゼロに向けて、しっかり取り組むこととしたところであります。

その計画案を今議会に議案として提出しておりますので、議決をいただきましたら、県民や事業者の皆様と一体となって取組を進めるため、積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ゼロカーボン電力など、様々な取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺ってまいります。

初日の代表質問でも取り上げられましたが、宮崎市郡医師会病院の旧施設の利活用については、この議論が持ち上がった端緒から、私も重要なテーマと認識しており、今後、進めるに当たり、県と宮崎市郡医師会がしっかりと連携を取っていくことが、極めて大事なことを考えた次第であります。

したがって、実務を担うのは福祉保健部となりますが、この案件は、知事マターとして、知事自らが陣頭指揮を執るぐらいの位置づけで本来進めるべき案件と、私は認識しております。

宮崎市郡医師会から、「旧施設の利活用については、県に協議する場を設けてもらいたい」と、昨年8月28日の救急告示医療機関連絡協議会において話し合われたはずであります。その

後、11月中に協議の場が設けられる予定が、新型コロナウイルスの影響もあって、県の都合により、その場が設けられなかったわけでありまして。協議を進めた段階で、臨時受入れが不可能ではなくて、実際は、まだ協議すらもできていなかったのが実情であります。

去る1月22日の新聞報道を受けまして、先月の2月5日に、ようやく協議の場が設けられ、そこで、例えば、急変とか重症化のリスクが高い透析患者のコロナの対応で、旧施設が活用できないかといった話合いも行われております。県透析医会の理事である医師からは、「週3回、自分や看護師が通っても構わない」、そういったところまで言われております。

県からすれば、これは当然のことではありますが、新型コロナウイルス対応の最前線で懸命に診療されている、宮崎市郡医師会のモチベーションを、決して低下させることなく、医療環境整備への支援や、看護師や各技師などコメディカルの人材確保も含めて強気に連携し、かつ、関係機関との調整役を担うのが、県行政の取るべき姿であります。

部長は御存じでありますけれども、仮に旧施設が開設ということになれば、宮崎市の大きな医療機関で、少なくとも4病院は協力に前向きであるというふうに示されておりますので、引き続きの連携をお願いしたいと思っております。

宮崎市郡医師会長がブログの中で望まれている、「県も医師会も各医療機関も、それぞれできること、できないことがある中で、しかし個々でできないことでも、個々が結集することによってできるようになることもある。コロナは、官・民・学、すなわち行政、医師会、宮大医学部の共通のターゲットであって、緊密に連

携して立ち向かわなければなりません」、このメッセージを、我々は深く受け止めなければならないというふうに思っております。

このことを踏まえた上で、宮崎市郡医師会病院の旧施設の利活用については、代表質問で、「医師会、看護協会と連携し、新型コロナの医療体制全体における人員の確保に努めながら、旧施設に必要な人員確保の在り方についても、引き続き関係医療機関等と協議をしてまいりたい」との答弁がありましたので、別の角度から、新型コロナ関連の質問に入りたいと思います。

まずは、新型コロナの対応に係る人材の確保策であります。

現在、各県において、コロナ禍で医療体制を守る対策の一つとして、医師や看護師を派遣する医療機関に対して、支援金として必要経費を派遣元の医療機関に補助する施策を講じております。万一、医療スタッフが感染したり、あるいは濃厚接触者となった場合でも、診療体制を維持するために、派遣する医療機関に対して、職員の給与などを補助したり、一時的にその人員が手薄になるので、例えば岩手県などは、派遣元医療機関への業務負担の支援費も給付する制度を構築しております。

そこで、福祉保健部長に、コロナの対応において、医師や看護師の派遣に協力する医療機関に対して、職員の給与などを補助する制度の本県の活用状況と、今後の感染拡大に備えて、より協力しやすくなる制度を構築できないものか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 第3波におきましては、多数のクラスター発生など患者が急激に増大し、受入れ可能な病床が逼迫したことから、医療機関の受入れ能力を高めるための医

療従事者確保は、極めて重要な課題と認識をしております。

県では、今年度補正予算で、国の緊急包括支援交付金を活用し、医療従事者を派遣する医療機関に対する支援制度を設けており、この制度を活用し、宮崎大学医学部附属病院から1医療機関に対して、第2波以前で76日間、第3波以降で62日間、1日最大で看護師8名を派遣いただいております。

しかし、今後も感染が拡大した際には、さらに派遣ニーズが高まると認識しており、昨年12月に、例えば、重点医療機関に派遣する看護師の補助単価を、1時間2,760円から5,520円に倍増するなど、支援を拡充したところであります。

来年度も、医療従事者派遣に係る予算として、1億7,000万円余を今議会に提案させていただいており、今後も、支援情報の周知や派遣可能な医療機関との調整など、派遣に協力しやすい環境づくりに努め、コロナに対応する医療体制を崩壊させないように、さらなる派遣を推進してまいります。

○右松隆央議員 今、答弁でもありましたけれども、現時点で、この制度の活用は1医療機関のみとなっております。当初予算で一定額を確保しておりますので、対象が、例えば重点医療機関のみとなっていることや、先ほど紹介した派遣元への業務負担の支援費も含めて、医療関係者とも協議の上、例えば民間と民間や、あるいは県と民間での支援など、様々な状況を想定し、より派遣協力がしやすくなるような環境づくりをぜひ構築していただきますよう、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

同じく、看護師の人材確保についてであります。

今回の新型コロナの感染拡大における状況を鑑みても、県内で働く看護師をいかに増やしていくかは、大きな課題であり、県立看護大学など学の出組や、医療機関を含む民間での出組に仮に限界があるとするれば、そのための施策を県行政が打ち出していくことは、優先順位の高い出組だと認識しております。

一度、県外に流れた人材をいかに戻していくか、医師会立の看護学校は、85%を超える高い県内就職率を誇っておりますが、看護人材の供給県となっている本県にとっては、何らかの手を打つ必要があることは明白であります。

山口県は、看護師や看護学生の県内就職を促すため、県外に在学・在住する人を対象にした奨学金の返還補助制度を創設しました。卒業後に一定期間、県内の中小病院などに勤務することを条件に、最大144万円を補助する制度であります。具体的な対象者は、日本学生支援機構などから奨学金の貸与を受け、県外の看護師養成学校を卒業見込みの学生や、居住地、勤務地ともに県外の現役看護師、そして、看護資格を持つものの就業していない県外在住者が対象で、採用時点で40歳未満で、病床数200床未満の病院または訪問看護ステーションに5年間勤務することを条件に、144万円を上限として、奨学金返還残額の半額を補助する内容であります。

そこで、福祉保健部長に、県立看護大学のヒアリングなどから、学生が卒業前に、既に奨学金で縛られているケースや、景気低迷の影響で、苦学生が非常に増えてきている中で、やはり少しでも条件のよいところへと、県外へ進む傾向にある今の現状に鑑みて、県が奨学金返還補助制度を創設し、県外の看護師や看護学生の本県へのUターンを促進できないものか、伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 看護師の安定的な確保を図り、県内定着を促進していくことは、本県の医療体制を支えていく上で大変重要な課題であると認識をしております。

このような中、医師会立の養成所以外では、看護師を目指す看護学生の約半数が、県外の医療機関に就職している現状等を踏まえますと、従来の県内就職率の向上に向けた出組に加え、一旦県外に就職した看護師や、県外の看護師養成機関に進学した学生が、本県にUターン就職を考える動機づけとなるような支援策が必要であると考えております。

現在、県では、SNSを活用した情報発信や、移住相談会における求人情報の提供などの出組を進めておりますが、今後におきましては、議員の御指摘の県外の看護師を対象とした奨学金の返還支援等につきましても参考にしながら、看護協会など関係機関と連携を図り、より効果的なUターン就職の支援対策について検討してまいります。

○右松隆央議員 奨学金の返還補助制度については、ぜひ前に進めていただきたく、お願い申し上げます。

引き続き、新型コロナ対策で、高齢者入所施設においてクラスターが頻発した問題について、問うてまいります。

実は、この課題を議論し、対策を講じていく上で、この問題の本質がどこにあるのか、当時の状況はどうだったのか、特に宮崎市の施設で起きた6つのクラスターについて、施設を所管する宮崎市の介護保険課に、県から聞き取りをしていただきまして、感染拡大の主な原因、発生当時の主な支援、そして、クラスターを受け、施設が施す今後の対策について、一覧でまとめていただいた次第であります。

その結果、感染拡大の主な原因で、共通して書かれてありましたのが、1つに、職員が体調不良の中、勤務をした、2つに、PCR検査で陰性であった職員が、十分な経過観察期間を取らずに勤務をした、3つに、休憩室、更衣室等でマスクを外した際に、職員間で感染が広がった可能性がある、そして4つに、これは高齢者入所施設の特徴ではありますが、認知症の高齢者が指示を理解できずに、感染が拡大した可能性があるとのことであります。

これらの4つの原因のうち、3つ目までは、感染予防策をしっかり講じ、リスク管理において、行政からの周知と、施設内での共有を徹底すれば、場合によっては防げたケースもあるのではないかと感じております。

そこで、福祉保健部長に、感染拡大やクラスター発生のリスクが極めて高く、場合によっては人が亡くなることにもつながりかねない高齢者入所施設など、福祉施設に対して、これまでに徹底した周知ができていたのか、また、全ての福祉施設と高いレベルのリスク管理が共有できていたのか、加えて、所管が、中核市である宮崎市に対して、クラスターが頻発した際に十分な情報共有や徹底した感染防止の周知のお願いを具体的に図っていたのか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設におきましては、重症化リスクが高く、命に関わる高齢者への感染を防止する対策の徹底は極めて重要です。

このため、県と市町村それぞれが、所管する高齢者施設に対し、体調不良の職員を出勤させないことや、感染予防策の徹底、医療機関への積極的な受診等について、10数回にわたり、メール等で周知を図るとともに、有料老人ホームの管理者を対象とした研修会も開催いたしま

した。

このような中で、宮崎市の高齢者施設でのクラスター続発を大変重く受け止めており、共通して見られる感染拡大原因の周知について、通知文の分かりやすさという点に改善の余地があると、議員から御指摘をいただきましたので、先週公表した資料は、ビジュアルも意識し、より伝わるように工夫をさせていただいたところです。

また、宮崎市との連携につきましては、クラスター発生時をはじめ混乱する現場に、所管を超えて、県の保健所長や職員を派遣しての初動対応、入院調整や関係団体への協力依頼などに、県として様々な助言や支援、情報共有を行ってまいりました。

今後も、さらに高い危機意識を共有し、最大限連携を図った上で、クラスター発生の詳細な原因や対応策についても徹底して周知するなど、クラスター発生防止に努めてまいります。

○右松隆央議員 同じく、高齢者入所施設でクラスターが発生した際の対応であります。

さきの9月議会で、私の一般質問への部長答弁の中で、「万一、クラスターが発生しても、各施設の介護職員を相互に派遣し合う助け合い制度を導入する」と答弁をいただいたところですが、第3波の中で、その制度の実効性がどうだったのかを問うてまいります。

調べたところによりますと、今回の宮崎市の6つのクラスターによって、応援職員派遣のスキームを活用して派遣された介護職は2名でありました。この数をどう評価するかは難しいところではありますが、私の知り合いの施設の代表者に伺ったところ、「事前に、応援職員への登録募集があった際に名簿は出させていただきましたが、実際にクラスターが発生し、いざ応援

へとなったときに、そのクラスターが発生した派遣先の施設に陽性者が残っておられたので、応援に行くのに二の足を踏んだ」と言われておりました。

本来は、高齢者施設での陽性者は重症化のリスクが高いわけであります。また、せっかくの応援職員も、陽性者が残っていれば、やはり応援に行きづらいと、これは当然理解できるわけであります。

ですから、入所者で陽性者の方々は、全ての人を入院施設へ移すことが最善ではありますが、その対応が難しいということであれば、施設の中で最大限の感染防止策を講じることはもとより、徹底したゾーニングで、グリーンゾーン担当とレッドゾーン担当とで、しっかり人員を分けるなど、対策は不可欠と感ずるわけであります。そこで、福祉保健部長に、今後どう対応されていくのかお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設で新型コロナ患者が確認されますと、県内での発生事例のとおり、感染が一気に拡大し、医療提供体制の逼迫にもつながることから、その対策は重要な課題であると考えております。

議員御指摘のとおり、県の応援職員派遣制度を活用した介護職員の派遣実績は2名でありまして、この制度の実効性を高めるためには、施設での感染拡大防止策をさらに徹底する必要があります。

そこで、1例でも感染者が発生した際には、DMAT医師や感染管理認定看護師を速やかに施設へ派遣し、汚染区域や清浄区域などのゾーニングを徹底するとともに、個人防護具の着脱をはじめとする感染防止策の指導を引き続き行い、発生施設内でのさらなる感染の拡大を防ぎたいと考えております。

また、無症状の高齢者施設職員への検査に取り組み、感染拡大の火種を早期に探知することで、施設内の広がりを未然に防ぐことといたします。

今後とも、徹底した感染予防対策を行い、施設職員はもとより、応援職員が入った際も安心して業務に専念できるような体制を強化してまいります。

○右松隆央議員 引き続き、新型コロナに伴う入院や宿泊療養などの振り分け調整について、そして、自宅療養者への対応について伺ってまいります。

まず、入院宿泊調整についてであります。先月の県コロナ対策協議会でも、委員の医師から指摘がありましたように、数字の上での病床数と、実際に受入れが可能な病床数が、中等・重症患者が増えたことでスタッフのマンパワーが足りずに乖離しているところがあるとの指摘から、医療の負荷における病床の逼迫具合は、数字で見るとよりかなり高いのではないかとと思われる次第であります。

また、保健所の業務が逼迫していることから、入院や療養先の調整が追いついていない実態もかいま見え、事実、宮崎市の医師から、調整に時間がかかり、受入先が決まるまで23時間かかったとの御意見もいただいたところであります。

そこで、第3波において、陽性者の入院や宿泊施設などへの振り分け調整を行う現場は大変だったというふうに、想像に難くないのですが、実際どのような状況であったのか。また、第3波では家庭内感染も急増しております。本来、軽症者や無症状の人も、可能な限り宿泊施設に入っただき、その宿泊施設でさえ満室になれば、致し方なく自宅待機をしていただ

く、これが感染拡大を防ぐ理想的な振り分けではないかと考える次第であります。宿泊施設の稼働率や自宅療養者数も含めて、それぞれ第3波の状況がどうであったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回の第3波における入院調整につきましては、症状が重い高齢者の入院先の確保が簡単にはいかないことを含めまして、ピーク時には、90人を超える高齢者や10人の重症者など、手厚い看護を必要とする入院患者が多数生じたことから、宮崎市を中心とする圏域では、116床あるものの実質的に満床に近い状態でありました。

さらに、都城市の患者を延岡市に、延岡市の患者を宮崎市に搬送するなどの広域的な救急搬送をする必要があったことで、必要な方を入院させる上で、まさに綱渡りの状況でありまして、入院調整に一部時間がかかった事例もございました。

また今回、1日最大500人を超える療養者数となったこともあり、最大で自宅療養者が258人、宿泊療養施設の稼働率は、最高でひまわり荘が66%、ライオンズホテルが69%でありました。

今後、さらなる感染拡大が生じた場合に備えて、重症者の受入れ病床数の確保や回復後の受入れなど、必要な医療を提供できる体制を確保するため、医療関係者と連携して取組を進めたいと考えております。

○右松隆央議員 厚労省も、無症状や軽症者の人でも、ホテルなどでの宿泊療養を基本とするとの通知を出しているわけですが、これは他県も同様なんですけど、宿泊施設の稼働率は、なかなか上がらない状況であります。マンパワーが要因の部分も大きいわけでありませ

が、果たして、宿泊施設の対応を自治体職員が行うものなのか、疑問を感じざるを得ないところもあります。委託も含めて、他県がうまく回している事例があれば、ぜひ調査をしていただければと思っております。

今の答弁でも、自宅待機者がかなり多く出ているわけでありまして。だからこそ、当然に、自宅療養者への健康観察の強化は重要であると考え次第であります。

また、これは他県の事例であります。一部の自宅療養者から、支援が不十分であるとの声や、一人暮らしのために、食材購入でスーパーに買物に行かざるを得ないケースも含めて、外出制限のルールが破られるなど、自宅での感染防止の徹底は課題の一つになっている自治体もあります。

そこで、福祉保健部長に、血液中の酸素濃度を測れるパルスオキシメーターのこれまでの貸出状況や、自宅療養者への対応がどうなっていたのか伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 自宅療養者への対応としましては、療養中の注意点など丁寧な説明を行い、あわせて、保健所において、毎日、電話等による健康観察を実施しております。もし、症状が悪化した場合などは、医師である所長や保健師が訪問し、対面観察を行うとともに、必要な方には、医療機関受診を調整するなどの対応に努めているところです。

また、自宅療養者の健康管理を行う上で、血中酸素濃度を簡易に把握できるパルスオキシメーターが有効であることから、県では、宿泊療養施設や各保健所に210個配備しまして、保健師が訪問時に測定するとともに、これまで必要な方に18個貸出しをしております。今回の感染状況を踏まえて、2月に新たに100個購入し、今

後の感染拡大に備えているところです。

なお、本県では、家庭内で生活空間を分けることができない方や、一人暮らしで周囲からの生活支援が受けられない方は、優先的に宿泊施設に入所していただくことで、自宅療養での大きな混乱はなかったと聞いております。

○右松隆央議員 もう1年にも及ぶ新型コロナの対応に、大変御苦勞があったというふうに思っております。心から敬意と感謝を申し上げます。

また、これから人の移動シーズンになりますので、今月中旬から4月にかけて、特に注意が必要だというふうに考えています。引き続きの感染予防とリスク管理を、よろしく願いしたいと思います。

最後に、新型コロナ感染症対策で、学校現場の対応について伺います。

現職の校長先生に、「学校現場は今、どのような課題を抱え、どう対処しているのか」というお声かけをさせていただいたところ、学力向上や生徒指導、働き方改革、学校支援システムなど、12項目にわたる課題を出していただきました。その中で、まず最初に明記されていたのが、新型コロナウイルス感染症の予防対策、及び陽性者と濃厚接触者への対応についてでありました。

そのうち、陽性者、濃厚接触者への対応で、誹謗中傷につながる教員の言動について、その校長先生は、教育委員会からの方針を教職員へ周知徹底されているとのお話をいただいたところであります。

そこで、学校現場において、新型コロナに係る差別や偏見を防ぐ取組は、当然、不可欠なるわけではありますが、教職員に対してどのような指導を徹底されているのか、教育長に伺いま

す。

○教育長（日隈俊郎君） 差別や偏見は、いかなる場合においても決して許されるものではありません。

特に新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで報道にもありましたように、全国的に人権への配慮を欠いた様々な事例が起きております。県立学校から報告は受けておりませんが、県内においては、医療関係者等を保護者に持つ児童生徒に対する不適切な言動や、体調不良の児童生徒に対して過度に反応するなどの事例が見られております。

県教育委員会といたしましては、これまでも、教職員を対象とした研修会を実施するなど、人権感覚を高める取組を行ってまいりましたが、特に新型コロナウイルス感染症に関しましては、教職員向けに、差別や偏見の防止を図る資料を作成しまして、正しい知識を基に適切に対処するよう、指導の徹底を図っております。

今後も、児童生徒等の心情を傷つけることのないよう、また、児童生徒間の言動にも注意を払いながら、引き続き人権教育の充実に取り組んでまいります。

○右松隆央議員 最後に、本県でも幾つか発生しておりますが、学校関係者で陽性者が出た場合、これは大変大きな影響が出てくるわけであり、そうした際、学校現場でどのような対応が取られ、その対応は統一化が図られているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校関係者の陽性が確認された場合、児童生徒や地域住民に与える不安・影響は大変大きいものですから、迅速かつ安全な対応が必要不可欠であります。このことから、県教育委員会としましては、あらゆる事態を想定して、各県立学校へ対応を周知して

いるところであります。

具体的に申し上げますと、まず、陽性が確認された場合は、県教育委員会が所管保健所に対して、濃厚接触者の特定や検査に必要な日数等を確認し、校長と協議の上、臨時休業の可否や出席停止の措置、消毒箇所の選定、保護者への連絡手段等、今後の対応について決定します。

次に、校内に一定数のPCR検査対象者がいる場合は、県教育委員会と所管保健所で協議を行いまして、検体採取の方法を決定します。例えば、学校の敷地等を利用して、いわゆるドライブスルー方式で実施したケースもありました。

また、仮に校内で集団感染が発生した場合は、県教育委員会において、当該校への詳細な聞き取りや、所管保健所からの助言等を参考に、原因究明及び徹底した再発防止に取り組むこととしております。

今後、感染症対策をしっかり講じつつ、学校関係者の陽性が確認された場合は、児童生徒や地域住民への不安等を最小限に抑えられるよう、各学校の感染状況に応じ、的確な対応を行ってまいります。

○右松隆央議員 教育長の今の答弁にもありましたように、あらゆる事態を想定し、万一、学校現場でコロナが発生しても、影響を最小限に抑えていただくよう、ぜひ的確な対応を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず、核兵器禁止条約に関して述べていきたいと思ひます。

一昨年11月、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が来日し、広島・長崎で語りかけました。教皇は、「核戦争の脅威による威嚇をちらつかせながら、どうして平和を提案できるでしょうか」と、このように述べて、核抑止論を否定し、そして「人道的及び環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなくてはなりません」と、核兵器の非人道性と環境破壊を厳しく告発しました。

核兵器禁止条約は、2017年に国連で採択され、去る1月22日に発効しました。この条約第1条で、核兵器の開発・実験・製造・備蓄・移譲・使用・使用の威嚇などを禁止しております。これは、核兵器廃絶に向けた歴史的な第一歩を踏み出したものであり、長年にわたる被爆者の声、核兵器廃絶を求める世界と日本の声が、国際政治を本当に大きく動かしたものであります。

11月の前屋敷議員に引き続き、改めて知事にお聞きしたいと思ひますが、発効された核兵器禁止条約について、どう評価されているのでしょうか。答弁を求めたいと思ひます。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

核兵器禁止条約につきましては、条約を批准した国と地域が50を超え、本年1月22日に発効したところであります。多くの国が核兵器のない世界を目指すという思いを共有している点では、評価されるべきものと考えております。

一方で、日本政府としては、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界を実現するためには、現に核兵器を保有している国を巻き込んで、核軍縮を進めていくことが不可欠である」という方針を明確にしており、これまでも、核

軍縮に関する国際社会の取組を推進しているところでもあります。

私としましても、このような政府の方針を踏まえ、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会の構築を目指していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 政府の考え方を踏まえてという言葉がありました。

日本政府が、この条約に同意しない最大の理由の一つが、この条約によって、アメリカの核抑止力を損なうと。だから、この条約について署名、批准しない、それが最大の理由となっております。そもそも核抑止というのは、いざというときには核兵器を使用することを前提にいたしております。そうしないと抑止になりませんので。はっきり言うと、「広島・長崎のような非人道的な惨禍をためらわない」というものであります。

核抑止論についての知事の考え方をお聞きしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 核兵器の保有が、その法外な破壊力のために、かえって戦争の抑止力となるという「核抑止論」につきましては、激しい核軍拡競争が続いた冷戦時代から、冷戦体制が崩れた現在でも、アメリカ、ロシアをはじめとした核兵器保有国の核戦略の基本となっております。

このような中で、核兵器を保持しない我が国におきましては、これまでアメリカの核抑止戦略を受け入れてきているところでありまして、東アジア情勢の不安定化が大きな脅威となっている中で、核抑止力を含めたアメリカとの安全保障体制を維持していくことが、核兵器によるものを含む、我が国に対する攻撃を抑止するものであると考えております。

一方で、我が国は唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」を実現するため、核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡し役としての役割を担っているものと考えております。

私としましても、今後とも、我が国が国際社会の取組をリードしていく中で、各国の安全保障政策における核軍縮についての議論が深まっていくことを期待するものであります。

○来住一人議員 知事の今の答弁は、さきの11月の前屋敷議員への答弁と、内容としてはほぼ同じだと思いましたが、この11月の答弁の中で、知事は、「東アジア情勢の不安定化が我が国の脅威となっている。核兵器国、それから非核兵器国との協力が不可欠だ」と、この旨の答弁をされておりました。今も、多分それを引き継いでおられると思います。

「東アジアの不安定化」というときに、多分、北朝鮮のことを念頭に置いてのことだと思います。北朝鮮そのものが核開発を行っている根拠は何かと——核抑止です。その立場に立っているわけですから、こういう国に対して、核抑止を是とする立場からの説得は成り立たないと、このように思います。核抑止の立場に立って核の維持に固執する核保有国と、核廃絶を求める非保有国との間に、中間などはありません。廃絶か、それとも維持か、この間には中間はないと、このように思います。

保有国と非保有国との間に協力を求める——何の協力があるのでしょうか。そういう協力はない、あり得ないと思っております。橋渡しをするというけど、どんな橋渡しをするのか。そんな橋などというのはあり得ないと我々は思います。

この条約に署名、批准して、被爆国政府の責任を歴史と世界に果たすために、菅政権に代わって、署名と批准をする政府を樹立する。

こっちの方向でも、我々日本共産党としては、野党とも協力して頑張っていきたいということで、この問題は止めておきたいと思えます。

オリパラ組織委員会の森喜朗会長の女性蔑視発言もさることながら、その場においていさめる者はおらず、笑いが出たと。そしてまた、自民党の二階幹事長に至っては、オリンピックボランティアの辞退を表明した方々を指して、「瞬間的な行動」と言い放つ始末でした。こうして、森発言をめぐって、日本の女性蔑視の社会的構図があぶり出されました。同時に、女性をはじめ多くの皆さんが声を上げ続けたことが、日本の希望となりました。

ジェンダーギャップ指数が、153か国中121位という日本の現状について、知事の認識をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ジェンダー平等の実現は、国連が、持続可能な開発目標（SDGs）の一つに掲げるなど、国際社会が協調して取り組んでいる重要な課題であります。

議員の御質問にありましたジェンダーギャップ指数は、世界経済フォーラムが、各国に積極的な対応を促すため、毎年発表しているものがあります。日本は、総合順位で見ると、153か国中121位で、特に「経済」と「政治」の分野での男女間格差が大きくなっているという大変残念な結果であります。

私は、ジェンダー平等の実現は大変重要な課題であると考えておまして、グローバル化が進む中、その重要性がさらに増しているものと認識しております。

国においては、昨年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画の中で、この指数を取り上げ、危機感を持って、男女共同参画社会づくりをより強力に進めていくこととされており

ます。

県といたしましても、豊かで活力ある宮崎づくりを進めていくため、こうした国の動きとも連動しながら、男女共同参画に積極的に取り組んでまいります。

○来住一人議員 皆さん、気づいていると思いますが、そちらの執行部席には女性の方が1人もいらっしゃらないというのが、残念だと思います。

ジェンダーとは、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの行動規範や役割分担などを指して、「社会的、文化的に作られた性差」と定義されています。これは、決して自然にできたものではなく、人々の意識の問題でもないと思います。時々の支配階級が人民を支配するために、政治的につくり、歴史的に押しつけてきたものであります。「女は妊娠・出産があるから、正規で雇われないのは仕方がない」「男は社会に尽くし、妻子を養って一人前」というのは、その典型であります。

私ども日本共産党は、この問題での日本の著しい遅れの原因は2つあると考えています。

1つは、財界・大企業が男女平等を口にはするが、実際の行動では、利益最優先からジェンダー差別を利用していることです。女性には安上がりの労働力と家族的責任を、男性には企業戦士たれと、長時間労働、単身赴任を押しつけています。ILO総会で、ハラスメント禁止条約が採択されても、日本経団連はこれを棄権いたしました。

いま1つは、戦前の男尊女卑、個人の国家への従属を当然とする勢力が、戦後政治の中枢を占め、特に安倍政権においては、この動きが著しくなってきたことでもあります。戦前の絶対主義的天皇制国家を根底から支える家制度に、女

性差別ががちり組み込まれました。これが今日残っており、森発言も、その発生源はここにあると思います。

ジェンダー平等を目指す県の取組の現状と方針について、部長にお聞きしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） ジェンダー平等を目指すため、県では、みやざき男女共同参画プランに基づき、根強く存在する性別による固定的な役割分担意識の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画、男女ともに家事・育児等と仕事を両立できる環境の整備など、様々な課題の解決に取り組んでいるところであります。

具体的には、男女共同参画センターと連携しまして、学校や企業への出前講座や、各種セミナーにより啓発を行いますとともに、市町村に対する審議会等への女性登用の働きかけ、企業の経営者等を対象に、女性が働き続けたい職場環境づくりをテーマにした研修会などを開催しております。

今後とも、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○来住一人議員 「JOCの女性役員は、わきまえている」と、このように森氏は期待をいたしました。ところが、多くの女性はわきまえませんでした。我が党は、ジェンダー平等を党綱領に規定いたしました。わきまえない方々と寄り添い、ジェンダー平等社会に向けて、一層努力をしていきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症をめぐる問題について質問いたします。

感染症をめぐる状況は刻一刻と変化いたしております。緊急事態は首都圏を除いて解除され

ましたが、報道によると、政府の分科会の尾身会長は、6府県の解除について、「もろ手を挙げて賛成できなかった。強い懸念を示した人がたくさんいた」と述べております。今、政府・行政が行うべきことは、一にも二にも、第4波を絶対に招かない、国民・住民の命を守ることにあると思っております。

医療関係者を先行してワクチン接種が始まりましたが、必要とする県民に接種が完了するには、相当の月日を要するものであり、したがって、感染対策は絶対におろそかにできないものと思っております。特に、無症状の感染者を一日も早く把握し、保護することは決定的で、中でも高齢者施設や医療施設などの従事者を対象としたPCR等の社会的検査が重要だと、このように思っております。

まず、県内におけるクラスターの発生件数など、その概要について報告を求めたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） クラスターについてでございますが、国立感染症研究所が作成した積極的疫学調査実施要領によれば、現在では、リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群を指すと定義されておまして、本県においても、これに従っております。

県内では、これまで宮崎市保健所管内を含めますと25件のクラスターが発生しており、主な施設としては、高齢者施設が9件、職場が4件、接待を伴う飲食店が3件などとなっております。また、県全体のうち、宮崎市保健所管内での発生が15件となっております。

○来住一人議員 私ども日本共産党は、昨年の早い段階から、コロナ対策の基本として、1つに、科学的知見を尊重すること、2つ目に、PCRの社会的検査を抜本的に拡大すること、保

健所などの体制を強化すること、3つに、医療機関の減収を補填すること、4つに、自粛と一体に補償を行うこと、この4点について、他の野党とも協同して政府に求めてまいりました。

厚労省は重い腰を上げて、この2月4日に事務連絡で、10都府県に対して、高齢者施設の職員等の検査を3月末までに集中的に行うよう要請しました。同時に、全国にも高齢者施設等での積極的検査を要請しております。

本県においては、延岡市や宮崎市などが社会的検査を行っているようであります。今の報告でもありましたように、県内でのクラスター発生は、高齢者施設が9件で、最も多いわけであります。

ですから私は、市町村任せにせず、県がイニシアチブを発揮して、高齢者施設等の職員を対象にした検査を実施すべきではないかと思えますけど、部長の所見を求めておきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設での感染は、高齢者の重症化が危惧されるとともに、医療提供体制の逼迫にもつながりますので、無症状の陽性者をいち早く発見し、他の人にうつさない環境を整えることが重要です。

このため県では、1月末から2月にかけて感染が拡大しつつあった延岡市内の有料老人ホームに勤務する無症状の職員を対象に、早期発見を目的とした抗原定量検査を緊急的に実施したところであり、宮崎市も同様に、有料老人ホーム等の職員を対象とした検査を実施していると伺っております。

県としましては、今後の感染状況を注視し、感染者が増加しつつある際の無症状の高齢者施設職員を対象とした検査など、感染者の早期探知に努めてまいります。

○来住一人議員 ぜひ進めていただきたいと思えます。

国内において感染者をゼロにするのは、この数年は不可能だと思えます。経済活動や日常生活に制約を発しないほど感染を抑え込む、このことが何より大事だと思えます。

そうしますと、社会的検査を抜本的に行うことが最大の課題であると思えます。ぜひ、県の積極的な姿勢を強く要求しておきたい。お願いしておきたいと思えます。

感染対策と並行して、ワクチン接種が大仕事となります。この仕事は、市町村が主体となりますが、幾つか確認をしたいことがあります。

1つに、ワクチン接種はあくまでも個人の自由意思で行われるべきものでありまして、接種の有無で差別されることがあつては、絶対にならないと思えます。この自由意思の尊重、接種する意思を表示することが困難な方もいらっしゃると思います。そういう方に対する対応について、部長の見解を求めておきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」では、意思確認が困難な者に対する予防接種につきましては、家族や、介護保険施設に入所している場合は、嘱託医などの協力を得ながら、本人の意思を確認し、接種についての同意を確認できた場合に接種を行うこととされております。

また、ワクチン接種は強制されるものではなく、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくこととなります。

接種同意の確認につきましては、全てにおいて丁寧に行うとともに、接種の有無による不利

益や差別を受けることがないように、正しい情報発信にも努めてまいります。

○来住一人議員 自治体はこれから、感染対策とワクチン接種の2つの大仕事を担うことになります。

県庁所在地の47市区の9割が、「接種を担う医師、看護師を確保するめどが立っていない」、このように回答している調査もあります。

県内市町村の住民接種に向けた体制はどのようになるのか、部長の報告をお願いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村におきましては、現在、地元医師会や医療機関等と調整しながら、集団接種や個別の医療機関での接種など、地域の実情に応じた接種体制づくりに取り組んでいるところです。また、接種のスケジュールや接種会場の問合せ等に応じるコールセンターの開設も、順次進められております。

ワクチンの供給につきましては、4月から開始する高齢者分の配分見通しが、国から一部示されておりますが、全体を含め不明な点が多いため、住民接種の接種計画の策定が進まないなどの課題があります。

県では、ワクチン供給について、市町村への配分見通しを迅速に示すことをはじめ、市町村の接種体制確保のために、進捗状況の把握や、必要な協力・支援を行ってまいります。

○来住一人議員 ワクチンの供給がまだしっかり定まっていないようで、大変御苦労されると思いますけれども、よろしく願いしておきたいと思います。

コロナ危機は、県民に多大な困難をもたらしております。中でも、零細業者の皆さんの経営と暮らしは深刻です。現在、税の申告時期であ

りますが、昨年、国税と地方税の徴収猶予の制度を利用された方がおられます。令和2年度は、売上げが大きく落ち込んで、所得税や地方税の申告額も落ち込むと思われま。しかし、所得税は非課税に落ち込んでも、消費税は課税されます。昨年、猶予を受けていた方は、今年2年分の納税が迫ってくるわけでありま。

納税の猶予の延長と税の軽減を政府に求めるべきだと思いますけど、部長の答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 徴収猶予の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少し、納税が困難な個人や企業を対象としまして、手続等を大幅に緩和した上で、納期限から最長1年間、納税を猶予する制度として設けられたところであります。この特例は、令和3年2月1日で申請の受付が終了したところであり、今回の税制改正でも、その延長が議論されたようですが、結果として、この特例制度の延長は見送られたと承知しております。

県としましては、国からも既存の猶予制度を柔軟かつ適切に運用するよう通知があったところであり、引き続き、納税困難な方から相談があった際は、丁寧に実情をお聞きし、対応してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 持続化給付金など、幾つかの助成制度がありますが、これらを利用できた人も、また、売上げが落ち込み、基準に届いていないなど、これの制度を利用できなかった人も、皆さん深刻で、納めるべき税を別に用意できている人などなく、毎日毎日をまさに食いつないでいる状況であると思いま。

税の滞納の原因が、コロナ危機によるものであることなどが明らかになっているものについ

ては、滞納処分の執行を停止する考えはないか、部長の答弁を求めたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 地方税法上、滞納処分の執行停止は、滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなど、一定の要件に該当する場合にできることになっております。

納税困難な方から相談があった場合は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものはもとより、実情を十分伺った上で、納税者に寄り添った対応をしております。

○来住一人議員 とりわけ、コロナにより零細業者が倒産に追い込まれたり、廃業に追い込まれたりすることがないように、今お話ししましたように、この時期、税の新たな荷がかかってくるわけですから、ぜひ県を挙げてお願いしておきたいと思います。

コロナ危機の下での経済対策の決め手の一つが消費税の減税である、我が党はこのように主張をしております。今回の参議院長野補選においても、野党間の合意になっております。

知事に改めてお聞きしますが、コロナ対策からも、また景気・経済対策からも、消費税引下げが重要だと考えますが、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 消費税は、税収の規模が大きく、比較的安定しておりますことから、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持するとともに、新型コロナウイルス感染症への様々な対策を進めていく上からも、極めて重要な基幹税目であると考えております。

一般論としては、消費税率の引下げも、経済対策における選択肢の一つと認識しておりますが、国と地方の財政状況がますます厳しさを増

しておりますことから、仮に、国において税率引下げの議論が行われるような場合には、社会経済情勢を見据えつつ、財源確保がしっかりと図られるよう、慎重に検討していただきたいと考えております。

○来住一人議員 政府は、消費税は社会保障財源のために必要だと、このように述べてまいりました。もともと、社会保障のためとして、年金生活者や障がい者などにも税を求めると、私はこれは本末転倒だと思います。

また、消費税創設から33年経過しました。この間に、消費税の税収は447兆円、大企業を中心に、法人3税の減収額が326兆円、所得税等の減収が287兆円、そっくりこれらの減収分の穴埋めになったと、このように言うことができます。

社会保障のためと、このように言ってきましたけど、実際に社会保障がよくなったか、そういう社会保障があるかということ、そうではないと思います。さきの22日に、大阪地裁が、生活保護基準額の引下げは憲法違反だと判断を下したように、頼みの綱である生活保護額を引き下げてきました。新年度の予算を見ますと、社会保障の自然増を1,300億円削減し、年金は0.1%引き下げます。後期高齢者医療の窓口負担は1割から2割に、2倍に引き上げる法案が現在の国会に提出されております。このように、いいところは何にもない。

関連して申し上げますけど、コロナで国民が苦しんでいるのに、日本の大富豪30数人の資産は、最近の10か月で12兆円から22兆円になりました。株の売買で納める税金は、この人たちは20%です。コロナ対策のはずの第3次補正に、3,867億円の防衛費が計上されておりますが、そのほとんどは潜水艦や地对空誘導弾などです。新年度予算では、専守防衛から180度逸脱

して、敵基地攻撃能力の保有に踏み出します。税の集め方、使い方を抜本的に改めるべきだと、このように考えるところであります。

次に、コロナ禍の中で、多くの方々が仕事を失い、収入を絶たれました。このような下で、最後の頼りが生活保護であります。

最近、政府も、生活保護は権利だと言い始めました。菅首相も、「最後のセーフティーネット」と、このように言っております。

一方、保護を申請する国民の側は、「自分のことは自分で」という自助が押しつけられております。ですから、生活保護を申請することを権利と思っている人は本当に少数。施しを受ける、このように受け取っている方がいて、本当に惨めな思いを抱く人が大部分だと思います。

惨めな思いをしている上に、申請の壁となっているのが扶養照会であります。扶養義務の範囲が、日本の場合は三親等の曾祖父母などまで入りますが、イギリス、フランスなどでは一親等、これでも配偶者と未成年の子供だけであります。

先般、参議院予算委員会で、我が党の小池書記局長が取り上げたとき、田村厚労大臣は、「扶養照会は義務ではありません」という答弁を3回繰り返しました。

この扶養照会について、県の基本的な対応をお聞きしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち、一定の方の存否を確認するという事などを定めた国の実施要領等の規定に基づき、扶養照会を行っております。

具体的には、まず申請者からの聞き取りによって、扶養義務の履行が期待できる者について調査を行い、次に、扶養義務の履行が期待で

きる者に対して、経済的支援だけでなく、申請者と交流を継続するなどの精神的支援の可否について、照会を行っているところであります。

なお、扶養義務者であっても、おおむね70歳以上の高齢者や、一定期間交流がない方などは、扶養義務の履行が期待できない者として、照会を行っておりません。

○来住一人議員 私も、生活保護申請の前の段階の相談に立ち会ったことは何回もあります。一言で言うなら、相談者の全てを聞き出して、その人の生活を丸裸にするというものです。

ここ1年はよく分かりませんが、このように裸にされた上に、扶養照会です。生活保護を申請したことが親兄弟に知られるということが、本人にとってどのようなものであるか、これは容易に想像がつくと思っております。

申請者・相談者にこのような惨めな思い、残念な思いをさせて福祉と言えるのか。私は言えないと思っておりますし、私は、根本的にこの制度は間違っていると思っております。

私が市議会議員時代に質問で取り上げたことがありましたが、扶養照会した人の中で、実際に金銭的援助をした人は何%かと――1%台です。今回の参議院予算委員会でも1%台でありました。兄弟姉妹、祖父母などからの支援は、まずないと思っております。コロナ禍の今こそ、生活保護を受給してもらい、自立への道を準備してもらいたいと思っております。

扶養照会があるために、申請をためらう方がおられます。私は、これを本当にやめるべきだと思いますけど、改めて部長の見解を求めておきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 生活保護法第4条第2項では、「民法に定める扶養義務者の扶養は、この法律による保護に優先して行われ

るものとする。」という基本原理が定められておりまして、これを踏まえた国の実施要領等に基づき、県では、先ほどお答えしたように、扶養照会を行っているところであります。

県としては、今後とも関係法令等に従いながら、生活保護制度を適切に運用するとともに、個々の要保護者に寄り添い、丁寧な対応が行われるように努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 改めて部長にお願いしておきたいと思います。私は、扶養照会は少なくとも、まず申請者の了解——申請者によっては、この人には照会していいけど、この人には照会してくれるなとか、人間ですから、いろいろなつながりがありますから。ですから、当然その人からしてみれば、いや、この人には照会していいですよ、しかし、兄弟のこの弟だけには言うてくれるなとか、いろいろあると思います。ですから、必ずその申請者の承諾が必要だということ。それからもう1つは、現実には、その扶養義務者がそれに応えてくれる、そういう資力があるのか、力があるのかということなどが条件になると思いますので、ぜひそこは考えていただきたい。そして、まさに生活保護法の第1条のところを守られるように、お願いしておきたいと思います。

次に、未成年後見人支援事業が新年度の予算に計上されました。予算額は決して大きなものではありませんけど、本当に喜ばしいことだと考えます。

県弁護士会の皆さんが、昨年、部長などと懇談をされて、実現したものだと思います。この事業の内容とその周知について、部長の答弁を求めたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 未成年後見人

につきましては、親権を行う者がいない未成年者の財産管理や契約等の法律行為を行うなど、子供の権利擁護を図る上で重要な役割を担っております。

今議会でもお願いをしております、未成年後見人支援事業につきましては、保護者の死亡や行方不明などで社会的養護が必要な児童を対象に、児童相談所長等が、未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求した際、後見人となった弁護士などの専門職の活動に要する報酬等の全部または一部を補助するものであります。

県としましては、県弁護士会や県社会福祉士会等の関係団体に周知を行うなど、連携を図りながら、事業の適切な実施に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 では最後に、環境行政について質問をいたします。

先日、私は前屋敷議員と、串間市本城の太陽光発電所を、施工業者の方の案内で調査してまいりました。約6.5ヘクタールの山林が切り開かれて、太陽光発電所が建設され、既に売電されておりました。ただ、施設の下に田んぼの用排水溝がありまして、その用排水溝の施設側が崩れておりました。また、隣接する山には直接、雨水が流れ込んで、山が大きく崩壊しておりまして、この施設の下流のほうには4戸の民家があるようであります。

大雨が降るたびに、住民の方は心配ですから、施工業者の方に電話をされるそうで、業者の方は、そのたびに宮崎から駆けつけるということであります。

まず、部長にお聞きしたいと思います。串間市本城の太陽光発電所に関する林地開発許可の申請が提出されているわけですけど、その概要についてお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 個別の林地開発許可申請の内容につきましては、差し控えさせていただきますが、県の林地開発許可制度取扱要綱では、申請に当たりましては、開発に係る面積や開発行為の目的、期間などを記載した申請書に、位置図と、開発に係る主要施設や工種などの事業の概要等を記載した資料などを添付することとなっております。

○来住一人議員 もう1つ聞きます。

昨年3月30日に、この開発行為の期間が切れました。期限がそこまででした。それで、当然3月30日に、開発行為の期間の延長申請がなされておりますけど、この時点でどのような工事が残されていたのか、お聞きしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 先ほど申し上げましたとおり、個別の案件についての具体的な内容につきましては、お答えを差し控えさせていただきますと思います。

○来住一人議員 個別案件だから明らかにできないということではありますが、その是非を議論する時間がないので、今日はいたしません。

私ども党県議団の調べでは、発電所工事の発注者は、東京都中央区にある新東実業株式会社で、受注者は、宮崎市にあります株式会社ダイニを中心とした共同企業体であります。発電所の場所は、串間市本城字上代田でありまして、面積は、先ほど言いましたように、約6.5ヘクタールであります。

問題となるのは、発電用パネルの設置を優先して——パネル設置は他の業者が行ったわけですが——そのために、開発期限の段階では、のり面の補修と排水施設の整備が残っていたものです。ところが、売電が始まりますと、昨年5

月、施工業者は現場から立ち退きを通知されて、立ち退きを余儀なくされました。工事の出来高で支払って立ち退きを通知するならば、これはまだ理解できますけど、相当の額が未払いのままが現実であります。工事代については、現在係争中でありまして、いずれ解決がつくと思えます。

なお、開発行為期間の延長は、1回目が昨年9月末まで、そして、今年の9月までが2回目の延長となっております。私どもが現場に行ったのは、2月19日の時点でありました。この時点では工事はされておらず、むしろ昨年の大雨などで、のり面が崩壊するなど、拡大している状況でありました。

私どもが問題にしているのは、売電ができるようになると、多額の工事代を払わず、現場から追い出す、こうした業者が本当に地域の住民と環境を守るのか。そのようなことにはならないと、このように思います。これからも、林地開発は県内で続くと思われまますので、注意を喚起しておきたいと思えます。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分再開

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自民党の佐藤雅洋です。

お疲れの出る時間帯でありますけれども、よ

ろしくお願いいたします。

実は本日、私、55歳になりました。(拍手)
ありがとうございます。

日本の武士であり、官僚、そして日本資本主義の父と言われた渋沢栄一の言葉に、「一人一人に天の使命があり、その天命を楽しんで生きることが、生きていく上で大事である」とあります。私も、課せられた使命であります中山間地域の振興について、使命感を持って質問を進めてまいります。

河野知事は就任して10年、常々、本県の一番の課題は人口減少問題にあると言われております。それはすなわち、本県の大部分を占め、人口減少著しい中山間地域の問題でもありますし、我が国全体の問題でもあります。その中山間地域の将来像について伺います。

御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会に大きな影響を与えており、経済合理性だけを追求した社会は脆弱であることが、多くの人々に認識され、ポストコロナ時代に向けて、デジタル社会への変革と併せ、行き過ぎた一極集中を是正し、自律分散・多極型の経済社会の再構築が求められていると言われております。

ここで皆さんに、フォレストピア宮崎構想について思い起こしていただきたいと思っております。

本構想は、21世紀における森林化社会の到来を予兆し、当時の松形知事が提唱されたもので、県北の5町村をモデル圏域に指定し、いわゆる森林理想郷の実現に向けた意欲的な取組が進められました。これにより、地域おこしのリーダーとなる人材の育成や、地域資源を生かした特産品づくり、全国初の県立中高一貫校など様々な取組が行われ、現在のユネスコエコパークや世界農業遺産の基盤へとつながってき

たものと思います。

このような経緯を踏まえると、ポストコロナの時代においては、中山間地域に多大な可能性があると考えますが、中山間地域の将来像をどのように描こうと考えておられるのか、ポストコロナへの挑戦を目指すべき姿に挙げている知事に伺います。

あわせて、2月10日に日之影中学校に、「白熱教室」と銘打って知事に来校していただき、意見交換等を行っていただきました。地元では、生徒・保護者ともに大変好評で、貴重な経験になったと考えます。卒業生の一人としても感謝申し上げます。ありがとうございました。

世界農業遺産、ユネスコエコパークに認定されている日之影町の子供たち、地域の将来のリーダーになり得る生徒たちに、知事は、この白熱教室を通して、どのようなことを伝え、どのようなことを感じたのか、お聞かせください。

次に、コロナ禍の中、森林回帰、農村回帰と、自然環境の大切さが見直されています。日本一の森林県である宮崎県のよさも見直されていると考えます。県民共有の財産である豊かな森林が、今このようにあるのは、多くの先人のおかげであります。感謝の気持ちを忘れることなく、これからは、今を生きる私たちが、後世の人々のため、後に続く人々のために、豊かな森林、緑あふれる山々を残していく義務があり、守り育てる責任があります。私は、市町村が主体となる森林経営管理制度が、その重要な鍵の一つとなると考えており、昨年9月、一般質問において、県の支援センター設置など、市町村支援充実を提案いたしました。今議会提案の当初予算案には、森林経営管理市町村支援事業が盛り込まれており、また、森林管理推進室

の新設も発表されたところであります。来年度の県の市町村支援の充実に大変期待をするものであります。

そこで、森林経営管理制度の推進に向け、市町村支援に、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いします。

私の地元である高千穂郷、椎葉山地域は、美しい景観や伝統的な農林業などが、次世代に受け継がれるべき世界的なモデルとして評価された世界農業遺産です。これまで、知事を先頭に、県をはじめ関係機関・団体、大学などの支援もいただきながら、神楽などの伝統文化の保存や、地域の魅力を県内外の皆様にお伝えする活動などに、地域住民を中心に取り組んできました。その結果、地域の活性化や郷土愛の醸成につながっており、私は成果が出てきたと評価しているところであります。

しかし、認定から5年の節目を迎えた現在、次のステージに進むための課題も見えてきたのではないかと感じています。

改めて、世界農業遺産の認定を活用した取組を今後どのように進めるのか、農政水産部長にお伺いします。

さらに、中山間地域の安全・安心を支えるとともに、人と人の絆、つながりを守る消防団についてお伺いします。

濱砂議員の代表質問で、県内消防団の現状についての質問があり、危機管理統括監から、本県消防団員は減少し、高齢化が進んでいるとの答弁がありました。最近、山火事や原野火災が多発しており、実は先週、私もいまだ消防団員でありますので、山火事現場に出動し、ジェットシューターを背負い、消火活動を行ったばかりであります。

消防団員の減少や高齢化が進んでいること

は、大規模災害発生時の機動力等を考えますと、私自身、かねてより憂慮すべきことと考えております。このため、消防団員の高齢化を抑えるには、若手消防団員の加入を増やすだけでなく、団員が、職場や家族の理解を得ながら、長期間にわたり在団して活動を継続していくことも必要です。また、近年の大規模化、複雑化する災害に対応するために、消防団員OBの豊富な経験を生かすことも重要であると考えております。

令和元年9月議会の一般質問では、若手消防団員の加入促進の必要性や、消防団員OBの活動に対する支援について質問をさせていただきましたが、本日は、本県における若手消防団員の確保、消防団員の活動継続及び消防団員OBの活用のための取組について、危機管理統括監にお伺いします。

以上で壇上での質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 答えします。

まず、中山間地域の将来像についてであります。

中山間地域は、急激な人口減少に直面し、産業の担い手不足はもとより、日常生活に必要な集落機能の維持・確保が大きな課題となっております。

一方で、棚田など自然と共生した生活の営みや、人情味豊かなコミュニティー、神楽などの地域に根づいた文化、歴史等が受け継がれておりまして、これらは先人から引き継がれてきた大切な宝であると考えております。また、御指摘のように、こういったところが、世界農業遺産ということで、世界からも高く評価を受けたところであります。

私は、このような中山間地域のありようが、ポストコロナ社会において、地方への人の流れを引き寄せる大きな魅力となるものと考えております。

現在、県では、中山間地域振興計画に基づき、「ひと」「くらし」「なりわい」の3つの柱を重点として、産業の振興や生活環境の整備等に取り組んでおります。特に、地域の将来を考える上では、若者や移住希望者が、「この地域で暮らし、働き、子供を産み育てたい」と希望を持ってくれるような、魅力ある地域と雇用の受皿を作ることが、何よりも大切だと考えております。そのための取組を、市町村や地域の皆様と一体となって、創意工夫をしながら全力で進めてまいりたいと考えております。

次に、「知事の白熱教室」についてであります。

2月10日に実施した「知事の白熱教室」では、日之影中学校の2年生25名と、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」をテーマにして、意見交換をさせていただきました。ちょうどこの日、中学2年生の立志式に合わせて行われたものでありまして、多くの保護者などが見守る中で、生徒の皆さんが、職場体験で学んだことを、自分たちで制作した動画を放送しながら発表してくれたわけではありますが、タブレットをそれぞれ発表者が次々手渡すなどして、堂々とプレゼンする姿に、大いに感心したところでもあります。

その後、日之影には美しい自然があることや、食の魅力など、さらには人と人とのつながりが強く息づいていることなどを例に、「心のゆたかさ」について意見交換を行ったところでもあります。

私からは、子供たちに2つの点を、特にこれ

からお願いしたところであります。1つは、ふるさとに誇りを持ち、そのすばらしさを語ることでできる人になってほしいということ。2つ目としましては、これからの急速な時代の変化にもしっかりと立ち向かっていくことができる人材に育ってほしいということをお伝えしたところであります。

14～15歳、そのくらいの子供たちに、どれくらいのもを受け止めていただけたらという思いがありますが、少しでも印象に残って、いずれ、この日之影の魅力であったり、ふるさとの価値が分かるような、そういう大人になってほしいなという思いであります。

今回、子供たちと直接語り合う中で、郷土を愛し、将来の地域や宮崎を支える気概を持った生徒が着実に育っていることを肌で感じ、大変頼もしく、またうれしく思った次第であります。しっかりとこれからも頑張ってもらいたいと、心から大いにエールを送りたいと思います。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監(藪田 亨君)〔登壇〕 お答えいたします。本県における若手消防団員の確保等についてでございます。

若手消防団員確保のため、これまで、高校生等への加入チラシの配布や、学生消防団活動認証制度の導入などに取り組んできたところでありますけれども、来年度はこれに加え、若手消防団員による意見交換会を開催し、団員確保における課題把握に努めるとともに、大学での出前講座等の取組を実施することといたしております。

また、団員の活動継続のためには、団員の方々の士気高揚を図るとともに、家族や職場の理解と協力を得ることが大変重要でありますので、団員の功労や勤続年数等に応じた表彰のほ

か、団員を支える家族や協力事業所等への表彰を行ってきております。

また、頻発する大規模災害への対応力強化のため、消防団員OBの知識・経験を生かした大規模災害団員制度の導入検討を市町村に促すこととし、先進団体の情報提供やアドバイザーの派遣を実施してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（佐野詔藏君）〔登壇〕 お答えいたします。森林経営管理制度についてであります。

議員御指摘のとおり、この制度の中心的役割を担います市町村の機能強化は大変重要でありますので、県ではこれまで、市町村に対する制度説明会や研修会の開催、モデル事業の実施などの支援に取り組んできたところであります。

来年度からは、さらにこれらに加えて、市町村支援業務を行う支援センターを外部委託により設置し、アドバイザーによる相談対応や技術指導、研修会の実施、広報活動等の支援を行いますとともに、4月の組織改正により、部内に「森林管理推進室」を新設し、支援センターとその連携によりまして、進捗管理等の統括的業務を行うなど、市町村への支援体制等の充実を図ることとしたところであります。

今後とも、市町村の状況等を踏まえながら、国、関係団体とも連携し、円滑な森林経営管理制度の推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（大久津 浩君）〔登壇〕 お答えします。世界農業遺産の認定を活用した今後の取組についてであります。

県ではこれまで、認定を契機とした地域活性化や、郷土愛の醸成につながる取組等を支援しており、地元企業が昨年12月に、地域特産品を

使った「五國豊饒」という新たな特産品ブランドを誕生させるなど、地域活動の輪が広がっている中で、コロナ禍において様々な活動が制約されているところでございます。

このため、最近の田園回帰志向をチャンスと捉え、オンラインツアー等の積極的な情報発信を行いますとともに、企業と共同した棚田の保全活動など、新たな関係人口を創出し、人を呼び込み、将来的な移住につなげる取組等を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、地元5町村や関係団体と連携しながら、地域住民の方々にとりまして、元気で誇りの持てる中山間地域のモデルとなるよう、世界農業遺産地域の活性化を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 河野知事、藪田危機管理統括監、佐野部長、大久津部長、ありがとうございました。

全ての取組がさらにステップアップし、真に中山間地域の活性化につながるよう発展することに、大いに期待をしたいと思います。

今、農山村の人口減少は急速に進んでおり、生産基盤の弱体化や地域活力の低下が大きな課題となっています。

一方で、私の地元には、雄大な山々と調和した棚田に代表される、美しい景観や伝統、文化など、農山村ならではの魅力があると思います。このような棚田地域の持続的な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的として、令和元年に棚田地域振興法が施行されました。昨年の2月議会でも、この件について質問させていただき、指定棚田地域となることのメリットや、今後の取組について答弁をいただきました。また、今年の1月には、棚田地域活性化策の一つとして、県では「ひなたの棚田遺

産」の認定を行っております。

そこで、指定棚田地域の現状と「ひなたの棚田遺産」の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 現在、県内では、13市町村の21地域が国から指定棚田地域に指定されまして、例えば、西臼杵3町では、中山間地域等直接支払制度で、10アール当たり1万円の加算措置によりまして、通常よりも5,400万円増額され、棚田の保全活動が充実してきております。また、日向市の県営圃場整備事業では、同じく地域指定によりまして、国庫補助率かさ上げの対象となり、地元負担率が5%軽減されております。

さらに本県独自に、県内17の棚田を、次世代に引き継ぐ「ひなたの棚田遺産」として新たに認定をしたところをごさいますして、ホームページや棚田カードの作成等により、美しい景観や棚田を守る活動、さらには伝統文化の継承などの取組を広く情報発信してまいります。

今後とも関係市町村と連携しながら、棚田の持つ魅力等を活用し、関係人口の拡大や地域活性化につながる取組を推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 私の地元でも、「ひなたの棚田遺産」認定を喜ぶ声が多く聞こえています。地域住民が誇りを持って棚田を守っていただけるよう取り組んでいただいていることに感謝するとともに、さらなる支援をお願いしたいと思います。

次は、農山村の魅力向上に欠かせない対策について伺いたいと思います。

先ほどの答弁では、移住につながる関係人口の創出を目指すべきとのことでしたが、私は、移住者を中山間地域に呼び込むには、生活環境が整っていることが絶対条件であると思ってい

ます。中でも、私の地元などからは、営農用水や生活用水が不足していることから、安定した水の供給を求める切実な声を多く聞いています。

そこで、中山間地域における営農用水や生活用水を確保するための施設整備の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 中山間地域は、食料の安定供給はもとより、国土保全など多面的・公益的機能を有する重要な地域でございますが、平地に比べ、総じて農業生産活動や定住等の条件は厳しいものがあるものと認識しております。

このため、中山間地域総合整備事業によりまして、圃場や用排水路、農道等の生産基盤の整備と併せ、営農や生活用水を供給するための営農飲雑用水等の生活環境の整備も行っているところをごさいますして、これまでに35地区が完了し、現在6地区で実施しております。

事業の実施に当たりましては、中山間地域を守り、暮らし続けておられる住民の方々の定住と、さらなる地域活性化に向け、市町村や土地改良区等々の関係機関としっかり連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 次に、農畜産物の物流対策について伺います。

県は、第八次の農業・農村振興長期計画を今議会に提案されておりますが、来年度からスタートするこの計画では、物流改革への将来像が大きく捉えられており、計画の目玉の一つであると伺っています。

私の住む中山間地域では、特に、運送業界の人手不足や集出荷場の労働力不足などを目の当たりにしており、宮崎の農産物を安定的に輸送

できるよう、物流対策に取り組むことの重要性を身にしみて感じているところであります。

そこで、第八次長期計画において、農畜産物の物流改革への取組をどのように進めるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 大消費地から遠い本県にとりまして、物流は本県農業の生命線であり、近年のトラックドライバー不足に加え、令和6年度からは、時間外労働の上限規制が適用されますことから、まさに待ったなしで物流改革に取り組む必要がございます。

このため、次期長期計画案の重点施策で掲げました「産地とマーケットをつなぐ流通構造の变革」に基づき、令和3年度当初予算案におきまして、物流拠点の集約やデジタル技術を活用した効率的な配車など、物流システムの高度化等に向けた「みやざき農の物流革新事業」をお願いしております。

県といたしましては、これらの取組により、持続可能で効率的な物流体制の実現を目指し、魅力ある宮崎の農畜産物を消費者の皆様にしつかりと届けられるよう、努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 物流改革が着実に進み、本県農業の持続的な発展につながるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、県内の周辺環境保護のためにはなくてはならない、内水面漁業について伺います。

本県は、大小多くの河川を有し、そこで育まれる豊かな内水面資源は、内水面漁業関係者ばかりでなく、広く県民や観光客などの来県者にも親しまれています。

そのような中で、内水面漁協におかれては、漁業権の免許を受け、内水面資源の保護、増殖を図るための様々な取組を行っておられます。

そこで、県内の内水面及び五ヶ瀬川水系の漁業の現況、県の内水面漁業の振興に向けた取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県内には40の内水面漁協があり、令和元年の組合員数は7,610人、漁獲量はアユなど46.6トンで、このうち五ヶ瀬川水系4漁協の組合員数は434人、漁獲量は3.4トンでございます。

また、過去10年間で、県全体及び五ヶ瀬川水系のいずれも、組合員数は約3割、漁獲量は約6割の減少となっております。

県といたしましては、こうした内水面漁業の厳しい環境を踏まえまして、平成29年に策定しました内水面漁業活性化計画に基づき、アユ等の種苗放流や、魚道改修等による生態系保全等に取り組んでいるところでございます。

また、令和元年度からは、カワウの生息状況調査や効果的な被害対策等にも取り組み始めたところでございます。

今後とも関係者や関係機関と連携しまして、本計画に基づく取組を強化しながら、内水面漁業の振興を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 組合員の高齢化や減少などにより、漁協の維持も大変厳しい状況になってきていると思われまます。私の地元の五ヶ瀬川水系では、内水面資源を、4つの漁協から成る「共有漁業権管理委員会」において管理しておりますが、一昨年、そのうちの1漁協が脱退する事態が生じております。県でも、この事態の收拾に向けて御努力いただいたとのことですが、いまだ状況は変わっていないと聞いています。

このように、それぞれの漁協がいろいろな問題を抱えているところですが、県におかれましても、各漁協にしっかりと足を運んで声を聞いていただき、その地域性に合った適切・丁寧な

指導と助言を行いながら、本県内水面漁業の振興に今後とも御尽力いただきたいと思っております。

次は、移住者対策について伺います。

コロナ感染拡大により、地方回帰への関心が高まる中、本県への移住者対策も重要になってまいります。移住者定着には、生活の基盤となる住まいが必要です。不動産業が介入しない中山間地域では、空き家はあるものの、移住者向けに提供できる空き家は不足していると聞きます。

本県移住が注目される今、都市部からの移住者を取り込むため、中山間地域における空き家の利活用についてはどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では今年度、空き家所有者等に対するアンケートを行いました。活用に係る一番の課題は、改修の必要性ということでもあります。

このため、今議会でお預りしております来年度の新規事業では、移住者向けの空き家改修支援を行う市町村への補助額を上限20万円から80万円に引き上げるとともに、新たに、市町村が空き家を借り上げて公営住宅として貸し出す場合や、遊休施設をリモートワークの拠点などとして活用する場合に必要な改修費に対する支援を実施することとしております。

今後とも、市町村と十分な連携を図りながら、中山間地域の空き家の利活用を促進する中で、地方回帰の流れをしっかりと取り込んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 次に、「みやざきの神楽サポーター制度」についてお伺いします。

宮崎県が誇る伝統文化である神楽は、地域の人々同士のつながりを維持するとともに、観光の素材としても活用できる、中山間地域振興を

図る上で非常に有効な資源であると考えます。しかしながら、神楽が舞える地域はどんどん減っており、維持していくことが大変になってきております。

西臼杵地域でも、地域で関わる人の数が減って、三十三番の夜神楽が舞えずに、昼間に日神楽を数番舞うのが精いっぱい地域が出てきております。

このような中で、県では、従業員が神楽の練習をするために休暇を取って地域に帰ることを奨励したり、ボランティア活動として神楽の準備を手伝うなど、神楽の継承を支援する企業をサポーターとして認定する「みやざきの神楽サポーター制度」を創設されましたが、この制度の狙いと今後の展開について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県では、中山間地域を中心に200以上の神楽が人々の暮らしに根づき、地域活力の維持に重要な役割を果たしておりますが、少子高齢化や人口減少の進行により、地域の方々だけで継承していくことが困難となりつつあります。

このため、県内外を問わず、企業や団体、大学にも幅広く神楽を支えていただくことを狙いとして、神楽の継承を支援する企業等を県が認定する、「みやざきの神楽サポーター制度」を創設したところでありまして、認定企業等につきましては、その活動を積極的に情報発信していくこととしております。

今月中にも1回目の認定を行う予定にしておりまして、今後、支援の輪を大きく広げながら、みんなで神楽という本県の大切な伝統文化を守り、生かしていくことによって、持続可能な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 コロナ禍において、スキーなどのアウトドアアクティビティーが注目を集めています。県内にも、日本最南端スキー場との大きな冠を持った五ヶ瀬ハイランドスキー場があります。

五ヶ瀬町は、1,200メートルから1,600メートル級の山々が連なり、阿蘇の眺望もすばらしいところです。夏の平均気温は青森市と同じぐらい、冬の平均気温は仙台市とほぼ同じです。平均最低気温は何と札幌市並みで、東北、北海道に並ぶ寒冷地である五ヶ瀬町の冬。町民はそれだけ生活環境の厳しい中、寒さ、雪、凍結と悪戦苦闘しながら暮らしています。

このような環境だからこそ、スキー場が造られたわけですが、何かよい、国や県の特別な寒冷地等支援策は見当たらないものかと考えているのは、私だけではないと思います。

今シーズンのスキー場オープンセレモニーには、永山副知事とともに出席をさせていただきましたが、テープカットは吹雪の中、行われました。式典後、副知事の、吹雪も物ともせず颯爽とスキーを滑られる姿を拝見して、その何かを持っておられるなと思いました。

本日は、はるばる五ヶ瀬町から、お礼も含めて、甲斐議長をはじめ議員、職員の方々がおいでであります。そこで、永山副知事に、五ヶ瀬ハイランドスキー場を視察された感想についてお伺いします。

○副知事(永山寛理君) 御指名ありがとうございます。

副知事就任後、県内各地へ訪問させていただいておりますけれども、五ヶ瀬ハイランドスキー場は、議員御指摘のとおり、日本最南端の天然スキー場でございます。かつ、私も着任後から、ユーチューブで何度も、恋愛仕立ての

ストーリーで有名な南ちゃんのCMを、何番か涙を流しながら拝見し、早くスキー場に行きたいという思いを強くしたところでございます。

そのような折、五ヶ瀬町から、佐藤議員共々12月25日のオープンセレモニーに招待いただきまして、初めて訪問いたしました。南国宮崎とは思えない見渡す限りの銀世界、その美しさにただただ圧倒され、感動した次第でございます。

私も実際にスキーで滑らせていただきましたが、以前滑った北海道の雪を思わせるような、ふわふわふかふかのパウダースノーで、ゲレンデのコンディションが非常によく、そして周りには、オープンを心待ちにしていた多くのスキーヤー、スノーボーダーが本当に幸せそうに滑っておられるのを見て、「ああすばらしいすてきなスキー場だな、また訪ねてみたい、そしてもっと魅力をアピールしたい」という思いを強くしたところでございます。

残念ながら、今シーズンは新型コロナの影響で、来客者数が大幅に減少してございますが、3月7日の最終日まであと1週間ございます。ここでアピールをして、ぜひ誘客に努めていきたいと思っております。

コロナ対策はもちろん万全でございます。レストランをはじめ、かなり徹底して原田町長(社長)もやっていただいております。それを聞いた内田議員からは、「もう愛称をコロナハイランドスキー場にしたらどうか」というような貴重な御提案をいただいております。このようなキャッチフレーズの重要性を、原田町長共々感謝申し上げたところでございます。

この五ヶ瀬ハイランドスキー場でございますが、サーフィンなど南国のイメージの強い宮崎におきまして、ウインタースポーツが楽しめる

る、大変貴重な観光資源でございます。

県といたしましては、五ヶ瀬町としっかり連携しながら、またGパークやワイナリーといった貴重な、魅力ある地域資源のアピールも併せて、今後の誘客にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ぜひとも南国の雪国五ヶ瀬町へのよい支援策をよろしく願いいたします。

次に、旧高千穂鉄道沿線の地域振興などについて伺います。

今議会において、平成20年に設置された宮崎県高千穂鉄道施設整理基金について、一定の役割は終えたとして、同基金を廃止する条例が提案されております。しかし、「一部分の役割は確かに終えた。だが、一番大事な真の役割は果たしていない」との声もあります。この基金が設置された際の目的、背景、基金充当実績、役割に関する評価などが大変重要であり、沿線協議会については、新たな形での継続も今後必要だと考えます。

そのような中で、高千穂鉄道施設整理基金の目的とこれまでの経緯について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 高千穂線鉄道施設整理基金は、延岡市、高千穂町及び日之影町が、高千穂鉄道株式会社から寄附を受けた鉄道施設のうち、不要施設の撤去費用の財源を安定的に確保するため、平成20年12月に条例を制定し、設置したものであります。

その後、条例等に基づき設置した運営協議会におきまして、撤去費用やスケジュールを含めた詳細な撤去計画を平成23年2月に策定し、10年間にわたり基金を積み立てるとともに、地元

の御要望を踏まえた計画の見直しも行いながら、不要施設を撤去してまいったところであり

ます。

今年度をもちまして不要施設の撤去が全て完了したため、運営協議会で丁寧な協議・調整を行いました結果、今年度末に条例を廃止し、基金の残金については、来年度中に清算を行うこととしております。

○佐藤雅洋議員 この基金が、高千穂鉄道の不要施設の撤去等に係る事業実施に一部の役割を果たしたことは分かりました。

2月4日に、ウェブ会議による協議会総会が開かれておりますが、その中で、高千穂町からは、「これから高千穂鉄橋を活用した鉄道公園化を整備予定で、当資産を鉄道遺産として活用することで、高千穂町だけでなく、県北の魅力につながると考える。延岡市と日之影町間の重要文化財に指定された橋梁やその他の施設を生かして、観光振興、地域振興に積極的な取組を行ってまいりたい。未来へつなげる重要な事業であり、今後、宮崎県へも財政的な支援などを、高千穂町として要望する」、日之影町からは、「高千穂町、延岡市と共に、撤去から外した深角橋梁や、重要文化財の指定を受けた綱ノ瀬橋梁や、第三五ヶ瀬川橋梁を有効活用していくため、県の御支援を何らかの形で賜うよう、日之影町として要望する」、延岡市からは、「県北地域の観光振興を考える場合に、高千穂線が残っていればと思うことが度々ある。未来を見据えた高千穂線の活用が、県北の大きな観光の起爆剤になると考えている。高千穂、日之影2町から話があったように、県においても御指導、御支援を賜うよう、延岡市としても要望する」と、3市町共に連携して、県に対しての思いを伝えています。

それに対し、県からは、「県としてどういった支援ができるのか、総合政策部や関係部局で連

携しながら、3市町を応援していく。沿線市町の思いを県としてもしっかりと共有し、必要な支援については検討していきたい。いろいろと御相談いただきたい」とのお答えがあったと聞いております。

そこで、旧高千穂鉄道沿線の市町が連携して、鉄道跡地などを活用した地域振興に取り組むべきと思うが、県の考え方について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 旧高千穂鉄道の跡地につきましては、国の重要文化財指定を受けた橋梁のほか、往時をしのぼせる遺構も複数残されており、高千穂町の鉄道跡地の公園化構想や、日之影町の列車の宿と森林セラピーロードとしての活用など、地域振興に活用できる資源として、様々な可能性があると考えております。

県といたしましては、これらの地域の資源を活用したいという沿線市町の思いを共有しながら、新たな地域振興に向けた準備をすることが大切であると認識しているところであります。

このため、鉄道跡地の活用も含めた広域的な地域振興の在り方につきまして、沿線市町と一緒に検討してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県や関係者のおかげで指定を受けた、高千穂鉄道の綱ノ瀬橋梁や第三五ヶ瀬川橋梁が、国の重要文化財に指定された経緯、及び今後の保存・活用に向けた県の支援について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話のありました旧綱ノ瀬橋梁及び第三五ヶ瀬川橋梁につきましては、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物、いわゆる近代化遺産に関する本県の調査報告を基に、文化庁による現地調査が

行われまして、昨年12月に近代化遺産として、県内で初めて重要文化財の指定に至ったところでもあります。

指定に当たっては、特に当時の最先端のコンクリート工法で造られたことなどが高く評価されたものであります。

今後の保存・活用につきましては、地元自治体を中心となって取り組まれることとなりますが、県としましても、他県における先進事例等についての情報提供や、各種国庫補助事業の活用など、地元市町に対しまして、支援に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 今後、2つの橋梁だけでなく、岩戸川に架かる高千穂鉄橋の重要文化財指定もあると考えますし、五ヶ瀬川沿いにある鉄道遺産全体を観光資源に活用すべきと考えます。

そこで、旧高千穂鉄道跡地等を活用した観光誘客の可能性について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 旧高千穂鉄道の跡地等につきましては、高千穂鉄橋を活用した「あまてらす鉄道」のスーパーカートや、溪谷にある日之影温泉駅の列車の宿など、いずれも人気の高い観光施設となっております。

また今後、九州中央自動車道の開通区間の延伸によりまして、県北地域は本県の北の玄関口として、観光誘客における役割がますます大きくなるものと考えております。

こうした中で、旧高千穂鉄道の2つの橋梁が国の重要文化財に指定されたことや、高千穂町におきます鉄道跡地の公園化構想など、跡地活用の新たな動きは、観光誘客につながるものと、そういう可能性に期待をしているところ

であります。

商工観光労働部といたしましても、観光振興の面から、沿線市町の取組をしっかりとバックアップしてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 次に、新型コロナの影響について伺います。

仕事と子育てに奮闘する御家庭において、新型コロナの影響は大きなものがあります。2人親でも苦勞する中、独り親家庭ではさらに深刻な状況です。もうすぐ春の進学、入学シーズンです。子供たちに、希望のある新しく光に満ちあふれた春を迎えてもらいたい思いは、皆同じです。子供の笑顔は宝であります。独り親でも、コロナで困窮する子育て世帯がなくなることが望みます。

そこで、独り親家庭の支援に向けた取組状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、独り親家庭の生活の安定と向上を図るため、経済的支援や就業支援などの様々な取組を行っておりますが、令和2年度は、児童扶養手当の受給世帯や、新型コロナの影響を受け収入が減少した世帯などに対する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給も進めておまして、1月末現在、県全体で延べ約3万2,000件、約20億円となっております。

新型コロナにより様々な困難を抱えている独り親家庭には、民間ならではの、きめ細やかな支援も重要であると考えておまして、令和3年度において、民間団体から提案を募集し、今後の広がりが期待できるモデル的な取組に対する補助を行う、「協働によるひとり親家庭応援事業」の予算を、今議会でお願ひしております。

このような取組を通じ、支援の充実に努めて

まいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県民の皆さんの御理解と御協力のおかげで、県独自の緊急事態宣言は解除となったわけですが、コロナ禍において、県民を守る保健所の負担はかなり大きなものがあり、対応いただいている職員の皆様に感謝をいたします。

コロナ対応に係る多大な業務により、職員への負担が増え、そのことで保健所機能が低下する事態となつてはなりませんし、緊急時の体制協力が必要だと考えますが、コロナ禍における今後の保健所の体制について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナに関して、患者の行動履歴の確認や濃厚接触者の調査のほか、自宅療養者に対する健康観察など、多大な業務を担っております。

このような中、保健所業務の円滑な実施及び職員の業務負担の軽減を図るため、引き続き、県民からの相談対応や検体搬送の外部委託をはじめ、業務支援を行う会計年度任用職員の任用、さらには、構築した市町村保健師の協力体制も活用することとしております。

今後も新型コロナ対応が想定される中、保健所がその機能を十分に果たせるよう、体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 県内の医療機関のうち、県北の中核機関として重要な役割を担う県立延岡病院。日頃から医療業務に携わる皆様には感謝申し上げますとともに、コロナ禍における現場での御苦勞はいかばかりかと思ひます。

しかし、どのような状況下においても、県北での安定した医療提供は願ひであり、必要不可欠です。特に、コロナ禍における県北の中核医

療機関としての県立延岡病院の現状と、今後の取組について、病院局長にお伺いします。

○病院局長(桑山秀彦君) 県立延岡病院では、新型コロナに対し、地域の医療機関と連携して、機能分担をしながら、重症や中等症患者を中心に、多くの患者を受け入れて治療を行っております。

また一方で、地域の中核医療機関でもありますので、コロナ禍にありましても、救急医療やがん治療など、高度・急性期医療の提供に支障を来すことがないよう、全力で取り組んでいるところであります。

本年4月からは、患者を搬送しながらの治療が可能となります、救急車タイプのドクターカーを導入いたします。運行範囲を、西臼杵地区を含め広範囲に拡大することで、県北地域の救急医療の一層の充実に寄与するものと考えております。

今後とも、県北地域の皆様が安心できる医療を提供できますよう、病院の機能充実に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 県内各地の各学校でも、コロナ禍にあつて様々な影響を受けていると考えます。

顔の大部分を覆うマスクにより、先生も子供たちも、お互いに表情が読み取れない。喜怒哀楽が伝わりにくいようです。唯一のマスクを外せる給食では、会話なしの「黙食」です。子供ならではの生き生きとした生活に対して、これまでになかった新たな生活様式の取り入れ、それゆえの子供たちの精神的な面からのサポートと、これまでと変わらない教育内容の維持。未来ある子供たちを預かる側として、細心の注意を払う必要があります。

そのような状況の中で、各学校ではどのよう

な対応をしているのか、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 各学校においては、机、椅子、ドアの取っ手などの消毒を行うとともに、換気や手洗いの励行など、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、徹底した対策がなされております。

また、教師も児童生徒も、感染防止のためマスクをしておりますが、このことがお互いの表情を捉えにくくしているといった課題もありますので、コミュニケーションを図ることが特に必要な場面においては、フェイスシールドやアクリル板を活用している学校もあります。

さらに、文化発表会等の行事では、活動の様子をオンラインで動画配信し、各教室で視聴できるようにするなど、制限された中においても児童生徒が活躍できる場を設ける工夫を、各学校で行っているところであります。

○佐藤雅洋議員 日々、教育現場で子供たちを見守っていただいている教育従事者の皆様に感謝をしております。大変な状況は続きますが、引き続きよろしく願いいたします。

次に、道路行政について伺います。

九州中央自動車道は、大規模災害時の「命の道」であることから、今後整備が進んでいくことにより、救急医療支援体制が強化され、搬送時間も短縮、救われる命が増えます。地域経済に大きな恵みを授け、東西物流の振興に寄与します。

さらに、福岡・熊本方面とのアクセス向上により、西の玄関口、西臼杵の入り込み客数も増加し、延岡・日向方面との観光連携強化が進展し、新たな神話街道として、宮崎県の大いなる観光振興が期待されます。

このような中、雲海橋一日之影深角間が平

成30年度に、西臼杵初めての高速道路として開通し、日之影深角－平底間が今年中に開通するというので、地元住民の高速道路への期待がますます高まっています。

そこで、県土整備部長に、九州中央自動車道の県内事業中区間における進捗状況についてお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 九州中央自動車道につきましては、現在、県内3区間で着実に事業が進んでおりまして、まず、日之影深角－平底間については、令和3年内に開通予定となっております。

次に、五ヶ瀬東－高千穂間では、測量及び設計などが進められており、県におきましても、今年度から、西臼杵支庁の用地担当職員を増員し、用地の先行取得を行っております。

また、今年度新規事業化されました蘇陽－五ヶ瀬東間では、昨年11月に、議員にも御出席いただきましたが、五ヶ瀬町で中心くい打ち式を開催したところをごさいますて、現在測量が進められております。

県といたしましては、引き続き五ヶ瀬町及び高千穂町と連携を図りながら、国と一体となって用地取得を推進していくとともに、事業中区間の早期完成はもとより、九州中央自動車道の一日も早い全線開通に向け、今後とも国に対し強く要望してまいります。

○佐藤雅洋議員 先月の5日に、知事と高千穂町長、民間協議会の前県議の緒嶋会長、道づくり女性の会の喜田会長と一緒に、国土交通省道路局の吉岡局長に、ウェブで、九州中央自動車道の早期整備を要望しました。県におかれましては、一日も早い全線開通に向けて、知事を先頭に全力で取り組んでいただくよう、お願いいたします。

次に、その中央道の五ヶ瀬西インターから、大分県と熊本県の両県にまたがる中九州自動車道をつなぐ、県道竹田五ヶ瀬線について伺います。

県道竹田五ヶ瀬線は、途中、「夕日の里フェスタ」で知られる、阿蘇の眺望が美しい桑野内地区の五ヶ瀬ワイナリー前を通り、国道325号の熊本県境のループ橋に抜ける道路であります。高千穂町と五ヶ瀬町とを結ぶ「夢の架け橋」、仮称「波帰之瀬大橋」が計画されるなど、地域にとって大変重要な道路であります。県道竹田五ヶ瀬線の夕塩地区から土生地区の間の道路整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道竹田五ヶ瀬線は、広域的な観光周遊ルートの形成や防災上の観点からも、大変重要な路線と認識しておりまして、議員お尋ねの区間につきましては、現在、3工区でバイパス等の整備を進めているところであります。

このうち、波帰之瀬工区につきましては、五ヶ瀬川に架かる長大橋の橋脚工事に加え、今議会にお願いしております補正予算によりまして、高千穂町側の橋台工事にも着手することとしております。

また、夕塩工区につきましては、地元の御協力をいただき、順調に用地取得が進みましたことから、今年度、一部工事にも着手したところをごさいますて、現在、土生工区も含め7か所で道路改良工事に取り組んでいるところであります。

引き続き、必要な予算の確保に努め、早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

最後の質問です。

先日の田口議員の代表質問で、投票率の向上

についての質問がありました。私は、投票環境整備について伺います。

18歳から選挙権が行使できるようになり、若者の政治への興味も少しずつ上向きになってきたと思われていますが、実際の投票率となると、若年層ほど低く、高齢層ほど高くなっているのが現状です。自分が投票しなくても政治に影響はないなどとの理由も多く聞かれます。

その反面、スウェーデンでは若者の投票率が80%を超えるという数字も出ており、家庭での政治の話題が影響しているというデータがあります。

若者たちの声を政治に反映させることができる社会づくりは重要と考えますが、若者向けの選挙啓発の取組と、投票しやすい環境の整備について、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 各選挙での投票率が低下する中、特に若者の投票率が低い現状にあり、大変憂慮しております。

県では、若者向けの啓発事業として、政治や選挙に関する意見発表会、外部講師による連続講座などに取り組んでおりますが、来年度は、選挙に関心が薄い層をターゲットにした啓発にも取り組みたいと考えております。

投票環境の整備につきましては、宮崎市などで、大学や商業施設に期日前投票所を設置しておりますが、各市町村に対し、若者がより利用しやすい場所への設置を促しているところであります。

若者に対する啓発と投票環境の整備は、どちらも大変重要ですので、市町村などの関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございました。

投票環境が整備され、若者の投票率が向上す

ることを願います。

これで、私の質問は全て終わりました。

最後に、退職をされる皆様へ、一言お礼申し上げます。

県庁入庁以来、長きにわたり宮崎県政発展のために、多くの職員の先頭に立って、多大な御貢献、御苦勞をされたことと存じます。このたびの定年を迎えるに当たり、深く感謝申し上げますとともに、これからの人生がますます素晴らしいものとなりますよう、お祈りいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○徳重忠夫副議長 次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。引き続き、自由民主党の日高利夫であります。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

新型コロナが国内で確認されてから1年以上。この間、これまで誰も経験したことがないコロナ危機を通じて、河野知事をはじめ多くの知事がマスコミに登場しました。これほどまでに各県の知事の言動が注目されることはなかったのではないかと思います。改めて、知事の役割の重要性を認識させることになりました。

危機管理に当たって、副知事や各部課長などの職員が、手順や基準に照らして自ら行動すること、あるいは、知事の指示を受けて対応すること、それ自体は当然の職責であると思いません。

しかしながら、言うまでもなく、知事は県民から直接選ばれている本県のトップであります。リーダーであります。危機に直面すると、

県民は、知事が県民目線で考え、行動しているか、本当に自分に寄り添ってくれているかなどを、直感で、また肌で感じるものだと思います。そうであるからこそ、危機に際して、知事は自らの言葉で、また自らの行動で、県民の生命と経済や暮らしを全力で支えるという志を県民に示すことが求められます。

それはまさに、県民の心に響く共感力であり、リスクコミュニケーションであると思います。それは、副知事以下の職員では決してできない、リーダーとしての知事の大きな役割であります。

知事は、1月7日に緊急事態宣言を発せられました。これは、国の判断を待つことのない、宮崎県独自の宣言でありました。私は、この決断を評価するものでありますし、「おっ、河野知事はどしたつや」と言いながらも、県民の多くが知事の判断を評価したのではないのでしょうか。

河野知事のこのような変化については、2月5日の時事通信社の記事に、郡司副知事の次のようなコメントがありました。「もともと内なる闘志を秘めている知事だが、近頃はスピード感を持って、積極的に発信している」。知事が一番身近におられる郡司副知事も、知事の最近の変化を感じておられるのだと思います。

今回の緊急事態宣言は、法律に基づくものでもなく、国の指示や助言に基づくものでもありませんでした。一方では、この宣言により、県民の行動が制約され、生活の危機に直面する県民が出ることも予想されたのであります。

このような正解の見えない課題に対処するには、法律をバックにして、あるいは国の指示や助言を受けて、知事の権限を淡々と行使するほうがよっぽど楽であります。しかし、今回知事

は、自ら決断する道を選択されたわけでありませぬ。

意見の相対するいろいろな利害関係者の意見を調整しながら、そしてお互いを納得させながら、一つの方向に導いていくということは大変なことであります。知事自身に自信があったとしても、知事を取り巻く多くの皆様方との相互の信頼がなければ、決してできなかったことでしょうし、決断に至るまでの知事の悩みや逡巡は相当なものがあったと思います。

多くの県民は、何事も無難にこなすように見えるスマートな知事より、今回のように、悩みなながらも勇気を持って決断する、新たなリーダーシップを持った知事を期待しているのではないのでしょうか。

3期目も既に折り返されています。今年は、知事就任10年という節目の年でもあります。今回のコロナ禍をめぐる一連の知事の体験も踏まえ、知事の考えるリーダーシップ論とはいかなるものなのか、改めて、ぜひお聞かせください。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

現在、我が国は、経済社会のグローバル化や急速なデジタル化等に加え、未曾有の規模の自然災害や、今回のような新型感染症の発生など、まさに予測困難な時代に直面しております。こうした危機に直面したときにこそ、リーダーの真価が問われるものだという事柄も、改めて感じております。

このような中、県政運営を担う者として、前例のない事態や危機事象が発生した場合に、県民の皆様へ広がる不安等を払拭するため、ぶれ

ることなく明確なビジョンや戦略を示し、分かりやすくメッセージを発信すること、目標を共有し、進むべき方向や方針について決断し、それを断固実行すること、そして、結果に対してしっかりと責任を持つことこそ、リーダーとしての努めだと考えております。

今のコロナ禍にありまして、早期の鎮静化を図り、コロナと共に生きる社会の確立を目指すとともに、次なる感染症をも見据えた、感染症に強い社会を築いていくことは、口蹄疫からの再生・復興を遂げて、しなやかな強さを備えた本県にとりまして、実現可能なことであると考えているところでございます。

日高議員から温かい激励の言葉を賜り、心から感謝しているところであります。

こうしたコロナ禍で顕在化した様々な課題や変化に的確に対応していくことはもちろんのこと、これまでの人口減少対策も含めた様々な課題へ果敢に挑戦しながら、引き続き対話と協働の基本姿勢の下、県民の皆様の期待に応えることができるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。

我が郷土宮崎県のさらなる発展のために、ますますの知事のリーダーシップに期待し、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス対策についてであります。

私はこれまで、食料の安全保障と自給率を何度か述べてきましたが、今回のコロナワクチン問題を通して、医療分野における安全保障がいかに脆弱であるかを、まざまざと思い知らされました。世界に冠たる国民皆保険制度を持つ医療制度先進国、日本。今までそのように思ってきましたが、一方で、日本はワクチン後進国で

あることが露呈しました。外国の助けがなければ、ワクチンを打つことさえできない。それゆえに、国からのワクチン接種等に関する多くの重要な情報が決定的に不足している現状ではありますが、医療機関等を中心に、県も市町村もあらゆる事態を想定し、いかに安全に迅速に接種を終了させるか、それぞれの自治体で工夫と対策が進んでおります。

では、本県の現状はどのようなのでしょうか。

まず、ワクチン接種については、情報が日々更新されている現状で、部長も大変苦慮されていると思いますが、ワクチン接種は、極めてまれな副反応や安全性を危ぶむ声もあるようです。接種に積極的でない方、特に若い世代が接種をためらっているという世論調査もあるようですが、国はワクチン接種については、国民それぞれの判断だとしています。

コロナの収束のためには、県民の協力による接種率の向上が必要と考えます。

では、任意接種、努力義務であるワクチン接種について、どのように県民に周知をしていくつもりなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回のワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種に位置づけられまして、16歳以上の国民が接種対象者であり、妊婦を除き、国民は接種を受けることが努力義務となっております。

一方で、ワクチンには大きな期待がある反面、副反応もありますことから、自らの意思で接種を受けていただくこととなります。

県としましては、感染拡大防止の観点から、できるだけ多くの県民に接種していただくことが必要と考えますことから、県民からの不安や相談に答える体制を整備しながら、県が開設し

た特設のホームページや各種メディア等を活用し、ワクチンに関する正しい情報を提供していくこととしております。

○日高利夫議員 接種の有無がさらなる誹謗中傷の火種とならないよう、対策をよろしく願います。

次に、県は、ワクチン接種に向けての相談窓口や、接種後の副反応などの健康相談窓口を設置するとしておりますが、この一連のコロナ禍において、何度電話してもつながらないというような苦情を、私たちは幾つも受けてきております。本当に県民が安心できるような体制が構築できるのか心配しておりますが、ワクチン接種の相談窓口はどのような体制になるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ワクチン接種に係る相談については、厚生労働省では、ワクチン接種制度や基本的な問合せに対応するワクチン専用の電話相談窓口を、2月15日に開設しております。

県といたしましては、副反応等の専門的な相談に対応するための電話相談窓口を、近く設置することとしております。

また、市町村におきましては、ワクチン接種会場や予約の方法など、住民からの具体的な接種に関する問合せに対応していただくことにしております。また、国と県と市町村が役割を分担しながら、相談体制の充実に努めていきたいと考えております。

○日高利夫議員 保健師OBへの協力依頼など、しっかりとしたマンパワー不足の対応をお願いしたいと思います。

さらに、接種に当たって県民の不安を取り除き、接種事業への県民の信頼を得るためには、正しい情報を随時、迅速に発することが重要だ

と思いますが、ワクチン接種の情報発信について、県としての役割をどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナを少しでも収束できるよう、ワクチンに対する県民の期待は大きいと考えております。

何より、今回のワクチン接種は、過去に経験のない規模となり、できる限り多くの方に接種していただくことが、感染防止の観点から重要です。そのため県では、ワクチンに対する県民の不安を解消する役割を果たすため、接種の意義や効果について、県民に分かりやすく伝えてまいります。

また、県の役割として、医療従事者等への接種体制の確保、住民接種を行う市町村への支援、副反応等への対応、ワクチンの配分などもしっかり行い、これらの事務が円滑に進むよう、ワクチンの意義や効果も含めてしっかり伝わるように、様々な広報媒体を活用して、情報発信を工夫してまいります。

○日高利夫議員 今回のように、混乱が予想される前例のない大規模な事業に対して、県民の不安を払拭するような情報発信こそ、知事の出番だと思います。

今議会の冒頭、知事は「希望」という言葉を使われました。「自分が先頭に立って希望のたいまつを掲げ、責任を果たしていく」とも述べられました。希望が一日も早く現実のものとなるよう、さらなる知事のリーダーシップに期待し、次の質問に移ります。

次は、コロナ禍における本県農業の新たな振興について、お伺いいたします。

昨年春の小中学校等の臨時休校等により、学校給食向けに計画的に生産されてきた食材の行き場がなくなったり、各種イベント等の自粛や

インバウンドの減少により、外食や観光需要の減少等を受けて、和牛やマンゴー、養殖魚などの高級食材や花卉等では、在庫過剰による価格の低迷につながるなど、コロナ禍による深刻な影響が続いております。

このような中、国や県、市町村等では、コロナ禍における農水産業への影響を緩和し、改善するために、度重なる補正予算によりまして、経済対策の一環として、応援消費対策や販売拡大対策、人材・雇用対策などを講じたところであり、農業者や漁業者をはじめ、流通・販売関係者等からも、一定の評価は得られたのではないかと考えております。

しかしながら、コロナ収束のめどが立ちにくい状況にあっては、今後の食料需要の変化や農業生産現場への影響がどのように推移していくのか、先が見通せない状況にあり、今後とも継続した支援が必要ではないかと考えております。

そこで、コロナ禍の状況等も踏まえ、農政水産部の来年度予算にどのように反映されたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 新型コロナの第3波を受けまして、今後も不透明な価格動向等が予想される中、田園回帰や食料の国産志向の高まりなどは、本県農水産業にとりましても大きなチャンスであると考えております。

このため、令和3年度におきましても、コロナ対策で掲げました「生産者を守る」「消費・販売を活性化する」「ピンチを発展に繋げる」という3つの視点も踏まえ、事業を検討してきたところでございます。

具体的には、資金融資や価格安定制度等のセーフティーネットによる経営安定対策、新しい生活様式に対応した中食、内食等の新ビジネス

モデル構築と応援消費等の販売対策、オンラインを活用した新規就業者の確保やスマート農業生産団地の創出支援など、5年後、10年後を見据えながら、事業を構築いたしたところでございます。

これらの取組に加えまして、国の3次補正による直接採択事業も十分活用しながら、新型コロナの影響緩和と本県農水産業の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。ピンチを発展につなげられるよう、よろしくお願い致します。

次に、コロナ禍により、消費行動は変化しており、全国的に食を取り巻く環境は大きな転換期にあるのではないかと考えております。

特に、ステイホーム等により外食の機会が著しく減少する中では、「巣ごもり需要」の言葉に代表されるように、中食・内食の需要は着実に拡大しておりますので、産地では、そのような消費者ニーズの変化をしっかりと捉え、中食・内食に対応した加工開発やサービスの提供等に取り組むことは、極めて重要ではないかと考えております。

また、本県では、豊かな農水産物が生産・水揚げされておりますが、原料のままでの出荷が多いことから、利益率は低い状況にあると思われ、少しでも利益率を高めるためには、6次産業化等への取組を推進し、県産農水産物の高付加価値化を図ることが、これまでも増して重要であると考えております。

そこで、新しい生活様式に対応した農水産物の加工開発への取組が必要と考えますが、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の農水産物の加工開発は、6次産業化の取組を中心に

これまで推進してまいりましたが、コロナ禍で、一事業者が生産から加工、販売等を担うことは大きな負担となってきております。

このため、今議会をお願いしております「地域食資源高付加価値化推進事業」により、県内の農業者や食品事業者など、多様な食農関係者が参画するプラットフォームを設置し、地域ぐるみの6次産業化など、加工開発に係る課題ごとに個別プロジェクトを立ち上げますとともに、県外の専門家も招聘し、消費地目線でのアドバイス等をいただきながら、新しい生活様式に対応した商品づくりやサービスの提供を支援したいと考えております。

県としましては、このような仕組みを活用し、県内外の知識・技術・人材を結集いたしまして、本県の豊かな食資源を活用した新ビジネスの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 特に若い世代への情報発信を、どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。

一方、コロナの影響により、花卉等をはじめ、これまで築き上げた生産基盤を脅かされている品目も多く、今後、経営転換を考えている方々がいるのではないかと懸念しております。また近年は、コロナの影響に限らず、地球温暖化や家畜疾病、新奇病虫害などによる被害など、様々な危機事象が発生しており、産地がその対応に困惑している姿を見かける機会が多くなったような気がいたします。

農業は本県の基幹産業であり、農業の基盤が揺らぎ始めると、その影響は他産業にも連鎖して、甚大な影響を及ぼしかねません。今後、いかに農家が安心して生産活動に打ち込むことができる環境を整備していくのが、喫緊の課題

と考えております。

そこで、本県農業の成長産業化を図るため、第八次長期計画ではどのような取組を進められるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 新型コロナにより農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県におきましても、宅配やネット取引、スマート農業の拡大など、成長につながる新たな芽が育ってきております。

このような中、第八次長期計画案では、農の魅力「産み出す」「届ける」「支える」の3つの視点から施策を構築しており、まず、「農の魅力を生み出す」では、様々な就農ルートの確保や経営資源の承継など、多様な人材の育成と支援体制の構築を進めてまいります。

次に、「農の魅力が届ける」では、スマート農業の実装化や物流の効率化など、農産物を安定的に消費地につなぐ仕組みを構築いたしますとともに、「農の魅力を支える」では、関係人口の創出やセーフティネットの強化など、力強い農業・農村の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして、安心して農業に専念できる構造への変革を進めることで、「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現し、農業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 私は、農業の根本は、食料の安全保障と、そのための自給率の向上にあると考えています。本県が、我が国の農政の先頭に立って、さらなる攻めの農業に果敢に挑戦し、長期計画の各種構想がスピード感を持って具現化されるよう期待し、次の質問に移ります。

次は、国民スポーツ大会における天皇杯獲得について、お伺いいたします。

本県においても、2027年(令和9年度)に、第81回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、関係機関等の連携の下、準備が進んでいるものと思います。国スポ開催は、本県スポーツ振興のさらなる発展の契機と捉え、国スポが一過性の祭典に終わらないよう、大会が終了した後も、本県スポーツの継続的な技術力の向上を目指し、県民が誇りを持つスポーツランドみやざきをしっかりと育てていくことが重要であると思います。

そのためにもまず、開催県として半世紀ぶりの天皇杯獲得を目指すことは、県民の大きな目標になるものだと思います。

コロナ禍で大変な時期ではありますが、あと7年ではありません。現場の強化期間は実質6年しかありません。コロナの収束をにらみながら、目標達成のために、いま一度、やる気と本気度とモチベーションの向上を再発進していかなければ、もう手遅れになると思い、質問をさせていただきます。

ではまず、天皇杯獲得を目指した県競技力向上対策本部の取組について、宮崎県競技力向上対策本部長であります郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事(郡司行敏君) 県では、競技力向上を強力に進めるため、平成30年7月に、宮崎県競技力向上対策本部を設置し、本県で開催されます第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、関係機関や各種団体等と一丸となって、施策を推進しているところであります。

対策本部におきましては、「推進体制の整備・充実」「選手の発掘・育成・強化」「指導体制の充実・強化」「環境条件の整備」の4つの柱を掲げ、着実な競技力向上を目指しているところであります。

その中でも、成年選手の確保や女性アスリートへの支援、少年競技力の向上などの課題解決のため、関係団体等と意思統一を図りながら、それぞれの役割に応じ、具体的な対策に鋭意取り組んでいるところであります。

今後とも、天皇杯獲得という大きな目標の実現に向け、厳しい道のりではありますが、本部長として、県民の皆様のお力添えをいただきながら、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思います。

○日高利夫議員 副知事の言われるとおり、大変厳しい道のりであります。

では、直近の茨城県大会の競技得点を少し振り返ってみますと、1位の茨城県が2,169点、2位の東京都が1,817点であったのに対し、本県は僅か318点。成年競技はふるさと選手枠などがありますので、ある程度の得点力アップは見込めますが、問題は高校生以下の少年競技であります。

少年競技得点を見ると、本県の得点は171.5点で、東京都の5分の1以下の点数でした。天皇杯獲得には、やはりこの高校生以下の少年男女の得点力を上げることが必要です。

小中高連携による一貫した競技力向上対策の強化、特に、中学、高校の計6年の強化がなされてこそ、得点争いに勝利できるものと思います。できれば、さらに高校生以下の6年を遡り、遅くとも小学校5年生程度から、小中高8年間の一貫した選手の強化が必要ではないでしょうか。

では、本県の小中高連携による競技力向上の現状と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 本県が天皇杯を獲得するためには、お話にありましたように、少年

競技で確実に得点することが重要であると認識しております。

このため、現在、中学校の競技力向上拠点校と高校の強化指定校による合同練習や、競技団体が中心となって、小中学生の選抜選手を合同で強化するなど、小・中・高を通した指導体制の整備・充実を図っているところであります。

今後は、現在の取組に加え、ターゲットエッジに焦点を当てた小・中・高の継続した選手強化に、競技団体と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 続けて、茨城県大会を振り返りますと、冬季の国体を除き、少年選手が参加できる34競技中、本県少年男女が得点できた競技は14競技のみ、何と20競技が無得点という結果でした。この20の無得点競技からいかにして得点を上げるかが、賜杯獲得のポイントであるとも言えます。

さらに、現在34競技の中で、中学校に部活動がない競技が16競技もあります。高校との連携を考えた場合、この中学校3年間の競技期間のロスをなくすことこそが、少年競技力向上対策の最重要課題ではないかと考えます。

県は、未普及競技の普及強化を図っていくことの一策として、自転車、馬術、フェンシング、カヌーなど16競技を挙げて強化を図ることや、中学校の未設置部活動について、今後、市町村教育委員会と協議を行っていくとしております。

私は現在、縁あって、昨年の夏から県のフェンシング協会の運営に携わらせていただいております。フェンシング部の部活動は、本県では宮崎南高校と本庄高校の2校のみの設置で、中学校には設置されておられません。本庄高校のある国富町内の中学校への部活動設置につきまし

ては、市町村や学校の理解、PTAとの連携、果たして本当に部員が集まるのかなど、各種の課題がありますが、我々も前向きに検討しているところであります。

そこで、中学校に部活動がない競技の強化について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 中学校に部活動がない16競技の競技力向上につきましては、競技団体や地域スポーツクラブ等と連携し、小中学生を対象に、元日本代表選手等を招聘しての強化練習会等を実施する取組を行っているところであります。

また、県スポーツ協会と連携して取り組んでおりますワールドアスリート発掘・育成プロジェクトの中で、中学校に部活動がない競技も含め、様々な競技を体験させ、自分の適性に合った競技を選択できる機会を設けているところであります。

今後は、これらの取組を継続的かつ積極的に推進し、競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 少子化の中、新たな部活動設置は難しい面もありますが、市町村教育委員会の支援のほうも、どうぞよろしく願いしておきます。

さらに、現行教育としての部活動の推進と、国スポを目指した部活動の推進の二極化も図りながら、子供たちに新たな目標を持たせることも重要だと考えます。

また一方では、文部科学省から発表された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」で、今後、部活動は、学校単位から地域単位の取組に移行されると指摘されていることから、地域スポーツクラブ活動の充実も検討課題であると思います。

次に、指導者の養成について伺います。

優秀なアスリートを育てるには、何と云っても指導力のある、熱意あふれる優秀な指導者の育成が必要です。競技力向上には、地域に根差した、郷土愛のある熱い指導者が何としても必要と思われまます。

そこで、優秀なアスリートを育てるための指導者の養成について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、優秀なアスリートを育てるためには、熱意あふれる優れた指導者の存在が不可欠であると認識しております。

現在、全国的に実績のある実業団等のコーチ等をアドバイザーとして招聘する事業や、県内の各競技の中核となる指導者を、県外の有力校等へ計画的に派遣する事業を通しまして、県内指導者が、全国トップレベルの指導を直接体験し、自分のものとして吸収しながら、競技力を高められるような取組を行っているところであります。

今後さらに、このような事業の充実・強化に取り組むとともに、優秀な人材の確保にも努め、県内指導者が切磋琢磨することで、レベルアップを図ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 競技指導者が、将来にわたり宮崎にちゃんとしっかりと根づいてくれるように、就労支援のほうも、ぜひよろしく願いしておきたいと思ひます。

次に、大規模競技施設を除いた、練習環境の整備等についてであります。

新年度予算では、国スポ等の予算として、約4億円の練習環境整備事業費が計上されておりますが、今後の練習拠点施設、競技用備品の整備等について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 練習拠点施設につきましては、既存施設を活用することを基本としておりますが、施設がない競技や、既存施設の規格が基準に満たない競技などについて、計画的に必要な整備を行うこととしております。

来年度は、今年度設計を行いました水球プールや、アーチェリー場の建設、体操場の新設設計、フェンシング場の改修設計などを実施する予定としております。また、競技用備品につきましても、競技団体等の要望を受けまして、計画的に更新や購入を進めておりまして、来年度は、馬術競技の馬やセーリング競技のヨットなどの整備を予定しております。

今後も競技団体等と連携を図りながら、競技力向上に必要な練習環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

ちょっと細かいことを述べましたが、国スポが、今後のスポーツ合宿やキャンプ、観光振興はもとより、定住化やUIJターンの推進など、スポーツランドみやぎのさらなる魅力度アップにつながると考えますので、国スポをみんなですっかりと盛り上げていきたいと思ひます。

次に、災害に強い橋梁の整備についてお伺いいたします。

宮城、福島での震度6強、マグニチュード7.1の地震から2週間がたちました。死者もなく、大惨事に至らず幸いでしたが、宮城県山元町では、コロナ対策のための消毒、検温、換気対策、世帯ごとの間仕切りテントなどが、僅か2時間足らずで10か所もの避難所が開設されたとのことで、東北地方の危機管理能力の高さに驚かされました。

日頃の訓練の成果だということでしたが、本

県はどうでしょうか。大きな地震が発生するたびに、南海トラフ巨大地震が頭をよぎります。東日本大震災はマグニチュード9.0、本県想定南海トラフ巨大地震はマグニチュード9.1です。

せんだって、宮崎市高松橋の大規模改修工事の報道がありました。南海トラフ巨大地震に備えた耐震化、長寿命化のためとのこと。では一体、県内の橋の現状はどうなっているのでしょうか。

本県地域防災計画では、県は大規模災害時に、あらかじめ、隣接県の主要道路と県内の防災拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路を指定するという事になっております。では、緊急輸送道路のうち、県が進めている耐震対策の対象となる橋梁はどの程度あるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県内の道路にある橋梁は、令和2年3月末現在で、高速道路に261橋、国道に1,271橋、県道に1,313橋、市町村道に6,845橋、合計で9,690の橋梁があります。

平成7年に発生しました阪神・淡路大震災を契機に、橋梁の耐震基準の強化が図られたことを踏まえまして、県では被災後、速やかに緊急車両の通行を確保する必要がある緊急輸送道路の橋梁を優先して、耐震対策を進めているところであります。

県が管理する緊急輸送道路には1,026の橋梁があり、このうち対策が必要な橋梁は218橋あります。

○日高利夫議員 218の橋梁、大変な数ですが、果たしてどこまで整備が可能なのでしょうか。

本県の橋梁の多くは、高度経済成長期の昭和30年代から昭和40年代に建設が急増しました。建築後50年を経過する割合は、令和2年3

月末時点で29%、20年後にはこの割合が67%程度になるのではないかと予測もあります。

現在、各種インフラの耐震化や避難施設設置など、ハード・ソフト両面での整備対策が鋭意進められております。インフラの中でも、道路・鉄道等の輸送施設は、住民の日常生活、社会経済生活上、欠くことのできない施設であり、また、災害発生時には、負傷者の搬送、緊急物資の輸送など、救援救護活動にとって極めて重要となります。

特に橋梁については、一旦損壊すると復旧に多額の経費と日時を要し、災害復旧・復興に大きな支障となると思われます。では、耐震化が必要な緊急輸送道路の橋梁の対策について、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 橋梁の耐震対策につきましては、路線の役割や代替路線の有無を踏まえ、段階的に進めているところでございまして、まず、構造が単純な一般橋につきまして、落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を、平成26年度までに完了させたところであります。現在、九州の東西を結ぶ国道218号に架かる橋梁につきまして、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算を集中的に投じ、橋桁の補強など、さらなる耐震強化を行っているところであります。

橋梁の耐震化につきましては、大規模災害発生時においても、道路の機能を維持する上で不可欠でありますことから、引き続き、必要な予算の確保に努め、計画的に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 今後、高齢化橋梁が急速に増加し、維持補修費や更新費が一定期間に集中することなどが懸念されます。しっかりとした財

政負担の平準化を図っていただき、計画的な災害に強い橋梁の整備が推進できるよう、よろしくお願いいたします。

最後に、綾北川の濁水対策についてお伺いいたします。

この濁水対策につきましては、ちょうど1年前の2月定例議会でも質問をさせていただきましたが、この問題は、東諸県郡、特に綾町にとっては深刻な問題となっておりますので、改めて質問をさせていただきます。

地域の方から、次のような要望書を頂きました。

綾北川は台風や大雨の増水のたびに水が濁り、一度濁ると半月、長いときは何か月も濁りが取れない。川の濁りは農作物や魚類の繁殖にも影響を及ぼす。アユの養殖は、川の水が使えずにポンプで地下水をくみ上げている。また、夏の風物詩でもあるアユかけも、令和2年はほとんどできなかった。

綾町は世界ユネスコエコパークの町。自然と人の共生、有機農業の町でもある。これらには、九州山地の懐に抱かれた緑の中で、水や空気、自然の恵みが豊かであることが必須である。ところが、大地の動脈と言われる川は濁り、綾の町の風景は台なしとなっており、極めて重大な問題である。

河川もダムも県の所管ではないのか。濁りが取れるような緊急対策、抜本的なダム対策について、県には早急な対策を強く願います。

と、綾北川の近くに長年住む高齢の男性からの、現状を憂える訴えであります。

濁水の原因は、綾北川の最上流にある田代八重ダムに、豪雨などのたびに熊本県境から泥水が流入することであると、県も地域住民も同じ

認識であります。

このような状況の下、昨年9月に県土整備部と企業局が、熊本県側の森林伐採等の状況を確認すべく、現地調査を行っていただいておりますが、まず、この県が実施した田代八重ダム上流域の濁水に関する調査について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 田代八重ダム上流域の濁水に関しましては、大規模な斜面の崩壊等が濁水発生の要因の一つと考えられますことから、今年度、熊本県側を含む上流域から綾北川の支川におきまして、航空写真やドローンを活用して調査を行ったところであります。

今回の調査では、斜面の崩壊を2か所確認したところでありますが、濁水の発生源として特定はできなかったところです。

このため、今後は大規模な出水直後に、対象範囲を広げ、引き続き調査を行うとともに、上流域に国有林などがありますことから、森林管理署など関係機関と情報交換を行い、幅広い視点で調査していく必要があるものと考えております。

○日高利夫議員 濁水の発生源の特定には至っていないとのことですが、今後もしっかりと調査の継続をお願いしておきたいと思っております。

では、改めて、濁水の状況を県の資料から数字で確認いたしますと、漁協では、濁度10ppmを濁りの基準としておりますが、綾北川最上流の田代八重ダムの濁度は、令和2年の5月から10月にかけて、測定上限の200ppmを超えることが3度もありました。何と、基準の20倍ということでもあります。さらに、その半年間の184日のうち、132日が基準の10ppmを上回りました。こんな半年も濁りっぱなしの川が、県内のどこかほかにあるんでしょうか。町場を流れる川として

は、綾北川は県内で一番濁った川になってしまったんじゃないか。自然と共生する照葉樹林都市としては、あってはならない現実であります。

では、このような綾北川の濁水に対して、企業局ではどのような対応を行ってきたのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、ダム湖内の濁水を早期に排出するため、最大出力で発電を行うとともに、河川の濁りを薄めるため、濁りの少ない綾南ダムの水を使用する運用も行っております。また、田代八重ダムや綾北ダムでは、水面付近のきれいな水を取水する選択取水設備の活用も行っております。

特に今年度は、選択取水設備を早いタイミングで使用する新たな運用も行ったところですが、5月から9月にかけての継続的な大雨では、ダム湖内に連続して濁水が流入し、河川の濁りの十分な改善には至らなかったことから、これからの検討課題として捉えております。

今後とも、県土整備部と連携しながら、濁水の長期化を軽減できるよう、より効果的な運用に努めてまいります。

○日高利夫議員 確かに、今年度は例年になく継続的な大雨であり、これにより、選択取水設備の効果は薄れたとのことですが、今後とも濁水対策に対して、より効果のある運用をよろしくお伺いいたします。

一方、濁水は、ダムに堆積した土砂が原因だと、昔からの状況を御存じの住民の方々は言われます。では、綾北川にあるダムの近年の土砂堆積状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 綾北川には、

上流から田代八重ダム、綾北ダム、及び古賀根橋ダムの3つのダムがあります。

土砂の堆積状況につきましては、毎年測量を実施しておりまして、綾北ダム、古賀根橋ダムにおきましては、堆積量が大きく増加している状況にはありませんが、最上流部の田代八重ダムにおいては、毎年約15万立方メートルずつ増加している状況にあります。

○日高利夫議員 綾北川の3つのダムのうち田代八重ダムに、ここ数年、年平均で約15万立方メートルもの土砂が堆積しているとのことですが。このような状況は、平成12年の田代八重ダム運用開始時には想定されていたのでしょうか。一番上流にある田代八重ダムから、台風などのたびに泥水が下流に流れてくる。流域住民にとっても、町にとっても、自然災害が相手だから仕方がないでは済まない問題なのです。

では、ダムにたまった土砂をどうするのか。田代八重ダムの堆積土砂の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 田代八重ダムにおきましては、貯水池上流部に多量の土砂が堆積しており、今後、ダムの治水機能への影響が懸念されますことから、地方単独事業として今年度創設されました、緊急的に河川やダム等の堆積土砂を撤去できる「緊急浚渫推進事業」を活用し、対策に取り組んでいるところです。

現在、撤去した土砂を処分するための土捨場の測量や、関係機関と保安林解除の協議を進めておりまして、これらの必要な手続等を早期に完了させ、工事に着手することとしております。

今後とも、ダムの治水機能を確保し、洪水被害の軽減を図るため、計画的に堆積土砂の撤去を行ってまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

これは新たな事業の展開と受け止めました。

田代八重ダムの土砂撤去が濁水対策の軽減につながればとの思いもありますが、とにかく1つでも2つでも、前向きな新たな事業の展開をお願いしますとともに、山腹崩壊など、熊本県側との実質的な協議にも着手していただくよう、よろしく願いいたします。

去る2月8日に、県土整備部、企業局から、6名の職員に綾町までおいでいただき、綾町長を含めて勉強会を実施していただきました。県職員の皆さんには、一生懸命に対応をしていただいているんですが、河川・ダム管理者は県であります。何としてでも綾町に清らかな川の流れを取り戻せるよう、さらなる濁水対策への取組を、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、今年度退職される皆様方、長い間、本当に御苦労さまでした。我が郷土宮崎県のために、これからもますますの御活躍を御期待申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○徳重忠夫副議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時9分再開

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、岩切達哉でございます。

まずは、足元のお悪い中、県議会に関心を持って傍聴にお越しいただいた皆様に、心よりお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

さて、本日は3月1日、今日は何の日ということについては、前議員の高橋透が大変好きなフレーズだったんですけども、いろいろ調べましたら、西臼杵選出の佐藤議員の誕生日だということが分かりました。あわせて、本日は、1954年3月1日、太平洋ビキニ環礁で、アメリカ軍の広島型原爆の1,000倍と言われる水爆実験の死の灰を浴びた焼津港の第五福竜丸が被害に遭った、そういう日であります。久保山愛吉さんという方が、「私を人類の中で原水爆による被害者の最後の1人にしてほしい」とおっしゃって、半年後に亡くなられたというお話を伺っております。午前中にも議論がありましたけれども、やはり原水爆核兵器と人類は共存できない、こういう一つのエピソードだろうと思います。ぜひ、核兵器禁止という問題が今を生きる私たちの手で実現できるように、多くの皆様の助力を賜りたいと、冒頭申し上げておきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、知事に伺います。

私は、昨年9月議会でも同様の質問をさせていただきましたのんですけども、昨年11月以来、第3波となる新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった中、極めて高い緊張を伴いつつ、知事を筆頭に多くの職員が懸命に働き、また、医療施設の皆さんや市町村の皆さんの尽力、そして県民の皆さんの協力を得て、今日では一定収束したと言える状況になっております。

観光業や飲食店をはじめ大変な経営状況になっておりますが、この間、知事をはじめとする関係する職員が、県民の置かれている実態を深刻に受け止め、様々な要望に応えようと行動してこられたことに、感謝をしているところで

ございます。

また、知事からも本議会初日の提案の際に、県民の皆さんの理解と協力に感謝の言葉があったところではありますが、改めて県民に対する思い、また同様に、コロナ対策に尽力した職員への思いをお聞かせいただきたいと思っております。

一方で、県内では鳥インフルエンザは、先週24日に12事例目が発生したように、昨年12月1日以降、断続的に発生をしております。これに関しても、急な動員に対応して、昼夜をたがわない県職員の行動があったことや、地元市町村役場、JAや建設業の皆さん、自衛隊員の皆さんの力を借りて迅速な防疫措置を取っていただきましたことに、感謝しております。

鳥インフルエンザウイルスが他の農場に及ばないようにすることは、畜産県宮崎にとって大事な取組であったと思っております。知事自身も、消毒ポイントへの視察など行いながら、従事した職員たちにねぎらいを行っていますことは、承知していることですが、知事に伺いたいと思っております。

鳥インフルエンザ対策に動員参加した職員やJA、建設業の皆さん、自衛隊員に対する思いはいかがなものでしょうか。実のところ、長期にわたるコロナ対応、また、12事例も続いた鳥インフルエンザ対応で、職員の疲労感が高い状況にあります。しかし、まさに公務員の責務として、県民の命と健康、暮らしを守るために、職員は今も必死で働いておられます。知事からは、ぜひ元気の出る言葉をいただけるよう、先に要望させていただいて、質問といたします。

残余の質問は質問者席から行います。〔降壇〕(拍手)

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

新型コロナウイルス感染症の防止対策につきましては、県民の皆様、また、営業時間の短縮にに応じていただいた事業者の皆様に、深い御理解と御協力をいただき、また、感染症対策の最前線で業務に従事されております医療や福祉関係者の皆様、そうした様々な皆様の大変な御尽力のおかげで、何とか感染が落ち着きつつある今を迎えることができている状況であります。

それぞれ、想像を絶する苦労、また将来に対する不安、感染に対する不安、切実な悩み、また様々なことを我慢していただく悔しい思い、いろいろ抱えながらも、それぞれの立場で何をなすべきか、何ができるかを懸命に考えて取り組んでいただいたことに、改めて心からの敬意と感謝を申し上げるものであります。

また、鳥インフルエンザの防疫作業につきましては、残念ながら先週12例目が発生しましたが、関係市町や国、自衛隊をはじめ、JAや建設業協会など多くの皆様に、休日や昼夜を問わず従事いただきました。大変寒い時期でもあります。過酷な現場環境の中で、献身的に作業をいただいたおかげで、これらの防疫措置は迅速に完了しております。改めて、作業に御尽力をいただいた皆様に、心からお礼を申し上げます。

さらに、これらの対策には、多くの県職員が部局の枠を超えて携わっております。県民の命を守る業務、健康を守る業務、さらには養鶏産業を守るための業務に、強い使命感を持って懸命に対応している県職員の頑張りを大変誇らしく思い、心からの感謝を抱いているところであります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

福祉保健部長に伺いたいと思っております。

コロナ対応において、全国では、保健所職員

の少なさに対する問題意識が語られるようになりました。宮崎県においては、この間、保健所職員はどのように働いてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナに関して、県民からの相談への対応や、衛生環境研究所までの検体搬送のほか、患者の行動履歴の確認や濃厚接触者の調査、さらには自宅療養者に対する健康観察など、職員の担う業務が大幅に増加したところがあります。

このため、業務の支援を行う会計年度任用職員の任用をはじめ、クラスター発生時の応援職員の派遣や勤務時間の割り振りの変更、また、業務の外部委託にも取り組んできたところがあります。

今後とも、引き続き業務に当たる保健所職員の心身の健康に十分留意し、その負担軽減も図りながら、新型コロナ対応に万全を期してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 同様に、病院局長に伺いたいと思います。

コロナに対応する医療機関のスタッフ、医師や看護師をはじめとした皆さんは、長期にわたって緊張状態を強いられていたと思います。一方で、医療従事者に対する、時には根も葉もない誹謗中傷も社会問題化いたしました。

シトラスリボンというものを、今日付けさせていただきましたけれども、新型コロナ感染に対して、県立病院職員はどのように働いてこられたのか、実情をお聞かせいただきたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 各県立病院では、感染拡大に伴いまして、感染症病床数を超える患者を受け入れるため、病棟の閉鎖などによ

り、多数の看護スタッフを確保し、対応に当たってきたところであります。

患者への対応に際しては、医師をはじめ全職員に、感染防御のための専門的な知識・技術が求められますとともに、高い緊張感を持って看護等に当たる必要があります。さらには、病院内や家族への感染防止のため、職員自身の日常生活も制約を受けるなど、職員の心身の負担は相当大きくなっております。

このため、職員の体調面には十分留意して、必要に応じ、他の病棟からの応援を行っているほか、職員宿舍の開放による休養の場の確保やカウンセリングの実施など、負担軽減につながる様々な取組を行っているところであります。

○岩切達哉議員 この間、新型コロナに対応するため、療養施設、ホテルなどでございますけれども、本来の仕事を置いて、動員に対応した職員もいます。保健所職員について、テレビ番組で、朝方まで働いていたという様子が放送されていたことも事実であります。

念のため、総務部長に伺いますけれども、これらの職員の頑張りに必要な時間外手当等の支払いは、必要十分に措置されたか、確認をさせていただきます。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局の時間外勤務手当につきましては、基本的には各部局の予算の範囲内で対応しておりますが、予算の不足が見られる場合には、必要に応じて部局間の調整を行っております。

しかしながら、今年度につきましては、新型コロナや鳥インフルエンザ対策等による時間外的大幅な増加により、規定予算が不足する見込みであります。このため、今議会において補正予算をお願いし、適正に対応することとしていただいております。

○岩切達哉議員 補正をいただいたということで、大変ありがたい対応だというふうに思います。

鳥インフルエンザ防疫作業について、農政水産部長に伺いたいと思います。

鳥インフルエンザの防疫作業に従事した職員、県職員や市町村職員、関係団体のJAや建設業者の皆さん、自衛隊員の方々がいると思いますけれども、それぞれ何人になっていたのか、お聞かせください。また、それらの作業に必要な経費、これは県が費用負担されているものが何かあるかと思っておりますけれども、そこについてお聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長（大久津 浩君） これまで、12例の発生に伴う農場の防疫作業に、約7,200名の方々に従事いただき、その内訳は、県職員が約3,100名、自衛隊が約1,700名、市町職員が約900名、JA等の職員が約500名、建設業協会が約700名、国、団体等が約300名となっております。

また、消毒ポイントにつきましては、県職員はもとより、市町、JA、建設業協会等の協力で運営をしておりますけれども、2月末時点で、延べ82か所の8,600名を超える方々が従事しております。

なお、防疫作業に係る経費につきましては、殺処分等の資機材の購入、テント等のリース、動員者のバス搬送、埋却地の掘削業務や消毒ポイントの設置等で、国と県で費用を負担しております。

○岩切達哉議員 本当に膨大な数の皆さんが従事いただいたということでもあります。この膨大なマンパワーを必要とする防疫対策なんですけれども、部長に専門的な立場での御意見を伺いたしたいと思います。鳥インフルエンザは、なぜ

宮崎は発生が多いのでしょうか。全国は51例と聞いております。うち宮崎県が12例。九州各県、全国都道府県の中で、なぜそのような偏りがあるのか。千葉県や香川県でも集中しているということで、なぜうちだけだろうという議論があっていると伺います。

そのような原因の究明が、今後の対策に肝腎なところであって、その上で、例えば冬場になれば、発生云々前に消毒ポイントを設置してしまう、発生してから何かではなくて、そのようなこれまでにないことをしないとイケないというふうに思うんですけれども、部長のお考えを伺いたいと思います。

○農政水産部長（大久津 浩君） これまで、農場巡回指導や養鶏関係者を対象といたしました緊急防疫会議、緊急一斉消毒など、発生前の対策に取り組みますとともに、発生に備えた防疫研修等を実施してまいったところでございます。

また、消毒ポイントにつきましては、各地域で事前に候補地を選定しておりまして、発生農場ごとに蔓延を防止するため、主要拠点で、疑似患畜の確定と同時に運営を迅速に開始しているところでございます。

しかしながら、県内におきまして12例もの発生があったことは、重く受け止めているところでございます。これまでの防疫指導に係る課題の洗い出しと、農場防疫の「見える化」や、より効果的な指導等により、農場防疫レベルの強化等が図られますよう、現在検討を進めているところでございます。引き続き、発生要因の早期究明を国のほうへ働きかけますとともに、県及び養鶏の系列会社など、関係者一体となりまして、各種対策を講じ、発生防止に全力で努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 コロナ対策、そして鳥インフルエンザ関連の最後になりますけれども、知事に伺いたいと思います。

コロナ感染症対策、また鳥インフルエンザ対策、いわゆる平時ではない状況が長らく続いできたところであります。そしてまた、これからも続く、常に危機的な綱渡りの綱の上に立っているような状態だと認識しております。

来年度も続く長期間の災害でありますけれども、これに対応する県庁の体制で心配しておりますのが、県庁の中でいろいろとスタッフ不足が多く職場で見られていることです。コロナ対策で、あれこれプロジェクトチームも編成され、また、それぞれ療養施設などの動員等もございました。通常業務も当然進めながらでありますけれども、スタッフ不足は深刻であります。

これを少しでも埋めていくために、知事に求めたいと思いますけれども、現在、県からは全国各地に出向、派遣、研修職員を出しておられます。30数名と伺っておりますけれども、この緊急時に限っては、これを一旦引き戻すべきであると思います。やらないといけないことが山積みでございます。代表質問でも、職員採用について応募が厳しいという状況を、我が会派から田口議員が質問させていただきました。

この際、即戦力として、派遣している職員を引き戻す必要があると思います。知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) コロナ対策にしましても、鳥インフルエンザ対策にしましても、福祉保健部、また農政水産部をそれぞれ中心にしながら、今、全庁的なプロジェクトチーム——コロナで言えば特命チームなども発足させる中で、対応を図ってまいりました。職員一人一人

が懸命に業務に当たりつつ、また、全庁的な連携体制の下に対応する姿というものを、大変誇らしく思っているところであります。

一方、御指摘がありました庁外への職員派遣につきましては、幅広い視野や柔軟な発想を身につけ、専門的な知識や能力を習得できる、さらには被災地での支援を行っていくなど、様々な目的で行い、人材育成上、大変有効だと考えておりました。帰任後もその経験が本県行政に活かされるものと考えております。

コロナ対応、鳥フル対応に集中しながらも、それ以外の政策課題への目配りも重要なものと同様に、この人材育成という課題につきましても、庁内の業務執行体制の確保に留意しつつ、必要な見直しも行いながら、こういうコロナ禍、また鳥フルが続発する中でも、実施する必要があると認識しているところであります。

今後とも、意欲と能力のある多様な職員を育成しながら、県民本位の県政を推進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 社会では人手不足感もあって、なかなか采配に苦慮されているというふうに思いますけれども、必要な見直しというものも含めて、知事にはしっかりと、内と外に対する心配りを要望させていただきたいと思いません。

続いて、県行政に必要なマンパワーの問題として、会計年度任用職員について伺いたいと思います。

令和2年12月21日付の総務省公務員部長通知でございますが、「財政上の制約のみを理由に給料の抑制を図ったり、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をわずかに短く設定することは適切ではない」という通知がありました。これは

大事な視点であって、もともと会計年度任用職員が制度としてスタートする設計段階から懸念されていたこととございます。

総務部長に伺いたいと思いますけれども、知事部局のパートタイム会計年度任用職員は何人なのか。また、パートタイムの1週間の勤務時間で最長の時間となっている方は何時間になっていますでしょうか、お聞かせください。

○総務部長(吉村久人君) 知事部局等におけるパートタイム会計年度任用職員の数、令和2年4月1日現在で1,339人となっております。

その勤務時間や任用期間については、職ごとに職務内容や業務量等を考慮して設定しており、1週間の勤務時間につきましては、一般の職員の38時間45分に対して、最も長い職で35時間となっております。

○岩切達哉議員 とりわけ福祉系の相談員とか、消費者相談員と言われる専門的知見を要する職員の皆さんのことを大変気にして、この間、活動してまいりました。県の大事な行政の一端である様々な困難や、不安を抱えて相談してこられる県民の皆様に対して、その第一線で思いを酌み取り、支え、働いていらっしゃる皆さんですし、その対応には、専門の知識と高いスキルを持つ必要がございます。

そういう方々が、非正規雇用の会計年度任用職員という立場でパート勤務となっている現実には、私は強い懸念があるのですけれども、本県の状況を総務部長からお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長(吉村久人君) 御質問の福祉部門や消費者行政に係る相談員など、特定の資格や経験を必要とする職につきましては、制度改正前から非常勤職員として任用しており、会計年度任用職員への移行に際しましても、その職務

内容や業務量に変更がない場合には、同じ勤務時間に設定したところであります。

会計年度任用職員は、一般の職員と共に、組織の一員として県政を担っておりますので、今後とも、それぞれの職場の実態や勤務内容を踏まえながら、制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 いわゆる臨時職員と非常勤職員という扱いでございますけれども、長く同じ場所に来ていただくためには、公務員の制度上、非常勤職員という職名でないと難しかったと。それを、会計年度任用職員に変えるときに、その時間と同じですという御報告だったんですけれども、そういうことではなくて、やはり現場の実情、その職の責任の重さ等々を考えながら、これから先、十分に改善できるところは改善をしていただく、そういう対応をいただけたらありがたいと思っておるところでございます。

ここから、発達障がい児支援について、何問か質問をさせていただきます。

宮崎県発達障がい者支援計画によれば、「発達障がい児の支援のために、発達障がい者支援地域協議会の活動強化や、相談支援ファイルの活用が大事」としているところがございますけれども、その実態についてお聞かせいただきたいと思っております。

発達障がい者支援地域協議会は、県内で幾つあるのか、どんなメンバーが参加して、活動状況はいかがな状況か、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

もう1つ、相談支援ファイルを活用している自治体数はどのような状況か。活用がない自治体があるとすれば、その問題意識はどのような状況にあると考えられるか、教育長に伺いたい

と思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） この協議会につきましては、支援に関わる関係機関の連携や専門的な人材の育成などを協議することを目的に、県全域を対象に1か所設置しております。委員は、小児科や児童精神科の医師、特別支援学校の校長、親の会の代表者などであり、半年ごとに開催することとなっております。

平成31年に策定した宮崎県発達障がい者支援計画では、地域の課題等に、よりきめ細やかに対応するため、令和5年度までに、例えば県央・県西・県北地区ごとに協議会の設置を進めることとしております。

このため、昨年度から市町村の支援体制に関する実態調査、ヒアリングなどを行っておりまして、既存の会議等の活用も含め、今後とも協議会の設置に努めてまいります。

○教育長（日隈俊郎君） 相談支援ファイルは、保護者が子供の障がいの状況や支援の方策について記録し、新たな支援者に情報を伝えるためのファイルでありまして、現在、12の自治体で活用されております。

保護者と教育や福祉などの関係者間で情報を共有し、切れ目のない支援を行うためには、有効なツールでありますので、県教育委員会といたしましては、引き続き、活用していない自治体に周知を図るとともに、福祉・保健関係機関などと連携し、さらなる活用の促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 地域支援協議会がこれから設置されていくという運びのようでございますので、急ぎ準備をいただいて、実現は前倒しでやっていただきたいと思いますし、相談支援ファイルが10年たってまだ12ということに、驚くところでございます。ぜひ促進を図っていた

だきたい。このような立場でこれからも関心を持ってまいりたいと思います。

続いて、発達障がい児に対する教育の課題でございます。手帳の有無を問わず、必要性が求められる児童に対して特別支援教育を行うこととなっております。手帳の有無を問わず、例えば療育手帳には該当しない、ASD、ADHD、LDなどのような発達障がいが見られる児童で、とりわけ行動上の課題が軽い児童が特別支援教育を受けることに、現状として課題はないか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援教育は、特別支援学級など特別な学びの場だけでなく、比較的軽度な障がいのある児童生徒も含め、全ての学びの場で行われることが大切であります。

したがって、通常の学級でも、発達障がいのある児童生徒への質の高い指導や支援を行うことができるようにする必要があります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、全ての教員の専門性を高めるための研修を行うとともに、発達障がいに対して専門性の高い教員の巡回支援や、必要に応じて特別支援教育支援員の配置についても助言するなど、支援を必要とする全ての児童生徒が適切な特別支援教育を受けることができるように、市町村教育委員会と連携し、努めているところであります。

○岩切達哉議員 支援を必要とするお子様には、適切な支援教育が行われるということが大事なポイントだというふうに思っておるんですけども、前回私は、この場で、特別支援教育の資格を持っている方が特別支援学級の担当をされる機会は3割程度だというようなお話をしました。ぜひ、そういう部分の強化と併せて、今後、体制強化を図っていただきたいと思いますのでございます。

このような発達障がい児に対する公教育の在り方について、さらに福祉と教育、そして家庭が連携していくトライアングルが大事ということで、文部科学省と厚生労働省では、トライアングルプロジェクトというのを発足させて、3者の一層の連携を推進することとしているところですが、今日段階の宮崎の連携の実態を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいのある児童生徒に対しましては、特別な支援が必要となった場合は、保護者と学校、福祉・保健機関関係者が、それぞれの役割を明確にしながら、連携して支援を行うことが重要でありまして、3者が十分に話し合いをした上で、個別の教育支援計画を作成することとなっております。

県教育委員会といたしましては、この個別の教育支援計画に基づきまして、保護者や福祉・保健関係機関と連携して支援を行うよう、各学校に対して指導を行っております。

さらに、お話がありましたトライアングルプロジェクトの重要性は承知しておりまして、国の研究機関の指定を受けまして、研究協力を行っているところであります。今後は、この成果を生かしながら、発達障がい教育の充実を目指してまいります。

○岩切達哉議員 3者が十分に話し合いをした上で、個別の教育支援計画を作成すると。このとおりに進んでいくことが、極めて大事なポイントでありますけれども、計画内容や、とりわけ合理的配慮の在り方について、学校と保護者の思いがすれ違うという場合に、どのように調整をしていくのか、その方法論について伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 合理的配慮についてありますが、まず学校が、本人や保護者の思

いを丁寧に聞き取るとともに、必要な情報を提供し、十分に協議した上で決定することとしております。

その際、保護者が納得できない場合には、各学校で指定しております特別支援教育コーディネーターや管理職など、複数の窓口を用意しまして、保護者の相談に丁寧に対応ができるようにしております。

さらに、話し合いの中で、より専門的な意見が必要な場合には、県が独自に配置したエリアコーディネーターや、特別支援学校のチーフコーディネーターなど、特別支援教育に関する高い専門性を備えた教員が各学校を訪問し、助言を行っているところであります。

○岩切達哉議員 御答弁いただいた内容は、確かにそのとおりでありまして、教育を提供する側のシステムとした各段階がつくられていて、それはそれで大変ありがたいんですけれども、そこには、やっぱり学校と保護者との間の信頼関係が十分にあってこそというふうになると思います。不幸にも、何がしかの事情でトラブルになって、学校側、教育を施す側の専門的な立場の人たちであっても受け入れ難いというような感情、保護者の立場になると、そういうこともあろうかと思えます。

支援計画は、保護者の同意なく作成されるべきでないという状況の中で、例えば、地域療育コーディネーターだとか、先ほど例にありました特別支援教育コーディネーター、それらの合議体というようなものが、学校長などに対して助言・指導できる機能、または保護者に対して、今度は逆に、合理的配慮の代替手段をお伝えし、了解を得る。そういう中立性と専門性と責任のある立場がつくられていくことが、学校にも保護者にもメリットがあるというふうに私

は考えているところですが、教育長の御所見をいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、各学校におきましては、本人、保護者の思いを受け止め、丁寧な対応を心がけておりますが、意見の一致が難しい場合もあります。

そのような場合には、各市町村や県が設置しております教育支援委員会において、段階的に相談を受けております。その際には、専門性のある方の御意見を伺うことが有効であると考えております。

そのため、県が設置している教育支援委員会におきましては、メンバーとして、大学教授や医師などの学識経験者の皆様にも入っていただいているところであります。

○岩切達哉議員 いろいろ出てまいりましたが、教育支援委員会というところまで到達いたしました。そこが、専門性と中立性というものが担保されて、機能が発揮されていく。また、実績を積んでいただくことが重要かというふうに思いますので、よろしく進めていっていただきたいと思います。

今、お話をさせていただいておりました、児童生徒の多くが利用する放課後デイサービスの利用者虐待について、福祉保健部長に質問をさせていただきます。

11月の新聞でございましたけれども、放課後デイサービス利用児童に対する虐待疑いのことが報道されました。宮崎市内の事業所における虐待の告白を取り上げておられましたけれども、現実に県内146か所運営されている放課後デイサービスにおいて、状況把握も難しいことと思います。

利用者は、訴える力が難しいことも多い子供でございますが、これをどのように把握に努め

ていかれるのか、福祉保健部長の御意見をいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 知的や発達障がいのある子供たちにつきましては、虐待を受けた場合でも、障がい特性によっては、第三者に訴えることが困難である場合や、自分のさされていることが虐待だと認識できていない場合が想定されます。

このため、事業所の管理者や職員をはじめ、主治医や教師など、子供たちに関わる多くの方々が兆候に気づくこと、そして、その立場を自覚し、ちゅうちょせず通報いただくことで、把握に努めたいと考えております。

具体的には、宮崎県障がい者権利擁護センター等を通じて、虐待が疑われる子供を発見した場合には、通報義務や相談受付窓口があることなどを広報・啓発してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 非常に難しい問題——密室的な部分でのサービス提供者からの虐待でございますから、なかなか困難な課題でありますけれども、困難ゆえ、ますます自治体、県の立場で御尽力いただきたい課題だと認識しております。

同様に11月の、やはりこれも新聞報道なんです、福祉施設職員らの障がい者虐待が最多となったという記事がございまして、これは県のまとめで、2019年度27件、その前年度は6件ということでございました。この記事に対する部長のコメントと今後の対策について、お聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 施設職員による障がい者虐待の認定件数につきましては、昨年度過去最多となったことを非常に重く受け止めております。虐待は、心身に重大な影響を及

ばず事案が生じるおそれもありますので、引き続き状況を注視し、適切な対応をしていく必要があると考えております。

具体的には、施設では外部からの目が届きづらいことから、職員等が通報しやすい環境をつくるとともに、虐待に対する意識の向上が重要です。

このため、通報を行った職員等に対する不利益な取扱いの禁止や、通報窓口の再周知を図るとともに、通報の義務やどのような行為が虐待に当たるのかなどについて、施設の管理者や職員に対し、しっかりと研修を行ってまいります。

○岩切達哉議員 子供が通う放課後等デイにしても、障がい者施設にしても、その内部で行われる行為でございますので、非常に難しい。非常に難しいけれども、解決していかなくちゃいけない課題だというふうに思いますので、ぜひ皆さんのお力を借りたいと思います。

次に、DVの問題を取り上げさせていただきます。

今月は、3月8日に国際女性デーという日を迎えます。女性の社会参加と地位向上を訴える日として、国連によって定められ、「ミモザの日」と呼ばれています。DV問題は、主に被害者が女性ということであって、この暴力の背景には、男女が社会の対等なパートナーとの認識に欠ける方々の出来事と、こういうことがあるようであります。

そのような問題を、警察本部長にまずお伺いいたします。

加害者の行為が、暴行や傷害など明らかに刑法に触れる場合もあると思いますけれども、警察のほうには、例えばいきなり保護を求めてこられる、そういう事例もあろうかと思えます。

そういう場合に具体的にどう対応するのか、お聞かせいただきたいと思います。

DV対応について、被害者保護の観点で関係機関とどう役割分担しているのか、警察本部長にお聞かせいただきたいと思います。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県警察における、配偶者からの暴力事案、いわゆるDV事案への対応に関しましては、被害者の安全確保を最優先に、事案の危険性、切迫性に応じて避難措置等の保護対策を行うとともに、事件化等の措置による加害行為の防止に努めているところであります。

特に保護対策につきましては、被害者の一時保護や、自立支援等への対応も必要となることから、女性相談所等と連携した取組を推進しております。

警察といたしましては、今後とも、関係機関と緊密な連携を図りながら、被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応に努めてまいります。

○岩切達哉議員 避難措置、保護するという、非常に難しい局面がいきなり発生するというのもあろうかと思えます。

DVに関連して、相談機関は複数ございまして、警察には警察の果たす役割があると思えます。

福祉保健部長に伺いたいと思いますけれども、DV防止法第3条に定めるところの配偶者暴力相談支援センターについて、全国に296か所あるそうで、各県、複数設置しておられます。県に1か所という県は、全国の中では僅かな数であります。九州でも宮崎県のみでございまして、隣県鹿児島では17か所、県が9か所、市町が8か所、配偶者暴力相談支援センターを設置しておられるということでございます。

県の福祉事務所や市の福祉事務所、そのほか指定をしていただいで、体制強化を図ってはいかがかと思えますけれども、福祉保健部長の御答弁をいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 配偶者暴力相談支援センターについてでございますが、法に基づいて、DVの防止及び被害者の保護を行っておりまして、本県では、女性相談所がその役割を担っております。

議員御指摘のとおり、市町村にセンターは設置されておきませんが、DV相談などの対応は、各担当課や社会福祉協議会等で行っているところでは。

県の女性相談所では、市町村や警察等で構成する「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を地区ごとに毎年開催するなど、関係機関の連携強化に取り組んでおきますが、市町村等の状況に応じたセンターの設置について協議してまいりたいと考えておきます。

○岩切達哉議員 看板が掲げられていることは、被害女性には大変心強いのではないかなという思いもございしますが、ぜひその効果等も十分御検討いただきたいと思えます。

DV問題の最後であります。そのとりでとして繰り返し要望しておりますところの、母子生活支援施設の県内設置でございます。全国230か所ほどと聞いておきすけれども、県内はゼロということになりました。この設置に向けた構想はいかかな状況でございましょうか。

急がないと、助けを求めても対応困難、また、思ったほどの支援が受けられないという経験をされますと、助けを求めることも諦めさせる社会となってしまう。

母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センターの一体的な設置運営まで、宮崎県における

DV相談の体制を前進させていただきたいと思えます。すけれども、福祉保健部長の御答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 母子生活支援施設につきましては、母子家庭の子育てと自立に向けた生活支援等を行う施設でございますが、県内の市町村においては、入所者数の減少等により廃止が相次ぎ、現在設置されていない状況であります。

こうした中、近年、全国の施設では、DV被害や障がいのある母子の利用が増加傾向にあることから、県では、令和2年3月に策定した「宮崎県社会的養育推進計画」におきまして、令和5年度までに県内に設置されるよう取り組むこととしておきます。

引き続き、市町村や社会福祉法人等の関係機関と意見交換などを行いながら、本県の状況に応じた母子の生活支援の在り方について、検討してまいりたいと考えておきます。

○岩切達哉議員 続いて、児童相談所の問題であります。

「児童相談所体制強化1年前倒し」と厚生労働省がおっしゃいまして、各県に児童相談所の体制強化を急ぐように求めておられます。これに対して、中央児相や都城児相では、担当職員を増やしていただくということで、大変感謝しております。

しかしながら、この児童相談所の問題は、中核市である宮崎市が1つ児相を持って、そこで根を張っていく専門職員がいるということが理想ではないかと思えます。

中核市たる宮崎市に児童相談所を設置していただくことが重要だと思えますけれども、部長の所見を伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中核市による

児童相談所の設置につきましては、母子保健や福祉、教育等の関係部門との連携の下、子育て支援から要保護児童対策まで、一貫した施策の実施が可能となる身近な相談窓口として、きめ細やかな支援の提供が期待されております。

国も、中核市児童相談所の設置に向け、財直面等の支援を拡充しておりまして、現在、全国で3市が設置しているところであります。

県としましては、児童虐待対応など、子ども家庭福祉の向上のため、宮崎市と連携しておりますが、引き続き、中核市児童相談所の設置に向けた協議も行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 いずれの課題も、検討を十分進めていただきたい、さらに早めに決断をお願いしたいという事柄だったというふうに思っております。

次に、性的同意年齢について伺いたと思います。これは、県民の皆さんと問題共有したい思いからの質問でもあります。

18歳未満の青少年に対する淫らな性行為、またはわいせつな行為は、青少年育成条例違反となり、禁じられています。一方、刑法では、13歳からは性行為に対して同意可能としています。この点が問題であって、この定めは明治時代の規定であって、今、その性的同意年齢を引き上げるよう求める声が高まっています。

12歳未満は、同意に関係なく強制性交等罪が成立いたしますけれども、13歳以上は同意の有無が問われ、加害者を罰してほしいということで、その罪の適用を求める場合、被害児童は、同意していないという申立てをしっかりと主張しなければならない。そうでなければ被害者と見られないという不条理がございます。被害の状況を思い出して二次被害に遭う、こんなことも

ありまして、性的同意年齢はもっと高くあるべきと思います。

このような刑法の規定の強化について、動きがあるところについての福祉保健部長の所見をいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 性犯罪につきましては、平成29年の刑法の改正によりまして、法定刑の下限の引上げによる罰則の強化や、被害者からの訴えである親告が不要となるなど、見直しが行われたところであります。

一方で、さらなる見直しが必要であるとの御意見などがあり、現在、法務省において、いわゆる性的同意年齢の在り方などについて検討が進められているものと承知しています。

県としましては、国の検討状況を注視するとともに、青少年健全育成条例の適正な運用などを通じまして、子供の保護に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 刑法の議論でございますので、部長答弁としては非常に難しい面もあるとは思いますが、ぜひ一緒に考えていきたいと思っております。

次いで、ギャンブル等依存症対策であります。

ギャンブル等依存症対策基本法が制定を求めていた「ギャンブル等依存症対策推進計画」について、宮崎県は全国の中で大変早く策定していただきました。担当当局の皆さんと、計画の審議に当たっていただいた関係者の皆さんに、敬意を表したいと思います。

この計画の中にもありますけれども、疫学調査の結果では、人口の0.8%と言われている依存症者、県に当てはめると7,000人という数字になりますけれども、実際に治療や相談に結びついているのは僅かでありまして、様々なトラブルを

そのままに生活をなされているということになります。

そこで福祉保健部長に、今回の計画策定の意義を改めてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成30年に制定されたギャンブル等依存症対策基本法におきましては、依存症の当事者やその御家族が日常生活を円滑に営むことができるよう、国等が支援することなどが基本理念とされておりまして、都道府県は、それぞれの実情に即した計画を策定することとなっております。

本県では、従来から、依存症の専門相談員の配置や、医療機関、当事者グループ等により構成される協議会の設置など、各種依存症対策に積極的に取り組んでおり、当該計画も、この協議会での検討を重ねながら、昨年12月に策定をしたところであります。

今後とも、計画に定めた施策を関係機関と連携しながら推進することによって、当事者の方々が必要な治療や支援を受けられるよう、取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 その専門相談員というのが、先ほどちょっと議論させていただきました、会計年度任用職員という処遇でございます。ぜひ、体制強化とは何なのか、十分御議論いただきたいと思います。

コロナ感染症に関連して、家庭の経済状態について伺いたいと思います。

介護保険の保険料の納付に関連して、10月の新聞でございますけれども、滞納者に対する差押えが過去最多となったという記事がございました。2018年度の実績でございますので、コロナとは直接関係いたしませんけれども、もともと年金から天引きができないほど困難な低額な方々ということのようであります。

社会保障の貧困を物語る数字なのでありますけれども、低年金な上、差押えするということがどうだろうと思ひまして、その実情をお伺いしたく、質問させていただきます。福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護保険の保険者である市町村につきましては、地方自治法に基づき、滞納者に対して差押えをすることができるものとされております。

国の調査によりますと、平成30年度における本県の差押えの人数は、県全体で137人となっておりますが、差押えに至るまでには、督促状の送付や電話、訪問による納付指導など、各市町村において必要な手続を経ているものと認識しております。

介護保険料の納付につきましては、災害等やむを得ない事情により所得が減った方に対する減免制度もございますので、県としましては、当該制度の周知を図るとともに、介護保険制度の適切な運営が図られるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

○岩切達哉議員 次いで、国民健康保険でございます。

昨年の収入を根拠に、今年計算して保険料を払ってもらった1年遅れの制度ゆえに、今の経済状態で、その納付状況に影響が出ているのではないかと思います。

家計の大幅な変化に対して、納付猶予などの方法もあるとのことですが、そのあたりの実情と、来年度の国保財政見通しについて、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今年度は、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方につきましては、一定の要件を満たした場合に国民健康保険税を減免できることとなっております。

て、保険者が減免に要した費用の全額について、国の交付金等により、財政支援がされることになっております。

保険者である市町村においては、こうした減免制度の周知を図るとともに、納付が困難な方について個別に相談に応じるなど、適切に対応されており、1月31日時点で延べ1,449世帯、約2億910万円の減免決定がなされております。

なお、次年度は、保険税の減収が見込まれておりますが、市町村及び県の国保財政運営に支障が生じないよう、県基金の活用などにより安定化を図ってまいります。

○岩切達哉議員 思っているより多くの方が申請をされて、2億円を超える減免がなされたということ、今、伺いました。やはり、このコロナが経済に対して直接影響を及ぼしている表れだろうと思います。

次に、それに関連して生活保護の質問をする予定でございましたけれども、午前中の来住議員からの質問と重なりますので、割愛いたします。

私からは、生活保護制度の利用者の立場、もう一つは、現場のケースワーカーの立場というものを、ぜひ、気持ちを踏まえてこの問題に対応いただけたらと思います。

話題を替えて、次の質問に移ります。

公共事業設計労務単価のことで、県土整備部長に伺いたいと思います。

議会が開かれるごとに、労務単価の引上げにより工事契約の額を変更することが多くありました。本人に支払われるべき賃金単価であるとして、雇用に関係する必要経費は別に計算されるということになっているそうですけれども、その賃金単価引上げが、現場での支払い実態をどう変化させているのか、実際の支払い実績の

チェックはどのようになされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、普通作業員を例にしますと、全国平均で1万8,895円に対して、宮崎県は1万6,400円です。これを全国並みに引き上げていくためにはどのようなことをすればいいのか、県土整備部長の御所見をいただきたいと思います。

○県土整備部長（明利浩久君） 国及び県においては、毎年、公共事業労務費調査を実施し、公共事業従事者に支払われます賃金の実態等を確認しております。

本県の労務単価は、この調査を踏まえ、国に準じて決定しておりまして、市場における賃金の変化を適切に反映した結果、議員御指摘のとおり、全国平均との格差はありますものの、9年連続で引き上げられたところであります。

また、労働者に対しまして適正な賃金が支払われますよう、県では受注者に対し、適切な賃金水準の確保を文書で要請するとともに、ホームページ等で幅広く周知を図っているところであります。

今後とも、中長期的な担い手の育成・確保につなげるため、現場労働者の処遇改善の重要性について、業界団体と認識の共有を図ってまいります。

○岩切達哉議員 この問題は、ぜひ積極的に進めていただきたい課題だと思います。

教育長に伺いたいと思います。

美郷町で義務教育学校が開校すると伺いました。この義務教育学校というものはどのような学校であるのか。これまで小中一貫校というのがございますけれども、その制度との違いなどをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 本県におきまして

は、これまで19の小中一貫校が設置されております。今回開設される義務教育学校と小中一貫校は、9年間の目指す子供像を共有して、一貫した教育活動を行うという点では同じであります。小中一貫校では、小学校と中学校のそれぞれで入学と卒業となるなど、あくまで別々の組織である小学校と中学校が、連携を基本とした教育を行っております。

一方、今回の義務教育学校は、平成28年4月から新たに制度化された学校でありまして、従来の小学校、中学校という校種で区分することなく、1年生で入学した後、9年生で卒業するなど、9年間の義務教育を完全に一つの学校として行うものであります。

○岩切達哉議員 9年生という学年が発生するということですね。一貫校とは違う制度であるということで、何らかのメリット、効果というものがあるから、選択されていることだろうと思います。まだ、いろいろと学ばせていただきたいと思います。

この義務教育学校とすることの効果というものについて、とりわけ、そこに通う子供たちの視点での効果というものを、教育長の立場からお教えいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 義務教育学校では、9年間を見通した長いスパンでの連続した教育活動が可能となります。

そのため、例えば、理解に時間を要する学習内容には、重点的に時間を配分することや、繰り返し指導することなど、柔軟なカリキュラムの編成によりまして、子供の学習意欲や理解度が向上するなどの効果が期待されております。

また、これまで、小学校、中学校がそれぞれに担ってきた業務を一つにまとめることで、業務の効率化が図られ、子供一人一人と向き合う

時間が増えることや、働き方改革につながるなどの効果も期待されているところであります。

○岩切達哉議員 義務教育学校が効果のあるものとするならば、よいことだと思いますので、今後また一緒に学ばせていただきたいと思っております。

最後の質問といたします。中学校と高校が一体となった五ヶ瀬中等教育学校でございますけれども、年末、この学校の生徒たちが利用する生徒寮において、浴槽からレジオネラ菌が検出されたということでございます。これを受けての対策はどう講じられたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、昨年12月、五ヶ瀬中等教育学校生徒寮の浴槽から、基準値を上回るレジオネラ菌が検出されました。

冬季休業中で、既に生徒は帰省していたため、早急に保護者へ生徒の健康観察を依頼しまして、健康被害がないことを確認したところであります。

施設については、保健所の指導を受けながら、配管の洗浄や浴槽の消毒などの対策を講じたところでございます。

新学期開始後は、シャワーによる対応をしておりましたけれども、再検査の結果、陰性であったことから、1月17日から浴槽の利用を再開しております。

生徒寮は、複数の生徒が日常生活を送る大切な場所でありまして、今後とも、衛生面には十分配慮し、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

○岩切達哉議員 レジオネラは、日向でも浴槽から発見されて、被害に遭われた方が出た菌であります。これは、学校のほうで定められた定

期検査を丁寧に実施しておられたからこそ発見されたというふうに伺っております。その地道な作業をしてこられたということの評価させていただきたいと思ひますし、教育施設には、見えない危険箇所が多数あることと存じますので、今回のように丁寧に対応される姿勢で進めていかれることをお願いして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時9分散会

3 月 2 日 (火)

令和 3 年 3 月 2 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
33 番	日 高 博 之 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)
欠席議員 (1名)	
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
選 挙 管 理 委 員 長	茂 雄 二
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。一般質問に入りたいと思います。

令和2年度は新型コロナウイルスという未知のウイルスに世界の人々が翻弄され、東京オリンピック、パラ大会が延期、本県での開催予定でありました国文祭・芸文祭も延期になるなど、今なお世界中で感染の拡大が続いております。県民生活や地域経済にも大きな影響が出るなどで、一日も早くワクチン接種の効果が現れ、収束することを願っております。

本県でも、年明け早々に急激な感染が拡大し、独自の緊急事態宣言が発令され、大変な局面での対応が求められました。医療従事者の皆さんが、昼夜を分かたず最前線で対応していただいたことに対し、感謝申し上げます。

社会が機能する上で必要不可欠な仕事をして働く方々のことを「エッセンシャルワーカー」というそうでございます。医療や物流を担う方々、交通機関や通信などで働く方々のことです。読売新聞が、「コロナと闘う 私の物語」と題した5回連載の記事で、医療現場で働く看護師さんの苦悩を伝えています。公立病院で働く幼い子供を持つ若い看護師さんは、ある日突然、看護師長から「この病棟でコロナ患者を受け入れることになりました」と告げられます。その人は、自分の勤務する病院が感染症ケアをするなど少しも考えたことがありませんでし

た。最初に頭をよぎったのは、幼い子供のことです。もし自分が感染したら、誰が子供の面倒を見てくれるのだろうかということです。子供のためにも感染するわけにはいかない。でも、もしできるなら担当から外してもらいたかった。その病院は志願制でなかったために、その看護師さんは子供のことを気にしながら勤務したそうです。ふだんなら、母親が保育園に迎えに行けば、園庭で遊んでいた子供は大喜びで駆け寄って抱っこをせがみます。でも、コロナ患者をケアしながら働いている今は、すぐに子供を抱きしめることはできません。マスクをして、手の消毒をしてもためられたそうです。話をするときもマスクを外すことができず、添い寝をするときも、無意識に子供から顔をそむけてしまったということでございます。幼い子供を抱えて働く看護師さんたちは、細心の注意を払いながら子育てと仕事を両立させていたそうです。

病院では、感染しないよう細心の注意をしながらコロナ患者のケアに当たる。家では、家族に感染させないよう細心の注意をしながら家事を行う。病院でも家庭でも緊張の糸を緩めることはできません。ぴんと張り詰めて切れそうな糸、折れそうな心をぎりぎりのところで踏みとどまって、看護師さんたちはコロナ患者と向き合っていたそうです。つらい思いを抱えながら、なすべき仕事として多くのエッセンシャルワーカーが働いているのです。

今回のパンデミックは、このようなエッセンシャルワーカーの方々のおかげで日本経済が回っているということ、また、貴い命が救われているということに感謝し、こうした感染リスクを冒してまで働いている人々がいるという現実を知ること、大変有意義なことだったと考

えさせられます。本県でも同じような状況があったのではないかと想像できます。

そのような中、本県では高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、発生農場での殺処分や埋却など、緊急事態にスピード感を持って対応されました。この作業に当たられました県職員、自治体職員、自衛隊、建設業協会などの、協力をいただいた皆様方に深く感謝申し上げます。

まだまだ油断ができない状況が続きますが、引き続きよろしくようお願い申し上げまして、質問に入ります。

では、まず知事にお尋ねいたします。

全国知事会の常任委員会委員長としての活動と成果についてであります。このことにつきましては、自民党の濱砂、日高両議員の代表質問でも述べられたところではありますが、知事は昨年11月、全国知事会の地方税財政常任委員会委員長に就任されました。全国知事会の常任委員長で、しかも税財政という主要ポストでありますので、大変な御苦労もあろうかと思えます。

しかし、地方税や地方交付税といった、県や市町村の財源に関する委員会でありますので、高速道路などのように、具体的に成果が見えるものではありません。県民の皆さんも、活動状況が分かりにくいと感じていらっしゃるのではないのでしょうか。

昨年の11月から12月にかけて、知事は、武田総務大臣、自民党の下村政調会長をはじめ、実に多くの政府・与党の要人にお会いになり、その数は延べ70人にも及んでいるということでございます。

税財政の常任委員長の活動は、まさに地方の屋台骨を支える縁の下の力持ちで、目立ちこそしませんが、全国の地方自治体の運営そのもの

に関わる非常に重要なものであります。知事には、その活動などについて分かりやすく伝えていただきたいと思えます。

我々議員も、また多くの県民も、河野知事の活躍に期待しておりますので、地方税財政常任委員会委員長としての活動と成果についてお尋ねします。

以下の質問については質問者席で行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

御指摘のとおり、地方税財政は地方自治体の運営を支える、まさに「屋台骨」でありまして、昨年11月の委員長就任以来、国の予算などに反映されるよう、すぐさま政府や与党幹部に何度も足を運び、全国47都道府県、1,700余の市町村の様々な実情、また切実な声を届けてまいりました。

こうした活動が、新型コロナ対策の交付金や、国土強靱化の予算の増額確保などにもつながったものと考えております。また、税収等が大きく落ち込む中で、近年では最高水準となる17.4兆円の地方交付税を含む一般財源総額が確保され、地方消費税等の減収を補う地方債については、過去に例のない特例的な発行等も認められたところでもあります。

これらによりまして、本県では、令和2年度の歳入不足を防ぎ、令和3年度予算案の円滑な編成ができたほか、全国の自治体でも大きな助けになったものと考えております。

今後、税収等の見通しの不透明さが増す中、財源の確保・充実はますます重要になってまいりますので、地方の適切な行財政運営を確保できるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。 [降壇]

○窪菌辰也議員 本県の令和3年度の予算案は、前年度と比べて増額予算となっております。

新型コロナウイルス感染症対策としては、159億6,610万円の医療提供体制強化事業等を計上されているほか、感染拡大防止対策、地域経済の再生に向けた需要回復に係る事業等を計上されています。

このほかにも、若者の県外流出や少子化等の人口減少対策、ポストコロナを見据えたデジタル化の推進等にもしっかり取り組んでいく必要があります。

また、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、本県の強靱化は欠かせないものであり、これらの対策には多額の予算が必要となると思います。

新型コロナウイルスの影響で、地域経済活動の縮小、事業所の廃業などが懸念されておりますが、県税収入の減少も懸念されており、本県財政に支障がないか心配なところであります。

先ほど、知事からは、地方税財政常任委員会委員長としての活動が、新型コロナウイルス対策や国土強靱化の予算の増額確保につながったとの答弁がありました。本県の予算についてどのように対応されるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和3年度当初予算案におきましては、新型コロナウイルス対策に204億円を計上しておりますが、その財源として、国の緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金を活用しております。

また、県土の強靱化につきましても、国の5か年加速化対策を踏まえ、当初予算と令和2年度2月補正予算を合わせて、これまでの強靱化関連予算を単年度ベースで大きく上回る378億円

を計上しておりますが、予算編成に当たりましては、財源として、国庫支出金のほか、後年度交付税措置のある有利な地方債を活用しているところであります。

当初予算は、前年度比2.1%の増となり、4年連続の増予算となっておりますが、これらの財源を活用することにより、財政の健全性の維持にも努めたところであります。

○窪菌辰也議員 自然災害など、この先何が起るかわからない中で、基金は大事な財源であります。コロナ禍における税収減に苦しむ中、国からの交付税などの活用で、規律ある財政運営が維持できますようお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

それでは次に、2050年二酸化炭素実質排出ゼロ、ゼロカーボンについてお伺いいたします。

これについては、昨日の右松議員の質問とかぶる部分があると思いますが、よろしくお伺いいたします。

菅義偉首相は昨年10月に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言いたしました。国では、令和2年度の第3次補正予算で、「グリーンイノベーション基金」として2兆円の基金を造成し、技術開発から実証・社会実装まで一気通貫で支援を実施することとしています。

また、「グリーン成長戦略」では、2035年までに新車販売で電動車100%を実現するなど、高い目標を設定し、あらゆる施策を総動員することです。

今議会に提案されております第四次宮崎県環境基本計画では、「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクトや、ゼロカーボン社会に向けての施策が盛り込まれていますが、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けて、本県におけ

る2050年の温室効果ガス排出量、削減量及び森林等吸収量をどのように見込んでおられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 2017年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で約1,059万トンで、第四次宮崎県環境基本計画では、今後、人口減少に伴い、2050年には約850万トンになると推計しております。

これを、太陽光などの再生可能エネルギーの導入拡大や高効率な空調機への更新などの省エネルギーの推進により、約520万トンさらに削減し、残りの約330万トンにつきましては、森林等吸収量を確保することにより、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしていきたいと考えております。

○窪菌辰也議員 実質ゼロに向けて温室効果ガス排出量を削減するためには、いろんなアプローチがあると考えられますが、蓄電池の開発、乗用車の電動化及び次世代型太陽光発電など、国として取り組まなければならないものがある一方で、地域の特性を生かし、本県としても削減に向けた行動をしなければならないと思います。

そこで、ゼロカーボン社会づくりに向けて、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするため、県では、引き続き、エネルギー使用量の多い事業者への温室効果ガス排出量の報告の義務づけや、太陽光、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組みますとともに、森林吸収量を確保するため、除間伐などの森林整備によるCO₂吸収機能の高い森林づくりを進めることといたしております。

また、来年度からは、市町村等に対する再生可能エネルギー導入へのアドバイス事業などにより、温室効果ガス排出削減に努めることといたしております。

さらには、こうした取組に加えまして、国のエネルギー基本計画の見直しなどの動きにも的確に対応しながら、ゼロカーボン社会づくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 環境省では、ゼロカーボンシティの実現に向けた支援策として、ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体が抱える課題に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、整備等導入支援の3つの類型の支援を段階的に実施することで、地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域主導の再エネ導入拡大による地域経済循環の拡大や、レジリエントな地域の構築を図るとしています。

このため国では、令和3年度当初予算として「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」を計上しており、地域の再エネを最大限導入するための計画づくりや、地域の状況に応じた再エネ等の自立、分散型エネルギー導入など、ソフト・ハード面からの支援を行うこととしています。

そこで、実質ゼロの実現に向け、国の支援策の活用について、県の考え方を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘の「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」には、自治体における脱炭素化のための基礎情報を整備・提供する事業をはじめ、災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援する事業など、6つの事業の概要が示されてお

ます。

県といたしましては、今後、国から示されます支援メニューの詳細な内容について、情報収集にしっかり努めますとともに、利用可能な支援策等につきましては、県のみならず市町村等での活用も図り、実質ゼロの実現を目指してまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 先ほど述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症と気候危機とも言われる気候変動問題は、ともに人類にとって重大な脅威であるとされています。異常気象による被害では、農林水産業、自然災害、熱中症など健康面での悪影響が、過去5年間に地球温暖化が関連していると見ている自治体が約8割に上ると、毎日新聞が実施したアンケートで判明いたしております。

政府は、地球温暖化対策推進法を改正し、温室効果ガス排出の50年実質ゼロの数値目標を明記する方針であり、50年までに脱炭素社会実現へ国全体で取り組むとしています。

本県でも、ゼロカーボンシティ実現のため、国の支援策として、地域における温室効果ガスの大幅削減と地域による再エネ導入拡大で、レジリエントな地域づくりを進めるべきだと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思っております。

次に、廃棄物再資源化推進事業でございます。今議会に提案されております来年度当初予算で、「廃棄物再資源化推進事業」が掲げられております。この事業に関連する事項につきまして、幾つかお尋ねいたしたいと思っております。

次期第四次宮崎県環境基本計画(案)を見ますと、循環型社会の形成だけでなく、様々な分野において、幾つもの数値目標が掲げられております。

その中で、「みやざきリサイクル製品」の認定数について、令和12年度には200製品にするという目標が掲げられています。私は、循環型社会の形成に向けて、廃棄物を出さないようにするだけではなく、廃棄物を資源として有効に活用していくことが大事なことだと考えております。

そこでまずお伺いします。「みやざきリサイクル製品認定制度」とはどのようなものか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 「みやざきリサイクル製品認定制度」は、平成22年度から、現在の一般社団法人宮崎県産業資源循環協会が独自に製品の認定を行っていたものを、製品の認知度向上や利用拡大を図りますため、令和元年度から、県の制度として取り組むこととしたものであります。

この制度は、廃棄物等の発生抑制やリサイクル産業の育成などを目的として、安易に捨てられがちな資源や廃棄物を、事業者等が再利用、再生利用し、製品化したもののうち、重金属などの有害物質が含まれていないなどの一定の基準を満たす安全・安心な製品を認定するものでありまして、現在の認定数は111製品となっております。

○窪菌辰也議員 もともとは民間団体の制度を令和元年度から、今度は県の制度として取り組まれるということでございます。安心・安全な111製品を認定しているということですか。

次にお伺いしますが、「みやざきリサイクル製品」としてどのようなものが認定されているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 「みやざきリサイクル製品」には、火力発電所から生じる灰をコンクリートに調合し、一般の製品よりも耐

久性を高めた側溝やブロック、ビルの解体などから生じる廃コンクリートを粉砕した路盤材などの建設用資材があり、それらが全体の9割を占めております。

このほかに、原木市場などの集積場から排出される樹皮や、放置竹林の竹を堆肥化した肥料、使用済みペットボトルを原料とした卵用包装容器などが認定されております。

○窪菌辰也議員 建設用資材が全体の9割を占めているという御答弁をいただきました。私を含め、県民が資源の再循環を実感できる製品が、これから増えていけばいいなと思っているところでございます。

先ほども少し触れましたが、県は、「みやざきリサイクル製品」の認定数を、令和12年度には200の製品にする目標を掲げられています。

そこでお伺いしますが、「みやざきリサイクル製品」の認定数を200製品とするためにどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 計画の目標達成につきましては、新規認定品の拡大や現在の認定品の継続はもとより、品目の偏りの解消や認定製品の利用拡大を図る必要があると考えております。

このため、まず新規認定品の拡大等に向けましては、議員御質問の事業によりまして、来年度から、認定に当たり必要な検査機関の安全証明書発行に要する費用の一部を支援し、事業者等の意欲を高めることといたしております。

また、認定品目の偏りの解消に向けましては、企業等に対し、製品の登録や開発の働きかけを行い、県民に身近な製品などの掘り起こしを行うことといたしております。

さらに、認定製品の利用拡大に向けまして

は、引き続き関係機関と連携し、展示会への出展やパンフレットの作成などにより、県民や企業に周知をしております。

こうした取組を積極的に推進し、目標を達成したいと考えております。

○窪菌辰也議員 来年度からは、製品の安全・安心のための検査費用の一部を県が負担されるということですが、目標を達成するためには、企業のリサイクル意欲を失わせないようにすることが大切だと思います。

「みやざきリサイクル製品」の認定に当たっては、廃棄物の再利用、再生利用から、それら製品を製造する施設も必要になってまいります。

県では、それらの施設の整備について支援することとしております。そこで、廃棄物再資源化推進事業における廃棄物再資源化施設整備支援についてお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の事業は、これまで、新規の処理方法や先導的な技術を有する施設の整備等を行う排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して支援を行ってきたものでありますが、本県の産業廃棄物の再生利用率が36.2%と伸び悩む中で、最終処分量の多いガラスくずや廃プラスチックなどの再生利用をいかに図るかを課題と捉えまして、内容の見直しを行ったものであります。

具体的には、来年度からは、太陽光パネルやプラスチックなど特定の産業廃棄物の再資源化のための施設整備や、廃棄物等のリサイクルのために研究開発された新技術の実用化に必要な施設整備等を対象に支援することといたしております。

こうした支援によりまして、廃棄物等の再資源化を図り、持続可能な循環型社会の形成に努

めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 県内には、太陽光発電事業用の太陽光パネルが、一般家庭用、あるいは事業用として数多く設置されております。

事業として行う企業の中には、零細なところも多いと耳にしております。このため、電力の固定価格買取制度の買取り期間終了後、太陽光パネルを廃棄することができない企業が出てくるのではないかと懸念しているところでありませ

国では、そのようなことを避けるため、廃棄物費用の積立ての義務化について検討されていると伺っておりますが、県におかれましても、今回お尋ねしました事業などを通じて、太陽光パネルを処理しやすい環境を早めに整備していただきたいと思っております。

次に、資源循環型林業についてでございます。

2月8日の宮日新聞では、「再造林率伸びず75%」という記事が掲載されました。19年度、県内の主伐面積は、過去最多の2,829ヘクタールで、山の荒廃を防ぐための切って植える循環型林業をいかに進めるかが問われているとあり、また、「伐採可能な森林資源量の減少は、29年連続の「スギ丸太生産量日本一」を支える林業県の土台を将来的に揺るがす恐れがある」とも書かれてありました。

県では、第八次宮崎県森林・林業長期計画において、素材生産量の目標を190万立方メートルとしておりますが、これは丸太の材積であり、国有林部分と民有林部分の合計ということになります。このうち、民有林において、毎年、丸太材積を立木に換算した143万4,000立方メートルの杉・ヒノキを伐採するとともに、再造林率

を80%と設定し、36年生以上の伐採可能な資源量についてのシミュレーションを行ったとのこととであります。

そこで、第八次宮崎県森林・林業長期計画の目標に応じた伐採及び再造林を続けた場合、計画の目標年である10年後、さらには50年後の資源量はどの程度確保できるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 長期計画では、将来的に人口減少等に伴います木材需要の縮小が見込まれます中、素材生産の目標は据え置いた上で、民有人工林の杉・ヒノキについて、伐採や再造林に不向きな急傾斜地等を除いた85%の森林を対象に、伐採可能な資源量のシミュレーションを行ったところとあります。

これによりますと、令和元年度末では、年間伐採量の60年分に相当する8,300万立方メートルの資源量がございしますが、目標の再造林率80%で推移しますと、10年後までは現在とほぼ同程度で、50年後には約8割に当たる6,800万立方メートルの資源量となり、現在の年間伐採量の50年分相当が残っていることとなります。

現在の再造林率75%は、全国と比較しますと高い水準にありますものの、目標には届いておりません。持続可能な森林・林業、木材産業を目指す本県にとりまして、資源の確保は大変重要でありますので、今後とも、国や市町村、森林組合等と連携しまして、再造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 苗のほうでございしますが、資源循環型林業の実現を図るためには、先ほど答弁がありましたように、しっかりと再造林に取り組む必要があります。再造林に必要な杉等の苗木についてであります。県内では、生産者の苗畑で生産される従来の苗木に加え、近年、

植付けが容易で、活着がよく、1年を通じて植栽が可能なコンテナ苗の生産も進んでいるようです。

林業の現場では、林業従事者の減少による担い手不足などが懸念されており、コンテナ苗のような効率的に植栽することが可能な苗木による再造林の推進が重要であると考えます。

そこで、本県の杉苗生産の現状と、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県では、令和元年度、568万本の杉苗木が生産され、県外にも67万本を出荷する全国一の産地となっており、その中で、コンテナ苗は生産量全体の4分の1を占めております。

今後とも、本県が産地を維持し、また適切な再造林を推進するためには、需要の増加が見込まれますコンテナ苗などの生産者の規模拡大や、担い手の確保などが課題であると考えております。

このため、これまでもコンテナ苗につきましては、ハウス等の施設整備への支援や、新規参入に向けた試験生産経費の一部補助を行ってきたところではありますが、来年度からは、これらに加えまして、初期成長が早く、下刈り期間の短縮が期待されるエリートツリーの母樹園造成や、本県の杉の特徴であります花粉の少ない苗木の県外への販路拡大に向けた市場調査や、モデル出荷などにも取り組むことといたしております。

今後も、こうした取組により、苗木の安定供給体制の整備や苗木生産の成長産業化につなげてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 循環型林業については、高千穂町の工藤謙一さんという方が、24日の宮日

「窓」の欄で「循環型林業へ択伐取り組む」として紹介されました。4世代で100年杉の森を造ることができたといった内容で、循環型林業の大切さを述べられていました。針葉樹は植栽から伐採まで40年から50年の期間を要します。その間、下刈りから除伐など長期間の労力と時間を必要とします。

山の担い手不足、作業員の高齢化など再造林が進まないなど問題もありますが、様々な工夫をもって、本県の山林が持続可能な開発目標（SDGs）の達成へ少しでも貢献できますよう、さらに推進方、お願いしたいと思います。よろしくお祈りしたいと思います。

次に、自給粗飼料の件でございます。安定確保についてお伺いいたします。

先日の日本農業新聞で、新型コロナウイルス感染症の影響による船便の遅れで、牛の粗飼料である乾牧草類の輸入が滞り、国内での供給に逼迫感が出ているとの報道がありました。輸入粗飼料の逼迫感が出ている地域は、本州が中心で、粗飼料の自給率が高い本県では、現在のところ問題はないようではありますが、本県でも今後、動向を注視していく必要があると考えています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、海外での情勢変化に左右されない、国産の自給粗飼料をしっかりと確保していくことが重要であります。国内でも県内でも、引き続き自給粗飼料を安定して確保していく体制が必要であると考えます。

一方で、畜産の現状を見ますと、高齢化や飼養規模の拡大等で、なかなか自給粗飼料の生産に労力が割けないといった課題もあり、飼料生産部門の分業化、つまり、飼料生産を受託するコントラクター組織の体制強化が必要であると考えます。

そこで、自給粗飼料の安定確保に向けたコントラクター組織の育成・強化について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県内では、46のコントラクター組織が活動しており、飼料生産の受託面積は約4,000ヘクタールまで増加するなど、飼養規模の拡大と高齢化が進む畜産経営での自給粗飼料の安定的確保に向けた分業化におきまして、大変重要な役割を担っております。

一方、オペレーター不足や農地の点在による作業効率の悪さ、さらには作業時期が重なるなど、組織運営上の課題もあり、これ以上の面積拡大は難しいとの声も聞かれております。

このため県では、オペレーターの育成や農地の集積・集約による作業の効率化を進めますとともに、今議会でお願しております「牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業」により、コントラクター利用による経営的メリットのPRと併せまして、受託圃場ごとの管理を見える化し、組織間での作業調整等による受託面積の拡大など、コントラクター組織の育成強化に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 今後、高齢化、あるいは規模拡大の対策としての大きな戦力となるコントラクターであります。今後ともよろしくお願したいと思っております。

次に、県立学校での新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

昨年末に県立高校の部活動で集団感染が発生しましたが、子供たちへの誹謗中傷がなかったか、不安に思ったところです。いかなる場合でも、誹謗中傷や不当な差別・偏見は決して許されるものではありません。

いまだ経験したことのないコロナ禍におい

て、私たちの命を守るために第一線で奮闘されている医療・介護・福祉関係者やその家族に対し、誹謗中傷やSNS上での心ない書き込みなどが見られ、当事者の方々が深く傷ついておられるようでございます。

学校には、そのような方々の子供が在籍していると思いますが、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の防止や、偏見、差別等に対する県教育委員会の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会や学校では、感染した生徒個人が特定され、傷つくことがないように、公表の内容や方法について必要な配慮を行ってまいりました。

また、全ての公立学校に対しましては、誹謗中傷の防止に関する文書を発出しまして、指導の徹底を図るとともに、児童生徒及び保護者向けに資料も配付するなど、未然防止に向けた啓発を行ったところであります。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員いたしまして、各学校における教育相談体制を充実いたしました。

さらに、これまでの電話相談に加えまして、新たにSNS相談窓口の設置を進めるなど、子供たちが学校以外でも相談できるような体制づくりに努めてまいります。

○窪菌辰也議員 コロナ誹謗中傷。県では24日、県内31団体の出席の下、「コロナ差別・中傷を許さない」としたオール宮崎での共同宣言が採択されました。シトラスリボン運動もその一つであろうとされているところです。

また、昨日の宮日には、施設での誹謗中傷があったといった記事がありましたが、今回の共同宣言のとおり、県民が心をつなげて差別や誹謗中傷をなくし、オール宮崎でこの国難を乗

り越えていくことが、宮崎の力を示すことになろうと思います。

未然防止について、今後とも、ひとつよろしくお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

次に、第3波においては、福祉施設や繁華街の飲食店におけるクラスターの発生が見られ、県独自の緊急事態宣言を発令、対策が講じられました。

クラスターの種類として、医療・福祉施設を除くと飲食関連が最も多く、感染経路不明のものでも、その多くは飲食店経由であるとの国の専門家の見解もあります。そのため、感染を拡大させないためには、飲食店でのクラスター発生防止が非常に重要であると思いますが、第4波に向けた感染拡大防止対策の推進として、飲食店でのクラスター発生を防ぐための「新型コロナ対策「ガイドライン」等普及定着事業」では、何に、どう取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本事業におきましては、飲食店等の営業施設に食品衛生協会指導員が巡回しまして、各営業施設に配付しておりますチェック表に基づき、ガイドラインの遵守状況を確認することで、飲食店における感染拡大防止を図ることとしております。

また、飲食店の利用者である県民に対しても、会食時における「みやざきモデル」など、新しい生活様式をさらに定着させていくことが、感染拡大防止対策として大切であると認識しておりますので、大型連休やお盆など、人の動きが活発になる時期に合わせて、CMや新聞などにより、繰り返し啓発をしております。

○窪菌辰也議員 予防接種が始まりましたが、始まったといっても、高齢者や一般県民に届く

のはまだまだ先のようにあります。さらには、感染力が強いと言われる変異株の感染も心配されるところでございますので、しばらくはまだガイドラインを遵守するなど、新しい生活様式が定着するまで、ガイドラインの普及促進には積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

引き続き、福祉保健部長にお伺いします。

現在、小林保健所長は都城保健所と兼務になっていますが、コロナ禍において、西諸・北諸地域で同時に感染が発生したこともあり、対応がどうだったか気になりました。

そこで、年末年始のコロナ発生時における小林・西諸地域の保健所対応について、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 年末は、小林・西諸地域の感染者はほとんどありませんでしたが、年始には感染者が増加したことから、保健所の対応として、都城保健所に他の保健所長2名が応援に入りまして、小林保健所には元の都城保健所長が常駐するなど、連携して体制を強化しまして、感染拡大防止に全力で当たったところでございます。

また、迅速な検査を支援するため、本庁や小林市の職員が応援に入り、感染拡大の収束に向けて取り組んだところでもあります。

今後とも、保健所が感染防止対策に取り組むために必要な職員の応援態勢など、市町村や関係機関の協力を得ながら、その機能の強化に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 今後とも、ひとつ連携を取って、よろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。

実は、今年の1月7日の朝、私は次のような電話を受けました。「私はコロナの濃厚接触者

です。発熱などの症状があるが、どこに相談していいのかわからない。小林保健所は年末・年始は休みだったので、紹介された受診・相談センターでは、かかりつけの病院へ行ってくださいと言われていましたが、かかりつけがなかったため、病院を複数紹介されただけだった」といった電話だったと思います。濃厚接触者に当たる場合は、保健所が疫学調査から特定した個人に連絡をしています。また、発熱などの症状がある方は、まずは医療機関に相談して受診することを勧めています。

今後、小林・西諸の住民にとって不安がないよう、これらの情報を広報・周知するなど、さらに徹底した対応をお願いしたいと思っているところでございます。なかなか、どこに相談に行っているのかというのが見えない、分からないというのが多いようでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、人口減少問題でござひます。

本県では、人口減少問題が県政の重要課題に位置づけられていますが、本県で生まれた子供の数は、平成元年には1万2,914人だったのが、令和元年には8,043人となり、この30年間に1年間の出生数が4,871人も減ったこととなります。35人学級で換算しますと、139クラスが減ったこととなります。

県では、令和3年度当初予算(案)の人口減少対策では、令和元年度に創設した総額30億円の基金等を活用し、146事業を提案。社会減・自然減による人口減少抑制や、本県の未来を支える人材の育成、確保に関する取組を加速するとしています。

今議会に、少子化対策の一環として「あったか「ひなた」不妊治療応援パッケージ」という不妊治療支援策を打ち出されていますが、その

中で新たな取組である「不妊治療支援環境づくり事業」の目的とその内容について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) これまで、県におきましては、不妊治療に対しましては特定不妊治療費の助成などを実施してきたところであります。

しかしながら、不妊治療を受ける方々にとっては、こうした経済的な支援だけでなく、周囲の温かい支えが必要であると認識してあります。

このため、不妊治療支援環境づくり事業において、広く県民を対象に、不妊治療に関する理解を深めるとともに、不妊治療に取り組む方々を社会全体で温かく見守り、応援していく機運を醸成していくための啓発を行うものであります。

県としましては、この事業も含め、不妊治療支援に関する事業や取組を一体的にまとめた「あったか「ひなた」不妊治療応援パッケージ」によりまして、不妊症で様々な悩みを抱える方々を総合的に支援し、少子化の改善につなげてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、来年の出生数が例年以上に減る可能性があることが分かったと発表いたしました。全国で、昨年までは90万人台を割っていた出生数は、今年は80万人を切るの見方をしてあります。

妊婦の感染リスクや収入減が産み控えに影響したと見ており、本県においてもその影響はあったと思われます。結婚・出産・子育てができる環境を整備することにより、出生率の向上を図っていくことが求められてあります。

本県が将来にわたって活力を維持できる地域

づくりを進めるため、今後とも人口減少対策に努めていただきたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

以上、申し上げましたことをよろしくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

私にとりまして今年2021年最初のうれしい話題は、私の母校、創価大学の駅伝部が第97回箱根駅伝におきまして、往路優勝、総合準優勝という開学以来の快挙を成し遂げたことであります。戦前の予想を大きく上回る後輩の活躍をたたえるとともに、本県御出身の榎木和貴監督の御尽力には、卒業生の一人として心から敬意を表するものであります。

東京の八王子にあります創価大学のキャンパスには、「周桜」と名づけられた一本の桜の木があります。それは今から46年前、母校の創立者と、当時既に病床にあった晩年の周恩来の会見に由来します。人民中国からの記事を引用しますと、

1974年12月5日の夜、周総理は病気を押して、2度目の訪中をしていた池田大作氏と会見した。会談の中で周総理は、「50年前、桜が満開のとき、私は日本を離れました」と、昔を振り返った。それに対して池田氏は、「桜が満開のとき、かつて住んでいらっしやったところを再びお訪ねください」と言うのと、周総理はこう答えた。「そうありがたいのですが、恐らく実現は難しいでしょう」

会談は30分ほどの短いものだったが、周総理の中日友好に対する熱意は、池田大作氏に

とって一生忘れることのできないものになった。当時は中日両国が国交を回復したばかりで、人々はどのように両国間の交流を進めていけばよいか分からなかった。

中日両国の努力で1975年、中国で最初の国費留学生6人が創価大学に留学した。池田氏は周総理をしのぶ気持ちと中日友好の象徴として、中国の留学生たちに、桜の植樹と、その桜に「周桜」と名づけることを提案した。

1976年1月、周総理は亡くなった。そして、創価大学の「周桜」は、周総理を永遠にしのぶ象徴になった。

と、この桜の木にまつわるエピソードがつづられています。

以来、創価大学では、学生らの手によって「周桜観桜会」が毎年春に盛大に開催されており、一昨年、40回目を数えました。

また、周恩来の故郷・江蘇州に開学した恩来幹部学院との交流も進められ、昨年1月、最初に中国で新型コロナウイルスの感染が拡大した際には、創価大学から2度にわたってお見舞いの手紙が出され、その後、日本国内で感染拡大が深刻化し、医療物資が不足していることが伝わると、学院の関係者が各所へ調達に回り、集められたマスク5,200枚と非接触型の体温計4台が、恩来幹部学院から創価大学へと届けられました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった昨年来、日中両国間では、マスクやゴーグル、防護服などの医療物資が日本から中国へ、その後、中国から日本へと、主に友好都市や姉妹都市の関係を結ぶ都市の間で相互支援が行われました。特に中国では、日本から届けられた物資と一緒に「武漢頑張れ!」「中国頑張れ!」との応援メッセージとその行動に対し

て、中国外務省が、「日本の皆さんからの温かい支援と励ましの言葉に、心から感謝します。私たちは感動しています。この御恩は決して忘れません」と公式にツイートするなど、日本に対する強い感謝の意を表す反応が多く見られました。

本県におきましても、丸山議長が会長を務められます県の日中友好協会と宮崎市日中友好協会から、医療用手袋2万枚とマスク3,000枚が昨年2月に武漢市へ、宮崎市からも、友好都市盟約を結ぶ遼寧省の葫蘆島市へ、マスク1万枚と防護服100着が、中国語で「葫蘆島頑張れ！」と記されたメッセージと一緒に届けられました。

近年の米中対立などを背景にした「反中」や「嫌中」の国際世論がある一方で、新型コロナウイルス感染症を、国や立場を超えた共通の乗り越えるべき課題として、日中両国の間で、相手を思いやる真心の交流が行われたことに、私は、ポストコロナ時代の両国の関係発展に少なからぬ希望の光を見る思いがした次第です。

1月7日、県独自の緊急事態宣言を発令する際に、知事は「心をついに」という表現で、県民へ理解と協力を呼びかけられました。

感染症の影響が長期化する中で、県内の様々な状況、県民からの様々な声を踏まえて、この言葉を選ばれたものと私は受け止めましたが、改めまして、「心をついに」という言葉に込められた意味、知事の思いをお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。「心をついに」という言葉に込めた思いがあります。

新型コロナウイルスとの闘いが続く中で、私の頭の中には常に口蹄疫の経験がありました。

当時、次々と感染が拡大し、都道府県で初となる「非常事態宣言」を発令するほど困難な事態に直面しましたが、県民総力戦でウイルスの封じ込めに取り組み、終息させることができました。

くしくも、あれから10年、再び見えないウイルスの爆発的な感染拡大による歴史的な危機に直面し、感染への不安や先が見えないことへの不安が募る中で、私は、口蹄疫を乗り越えてきた本県だからこそ、県民が再び心をついにし、ウイルスの脅威に立ち向かえば、必ずや今回の危機も乗り越えることができると確信しておりました。

本県は人口や経済規模も小さい県ではありませんが、県民がまとまることにより、しっかりと立ち上がってくることができる、そういうしなやかな強さがある、そのように感じております。

そんな思いの中で、緊急事態宣言発令の際に、県民の皆様に対し、一致団結して感染防止行動に取り組むことを強く呼びかけたものであります。

先ほど、駅伝の話がございました。たすきに思いを込めて心をついにして取り組む、この駅伝も同じようなもの。我が国でこれだけ人気を誇り、私たちの心を打つ、その駅伝のその姿にも何かヒントがあるように思います。改めて、創価大学の快挙に、心よりお祝いを申し上げます。

いましばらくは、コロナと共に生きる社会が続くわけであります。コロナに続いて、新たな感染症への備えというものも大事になってまいります。

今後とも私が先頭に立ち、県民一丸となってこの難局を克服し、「感染症に強い社会」を築

いてまいりたい。そのような決意を抱いております。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 御答弁ありがとうございます。

昨年の6月議会の一般質問におきまして、感染第1波への県の対応について、知事へも指摘を含めた質問をさせていただきました。

第3波への対応では、知事のリーダーシップやスピード感、工夫がよくなされた情報発信など、県の対応に一定の評価をしております。ただ、なかなかそれが全ての県民に伝わらない難しさ、理解につながらないもどかしさもあるものと想像しますが、コロナ禍の影響で、県内の多くの方たちが生活に困難を来し、不安を抱え続けている状況にあることをよく理解いただき、知事におかれましては、今後も県民の心に届くメッセージを発信し続けていただきますよう、お願いいたします。

次に、緊急経済対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策について、県は当初、初期段階を緊急支援フェーズとし、感染収束をめどに、V字回復フェーズへ移行させるという位置づけで、2段階の施策の方向性を示していました。

このV字回復という見方は、今も継続しているのか、県が感染収束後にどのように経済再生を図ろうとしているのか、今後の方針を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「V字回復」という言葉は、昨年4月に国が決定した緊急経済対策におきまして、コロナ収束後の反転攻勢を象徴する表現として使われたものであります。

その後、収束が見通せない中決定された12月の経済対策では、来年度中にコロナ前の水準に

回復させるという、堅実な内容に変わってきております。

本県ではこれまで、資金繰り支援や消費喚起など、経済や雇用の下支えを中心に取り組んできたところではありますが、今後は、これらの取組に加え、デジタル化による暮らしや産業のイノベーション、新たな人の流れを捉えた、本県ならではの新しい働き方の推進など、コロナで生じた変化等に対応する施策を強化し、着実な回復と成長を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 次に、ポストコロナ時代に向けた施策について、7月の補正予算で「ポストコロナ時代における本県のあり方調査事業」が事業化されています。取組の内容と調査・分析の結果が今後どのように展開されていくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「ポストコロナ時代における本県のあり方調査事業」では、コロナがもたらした国内外の社会変化と本県への影響や、コロナ後の社会の在り方について深い知見を有する有識者へのヒアリングですとか、知事をはじめとする幹部職員との意見交換等を行っていただいたところでございます。

これまでの調査により、デジタル化の加速や地方への関心の高まりなど、これまで一般的に指摘されている現象のほか、地域循環や健康、文化等に着目した産業をはじめ、身近なコミュニティーの重要性など、「新しいゆたかさ」の実現を目指す本県にとりまして、大いに共感できる視点も見えてまいったところであります。

本調査の最終報告は、今年度末に取りまとめる予定でありまして、調査結果は、新たな長期ビジョンの策定に当たっての基礎資料として活用したいと考えております。

○坂本康郎議員 6月の一般質問で、感染第1波における県の、特に支援策の情報発信の在り方について質問をさせていただきました。

その後、どのように強化・改善されているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、新型コロナ対策を最も重要な広報テーマとして位置づけ、様々な媒体の特性を生かしながら、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めてきたところでもあります。

特に、県のホームページでは、昨年5月に特設サイトを開設し、感染予防対策や地域経済対策などの情報を集約するとともに、感染状況を図やグラフで見える化するなど、日々工夫や改善を図りながら、利用者目線に立ったページづくりに取り組んでまいったところでもあります。

さらに、昨年8月には、国内利用者数が8,400万人を超え、幅広い年代に利用されておりましてLINEを新たな広報媒体として導入し、より多くの県民の皆様へ情報が届くよう努めているところでもあります。

今後とも、広報紙やテレビはもとより、あらゆる広報媒体を活用しながら、県民の皆様へ、丁寧できめ細かな情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 2月1日付の宮崎日日新聞に、「制度に救われた」という高齢男性を扱った記事が掲載されました。内容を要約しますと、この高齢男性はアパートに一人暮らし、コロナ禍の影響で月収は1万円を切り、年金を合わせても生活費を賄えず、所持金は底をついて「このまま死ぬしかない」と思い詰めていたときに、自宅のポストに「生活福祉資金貸付制度」を紹介するチラシが届いて、貸付金を申請して生活をつなぐことができたという内容であ

ります。

私も昨年、県や市のホームページから今必要とされている支援策をまとめた、お手製のチラシを地域へ配布してみましたが、自分で配ってみて、支援が必要な、本当に生活に困っている方や高齢者へは、情報があまり行き届いていないことを実感として持っております。

高齢化という社会変化や、コロナ禍による長期の経済的な影響を考慮し、情報が必要な人にちゃんと行き届くような情報発信の在り方、方法を引き続き検討して示していただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、商工観光労働部長にお伺いします。

昨年11月に、内閣府の有識者会議「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会」が、コロナ禍で困難に直面する女性を支えるための緊急提言を行いました。この提言の中で、感染症の拡大は特に女性への影響が深刻で、「女性不況」の様相を呈していること、女性就業者数が多いサービス産業などが受けた打撃は極めて大きく、女性の雇用環境が厳しい状況にあることが指摘されています。

私も、飲食店のパート勤務が止まったり、仕事の激減で人余り状態になり、退職を余儀なくされたという女性の方たちからのお話を伺っております。

コロナ禍による県内の女性就業者への影響と就業支援について、お伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 総務省の統計によりますと、これは全国のデータでありますけれども、非正規雇用者数は、令和2年の平均で2,090万人と、前年比で75万人減少しております。

非正規雇用者は女性の割合が高いことから、本県においても、新型コロナウイルス感染症の

影響が少なからずあるものと考えておりました。昨年10月に開設いたしました「みやざき女性・高齢者就業支援センター」でも、これまでに、新型コロナウイルス感染症の影響で離職された女性11名から相談を受けているところであります。

県といたしましては、引き続き、当センターにおいて、離職を余儀なくされた女性の再就職支援に取り組みますほか、職業訓練におきましても、託児サービス付のコースを設けるなど、一人一人の状況に応じた就労支援を図ってまいります。

○坂本康郎議員 経済対策を立案する際に、県内の経済状況や県民の生活実態を把握するための調査と分析は、このコロナ禍にあっては、ひとときわ重要だと考えます。本県ではどのように行っておられるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のように、施策を実施していく上で、その効果を十分に発揮させ、また県民の皆様の理解を得ていくためには、客観的なデータ等による調査・分析を事業構築に生かすことは極めて重要であると認識しております。

一方、新型コロナウイルスの経済対策では、事業者への給付事業など、スピード感を持って取り組む必要があったことなどから、県内企業の動向に係るアンケート調査や、民間調査機関の既存の調査データ等を参考にしつつ、市町村や業界団体等の声にも力点を置いて取り組んできたところであります。

今後、ポストコロナを見据え、中長期的な視点から、経済回復の取組や事業者への支援などが求められてまいりますので、必要な調査・分析を行い、実効性のある経済対策を講じてまい

ります。

○坂本康郎議員 今や企業におきましては、事業を継続していくために、まさに生き残りをかけてデータやAIを駆使した市場調査や研究開発にしのぎを削っていることは、皆さん御承知のとおりであります。

感染症という未曾有の事態に影響を受ける県内の経済を守るために取られる経済対策には、何よりも施策の成果と即効性が求められ、県民の理解と協力を得る必要もあります。

コロナの影響で打撃を受ける県内事業者を支援するための「応援消費活性化事業」をはじめ、新型コロナ禍の県の経済対策には、県民の応援消費を見込んで立案されたと思われるものが、直近の補正予算や新年度当初予算案の中にも見受けられます。

私は応援消費に異を唱えるものではありませんし、冒頭に申し上げましたように、コロナ禍だからこそ、相手を思いやる行動、心を一つにした取組は大変重要だと考えております。

ただ一方で、例えば10年前の東日本大震災について、第一生命経済研究所の調査では、震災直後は6割以上の方が被災地への応援消費、支援消費を意識していましたが、1年半後の調査では、「意識していない」が「意識する」を上回る結果になっています。

この長期化する新型コロナの影響下で、生活福祉資金の利用が1万件を超え、共稼ぎで生活してこられた家庭では、奥さんの雇用が不安定になっているという状況の中で、県民の応援消費のマインドにどこまで期待できるのか、ここは大変評価が難しいところです。

経済対策の大事な一手として、それが確実に成果を上げるためには、県として、より正確な現状分析が必要なのではないかと考えるため、

ここで取り上げました。ぜひ御一考いただきますよう、お願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いします。

卒業式や入学式をはじめ、式典やイベントの中止により、県内の花卉栽培農家へも大変深刻な影響がありました。「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」の取組とその効果についてお尋ねします。

○農政水産部長（大久津 浩君） このプロジェクトは、コロナ禍で影響を受けております花卉業界を応援するため、国の事業や県民の方々の協力を得まして、昨年3月より取り組んでいるところでございます。

具体的には、公共施設、空港、ホテルなど県内340か所で、コチョウランや菊等の定期的な展示、自宅で花束等を作る「花育」と、母の日やお彼岸等で使う、季節の花々の応援消費、さらには、この春、高等学校の卒業生の皆さん約8,900名に、スイートピーの贈呈等を行っているところでございます。

生産者の皆さんからは、「厳しい販売環境の中での年間を通じた取組で、ありがたい」「今後も継続してほしい」などの声を伺っており、また一方、県民の方々からは、「心が癒やされ、気持ちが明るくなった」など、感謝の言葉も届いているところでございます。

歓送迎会の中止や冠婚葬祭等の縮小等で、花卉の需要が減少する中で、多くの方々に花の魅力を伝え、消費拡大にもつなげることができ、このプロジェクトにつきましては、一定の効果があったものと考えているところでございます。

○坂本康郎議員 年末に宮崎市内の花屋さんを訪ねた際に、このような話を伺いました。「コチョウランなど入荷する花が品薄になってい

る。また、コロナの影響で花が余っているはずなのに、仕入価格が高止まりしている。「花いっぱいプロジェクト」で、生産者から直接買い付けしているせいではないか」と、この花屋さんはおっしゃるのですが、同プロジェクトの花卉小売店との連携はどうされているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本プロジェクトにつきましては、県内の市場や小売店、生産者団体等で構成します「みやざき花で彩る未来」推進協議会が中心となって事業に取り組んでいるところでございます。

取組の中で、公共施設等での展示や、花束を作る「花育」等につきましては、花の知識が豊富で、装飾等に関するノウハウを持っていらっしゃる小売店等が主体となって実施されております。

また、応援消費につきましては、県産花卉を、彩りよくふんだんに使うアレンジメントフラワーなどの販売が主であるため、市場と小売店等が緊密に連携しながら取り組まれております。

今後とも、生産者をはじめ、市場や小売店など県内の花卉業界による、一層の連携を推進いたしまして、需要喚起と消費拡大対策に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 式典やイベントの中止で花の需要がなくなった影響は、生産農家はもちろんですが、これまで商流にあった小売店へも及んでおります。商工観光労働部と連携を取っていただき、引き続きプロジェクトの対象範囲への配慮をしていただきますよう、お願いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染対策事業」の中で、4月の補正、6月の追加補正、7月、

9月、11月の補正と5回にわたって、PCR検査体制の強化が図られ、予算化されてきました。この1年間で検査体制がどのように強化されてきたのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、新型コロナウイルスについての検査実施件数を増やすことや、検体採取を身近に行えるよう、検査機関や医師会等と連携して進めてきたところです。

その結果、行政検査数は、昨年3月の県衛生環境研究所での1日24件から、現在は宮崎市保健所と合わせて300件になったところです。

また、保険適用検査、地域で検体採取を集中的に行えるよう、県内6か所に地域外来検査センターを設置するとともに、地域の身近な医療機関で診療や検査ができる診療・検査医療機関を378か所指定いたしました。

また、抗原検査キットによる検査や民間検査機関での検査を合わせますと、全体として、1日最大4,500件の検査需要に対応できる体制を整備しておりますし、実績としても、最も多い日で1日1,302件となっております。

○坂本康郎議員 今現在、発熱等の症状がある場合、速やかに検査を受けられる状況にあるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、発熱等の症状があれば、早めに医療機関を受診するよう広く呼びかけているとともに、医療機関に対しましても、県医師会と連携して、速やかな検査の実施をお願いしているところであります。

発熱等の症状がある場合には、まずは身近な医療機関に電話相談を行っていただき、診療・検査医療機関であれば、その医療機関で、そうでない場合は、紹介された医療機関で医師の診察の下、新型コロナウイルスの検査を行うこととなりま

す。

また、受診や相談する医療機関に迷うときは、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに電話していただければ、診療・検査医療機関を御紹介いたします。

○坂本康郎議員 今後、ワクチン接種が進むにつれ、感染収束の出口が、よりはっきりと見えてくるものと想像はしていますが、それでも当分の間は、「うつらない」「うつさない」ための感染防止行動が求められることに変わりはありません。

特に、新型コロナウイルス特有の無症状者の存在を考えますと、クラスターが危惧される高齢者施設の関係者をはじめ、何らかの理由で自主的に検査を希望する人には、発熱などの症状だけに限らず、あらゆる感染の可能性を視野に入れた、より積極的な行政検査・保険適用検査の実施が行われることを望みます。

次の質問に移ります。

感染拡大の影響で1年順延となりました第81回国民スポーツ大会と同時に、2027年（令和9年）に開催が予定されます第26回全国障害者スポーツ大会につきまして、同大会が本県で開催される意義を、大会の会長を務められます知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 全国障害者スポーツ大会が令和9年に本県で開催されますのは、昭和54年以来、実に48年ぶりとなります。前回は身体障がい者のみを対象とした全国大会でありましたが、今回、本県としては初めて、身体・知的・精神の障がいのある方が一堂に会する大会として開催できますことは、大変意義深く、貴重な機会であると認識しております。

また、開催に向けて、練習拠点や競技用具の整備、指導者やボランティアの養成などの選手

を取り巻く環境を充実させていくことで、障がいのある方がスポーツに親しむ機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ること、ひいては、その社会参加がより推進されることにつながるものと考えております。

また、大会においては、交流機会の拡大はもとより、全力でスポーツに取り組む姿や、大会に関わる方がいきいきとサポートする姿を全国に発信することで、障がいに対する理解がより深まり、互いを尊重し、共に支え合う社会づくりに取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 県民の「障がいへの理解促進」と「障がい者の社会参加の推進」について、これからどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県はこれまでも、心のバリアフリー及び物理的なバリアフリーを推進してまいりました。障がいへの県民の理解促進及び障がい者の社会参加推進に取り組んでまいりました。

障がいにも、身体・知的・精神など様々な種類があります。また、同じ障がいでも人によって特性が異なり、障がい者一人一人の特性等への理解・尊重は、地域で共に暮らす共生社会には不可欠であると考えております。

生活支援・保健医療・雇用など、障がい者支援に係る様々な分野においても、そのことをしっかりと認識し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域の一員として活躍できる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

今年、本県で開催予定の国文祭・芸文祭、また東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。さらに、令和9年の全国障害者スポーツ大会、こうした文化やスポーツのイベントを通じて、県民の障がいへの理解及び障がい者の

社会参加につなげてまいります。

○坂本康郎議員 関連して、障がい者福祉について質問を続けます。

一昨年の法改正によって、障がい者手帳のカード化が、都道府県の判断でできるようになりました。従来の紙製の手帳では耐久性が弱く、擦り切れたり、水にぬれて傷んでしまうという問題があり、プラスチック製のカードにしてもらいたいという要望を、障がい者の方たちから伺っています。

既に大分県や佐賀県など導入が進んでいるようですが、本県の今後の予定について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 現在の障がい者手帳につきましては、「紙でできており損傷しやすい」や、「携帯に不便だ」などの御意見があり、カード化を望む声があることは承知しております。

一方、カードにすることでサイズがコンパクトになり、記載できる情報量の制約が懸念されることですか、既にカード化を導入した他県からは、カード作成のための機材購入や、その後の保守メンテナンスに相当額経費を要することになるというふうにも伺っております。

今後は、耐久性や持ち運びやすさ以外にどのようなメリットがあるのか、想定されるデメリット等も含め、他県と情報交換をしながら検証してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 発達障がいの子供を持つ保護者の方、日頃関わっておられる関係者の方たちから、大変様々な御意見、御要望をお伺いしました。皆さんが、発達障がいの子供に対して、成長に応じた切れ目のない支援と、専門的な知識に基づいた適切な支援を受けさせてもらいたいと願っていらっしゃることを、本県の現状にそ

れなりの不安と不満を持っていらっしゃることを感じています。

発達障がいにつきましては、昨日、岩切達哉議員も取り上げていらっしゃいましたので、重複を避けて質問いたします。

発達障がいは、生まれつきの脳の障がいにより、言語、コミュニケーション、社会性などの発達に何らかの特性があることによって生じる不適応状態のことで、一人一人に特性の違い、特徴があり、個に応じた支援を行うことで行動を直していくことができるとされております。

そのためには、家族や周囲の人が、正しい知識と理解を持って、子供が発達障がいであることに早く気づくこと、幼児期から遅くとも小学校の低学年までの間に子供の発達障がいに気づいて、早めのサポートを行うことが大変重要です。

県では、子供が発達障がいであることに早く気づくためにどのような取組を行っておられるのか、保護者への理解・啓発の取組も含めて、福祉保健部長と教育長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県が30年度に実施した調査結果では、子供の特性に気づいたのは「保護者」との回答が最も多く、子供に一番身近な保護者への正しい理解に向けた啓発は重要だと考えております。

このため、外見では分かりにくい発達障がいの特性等の周知や、保護者の会による講演会の開催、リーフレットの配布などにより、保護者が早期に子供の特性に気づくことができるよう、理解・啓発に努めているほか、4月の発達障害者啓発週間では、庁舎等のブルーライトアップなど、広く県民向けの啓発も行っております。

また、3歳児健診や保育所、学校などでの気

づきもありますので、県発達障害者支援センターでは、保健師や保育士、教員等を対象にした研修なども実施しております。

○教育長（日隈俊郎君） 教育部門では、学校において教員が最も長く子供と接しているため、発達障がいにより、学習や生活の困難さがある児童生徒にできるだけ早く確実に気づくことができるよう、全ての教員の研修の充実に努めているところであります。

また、各学校において指名された特別支援教育コーディネーターが中心となりまして、発達障がいについて、保護者向けの通信の発行やPTA総会での説明など、保護者の理解が深まるよう啓発を行っているところであります。

○坂本康郎議員 発達障がいの子供さん本人を主体に考えますと、周囲の無理解・無認識が理由で早期発見・早期支援が受けられないために、その後の学校生活や社会生活に困難を来し、さらに二次障害につながってしまうのは、大変不幸なことだと思います。その意味で、支援への入り口である早めの気づきのための体制強化と、身近な保護者への専門的な知識を持ったサポートを、今後も充実・強化させていただきますようお願いいたします。

次に、発達障がいの子供が就労する際に、受け入れる企業にも、合理的配慮や個に応じた支援について理解がなければ、一般就労にはハードルが高いと思われませんが、県内企業への理解啓発の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいの就労につきましては、企業側の理解が重要であることから、県では、障がい者法定雇用率の対象となる約800社を含む約1,800社に、発達障がい者の雇用を働きかけておりまして、検討している企業に障がいへの理解を深めるためのセ

ミナーを実施しております。

セミナーでは、障がいの特性やコミュニケーションの取り方などの説明のほか、実際に発達障がい者を雇用している経営者などからの、企業側が配慮すべき事項や工夫の事例紹介を行っております。

また、参加企業には、県で作成した、雇用に向けてのガイドブックや受入れの際のマニュアルを配布しております。

今後とも、宮崎労働局等の関係機関と連携し、引き続き、企業の発達障がいへの理解の促進に努めてまいります。

○坂本康郎議員 最初に申し上げましたように、保護者の方、関係者の方たちから様々な御意見を伺いました。恐らく、日頃から教育委員会の窓口へも声が届いているものと思いますが、保護者や関係者の皆さんからの意見・要望についてどのように対応していらっしゃるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいのある子供に関する保護者の方などからの要望等については、数多くいただいているところであります。これらの意見、要望等につきましては、現状を把握するための貴重な御意見とさせていただきます。県教育委員会の施策の立案や、事業を構築する際に生かしているところでございます。

特に、発達障がい教育に関する事業といたしましては、本年度より、文部科学省の委託を受けまして、「みやぎきの発達障がい教育推進事業」を実施しているところでございます。

本事業では、発達障がいに関する学校の教育力や教員の指導力の向上、保健や福祉、労働などの関係機関との連携を深めることを通しまして、児童生徒の特性に応じた、切れ目のない支

援の充実を図ることとしております。

○坂本康郎議員 ここまで発達障がいについて取り上げましたが、障がいを持つ子供の親御さんたちの一番の不安は、子供の将来についての不安です。自分たちがいる間はともかく、死んでいなくなった後、この子がちゃんと生きていけるのか、たまらない思いで悩んでいらっしゃる方が本当にたくさんいらっしゃいます。

先ほど知事に御答弁いただきましたが、そうした方たちの目線に立って、障がい者御本人や御家族の安心につながる、障がいへの理解促進と障がい者の社会参加の推進に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、男女共同参画について質問いたします。

本県における直近の地方議会選挙で、女性の立候補の状況を選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 平成31年4月に行われました統一地方選挙では、県議会及び16の市町村議会で選挙が執行されたところですが、各選挙の候補者数における女性候補者の割合は、県議会で8.7%、市議会で11.4%、町村議会で9.9%、全体で10.5%となっております。

また、市町村議会の選挙のうち女性の立候補がなかった市町村は、16市町村中3町村となっております。

○坂本康郎議員 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年に施行され、県や市町村には、実態の調査や環境の整備など施策の策定と実施努力が求められています。

ここでは1点だけ、候補者の住所の公開についてお伺いします。候補者の自宅の住所は公報その他で、これまで公開をされてきました。し

かし、社会的な個人情報への意識の変化や、特に女性においては、一人暮らしのケースなども想定して配慮すべき点は多く、早急に見直しが必要ではないかと考えます。選挙管理委員長に御見解をお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 立候補の届出があった際には、公職選挙法により、直ちにその旨を告示することとされており、告示事項には住所も含まれているところです。

しかしながら、このことが立候補への支障となり、女性議員が少ない一因でもあるとの指摘を受けまして、昨年7月に国の取扱いが改められ、国政選挙においては、住所の市区町村まで告示することとなりました。

また、地方議会及び長の選挙につきましても、市区町村または町字までとするなど、実情を勘案して、地域で判断することとされたところであります。

地域の代表を決める選挙において、候補者がどこに住んでいるかは投票の判断材料の一つになることも考えられますが、一方で、プライバシーへの配慮も重要ですので、県の選挙につきましても、今回の見直しを踏まえた検討を行ってまいります。

○坂本康郎議員 この「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、政党、政治団体にも、女性の候補者数の確保に自主的な努力が求められています。

私ども公明党では、党所属の全国の地方議員、国会議員の合計2,970名のうち女性議員が946名、割合で31%強と、選挙時の候補者数においてもほぼ同じ割合を保っており、今後ますます女性議員の果たす役割は大きいという認識に立っております。本県におきましても、法律の目的に沿った施策の実施に努めていただきま

すよう、お願いいたします。

次に、危機管理統括監に、県の防災会議を構成する女性委員の割合と今後の確保について、取組をお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 都道府県防災会議における女性委員の割合につきましては、国において、2025年までに30%とする目標が定められておりまして、昨年4月1日時点で、全国平均16.1%に対しまして、本県は16.4%となっております。

防災会議の委員につきましては、災害対策基本法で組織や役職が定められているものが多く、その定められたポストに女性が少ないことが、女性委員の割合が伸びない要因の一つであると言われております。

県といたしましても、男女共同参画による防災の取組を進めていく観点から、女性委員の確保は大変重要であると認識しておりまして、知事が任意で任命することができる、県や指定公共機関の役職員のほか、学識経験者などの委員につきましても、さらなる女性委員の登用に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 地方の防災会議に占める女性委員の割合について、30%という国が示した目標は、当初は昨年2020年までに達成する目標とされておりました。それがなかなか成果が出ないために、5年間延長されたものです。

なぜ防災において男女共同参画を進めなければならないか、それは過去の阪神淡路大震災や東日本大震災から得られた教訓によるところも大変大きいことから、県民の安全安心のための必達目標として、構成員を見直し、「女性の出席が3割に満たないと会議は成立しない」というぐらいの思い切ったルールを決めてでも達成をしていただきたいと思います。

本県におきましては、7市町村でいまだに女性委員が一人もいないことが報じられています。ここは県が率先して速やかに決定して、実行していただくことを求めます。会長である知事にもぜひ御一考いただきますよう、よろしくお願いいたします。

昨年9月、台風10号の接近に伴い、私が住む宮崎市でも、市の全域に避難勧告が出されました。当初、この台風は過去最強クラスとの予測も出され、多くの方が避難所へ向かわれたわけですが、寝たきりの高齢者や障がい者など、自力での避難が難しい災害弱者の方たちから、「避難したくても避難できない」との声を伺いました。

これらの避難行動要支援者に対して、国は、要支援者ごとの個別計画の作成を指針で示していますが、現状ではあまり進んでいないように見えます。避難行動要支援者の避難対策について、県の取組を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 本県を含め全国で避難行動要支援者名簿の作成が進む一方、名簿と併せまして策定が望まれております要支援者ごとの個別計画につきましては、その策定が遅れている状況でございます。

このため国では、災害対策基本法の改正によりまして、計画策定を市町村の努力義務とする予定と伺っております。

本計画策定には、本人の心身や生活実態等の情報が必要でありますことから、福祉専門職や民生委員などの日常の支援者と、災害時に身近に存在する地域住民などとの連携が大変重要であり、市町村は個々の実態と地域の実情を見ながら対応していくことになると考えております。

県といたしましては、市町村や関係機関と連携を図りながら、個別計画等に係る研修会の実施や自主防災組織の育成、避難経路の整備支援などを通じまして、要支援者の避難対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 一昨年6月の一般質問で、公立学校の緊急地震速報受信システムの設置状況など、地震発生時の初動対応への備えについて質問をいたしました。その後の状況と課題について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 令和元年度の文部科学省の調査によりますと、緊急地震速報受信システムの設置に関して、本県の県立学校では100%となっておりますが、市町村立中学校では34.4%、小学校では25%となっております。なお、その他の小中学校においては、市町村の防災行政無線を活用するなど、様々な対策が講じられていると聞いております。

地震発生に際しては、いち早く情報を受信し、速やかに児童生徒の避難行動につなげる体制づくりが重要であります。県教育委員会といたしましては、地震情報の受信状況について、さらに詳しく把握するとともに、各学校において、一層、安全対策が推進されるよう、関係部局や市町村との連携に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 次に、県営住宅の整備方針について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県営住宅につきましては、平成18年度に策定しました「宮崎県住生活基本計画」に、高齢者や障がい者を含む住宅に困窮する低額所得者の方に対しまして、安心して暮らすことができる低廉な賃貸住宅を提供する住宅セーフティネットの中核として位置づけております。

現在、その整備につきましては、県営住宅長寿命化計画に基づきまして、昭和40年代の老朽化した狭小な住宅の建て替えや、将来的な管理コストの縮減のため、予防保全の取組として、既存住宅の計画的な改修も実施しているところがあります。

○坂本康郎議員 現在、県営住宅へ入居を希望されている方たちから、「入居募集が出されても、応募が集中してなかなか希望どおりの入居ができない」という声を大変たくさん伺っております。

背景には、高齢で足が悪いため階段を利用することが困難なことから、エレベーターが備わっているところや、低層階、特に1階の部屋に申込みが集中すること、加えて、高齢で配偶者に先立たれた方にとっては、単身者の入居枠がまだ限られていることなどが考えられます。

社会の高齢化が進む中で、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 高齢者等への対応につきましては、建て替え及び改修時におきまして、トイレや浴室への手すりの設置、室内の段差解消等のバリアフリー化を図るとともに、3階建て以上の建物につきましては、エレベーターの設置を行っているところであります。

また、近年応募が増加しております高齢単身者等への対応につきましては、平成30年から入居が可能となる対象住戸を拡大してきたところでございまして、引き続き応募状況を注視してまいります。

今後、高齢者等に十分配慮しました県営住宅の提供に努めてまいります。

○坂本康郎議員 以上で、本日用意しました全

ての質問を終わります。御答弁いただきありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。今日も晴れの予報が晴れました。宮崎のひなた、日高陽一です。一般質問2日目、午後一番ということで、どうぞよろしくお願いたします。

今日からちょうど1か月前、父が天国へと旅立ちました。危篤になったときがちょうど本会議中ということで、皆さんには大変御迷惑をおかけいたしました。父は生前、とにかく自分よりも人のことを思う、そういう父でありました。友人が困っていたら、自分のことを置いて駆けつけるというような人でした。父の葬儀に本当にたくさんの方にお越しいただき、父の友人が、父の名前を呼びながら、大粒の涙を流してくれて、本当にすばらしい父だったなと思います。死に際に、人のことを思う大切な心を教えてくれた父でありました。

この、人のことを思う大切な心、目の前にいらっしゃる先輩の議員たちも、地域の方に選ばれて、そして人のために、県民のために身を粉にして頑張っていらっしゃる先輩方です。100万分の38人という、本当にすばらしい先輩方ばかりだなと思っています。

そして、先輩たちの前には、県民のために働

きたいという思いでこの難関の県庁に採用された多くの県庁職員の皆様の代表として、各部長、そして局長が座っていらっしゃいます。

そして、県民の皆さんに選ばれた3期を務める知事、その知事を支える副知事のお二人、本当に人のために、県民のためにと考えていらっしゃるスペシャリスト、すばらしい方々が集まっているこの部屋なんだと改めて感じているところであります。ここに立たせていただいていることに感謝をしながら、一問一問質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まずは、父がなりわいにしてきた農政問題から質問させていただきたいと思います。

いよいよ来年10月に第12回全国和牛能力共進会が、お隣鹿児島県を会場に開催されます。新型コロナウイルス感染症の動向が、開催にどう影響していくのか、少し心配な部分ではありますが、いずれにしても、これまで宮崎県は3大会連続で内閣総理大臣賞を獲得してきたわけですから、開催地鹿児島県をはじめ全国の和牛産地が、打倒宮崎を旗印に相当の準備で臨んでくることと考えます。

全共での本県勢の活躍は、宮崎牛のさらなるブランド化、そして何より、県全体の生産意欲向上につながりますので、私も大きな期待をしているところであります。

そこで、第12回全国和牛能力共進会に向けた意気込みについて、知事にお伺いたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

第12回全国和牛能力共進会は、畜産県としてのしを削ってきた鹿児島県での開催でありま

す。改めて、4大会連続での内閣総理大臣賞を何としても獲得しなければならない強い決意を抱いているところであります。

全国的に出品意欲や改良技術が向上し、厳しい戦いが予想される中で、まずは、本大会に出品する県代表を勝ち取るため、それぞれの地域で切磋琢磨し、大会機運を盛り上げていくことが重要であると考えております。

このため、私が名誉会長の県推進協議会を中心に、生産者、関係団体等がチーム宮崎として一丸となり、令和元年度から出品対策に取り組んでおり、令和3年度は、出品候補牛の各地域への導入が本格化する大変重要な年であるため、各種支援策を新年度予算案に盛り込んだところであります。

これまでの3度にわたる最高賞の獲得は、県内生産者の誇りと国内外での宮崎牛のPRとともに、大きな飛躍につながったものと考えております。

鹿児島大会では、種牛部門で6区15頭、肉牛部門で2区7頭が県代表として本選に臨みます。生産者をはじめ、関係者及び県民の皆様とともに、あの感動をもう一度共有できますよう、私が先頭に立って「日本一の努力と準備」で臨み、それぞれの部門で最高賞を目指すとともに、何としても、前人未到の4大会連続の内閣総理大臣賞の獲得を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 知事の全共に向けた熱い思いを聞かせていただきました。ぜひ、関係者一丸となってチーム宮崎で、出品までの準備を計画的に進めていただきまして、4大会連続での内閣総理大臣賞の獲得を期待しております。

さて、先ほど知事から、全共対策について新年度予算案に盛り込んだという答弁がありまし

た。そこで、第12回全国和牛能力共進会に向けた新年度事業の内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今議会でお願ひしております「2022全国和牛能力共進会対策事業」につきましては、まず、新たな出品条件を踏まえた戦略的な交配推進の取組により、生まれてきた優秀な子牛の巡回調査を重ね、候補牛を選抜いたします。その上で、全共出品経験者や飼養管理技術の高い農家など、出品に意欲の高い生産者に対し、候補牛の導入等を支援したいと考えております。

また、本年10月には児湯家畜市場において、本番と同じ時期に合わせて、「宮崎県出品対策共進会」、いわゆるプレ全共を開催いたしまして、生産者、関係者の技術研さんと機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、さらなるレベルアップを図り、生産者をはじめ関係者とともにチーム宮崎として、「日本一の努力と準備」を怠らず邁進してまいります。

○日高陽一議員 地域の力を結集しまして、関係者一体となって和牛全共に臨んでいただきたいと思ひます。また、肉用牛生産者や新たな担い手の希望となるよう、全力を尽くしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、あらゆる危機事象に対応した農業・農村づくりについてお伺いいたします。

ある国際的な科学誌の報告によりますと、アメリカの農業地帯では、地下水の枯渇が深刻で、トウモロコシや大豆等の生産が減少しているという情報があります。また、国連によりますと、世界中でこの20年間に発生した洪水や干ばつ等の災害が、その前の20年から8割以上増加し、農業被害も多発したとのこととす。

これらは、日本への輸入減少にもつながり、食料や家畜飼料、エネルギー等を海外に依存する我が国にとって、私は非常に重大な問題であると考へます。

一方、国内の農業に目を向けますと、世界と同じく、多発する自然災害や家畜伝染病、さらには新型コロナの影響など、様々な危機事象に直面しています。

そのような中、県では、現在策定中の第八次農業・農村振興長期計画の中で、あらゆる危機事象に負けない農業として、「新防災」というキーワードを提案していらっしやいます。まさに私の抱く危機感に近いと考へますので、今後10年先を見据えた新防災の将来像について、幾つか伺っていききたいと思ひます。

まずは、災害に強い生産基盤づくりについてです。

本県では、激甚化する台風や大雨の発生により、農作物や生産施設のみならず、生活インフラなどにも大きな被害を及ぼしている上、今後、南海トラフ巨大地震への備えも求められています。

私は、このような自然災害のリスクに対して、安心して農業生産活動や生活を行えるための防災減災に向けた準備が重要であると考へます。

そこで、災害に強い生産基盤づくりに向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議案として提出しております第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（案）では、防災重点農業用ため池の補強対策工事を計画的に進めますとともに、頭首工や排水路等の農業用施設、さらに農業生産活動の要となるハウスや畜舎などの整備・強靱

化を推進するなど、引き続き、防災減災対策に取り組んでまいります。

また、施設の長寿命化を図るため、機能診断に基づく農業用パイプラインなどの施設の補修や排水機場の更新整備を計画的に進めますとともに、維持管理を行う土地改良区などの体制強化を図ってまいります。

これらの取組を市町村や関係機関とも十分連携しながら、災害に強く持続可能な生産基盤づくりを進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 災害への備えは、農家だけでは大変厳しいものがありますので、県の総合的な支援を、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、家畜や農作物の防疫対策についてお伺ひいたします。

本県では、口蹄疫発生より10年の節目の昨年12月から、鳥インフルエンザが12例発生しており、全国でも豚熱と同様に発生が続いています。また、地球温暖化の影響等もあり、本県では農作物の様々な病害虫が発生しており、中でもカンショの基腐病が深刻な被害をもたらしています。

このような被害は一旦発生すると、農業被害だけにとどまらず、地域経済にも大きなダメージを与えるため、私は、県全体で徹底した防疫対策に取り組む必要があると考えています。

そこで、家畜伝染病や農作物病害虫の防疫対策強化にどのように取り組むのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 近年、海外由来の家畜伝染病や農作物の新たな病害虫などが多発しておりまして、本県も、発生リスクを常に抱えていますことから、防疫対策をより強化する必要がございます。

このため、家畜防疫では、水際、地域、農場防疫の3段階で、高い防疫レベルの構築を目指しますとともに、防疫資材等の備蓄倉庫を福祉保健部と共同で新たに設置するなど、迅速な防疫措置への備えの充実を進めております。

また、植物防疫では、ドローン等を活用した画像診断技術開発や、国等と連携した農薬の登録拡大とともに、迅速な防除対策に向け、新たに防災メールを活用した発生情報の周知などに取り組んでまいります。

今後も、高い危機意識を持って、「持続可能な魅力ある農業」に向け、危機事象を未然に防ぎ、発生時には被害を最小限に抑える体制づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 絶対発生させないという強い気持ちを持って、県のリーダーシップの下、関係者と一緒に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、農業経営のセーフティーネットについて伺ひます。

これまでのあらゆる危機事象に負けない新防災の取組に共感しますが、私は、さらに重要なことは、産地としての回復力だと思ひています。農家の方々が不幸にして被害を受けられた場合には、経営再建に必要な経済的支援、具体的には、保険や価格安定制度といったセーフティーネットが欠かせません。私は、これらのセーフティーネットの充実策として、多様で複雑な制度の中から、最適で迅速な支援が確実に受けられることが必要ではないかと思ひております。

そこで、農家の経営安定のためのセーフティーネットの充実について、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県農業

は、過去に経験したことのない自然災害や、コロナ禍におきます経済的影響など、様々な経営リスクが常在化しており、経営安定対策として、農業保険や野菜価格安定制度、牛・豚マルキン、農業制度資金等のセーフティーネットを効果的に活用することが重要と考えております。

このうち、新たな制度である農業経営収入保険は、主に耕種部門の農業収入減少を幅広くカバーする保険でございまして、重点的に加入推進に取り組んできた結果、昨年末までに2,363件の加入となったところでございます。

今後は、農家が複数の制度を比較検討し、自らに適した制度を選択できるようにするため、関係機関・団体と連携しながら、制度に関する情報提供や助言・提案等を行う「ワンストップ相談窓口」を県内各地域に設置するなど、セーフティーネットの一層の充実に努めてまいります。

○日高陽一議員 農家の皆さんが安心して農業経営に取り組めるように、きめ細やかで分かりやすい情報発信をお願いしたいと思います。

第八次長期計画における新防災の目指す将来像について答弁をいただきましたが、代表質問では濱砂議員から、計画の全体像についても御議論いただきました。この綿密に策定された計画が着実に実現されていけば、目標達成に近づいていくでしょうが、私はもう一つ大切なピースがあると思います。それは、農家をはじめとする県民の皆様の理解と協力であり、ぜひ、そのための取組にも力を注ぐべきだと考えます。

そこで、第八次長期計画を推進していく上で、県民の理解醸成が重要と考えますが、今後どのような取組を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、様々な施策を効果的に推進していくためには、農業者はもとより、県民の皆様の理解醸成が大変重要であり、第八次長期計画案でも、重点施策として位置づけ、各種デジタルツールを活用した情報発信や意見の集約等を積極的に行いたいと考えております。

具体的には、農政水産部のホームページ「宮崎県農業・水産業ナビ〜ひなたマフィン」を新たに開設いたしまして、誰もがスマートフォンでもワンストップで検索できる情報提供に加え、SNS等を活用して、みやざきブランドや産地の取組などを提供・発信するとともに、農業者等が生産現場から直接相談できるリモート環境を整備してまいります。

県といたしましては、農業者や県民の皆様の「知りたい、相談したい、参加したい」といったニーズにしっかりと応えながら、計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 次に、地産地消の取組について伺います。

地産地消は、食料自給率の向上に寄与する国民運動として、長年にわたり取り組まれてきましたが、日本の食料自給率は約37%と、年々減少の傾向にあり、先進国の中では最も低いレベルとなっているのが現状であります。

また、世界各国で新型コロナウイルスが蔓延する中、農畜産物の物流や生産活動への影響により、一部の国におきましては、自国の食料確保のため、輸出をストップする動きも見られているところです。

このような状況を踏まえますと、ますます食料を輸入に依存する体質から早期に脱却し、食料安全保障の確保に向けて、改めて国民総ぐる

みで地産地消の取組を強化する必要があるのではないかと考えております。

私が所属していた宮崎県農協青年組織協議会におきましても、まずは身近な県民の理解を得るため、「県産県消」の名の下、地産地消への取組強化を表明し、PR動画を自主制作するなど、啓発活動に取り組んでいるところであります。

そこで、地産地消の取組をより一層推進すべきと考えますが、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県では、コロナ禍で影響を受けた宮崎牛や完熟マンゴー、養殖魚などの応援消費につきましても、多くの県民の方々に御協力をいただいております。

知事が会長であります、みやざき元気“地産地消”推進県民会議の全構成団体の協力と呼びかけで始まりましたこの取組は、消費者の皆様には、本県食材のすばらしさを再認識していただいた一方で、生産者の皆様には、県内・国内への食料の安定供給の一翼を担っているということへの誇りと責任を、より一層強く自覚される契機となったものと認識しております。

県といたしましては、第八次長期計画案におきましても、「県産県消」いわゆる本県食材の応援消費や、県内加工業者・飲食店等での積極的な活用を重点的に位置づけておりまして、引き続き、これらの機運を地産地消の大きな推進力として、オール宮崎で取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、お茶の需要喚起・PRについてお伺いいたします。

昨年11月に奈良県立医科大学から、お茶に関する大変興味深い研究が公表されました。この研究は、お茶をウイルスに接触させたところ、お茶の種類によっては、30分後、99.9%のウイルスが感染力を失ったというものです。これは実験室レベルのデータですが、お茶を飲むことによる感染予防の効果が明らかになれば、お茶の需要が大いに喚起されるものと、期待しているところです。今後の研究の進展について注視したいと思います。

お茶農家は、リーフ茶の消費減少や荒茶価格の低迷により、経営に深刻な影響が生じております。また、このコロナ禍で、「スーパー等で試飲などができず、販売は例年に増して厳しかった」との声を伺っております。

お茶の需要喚起やPRは大変重要であると考えます。そこで、このお茶の需要喚起やPRについてどのような取組を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） お茶の需要拡大を図るためには、リーフ茶の消費が減少している一般家庭を対象に、コロナ禍で明らかになった消費者の健康志向に対応した機能性を高める飲み方や、家庭料理に合わせたお茶の種類の提案など、新たな取組が重要と考えております。

このため県では、県茶業協会等と連携いたしまして、機能性の高まる水出し緑茶や、花のような香りが特徴の新香味茶等を紹介するパンフレットを添えた県産茶を、国文祭・芸文祭の関連行事をはじめ、県内のホテルや高等学校の卒業式等で配布いたしますとともに、今月末には新茶シーズンを迎えますので、テレビCM等も企画しているところでございます。

今後とも、生産者はもとより、関係団体とも

連携いたしまして、お茶の需要喚起やPRに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 大きなチャンスだと思います。フランスのコンペでも2年連続、宮崎のお茶が選ばれているということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

お茶の生産者の中でも、自ら販売を手がけ、頑張っている農家さんもいらっしゃいます。その方たちが利用しているのは、ECと呼ばれるインターネットショッピングです。2019年度の日本国内のECの市場規模は19兆3,600億円で、物販系全産業のEC化率は6.76%であり、中国では既に35%を超えていると言われております。そして、このコロナ禍において、巣ごもり消費や、店員との接触を避けた買物需要が急激に増えたことなどにより、EC化率が高まっていることは間違いありません。

このように、コロナ禍においてネットショッピングの需要が高まっていますが、事業者の参入促進に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） ネットショッピングは、国内の市場規模が10兆円を超え、年々拡大を続けておまして、一般的な購買手段として定着してきております。比較的容易に市場参入できる一方で、売上げ増加を図りますためには、消費者ニーズに合った商品の開発や魅力的な商品ページの作成など、インターネット販売特有の知識やスキルが必要となってまいります。

このため県では、これまで専門家講師によるセミナーやウェブ物産展を開催するなど、県内事業者の参入促進やスキルアップ支援に取り組んできたところであります。

コロナ禍を契機に、インターネット販売の市場規模はさらに拡大すると予想されますことから、引き続き、参入を希望する事業者への支援に努めてまいります。

○日高陽一議員 多くの宮崎の宝物が、全国、そして全世界へ発信されるように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育施策について伺います。

文科省の事業により、教員に代わって資料作成や授業の準備を行うなど、教員のサポートをするスクール・サポート・スタッフの配置に関わる費用を補助されていますが、現場の先生からは、授業が終わってやらないといけない作業を授業中にやってもらえるので本当に助かっていると、高評価の意見を聞いております。

この事業は、国の事業設計では、19学級以上の学校、いわゆる大規模学校にスクール・サポート・スタッフを配置するとなっています。しかし、教員の業務負担は、学級が多くても少なくても変わらないと思います。働き方改革を進めるためには、このスクール・サポート・スタッフの配置が必要だと考えますが、今後の配置の方向性について、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（日隈俊郎君） スクール・サポート・スタッフにつきましては、学校における働き方改革や、新型コロナウイルス感染症対策を目的として配置しておまして、教職員の事務負担軽減による子供と向き合う時間の確保など、多くの成果が確認されております。

そこで、小中学校におきましては、19学級以上の大規模校及び18学級以下で必要と認める全市町村の学校に配置できるよう、本年度の94名分から、来年度は137名分に拡充することとし、今議会に関係予算をお願いしているところであ

ります。令和元年度が30名でしたので、大幅な充実になろうかと思えます。

今後も、市町村教育委員会と連携を図りながら、スクール・サポート・スタッフの効果的な配置と活用により、学校における働き方改革を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願いいたします。

先日、教員の方々と意見交換をする機会があり、「教員の業務負担軽減ができることはないか」という質問をしたところ、様々な意見が出されました。その中の一つに、中学校3年生の高校受験における教員の作業について、入学願書と生徒の調査書などの作成作業の負担が大きめという話がありました。もちろん、調査書に関しては学校側で作成しなければなりません。入学願書につきましては、各家庭で作成をお願いするなど、高校の受験手続において中学校教諭の負担軽減が必要と考えますが、学校や県教育委員会ではどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校の受験に際しては、入学願書や成績などを記載した調査書等の作成と提出などの手続が必要となります。

以前は、多くの中学校で、入学願書の作成について教員が関わっておりましたが、本来、入学願書は生徒と保護者が自らの意思で作成するものでありますことから、現在、ほとんどの学校では家庭で作成していると理解しているところでもあります。

調査書など、学校で作成すべきものについては、次年度以降、県と市町村が共同で導入することとしております統合型校務支援システムにより、その作成についても効率化が図られ、負担が軽減できるものと考えております。

○日高陽一議員 教員の負担を軽減することで気持ちに余裕ができて、教育にもいい効果が出ると思っていますので、よろしくお願ひします。ぜひ引き続き、効果的なスクール・サポート・スタッフの配置など、教員の負担軽減につながる取組をお願いしたいと思います。

そして、教員の負担軽減につながるものに、ICTの活用があります。県では、今年度末までに、県立高校全36校の510の普通教室、333の特別教室に電子黒板を設置するなど、県立高校教室のデジタル環境整備率は全国トップクラスになると聞いております。電子黒板と生徒のタブレット端末を連動させるなど、効率的で情報量の多い濃密な授業が可能になりますが、このすばらしい環境を生かすのは教職員だと思います。

そこで、県立高校における教職員のICT活用力を高めるための今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高校では、今年度、通信回線の強化やICT機器の大幅な増強を進めてきたところであります。

現在、各学校では、これらの機器の操作をはじめ、活用が円滑に進むよう、マニュアル作成や校内研修の支援などを行いますGIGAスクールサポーターを派遣いたしまして、ICTを活用できる環境づくりを行っているところであります。

今後は、ICTを効果的に活用した授業を展開するため、各学校で、推進担当者を明確に位置づけ、全ての教科で授業改善を実践するなど、組織的・計画的に進めてまいります。

さらに、教育研修センターが実施いたしますICT活用講座等の充実や、民間業者の協力も得て、オンライン研修会を実施するなど、教職

員のICT活用能力向上に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 次に、高校3年生の自動車運転免許取得についてお伺いいたします。

宮崎には免許取得がしやすい環境があり、合宿で県外からもたくさんの方が免許取得のために本県に訪れていると聞いております。

このような免許取得がしやすい環境にある中、高校3年生の秋に就職や進学先が決まった生徒に対しては、免許取得を許可してもよいのではないかと考えます。特に就職された生徒さんは、就職後の免許取得は仕事をしながらということになりますので、当然に時間的に制約もあり、大変になります。就職や進学等が決まった秋口以降に免許取得を許可することで、3月に集中する免許取得時期が分散され、コロナ禍においては、密を避けることにもつながります。

また、県内で免許取得した場合の経済効果を考えますと、1人当たり約30万円の費用がかかると試算して、1,000人の高校生が免許を取得した場合には、3億円以上の経済効果が生まれると考えられます。

そこで、県立高校の自動車学校入校許可の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 自動車学校の入校許可の時期につきましては、就職や進学など個別の状況を考慮しまして、生徒の不利益にならないように、各学校で判断しております。

現状としては、職業系は年末までに、普通科系は年明け以降に入校を認める学校が多くありますが、文部科学省からの通知の趣旨も踏まえまして、就職が決定した生徒には許可するなど、柔軟に判断する学校が増えてきております。

県教育委員会といたしましては、県立校長会や生徒指導担当者の会で、生徒の状況に応じた判断の必要性について説明を行うなど、各学校で適切に判断するように指導しているところであります。

○日高陽一議員 昨日は多くの県立高校で卒業式が行われました。今年は、全日制の高校では6,500名以上の生徒が卒業を迎えています。ぜひ、生徒の状況に応じた適切な判断がなされますように、引き続き学校への指導をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

例年、本県の2月は、80万人を超えるスポーツファンで大変にぎわいますが、残念ながら、今回のスポーツキャンプは無観客で行われたため、大きな経済効果は望めません。しかし、キャンプを行っていただいたことで、ニュースで取り上げられるなど、宮崎のPR効果は大きかったのではないのでしょうか。

キャンプ前は、例えば、県外からプロ野球球団の関係者が来ることを非難される方もいらっしゃいましたが、球団側は、「宮崎県にコロナを持ち込まない」と、選手、関係スタッフは何度もPCR検査を受けられるなど、この1か月間、1人も感染者を出しませんでした。球団の関係者には心から感謝いたします。

このように球団側がしっかりと感染対策に取り組んだ中、受入れに当たる地元関係者の感染対策はどのように取り組まれたのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） プロ野球キャンプの受入れに当たりまして、今年は「キャンプから絶対に感染者を出さない」という球団と地元関係者の共通認識の下、様々な対

策に取り組んだところであります。

具体的には、球団側では、選手やスタッフの全員がPCR検査をし、陰性確認後に本県に入り、その後も1週間に1回程度検査を実施するなど、徹底した対策が講じられました。

また、受入れ側でも、地元市が中心となり、体調不良者が発生したときに受診可能な医療機関の選定など、スムーズな医療受診体制の事前準備を行いますとともに、選手と接触機会が多いホテル従業員や、球場スタッフなど多くの地元関係者もPCR検査を実施いたしました。

県といたしましても、こうした取組に対して、検査費用の補助など、積極的な支援を行ったところであります。

○日高陽一議員 他県のキャンプよりしっかりと感染対策ができていたと聞いております。これからオリパラ関係の事前合宿や全国国文祭・芸文祭の開催なども控えておりますので、引き続き感染対策にしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて次に、重症化リスクの高い方が感染した場合の対応状況について伺います。

透析患者がコロナウイルスに感染した場合、一般の人に比べて死亡率は8倍とも言われ、透析患者にとって、コロナウイルスは脅威となっています。こんな透析患者の方が、県内には約4,000人いると言われていますが、重症化リスクの高い透析患者が感染した場合の病床の確保状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 透析患者が新型コロナに感染した場合、重症化するリスクが高いことから、原則入院治療を行うこととしております。

県ではこれまで、透析が実施可能な入院病床

の確保に努めてきたところであり、専用病床として5床確保していることに加えて、透析が可能な感染症指定医療機関において、透析専用ではありませんが、5床程度受入れが可能となっており、合わせて10床程度は確保しているところです。

今後とも感染拡大に備え、引き続き医師会や医療機関等の協力をいただきながら、さらなる病床の確保等に努めてまいります。

○日高陽一議員 病床もそうですが、人工透析患者の方が感染した場合、速やかに入院できる体制の整備についても、よろしくお願いいたします。

コロナ専用の病床は、呼吸管理ができることが条件であり、そこに透析管理が必要となるため、専門部屋に1人、担当のスタッフが必要となります。その分の専門技師などのスタッフも確保しなければなりません。第3波においては、入院病床が逼迫してしまいました。コロナ患者を受け入れる医療現場からは、感染の疑いのある方を含め、コロナ患者が増えることによって、一般患者への医療提供体制も大変になるとの声が聞こえます。

コロナ患者を受け入れる医療機関に関しては、一般患者をほかの医療機関で受け入れることにより、スムーズにコロナ患者を受け入れることができるのではないのでしょうか。

そこで、新型コロナ患者の入院病床はどのような体制を整備し、第3波に対してどのような対応をしたのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ患者の入院病床につきましては、国の方針を踏まえ、県が策定した確保計画に基づき、246床を確保してきたところです。

これらの病床は、感染状況に応じて、フェーズ1から3までの3段階で運用を行うこととしておりまして、各医療機関と協議しながら、一般患者用として利用していた病床を、新型コロナ患者用へと転用するなどの工夫を行っております。

第3波では、フェーズ3での運用を行うとともに、新規感染者が爆発的に増加し、入院病床が逼迫してきたことから、医療機関の協力を得て新たに28床を確保しまして、計274床で対応したところです。

今後とも、新型コロナの治療が適切に受けられるよう、必要な入院病床の確保に努めてまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

今日の午前中、窪菌議員より、コロナの差別について質問がありました。今議会、シトラスリボンを皆さんつけていただいておりますが、シトラスリボンをつけたときに、議員の先輩から、「それは何じゃろか」というふうな話があったんですけれども、これは、「コロナ陽性患者の方が入院して帰ってきたときに、温かい気持ちで迎えてあげましょう。そして、誹謗中傷をなくしましょう」というリボンであります。内田議員、リボンありがとうございます。つけさせていただきます。

県内でも、県トラック協会の皆様は、10年前の口蹄疫で受けた誹謗中傷をほかの人に受けてほしくないという気持ちで、昨年からは——知事も行かれたと思いますけれども——トラックにシトラスリボンのラッピングをして走る活動などもしていらっしゃいます。本当にすばらしいと思います。誹謗中傷をしないということなんですけれども、昨日、シトラスリボンをつけた

方で、シトラスリボンをつけながら誹謗中傷をしていた方もいらっしゃいましたので、胸に手を当ててシトラスリボンをつけていただきたいと思います。誹謗中傷をしたことがないと思われず知事も、ぜひシトラスリボンをつけていただきたいと思います。お願いします。

県内では、これまで1,900人を超える感染者が確認されています。中でも一番多くクラスターが発生しているのは、高齢者施設であります。

ワクチンの接種について、重症化リスクの高い入所者はもとより、入所者と接触の機会が多い従事者へも同時に接種すべきと考えますが、ワクチンの同時接種について、各市町村の検討状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設の入所者と従事者のワクチンの同時接種につきましては、既に半数を超える市町村において、同時接種に向けた高齢者施設への説明会や意向調査を実施しているところであります。

このうち、施設に対して接種予定者リストの作成依頼、嘱託医や医療機関からの医師の派遣等の検討を行うなど、具体的な取組が進んでいる市町村もあります。

一方で、ワクチンの供給量の全体像が国から示されていない中で、高齢者自身が適切に優先接種を行えることにも留意しつつ、市町村及び施設の双方の体制が整うなど、国が示す一定の要件を満たす場合の同時接種が行えるよう、市町村への情報提供や進捗状況を確認しながら支援してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 国のワクチン接種のロードマップでは、デイサービスなど通所の訪問系サービスの従事者は、優先接種の対象外となっております。地域の実情に合ったものになって

いないのではないかと考えております。

しかしながら、こうした通所・訪問系サービスの従事者も、入所・居住施設の従事者と同様、サービス利用者と直接接する機会が多いわけです。デイサービスなど通所・訪問系サービスの事業所の従事者に対して、ワクチンの優先接種はできないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設等の従事者に対しましては、高齢者の重症化リスクの大きさや施設内でのクラスター対策のより一層の推進のため、接種順位の特例が設けられております。

これは、入所・居住施設の業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症発生した後にも、入所・居住する高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを施設内で継続する必要があるためとされております。

こうしたことから、現在、デイサービスなどの通所・訪問系サービス事業所は優先接種の対象には含まれておりませんが、県といたしましては、国や市町村と優先順位の考え方等について意見交換を行うとともに、事業者に対しては、引き続き、徹底した感染症対策の上、必要なサービスの提供をお願いしてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 よろしくお伺いいたします。リエゾンについても、宮崎県はしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

以上、日高博之議員から引き継いだ質問でございました。

次に、コロナ禍における観光業への支援についてお伺いいたします。

まず、感染拡大により観光業は深刻な影響を

受けており、中でも宿泊業は厳しい経営が続いております。この状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本県の延べ宿泊者数は、割引キャンペーンなど国や県の需要喚起策等によりまして、昨年の秋から年末にかけては、一時回復の兆しがあり、直近の11月のデータでは、前年と比べ85%となっております。

しかしながら、第3波に伴う緊急事態宣言が大きく影響いたしまして、県ホテル旅館生活衛生同業組合によりますと、今年に入ってから主な宿泊施設の予約者数は、前年の4割にも満たない大変厳しい状況であると伺っております。

特に今の時期は、スポーツキャンプで一番のにぎわいが生まれるシーズンでありますので、大きなダメージになっているものと考えております。

○日高陽一議員 今回も、宿泊施設をはじめ観光業が大きくダメージを受けました。大手であります宮崎交通に関しても、ホテル、交通機関、レストランと多くのダメージを受けました。

そして、ANTA（アンタ）と言われる全国旅行業協会も大きく影響を受けています。大手の旅行会社は様々な支援が行き届きやすいと言われていますが、県内で事業をされている観光業に関してもサポートする必要があると思います。

そこで、観光業の事業回復に向けて、感染状況が落ち着いた段階で、速やかに観光需要喚起策に取り組むべきと思いますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 大変厳し

い状況に置かれております観光業の事業活動を後押ししていきますことは、地域経済を回復させる上でも重要であると認識しております。

一方、現在、県内の感染状況は鎮静化しつつありますものの、これから進学や就職、転職など県外との往来が活発な時期を迎えること、また、国の緊急事態宣言や隣県での変異株の確認など、県外には注意すべき状況が残っていることなどから、観光需要喚起策の実施に当たりましては、その状況を十分注視する必要があると考えております。

このため、まずは県民による県内観光を促進することとし、繰越予算も機動的に活用してまいりたいと考えております。

また、今議会をお願いしております新規事業「みやざき観光誘客再生事業」などによりまして、混雑を避け平日に旅行をするといったような新たな旅のスタイルにも対応しながら、観光需要を喚起し、その回復を図ってまいります。

○日高陽一議員 今、県外では、地域の魅力発信をユーチューブなどで行っているところが多くあります。ぜひ、宮崎県の魅力を発信し、種をまいて、宮崎県に行きたくてしょうがないという感情が湧いてくるような状態にさせていただき、アフターコロナを迎えていただきたいと思っております。

そのためには、今、修学旅行を県内で行い、魅力発信をしているように、まずは地元の方々にしっかりと情報発信をして、地元を、そして魅力を知り、今まで以上に地元を愛してもらうことが大切だと思います。私たち農家も、自分で作る作物を愛さなければ、人には求められないと思っております。料理人も旅館のオーナーも、まずは自分が愛する料理や旅館でなければ、人はそれを求めて来ません。自分が気に入らない旅

館に人は泊まりに来るのでしょうか。

ですから、まずは県民の誰もがこの宮崎県を愛する県にすることで、その魅力は必然と伝わっていくものだと思います。まずは、県民への情報発信をよろしくお願いいたします。

次に、ワーケーション推進について伺います。

9月議会でも質問させていただいたワーケーションですが、2020年当時の菅官房長官が、政府の観光戦略実行推進会議において、リゾート地、温泉地などで余暇を楽しみつつ仕事をするワーケーションの普及などについて言及したことにより、認知度が上がってきたものです。

全国の都道府県で一斉に動き始めたワーケーションですが、都会の仲間から、宮崎県は全国の中でもワーケーションのポテンシャルが高いと言われております。しかし、問合せ先が分からないとの連絡がありました。

そこで、本県は豊かな自然環境を有するなどポテンシャルは高いと思いますが、本県におけるワーケーション推進への対応体制について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） コロナ禍における地方回帰の動きやテレワークの進展に伴いまして、新たな人の流れを取り込む手法の一つとして、ワーケーションが全国的に注目を集めております。

ワーケーションは、豊かな自然環境やサーフィン等のアクティビティ、おいしい食など、本県ならではの魅力を活用することで、観光誘客はもとより、将来的な移住者の確保や企業誘致など、様々な波及効果につながるものと期待しております。

このため県では、本年1月に、庁内の関係所属で構成します連絡会議を設置するとともに、

全国のワーケーションに関心のある自治体で組織される協議会にも参加したところであります。

今後は、これらの体制を基礎として、市町村や民間事業者と連携しながら、本県におけるワーケーションの受入れを円滑に進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 以前から観光業界では、長期滞在型観光を進めることの重要性が叫ばれてきたわけでありましたが、日本の働き方になかなか合わず、進んでこなかった実態があります。そのような中、ワーケーションは、日本の働き方に合った長期滞在型観光を進める手段の一つになり得るものだと思います。

このワーケーション推進に当たっては、受入れ環境の整備が必要ですが、県、市町村、民間事業者の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） ワーケーションの受入れを推進するためには、テレワークを実施できる設備の充実を図るとともに、宿泊施設や余暇を楽しむためのコンテンツも充実させる必要があるものと考えております。

このため県では、来年度当初予算案におきまして、森林空間を活用したワーケーションを推進する事業や、サテライトオフィスの整備に対する支援事業などをお願いしているところであります。

また、宮崎市をはじめ9つの市町村におきましては、今年度から、テレワーク対応の施設改修やワーケーションの実証事業等が行われておりますほか、民間の宿泊事業者でも、ワーケーションに対応した宿泊プランの提供を行っていると同っております。

県といたしましては、市町村や民間事業者と

も連携しながら、受入れ環境の整備や情報発信等に取り組み、ワーケーションの受入れを進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 観光客の志向は、今、お土産を買ったり、ただ名勝地を観光する物消費から、現地の特産物や名物料理を食べたりと、様々なアクティビティーを体験する事消費へと変化してきたと言われております。

長期滞在型観光の一つの形態でありますワーケーションを進めていくに当たって、宮崎ならではの事消費となる体験型観光コンテンツを掘り起こし、磨き上げていくことは避けられないと思います。

そこで、体験型観光の推進を図ることは、ワーケーションの受入れ促進にもつながるものと考えますが、この取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、ワーケーションを進めていく上で、体験型観光の推進を図ることは重要であると考えております。

これまで、県におきましては、豊かな自然やスポーツ環境を生かしたスポーツツーリズムなど、本県ならではの体験型観光を推進してきたところであります。

また、昨今のコロナ禍におきましては、密を避け、自然を楽しむ観光の人気も高まっておりますので、来年度は、サーフィンなどのマリンスポーツや工芸体験等を活用した新たな誘客キャンペーンにも取り組みたいと考えております。

今後とも、市町村や関係機関等と連携して、体験型観光の推進を図ることによって、ワーケーションの受入れ促進にもつなげてまいります。

○日高陽一議員 先ほども話しましたように、2020年に菅官房長官の発言で、一気にこのワーケーションが盛り上がりました。現在では、全国の46道府県が東京の1,000万人を奪い合っているところでもあります。

よく考えますと、九州も同じような人口でございませう。まずは東京ではなくて、九州からどんどん、どんどん発信していくのも一つではないかと思っております。

そしてまた、インバウンドが、もう近い将来戻ってくると思っておりますけれども、コロナ対策がしっかりとできている台湾など、アジアにもしっかりと目を向けて発信していただきたいと思っております。

引き続き、県民の総力を挙げて、アフターコロナに向けての準備力を発揮していただきたいと思っております。

最後に、今回で退職される皆様、本当にお疲れさまでございました。人を思う心、県民のために今まで長きにわたり築かれました知識と能力を、これからまた県民のために御尽力いただきますよう、心からお願いを申し上げまして、私の一般質問の全てを終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私も70歳になりましたが、振り返ってみますと、私の幼少年時代は戦後の名残がまだありました。鼻水をたらし、足にはあかぎれ、しもばれができ、ニッケ紙をかんで唇は真っ青、イタドリと言いますが、サドを食べ、古鉄拾いをして5円の金を稼いでいました。当時はまさに「生きる」ということが素朴であり、牧歌的な幼少年時代だったと思っております。中学2年の頃、東京オリンピックが開催され、物があふれるようにな

り、私たちの将来は希望に満ちているように思いました。しかし、その後、1970年代、オイルショックを経験し、高度成長から低成長に移行し、私が30歳となる1980年代から、政治や経済の世界にサッチャー、レーガン、中曽根首相に代表されるような「小さな政府」「民間にできることは民間に」というような考え方の「新自由主義」なるものが色濃く反映してきたように思います。

以来、政治や経済の在り方が、例えば派遣労働制に見られるように、果たして、人間が生きるといふことにおいてうまく機能しているのだろうか、人間が常に何か生きづらさを感じてしまうような時代になってしまったのではと思えてなりません。

これは以前にも紹介した歌ですが、万葉の時代、舒明天皇の作られた歌に次のような歌があります。「大和には 群山(むらやま)あれどとりよろふ 天(あめ)の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海原は 鷗(かまめ)立ち立つ 美(うま)し国ぞ 蜻蛉(あきつ)島 大和の国は」。この歌は、私が高校時代に国語の先生から習いました。先生が言いました。「どうだね、大和の国にはいろんな山があるが、特に天の香具山は美しい。その天の香具山に天皇が登って国見をすると、もう国民が朝早くから活動し始めたらしく、炊飯の煙があちこちに立っている。一方目を転じると、水辺では水鳥が水しぶきを上げて飛び立っている。どうだね、美しいと思わないかね」。「大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海原は 鷗立ち立つ 美し国ぞ 蜻蛉島 大和の国は」。確かに、朝日に照らされた青い山々や空の青、そして白鳥に水しぶ

き、炊飯の白い煙、色の対比を考えると、色彩的にも美しい歌だと思います。さらに、先生はこうも言われました。「炊飯の煙を見て、天皇は、国民がもう朝早くから活動し始めたことに、その国民の勤勉性に、統治者としての喜び、そして働く人々に対して慈しみを感じたのだよ」とも言われました。私は、この先生は真面目な先生だなと思いました。国民が幸せに生き生きと生きること、それが統治者としての喜びであり、また、そのような国づくりをすることが、統治者としての責任なんだというふうに、当時の私は感じました。

そこで、このような思いを込め、今、政治の世界での不祥事が多発し、一方では、自殺や失業者が増大しているという状況の中で、知事に政治姿勢ということで2点、お伺いします。

まず、国家財政についてであります。

コロナ禍における2020年度の国家予算は、結果的に累計112兆円にも及ぶ新規国債発行ということになりました。この数字は、これまで日本の国家財政予算が100兆円前後でしたので、この112兆円という新規国債発行分だけで一国の予算に匹敵すると言っても過言ではありません。

このような状況は、これまで財政規律云々、財政破綻云々、プライマリーバランスがどうのこうのと言われてきただけに、異常な状況とも見られるわけですが、知事はこの状況をどう見られるか、伺います。

この質問の背景をもう少し付け加えるなら、特にMMTの理論、昨日も自民党の右松議員も克明に質問されましたし、また、このMMTの理論については、昨年9月議会で我が会派の渡辺議員が質問し、知事の一定の見解が示されておりますので、そのことは問いませんが、私は、現状の112兆円もの新規国債発行という国家

予算の危うさは、MMTの理論の「ある一定の考え」で解決できるのではとも思っています。

「ある一定の考え」とは、まず、現在の日本経済はデフレ状態であるというしっかりした認識を持つこと。ということは、だから一貫性を持ったデフレ対策を打ち出すこと。インフレになれば、その逆のインフレ対策を打てばよいというわけです。MMTの推進論者の方は、今の日本はデフレ状態なので、景気をさらに冷え込ませる派遣労働者制や、TPPを含む過度な自由貿易政策はもつてのほかというような、私の考えと同じようなことを訴えておられます。我田引水かもしれませんけれども。さらに、ビルトインスタビライザー機能を含む超過累進課税の強化も訴えておられます。

だから、インフレになれば、ビルトインスタビライザー機能がインフレを自動的に抑制する方向で働き、後は金融財政政策で景気過熱を抑え込む政策を打てばよいわけで、MMTは何のことはない、ケインズ理論の延長線上にあるものと思います。

余談ですが、ケインズは第1次世界大戦後、「敗戦国のドイツに過大な戦後賠償を求めれば、戦後復興もままならず、一方、ドイツ国民のルサンチマンたる国民の恨み、怨念、復讐心が生じるので、決して多額の賠償金を求めてはならない」と主張しましたが、結果として、その主張は通りませんでした。しかし、その後のドイツナチズムの台頭を考えると、まさにケインズは、経済学のみならず、社会学的な歴史に対する炯眼を持っていた人だと思います。

次の質問に移ります。

コロナ禍を体験して、今日の支配的な政治・経済思想である新自由主義をどう見るかということでもあります。新自由主義の歴史について

は、冒頭で簡単に述べましたので、繰り返しません。歴史といえば、こんな話があります。NHKの大河ドラマ「麒麟がくる」の放送はもう終わってしまいました。安土桃山時代の歴史の授業中に、男の子がうとうと居眠りをしてしまったそうです。先生は頭にきて、つかつかとその男子生徒の元に寄っていき、いきなり指をさして「本能寺を焼いたのは誰だ」と言ったところ、生徒ははっと我に返るも状況が分からず、再度先生は指をさして「本能寺を焼いたのは誰だ」と聞くと、生徒は「そっ、それは僕じゃありません」と言って、泣きながらクラスを飛び出していったそうです。一人取り残された先生は、「君が犯人じゃないということぐらい歴史的に分かっていることだよ」と言ったそうです。

本論に戻って、一時期、公立・公的病院再編成ということで、県内でも7か所の病院の削減が検討されてきたところですが、このようなコロナ禍という危機事象の中で、逆に公立・公的病院の存在の重要性が再認識されたと思うのですが、このことは、医療機関に限らず保健所、消防署なども、日頃からその充実の必要性は、円熟した社会の当然の経費として覚悟しておくべきものと思います。

さらに、新自由主義の中でつくられた派遣労働制、今、日本では、働く人の4割が派遣労働を含む非正規で占められ、危機事象が生ずれば、これらの人が真っ先に失業してしまう。そして自殺も増大する。私は、働くということにリスペクトのない社会は、ルサンチマン（怨念）を生じさせ、人間精神にも悪影響をもたらすし、精神文化の面でも多くの綻びをもたらすのではないかと思います。

新自由主義的な考え方と言っていいのか分か

りませんが、在庫を限りなくゼロに近づけるといふ考え方、いわゆるジャストインタイムと呼ばれる無駄のない在庫管理の手法がありますが、この手法は、医薬品や医療品など、人間の命に関わる備品の戦略的備蓄にはなじまない考えだと思います。例えて言うなら、新自由主義の考え方は、相撲でいうところの「徳俵」のない考え方だと思います。

柔らかな資本主義、牙をむかない資本主義として発展するためにも、ヨーロッパ、特に北欧が発祥の民主社会主義的な要素も参考にすべきではないかと思っています。

新自由主義についてどう見るか、知事にお尋ねいたします。

以下の質問は、質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、コロナ禍における国家財政についてであります。

今回のコロナ禍のように、国家的な危機事象が発生している場面での大規模な財政出動は、国民の命と暮らしを守る上で、やむを得ない措置であり、本県におきましても、国の補正予算を活用することで、必要なコロナ対策を進めることができたところであります。

結果として、新規国債発行額が大幅に増加したことにより、国の財政運営を心配する声も強まっております。MMT理論の立場からの御意見も含め、今後、各方面で議論がなされるものと考えております。

県としましては、コロナの影響に伴う税収減が見込まれる中、国の財政収支の悪化が地方財政にも大きな影響を与えるのではないかと懸念をしております。国における議論の行方を注視

するとともに、地方への必要な財政上の配慮について、引き続き強く求めてまいります。

次に、新自由主義についてであります。

新自由主義は、自由競争を重んじ、効率的な行政運営を図る考え方であります。政府による積極的な経済への介入や伝統的な共同体を重視し、弱者を市場競争から守る政策などとは異なった立場にあるものと理解をしております。

そのもたらした影響につきましては、多様な新しいサービスやイノベーションの創出が進んだ一方で、格差の拡大や非正規雇用の増加が見られるなど、様々な評価があるところであります。経済が成熟期に入らる中で、新しい形で活路を切り開いたという役割があったものと考えております。

今回のコロナ危機によって、東京への一極集中をはじめとする効率主義や過度のグローバル経済に対する課題等が顕在化したところであります。これからのコロナと共に生きていく社会では、効率一辺倒に陥ることなく、改めて地方の魅力や人と人とのつながりの大切さが注目されるようになるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。後半のところ、効率一辺倒ではどうもというニュアンスの答弁をいただきました。これは昨日も、佐藤雅洋議員の、コロナを通して、何か経済合理性追求だけではいけないんじゃないかというようなニュアンスもお聞きしましたし、また右松議員も、MMTの理論を展開されまして、これまでとちょっと違ったスタンスで発表されたように思いました。その辺は、価値観の揺らぎといいますか、それをお互いに感じながら一致点を見つけていく。コロナという事象が、私たち人類が生きていく上で何かをもたら

しているんだろうなと思えました。

私が特に訴えてきたのは、派遣労働制というのは、派遣労働者が悪いということじゃない、派遣労働制が悪いんだ。しかも、この派遣労働制が初めて導入されたのは1986年、このときにはソフトウェアとか、そういった専門業種でないといけないということだったのに、製造業まで派遣することができるというふうになったのが2004年です。あれ以来、水は低きに流れるという意味では、やっぱり安いほうを雇ったほうがいいということになった。絶対そうなると思うんですよ。私は、製造業、本当にみんなが汗水たらして働いている、そういうところに派遣労働制なるものは導入してはならぬと思います。そのことを、ぜひ経団連とか経営者側も、日本人の精神文化を考えた場合に、こういうのはいかんよねということで、議論をしていただきたいなと思います。

もう一つは、経済学者でノーベル平和賞を2006年にもらった、ムハマド・ユヌスというバングラデシュの経済学者がいますが、この前NHKで放送があっていました。この人が言っているのは、「今のコロナを見て、経済というのは共存共栄でないといけない」。しかも、こんなことも言っていたんですよ。「ワクチンは特許権になじまない」。言われてみると、そうかな、人類が生き残ろうとするのに金を出してまでやらせようとするのか。その辺は、本当に人類が生きるということに対する投げかけだろうと思います。そんなことを感じました。

時間の関係で、次に移らせていただきます。

次に、テレワークと労基法の関係についてであります。

テレワーク——私もそういう時代になってきたなと思いますが、労働基準法との関係が曖昧

になっては、またこれはいけないと思います。

商工観光労働部長にお伺いします。企業がテレワークを導入する場合の労務管理上の留意点について、どのように整理されているのか、お伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 在宅勤務やモバイルワークなど、ICTを利用した多様な働き方が広まる中、厚生労働省では、「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」を策定し、企業がテレワークを導入、実施するに当たっての留意点を明らかにしております。

このガイドラインには、テレワークを行う場合においても、労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係法令が適用され、例えば、就業の場所や始業・終業の時刻を、使用者が労働者に対して書面で明示しなければならないことや、テレワークを行う労働者も労災保険給付の対象となることなどが明記されているところであります。

県としましても、企業向け講演会でのガイドラインの説明やパンフレット配布などを行っておりまして、今後とも引き続き、理解促進に努めてまいります。

○太田清海議員 分かりました。私は、労働基準法自体も多少改正せねばならんのかなと思っておりましたが、私に示されたガイドラインというものの中で、私も読んでみましたけれども、きちっと捉えられていると思います。ただ、今の世の中で、シフト労働者、レストランなんかで働いている人は雇用調整助成金がもらえないとか、そんな問題が起こっております。いろんな雇用の形態が出てきた関係で、労働基準法との関係が曖昧になってはいけないなと思います。ぜひこのガイドラインをきちっと守っ

ていただきたいと思います。

次に、選挙管理委員長にお伺いいたします。

親子連れ投票についてであります。親子連れ投票というのは、私はこれまであまり気にも留めていなかったものですから、こういうのがあるということで、お尋ねしたいと思います。

親子連れ投票の対象が拡大された経緯と、県の考え方を伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 投票所に同伴できる子供は、以前は幼児に限られておりましたが、平成28年の選挙権年齢の引下げに伴い、18歳未満の子供まで入場できることとなりました。

親が投票する姿を子供に見せることが啓発につながるとともに、子供が将来有権者となったときに、投票に行きやすくなること等を期待して、法改正がなされたものであります。

国の調査では、子供の頃に投票所に行ったことのある人は、その経験のない人に比べて、選挙で投票した割合が20ポイントほど高くなるなどの効果が確認されておりまして、県でも選挙の際に周知を行っているところであります。

最近の選挙では、親世代の投票率も低下が見られるところですので、子供の社会参加の一つとしても、ぜひ家族で投票に行き、一票を投じていただきたいと思います。

○太田清海議員 分かりました。実は私の理解としては、幼児などやむを得ない場合しか認められないと思っていたものですから、連れて来てはいけないというようなイメージだったんです。ところが、今説明があったように、18歳までということでもあります。私も18歳の高校時代に、学生服を着て遠隔地保険をもらうために社会保険事務所に行ったことがあるんですが、やっぱりみんなが見ているものですから、怖

かったんですね。そうしたら、今でも覚えています。甲斐さんというおじいちゃんみたいな職員の方が私に、高校生であるにもかかわらず、人間として親切に対応してくださいました。おどおどしていた私にそんな対応をしてくれた関係で、名前まで覚えてしまったんですけど。県庁の中でも、県庁の本館はほとんどドアがありますよね。あのドアをガチャッと開けて中に入るといのは、県民は怖いんですよ、本当に。そういうものなんです。だから、投票所に行くときにも、行くと、調査員とか地区の大物の人たちが座って不正を監視しているという、衆人環視の中に若者が行くというのは、ちょっと嫌かもしれません。だから、ああこの制度はいいなと思ったのは、私も孫を連れて行って、みんなから見られることの怖さをなくしていく、それは本当に大事だなと思いました。こういう体験を子供にさせたいなと思っております。

次の質問に行きます。

県北地区に重症心身障がい児(者)の施設をつくってほしいということで、今まで県北からもいろいろ要望を出してきましたが、これは本当にありがたいと思っております。医療型短期入所事業、これは大変医師不足の中で難しいのではないかと今まで聞いておったものですから、いとも簡単に今回さっと発表されてできたものですから、その経緯を伺いたいと思っております。

延岡共立病院が県北地域で初めての医療型短期入所事業所を開設するに至った経緯等を伺いたいと思っております。これは福祉保健部長です。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 医療型短期入所事業所につきましては、御家族に休息などを取っていただくため、医療機関において医療的

ケア児を預かる事業でありまして、保護者など多くの皆様から開設を求める声をいただいております。

こうしたことから、県では、開設いただける医療機関の掘り起こしを行ってまいりましたが、延岡共立病院には、高い関心を持っていただき、実際に医療的ケア児が通う施設を視察したり、家族の御苦勞を伺っていただいたほか、関係者のサポートもいただきながら、3年間にわたり事業所開設に向けた取組を進めてきたところです。

今回、コロナ禍の中、御家族の思いに御理解をいただき、開設を決断された延岡共立病院の皆様へ感謝申し上げます、敬意を表したいと思います。

○太田清海議員 本当にありがたいと思っております。思い出すのは、平成28年の9月定例会で、日向の日高博之議員が、日向選出なのに、延岡に県立体育館を造ってほしいというような趣旨の質問をしたものですから、心の広い人だなと思って、逆に当時、日向からもこの医療型短期入所事業所をやってくれと上がっていましたので、私もその応援の質問をお返しにした記憶がありました。それほど県北のお父さん、お母さん方が苦しんでおられる、そのことの解決のために、県北の議員の皆さんが一緒になってやってきたなと思えました。ぜひこの制度を発展させていきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、県土整備部長にお尋ねします。

一ツ葉有料道路の利用状況についてですが、早く無料化してほしいという願いを込めて、一ツ葉有料道路の利用状況についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(明利浩久君) 一ツ葉有料道

路の利用状況につきましては、有料継続いたしました昨年の3月から今年1月末までの11か月間では、北線及び南線の合計で、交通量は約595万台となっており、前年度の同時期と比較しますと、交通量が約93%、料金収入は、料金値下げの影響もありまして、約71%となっております。

交通量が減少している要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴います経済活動の停滞などによるものと考えており、全国の高速道路も同様の傾向にあります。

新型コロナの影響が長期化する懸念もありますことから、引き続き、利用状況を注視してまいります。

○太田清海議員 分かりました。大分に高速で行く場合は、延岡から見れば無料なんです。恐らく、九州中央自動車道も無料だと思います。県北から南へ下がる時に有料になるものですから、そう考えると、延岡、県北の人口とか消費が、大分方面、熊本方面に取られるんじゃないかというような不安もあるので、ぜひ一ツ葉有料道路の無料化に向けて頑張ってくださいと思います。

次の質問に移りますが、福祉保健部長に再度、介護福祉士等養成・確保特別対策事業についてであります。これは返済免除の貸付であるとだけ私は聞いておったものですから、内容についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） この事業は、新型コロナの影響により、介護人材不足が一層懸念されますことから、若者等の介護分野への参入促進や人材確保を図るため、新たに2つの返済免除付貸付事業を実施するものであります。

福祉系高校修学資金貸付事業は、福祉系高校

の学生に、介護実習費など、3年間で最大44万円を貸し付けるものでありまして、卒業後に県内で3年間、介護分野の仕事に従事した場合には、返済が免除されます。

また、介護分野就職支援金貸付事業は、他業種で働いていた方などが介護分野における介護職に参入する場合に要する費用として、20万円を上限に貸し付けるものでありまして、県内で2年間、継続して従事した場合には、返済が免除されます。

実施主体は県社会福祉協議会となり、県は事務費等を含めて補助することとしております。

今後、教育委員会等と連携するとともに、移住施策等とも組み合わせながら、制度の周知・活用に努めてまいります。

○太田清海議員 分かりました。3年間とか2年間、地元で働けば、返済は免除されるというようなイメージだと思いました。これは本当に、人口減少対策にもなるし、県内での就職率の向上にもなるし、離職率にもいい影響を与えたいと思います。ぜひ充実させてほしいと思います。

ただ、私どもが介護労働者や介護士の方といろいろ話をすることがありますが、例えばこんな話があります。ある福祉施設で働いていたら、その理事長さんの息子さんと一緒にガラス拭きをすることになった。理事長さんの息子が、「今度俺、車買うっちゃけどよ」と言ったその車が、物すごく高級な自動車だったものですから、もう何かやる気を失ったと。自分がね、手取り15万円ぐらいで、自分よりか年下の人にね。そんな問題もあったりするんです。やる気という問題。だから、介護労働者に対する賃金をできるだけ上げていく、こういう制度をつくるというのは大事なことだと思います。そ

ういったデリケートな問題もあるということ
で、よろしく願いいたします。

次に、また福祉保健部長に、LGBTの問題
についてお尋ねいたします。

私は平成26年6月に、私の娘のことに
関して発表したことがあります。その後、延岡地区
において「LGBTのべおか親子の会」という
のをつくりまして、月1回、そういう対象のお
子さんとか、もしくは親御さんに来てもらっ
て、意見交換をしています。中には、エクス
ジェンダーと、そういう人もいるのかと思いま
した。自分が男であるのか女であるのか分か
らない。少女時代、少年時代から自分が何者か
が分からない。何で人は自分をいじめるのだ
ろう、そんなことも分からない。そういう20歳
過ぎの方にお会いしました。私は、「ようあんた
生きてきたね。あんたも自分のことを表現す
る場があれば、ぜひ頑張ってみらんね。あんた
のことが分かったら、みんなももっと優しく
なるはずじゃが」とか、そんな話もしたりす
るんですが、その中で一つ、ホルモン療法で
悩んでおられる方もいました。

ということで、性同一性障害のホルモ
ン療法の現状についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 性同一性
障害の治療につきましては、日本精神神経学
会が定めた「性同一性障害に関する診断と
治療のガイドライン」によりますと、十分
な知識と経験等を持った精神科医、形成外
科医、泌尿器科医、産婦人科医などにより
構成された医療チームによって治療を行
うものとされております。

ホルモン療法につきましては、その医
療チームから依頼を受けた、内分泌学、泌
尿器科学、産婦人科学等の専門医によっ
て行われるべきとされておりますが、全
国的に専門的な治療に携

わる医師等や医療機関が少ないと聞いて
おります。

平成30年4月に、性同一性障害に係る
手術の一部が保険診療として認められま
したが、ホルモン療法につきましては、保
険診療とはなっておりません。

○太田清海議員 分かりました。これは
まだ過渡的な状況かなと思いましたが、男
性に変わった人は泌尿器科で診察するの
かな、女性に変わった人は産婦人科かな
というところが、ホルモン療法の場合、
最後のところはちょっと分かりませ
んでした。担当課の方にいろいろ調べ
ただいて、それを基に延岡でも動いて
みたら、ある病院ができるかもしれない
ということ、もしそれができれば本当
に助かるんです。というのは、ホルモ
ン療法を月に1回、注射なりしなければ
ならない人というのは、遠いところ
に行ってやらないかんから、仕事を休
まないかん。ということは、もう定職
にはなかなか就けない人たちなんです
よ。そして、それを避けるために錠剤
を取り寄せる。「錠剤はどこから取り
寄せるのか」と言ったら、「私は台湾
です」とか言う人もいました。そうい
う錠剤というのは、私も医学的には分
かりませんが、腎臓とか、体にとって
ちょっと負担があったり、そういうの
があって、ホルモン療法ができるのが
一番いいわけですね——いいんだろ
うと思います。こういう動きを関係者
の方に言ったら、本当に喜んでおり
ました。それができるといいね、身
近なところで療法ができるといいが
ねということですので、こういう課題
もまだ残っているということについて、
御理解をお願いしておきたいと思
います。あとは私たちのほうでも頑
張っていきたいと思っています。

次に、総合政策部長に県立体育館につ
いてお

伺いたいと思います。

県立体育館については、延岡で整備していただくということで、本当に感謝申し上げますが、市民としては、これまで市民体育館があっただけに、これまでのように使えるのかなということで、新たに整備する県立体育館、延岡市民がこれまでのような利用ができるのか、配慮できないものかということで、お伺いしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 現在、延岡市民体育館の敷地におきまして、延岡市と共同で整備を進めております新体育館は、大規模大会の開催や競技力向上など、本来の県体育館の役割に加え、廃止する市民体育館の機能を併せ持つ施設となります。

そのため新体育館は、設計段階から地元の御意見等も伺いながら検討を進めてきておりまして、建設期間中の現体育館の継続利用にも配慮することとしております。

供用開始後の具体的な管理・運営方法等につきましては、これから本格的な検討や協議を進めていくこととしておりますが、新体育館がスポーツランドみやぎきの拠点施設としての役割を發揮するとともに、地元にも幅広く利用される施設となりますよう努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。地元にも利用されるようなという配慮、ありがとうございました。

次に、教育長にお伺いしたいと思います。

延岡わかあゆ支援学校跡地については、延岡市がいただいて、延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」というのをつくっております。2月8日がプレオープン、7月下旬がグラウンドオープンと聞いております。ただ、その

後、利用者の交通の便、アクセスの関係で一部の土地を改良したいということで、譲渡を願い出ているようですが、どのように対応しているのか伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 延岡市から、延岡わかあゆ支援学校跡地につきまして、一部譲渡の要望がありましたので、県教育委員会といたしましては、現状による譲渡は可能である旨、お伝えしたところであります。

今後、延岡市から正式に申請等があれば、適切に対応したいと考えております。

○太田清海議員 正式に申請があれば適切に対応したいということでもあります。ありがとうございました。

それでは、最後の質問になりますが、教育長に、県立高校等での定員内の不合格問題についてであります。

定数割れをしたところであれば全員が合格するのかと思いましたが、不合格者もいらっしゃるようです。今回、全日制は0.82倍ということですが、県立高等学校入学者選抜における定数内不合格の現状について、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 定員内不合格者について、過去3年間の状況を申し上げますと、合計数になりますが、令和2年度入試では、全日制課程36名、定時制課程12名、平成31年度入試では、全日制課程30名、定時制課程7名、平成30年度入試では、全日制課程38名、定時制課程16名となっております。

○太田清海議員 分かりました。例えば、私立学校に行かれる方もおるかもしれないが、こういう人の中で、学びの場から外れた子供の将来を考えると、例えば、こうなると固定的に考えちゃいけません、うつ病になったりとか自殺

したりとか、犯罪にいつてしまうとかいうこともあるかもしれません。ぜひ、こういう子供たちの行く末というか、そんなことも中学校側、高校側もやっぱり関心を持っておくべきではないかなと思います。聞くところによると、学校の退職者でつくる「悠遊」という学習支援NPO法人があるそうです。通信教育の手助けをされている方たちだと聞いておりますけど、こういった方々、様々な人の力を借りて、今後、関係団体と協議していただくといいかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、冒頭、私は歴史のことを話しましたが、私の父は柔道家でありましたので、「絶対ひきょうなことはするなよ」と教えられてきました。その後、「武士道」という新渡戸稲造の本がありますが、これを読んで、「ああ、日本は何と美しい精神を持っているのかな」と思ってきました。私が歴史で「うん」と思ったのは、中学校2年の日本の歴史で——2回目ですかね、小学校でもちょっと習いますけど——「21カ条の要求」というのがあります。これは1915年、いわゆる第1次世界大戦中に中華民国に対して日本が要求したものであります。私はそれを学んだときに、「何でこんな要求をするんだろうな。日本には武士道があるのに」というような疑問を持ったことがありました。

2018年の8月15日にNHKスペシャルで、ノモンハン事件を取り上げた「責任なき戦い」という放送を見ました。ノモンハン事件というのは、関東軍とソビエト軍が国境を争った戦いですが、1939年、太平洋戦争に入る2年前です。このときのテープがアメリカから発見されたり、画像もあつたり、肉声までありました。簡単に言いますけれども、このノモンハン

事件をどのように責任を取るのか、私はあのとききちっと責任を取っておれば、本当に日本の将来も変わっていたんじゃないかなとも思いました。東京の参謀、陸軍中央、現地関東軍、そして現地で戦った3つの組織の中で、責任がきちっと取れていない。これを思うと、一人の人を紹介しますが、北部方面を守っていた中佐の井置部隊、3分の1まで減ってしまった自分の部隊の命を、最後守らないといかんということで撤退をしたわけですが、その撤退したことに対する現地での責任を問われて、結局これは、鈴木参謀という人が一週間ばかり説得して、短銃を置いて、自決させるんです。パーンという音が聞こえてくる。奥さんに対する報告は、戦死ではなく死亡したと書いてあるんです。だから奥さんは、私の旦那の最期はどんなだったんですかと、戦後、いろんな関係した幹部に文書で回答を求めたけれども、手紙で帰ってきた言葉は、「全く記憶しあらず」という言葉、文字でした。そんなのが全部肉声でも出ています。

私は、責任を取るということ、これをぜひ今の日本でもしていかなきゃならんんじゃないかなと思います。何か似ている。やっぱり近畿財務局の赤木さんが自殺されて、奥さんが今一生懸命頑張っておられます。そのことを何か関連して感じたところであります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時38分散会

3 月 3 日 (水)

令和 3 年 3 月 3 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）			
1番	有岡浩一	（郷中の会）	
2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）	
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）	
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）	
6番	山下寿	（同）	
7番	窪菌辰也	（同）	
8番	脇谷のりこ	（同）	
9番	佐藤雅洋	（同）	
10番	安田厚生	（同）	
11番	内田理佐	（同）	
12番	日高利夫	（同）	
13番	丸山裕次郎	（同）	
14番	冨師博規	（無所属の会 チームむか）	
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）	
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）	
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）	
18番	岩切達哉	（同）	
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）	
20番	横田照夫	（同）	
21番	外山衛	（同）	
22番	西村賢	（同）	
23番	山下博三	（同）	
24番	右松隆央	（同）	
25番	野崎幸士	（同）	
26番	日高陽一	（同）	
27番	井上紀代子	（県民の声）	
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）	
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）	
30番	満行潤一	（同）	
31番	太田清海	（同）	
33番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）	
34番	濱砂守	（同）	
35番	二見康之	（同）	
36番	星原透	（同）	
37番	蓬原正三	（同）	
38番	井本英雄	（同）	
39番	徳重忠夫	（同）	
欠席議員（1名）			
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）	

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田涉
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	小田光男

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。早速、質問に入ります。

県内のコロナ感染者は、2月に入り、つるべ落としと言ってもいいほどに大きく減少しております。これは、緊急事態宣言の成果であります。知事の英断の結果であります。私も評価いたします。

それで、トップリーダーの決断とはいかなるものであるのか、知事にお尋ねいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。

お答えします。トップリーダーとしての決断であります。

県政運営を担う者として、私は、今回の新型コロナウイルスへの対応など前例のない事態や危機事象が発生した場合に、県民の皆様広がる不安等を払拭するため、ぶれることなく明確なビジョンや戦略を示し、分かりやすくメッセージを発信すること、目標を共有し断固実行すること、そして、結果に対ししっかりと責任を持つこと、このような点を意識して、リーダーとしての務めを果たしてまいりたいと考えております。

事案によっては、決断の過程で様々な意見や課題があることを、県民の皆様丁寧に説明

し、時間をかけて対話を重ね合意形成を図る必要がある場合もございます。知事就任以来、こうしたことを心がけて取り組んでまいりました。

今後とも、県民の皆様はもちろんのこと、県議会や市町村、関係団体の皆様との対話を心がけ、様々な声に真摯に耳を傾けつつ、必要な場面では逡巡することなく果敢に決断し、県政運営に当たってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 今回の宣言、先ほど言いましたとおり、大変すばらしい効果がありました。

先ほどは決意とか、対話をしていく、耳を傾けて取り組んでいくというお話でありましたが、4波、5波というのがあるかもしれない。ないに越したことはありませんが、そのための教訓とか参考になるようなことがあれば、それも教えていただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 緊急事態宣言の発出後、外出自粛や営業時間の短縮など、県民や各事業者の皆様適切な行動変容のおかげで、感染が急速に鎮静化し、宣言の発令は非常に大きな効果があったものと考えております。議員にも評価いただき、大変ありがたく思っております。

新型コロナウイルスは大変厄介なウイルスですが、人と人との接触機会を極力減らすことにより、感染の機会を徹底的に減らせば、感染拡大を防止できることを改めて実感したところでもあります。

一方で、宣言の発令に伴い、県民生活や地域経済に多大な影響を与えたことも事実であります。今後は、そうした感染状況にならないようにすることが重要であると考えております。

このため、今回の経験も踏まえ、「みやざき

モデル」を標語としました感染対策実践例の普及啓発の強化、そして、早期探知のための、接待を伴う飲食店の従業員等や高齢者施設の職員への検査、また、感染警戒区域や感染急増圏域を早期に設定することを検討する、こうしたことに取り組みまして、感染を早期に封じ込め、「感染症に強い社会」を築いてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 みやざきモデルを大いに發揮して、とにかく感染を防いでほしいと、このように思っております。

次に、国文祭・芸文祭について質問いたします。

これもコロナに係る質問になるわけですが、残念ながら、昨年開催の予定が今年に延びております。これは、もともと記紀編さん1300年記念事業の集大成としての国文祭・芸文祭であったわけです。これの延期になった理由を、改めて知事にお尋ねしたいと思います。

また、主催者が県とか文化庁とかいろいろありますが、その決定にはどこが大きく関わったのか、それも含めて知事に御答弁願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭につきましては、昨年6月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、開催の準備や実施体制が十分に整っていないという状況を踏まえて、主催者であります文化庁、厚生労働省、県、この三者が協議して、大会の延期を決定したところであります。

○中野一則議員 いよいよ今年開催するわけがありますけれども、何が何でも、ぜひ開催していただきたいと。主催者が文化庁、厚労省と県ということでしたが、文化庁、厚労省を説得してやっていただきたい。

今、国はコロナに一生懸命で、この一生懸命ということは、何が何でも7月からのオリンピックの開催をとということが大きな狙いだと思っていますんですね。

この前の新聞のアンケートによりますと、オリンピック・パラリンピックの中止はやむを得ないというのが49.1%もあるんですよ。そこで、オリンピック次第では、国文祭・芸文祭もどうなるのだろうかという心配をいたしております。それを越してでも、開催をお願いしたいと思いますので、今度は国文祭・芸文祭開催の決断について、知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭の重要性を考えますと、万全な感染対策を講じながら、感染状況に適切に対応して開催したい、そのような思いで現在準備を進め、今年度、大会本番に向けた機運の醸成を図るため、「さきかけプログラム」を県内各地で開催しております。

文化芸術というものは、私たちの心を癒やし、励ましてくれるもの。人と人とが分断され、先の見えない苦しい状況が続いている今こそ、コロナ禍の中でこの大会を開催する意義を、改めて感じているところであります。

この大会を、新型コロナにより大きな影響を受けた本県にとりまして、前に進む勇気や希望の光にあふれた大会にしたいと考えております。

○中野一則議員 知事が開催する決意が非常にありありと分かりました。今、言われましたとおり、文化・芸術で国民に希望の光が届くように、ぜひ開催を重ねてお願いしたいと思います。

それで、関係者からの要望がありました。

今、コロナワクチンの優先接種は、医師団とか医療機関とかが優先してありますが、一般になった場合、優先順位というのは何も決まっていないということを聞いております。そういう中であっても、この国文祭・芸文祭に関係する人、特に出演者には優先して接種をお願いしてほしいという要望がありました。特に演目によっては、コーラスとかミュージカルとかオペラ、演劇、こういう人たちは、早くから準備して練習をする。そして、声を出さないと練習にならんわけですね。声を出すと云々というのが、コロナで一番いけないんですが、その上からも、ぜひ優先してワクチンを接種して、準備をしたいという要望でありましたから、そのコロナワクチンの優先接種ができるように、知事をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭の成功の鍵も、主役である出演者、開催を支える関係者の皆様にあると考えております。感染防止対策の徹底を行っていくこと、さらにはワクチン接種も円滑に進めていくことが重要な課題であると認識しております。

しかし、この肝腎のワクチンであります、県民全員分が一気に供給されるものではなく、順次供給されることとなっております。国としましては、重症化リスクの大きさ等を踏まえた接種順位を定めて、その順に従って接種を進めていくこととされております。

具体的には、まず医療従事者等、次に高齢者、そして基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者、60歳から64歳の方々への接種を行い、その後「これら以外の方々」への接種を行うこととしております。

この最後のカテゴリーであります「これら以

外の方々」の中には、年齢や職種によって様々なお立場がありますので、これも様々な検討が必要であると考えておまして、今の御指摘も踏まえながら、国や市町村と丁寧意見交換を行ってまいります。

○中野一則議員 最終的には市町村の判断もあるのだらうと思っておりますので、そのあたりの優先接種ということ——この国文祭・芸文祭、今さっき言った演目は市町村からの出し物ですので、市町村を大いに指導していただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、農政について、これは全て農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

まず、農協合併ですけれども、今、農協合併について、各JA、一生懸命取組をされているようでありますので、まずはこの合併の目的とか合併の形態とか、いつ設立する目標なのかということ、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農家の高齢化や担い手不足、国際化の進展など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、JAグループ宮崎では、組合員サービスの維持向上を目的に、「県域JA構想」の検討を進めていると伺っております。

この構想では、生産基盤の維持・拡大や営農指導の充実、生産コストの抑制や物流体制の再構築など、営農面をはじめ、金融・共済機能の強化や業務執行の効率化など、JAの事業全般にわたります高機能化を図るため、県内の13JAと中央会・連合会が一つの組織となることを目指しております。

また、この構想に取り組むことを決議されました平成30年11月の「JA宮崎大会」から5年以内に「県域JA」を設立することを目標とさ

れております。

○中野一則議員 合併するからには、誰かのために合併するわけですよ。誰のために合併するのかを教えてください。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農業協同組合法には、JAは農業者の協同組織であり、組合員に最大の奉仕を行うことを目的として、農業所得の増大に最大限の配慮をして事業を行う旨が規定されております。

これは、「県域JA構想」におきましても共通する理念であり、まずは組合員たる農業者の経営安定や所得向上が最大の目標であり、その手段といたしまして、組織統合による経営基盤の強化や経営健全化を目指されるものと理解しているところでございます。

○中野一則議員 誰のためにといいましたが、いわゆる農協法の第1条の目的にかなったことで、言うなれば、農家組合員のためと、農業の発展のためというふうにお伺いしました。そのための合併であると。当然のことだと思いますので、そういうことで進められるだろうと思っております。

また、連合会の取扱いはどうなるんだろうかということで質問したかったんですが、既に県下13JAと連合会をまとめてということでしたので、連合会はJAのスタートと一緒にということになるんですか。

○農政水産部長(大久津 浩君) 県域JA構想では、県内の13JAが一つの組織となった後に、連合会の事業や組織を包括的に承継するとの方針が示されております。その時期や手順につきましては、今後、組合員や各地域の意思を反映させながら、検討が進められるものと承知しております。

なお、共済連につきましては、現在、全国連

合会の県本部という位置づけでございますので、全国連合会及び設立後の県域JAにおきまして、今後の体制が検討されるものと考えております。

○中野一則議員 経済連は、既に全国連ということですから、どうにもならないと思うんですけども、中央会、森連、経済連、畜連とかそういうものは一緒にということでしょうか、13JAが一つにまとまった後に、遅れて包括して連合会も合併していくという形になるということですね。分かりました。

次に、合併を進めていけば、いろんな課題があると思うんですよ。そういう課題が、今、見えておれば教えていただきたいと思います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 県域JA構想の実現に向けましては、JA間の合意形成と、実務の調整が重要と考えております。

合意形成に当たりましては、それぞれのJAが総代会におきまして参加の可否を判断することとなりますので、組合員一人一人が、目指すべき将来像や経営展望等について十分理解されるよう、丁寧な説明が求められるところでございます。

また、実務面では、県域JA設立後の円滑な業務運営に向けまして、会計業務とかシステムの統一、あるいは職員の給与水準等についての調整が必要と考えております。

○中野一則議員 分かりました。

合併に向けてのそういう課題を含めて、県は合併に対してどういう見解を持っておられるのか、そしてまた、県は、農協をいろいろと調査もされ、検査をされておるわけですので、いろいろと指導する立場でもあると思うんです。そのあたりのことをお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農業を取り

巻く情勢の変化に加えまして、金融緩和策の長期化、さらには流通の高コスト化など、JAの事業環境が大きく変化していることを踏まえますと、JAグループが県域JA構想に自主的に取り組まれることは、時宜にかなった合理的な判断であろうと考えております。

県といたしましては、構想実現に向けたJA間の合意形成や実務の調整につきまして、当事者である各JA、中央会、連合会において、作業が円滑に進むよう注視してまいりたいと考えております。

また、農業協同組合法に定めます手続、具体的には、合併契約の締結や総代会の決議、その他の法的手続につきましては、監督庁といたしまして、必要な助言・指導をしっかり行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 合併後のJAがスムーズにいくように、合併に向けての指導をしていただきたいと思っております。

次に、農協経営の状況についてお尋ねしていただきたいと思いますが、まず、現在の農協の財務状況なり経営状況というのは、いかなる状態なのかを教えてくださいたいと思います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 各JAの令和元年度決算における主な財務指標の一つであります自己資本比率については、平均で17.76%となっております。金融機関の財務の健全性の目安でございます、「BIS規制」に定める国際基準値の8%を上回る状況となっております。

また、事業収支は、全JA合計で8億6,400万円の黒字となっているところでございます。

このような中、各JAにおきましては、近年、組合員数の減少や融資残高・共済保有残高の減少といった経営環境の変化に対応し、施設

の統廃合など、事業運営の持続性確保のための取組が進められているところでございます。

○中野一則議員 非常に自己資本率もすばらしく、また、8億円を超える収支が黒字としてあるようでありますが、そういう中で、金融再生法に基づくJAの不良債権の比率というのがどういう状態なのかを教えてくださいたいと思います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 令和元年度決算時の不良債権比率は、県内JAが平均で3.82%、JA宮崎県信連が0.36%となっております。

また、県内主要金融機関の不良債権比率は、1.5%から3.9%程度の範囲にございまして、JAと他金融機関とを比較いたしましても、おおむね同程度の水準にあるものと考えているところでございます。

なお、JAの不良債権につきましては、物的担保や公的機関の債務保証、あるいは貸倒引当金により保全が図られておりまして、保全率は98.11%となっております。

○中野一則議員 ほかの金融機関と比べても、というお話でありましたが、数字的にはJAの平均が3.82%、信連が0.36%、県内の金融機関が1.5%からというお話でありましたから、それに比べると、やや高いという気がしないでもないですね。

不良債権の中にもいろいろランクがあるわけですが、破産更生債権及び準ずる債権というのが、私が事前に調べた中では、15億5,000万円あります。これは非常に回収の厳しい債権だと思うんですね。

それで、これは合併前に整理しておく必要があるのではなかろうかなと思っておるんです。整理するには、JAでは組合員との勘定関係が

あって、保証人との関係もあって、なかなか難しい面があるんですよ。この整理については、15億ですから、県が支援する必要があると私は思っております。そのあたりのことを、知事にお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありました不良債権は、破産、会社更正、再生手続等により経営破綻に陥った債務者に対する債権であります。

こうした不良債権が経営の健全性に及ぼす影響につきましては、金額の大小にかかわらず、様々な財務指標との比較によって判定されるものであります。不良債権の整理の是非につきましても、県域JA構想を進める中で、各JAあるいはJAグループが自主的に判断されるものと考えております。

県としましては、各JAが不良債権の整理を進める場合は、会計処理に関する技術的助言を行うなど、監督庁として必要な支援を実施してまいります。

○中野一則議員 JAが自主的にすべきもの——当然だと思うんですよ。そこを、基幹産業は農業ですから、そういう不良債権を引き継がない形でJAの合併を進めていくと——それが一番理想的だと思うんです。だから、15億5,000万円という不良債権があるわけですから、県も予算的に何か、単なる助言じゃなくて予算で何とか支援をしていただきたいと、要望しておきたいと思っております。

次に、農業経営収支保険、いわゆる収入保険のことでお尋ねします。

これは、全国農業共済組合連合会、いわゆる農共が管理する保険でありますけれども、経営上の全てのリスクに備えるセーフティーネットとして、平成31年1月に開始して2年経過いた

しました。

それで、県内の加入状況がどのような状況かということ、農政水産部長にお尋ねしたいと思います。できれば、加入対象者もどのくらいあるのかということも含めて答弁願えればありがたいと思っております。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農業経営収入保険は、主に耕種部門の農業経営者のうち、所得税青色申告を原則として5年以上継続している方が対象となりますが、先般公表されました2020年農林業センサスによりますと、本県で青色申告を行っている経営体は、畜産部門も含めて8,269件となっております。このうち収入保険の要件を満たす経営体が加入対象者数になると考えております。

また、加入状況につきましては、県の推進主体であるNO S A I宮崎において、令和4年度までの目標を2,130件としておりましたけれども、令和2年12月末時点で2,363件と目標を既に達成しており、全国で比較いたしますと、全国で加入件数は順位的には5番目、九州では1番目となっております。

これを主要品目別に見ますと、加入者が多い順に、その経営体数は、キュウリ418、水稲341、ピーマン192、カンショ189、マンゴー136の順となっております。

○中野一則議員 青色申告をしている人が対象ですから、かなりの人が加入対象者になると。全国でも5位に入る達成率ということで、すばらしい状況ではありますが、県はこの加入目標をどのくらいに立てておられるかもお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 第八次農業・農村振興長期計画の案におきましては、農業セーフティーネットの強化を重点施策の一つに

掲げておきまして、農業経営収入保険の目標を、令和7年度までに3,300件としております。

県におきましては、制度創設当初から加入推進に取り組んでいるところでございます。特に今年度は、県域及び県内8地域での「収入保険推進協議会」による戸別訪問、さらには7月補正予算を活用いたしまして、生産者グループの勉強会の支援等によりまして、制度の理解と集団加入の意識の醸成を進める事業など、様々な対策を講じ、加入拡大を図ってきたところでございます。

一方で、毎年掛け捨てとなる一部保険料につきましましては、負担を感じておられるといった様々な意見があることも承知しておりますけれども、国では、令和4年度を目途といたしまして、制度の在り方等について検討を行うこととされております。まずは、その検討状況をしっかり見極めてまいりたいと考えているところでございます。

県としましては、国に対し、農業者の負担感が解消され、さらなる加入促進につながるよう、制度の見直しを今後も求めてまいりますとともに、県の支援の在り方につきましても検討を加えてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 第八次農業・農村振興長期計画では3,300経営体が目標ということで、今、御答弁がありました。

今までは順調にあって、全国でも5番に入る成績でありますけれども、これからは非常に大変だと思うんです。今、県の支援の在り方も、ということでしたので、ぜひ、県も支援をしていただきたいと思うんです。

それで、私が調べた中では、全国の支援の状況は——これは令和2年度ということですが——27都道府県のうちで84市町村、このうち宮

※ このページに訂正発言あり

崎県内では日南市と串間市も支援をしております。

それから、県そのものが支援しているのは、福島県、新潟県、滋賀県の3県であります。まだ少ないですけども、県も何とか支援をという話でしたが、ぜひ支援に向けて取り組んでいただきたいと思うんです。

もう一度、支援について農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 御指摘のとおり、農林水産省経営局長から各都道府県知事に対しまして、2月16日付で「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業経営収入保険の保険料等補助について」の依頼文書が発出されたところでございます。

これは、保険料等補助を実施いたしました、今の議員の御指摘のとおり、福島県、新潟県、滋賀県の3県や、全国では83の市町村におきまして、加入者数の増加に一定の効果が見られたという判断の下、各都道府県に対しまして、検討が依頼されたものと考えております。

県におきましては、収入保険に継続的に加入していただくには、農業者自らが納得して選択していくことが大変重要と考えております。N O S A I 宮崎をはじめ、関係機関・団体と連携いたしまして、制度の理解や加入意識の醸成等に取り組んでいるところでございまして、この結果が、先ほど申し上げましたような全国上位の加入実績になったものと考えております。

今後とも、これに甘んじることなく、加入推進に向けましては、効果的な方策について、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今、全国で83市町村と言われました。私は、さっき84と言いましたので、間

違っておれば訂正をしておきたいと思います。

地方創生臨時交付金の活用ということで、農林水産省の経営局長から知事宛てに文書が来ていますよね。今、そのことを部長が言われました。

これは、支援はどうかという文書ですから、これの決断は知事だと思えます。知事の決断をお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど部長も答弁しましたように、この制度を活用するには、収入保険に継続的に加入していただく、そのためには、農業者自ら納得して選択していただくことが重要であると考えております。

これまで様々な形で加入の促進に取り組んできたところでありまして、この農水省の文書につきましては、市町村に対して、先月末、周知を図ったところでありまして、その取扱いについては、それぞれの市町村において判断されるものと考えておるところであります。

県におきましては、今後とも加入促進に向けて、様々な形で取組を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県段階で、これを活用して支援しているところもありますので、ぜひそういうことで御検討願いたいし、既に市町村へ働きかけているということも言われました。ぜひ、市町村段階での支援ということも含め、地方創生臨時交付金の活用ということも含めて、再度、御指導願えればと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、環境行政についてお尋ねしていきたいと思ひます。

まず、宮崎県環境整備公社、いわゆるエコプラザの問題であります。

これは、実は平成25年2月議会でくどく質問した経過もあります。それとの繰り返しになるところもあると思ひますが、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

いわゆる産廃処理の公共関与を15年間で終了ということになるわけですよ。使用開始が17年11月でしたか、既に7年過ぎた段階で、それが25年2月でしたが、公共関与は終了ということで方針を打ち出されて、いよいよ今月末で業務が終了ということでもあります。

そのことを、知事に総括していただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 県が公共関与によります産業廃棄物処理施設整備を計画した平成4年当時、県内には、不特定の事業所を対象とする管理型最終処分場がなかったこと、また、産業廃棄物の不適正処理事案が社会問題となる中で、県民の信頼性を高める必要があったことから、処理能力の確保と民間処理のモデルとなる施設を整備するというこゝで、平成7年3月、宮崎県環境整備公社を設立して、公共関与事業に取り組んできたところでありまして。

エコクリーンプラザみやざきは、平成17年11月に操業を開始しましたが、その施設整備に当たり、公社が地元対策協議会と締結した協定においては、施設の使用期間の目途を15年とすることとなっております。

県は、その中間年となります平成25年に、計画当時の課題について、「解消され、役割を果たした」と判断し、関係市町村や地元対策協議会と、平成32年で公共関与を終了することについて協議を進めたところでありまして。

その後、平成27年3月、関係市町村や地元対策協議会ともに御理解をいただき、確認書を取り交わし、今月末、公共関与事業を終了するも

のであります。

○中野一則議員 では、このエコプラザに、県が一般会計から今までどのくらいのお金を支出したのかということ、環境森林部長にお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県の、平成7年の公社設立から令和元年度までの公共関与事業についての支出としましては、合計で約38億5,300万円となっております。

その内訳としましては、公社の産業廃棄物処理事業や環境学習啓発事業に対する運営支援などの補助金約16億3,300万円、地元の市や町が行います道路改修などの事業等に補助する、公社が有します周辺環境整備基金に対する出捐金15億円などとなっております。

○中野一則議員 38億円を支出したということですが、もともとこれを進める段階で箱物を造っていったわけですよ。その総額が348億円かかって造って、やってきたんですよ。

ですから、多くのお金を投資して造ったものを、15年間でやめるということですよ。率直に言って、これはもう——さっきちょっと知事も言われましたが、目標は達成したのか、成功だったのか、失敗だったのか、直言に近い言い方ですけども、知事に御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この公共関与につきましては、全体として一定の成果があったものと考えております。

まず、エコクリーンプラザみやぎきの整備によりまして、処理能力の確保とともに、民間による最終処分場等の整備が進み、県内の管理型産業廃棄物の処理能力不足が改善されております。

また、エコプラザは、民間処理のモデルとし

て、施設整備等に当たって、住民への丁寧な説明を心がけ、理解を得られるよう努めてまいりました。いわゆる「エコクリーンプラザ問題」で一時的に信頼を失ったものの、その後の積極的な情報公開などによりまして、廃棄物処理に対する県民の信頼性を高めてきたものと考えております。

加えて、自然災害などの危機事象発生時の対応とともに、県民に身近な環境学習の場としての役割を担うなど、こうした一定の成果があったものと考えております。

一方で、公共関与事業からは、当初の計画どおり産業廃棄物の処理量を確保できなかった点について、情勢の変化に応じて柔軟な対応が必要であるということ、また、エコプラザ問題からは、市町村等とのプロジェクトにおいて、初期段階での十分な検討が必要であることを今後の教訓として生かしていかなければならないと考えております。

○中野一則議員 多額の投資を、あるいは何回も修復、補強の工事をしてきました。事故も発生しましたよね。それから、骨肉の争いと言ってもいいような裁判をしてきたんですよ。刑事問題、民事問題、訴訟がありました。

民間モデルとしての云々も言われましたが、私は、これはどうかなという気がいたします。失敗ではなかったとしても、成功でもなかったと、そういう気持ちでおります。

次に進めますが、産廃最終処分場の設置抑制解除についてお尋ねしていきたいと思っております。

令和3年度、もうすぐですが、来年度からこれを抑制解除していくということでもあります。それで、平成13年11月の設置抑制を実施した状況、問題点がいろいろあって、そのことを解決したのかということをお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりますが、産業廃棄物最終処分場の設置抑制についてということで、平成13年11月にあるわけですよ。

「平成13年11月1日から当分の間、新たな最終処分場の設置は抑制していくこととしている。——設置を抑制することとした背景というのがあって、問題点もあります。書いてあります——今後、新たな最終処分場が設置された場合には、経営を維持していくために、事前協議制を無視した、県外からの産業廃棄物の無秩序な搬入、過大な処分料金の競争激化、最終処分場業者の経営難・倒産、さらには倒産後、不適正に処理された産業廃棄物処分の行政代執行——最近では秋田県の事例がある——など多くの問題が懸念される。このような過当競争から生じる最終処分業者の経営難や倒産を防止すること及び県外からの産業廃棄物の無秩序な県内搬入に対する県民感情に配慮するという観点から、抑制をしていこうとした」とあるんですよ。

これがこの間、本当に解決したのかを環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 今、議員のほうから丁寧に御説明がありましたように、当時の状況として、新たな処分場が設置された場合には、いろいろ問題が懸念されたということがありました。

ただ、現状においては、そのような状況にはないということでありまして、管理型最終処分場の残余年数が、現在約10年となっており、また、最終処分場の新設には、計画から稼働までに相当の期間が必要でありますことから、設置抑制の方針を見直すこととしたところでありませう。

○中野一則議員 いろいろ書いた、20年前の間

題点、これは恐らくまた再発することになるだろうという懸念があります。元の木阿弥ということになるんじゃないかろうかという気がしてなりません。そのときの責任は誰が取るのだろうかと思うんですよ。そういうことになりませんか、環境森林部長。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 今後も社会情勢の変化とさまざまな環境変化があつて、状況の変化は考えられますけれども、基本的にそういう環境保全に影響が出ないよう、今回の設置抑制の解除につきましては、市町村と連携しまして、指導要綱に基づく事前協議段階での関係地域住民らの合意形成を行うような指導を徹底してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、県外産業廃棄物搬入規制の緩和について質問していきたいと思ひます。

これも、来年度、令和3年度から原則として搬入を認めない、特例として事前協議をとるところでは一緒なんですよ。事前協議を「厳正に運用」というところを、「適切に運用」へ、そして適切に運用したもの、もう搬入したものは、その翌年、2年目からは届出制に移行するとあるんです。これは、緩和というよりも開放状態に近いと、そういう認識であります。

非常にいろいろ懸念するわけですが、そういう懸念にはならないかを環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員からも質問の中で説明がございましたが、本県では、産業廃棄物の無秩序な搬入や不適正処理の増加を防ぐために、県外からの搬入を原則として認めておりませう。九州内で排出され、かつ、排出県内に処理する施設がないなど真にやむを得ない場合に限り、毎年度事前協議の上、搬入を認

めております。

この取扱いを令和3年度からは、手続の簡素化の観点から、一度事前協議をすれば、承認内容に変更がない限り、次回から、届出による搬入を認めることとしております。

新たな搬入や搬入量の増加などの承認内容に変更がある場合には、これまで同様、事前協議が必要でありますので、大きな影響はないものと考えております。

○中野一則議員 さっき知事が、このエコプラザの使用期間の目途を15年間としたのは、民間のモデルになるものということも言われました。

しかし、もともとそういうことで、最終処分場の設置も抑制してきたんですよね。抑制した中身は、この産業廃棄物を県外から搬入することを規制したいということがあったんですよ。それは、さっき問題点で言いましたとおり、そういうことが懸念されたんです。

その処理場も、自由に造らせると。いろいろ基準があったにしても、造る。そして、県外廃棄物もどんどん来てもいいよという形に変更すると。私は、これは将来に禍根を残すというふうに思いますが、担当部長、そうは思いになりませんか。御答弁をお願いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県外の産業廃棄物の受入れの関係については、先ほども御説明しましたけれども、事前協議を届出、1回承認したものについては届出制にするということで、大きな影響がないものと考えております。

また、設置抑制に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、当時の状況として設置抑制をする理由として、新たな最終処分場が設置された場合には、経営を維持していくための県外からの無秩序な搬入とか、過当競争による業

者の経営難等が懸念されたということではありますが、現状においては、そのような状況ではないということで、管理型最終処分場の残余年数も約10年ということも申し上げました。また、最終処分場の新設には、計画から稼働まで相当の期間がかかるということもございます。

また、そういったことを、新設の場合については、地域と十分調整を図るようということも指導していきたいと考えておりますので、こうした取扱いで対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 野放図に搬入を認めるわけではないでしょうけれども、適切に運用というところで止めて、そして2年目からの届出制というのは、どうも私はいただけないと思います。

またこれは、ぜひ検討してください。どんどん県外のもの、産廃が増えてきますよ。増えないと、せっかく民間に造らせた処理場がうまく運用できないという裏腹な関係もあるかもしれませんが、この2年目からの届出制というのは非常に問題がある。さっき、将来に禍根を残さないかと言いましたが、残すと思うんですよ。ぜひ、再検討をお願いしたいと思います。

次に、産廃の不法投棄の現状についてお尋ねしたいと思います。

まず、不法投棄の現状として、あるのかないのかということ、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 宮崎市を除きます県内の産業廃棄物の不法投棄は、平成18年度の発生件数38件、投棄量が1万6,000トンを超えていたのをピークに、減少傾向にはあります。

直近の令和元年度は、発生件数が9件、投棄量171トンで、投棄物の種類では、解体現場等から発生する瓦礫類が最も多く149トンで、約9割を占めており、次いで、木くずが17トン、廃プラスチック類が4トンなどとなっております。

なお、今年度は、12月末で、発生件数が14件、投棄量が376トンと、いずれも前年度から増加しているところであります。

○中野一則議員 あるということ、平成18年からすると減ったけれども、また去年は増えてきたということですね。

まさか、さっき言った政策の転換を見越したということではないと思うんですが、現実的には産廃の不法投棄があるわけですね。

それに対する県の対策というのは、どういう対策を取っておられるんですか。全て、発生した順番に解決してきたんでしょうか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、本庁及び高千穂保健所を除きます各保健所に、廃棄物監視員計18名を配置しまして、監視パトロールや県民からの通報などへの対応を行いますとともに、廃棄物処理施設等に対し法に基づく立入検査を実施し、不法投棄につながりかねない不適正な処理に対しては、口頭や文書で是正するよう指導いたしております。

また、3つの森林組合への委託による山間地域の監視パトロールや、宮崎県建設業協会など13の民間団体との協定による不法投棄の早期発見のほか、キャンペーンによる県民の意識啓発にも取り組んでいるところであります。

○中野一則議員 いろいろ苦慮されているんだろうなと推察いたします。

それでは、えびの市の事例、これは既に地元から県に通知があったものでありますから、

ちゃんと御理解いただいていると思いますが、これは産廃の不法投棄として判断されているのかどうかを、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 不法投棄につきましては、国が定めます指針などでは、当該廃棄物の性質や状態、数量、地理的条件、行為の態様等から判断することとされております。

具体的には、廃棄物の山林への投棄など、処理基準違反の程度が著しく、社会通念上、許容されない行為が対象となります。

また、保管の目的で一時的に置かれたものであっても、乱雑な野積みのまま長期間放置されるなど、客観的に保管と言えないような場合には、不作為による不法投棄に該当することもあると考えております。

○中野一則議員 今、言った、えびの市の事例、この事例といったものは、それに該当するんですか、答弁願います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 個別の具体的な案件について、この場で具体的なお答えは差し控えさせていただきますけれども、大量の農業用廃ビニールなどの廃プラスチック類を野積みにしたまま半年以上放置されており、今後も計画的な処理が見込めないということであれば、不法投棄に該当するものと判断しております。

○中野一則議員 私は該当すると思うんですが、そういうものに対する対応、さっき、法に基づいて立入検査とか文書で云々とかいろいろ言われましたが、この案件に対する対応はどういうふうにされているのか、厳正な対応をされているのかを環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 不法投棄への県の対応といたしましては、飲用水の水源が近くにあるなど、生活環境保全上の支障がある場

合には、直ちに法に基づき原状回復等の必要な措置を講じるよう命じることとなります。

また、生活環境保全上の支障がない場合には、行為者に対する口頭指導、指示書や警告書により適正に処理等を行うよう指導し、従わないときには、法に基づき改善命令を行うこととなります。

こうした考え方に沿って、具体的な状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 法に基づいて云々と盛んに言われますが、県では、もうかなり不法投棄というのは発生しているんですよ。

それで、最終的に不法投棄というのは、動かないわけですから、そこに長く放置されているわけですが、今までに行政代執行法に基づいた行政代執行というのを、県はしたことがあるんですか、お尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 現状においては、ないということであります。

○中野一則議員 最初言いました、平成13年11月にこの抑制をするときには、秋田県の事例に行政代執行というのが書いてあると説明されたんですよ、平成13年。ですから、やっぱりそこら辺まで踏み込まないと、この産廃の不法投棄は解決していかないと思うんですよ。ぜひ、行政代執行を含めてやっていただきたいと、要望をしておきたいと思います。

次に、警察行政についてお尋ねしていきたいと思っております。

組織体制の再編整備の基本方針、まだ案でありますけれども、このことについて尋ねていきたいと思うんですが、これは全体に5項目あって、そのうちの交番、駐在所の統廃合、小規模警察署の体制合理化、これは平成24年度の宮崎

県における警察署の在り方検討会を、私は想起します。つまり、小規模警察署と同署内の交番、駐在所、これは統廃合につながりかねないと思うんです。だから、このことについては非常に受け入れ難い、現状の組織体制を維持すべきだと思うんです。そのことを警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 昨今の県内の厳しい治安情勢を踏まえますと、現時点、県内に13ある警察署の統廃合を行うことは適切ではないと考えております。

議員御指摘の本基本方針案にあります小規模警察署の体制の合理化につきましては、パトロールや事件事故等への対応等、治安維持に必要な体制は維持しながら、それ以外の体制の合理化を図るものであります。

他方、交番、駐在所の統廃合につきましては、昨今、全国各地で刃物等を使った交番襲撃事案等が多発していることなどを踏まえ、拠点となる交番等に警察官の人員を集中配置し、危険な現場における的確な職務執行等を確保するためのものであります。

いずれも地域の安全安心につながる警察機能強化のために実施するものであり、県警といたしましては、県全体の状況を見渡し、県民の御理解と御協力を得ながら、組織体制の再編整備を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 統廃合は適切でないと言われました。ありがたい答弁だったと思っております。

まだ基本方針案でありますけれども、財政当局としての関わりはあったのかなかったのかということ、総務部長にお尋ねしたいと思っております。

○総務部長（吉村久人君） 基本方針案は、社

会の変化に対応し、新たな治安上の課題に適切に対処するため、組織体制の再編整備の今後の方向性を検討する目的で、警察本部において策定されたものと認識しております。

方針案の策定に当たりましては、警察本部から、その概要の説明を受けたところであります。

○中野一則議員 説明は受けたけど、関わっていないという話ですよ。そうだったろうと思うんです。

さっきもちょっと言いましたが、平成24年度から25年度に進めた在り方検討会では、私はこの財政当局が深く関わっておったと。事例があったんです。だから、失礼な言い方でしたけれども、お尋ねしたところであります。

それで、この24年度のことですが、どういう内容であったかという、警察署の統廃合ということで、在り方が検討されたんです。いわゆる小規模の警察、これは4つあるんですが、えびの、串間、高千穂、高岡は、隣接する警察に統廃合するという内容だったんです。

それに対して検討委員会ができて、そこが提言をされました。ありがたい提言でありました。

これを読みますと、「いずれも必要な警察であり、統廃合は行うべきではない。治安の過疎化はあってはならず、警察を存続させることが重要」。当時はちょうど東日本大震災があっただけですが、「災害時に物資が流入する県境の交通要衝の市町村には、警察署を置くことが必要」と、こういう提言があっただけで、今日、その小規模の警察署も存続してきていると思うんです。

当時は4つの警察でありましたが、人口もどんどん減ってきましたので、ひょっとすると、

小規模というのは西都警察署も入ってくるのかなと思っています。

それで、地域の治安維持、犯罪抑止のために、安全安心な生活環境を守るために、重ねて小規模警察署等の存続を維持されることを強く要望申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

新型コロナウイルス感染第3波の中、2度目の緊急事態宣言が出され、我が国は大変な危機を迎えていると考えます。

菅総理は、「国民の命と暮らしを第一に、何としても感染を食い止める」と発信されましたが、緊急事態宣言の発令により経済活動が滞り、雇用環境が悪化し、生活困窮者が増えているのが実情であります。

これからの大きな課題は、「感染対策と経済活動の両立」であろうと思います。

知事におかれましても、厳しい環境の中、あらゆる局面において決断を迫られ、大変であろうと心中察しますが、最終の判断は知事の責務でありますから、結果を恐れることなく、信念を持って取り組んでいただきたいと思います。

そこで、緊急事態宣言発令に至る考え方と、現状をどのように分析されているか、知事に伺います。

次に、港湾行政についてお尋ねします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、多岐にわたっております。

港湾におきましても例外ではなく、クルーズの縮小・中止、海外港湾のロックアウトなどにより、観光面や海上物流にも影響が生じております。

現在は、コロナ禍の中、非常に厳しい経済情勢にあります。今後、感染状況も見ながら、停滞気味の経済も動き出すこととなります。港湾機能の回復は、本県の経済発展にとって大変重要であろうと考えます。

港湾は、物流の拠点として、商工業や農林水産業など幅広い分野の産業を支えており、本県経済に果たす役割は大変大きいものがあると考えます。

また、港湾は、物流だけではなく、様々な交流の拠点でもあり、クルーズに代表されるように、観光や地域振興に果たす役割も重要であります。

港湾行政に長く携わってこられた県土整備部長は、これまでも、本県の経済発展に資するため、その時々、社会情勢を踏まえた港湾計画の策定や整備を進めてこられたことと思います。

そこで、港湾整備におけるこれまでの取組と今後の方針について、県土整備部長にお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

緊急事態宣言につきましては、県民の皆様のご日常生活や経済活動に大きな影響を与えますことから、感染状況やその効果を十分に分析し、専門家の御意見も伺いながら、最後には知事として決断すべきものと考えております。

今回の第3波では、年末からの感染の拡大、そして連日にわたり30人以上の新規感染者が確認され、ついに100人を超えるなど感染拡大が収まらず、このままでは県民の命や健康、さらには地域経済、県民の暮らしへ深刻な影響を与えかねないことから、県独自の緊急事態宣言を発

令することを決断いたしました。

県民の皆様には、原則、外出の自粛やイベントの中止・延期、飲食店等への営業時間短縮の要請などをお願いし、大変な御不便や御苦労をおかけしましたが、御理解と御協力をいただくことにより、全国と比べても早期に感染が鎮静化でき、懸念しておりました病床の逼迫の度合いや療養者数も、いち早く改善できたものと考えております。

私は知事として、県民の命と暮らしを守ることを最優先に、先手先手の対策をちゅうちょなく講じることが重要であると考えております。今後とも、私が先頭に立ち、県民一丸となつてこの難局を克服してまいります。以上であります。 [降壇]

○県土整備部長(明利浩久君) [登壇] お答えします。港湾整備についてであります。

港湾は、議員御指摘のとおり、物流の拠点として、地域経済を支える重要な社会基盤でありますことから、将来の取扱貨物の動向等を踏まえた港湾計画を策定し、それに基づいた、安全で効率的な荷役作業を行うための岸壁や防波堤等の整備に取り組んでまいりました。

また、国内外の多様なニーズや生活志向の変化に応えるため、クルーズ船の受入れや、海洋レジャー拠点として必要な施設など、それぞれの港で地域の特性を生かした整備を進めてきたところでございます。

このような中、近年、トラックドライバー不足や排出ガス等の環境問題を背景にした船舶利用の高まり、さらには、高速道路と港湾とのネットワーク充実により、船舶の大型化や物流の増大が見込まれております。

今後、これらの変化やポストコロナなど、社会・経済情勢を的確に捉え、本県地域産業の

発展を力強く後押しできるよう、さらなる港湾の整備と戦略的なポートセールスによる利用促進に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 次に、港湾における国土強靱化についてお尋ねします。

近い将来、本県におきましても南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、被害を最小限に抑えて港湾機能を確立するためには、国土強靱化は非常に重要であります。

県内の港湾においては、これまで防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、積極的に対策に取り組んでこられたと思いますし、今後は、先般、国が決定しました「5か年加速化対策」に基づき、さらに整備を加速する必要があると考えております。

そこで、3か年緊急対策及び5か年加速化対策に基づき進めている、港湾における国土強靱化の取組状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 本県の重要港湾は、震災時の救援物資等の集積拠点となりますことから、まずは、岸壁の耐震強化を進めてきたところでございます。既に整備を終えました細島港、宮崎港に続き、来年度には油津港も完成の予定となっております。

また、津波から港湾利用者を守るため、宮崎港に避難高台を3基整備し、細島港では、津波の影響を小さくするため、防波堤の強化、粘り強い化に取り組んでおります。

さらに、港湾の背後地の人命や財産を津波から守るため、現在、外浦港や古江港におきまして、防潮堤などを整備しております。

今後とも、地域の産業を支える物流の要として、災害時にも港湾機能を十分発揮できるよう、国土強靱化の取組を推進してまいります。

○外山 衛議員 次に、水産業の現状についてであります。

今般のコロナ禍では、昨年3月頃から、高級魚の価格が下落したり、養殖魚の出荷が滞ったりといった影響が出始めたと聞いております。

9月議会におきましては、イセエビやカツオ一本釣りへのコロナ禍の影響について質問をしたところでありましたが、イセエビに関しては、9月解禁当初につきましては量、価格とも例年並みであり、カツオ一本釣りに関しては、ビンナガの好漁に支えられ豊漁ではあったものの、新たな外国人研修生が入国できない状況から、人材不足が懸念されるといった答弁をいただいたところでありました。

その後、年末から新型コロナウイルスは第3波の感染拡大期に入り、年明けには、国の2度目となる緊急事態宣言が11都道府県を対象に発せられる中で、本県におきましても、これまでにない感染の拡大が見られ始めたことから、県独自の緊急事態宣言が発せられたところであります。

本県の状況につきましては、ようやく落ち着いたようにも見える中ではありますが、先日のテレビの報道番組におきましては、コロナ禍の影響による外食需要の落ち込みにより、高級魚の価格が下がっていることについての現場の声や、現場における対応が紹介されておりました。

そこでまず、今般のコロナ禍による水産業への影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、外食需要が減退し、昨年3月以降、マグロやアマダイなどの高級魚を中心に、

魚価が前年に比べ3割から5割下落しております。その後、10月にかけて回復傾向にありましたが、第3波が拡大した昨年末から、再び3割から4割下落している状況でございます。

また、カンパチやマダイ等の養殖魚につきましては、昨年前半に出荷量が約3割減少いたしまして、飼育期間が伸びたことによる餌代や疾病対策経費等の増加などの影響がございました。

このほか、カツオ一本釣り漁業におきましては、昨年3月以降、外国人技能実習生等の入国が困難となり、船員を減らし操業せざるを得ない状況が続いております。

○外山 衛議員 今年度のこれまでの議会におきましても、こういった影響への県の対応について、私以外の議員からも幾つか質問がなされてきたところでありまして、執行部におかれましては、応援消費の取組や学校給食への食材提供など、いろいろな対策を打たれてきたことを答えていただけてきたところでありますが、今の質問や答弁のとおり、コロナ禍の状況も刻々と変化してきております。

そこで改めて、水産業への影響に対する県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県におきましては、これまでに約15億円の補正予算を措置いたしまして、コロナ禍におきます水産業への影響緩和対策に取り組んできたところでございます。具体的には、経営安定対策といたしまして、制度資金への利子補給や、養殖魚の飼育期間延長に伴う掛かり増し経費の助成、さらに消費拡大対策といたしまして、水産物販売への送料助成や学校給食への食材提供などを行っております。また、人材確保対策といたしまし

て、外国人の入国後2週間の待機に要する経費につきましても支援しているところでございます。

その結果、養殖魚の出荷滞留が、年末までにほぼ解消されるなどの効果に加えまして、給食や家庭向けの食材加工の進展や、ネット販売の増加など、新たな取組が生まれてきているところでございます。

県といたしましては、第3波以降の影響等も注視しながら、今後とも漁業者の皆様が安心して経営を持続できますよう、引き続き影響緩和対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、日本農業遺産の認定についてであります。

先般、2月19日に、かねてから申請をしておりました日本農業遺産に、日南市が認定されました。さらには、共に申請をしておりました宮崎市田野・清武地域も認定されました。

日本農業遺産は、伝統的な農林水産業と、それに関わる文化、景観などが一体となった歴史的に重要な営みについて、国が認定するものであります。

この認定は、地元住民や企業、団体等、地域が一丸となって取り組んだ努力の結晶であり、大変喜ばしいことであります。

さきに世界農業遺産で認定されました高千穂郷・椎葉山地域では、これを契機として、新ブランドの立ち上げなど、地域活性化に向けた様々な取組が行われていると聞いております。

今回の認定が、田野・清武地域と日南市の地域活性化に大いに弾みになると期待をしているところでありますが、日本農業遺産に認定された経緯と、今後、県はどのように支援していくのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 日南市及び宮崎市田野・清武地域では、行政、生産者、地域住民などの関係者が一丸となりまして、地域の漁業・農業システムの徹底的な再検証などに取り組んでまいりました結果、今回、2度目の挑戦でございましたけれども、見事、日本農業遺産に認定されたところでございます。

日南市につきましては、資源に配慮したカツオ一本釣り漁法が現存して長く続いているということが評価され、また、宮崎市田野・清武地域につきましては、御案内のとおり、大根やぐらで生産されている干し大根加工によりまして、生産者の所得が確保されていることなどが、それぞれ評価されたと同っております。

地域の皆様の長きにわたる御尽力が——今回、全国で7地域の認定でございまして——今回、宮崎はダブル認定という形で花開いたことにつきましては、私も大変うれしく思っているところでございます。

県では、今回の認定を地域の発展につなげていけますよう、世界農業遺産で得られました知見等をしっかり活用いたしまして、地域間の連携の促進や、ブランドづくり等による地域の魅力の磨き上げなど、しっかりと認定地域の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。国は、去る1月7日に2度目の緊急事態宣言を発し、現在に至っております。

コロナ禍は、我々の行動や価値観に大きな変化をもたらし、収束後の世界の姿は大きく変わることが予想されます。ポストコロナの時代に備える必要があると考えます。

コロナ禍の先を見据えた企業支援や産業活性化策について、幾つか質問したいと思います。

まず、県内事業者の事業継続に向けた支援についてお聞きします。

これまで県では、無利子・無担保等の資金の貸付けや、小規模事業者向けの給付金の支給、さらには消費喚起策など、状況に応じて対策を講じながら、コロナ禍の影響を受けた県内中小企業の事業継続を支援してまいりました。

2020年に負債額1,000万円以上で倒産した企業件数は、全国で7,773件と、2年ぶりに減少したようではありますが、調査機関によりますと、これは手厚い金融支援があった結果だと分析しております。

本県のコロナ関連融資実績も、かつてない規模に膨らんでおり、今後は、その返済に耐え得る経営の在り方が問われてくることになると思います。

昨年、全国で休廃業・解散した企業は、過去最高の約5万件に達したようであります。高齢化や後継者難にコロナ禍が重なって事業を畳む「諦め型」が目立つとのことでもあります。

また、コロナ禍による解雇・雇い止めが全国で9万人を超えたとの報道もございました。

今のところ県内では、倒産件数も休廃業・解散件数も落ち着いているようではありますが、今後、コロナ禍によって事業継続がいよいよ困難になることも予想されます。

来年度予算案に、新規事業として「事業引継ぎ応援事業」が盛り込まれておりますが、その狙いと内容について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 昨年10月に、民間信用調査会社が実施いたしました調査によりますと、「後継者がいない」という県内企業の割合は53.3%であります。こうした企業の廃業を防ぎ、地域の活力を維持していくため

に、第三者承継というものが有効な手段となると考えております。

一方で、事業を譲渡したい売手側が、事業引継ぎ支援センターや仲介業者等を利用して事業の買手を探すためには、仲介手数料や企業価値評価に要する費用等が生じることとなりますので、企業の中には、第三者承継をちゅうちょするという実態も見られるところであります。

このため、「事業引継ぎ応援事業」では、市町村を通じまして、こうした費用の一部を補助することで、売手側の費用負担を軽減し、第三者への事業承継を促進することとしております。

○外山 衛議員 次に、企業を取り巻く環境の変化と取組についてであります。

コロナ禍によって我々は、移動自粛や在宅勤務、巣ごもり消費といった生活様式の変化を余儀なくされ、これに伴い交通、観光、飲食業界などが大きな打撃を受ける一方で、IT企業やネット通販、ドラッグストア等が大きく売上げを伸ばすなど、企業の業績は二極化の様相を呈しております。

こうした中、逆境の中で何とか活路を見いだそうとして、コロナ禍での変化を敏感に捉え、業態をテイクアウトやデリバリーに切り替える飲食店など、新たなビジネスチャンスにチャレンジしている事業者も見られるところであります。

しかしながら、新しい事業に取り組むとしても、簡単ではありませんし、経済活動の停滞が長期化する中、体力的に厳しい事業者もいるのではないかと思います。

そこで、コロナ禍において、新たな事業展開に挑戦する企業への支援について、どのように考えているのかを、商工観光労働部長に伺いま

す。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、消費行動や経済活動というのが大きく変化してきております。御質問にありましたように、県内飲食業におきましても、オンラインの活用やタクシー事業者と連携したデリバリーの取組などが進められているところであります。

県といたしましても、こうした新たな事業に取り組む企業に対し、支援を行ってきたところでありまして、来年度予算案におきましても、中小企業等の経営の再構築をサポートするための専門家派遣や、デジタル社会に対応した人材確保支援などの事業を盛り込んでいるところであります。

また、国においても、コロナ禍で厳しい状況にある企業の新分野進出等を支援する補助事業の公募が、今月から開始予定でありますので、県内企業に周知を進めているところであり、引き続き、変化に対応し、新たな事業展開に挑戦する県内企業を積極的に支援してまいります。

○外山 衛議員 コロナ禍の発生によりまして、中国など海外に生産拠点を持つ企業の部品調達網、いわゆるサプライチェーンが寸断し、自動車や電子機器等の部品調達に大きな混乱が生じたことは、記憶に新しいところであります。

国では、こうした状況を踏まえ、令和2年度第1次補正予算で総額約2,200億円を投じて、「サプライチェーンのための国内投資促進事業費補助金」を事業化し、本県でも、6月補正で2億円の事業費（サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業）を予算化して、生産拠点の国内及び県内への移転等を促しているところでありますが、国及び本県の採択状況について、

商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） まず、国の補助金につきましては、企業の関心が全国的に高く、募集額約2,200億円に対しまして、1,760件、1兆8,000億円を超える応募があったとのこととあります。これに対し、国としまして、予備費からの財源を積み増しされて、最終的には、一時的に供給不足に陥ったマスクの国内生産など203件、約3,052億円分の事業が採択をされております。県内からの採択はありませんでしたけれども、今年度の3次補正予算においても追加計上されておりますので、各企業に対し周知をしていくこととしております。

次に、県の補助事業につきましては、県内の自動車部品メーカーが、サプライチェーンのリスクヘッジのため、中国の自社工場で製造していた部品について、県内で製造するために工場を増設する事業など、3件で、補助額1億5,000万円分の事業を採択することとしております。

○外山 衛議員 昨年、経団連が実施しました調査によりますと、東京に本社のある経団連の幹事会社131社の22.6%が、本社機能の移転について「実施中」「検討中」または「今後検討する可能性がある」と回答しております。これまでなかなか進まなかった首都圏から地方への本社移転等が、一気に動き出す予感がございませぬ。

テレワーク技術の進歩など業務のデジタル化が進み、場所を選ばずに働けるようになったことで、副業化や二地域居住など、働き手の仕事や暮らしに対する価値観が多様化し、それが企業の行動に影響を与えているところもあるようであります。

移動や情報にかかるコストが変わらないのな

らば、自然豊かな暮らしやすい環境でというのは自然な流れでもありますし、自社を応援してくれる地域を重要なパートナーとして捉えている企業も少なくないようで、こうした点は、今後、地方の大きな強みになるのではと考えます。

これからの企業誘致は、従来のアピール材料に加え、こうした企業や働き手の多様なニーズにも着目した戦略立てが必要になってくると思いますが、コロナ禍により生じた働き方や企業行動の変化を踏まえ、今後、どのように取り組まれるかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナの世界的な感染拡大は、テレワークの普及やサプライチェーンの見直しなど、働き方や企業行動にも様々な変化をもたらしております。

特に、都市部の密を避け、場所を問わないテレワークの普及によりまして、地方回帰の機運は高まってきております。

今議会にお願いしております「地方創生テレワーク推進事業」は、直接的には雇用増や事業拠点開設を伴うものではありませんけれども、こうしたテレワークの受入れ促進を図ることによりまして、県外企業との関係を構築し、拠点開設につなげる企業誘致の新たなアプローチであると考えております。

今後、コロナ禍による影響に加え、人口減少やAI・IoTの進展・実装化などが、社会経済にさらなる変化をもたらすと考えておりますので、それらに伴って生じる新たなニーズにも対応しながら、積極的に企業誘致に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、クルーズ船の寄港について伺います。

クルーズ船の寄港につきましては、一度に多

数の誘客が図れ、観光等による地域経済の活性化につながるものであり、昨年は、油津港が国の検疫港以外では初めて、ファーストポートとしての受入れ体制を整えるなど、クルーズ船誘致に大変期待をしていたところではありますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、4月に予定されていた豪華客船「クイーン・エリザベス号」の寄港が中止となるなど、大変残念な結果となっております。

外国人の入国が制限される中、クルーズ船誘致は大変厳しい状況にあると思いますが、クルーズ船受入れの現状と今後の見通しについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） クルーズ船につきましては、新型コロナウイルスの影響が非常に大きく、特に海外クルーズは、昨年2月から段階的に入国制限が拡大いたしまして、現在、全世界から観光目的の入国ができないという状況であります。こういう中、運航再開の見通しが立たない状況が続いているところでございます。

こうした中、国内クルーズは、乗員乗客のPCR検査を実施するなど感染症対策を徹底した上で、昨年11月から再開されておりまして、油津港でも「飛鳥Ⅱ」の受入れなど、本県にも3回の寄港があったところでもあります。

県としましては、地元自治体等と連携し、当面は国内クルーズを中心に誘致を行うとともに、海外クルーズにつきましても、感染収束後の再開に向けまして、しっかりと情報収集しながら、船会社に対し、本県への寄港を働きかけてまいります。

○外山 衛議員 次に、本県産焼酎の輸出拡大の取組についてであります。

コロナ禍によりまして、首都圏をはじめとす

る大消費地においては、緊急事態宣言が出され、居酒屋をはじめとする焼酎を取り扱う飲食店が、休業や時短営業を余儀なくされたことから、県内蔵元の今期の売上げは大きく落ち込むのではないかと危惧されております。

このような中で、焼酎の輸出につきましても、国の新たな輸出戦略「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」におきまして、27の重点品目の一つとして「本格焼酎・泡盛」が位置づけられ、焼酎のユネスコ無形文化遺産登録に向けた動きもあるなど、追い風は吹いております。

世界の感染状況を踏まえると、海外との取引正常化には、まだしばらく時間がかかるかもしれませんが、そのときが来てからでは時機を逸します。

本県産焼酎の海外との取引拡大に向け、今後どのように取り組もうとされているのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本県産の本格焼酎は、出荷量で6年連続日本一となるなど、本県を代表する産業の一つでありまして、県としても、酒造組合や県内蔵元等と連携しながら、輸出に向けた取組を推進しているところであります。

具体的には、感染症拡大により海外への渡航が制限されておりますので、海外拠点を置く香港や上海におきましては、現地スタッフ等を通じて、飲食店等でのプロモーションを行っているところであり、また、アメリカやヨーロッパでは、PR動画の制作やSNSを使った情報発信などによりまして、現地での焼酎の認知度向上に努めているところであります。

こうした中、議員のお話にもありましたけれども、昨年12月に、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の中で、本格焼酎が重点品

目の一つに選定されましたことは、今後に向けて大きな弾みになると考えております。

今後とも、国やジェトロはもとより、九州各県との連携をさらに深めますとともに、渡航再開後のプロモーション活動につきましても、速やかに行えるよう取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、市郡医師会病院の旧施設の利活用について伺います。

日高博之議員の代表質問に対しまして、執行部からの答弁は、「人員の確保など課題は山積みであるが、関係医療機関と協議を重ねる」とのことでありました。

その方向性や考え方には異論はないのでありますが、旧施設を活用する場合は、特措法に基づく「臨時の医療施設」としてであります。開設が必要となるときは、まさに感染拡大のピーク時であるなど、相当感染が蔓延しているときではないかと思えます。

そうした状況では、感染症指定医療機関も協力医療機関も目いっぱい患者を受け入れ、コロナに係る人員の確保も一層厳しさを増している中、さらに旧施設のために人員を確保するのは、相当ハードルが高くなっているのではないかとおもわれます。

旧施設の人員の確保には、相当な労力を要するものと思われまじし、さらに医療機器、医療資機材の確保も必要となります。

人員の確保のハードルが非常に高い中、それだけの労力をかけるのであれば、既存のコロナ受入れ医療機関や宿泊療養施設への支援など、もっと別な方法もあるのではないかという気もしております。

宮崎市郡医師会病院旧施設の利活用について、どのように考えておられるのかを、改めて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎市郡医師会病院の旧施設につきましては、昨年10月に締結した新型コロナ対策に係る協力協定におきまして、県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「臨時の医療施設」を開設する施設として位置づけております。

第3波では、認知症や要介護度の高い方を含む高齢者の入院が多く、看護師等の負担が大きくなったところでありまして、医療機関の受け入れ能力を高めるためには、医療従事者の確保は極めて重要な課題となっております。

今後、医師会、看護協会と連携し、新型コロナの医療体制全体における人員の確保に努めるとともに、旧施設で対応する医療機能や人員確保の在り方についても、医師会や関係医療機関の意向を十分に踏まえながら、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 県が主体となって運営するとした場合、臨時の医療施設として、十分な医療体制の確保は可能か、しっかり検討する必要があると思えます。

旧市郡医師会病院の利活用が困難となれば、人員や予算等を、既存の医療施設の運営強化に生かすべきとも考えますので、早期に方向性を確定していただくように、お願い申し上げます。

飲食関連をはじめとする経済の落ち込みは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策としての緊急事態宣言に起因します。

県当局としても、飲食業界に限らず、関連事業者への支援に取り組まれており、その御苦勞に対しましては、敬意を表すところでありますが、その施策には限界があり、全てを補完することは不可能であります。

そこで、望むべきは、県職員の皆さんが、民

間の現状、苦境を理解していただき、どうか血の通った対策に取り組んでいただきたいということでもあります。実情を共有することが重要と考えます。

コロナ禍におきまして、県内の多くの事業者が厳しい状況に置かれておりますが、どのような思いで対策に取り組んでおられるのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナは、過去に経験したことのない危機事象でありまして、県内経済に大きな影響を及ぼしております。

特に、コロナ禍が長期化する中で、事業者の休廃業も危惧されたことなどから、何とか事業継続を図っていただきたいという思いで、過去の経済対策では実施しなかった、小規模事業者への給付事業などにも踏み込んだところであります。そして、需要喚起策などにもこれまで以上に取り組んできたつもりであります。

また、今回の第3波の影響は広範にわたったことなどから、飲食関連事業者等への支援金や、市町村と連携した消費喚起策を講じるための事業構築につきましても、危機感を持って迅速な対応を図ったところであります。

ワクチン接種の開始など新たな動きもありますが、まだ安心できる状況ではないと考えておりますので、引き続き、県内の事業者や業界団体などの声に耳を傾けながら、県内経済の回復に努めてまいります。

○外山 衛議員 よろしく願いいたします。

次に、テレワークについて伺います。

そもそもテレワークは、2016年、政府の「働き方改革」の目玉政策であったとの報道を目にいたしました。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言下におき

まして、密を防ぐテレワークが、ここに来て脚光を浴び、取組が進んでいるようではありますが、全国の実施率は伸び悩んでいると聞いております。

そこで、県内企業のテレワーク導入の状況と県の取組はどうなっているのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県とみやぎん経済研究所が共同で、昨年12月に実施しました企業動向アンケート調査の結果によりますと、「テレワークを導入している」と回答した企業は、2割程度となっております。

県としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、テレワークの必要性が高まったことなどから、今年度、テレワーク導入などについて専門家を派遣する事業や、県内企業がリモートワークなどICTを導入するための経費を支援する事業を実施してきたところであります。その結果、一定程度の導入が進んだものと認識しております。

今後、これらの手法や効果をまとめた事例の周知などを行いながら、専門家派遣など、引き続き県内企業のテレワーク導入を支援してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 宮崎に限らず、地方においてのテレワークの普及はなかなか進まないと思いますけれども、既に導入実施している都市部の大企業においては、コミュニケーションが取りにくいなどの問題があるようであります。

誰にも悩みや仕事上の行き詰まりなどを相談できずに、メンタルダウンとなる事例もあるようではありますが、本県における心のケアについての取組の状況を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの感染拡大は、感染へのおそれや外出自粛の要請

等に伴うストレスから、私たちの心にも深刻な影響をもたらしております。

また、議員の御質問のとおり、都市部では、テレワークにより長期間の自宅勤務となる方が孤独や不安を感じる事例なども、報道等で指摘されております。

本県において県民の心のケアに取り組んでいる精神保健福祉センターには、これまでのところ、テレワークが関係していると見られる相談はございませんが、新型コロナに関する悩みは多く寄せられております。

このため、今議会に令和3年度予算でお願いしております心のケア支援事業において、新型コロナに関する専門の相談員をセンターに配置し、県民の方々の様々な不安や悩みに対応してまいります。

○外山 衛議員 そういったことから、不幸にも、自ら命を絶つということも起き得ると考えますので、悩ましいところではございます。

次に、鳥インフルエンザについてお尋ねします。

昨年の11月に香川県におきまして、例年よりも1か月ほど早く発生が確認されました鳥インフルエンザは、2月末現在、全国の17県で51事例が確認されており、本県でも12月から2月にかけて、立て続けに12事例の発生が見られております。

これらの発生要因として、鶏舎や防鳥ネットの破損、ネズミの存在等を指摘する多くの報道情報を見聞きしますが、発生の一部には、鶏舎等に破損がなかった農場も含まれていることから、野生動物以外にも発生要因があるのではないかと思います。

そこで、鳥インフルエンザの発生要因と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 国の疫学調査では、確実な因果関係を示す発生要因は明らかとなっておりませんが、野鳥により農場周辺まで運ばれたウイルスを、最終的に、鶏舎内に入る人や野生動物等が持ち込んでいるという可能性が示唆されているところでございます。

このことから、小型の野生動物の侵入経路となり得る鶏舎の破損等の補修はもちろんのこと、鶏舎に出入りする人の細やかな消毒、作業動線を考慮した衣服・長靴の交換といった、基本的な対策の再徹底を、繰り返し指導してまいったところでございます。

加えまして、緊急一斉消毒等の3回にわたる知事命令や研修会等を通じまして、消毒やネズミ駆除などの複合的な対策を継続していくことの重要性を呼びかけるとともに、全農場に対しまして、石灰やネズミ駆除剤を配付するなど、防疫レベルをさらに強化しているところでございます。

今後は、発生要因の究明と野鳥対策につきましても、国にしっかり要望してまいりたいと考えております。そして、防疫指導のこれまでの在り方につきまして検証をさらに行い、高い防疫レベルの再構築に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 鳥インフルエンザが発生した場合、周辺農場への蔓延を防止するため、発生した農場で飼われていた鶏や農場内にあった卵等も全て埋却処分されています。

生産者に対しましては、畜産経営が継続できるよう、その全額を国が補償する仕組みになっていると伺っておりますけれども、鳥インフルエンザの発生農場における経営的な影響について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 発生農場に対しましては、家畜伝染病予防法に基づき、処分された鶏や卵等の評価額相当の手当金が、国から交付されることとなっておりますが、これは、生産者に対し、早期通報を促すための必要な制度でございます。

一方で、発生農場では、防疫措置の完了後に、消毒やウイルス検査等を実施いたしまして、鶏舎内の清浄性を確認する必要があるため、経営再開までには相当の期間を要するなど、結果といたしまして、まずは農場主等は、自分の農場で発生したこと、さらには周辺農場に迷惑をかけるといった心的なダメージ等もかなり大きいわけでございますが、さらに経営的な影響も受けることとなります。

鳥インフルエンザの発生につきましては、発生農場の損失だけでなく、規制を受ける周辺農場や食鳥処理場、飼料運搬者など関連産業にも多大な影響を与えますことから、引き続き、県及び養鶏の系列会社など、関係者が一体となりまして、未然の発生防止対策について、一層の対策を講じてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 最後になりますが、新型コロナウイルス感染症、これほど厄介で大変な事態をもたらすとは、人類の想定の域をはるかに超えているようにも思います。

経済のみならず、人の心にまで大きな負の影響を及ぼすコロナ禍の収束を願うばかりであります。

以上で質問を終わります。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分再開

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 先週の2月27日土曜日、午後2時から県立都農高等学校の閉校式が始まりました。

1万人以上の生徒を輩出した都農高校、最後の卒業生代表の言葉が胸に刺さりました。

一部を紹介します。「都農高校がなくなってしまう寂しさは、言葉にすることができません。明日から、この校舎には生徒の元気な声もチャイムも響くことはありません。たとえ建物は残ったとしても、私たちには母校として帰るところはもうないのです。再編統合を受け入れることは苦しく、簡単なことではありません。ただ、私たちにできることは、都農高校で学んだことを次世代へとつないでいくことだと思います。都農高校がみんなの心の中にいつまでも残り続けることを願っています」。

体育館には切ない言葉が響き、そして、まさに静かに都農高校67年の歴史に幕が下ろされました。

都農高校は、平成27年度の入学志願者数が50人程度まで減りましたが、都農町が独自に、入学支援補助金や通学定期券補助、資格取得検定料全額補助などの行政支援をすることや、都農高校OBの方々が中心となった、高校存続に関する支援活動が実を結び、平成29年度の入学志願者は124人となり、見事なV字回復を果たしました。

にもかかわらず県教育委員会は、着々と高等学校教育整備計画の基準に基づき統廃合を進めていき、平成30年度をもって入学募集停止に踏み切ったのです。

このとき、県教育委員会が示す高校存続の適正規模に満たない高校は、高千穂高校、本庄高校、飯野高校、福島高校など複数ありましたが、統廃合が進められたのは都農高校だけでした。

また、昨年3月には、西都商業高等学校も統廃合となっており、2年続けて西都・児湯地域からは高校がなくなりました。

知事はかねてから、学校は地域に定着し、地域振興を担う人材育成やふるさとの活性化に貢献する重要な拠点であると発言しておられます。

ここで改めて、西都・児湯の2つの高校の閉校を決定した教育委員会の判断について、知事の所見をお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

西都・児湯地域における高等学校の閉校につきましては、地域の実態等を踏まえ、本県高校生にとってふさわしい教育環境を提供していくという視点から、教育委員会において判断されたものと認識しております。

学校が閉校することについては、寂しい思いがいたします。私自身が通っておりました小学校も、かつて鶴岡一人さんや広岡達朗さんが卒業した伝統校であります。104年の歴史を経て閉校し、大変寂しい思いも経験いたしました。ただ、そこで過ごした輝かしい日々の記憶は決して色あせるものではないのであります。

この両校が積み重ねてきた業績は、決して消えることはなく、これからも卒業生をはじめ、地域の皆様など多くの方々の心に深くとどまり続けるとともに、再編統合された学校に引き継

がれ、新たな学校像として歴史を刻んでいかれることと考えております。以上であります。

[降壇]

○図師博規議員 知事とも、この閉校に関する思いの共有ができていたと思ったところです。

私は今まで3度、小規模高等学校の存続について、一般質問で取り上げてまいりました。

その都度、障壁となったのが、1学年の学級数4～8クラス、1学級40人を基本とする「適正規模」の考え方です。

この適正規模につきましては、再三見直しを訴えてまいりましたし、昨年11月の一般質問では、渡辺議員、武田議員、安田議員も取り上げておられます。

そもそも、この適正規模は国が示しているもので、県教育委員会はこの基準を従順に県立高等学校整備計画に落とし込み、平成25年度から令和3年度の10か年計画として作成されています。

そして、今まで私への答弁では、「今後、県教育委員会としては、適正規模を考慮しつつ、学校整備計画の後期実施計画の着実な推進に努めていく」との繰り返しで、見直しの考えがないことを示されておりました。

しかし、ここに来て10か年計画を前倒しで見直し、新たな県立高等学校教育基本方針の素案が、今、提示されています。

なぜ、前倒しをしてまで基本方針を打ち出そうとしているのか、その経緯と、その方針では1学年の適正規模の取扱いがどのようになっているのか、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 令和元年度に改定されました県総合計画、また、私どもの県教育振興基本計画の中では、地方創生の視点から、学校と地域との連携・協働の重要性が高まるな

ど、高等学校に求められる役割が変化してきているというふうに考えております。

また、ICTの進展による教育の情報化等によりまして、高校教育のさらなる充実が必要となっておりますことから、現行の整備計画の終期を待たずに、令和3年度から8年間を対象とした、基本的な方針素案をまとめたところであります。

なお、適正規模の考え方につきましては、学識経験者等で構成されます県学校教育計画懇話会より、望ましい学校の規模を示すことの必要性や、適正規模への一律的な対応を見直すことなどの提言をいただいたところであります。

それらの提言を基に、改めて検討を行いまして、今回の基本方針素案では、全日制高等学校について、「一定の規模の教育環境を提供することが望ましい」と示しているところであります。

○凶師博規議員 全日制高等学校における1学年の適正規模は、「4～8学級を基本とする」という文言は消え、「一定の規模の教育環境を提供する」という曖昧な表現に変わりました。

この「一定の規模」の意味するものの根拠は、「国の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」によるものですが、この法律では、「1学級の生徒数は40人を標準とする」となっています。

この1学級40人を標準とすると、それを下回る場合は、またもや統廃合の対象になるとも理解できますが、このことについて教育長の説明を求めます。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の基本方針素案では、全日制高等学校の望ましい規模について、統廃合と関連するような具体的な数値は示しておりません。

議員御指摘の1学級40人については、あくまでも現時点での学級編制を行う上での標準の人数であります。

なお、それを下回り、魅力と活力ある教育活動の展開が困難となった場合には、統廃合を前提とはいたしません、その時点の社会情勢を鑑み、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮しながら、その後の学校の在り方について検討することになろうかと考えております。

○凶師博規議員 統廃合を前提としないという明確な答弁もありました。

適正規模が見直されたということはよいことですが、私の中では喜びが半分、怒りが半分あります。

適正規模の見直しを提言された学校教育計画懇話会ですが、この懇話会の前身である学校教育改革推進協議会でも、都農高校統廃合が協議されているときに、適正規模を見直すべきや、1学級40人を下回った場合でも存続させるべきだとの意見は多数出されておりました。

しかし、当時の教育長答弁では、「高等学校の規模が小さくなると、生徒同士の切磋琢磨の学び合いの機会が減少する。また、学校規模は地方交付税の算定基礎となっており、学校全体の定員が減少すると教職員数が減少するため、生徒の進路希望に対応した幅広い教科の選択が限られ、さらに部活動の開設が制限されるなどの課題が生じるため、統廃合は進めていく」との一点張りでした。

にもかかわらず、ここに来て教育長の答弁は180度変わってきています。これは、当時の教育委員会の適正規模なり小規模高等学校に対する見解が誤っていたということなのでしょう。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の基本方針素案

におきましては、県立高等学校に求められる役割の変化等を踏まえ、生徒にとって魅力と活力ある教育環境を提供することができるか否かという視点に立ちまして、新たに全日制高等学校の望ましい規模の考え方を示しているところであります。

具体的には、情報化が高度に進展する中にあって、生徒がお互いに切磋琢磨する機会の確保や、生徒のニーズに応じた多様な教育課程の編成、生徒会活動や部活動の活性化等の視点を踏まえ、教育効果がよりよく発揮できているかどうか、広く様々な角度から総合的に検討していくこととしております。

○図師博規議員 大変理解に苦しむ答弁だと思います。今の答弁は、統廃合を進めるときの答弁とほぼ同じです。

小規模校がゆえに統廃合を進めるとするのか、小規模校だからこそ魅力ある高校を目指し存続させるのか、いわゆる解釈の違いだけです。

なぜ、都農高校の協議をされるときに、今のような前向きな解釈がされなかったのか、非常に悔しいところです。

それでも、これからの小規模校存続のために質問を続けます。

来年度から新たに動き出すことになる県立高等学校教育整備基本方針ですが、この方針により、学力向上のみならず、郷土愛を醸成することにより、郷土に帰ってくる、宮崎を支えることになる人材を育てる教育が展開されることを大いに期待するものでありますが、再度教育長に、この新たな基本方針が目指すものと、小規模高等学校を守り、また伸ばしていくその気概をお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の基本方針素案

では、地域と学校の連携・協働の充実や、ICTを活用した教育の推進などの取組を通しまして、高等学校教育の質の向上を図ることを示したところであります。

また、学校や地域社会等と丁寧な意見交換を行いながら、各学校のスクール・ミッションの再定義を行いまして、地域における高等学校の役割を明確にし、さらなる教育活動の充実を進めてまいります。

特に小規模校につきましては、地域住民等が学校運営に参画することができるコミュニティ・スクールなどを活用しまして、学校と地域との連携をより一層深め、生徒にとっても、また地域にとってもなくてはならない存在の学校となり得るよう、魅力と活力ある県立高等学校づくりに取り組んでまいります。

○図師博規議員 期待しております。

都農高校の統廃合が議論される際には、私は地区部会や教育委員会の傍聴を申し出たところではありますが、全て非公開とされました。

「せめてそのときの議事録を」と求めたところ、半分以上が黒塗りされ、発言内容が全く分からない議事録となっており、閉ざされた中で統廃合が決定されたことが、今でも沸々と思い出されます。

今後、学校の在り方を検討される際には、透明性の高い議論が確保され、また、地域や生徒の思いが反映される協議がされることを切に願います。次の質問に移ります。

先日、特別支援学校に通学するお子さんを育てられている保護者の方々と意見交換をしてまいりました。

あるお母さんからはこんな話がありました。「私の子供は自立心が芽生えてきたのか、「お母さん、僕の世話ばかりをしていなくていい。

お母さんのやりたいことをやってほしい」と言ってくれました。でも、現実には学校への送迎から日常生活の介護はほぼ私がやっており、状態が悪くなると病院に連れていくことも度々あるため、パートで働くことすらできていません」。

また、別のお母さんからは、「息子は、地元にある特別支援学校に通わず、宮崎市内の特別支援学校にスクールバスで通学してくれています。それは、遠くの学校に通うことで、早い時間にスクールバスに乗り、下校時も遅く帰ってくることができ、私の手を離れる時間をつくってくれているのです。おかげで私はパートの仕事ができています」。

これらから、障がい児を育てる環境が親任せ、特に母親任せになっている現状を認識しました。

障がいがあるがゆえに通学が困難であっても、どの地域からでもスクールバスが利用できるべきですし、障がい児を育てながらも就労できる環境整備は必要です。

そこで、県内13校ある特別支援学校のスクールバスの運行内容と現在の利用状況を、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援学校のスクールバスにつきましては、これまで順次整備を図ってきたところでありますが、現状では、延岡しろやま支援学校の4台、みなみのかぜ支援学校及び清武せいりゅう支援学校の3台をはじめ、何とか8校に19台を配置しております。登校時には351名の児童生徒が利用しております。

下校時には、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が多いため、181名の利用となっております。

運行していない学校は、都城さくら聴覚支援学校、赤江まつばら支援学校、日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校、延岡しろやま支援学校高千穂校の5校となっております。

○図師博規議員 ある支援学校には4台、また3台と複数台が配置されていて、まだ1台も配置されていないのが5校あるということです。

一日も早くこの地域間格差を是正していただき、どの地域に住んでいても通学ができるスクールバスの配置を実現していただきたい。

では次に、特別支援学校に通学する生徒や医療施設等で療養中の生徒の中に、医療管理レベルの高い、医療的ケアを必要とする医療的ケア児がおられます。

この医療的ケア児の状況と、この医療的ケア児がスクールバスをどのように利用しているのかについて、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援学校に通学している医療的ケアが必要な児童生徒は、清武せいりゅう支援学校に19名、都城きりしま支援学校に10名、延岡しろやま支援学校に8名など、8校に在籍しております。合わせて55名となっております。

特別支援学校において医療的ケアを開始しました平成16年度の対象者は、特別支援学校5校で18名でしたので、37名増加しております。

なお、医療的ケアが必要な児童生徒は、スクールバスを利用しておりません。

○図師博規議員 今の御答弁では、本県の医療的ケア児の方々はスクールバスを利用していない、利用はゼロだということでしたが、なぜゼロなのか、教育長、もう一度お願いします。

○教育長（日隈俊郎君） 医療的ケアが必要な児童生徒は、健康状態の維持のため、登校時の保護者との引継ぎが重要でありますことから、

通学につきましては、現在、保護者に送迎をお願いしているところであります。

仮に、頻繁に医療的ケアが必要な児童生徒をスクールバスに乗せた場合でございますが、ケアを行う際にバスを停車する場所の確保や、ケアに要する時間が必要となります。

また、本人のみならず他の児童生徒にとっても、長時間乗車による体調変化などのリスクが高まることや、出発時間が早まることによる保護者の負担増が懸念されます。

これらの理由から、現在、医療的ケアが必要な児童生徒の通学におけるスクールバス利用は行っていないところであります。

○凶師博規議員 全国的には、医療的ケアを実施している特別支援学校は491校あります。そのうち、スクールバスでの乗車通学を実施している学校は実に221校あり、そのうち看護師がスクールバスに同乗している特別支援学校は12校あります。

ほかにも工夫している自治体はあります。滋賀県や熊本県では、県教育委員会が訪問看護ステーションに委託して、タクシーに同乗する看護師を確保して、スクールバスに代わる通学送迎体制を整えていたり、長崎県では、福祉サービスの移動支援の枠組みで、社会福祉協議会の看護師の資格を持つヘルパーが、民間のマイクロバスに同乗して通学を支援したりしています。

また、本県でも、高鍋町では高齢者施設のデイサービス送迎車に看護師が乗車していることから、その送迎車両を増便したり、空きスペースを利用したりして、医療的ケア児の通学支援ができないかの検討が始まっています。

では今後、県として、この医療的ケア児の通学支援体制の整備についてどのようなお考えが

あるのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 障がいの程度が重い児童生徒の保護者の中には、スクールバス乗車を希望しない方もおられますが、保護者の送迎に係る負担が大きいことは理解しております。

そのため、例えば、医療的ケア児童生徒であっても、スクールバス乗車中にケアが発生しない児童生徒につきましては、保護者が希望される場合はスクールバスに乗車させるなど、負担軽減につながる様々な方法の可否について、医療や福祉等の関係者とも協議をしまいたいと考えております。

さらに、安全に運行するための万全の方策として、添乗員の研修など、検討する必要があると考えているところであります。

○凶師博規議員 今、御答弁にあったとおり、スクールバスの利用を希望されていない保護者がいらっしゃるのには、その支援体制が整っていないからです。

答弁にありましたとおり、看護師を同乗させることが難しいのであれば、添乗員の方々に、喀たん吸引等ができるような研修を受けさせた上で乗車してもらう等の支援体制のありようは、ぜひぜひ検討を進めていただきたいと思います。

他県の例にもあるように、今後、ぜひ医療的ケア児に手が届くようなサービス展開を期待いたします。

次に、特別支援学校の後に障がい児が過ごす環境について伺ってまいります。

現在、県下に放課後等デイサービスなどの障がい児の一時預かりをする事業者は、どのような事業者がどれぐらい整備されているのか、また、そのうち医療的ケア児を受け入れる事業所が何か所あるのか、これは福祉保健部長にお伺

いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 特別支援学校等の児童生徒の放課後利用を想定した障害福祉サービスである放課後等デイサービスにつきましては、児童発達支援管理責任者等を配置し、機能訓練や地域との交流の場などを提供しております。

令和元年度現在、県内に146か所ありまして、そのうち、重症心身障がい児など医療的ケア児に対応する事業所は10か所、児湯地区では、国立病院機構宮崎病院が実施しております。

事業所の開設に当たりましては、看護師などの人材確保のほか、費用と報酬の不均衡等が大きな課題であります。令和3年度からのサービス等報酬改定において、医療的ケア児の支援に対する基本報酬が新設されました。

今後、これらの周知を行いつつ、週末などの利用が見込まれる医療型短期入所も含め、事業所の掘り起こしに努めてまいります。

○図師博規議員 さらなる整備の拡充を待ち望んでいる保護者の方は、たくさんいらっしゃいます。

障がい者福祉に関する質問を続けます。

視覚障がい者に青信号になったことを音で知らせる音響式信号機が整備されています。2019年度末現在で、全国に約2万4,000基設置されている音響式信号機のうち、8割を超える音響装置が稼働時間制限されていることが報道されました。

制限されている理由は、近隣住民からの苦情を受けて対応していたり、利用頻度が低いなどの理由で、警察本部判断で稼働時間を決めておられるようです。全国的には、2015年度以降だけでも、視覚障がい者の歩行中の事故件数は77件発生しており、うち20件は音響式信号機のな

い横断歩道で起きており、音響機能の稼働時間外でけがをしたケース、事故も複数あり、東京都では、稼働時間外で赤信号と気づかずに横断してしまい、死亡事故が発生している。

本県の音響式信号機の設置状況と稼働時間を制限している割合はどれほどあるのか、また、運用状況につきまして、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県内には、303か所の音響式信号機が設置されており、そのうち9割以上について、午後9時から午前7時までの時間帯を中心に、稼働時間の制限を設けております。その理由につきましては、視覚障がい者の方の道路横断状況や車両の交通量、さらに、周辺住民の生活環境への影響などを考慮したものであります。

他方、夜間においても、視覚障がい者の方の利用がある商業施設や繁華街、駅周辺などの一部交差点については、稼働時間の延長を行っています。また、視覚障がい者団体などからの要望があった場合には、個別具体的に運用時間の変更の必要性を検討するなどして、改善を図っているところであります。

今後とも、音響式信号機の的確な運用が図られるよう、視覚障がい者団体など関係機関・団体と必要な意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

○図師博規議員 県内は全国よりも制限が大きく、9割以上が時間の制限がかかっており、夜7時から朝7時まで制限されている信号機が多数であるということではありますが、果たしてそれが、視覚障がい者の方々の生活様式に合っている制限なのか、いま一度、視覚障がい者団体の方などと情報交換していただき、安全確保に努めていただきたい。

※ 294ページに訂正発言あり

事故が起こってからそれを見直すというようなことにならないように、ぜひ、その対応をしていただきたいと思います。

続きまして、今年度のコロナ対策関連について伺ってまいります。

今回、2月補正予算に計上されているコロナ対策関連予算を加えると、今年度911億3,000万円余の事業展開がされることとなります。その事業内容は多岐にわたりますが、果たして今年度の事業で、困窮する県民の生活を守ることができたのでしょうか。

もちろん、コロナ対策は今後も続きますし、アフターコロナを見据えた事業展開の準備も必要であり、決断とバランスが知事には求められています。

そこで、今年度のコロナ対策関連事業に限り、十分な対策が講じられたと考えられているのか、知事の所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナ対策につきましては、まずは、県民の皆様の命と健康を守ることが第一としまして、必要な感染防止対策を講じ、病床や宿泊療養施設の確保、検査体制の充実強化、県民や事業所における新しい生活様式の定着などを進めたところでもあります。

また、経済や雇用の面につきましては、事業継続のための資金繰り支援や雇用の維持、その時々々の感染状況に応じた応援消費や市町村と連携した消費喚起など、必要な対策を機動的に実行し、地域経済の維持・活性化も図ったところでもあります。

このような取組を進める中、特に第3波への対応に当たりましては、首都圏や関西圏でもいろいろ動きがある中で、全国でも最も早いタイミングで県独自の緊急事態宣言を発令し、県民の皆様の御理解と御協力の下、早期の鎮静化を

図ることができたものと考えております。

感染拡大防止、それから社会経済活動の両立は、今後も困難なかじ取りになると考えておりますが、引き続き、関係団体や市町村等と緊密に連携しながら、危機の克服、そして本県のさらなる成長につながるような新たな取組も、しっかりと前へ進めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 このコロナ対策は、やらなければならないことは次から次にあり、これでやり切ったという答えがないというのが答えでしょう。

だからこそ、やれることは一般財源をかき集めてでもやるべきであり、県民・住民の暮らしを守る、また、それに即応する政策展開が必要であります。

福井県は、全国的にマスクが品薄であったときに独自のルートでマスクを確保し、全世帯にマスク購入券を配付したり、北海道では、コロナで影響を受けるエンターテイメントに関わる事業者に一律25万円を給付、茨城県では、コロナ患者を受け入れた医療機関に、患者1人当たり100万円を交付する基金を、県予算と県民の寄附で創設しています。

では、本県において、コロナ対策の中で財政調整基金を含む一般財源の中から措置した対策費と県独自の事業がどれほどあるのか、あったのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度、各補正予算におきまして、コロナ対策として計上した予算総額は、先ほど議員から御指摘がありましたように約911億円ではありますが、これらの財源のうち一般財源は約4億円で、全体の予算額に占める割合は約0.4%となっております。

また、コロナ対策に係る事業のうち、全額を

一般財源で措置したものではありませんが、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な地方単独事業を実施できるよう、自由度の高い交付金として交付されます地方創生臨時交付金を活用して、全国に先駆けて飲食関連事業者等への緊急支援を実施するなど、本県独自の各種施策に取り組んでおります。

○函師博規議員 911億円のうち0.4%しか一般財源からの持ち出しはなく、県単独事業の展開は1つもありません。全て国からのスキームに沿った対策事業であったという答弁でした。

もちろん、県債発行をしてまで対策を講じることは難しいにしても、今年度内の事業を積極的に見直し、予算の組替えをして対策事業に充てるべきだったということ、私は6月の定例議会の一般質問でも申し述べております。

特に、コロナ禍の移動制限の影響で執行が困難な全職員の旅費・交通費や、県が主催する事業の総額、これらは30億円を超えます。このうち多額の執行残となることが容易に予想されたので、早期に一般財源から組み替え、対策事業化すべきだったと私は考えますが、なぜできなかったのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） コロナ対策につきましては、その時々に応じた事業を構築し、必要となる補正予算を計上してきたところであります。

一方で、執行残が見込まれる事業につきましては、令和2年度2月補正予算案において減額補正を行っており、この執行残につきましては、県税の減収など令和2年度の歳入減への対応に加え、令和3年度当初予算や危機事象への備えなどの財源を確保する必要があることから、財政関係2基金に積み戻すなどしたところであります。

また、引き続き、コロナ対策に万全を期す必要がありますことから、2月補正予算案において、感染拡大防止策や医療体制の整備、生活支援など、コロナ対策として109億円余の補正予算を計上するとともに、国の第3次補正予算に対応する国土強靱化等の予算を計上しており、2月補正予算案は、全体で増額補正となったところであります。

○函師博規議員 現在、飲食店等の閉店は続出しており、自殺者も増加しています。執行残を基金に積み戻すのではなく、県民の生活を守るための事業化をすべきだったのではと、私は考えます。

予算執行について、バランスは必要ですが、来年度につきましては、積極的な判断とその執行をしていただきたいと思います。

続けます。コロナ感染が疑われる方々の中には、無症状の方も少なくありませんし、仕事上、県外を往来せざるを得ない方々や飲食店経営者などからは、感染していない証明としての予防的PCR検査を求める声も寄せられています。

都市部では、民間企業で、主要駅周辺や商業施設に隣接する形で自費検査を受けられる体制がありますが、本県にはそのような民間企業はありません。

無症状の方でも検査を受けられる医療機関が本県にあるのか、あるのであれば、県民に届く情報として医療機関を公表できないものかと考えますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナにつきましては、PCR検査を希望する方が自己負担で検査する、いわゆる自費検査でございますが、12月から1月にかけて、県内の医療機関

に対し検査実施状況の調査を行っております。

調査の結果、58の医療機関が実施するという
ことで、この情報につきましては、受診・相談
センターや保健所等と共有しており、自費検査
を希望される方から相談があった場合には、身
近な複数の医療機関を御案内しているところで
す。

なお、公表可能とした16の医療機関につつま
しては、これまでの厚生労働省のホームページ
に加え、以前議員からも御指摘がありました、
県ホームページでの周知につきましても、昨日
掲載させていただいたところです。

○**函師博規議員** すばらしい対応だと思いま
す。

民間の医療機関でそういう予防的な検査を受け
ることができるということは、県民のさらなる
危機管理、リスク管理にもつながっていきます
ので、この情報が広く県民に伝わることを希望
しております。

次の質問に移ります。

先日、川南町にお住まいの高齢者から相談が
あり、御自宅まで行って話を聞いてまいりまし
た。

内容は、70歳代の奥様が脳梗塞で倒れられ、
何とか退院はできたものの右半身に麻痺が残り、
車椅子での生活となり介護が必要となってい
ました。御主人も80歳になられるので、
妻を介護しながらの生活は到底長続きはしな
いと途方に暮れていたところ、町外で看護師を
しておられる娘さんが、両親の生活を支えるた
め、家族ごと実家の近くに引っ越してきてく
ださるということになったそうです。

幸い、実家に隣接する空き地があったので、
そこに家を建て、介護をしながら仕事に通い、
子供たちは通学ができると計画を進めていたと

ころ、その空き地は20年以上も使用されてい
ない農地、いわゆる荒廃農地であったため、役場
に家を建てるための転用の相談に行くと、その
土地は農業振興地域内にあり除外はできない、
つまり農振除外はできないと門前払いされた
ということでした。

私は、その土地を実際確認し、どう考えても
転用できないという行政の対応に納得がい
かず、農業振興地域に関する法律を徹底的に調
べました。

その土地は僅か50坪足らずの広さです。こ
こを農振除外するための5つの条件とそれに付
随する20以上の項目と全て照らし合わせてみ
ました。

例えば、農振除外する面積は必要最低限であ
るか、農地の団地化や集積に支障はないか、周
辺農地の大型農業機械や病虫害防除作業に支
障はないかなど、全ての条件をクリアしている
ことを確認しました。

それを持って県農林振興局と協議したとこ
ろ、「農振除外に関しては、農業振興地域整備
計画を策定する町からの変更申請が上がって
くるのが前提となる」と言われ、再度、町側に
相談に行くと、町は、「振興局と協議したとこ
ろ、内容変更を上げるまでもなく、現状の制
度から判断して農振の除外は難しい」と指導
があり、まさにあっちに行きこっちに行きの
たらい回し状態になっています。

なぜ、農振除外ができる確認事項を満たし
ているのに、農振除外できない土地があるの
か、その取扱いがどのようなになっているの
か、今回取り上げたケース以外にもあります。
それらの取扱いについて、農政水産部長にお
伺いいたします。

○**農政水産部長(大久津 浩君)** 農用地区域

内の農用地を転用目的で除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に規定されている5つの要件を全て満たす必要がございます。

議員御指摘のとおり、主なものとして、農用地の集団化や農作業の効率化など、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないことや、担い手に対する農用地の利用集積に支障がないことなどとなっております。一方で、公共性が高い事業等では除外ができる場合もございます。

なお、農用地区域内の農用地に住宅を建設する場合には、農用地区域からの除外のほか、農地法の農地転用許可を受ける必要がございますが、第1種農地と判断される広がりのある農地や、良好な営農条件を備えている農地では、優良農地を確保する観点から、一部の例外を除きまして、原則、許可できないこととなっております。

○凶師博規議員 私には、今回のような農地転用に関する相談は年々増えてきています。

農業従事者の高齢化や担い手がないことがその原因であると思われませんが、ゆえに、農地転用を積極的にして、住民の暮らしを守る行政判断が、今後やっぱり求められてきます。今もそうです。

平成26年、農林水産省は、農地集積・集約化を進める主体として、各都道府県に農地中間管理機構を設置し、担い手が利用する農地面積を、10年で当時の5割から8割まで引き上げるという目標を定めました。

しかし、生産性の低い農地が耕作放棄地となり、そこが長年放置されて荒廃農地となり増加し続けています。

本県における農地集積と荒廃農地の状況がど

うなっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 担い手に集積されました農地の割合につきましては、農地中間管理事業が開始される前の平成25年度が45.0%、直近の令和元年度が50.8%と、この6年間で5.8ポイントの増加となっております。

なお、令和2年度の農地中間管理事業の貸付面積は、前年度に対し、約1,400ヘクタール増の2,941ヘクタールとなっております。過去最高の実績が見込まれますことから、今年度末には、担い手の集積率もさらに増加する見込みでございます。

また、荒廃農地の面積につきましては、平成25年が2,724ヘクタール、直近の令和元年が、耕地面積の4.3%に当たる2,818ヘクタールとなっております。同じく6年間で94ヘクタール増加しておりますけれども、こういった荒廃農地の面積につきましては、九州内では最も少ない面積となっております。

○凶師博規議員 農地の集積率は、現在でも50.8%、8割にはまだまだ道半ばであります。加えて、荒廃農地は6年間で94ヘクタールも増加となっております。ちなみに94ヘクタールは、サンマリンスタジアム約60個分に相当する面積でもあります。

では、耕作放棄地を含め、県内の農振除外申請はどれほど上がってきているのか、また、その除外理由はどのようなものがあるのか、再び農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 要件を満たして農用地区域から除外しました件数は、年度ごとにばらつきはございますけれども、直近5か年の平均で年間205件となっております。

その内訳といたしましては、太陽光発電や事

業所の施設用地などの商工業用地が56件の27%、住宅用地が49件の24%、植林が30件の15%、その他が70件の34%となっております。

○図師博規議員 年間平均でも200件を超える除外の申請があることが分かりましたし、あくまでも答弁にあった数字は、市町村の農業委員会から各農林振興局に相談があり、申請後も県の同意をスムーズに得られた件数であって、今回、私が相談を受けたように、事前に相談に行っても、変更申請すら上げてもらえない、門前払いされている農業用の振興地域除外の申請は多数あります。

荒廃農地を守ることが優先され、そこで生活しようとする住民の暮らしが排除されるということは、まさに本末転倒で、これは行政指導の矛盾だと私は思います。

荒廃農地は、法律で、また制度で守らなきゃいけない。でも、そこに人が暮らしたい、そこで親の介護をしたい、そういう気持ちになぜ寄り添えないのか。

全国的には、独自の農用地区域変更規定を設け、軽微な農振除外を積極的に行っている自治体もあります。

そのためにも、県と市町村が連携して、農用地区域からの除外に関する規制の緩和策を検討していくべきと考えますが、再度、農政水産部長の見解をお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農振法は、優良農地を確保し、農業施策を計画的に推進することにより、農業の発展と適正な土地利用調整を図ることを目的としており、法律に定められました要件を、県の裁量で一律に規制緩和することは難しいと考えております。

しかしながら、農業上の利用が見込めない農用地につきましては、農業以外の用途で活用を

図ることも、地域活性化の観点から有効な手段の一つであると考えております。

例えば、農地転用許可は、直近5か年の平均で849件の住宅用地を許可しておりまして、多くが第2種、第3種農地のような生産性の低い農地で誘導が図られております。

なお、今回の案件につきましては、町や農業委員会から伺っている情報では、現地在農用地区域、いわゆる青地の中央部に位置し、既に建設されている住居につきまして、農地法、農振法の手続がされていないと伺っておりますが、詳細についてはまだ不明でございますので、今回、私もこれをお聞きしまして、再度、職員のほうに、現地なり詳細な調査をするように指示したところでございます。

いずれにいたしましても、除外案件につきましては、案件ごとに計画の内容や地域の実情などをしっかり確認・精査し、農業委員会や市町村の意向及び関連法令も踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 部長が大変詳細な情報を収集いただいているのは、大変ありがたく思いますし、ここで突き詰めていくと、私も過去の行政記録のお話からしたいんですが、今日はもう時間がありませんのでやりませんが、非常に前向きな答弁をいただいたと思っております。

私は、今回の質問を作成するに当たり、高校がなくなる地域住民の立場、そして医療的ケア児を育てる親御さんの立場、さらに親の介護をしながら一緒に暮らしたいという家族の立場になって、行政のあるべき姿というものを考えさせられました。

行政は、計画や規定、現行制度を守るだけが仕事ではなく、県民の暮らしを守ることこそが仕事であり、暮らしを支えるために、いかに規

定や制度を多面的に使いこなしていくか、その姿勢が重要であります。

今後とも執行部の積極的かつ柔軟な行政判断を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 最後の質問になります。もうしばらくお付き合いください。

「いつものように」という詩があるそうです。「ねているあいだに じしんもかじも かわったことはなんにもなくて いつものように あさをむかえる そんななんでもないことが とってもとてもしあわせなんだ かぞくのみんなに びょうきもけがも かわったことはなんにもなくて いつものように きょうをいき ている そんななんでもないことが とってもととてもすばらしいんだ」というものです。

島根県の友人が、小学校1年の孫の国語の教科書に載っていたものを手帳に書いていて、機会あるごとに人に聞かせているのだそうです。島根の友人はがんを患いました。

新型コロナが発生して1年。多くの命が奪われ、多くの感染者の方々がつらい思いをされたことを思うと、この「いつものように」という詩がじわじわと心にしみてまいります。島根の友人はなおさらのことだったのだろうと思います。

東日本大震災で我々は絆の大切さを再認識しました。しかし、ここに来て、人と人を疎遠にし、その絆を引き裂くかのような新型コロナウイルスの蔓延であります。我々は、このウイルスとの戦いに負けるわけにはいきません。人知を尽くし、絆をさらに強くし、あらゆる手段を講じて、いつもの日常を取り戻すべく、新型コ

ロナの撲滅に向けて頑張ってまいりたいものだと考えます。

質問の内容が乏しい分、前置きが長くなりましたが、知事に2件伺います。

コロナ禍によって、これまでの社会のひずみや矛盾・無理等が表面化する中、社会に、先行き不透明感から来る不安感が漂い始めております。

誠に残念なことですが、評論家の中には、「日本社会の衰退」という言葉を公然と使う人も出始めました。これから本県は、この先一体どこを目指していくのか、司馬遼太郎氏の本の題名を借りれば、知事には「坂の上の雲」を示してほしいのであります。

過去、お隣鹿児島県の総合計画には「偉大な鹿児島の創造」というのがありました。本県においても、県民が共有できるような、分かりやすい将来像が必要かと思えます。

さきの議会で、知事は、長期ビジョンの見直しに着手する旨、答弁されていましたが、今の思いをお聞かせください。

次に、コロナの発生以降、特に懸念されたのは、医療崩壊でありました。医療崩壊に端を発して、友人と組織の在り方について、「働かない蜂」の話をしていたところ、荘子の言葉「無用の用」を知りました。「人は皆有用の用を知りて、無用の用を知るなきなり」の言葉で、一見役に立たないように見えるものが、真に役に立っているのだと知るべきであるという意味だそうです。例えて言えば、「自転車は、その左右に道幅があるからこそ、5センチ程度の幅の上を走ることができる」ということではないかと思えます。

この言葉の説明書きには、「一見役に立たないと思えるものこそ、真に役に立つものだ。仕

事において、無駄を省くことは大切だが、効用のみにとらわれて、「無用の用」まで切り捨ててしまわないように」と、解釈がついておりません。

医療の世界も含め、アフターコロナの社会はゆとりある社会であってほしいと願うものであります。「無用の用」を大切にし、いつでも非常時に備えることのできる社会であります。

さて、アフターコロナ社会のありようはどうなるのか、どうするのか。いずれにしろ大きな社会の変革は否めませんが、本県のトップリーダーとして、これからの社会のありようについて、政治家河野俊嗣としての御見解をお聞かせください。

あとは自席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、本県の将来像についてであります。

新型コロナという歴史的な危機に直面する中、私に課せられた大切な役割は、県民の皆様暮らしや経済をしっかりと支えていくとともに、未来への道しるべを掲げ、先頭に立って新しい時代を切り開いていくことにあると考えております。

急速に進展する人口減少下において、今回のコロナにより、私は、地方回帰による新たな人材の取り込みや、本県の強みとデジタル技術とを掛け合わせた、暮らしや産業のイノベーションの推進とともに、医療・福祉の充実や、防災・減災対策による安全・安心な暮らしの確保、さらには、中山間地域の魅力向上や多極分散型社会に対応する地域づくりなどが重要になってくるものと考えております。

今後、新たな長期ビジョンの策定に当たりましては、このような考え方の下、様々な社会変

化や科学技術の進展なども見据えながら、本県の目指すべき将来像を、議員からも御指摘ありましたように、分かりやすくお示しできるよう、しっかりと検討を進め、あらゆる人々が地域の担い手として、夢や希望を持って生き生きと活躍する社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、コロナ後の社会のありようについてであります。

コロナ禍の中で、私たちはいろいろな気づきの機会を得ることができているように思います。

蓬原議員から、「無用の用」という言葉により、今後の社会のあるべき姿についての示唆がございました。歌人の俵万智さんも、コロナ禍での気づきを短歌にしておられます。「濃厚な

不要不急の豊かさの 再び灯れゴールデン街」というものでありまして、何気ない日常の大切さ、豊かさ、それに触れておられるところでもあります。

私も、人と人のつながりや組織の在り方、経済活動などにおいて、ゆとりや遊びといった言わば「のり代」の部分が、このコロナ禍の中で改めて見直されたのではないかと考えております。

世界に目を向けますと、過度のグローバル化や経済効率を優先した拡大成長路線の転換や見直しが迫られ、国内では、東京一極集中の社会構造や価値観から抜け出す動きが見られます。

こうした動きは、これまでの効率優先だけでは社会が立ち行かなくなったことを示すものでありまして、これはまさに、本県が取り組んでおります経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和した、新しい豊かさへの挑戦と軌を一にするものだと考えております。

今後とも、議員御指摘の視点も踏まえながら、コロナ後を見据えた持続可能な社会づくりに向け取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 福祉保健部長にお尋ねいたします。コロナに関する県民の素朴な声についてお答えください。

外国のワクチンは怖い。なぜ、日本でワクチンが開発できないのでしょうか。よろしく願います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、日本で確保しているワクチンにつきましては、ファイザー製など、海外製のみとなっております。

現在、国産ワクチンの開発についても進められているところですが、使用までには至っておりません。

これまで、国内でのワクチン製造は中小企業が担い、研究開発も進んでいない状況にありました。また、海外では大手企業が参入し、米国のワクチンの研究開発費は、日本の12倍以上とも言われておりました。こうした研究開発の遅れが、国産化が遅れている大きな理由と考えております。

このため、国家レベルでの研究開発の支援が必要と考えますことから、国に対して、大胆な基金の創設など資金投入を行い、国産ワクチン製造の支援について要望しているところです。

○蓬原正三議員 次に、接触アプリCOCOAについてお尋ねします。

私も福祉保健部長のお勧めでアプリをダウンロードしました。しかし、残念ながら今はほとんど使用しておりません。

なぜかという、アプリとしては機能上完全なのですが、陽性となった方々が100%、陽性の事実と処理番号を登録していただいて初め

て、その機能を発揮できるからであります。

感染防止の観点から、陽性者が登録しなくても済むような仕組みであれば、登録者も増えるのではないかと考えますが、現在のCOCOAの状況と今後の対応について、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ接触確認アプリCOCOAにつきましては、スマートフォンを利用し、新型コロナ陽性者と接触した可能性について通知を受けることができるもので、厚生労働省が開発したアプリです。

全国でのダウンロード数は約2,567万件となっております。その利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されております。

このため県でも、県ホームページや県政番組、知事会見等、様々な機会を通じてCOCOAの利用促進に努めております。

また、「隼より始めよ」の観点からも、県庁職員の中で約9割の職員が利用しておりました。周囲への活用の呼びかけも行っております。

今後とも、陽性者に対して、陽性者情報の登録をお願いするとともに、さらなる利用促進を図ってまいります。

○蓬原正三議員 アプリをダウンロードした人は、誰がダウンロードしたか分からないわけですから、分からない人が陽性登録するというのは、それはもうちょっと簡単なことじゃないかなと思います。ぜひ、国のほうにそういう声を届けていただくとありがたいと思います。

研究費についてお尋ねいたします。

日本が研究論文数で世界的に順位を下げ、また、その引用数においても年を追って順位を下げていくとのデータがあります。論文数では

約25年前、米国に次いで2位だったものが、近年では中国・米国・ドイツの次の4位、引用された論文数のトップ10%及び1%の順位では、ともに9位と下がります。論文数も減少し、引用される論文数も減少しているという寂しい現状にあります。

加えて、中国では「千人計画」と称して、日本の研究者をスカウトしているとの報道もあり、将来が危ぶまれます。

ただ、日本の研究費は、米国・中国に次ぐ第3位ではあります。さて、目を転じて、本県の研究費はどうなっているのでしょうか。

本県産業の振興を図る上で、研究開発費は未来への投資として大変重要であると考えます。研究費については、毎年本議会で聞いてまいりました。今回、4年ぶりの一般質問となります。4年前の研究開発費は約36億円であったと記憶しておりますが、新年度の予算額を総合政策部長にお伺いします。減っているのか増えているのか、そここのところもお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少や新型コロナウイルスにより社会経済状況が大きく変化する中、新たな技術や産業の創出につながる研究開発への投資は、極めて重要であると認識しております。

このため県では、様々な分野におきまして研究開発に取り組んでいるところであります。例えば、水温や潮流の状況等をリアルタイムで提供するシステムによります漁業の操業効率化ですとか、フード・オープンラボを活用した商品開発の支援など、本県の産業振興に貢献しているものと考えております。

御質問のございました来年度の予算でございますが、今年度比6.8%増の38億4,000万円余の予算をお願いしております、搾乳ロボット導

入によるオートメーション化された飼育管理技術や、湿度の調整による農産物の鮮度保持技術の開発などに取り組むこととしております。

今後とも、長期的な視点に立って、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 新しい事業の芽を育てることも重要であります。今後、ポストコロナを見据えながら、新事業創出など本県産業をいかに発展させていくのか、総合政策部長の御見解をお聞かせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナの拡大により、様々な産業が構造転換を迫られている中で、本県産業が持続的に発展していくためには、社会経済の変化に適応した多角化や新事業創出により、新たな産業の柱を育てていくことが重要になるものと考えております。

このため、今議会では、県内企業の多様な資源をICT企業のデジタル技術などとマッチングさせることで新事業創出を目指す「プラスデジタル推進事業」や、様々なビジネスの種を発掘し、クラウドファンディングも活用することにより、県民一丸となって事業化を支援する「「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援事業」などをお願いしているところであります。

今後とも、新しい分野への挑戦や、新事業創出に向けた取組を積極的に支援することにより、本県産業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 初めての取組かと思えます。失敗を恐れず、積極果敢に取り組んでいただきますようお願いいたします。

いよいよ自転車活用であります。

内田議員も11月の議会で質問をいたしました

た。自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法が、平成29年に施行されました。

国においては、翌30年、自転車活用推進計画を作成、本県においてはその翌年、他県に先駆けて令和元年に推進計画が策定され、今年で2年目を迎えております。目標年次は令和10年、サイクルツーリズムやサイクルスポーツなどの推進がうたわれております。

そこで、まず知事に、自転車活用について伺いいたします。

商工観光労働部観光経済交流局観光推進課、宮崎県観光協会及び日本航空宮崎支店共作による、御当地情報発信フリーペーパー「宮崎タイムズ」のサイクリング便、猿田彦とのバーチャル対談で、知事は「自転車パラダイスみやざきを実現します」「サイクルツーリズムの盛り上がりにも期待してください」と述べておられます。

そこで、改めて自転車の活用を推進するに当たって、まず知事の思いをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 自転車は、身近な外出から、通勤・通学、遊び、レジャー、スポーツなど、世代を超えて様々な年齢層が使う身近な乗り物でありまして、コロナ禍における生活スタイルにもマッチするものと考えております。

私も、もともとトライアスロンを趣味としておりますし、コロナ禍で屋外トレーニングが奨励される中で、ロードレーサーやクロスバイクに乗る機会が随分増えており、綾や佐土原など

にも行ったりしておりまして、大いに活用し、また楽しんでいるところでもあります。

本県は、温暖な気候や美しい景観など、サイクリングに適した自然環境及び地域的特性を有しておりますことから、サイクルツーリズムや各種競技団体の合宿など、自転車を利用した観光・スポーツの振興が大いに期待できるものと考えております。

このため、自転車の安全な利用の確保や、本県の特色を生かした観光・スポーツの振興、県民の健康増進を図るため、令和元年に宮崎県自転車活用推進計画を策定しまして、市町村や関係団体と連携を図り、様々な施策を展開しているところであります。

また今、九州全体でも知事会の連携の中で、そういう自転車のツールなど、計画がなされているところであります。

引き続き、誰もが安全・快適に自転車を利用することができる「自転車パラダイスみやざき」の実現に向けて、自転車の活用推進に積極的に取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。

以下、自転車活用推進計画に沿って順次伺います。

「（目標1）サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化」については、観光関連部署、地域、団体との連携で、ある程度進んでいるようですが、「〔施策2〕スポーツキャンプ・合宿の誘致」では、実業団等自転車チームの状況はどうなっているのでしょうか。その現状と今後の取組についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、宮崎県自転車活用推進計画の施策の一つに「スポーツキャンプ・合宿の誘致」を掲げまして、

自転車を活用した練習を行う競技団体の合宿誘致に取り組んでおります。

これまで、トライアスロン日本代表、それから、自転車トレーニングを行うスピードスケートナショナルチームなど、国内外のトップアスリートの合宿を積極的に受け入れており、また、大学や実業団等の競技団体の受入れも、昨年は延べ12団体となりまして、実績も年々増加しております。

また、19歳以下の自転車日本代表合宿が今月末に行われますほか、今年夏の東京オリパラに向け、イギリスとカナダのトライアスロン代表等の事前合宿も予定されております。

県といたしましては、今後とも、本県の優れたトレーニング環境や受入れ実績をPRしながら、さらなる合宿誘致に努めてまいります。

○蓬原正三議員 「(目標2) 自転車を利用しやすい都市環境の形成」、「〔施策3〕自転車通行空間の計画的な整備推進」というところでは、宮崎市は大変進んでいるようではありますが、宮崎市から西都市、宮崎市から綾町を結ぶサイクリングロードが開通以来30年を経過し、路面補修や案内表示等の充実を望む声が多くサイクリストから寄せられております。アンケート結果を見ても、自転車空間の整備を望む声が一番多いようであります。

自転車通行空間の整備について、どのように取り組んでおられるのか、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長(明利浩久君) 自転車の活用を推進するためには、安全で快適に走行できる通行空間を確保することが重要でありますことから、定期的なパトロールや維持補修等を行い、自転車レーン等の安全確保を図っております。

なお、議員御指摘のように、宮崎市と西都市や綾町を結ぶ大規模自転車道につきましては、整備から30年以上が経過していることから、路面の整備を行うとともに、利用者の利便性向上を図るため、案内看板等をさらに設置することとしております。

また、サイクルツーリズムによる観光振興を図るため、日南海岸地域に設定しましたモデルルートに、自転車の通行部分を示す矢羽根等の路面標示を整備しますとともに、公共交通を補完するものとして、シェアサイクルの普及促進を図るため、市町村等と連携し、サイクルポート設置の支援等を行っております。

引き続き、関係機関と連携を図り、安全で快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 施策5では、「まちづくりと連携した総合的な取組の実施」とありますが、自転車活用推進のためには、市町村との連携と併せ、市町村独自の取組が大変重要であります。

法第11条では、「県の計画を勘案し、市町村の活用推進計画を定めるよう努めなければならない」とされておりますが、市町村の計画策定の状況について、県土整備部長、お聞かせください。

ちなみに、県の計画の指標では、目標年次2028年には全26市町村が策定するという事となっております。

○県土整備部長(明利浩久君) 市町村の推進計画につきましては、昨年度、宮崎市が策定しており、現在、えびの市と綾町が策定作業に取り組んでおります。

県内全域で、さらに自転車の活用を推進するためには、まちづくりを担う市町村が、地域の

特性を生かした取組を行うことが重要でありますことから、議員御指摘のとおり、2028年度までに全ての市町村が計画を策定することを目指しております。

県としましては、様々な機会を通じて、助言や情報提供等を行い、市町村の計画策定を支援してまいります。

○蓬原正三議員 「(目標3) 自転車事故のない安全で安心な社会の実現」には、「〔施策6〕交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施」「〔施策7〕学校における交通安全教室の開催等の推進」とあります。

いよいよ今年4月1日には、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。特筆すべきは、自転車保険加入が義務化されることでもあります。過去には、男子小学生や男子高校生が加害者となる自転車事故において、1億円近い高額の賠償金が科せられたケースもあります。本県の保険加入率は、全国の56%に比べ38%と低い現状にあります。いざ事故となったら大変です。

そこでまず、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知について、県の実施状況を、総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) この条例は、自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等への加入義務などを主な内容としておりまして、来る4月1日の施行に向けて、広く県民への周知に取り組んでいるところであります。

具体的には、啓発チラシやポスターを作成し、市町村や学校、その他の関係機関・団体に配布するほか、自転車販売店や保険会社、企業

等に周知の協力をお願いするなど、啓発に努めております。また、テレビやラジオ、SNSなど様々な媒体を活用し、若者から高齢者まで、幅広い世代に向けて、積極的な情報発信に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関・団体とも連携の上、自転車の関係する交通事故防止を図り、安全で安心な地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 学校においては、子供たちの事故防止のため、交通安全教室が行われていると思いますが、その取組について、改めて教育長にお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 県立学校における交通安全教室につきましては、警察や交通安全協会等の御協力をいただきながら、全ての学校で実施しております。

また、公立小中学校についても、同様に実施していると聞いております。

内容としましては、児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールや危険回避、自転車の安全利用について具体的な指導を行うものでありまして、視覚に訴えたり、気づきを促したりといった工夫がされております。

今後とも、児童生徒を交通事故から守るという観点から、関係機関と連携し、交通安全の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 「(目標4) 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進」では、施策12で「自転車通勤の促進」がうたわれております。県内一斉ノーマイカーデーやエコ通勤強化月間等の実施は、環境負荷の軽減、健康増進に加え、アフターコロナの新しい生活様式づくりにも寄与します。

まずは県庁から、自転車利用の促進につながるノーマイカー通勤を展開してはどうかと思いますが、この取組について、環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部が県の本庁域内所属の約2,700人を対象に行いました調査によりますと、約66%の職員がノーマイカー通勤を行っており、このうち約半分が自転車通勤をしています。

県ではこれまで、宮崎県庁地球温暖化対策実行計画において、毎週水曜日を「ノーマイカーデー」と定め、徒歩、自転車、公共交通機関の利用を推奨しております。該当日には、自転車への転換も、若干ではございますが増加する傾向があります。

ノーマイカー通勤は、温室効果ガスの排出削減にも貢献いたしますので、今後、他県の事例なども参考にしながら、職員の自転車通勤の啓発に努めるなど、取組を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 「〔施策11〕サイクルスポーツの推進」の項では、宮崎県総合運動公園の自転車競技場の整備が述べられております。

現在、第81回国民スポーツ大会に向けて、陸上競技場や体育館、プール等の施設整備が着々と進められておりますが、自転車競技場、いわゆるバンクについては、令和2年度予算に基本設計費が計上され、改修方針について検討することとなっております。検討結果をお聞かせください。教育長、お願いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在の自転車競技場につきましては、建設から40年以上が経過しまして、老朽化が著しいことから、劣化状況や施設基準の適合状況の調査などを基に、改修方法を検討してまいりました。

調査結果では、走路面の亀裂や沈下の拡大、走路面を支える盛土部分の劣化のほか、走路の幅員や外柵、インフィールドなど、基準を満たさない箇所も確認されたことから、抜本的な改修が必要であると考えております。

また、維持管理等を含めた経済性では、既存施設よりコンパクトな走路での改修が安価であること、さらには、競技力向上や合宿誘致などにおいても有効であると考えられますことから、333.33メートル走路での改修を予定しております。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。

自転車競技場のバンクには250、400、500メートルなどがありますが、333.33メートルが今、主流です。このような状況から、自転車競技連盟としては、333.33メートルでの整備について要望を行ってまいりました。答弁をいただき、安心したところであります。

今後は、改修方針に沿って、抜本的な改修をしっかり行っていただきたいと思っております。

その改修には、かなりの期間を必要とするのではないかと思います。自転車競技連盟としては、本県の自転車競技場の改修期間中は、お隣の鹿児島県で一昨年整備された根占自転車競技場を借りて、強化を図ることになると考えておりますが、同じ規格の自転車競技場が本県でも整備されることとなりますので、国スポに向けた競技力の強化を、切れ目なく効果的に行うことが可能となります。

私も関係者の一人として、代表して厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

そこで、利用者の今後の活動計画にも影響が出てくると考えられます、今後の整備スケジュールについて、どのように進められるのか、教育長、お聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 施設の改修についてありますが、今年度実施した基本設計において、地盤調査や測量・実施設計の期間として10か月程度、改修工事の期間として15か月程度が見込まれております。

令和3年度当初予算では、このうち、地盤調査や測量・実施設計を予定しております。

その後につきましても、必要な予算を確保し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 最後に、計画の推進体制について、県土整備部長に伺います。

推進計画では、自転車活用推進本部を組織するとあります。市町村との連携も重要であります。自転車活用を進めるため、県の推進体制とこれまでの活動状況についてお聞かせください。

○県土整備部長（明利浩久君） 計画に定めました目標を達成するために、平成30年度に、知事を本部長、各部局長をメンバーとする自転車活用推進本部を、また、その下部組織として、関係各課長をメンバーとする幹事会をそれぞれ設置しまして、各部局が連携して、全庁的に施策の推進を図る体制を構築しております。

これまで、それぞれの取組や進捗状況を共有しますとともに、各取組の強化に向けて、フィードバックを行っているところであります。

県としましては、引き続き、本部会議を司令塔として、国や市町村、民間団体との関係強化にも努め、自転車の活用推進に、しっかり取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 県土整備部長に、自転車を持っているかどうかは聞きません。

今までマイナーだった自転車が、今後は大変

メジャーになってくると、私は考えておりますし、その機運にあると思います。自転車活用推進の取組を、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

中小企業振興について伺います。

知事は、初日の所信表明の中で、市町村と連携して「商工会機能の強化を図る」と述べられました。重ねて25日、日高博之議員の当初予算の事業構築についての代表質問に対し、商工観光労働部長からも、「商工会の機能強化に対応していきたい」と答弁をいただいたところであります。

そこで、当初予算にあります「商工会事務局体制強化事業」についてお尋ねいたします。

まずは、本事業の概要について、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 商工会は、小規模事業者の身近な支援機関でありまして、特に今年度は、新型コロナウイルスに係る様々な経済対策の実施機関として、重要な役割を果たしていただいております。

一方、加入率の低下等により事務局長の設置基準を満たさず、事務局長が設置されていない商工会が増え、体制強化が課題となっておりますほか、市町村のカウンターパートとして、地域振興への貢献も、これまで以上に求められてきております。

このような状況に対応するため、来年度は、10の商工会の地域振興コーディネーター設置に対し、市町村と連携して支援し、事務局体制の強化を図ることとしたものであります。

こうした取組によりまして、今後、コロナで疲弊した地域経済の復興、課題となっている事業承継の推進、さらには、まちづくりや地域振興等、商工会の機能強化につなげてまいりたい

と考えております。

○**蓬原正三議員** 事務局長設置基準に満たない商工会が18あり、今回は10商工会が対象と聞いておりますが、残り8商工会の対応と令和5年度以降の事業計画について、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。当然、継続になるものとは理解しております。

○**商工観光労働部長（松浦直康君）** この事業は、今後2年間で商工会の機能を強化するため、市町村や商工団体、商工会とも意見交換しながら体制を整備していくものでありまして、来年度は10の商工会に地域振興コーディネーターを設置するものであります。

この2年間で当面必要な体制を整備するものでありますけれども、商工会の役割は今後ますます重要になっていくと考えておりますので、中長期的な観点から、その維持充実を検討してまいりたいと考えております。

○**蓬原正三議員** ありがとうございます。

事務局長の設置は商工会の長年の課題でありました。行政と並び、地域活性化に果たす商工会の役割は大変大きく、特にコロナ禍にあつては、通常業務に加え、会員以外の諸手続も行うなど業務量は増大し、大変だったと聞いております。

そのような中、コーディネーターを配置するこの事業は、行政との連携など、今後の商工会活動に大きく弾みをつけるものであります。

連合会からの陳情要請や、我が会派の横田、武田、安田議員の一般質問等を受け、市町村も出費を伴うこの事業を半年でつくり上げていただいたことは、高く評価したいと思います。

「日之影町の商工会もとても喜んでいいる」との佐藤議員の言葉もお伝えしておきます。

商工会議所と商工会連合会で、「新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急アンケート調査」を実施されました。調査基準日は令和2年12月31日、実施期間は、商工会連合会が今年の1月14日から17日、商工会議所連合会が今年の1月21日から29日でありますので、緊急事態宣言に入ってからの声もかなり入っていると思われまます。前年同期に比べ、6割を超える事業者が売上げを減らしております。

調査結果を見ますと、設問6の「国・県等に望むことや期待している支援策」については、「給付金・助成金の拡充」「感染対策の徹底」「税等の減免措置」「感染状況や支援策等情報の迅速な提供」「休業や営業時間短縮への補償の拡充」の順に回答割合が多く、設問7の国・県や金融機関等への要望に対する自由意見では、既に実施された持続化給付金のような「追加の給付金事業」や「各種税の減免措置」「情報の迅速な発信・提供」、資金繰りのための「金融機関からの借入の容易化」が多く挙げられ、特に、飲食店を中心とした給付金に対しては、不公平と感じており、「飲食店以外の業者に対する助成金」や「事業規模に応じた補償」が挙げられております。また、「プレミアム付商品券事業」については、再度実施を期待する声も多く寄せられております。中には、少数ではありますが、「もう限界です」とか「打つ手なし」の声もあります。

以上の調査結果を受け、商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会から、知事及び議会議長宛てに「経営支援に関する緊急要望」がなされました。県当局に関しては3件、「給付金等制度の拡充」「金融対策の拡充」及び「消費喚起・需要喚起策の継続・拡充」であります。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたしま

す。この緊急要望を受け、県内事業者に対する支援にどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナの影響が長期化する中、特に第3波の発生によりまして、飲食業だけでなく多くの事業者が大変厳しい経営状況に置かれていると考えております。このため、1月補正では、県独自の取組として、飲食関連事業者等に対する支援事業を予算化したところでありまして、国に対しましては、引き続き地域の実情とともに支援の必要性を訴えてまいります。

また、経済の再始動に向けましては、当初予算に加え、繰越予算も活用し、消費喚起や観光キャンペーン、事業者の販路開拓や生産性向上を後押しする取組など、様々な対策を講じることとしております。

このほか、事業者の経営改善が課題となっておりますので、先般、「中小企業支援ネットワーク」を再構築したところであり、企業の実情に応じ、事業継続のための融資や返済猶予の調整等にも取り組むこととしております。

こうした取組を、国や市町村、関係団体と連携して進め、事業継続や雇用の維持など、事業者支援に努めてまいります。

○蓬原正三議員 このアンケートをつぶさに見てみましたが、中には非常にうれしい結果もありまして、95%の事業者の方々が——これはこの商工会連合会と商工会議所連合会の行ったアンケートに答えられた方ですが——今後も事業継続を考えており、廃業を挙げる事業者が意外と少ないという結果が出ているということでありまして、何とかして事業を継続したいんだ、そういう方が95%あります。これは全く予想外でありまして、大変ありがたいことであっ

て、喜ぶべきことである、そして特筆すべきことだというふうに感じました。

何としても、この宮崎県人の心意気というか、この事業者の皆さん方の心意気に、ぜひ、我々も応えなければいけないし、応えていただきますようお願い申し上げます。

最後に、支援の見える化についてお尋ねいたします。

先月来、工業技術センターと食品開発センター、産業振興機構と企業成長促進プラットフォーム事務局、商工会議所から事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク、そして商工会連合会、中小企業団体中央会を訪問し、同じ場所でありましたので、発明協会や溶接協会も訪問してまいりました。

訪問の理由は、中小企業支援の実態調査だったのでありますが、組織が各所多岐にわたる上に、補助金等が県から、あるいは空飛ぶ補助金と呼ばれる「ものづくり補助金」のように、国から県を通さず直接、団体等に交付される補助金があるため、どうも支援の状況がよく見えなかったのであります。事業者の皆さんはなおさらのことだろうと思った次第です。支援体制や支援事業の見える化を図るべきではないかと思えます。

農政水産部や福祉保健部においても同じようなことが言えるんじゃないかと思いますが、今回は中小企業支援をテーマとしておりますので、商工観光労働部長にお願いします。

国や県などが実施する支援策などを、事業者、議会も含めて、できるだけ分かりやすく伝えることが重要だと考えますが、どのように取り組んでいくのか、御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、

国や県が実施しております様々な支援策を、ニーズに応じて事業者を活用していただくために、「宮崎県中小企業支援ポータルサイト」というものを設置しております。その支援内容や相談窓口を取りまとめて、ワンストップで情報を得られる仕組みづくりを図っているところではありますが、なかなか認知度が上がらないというところがございます。

こうした中、今般のコロナ禍では、幅広い業種に影響が及んでおりますことから、国や県をはじめ様々な機関におきまして、多岐にわたった事業者向けの支援策が講じられております。

このため、こうした施策の情報を事業者の元にいち早く届けられますように、まずは、この中小企業支援ポータルサイトのさらなる周知、そして運用の改善を図りまして、関係機関とも連携しながら、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

○蓬原正三議員 途中で分かりましたが、農政水産部では、農業・水産業関連の情報を集約したサイト「宮崎県農業・水産業ナビ～ひなたM A F i N」を新たに開設されるとお聞きしました。今回は聞きません。本当は聞けばよかったんですけど。

ただ、県庁のホームページに事業者向け等のそれぞれのサイトがあっても、どこを見ればいいのか、非常に分かりづらいのではないかと思います。我々もそうなんですから、事業者の方はなおさらだと思います。

全体の入り口を一本化して、そこからそれぞれのサイトに導いていくような形にすれば、利便性が高まるというふうに感じた次第です。

もう質問には入れません。県民から見たら、県庁は一つなんです。ぜひ、1つの窓口からずっと展開していけるシステムを、縦割りは

内部だけにしていただいて、外向けには一本化していただきたいと思います。

最後は、環境問題についてであります。

菅総理は、昨年10月臨時国会の所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明、11月には衆参両院で「気候非常事態宣言」が決議されました。

一方、国外では、EUは昨年12月、2050年にはEU全体として、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を立て、中国も習近平国家主席が2060年までに実質ゼロにするよう努力すると表明、アメリカのバイデン大統領も、2050年までに実質ゼロをすることを目指すとし、パリ協定に復帰することを表明しました。国連のグテーレス事務総長も、菅総理大臣の表明演説を受け、「とても勇気づけられる。極めて前向きな進展であり、菅総理大臣の指導力に感謝したい」として歓迎し、日本は資金と技術力を持っており、発展途上国への援助などで日本が世界をリードすることに期待を示したとの報道であります。

ようやく、世界中が本格的な脱炭素社会実現へと動き始めました。

国内においても、経団連や経済同友会がプロジェクトを立ち上げるなど、取組や議論が活発になっているとのことです。このまま、何も温室効果ガスの排出削減策を講じなかった場合、IPCCの第5次評価報告書によると、世界の平均気温は、21世紀末には20世紀末と比較して2.6～4.8度上昇、宮崎県の平均気温は約4度上昇すると予測されております。危機的状況と言わざるを得ません。温暖化対策は喫緊の課題であります。

そこでまず、今回本会議に上程されております、議案第42号「宮崎県環境計画の変更について

て」、お尋ねいたします。

前回、平成28年の計画改定から5年が経過しました。今回新たな環境基本計画を策定する意義とその効果、2050年温室効果ガス実質ゼロ実現に向けた取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境基本計画は、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもので、県民、事業者、行政等の取組の指針となるものであります。

新たな計画では、議員御指摘の気候変動のほか、廃プラスチックや食品ロスなど、多様化した環境問題に対応しまして、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会に向けた取組を進めることとしており、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる、持続可能な社会の構築に資するものと考えております。

また、温室効果ガス実質ゼロに向けましては、計画の重点プロジェクトとして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「森林吸収量の維持」「環境保全を支える人材づくり」の4つを柱に、国の動き等にも的確に対応しながら、積極的に施策を展開することといたしております。

○蓬原正三議員 具体的な脱炭素の方策についてお伺いします。

本計画の33ページでは、「産業・業務部門における排出削減対策の推進」の項で、「自らも大規模な事業者である県庁においては、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」及び「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、公用車に電気自動車などの環境性能に優れている次世代自動車の導入を図る」と述べてあります。

加えて、「各主体に求められる役割」として、市町村や県民・団体にもガソリン車から電気自動車など次世代自動車への買い換えを図るとも明記してあります。

家庭からの二酸化炭素排出量は、用途別では自動車が26%、約4分の1、燃料別でもガソリンが24.3%、約4分の1を占めております。

菅首相は、先月の通常国会での施政方針演説で、「2035年までに新車販売で電動車100%を実現する」と表明。また、アメリカのバイデン大統領は、「政府の公用車65万台を2030年までに電気自動車に置き換える方針」とのことです。中国においても、「2035年までに新車販売に占める電気自動車などの比率を50%以上に高め、残りはハイブリッドとし、同年には全てを環境対応車にする」との指針を公表しております。

すなわち、15年後には従来のガソリン車は、ほぼ新車では消えるということになります。環境省と経済産業省は、EVの普及を促すため、購入時の補助金を破格の最大80万円にまで引き上げるとの政策を打ち出しました。まずは、「隗より始めよ」と言います。公用車等の電気自動車へのシフトを開始すべきときと考えます。

環境基本計画における、公用車の電気自動車転換への取組について、環境森林部長、御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境森林部では、毎年度当初に、全所属に対しまして「環境物品等の調達方針」を発出し、公用車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、国の排ガス・燃費基準を満たすガソリン自動車などとするよう求めているところであります。

知事部局等では、956台の公用車を所有してお

りますが、御質問にありました電気自動車は、航続距離が短いことや導入費用が高額であること、そして充電設備の設置が必要であることなどの課題がありますことから、導入されていないところでもあります。

公用車の電気自動車への転換は、ゼロカーボン社会の実現に有効でありますので、今回改正されました国のグリーン購入基本方針を踏まえて、県の調達方針の内容の見直しを検討しますとともに、引き続き関係部局に働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 15年後には、ガソリン車と電動車の立場が逆転してまいります。ガソリンスタンドも減少していくでしょう。ガソリン車の利便性が薄れることも考えられます。

また、先日、日高利夫議員の地元であります国富町役場庁舎に太陽光発電、電気自動車及び蓄電池を導入し、エネルギーコストや環境負荷の低減に取り組む実証実験を行うとの報道もございました。

県庁でも、知事部局等で約1,000台、公用車があるそうではありますが、この更新について、長期的な計画に基づき更新していくべきではないかと考えます。じゃないと、そのうちガソリン車だけがいっぱいあって、充電スタンドはできたがガソリンスタンドは減って、なかなか用に供さない、今と逆の立場が生まれることになるんじゃないかと思われまますので、前向きに御検討いただければと思います。

水素エネルギーについて伺います。

これは、二見議員が大変詳しいところですが、今回は私が行います。

「みやざき水素スマートコミュニティ構想」が策定されて、3年が経過しようとしております。年間の水素製造可能量の推計では、県内に

は膨大な賦存量があり、多量の水素を製造できる可能性があるとのことであり、また、取組の展開として、水素の製造に関する研究等を進める県内大学等の実証実験事業等の促進を通じて、再生可能エネルギー等からの水素製造技術の実用化に向けた研究・実証を行うこととして、宮崎大学と続けてこられたと聞いております。

私も先週、現地を訪問してまいりました。水素に関する研究開発など、みやざき水素スマートコミュニティ構想の進捗状況と今後の展望について、総合政策部長、お聞かせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） みやざき水素スマートコミュニティ構想では、再生可能エネルギーを最大限利用する水素社会の実現を目指して、県民の水素に対する理解の促進や、ガスから水素を取り出す家庭用燃料電池の普及支援のほか、本県の豊かな資源を生かした取組としまして、宮崎大学における太陽光を活用した水素製造等の研究を支援しているところであります。

その結果、宮崎大学では、実用化には今しばらく時間を要するものと思われまますが、より省電力化された電解装置の開発や、水素を用いた効率的なバイオマス発電モデルの確立など、一定の成果が見られているところであります。

水素エネルギーの本格的な普及には、多くの課題がありますが、引き続き、大学や産業界との連携を図りながら、水素をつくる、ためる、使うの各段階におきまして、将来を見据えた取組を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 いろいろ問題はありますが、昨年2月末、福島県の浪江町には、再生可能エネルギーを利用した水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が完成して、稼働

を開始しているそうです。かなりの大きさの発電所と聞いております。

水素エネルギーの本格的な普及を見据えて、本県でも取組を急がないと、あまり時間は残されていないというふうに感じますので、よろしくお願いたします。当時の担当の課長さんも、ここに2人いらっしゃるようでありますので、よろしくお願いたします。

エネルギーを所管する組織の設置について伺います。

脱炭素社会を実現するためには、二酸化炭素を排出しないクリーンな再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池、電気自動車などの多様な電源や発電所を必要とします。加えて数年後には、究極のクリーンエネルギーと称され、次世代エネルギーとして期待の大きい水素が、エネルギーの構成比に大きな比重を占めてくることは間違いないと考えます。

エネルギーは、産業活動や生活を営む上で基本をなすものであり、エネルギー政策は今後、県政の主要な政策の柱の一つになると、私は思います。

現在のところ、水素と再生エネルギーは所管課が別となっており、統一性がありません。この際、エネルギー政策を所管する部署を1つにして、エネルギー政策を検討する組織を新設してはどうかと思うものであります。

また、組織の要は人であります。2050年温室効果ガスゼロを達成するためには、中途採用も含め、優秀な技術系職員が必要ではないかと思っております。

脱炭素社会を見据え、体制強化を提案するものであります。郡司副知事の御見解をお聞かせください。

○副知事（郡司行敏君） 本県におけるエネル

ギー政策につきましては、環境基本計画や再生可能エネルギー等導入推進計画等に基づき、再生可能エネルギー等の導入推進や、県内企業のエネルギー産業への参入促進、関連技術の開発支援等に、関係部局で連携して取り組んでいるところであります。

今般、国において、「グリーン成長戦略」が策定され、脱炭素化を、コストではなく成長の機会と捉える姿勢が鮮明になる中、本県としても、環境保全を図る観点だけではなく、産業振興の側面にも、より重きを置きながら、太陽光や小水力、バイオマスなど、本県の恵まれた資源を生かした総合的なエネルギー政策にしっかりと取り組んでいく必要があります。

御提案のありました、新たな組織の設置や技術系職員の配置につきましては、今後に向けた大変重要な課題を御指摘いただいたものと受け止めております。引き続き、部局間の緊密な連携を図るとともに、担当業務の整理など体制強化の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 以上で私の質問は終わりました。

最後に——私が最後でありますので——コロナに感染されお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、療養中、苦しんでおられることと思っております、その方々の早期の回復をお祈り申し上げます。

また、今年退職される全ての職員の皆様方の次なるステージでの御活躍に期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第88号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第46号から第60号まで採決

○丸山裕次郎議長 まず、海区漁業調整委員会委員の任命の同意についての議案第46号から第60号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第46号から第60号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第45号まで、第61号から第88号まで及び報告第1号並びに請願委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第45号まで、第61号から第88号まで及び報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日4日から7日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、8日午前10時から、令和2年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

3 月 8 日 (月)

令和3年3月8日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）	
1番	有岡浩一（郷中の会）
2番	坂本康郎（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿（同）
7番	窪菌辰也（同）
8番	脇谷のりこ（同）
9番	佐藤雅洋（同）
10番	安田厚生（同）
11番	内田理佐（同）
12番	日高利夫（同）
13番	丸山裕次郎（同）
14番	凶師博規（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉（同）
19番	中野一則（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫（同）
21番	外山衛（同）
22番	西村賢（同）
23番	山下博三（同）
24番	右松隆央（同）
25番	野崎幸士（同）
26番	日高陽一（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
32番	坂口博美（同）
33番	日高博之（宮崎県議会自由民主党）
34番	濱砂守（同）
35番	二見康之（同）
36番	星原透（同）
37番	蓬原正三（同）
38番	井本英雄（同）
39番	徳重忠夫（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和2年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ここで、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

○警察本部長（阿部文彦君） 先日の凶師議員の一般質問における私の答弁につきまして、一部訂正をさせていただきます。

音響式信号機の稼働時間の制限時間帯について、「午後9時から午前7時までの時間帯を中心に」と答弁いたしました。正しくは「午後7時から午前7時までの時間帯を中心に」であります。訂正し、おわび申し上げます。以上であります。

○丸山裕次郎議長 執行部の発言は終わりました。

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第61号から第88号まで及び報告第1号）

次に、議案第61号から第88号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第61号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、令和2年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第61号に係る補正は、国の令和2年度補正予算（第3号）に係るもの、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、253億2,100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、県債が184億1,300万円余、国庫支出金が158億6,800万円余の増額となる一方で、繰入金80億1,500万円余、地方譲与税が24億7,900万円余の減額となっております。

次に、議案第88号に係る補正は、国の令和2年度補正予算（第3号）に係る追加分の経費について措置するもので、19億4,000万円余の増額となっており、歳入財源は、国庫支出金であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は7,442億9,700万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1億2,500万円余の減額、特別会計で1,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は206億8,600万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で105億2,500万円余の増額、特別会計で9億6,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,802億2,800万円余となります。

次に、宮崎県高千穂線鉄道施設整備基金条例を廃止する条例についてであります。

このことについて当局より、「旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を沿線自治体に補助するために設置された当該基金について、不要施設の撤去が全て完了したことに伴い

基金を廃止するものである」と説明がありました。

これに対して委員より、「条例廃止後も、旧高千穂線には有効活用を図らなければならない鉄橋が残されることとなるため、条例等に基づいて県と沿線市町で設置した運営協議会を存続させるなど、沿線市町の地域振興等について、県も含めて引き続き検討する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「当条例は、不要施設の撤去費用の財源を安定的に確保するために制定されたものであり、これまで、地元の意向も踏まえた上で、順次、撤去を行った結果、今般、その撤去が全て完了したことにより廃止するものである。旧高千穂線の跡地については、国の重要文化財の指定を受けた橋梁のほか、高千穂町が公園化構想を打ち出すなど、非常に魅力のある資源であることから、当条例とは別の形で、鉄道跡地の活用を含めた地域振興の在り方について、沿線市町と一緒にやってしっかり検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業の成果等についてであります。

このことについて委員より、「今回の記紀編さん1300年記念事業の成果を今後につなげていくことが何より重要だと考えるが、どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「記念事業によって、神話や神楽等のみやぎの「宝」は、本県ならではの文化資源として確立できたため、これからは、将来を担う人づくりや持続可能な地域づくり等に積極的に活用していく考えである。そのために、9年間様々な取組を通して培った、文化の担い手である神楽の保存会をはじめとした地域の方々や市町村とコミュニケーションが取れる環境を生か

して、文化資源としての効用を引き出しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「これまで取り組んできた9年間の重みをしっかり受け止めて、記紀編さん1300年記念事業の成果が、今後の地域づくり等にしっかりつながるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第61号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

まず、一般会計においては、9億円余を減額する一方、国の追加財政措置に伴い19億4,000万円を増額するものであります。また、特別会計においては、42億1,200万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,828億1,900万円余となります。

次に、宮崎県・市町村災害時安心基金を活用した被災者生活再建支援制度の創設についてであります。

近年、大規模災害が相次ぐ中、国の被災者生活再建支援制度では、居住する市町村の被災状

況によって支援の差が生じる等の課題があることから、国の支援が受けられない被災者を支援するため、本県独自の被災者生活再建支援制度として創設するものであります。

このことについて委員より、「令和2年度に発生した自然災害からの適用ということだが、具体的に何件が対象となるのか」という質疑があり、当局より、「令和2年7月豪雨により被災した世帯のうち、都城市、串間市、西米良村においてそれぞれ1世帯ずつ、計3世帯が対象となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、有事の際に速やかな生活再建の支援が行えるよう、引き続き市町村と共に本制度の充実に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県立延岡病院におけるドクターカーについてであります。

このことについて委員より、「運行範囲が延岡西臼杵医療圏及び日向入郷医療圏と広域であるが、救急医など、どのような実施体制を検討しているのか」との質疑があり、当局より、「救急医については、現在の3名に、本年6月から1名を加え、計4名で対応を検討している。また、現地の消防機関等と連携したドッキング方式により患者を引き継ぐなど、県北地域における救急医療体制の充実に努めてまいります」との答弁がありました。

これに対し委員より、「コロナ禍の中、ここまでの体制を整えたことは大変な労力があつたと思う。今後実施していく中で、運行時間の拡大も目指すなど、さらなる努力を継続していただきたい」との意見がありました。

最後に、新型コロナウイルス感染症の第3波における課題についてであります。

このことについて、病院局の審査において委

員より、「第3波では高齢者入所施設でクラスターが頻発したが、特に認知症患者を受け入れた際の医療スタッフの負担はどのような状況であつたのか」との質疑があり、当局より、「認知症患者の中には、例えば時間外に徘徊をしてしまう人もいたため、1人の患者に看護師が付きっきりになるなど、現場に大きな負荷がかかっていた」との答弁がありました。

このことを受け、福祉保健部の審査において委員より、「第3波においては、認知症患者の対応による医療スタッフの負担が大きな課題であつた。この対策として、介護人材の活用が有効ではないかと考えるが、そのためには、感染症対策をはじめとする十分な訓練が不可欠である。介護人材の活用を念頭に、そのような研修等の実施を検討してはどうか」との意見があり、当局より、「第3波において、委員御提案を含め様々な検討をしたが、一筋縄ではいかない実態もあつた。しかし、認知症患者への対応は大変重要な課題であるため、対策の一つの選択肢として検討してまいりたい」との答弁がありました。

現在、新型コロナウイルスの変異株による感染が急拡大するリスクを抱えており、医療現場においても第4波が懸念されています。

当委員会といたしましては、第3波までの対応で明らかとなつた様々な課題に対し、今後あらゆる視点からの分析、検証を進めていただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第61号外11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で17億6,100万円余の減額、特別会計で1,800万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は619億4,200万円余となります。

このうち、中小企業の販路回復・拡大等支援についてであります。

このことについて委員より、「新型コロナの影響で、これまでの新たな起業への動きや、6次産業化を含めた製品化の取組が停滞していると聞いているが、どのような状況なのか」との質疑があり、当局より、「県内企業514社に対して、産業振興機構の協力の下、同機構のコーディネーターによる販路の開拓や商品開発の支援を行っており、その中には、新しい取組に挑戦している企業もある」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「県による中小企業への支援には大いに期待しているので、企業が、コロナ禍のピンチをチャンスに変えて前向きに事業に取り組めるよう、今後も支援体制の強化に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、「宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金」についてであります。

これは、東京オリンピック・パラリンピック

に向けた国外代表チームの事前合宿や、ホストタウン交流における選手、関係者の安全安心を確保するための対策を行うことを目的に設置するものであります。

このことについて委員より、「ヨーロッパでは新型コロナウイルスの変異株の流行が確認されているため、選手を受け入れる際には慎重な対応をお願いしたい」との要望があり、当局より、「今回設置した基金を活用し、感染症対策のガイドラインの作成や、各国が求める個別の感染症対策に取り組みたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「選手を受け入れるための準備として、感染者の病床の確保や看護師などの人人体制の強化をどのように進めていくのか」との質疑があり、当局より、「現在確保している病床や人員とは別に、新たに確保することとしており、それに係る経費が受入れ市町村の負担にならないよう、基金を活用して調整を進める」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で211億1,100万円余の増額、特別会計で2億1,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,148億1,000万円余となります。

次に、高潮浸水想定区域図の公表についてであります。

これは、地球温暖化に伴う気候変動の影響による海面水位の上昇や、台風の強大化による高潮被害の激甚化が懸念されていることから、浸水リスクを事前に周知することで、県民の危機管理意識を向上させ、早期の避難を促すことを目的とするものであります。

このことについて委員より、「県民の安全意識を高めるためには、市町村と連携した啓発が必要ではないか」との意見があり、当局より、「市町村において、高潮に関するハザードマップを配布していただくとともに、県としても、様々な機会を利用しながら、県民への啓発に取り組みたい」との答弁がありました。

また、このことに関連して委員より、「ハザードマップの周知は、県民の危機管理意識を向上させる一方で、危険な場所を避けた地域への移住が進むことで、過疎地域の拡大が懸念される。当然のことながら、防災に強いまちづくりは重要であるが、危険箇所を含めた土地の今後の利用計画についても、併せて検討してもらいたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第61号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で19億7,900万円余の増額、特別会計で1億2,700万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は257億9,800万円余となります。

このうち、「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業について、委員より、「減額補正となっているが、目標に対する実績はどうだったのか」との質疑があり、当局より、「目標とした500棟に対して、実績は350棟程度を見込んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県産材の消費を支援するための事業であったことから、積極的な活用を期待していたが、事業のPRはどのように行ったのか」との質疑があり、当局より、「できるだけ多くの方に本事業を利用してもらうため、テレビCMやインターネット、新聞への広告掲載のほか、説明会の開催や建築関係500社、金融機関の住宅ローン窓口、住宅需要等を把握しているプレカット工場への案内等、幅広く周知を行った。県産材の活用促進に一定の効果があったと考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で25億5,200万円余の減額、特別会計で2,400万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は477億2,500万円余となります。

次に、日本農業遺産の認定についてであります。

このことについて当局より、「宮崎市田野地域・清武地域と日南市の取組が、九州で最初の日本農業遺産に認定された」との説明がありました。

これに対して委員より、「認定を受けて終わりではなく、これをどう生かしていくかが重要であるが、PRを含めて、今後どのような取組を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「今回認定された2つの地域の取組は、地

域が誇る大事な資源であることから、本県の農畜水産業の情報をまとめた「ひなたMAFIN」といった県のホームページなどでしっかりと魅力を発信していくとともに、世界農業遺産認定地域である高千穂郷・椎葉山地域とも連携を図り、ノウハウを共有していくなど、各地域でブランド価値を高めていく取組を、県としてしっかりと支援していきたい」との答弁がありました。

次に、高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてであります。

このことについて当局より、今年度の発生状況とこれまでの取組を踏まえた今後の防疫体制について説明がありました。

これに対して委員より、「生きている野鳥を捕獲して、ウイルスの保有状況を調査することは考えていないのか」との質疑があり、当局より、「現在、環境森林部において、例年発生リスクの高い12月から2月にかけて、野鳥のふん便検査を実施している。延岡市と都農町の事例では、野鳥のふん便からウイルスが確認されたところであるが、野鳥の捕獲も含めて、具体的にどのような方法が感染経路の特定に有効か、国とも連携してしっかりと検討していきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第61号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会

一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

まず、電気事業会計においては、国の3次補正予算の決定に伴い、県土整備部において多目的ダム改良工事の増額補正を行うことにより、企業局の共同施設負担金が増加することから、資本的支出で3億8,200万円余の増額補正を行った結果、補正後の資本的支出の合計は34億7,000万円余となります。

また、地域振興事業会計においては、豪雨によるゴルフコースの冠水や新型コロナの影響により、ゴルフ場利用者が当初の目標を下回ることが想定されることから、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者からの納付金の減額に伴い、事業収益で400万円余の減額補正を行うとともに、ゴルフコースの冠水被害による修繕費用など、事業費で200万円余の増額補正を行うものであります。

この結果、地域振興事業会計の補正後の事業収益は1,600万円余、事業費は2,400万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で21億800万円余の減額、特別会計で14億2,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,129億6,900万円余となります。

このうち、新規事業「産業教育の充実に向けた教育装置整備事業」についてであります。

これは、県立学校の各職業系学科において、老朽化した教育装置の更新や最先端装置の導入により授業内容の充実を図り、より高い専門性

や技術力を持った生徒を育成するものであります。

このことについて委員より、「導入される最先端の教育装置を活用するためには、担当教員がその装置の取扱いに習熟していることが重要と考えるが、その対策についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「今回導入される教育装置のほとんどがデジタル化されており、パソコンからの入力による操作も可能であるため、十分対応できるものと考えているが、学校内研修を積み重ねながら、生徒に対してしっかりとした指導ができるよう努めてまいります」との答弁がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7億3,100万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は265億8,800万円余となります。

最後に、県警本部における、「社会の変化に適應するための組織体制の再編整備に係る基本方針(案)」についてであります。

これは、昨今の人口減少や急速な高齢化、国際化の進展や、サイバー空間における犯罪などの社会の変化に適應し、変容する治安上の課題に適切に対処していくための組織体制の再編整備に係る基本方針であります。

この中で、効果的な警察署の整備について、委員より、「宮崎市を管轄する3つの警察署のうち、高岡警察署については、水害に対して脆弱な場所にあり、老朽化が進んでいるが、仮に庁舎の建て替えを検討する場合には、高岡という地理的要件にこだわる必要があるのか」との質疑があり、当局より、「宮崎市内を宮崎北警察署、宮崎南警察署、高岡警察署の3署で管轄しているが、この区割り等については、今後適

切なタイミングで検討していく必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、老朽化が著しい警察庁舎の整備の検討を含め、県民の命と安全を守るため、適切な組織体制の再編整備を推進していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第61号から第88号まで及び
報告第1号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議案第61号から第88号まで及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 議案第89号及び第90号追加上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第89号及び第90号の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第89号及び第90号を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして2点御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

県内の感染状況を踏まえた警戒レベルにつきましては、2月8日に、県独自の「緊急事態宣言」（レベル4）から「感染拡大緊急警報」（レベル3）に移行しておりましたが、本日から、「特別警報」（レベル2）に引き下げることといたしました。これは、県内の感染状況が鎮静化し、医療逼迫状況が解消されつつあり、国の緊急事態宣言が一部地域で解除されるなど、全国的にも感染が減少傾向にあることなどを踏まえ、専門家の意見も伺った上で判断したものであります。

一方、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、「緊急事態宣言が解除されると、社会の雰囲気として感染防止策がおろそかになる懸念もあるため、解除後の最重要課題は感染再拡大（リバウンド）を生じさせないこと」と提言されております。3月から4月にかけて、進学や就職、転勤など人の移動が活発になる時期を迎えることから、引き続き高い警戒レベルを維持し、必要な対策を継続していく必要があります。

このため、県民の皆様におかれましては、国の緊急事態宣言の対象となっている1都3県や感染拡大地域等との不要不急の往来は自粛する

とともに、それ以外の地域との往来についても十分な注意をお願いいたします。また、引き続き、マスクの着用や手指消毒など基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染リスクが高いとされる会食の場面においては、「3つの密を避けて」「やめよう大声」「座席は間隔を空けて」など、「みやぎきモデル」を実践いただきますようお願いいたします。

県といたしましては、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、早期の行動要請や積極的な疫学調査など、できるだけ早い段階で感染拡大を抑え込む取組を強化してまいります。

次に、ワクチン接種についてであります。いづれだけのワクチンが供給されるか、国から具体的なスケジュールが明確に示されておられません。市町村や医療機関等と連携して円滑なワクチン接種に向けた体制を整え、配分案が示されたものについて迅速に対応してまいります。

医療提供体制の確保や重症化リスク等を考慮して行われる「優先接種」のうち、「医療従事者等向け」につきましては、県内で5万人程度を想定しております。今月5日、まず約6,000人分が届きましたので、コロナ患者受入れ医療機関に配分し、早速、当日から接種が開始されております。また、市町村が実施主体となる「高齢者向け」につきましては、約35万人分を想定しており、現時点で、少なくとも約1万1,000人分が配分されることとなったことから、市町村とも協議の上、来月5日の週以降、順次、宮崎市をはじめ、対象となる高齢者人口が多い9市に先行して届けることといたしました。さらに、来月26日の週にかけて、全ての市町村に少なくとも約500人分のワクチンを届けることとい

たします。

県民の皆様が円滑に接種を受けられるよう、引き続き、国や市町村、医療機関と緊密に連携しつつ、着実に準備を進めてまいります。

2点目は、高速道路の整備についてであります。

今月4日に、国土交通省から、九州中央自動車道高千穂－雲海橋交差点間における、新規事業採択時評価手続の着手について、また、5日には、東九州自動車道高鍋－西都間の一部を、4車線化の候補箇所を選定するとの発表があり、今後、それぞれ新規事業化に向けた手続の最終段階に入ることとなりました。

整備促進のために力強い御支援をいただいております、県議会をはじめ関係者の皆様に、心より感謝を申し上げますとともに、両区間の事業化決定及びその後の事業推進、そして、県内高速道路の一日も早い全線開通と4車線化を目指し、引き続き全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案第89号及び議案第90号について御説明申し上げます。

このたび、副知事、郡司行敏氏が令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として日隈俊郎氏を令和3年4月1日付で副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

また、教育長、日隈俊郎氏より令和3年3月31日付で辞職したい旨の申出がありましたので、その後任として黒木淳一郎氏を令和3年4月1日付で教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであ

ります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9日から16日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、17日午前10時から、令和3年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時39分散会

3月17日（水）

令和3年3月17日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員 (38名)	
1番	有岡浩一 (郷中の会)
2番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
3番	来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
5番	武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿 (同)
7番	窪菌辰也 (同)
8番	脇谷のりこ (同)
9番	佐藤雅洋 (同)
10番	安田厚生 (同)
11番	内田理佐 (同)
12番	日高利夫 (同)
13番	丸山裕次郎 (同)
14番	凶師博規 (無所属の会 チームむか)
15番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
16番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
17番	渡辺創 (県民連合宮崎)
18番	岩切達哉 (同)
19番	中野一則 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫 (同)
21番	外山衛 (同)
22番	西村賢 (同)
23番	山下博三 (同)
24番	右松隆央 (同)
25番	野崎幸士 (同)
26番	日高陽一 (同)
27番	井上紀代子 (県民の声)
28番	河野哲也 (公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二 (県民連合宮崎)
30番	満行潤一 (同)
31番	太田清海 (同)
32番	坂口博美 (同)
33番	日高博之 (宮崎県議会自由民主党)
34番	濱砂守 (同)
35番	二見康之 (同)
36番	星原透 (同)
37番	蓬原正三 (同)
38番	井本英雄 (同)
39番	徳重忠夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第45号まで及び請願）

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和3年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第45号までの各号議案、請願第7号及び第8号、並びに継続審査中の請願第3号及び第6号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、請願第7号については賛成少数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和3年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和3年度一般会計の予算規模は6,255億500万円で、前年度の当初予算と比較して、127億1,700万円、2.1%の増となっております。

また、特別会計については8.9%の減、公営企業会計については11.9%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、新型コロナウイルス対策や経済対策、県土の強靱化対策等を切れ目なく講じるため、国の15か月予算と連動し、令和2年度2月補正予算と一体的な予算として編成されており、新型コロナ感染拡大防止と地域医療の確保、地域経済の再生に向けた対策として204億円、防災・減災、国土強靱化対策として59億円、人口減少対策として69億円の予算がそれぞれ計上されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、新型コロナの影響に伴う企業業績の低調化による法人事業税の減等により、前年度と比較して3.6%の減、分担金及び負担金が、土地改良事業に係る市町村負担金の減等により58.8%の減となる一方で、諸収入が、中小企業融資制度貸付金元利収入の増等により22.2%の増となるなど、全体では1.7%の増となっております。自主財源比率は38.8%、前年度と比べて0.1ポイントの減となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰入れは204億円余となり、令和3年度当初予算編成後の基金残高は237億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方譲与税が、新型コロナの影響による特別法人事業譲与税の減等により減となったものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額が増となったことなどにより、2.3%の増となっております。

なお、県債残高については、令和3年度末見込みで8,488億円程度となり、今年度末と比較して54億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,971億円程度とな

り、69億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、人件費や公債費の減等により0.2%の減、投資的経費は、国土強靱化対策を2月補正に計上したこと等により17.6%の減、その他一般行政経費は、医療提供体制の強化など新型コロナ対策に要する補助費等の増により15.4%の増となっております。

次に、総合政策部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて185億4,900万円余で、前年度と比較して1.6%の増となっております。

このうち、公共交通需要回復プロジェクト事業についてであります。

この事業は、Go To トラベル終了後の県内公共交通機関の需要低下を抑えるため、「みやざき、のってん！プロジェクト」を継続して実施し、県外を旅行する県民に対して運賃割引等を行うことで、県民の利用を促進することにより、県外からの観光誘客等と併せて、県内県外の双方向で人の流れを活性化させ、公共交通機関の持続的な需要回復を図るものであります。

このことについて委員より、「当事業は令和3年度の単年度事業となっているが、1年間の支援で成果が出るのか」との質疑があり、当局より、「当事業により、令和3年度末までに需要の回復を最大限図っていきたいと考えており、それ以降については、需要回復の状況を見ながら、必要な措置を検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「当事業等による個別の支援も必要ではあるものの、新型コロナの影響により人々の価値観が変化する中で、公共交通機関を取り巻く状況がより厳しくなる可能

性もあることから、交通事業者等との協議を始めるなど、交通業界の統廃合などの再編も含めて、これからの地域交通の在り方についてしっかり検討した上で、今後取り組んでいく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「コロナ禍の中で、交通事業者の経営状況は非常に厳しい状況にあることから、今後、県内も含めた業界全体で再編が起こる可能性もあると考えている。一方で、県内の地域交通をはじめ、公共交通の担い手確保が何より重要であることから、今後の状況を見極めつつ、本県交通サービスの提供の在り方について、市町村や事業者等と議論しながら、スピード感を持って検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業」についてであります。

この事業は、新型コロナの影響を受けた地域産業の再生を図るため、地域にある産業資源をベースに、業態の転換や多角化等により、新たな雇用創出を目指す団体・事業者を支援するものであります。

このことについて委員より、「雇用の創出までつなげることはなかなか難しいと思うが、どのような取組を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「コロナ禍において、将来が見通せない中で、個々で業態の転換や多角化を実現することは容易ではないことから、当事業では、地域商社などのグループによる取組を想定している。そういった地域に活力を与えるような挑戦を丁寧に支援していくことで、雇用の維持・創出につながる事例を1つでも多くつくってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、ポストコロナを見据え、地域産業の在り方についてしっかり検討し

た上で、本県独自のモデルを構築し、地域産業の再生・発展につなげるなど、より多くの雇用の維持・創出が図られる取組を進めていただくよう要望します。

次に、総務部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,345億5,400万円余で、前年度と比較して7%の減となっております。

このうち、若者に届く！届ける！選挙啓発事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「若者を中心に投票率の低下が見られることから、広報・啓発だけでなく、投票方法を見直すなど、大胆な改革が必要となっているのではないか」との意見があり、当局より、「将来的にはインターネット投票の導入などが考えられるが、セキュリティ等の課題があり制度化に至っておらず、根本的な解決は難しい状況である。このような中でも、市町村において、大型商業施設や大学に期日前投票所を設置するなど工夫を凝らしながら、若者が投票しやすい環境整備に取り組んでいるところである。また、当事業は、若者に対して政治や選挙の重要性を喚起する情報をいかに届けるかという視点で考えたものであり、引き続き啓発活動に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「今後も投票率向上に向けて、引き続き積極的な啓発等に努めていただくとともに、教育委員会と連携して、主権者教育により一層取り組むなど、若者をはじめ、県民が政治に関心を持ち、政策を理解した上で、主体的に選挙に向かう機運の醸成にも取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「宮崎県東京ビル再整備事業（アドバイザー業務）」についてであります。

この事業は、東京ビルを民間活用による定期借地権方式で再整備するに当たり、事業者の選定等において、財務や建築等の専門的知識が必要となることから、これらの知見を有する事業者には、助言や資料作成等の支援業務を委託することで、県の財政負担の軽減や、東京ビルに必要な機能の維持・向上、事業の安定性の確保など、最適な整備内容の実現を図るものであります。

このことについて委員より、「今回の再整備では、県の要求水準を満たす事業者の自由な提案を審査することとなり、その評価等に当たっては、非常に高度な専門知識が必要となるが、当事業だけで対応できるのか」との質疑があり、当局より、「事業者選定に係る評価等については、大きな課題だと考えており、審査委員会がその重要な役割を担うこととなる。まずは当事業を活用し、委員の選定や評価方法などについて専門的なアドバイスをいただきながら、審査委員会をはじめ、適正な評価等ができる体制づくりに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、県有施設は県民の貴重な財産であり、最大限有効活用を行う必要があることから、財政負担の軽減や機能性の向上はもとより、東京ビル再整備後も確実に安定的な運営が図られるよう、今後、当事業だけでは対応できない課題が生じた場合においても柔軟に対応していただくよう、要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたした

いので、議長においてその取扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,471億1,100万円余で、前年度と比較して7.2%の増となっております。

このうち、自殺対策についてであります。

改善事業「いのちをつなぐ」「地域で支える」自殺対策推進事業において、総合的かつ包括的な自殺対策に取り組み、新規事業「自殺対策セーフティネット強化推進事業」において、近年特に自殺者数が増加傾向にある女性や若者を対象とした相談体制の充実を行うことなどが提案されたところであります。

このことについて委員より、「ゲートキーパーの養成に関して、司法関係団体を対象とすることにどのような意図があるのか」との質疑があり、当局より、「中高年男性の自殺率が高い点に着目し、中高年男性が不安を抱きやすい経済問題の相談を受ける司法関係団体に、本来の相談に加えて、ゲートキーパーとしての役割

を期待するものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「支援が必要な人を確実に相談機関等につなげられるよう、今回提案のあった司法関係団体はもとより、民生委員などの地域の見守り活動の中核となる方々に対し、それぞれの活動内容に応じた研修を実施するなど、ゲートキーパーの役割を担う人材の育成をサポートしていただきたい」との要望があり、当局より、「長期的には、県民一人一人が悩みを抱えた人に気づき、必要な支援につなげられるよう、取組を広げてまいりたい」との答弁がありました。

また、本県の自殺率が依然として高い水準にあることに関して、複数の委員より、「年間を通じて温暖な気候であり、幸福度ランキングにおいて全国1位となっているものの、九州内はもとより、全国的にも本県の自殺率が突出して高いことから、本県に特徴的な原因があるのではないかと考えられるが、どのように分析しているのか」との質疑があり、当局より、「警察庁の自殺統計によると、本県は健康問題や経済問題を理由とした自殺の割合が高くなっている。例えば健康問題においては、うつ病をはじめとする精神疾患が多いことから、かかりつけ医と精神科医との連携など、原因に応じた対応に取り組んできているところである。また、若者の自殺者が増加傾向にあるため、「SOSの出し方に関する教育」の推進など、教育委員会をはじめ、各部局と連携して対策を講じてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これまでの総合的なバックアップ体制を充実させるとともに、本県の実情に即した自殺対策を推進していただきたいと、要望いたします。

次に、新規事業「福祉系高校と連携した中学校への介護の魅力発信事業」についてであります。

この事業は、より多くの中学生が福祉系高校へ進学し、介護現場へと就職する好循環を生み出すため、中学生を対象に介護の魅力を発信するものであります。

このことについて委員より、「今後ますます高齢化が進み、要介護者が増加することが予想される中、体力のある若手の介護人材の確保が喫緊の課題となっている。介護に関する教育を今後どのように進めていくのか」との質疑があり、当局より、「福祉系高校の卒業生は、介護福祉士の合格率や県内就職率が高いことから、将来の有望な介護人材と考えている。そのためには、中学生に対して介護の魅力を発信することが重要であり、本事業が一つの契機となるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「若い世代に対して、学校教育の段階から、介護についての関心を喚起し理解を深めるための教育体制づくりに、教育委員会とも連携して積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、障害者就業・生活支援センター事業についてであります。

この事業は、県内全ての障がい保健福祉圏域7か所に障害者就業・生活支援センターを設置し、障がい者からの就業や生活に関する相談に応じ、必要な指導・助言等を行うものであります。

このことについて委員より、センターの予算に関して質疑があり、当局より、「全体の予算は4,046万7,000円で、2分の1が国費であり、各センターごとの予算は578万1,000円で同額である」との答弁がありました。

これに対し委員より、「人件費が不足し、持ち出しが発生しているセンターがあると聞いている。また、相談業務において、身体障がい、知的障がい、精神障がいなど様々な障がい者が相談に来られるので、業務知識に精通した職員による対応が望ましいが、十分な資金がないため、熟練者の確保が難しいという実態もある。各センターの運営状況を精査し、安定した経営体制を築く上での支援の強化を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、議案第41号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」であります。

本計画の「就業の促進」に関連して、委員より、「高齢者雇用の課題として、例えば、高齢であるという理由だけで面接さえ受けられないことがあると聞いている。働く意欲のある高齢者が就業の機会を得られるよう、県としても本計画に沿った環境整備に尽力していただきたい」との要望があり、当局より、「まさしく年齢制限は高齢者雇用における重点課題であり、高齢者対策に関する既存の会議において協議を行うなど、関係団体や庁内関係各課とも連携して改善を図ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支につきましては、収益379億3,600万円余となり、費用は373億2,900万円余で、収益から費用を差し引いた収支は6億600万円余の黒字となっております。

また、資本的収支につきましては、資本的収入200億8,300万円余で、資本的支出は220億9,300万円余であります。

このうち、県立宮崎病院改築事業について委

員より、「ダビンチなどに代表される手術支援ロボットシステムを導入することとしているが、操作が可能な医師の確保など準備態勢はどのような状況か」との質疑があり、当局より、「現在、泌尿器科に、手術支援ロボットシステムによる手術経験を有する医師が在籍しており、この医師を中心に、ほかの診療科とも幅広く連携しながら準備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本システムを活用した術式を積み重ね、適用範囲を広げていくとともに、臨床研修医をはじめとした医療人材の確保・育成に努め、地域の中核病院として先端医療の充実にも取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

最後に、両部局におかれましては、新型コロナウイルス対応のまさに最前線で緊張感の高い業務に従事され、皆様方の御努力により、今、宮崎は見事に感染の抑え込みに成功しております。心からの敬意と感謝を表すとともに、皆様方の心身の御健康をお祈り申し上げ、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いた

しました。

なお、議案第1号及び請願第3号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて522億4,500万円余であり、前年度の当初予算と比較して29.8%の増となっております。

このうち、商工会事務局体制強化事業についてであります。

これは、事務局長が不在の商工会に対して、県と市町村が連携して地域振興コーディネーターを設置することにより、小規模事業者の経営指導及び地域振興を担う商工会の組織体制を強化するものであります。

このことについて複数の委員より、「コロナ禍における経営相談や支援金の申請窓口として商工会が存在感を示したことにより、会員数も少しずつ増えているが、商工会が地域振興の担い手として十分に機能するためにも、継続した支援をお願いしたい」との要望があり、当局より、「地域振興において商工会が果たす役割の大きさは認識していることから、今後も市町村と連携して、地域振興コーディネーターの配置を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、地方創生テレワーク推進事業についてであります。

これは、都市部を中心にテレワークが普及するとともに、地方での暮らしに関心が高まっていることから、本県のテレワークの受入れ環境の整備等を進めることにより、新たな人の流れ

を創出するものであります。

このことについて委員より、「テレワーク活動拠点としての企業誘致が県下一円に広がることを望んでいるが、各市町村の取組状況に差はあるのか」との質疑があり、当局より、「既に東京の企業と実証事業に取り組んでいるところもあれば、前向きに取り組みたいが、何から手をつけてよいのか悩んでいるところもある。今回の事業でモデル事例をつくり、各市町村へ広げていきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「同じように全国で誘致活動が展開されている中、県ではどのようなプロモーションを考えているのか」との質疑があり、当局より、「本県でのテレワークの受入れを通して、豊かな自然や食を身近に感じていただくだけではなく、地元企業との新たなつながりを期待する県外企業のニーズに対応したプロモーションを行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、テレワークの受入れ環境の整備を推進するためには、部局間の垣根を越えて取り組む必要があると考えます。市街化調整区域や自然公園内へのサテライトオフィス設置の許認可など、新たに対応を求められる機会も増えることが予想されますので、県全体が一丸となって取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて734億6,800万円余で、前年と比較して19.4%の減となっております。

これは、令和2年度では当初予算に計上されていた国土強靱化関連予算が、令和3年度は14か月予算として令和2年度2月補正予算に計上

されていることによるものであり、令和3年度当初予算と令和2年度2月補正の国土強靱化の予算を合わせますと、997億6,000万円余となり、前年度と比較して9.4%の増となります。

このうち、建設産業のスマート・デジタル化推進事業についてであります。

これは、公共工事におけるICT化を推進し、建設産業の魅力や持続可能性を高めることで、担い手不足の解消や経営力の向上を図るとともに、建設現場での接触機会を減らすことで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐものであります。

このことに関連して委員より、「今後、工事費用を積算する上で、建設業者が使用するデジタル機器の購入費用を含める考えはあるのか」との質疑があり、当局より、「積算については、国の示す基準も踏まえながら検討を進めたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「働き方改革や生産性向上の観点から、建設業界のICT化を推進することは重要だと認識しているが、この取組が業者にとって大きな負担とならないよう、十分に配慮していただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外12件及び新規請願1件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて210億6,200万円余で、前年度と比較して4.6%の減となっております。

このうち、改善事業「水と緑の(もり)森林づくり県民総参加強化事業」についてであります。

この事業は、森林ボランティア団体や企業等による森林(もり)づくり活動への支援や普及啓発を行うことにより、県民等が主体的に参画する森林(もり)づくりを推進するものであります。

このことについて委員より、「ボランティア活動の共通の課題として、参加するメンバーや団体が固定されているという悩みがあるが、参加者の幅を広げていくため、どのような普及啓発を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「これまでは県庁のホームページや新聞広告、テレビ等でPRを行ってきたところであるが、若い世代にボランティア活動への興味を持ってもらうために、インスタグラムや 유튜브などのSNSを活用して情報を発信していく予定である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「人口減少も進んでいくことから、地域の山を守るという観点から

も、県民の意識を変えていく必要がある。例えば、学校へ呼びかけて子供たちに環境教育の一環として参加してもらい、森林に対する意識を高めるなど、教育委員会や市町村、林業団体などとも連携しながら、地域を挙げて取り組んでいく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「森林(もり)づくりの輪を広げていく取組として、来年度からは、森林組合や林業研究グループ等、林業団体が企画するボランティア活動に対しても支援を行うこととしている。このような取組を通じて、森林への理解を深め、山に親しむといった意識を醸成してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県の豊富な森林資源は、県民のかけがえのない財産であることから、県民の主体的な環境保全活動への取組に向けた普及啓発をさらに強化していただくよう、要望いたします。

次に、新規事業「みやざきの森林(もり)を活かしたワーケーション推進事業」についてであります。

この事業は、森林空間を活用したワーケーションの取組を推進するため、ワーケーションを実施する地域の体験プログラムの開発等を支援するとともに、体験ツアーに参加する県内外の学校等への支援を行うものであります。

このことについて委員より、ワーケーションの推進体制について質疑があり、当局より、「ワーケーションは、観光や企業誘致など様々な側面があり、地域の振興も含めて、関連する分野も多いことから、庁内の情報共有を図り、円滑な取組を促進するため、本年1月に関係部署で構成される庁内連絡会議を設置した。あわせて、関係機関とも連携して、本県のワーケーションの取組を進めてまいりたい」との答弁が

ありました。

また、別の委員より、「昨年からのコロナウイルスの感染拡大に伴う地方回帰やテレワークの流れの中で、現在ワーケーションが注目されているが、本県における実例はあるのか」との質疑があり、当局より、「拠点施設を設けて先進的に取り組んでいる椎葉村のほか、民間企業と連携して取り組む日向市など、現在9市町村がワーケーションに取り組んでいる。県では、これらの取組を円滑に進めるための助言を行うとともに、先進事例や優良事例を紹介し、県内のワーケーションの芽を育ててまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「現在、新型コロナウイルスで地域は疲弊しているが、地域の活性化を図るためにも、ピンチをチャンスと捉え、ワーケーションの取組を一層広げていっていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて426億9,300万円余で、前年度と比較して4.1%の減となっております。

このうち、新規事業「みやざき農業担い手確保総合対策事業」についてであります。

この事業は、新規就農者の確保に向けて、県内外での就農相談・支援体制の強化を図るとともに、農業経営資源の承継等により、就農希望者の農業経営の円滑なスタートを支援するものであります。

このことについて委員より、「県外から新規就農で来た方で、地域に溶け込めず離農した方はどのくらいいるのか」との質疑があり、当局より、「国の次世代人材投資事業を活用した新規就農者が、平成24年から現在までに629人いる

が、そのうち離農された方は35名で、95%の方は定着し、農業を続けている」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「新規就農者が収益を上げ、地域に定着していくためには、就農後の経営面での課題や悩みなどにしっかりと対応していくことが重要であるが、フォロー体制はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「UIJターン者等の新規就農者が定着し、地域を牽引していく存在になることが、地域の活性化のためにも重要であることから、就農先の市町村やJA、地域の先進農家がチームを組み、少なくとも年に4回訪問して、計画達成に向けたサポートを行うなど、新規就農者に寄り添った対応を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今後、離農者が増えていくことが想定される中で、農業経営資源の第三者承継の取組に期待しているが、双方の希望をかなえ、円滑な譲渡を行うためには、マッチングが非常に重要になるのではないかと」との意見があり、当局より、「当該事業でコーディネーター2名を県農業振興公社に配置し、承継のマッチングを支援することとしているが、効果的なマッチングを行うためには、地元の市町村やJAと情報を共有し、密接に連携していくことが必要と考えている。承継事業は非常に重要な取組であるので、コーディネーターが市町村の体制整備にも関わって、しっかりと取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画に掲げている持続可能な魅力あるみやざき農業を実現するためにも、次世代を担うみやざきアグリプレイヤーの確保・育成に全力で取り組んでいただくよう要望いた

します。

次に、「我が国の領海・排他的経済水域内の安全な漁業活動の実現を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第8号に基づくものであります。

中国において、領海警備に関する武器使用を核大する海警法が本年2月1日に施行され、中国が一方的に主張する領海からの退去勧告に従わない船に対する即時の武器使用が可能となったことで、日本漁船が危険な状況にさらされる可能性が高まっています。

このようなことから、我が国の漁業者が安全に操業できるよう、海上警備の一層の強化を行うとともに、我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について、適切な措置を速やかに講じるよう、国に対して、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出について、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました令和3年度当初予算関係議案等は、議案第1号外6件で

あります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、公安委員会の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、274億4,800万円余であり、前年度の当初予算と比較して0.7%の増となっております。

このうち、警察通信指令システム整備事業についてであります。

これは、警察通信指令システムをより高度なシステムに更新することにより、犯罪や交通事故によるものに加え、近年増加している集中豪雨などの自然災害発生時に寄せられる110番通報への的確な対応を図るものであります。

このことについて委員より、「これまで、災害発生時の通報を受理できなかったということはないか」との質疑があり、当局より、「平成17年の台風14号による災害が発生した際に、1日で541件の110番通報があったが、一時的に通話の待機状態が生じたものの、全ての通報を受理している。今回の通信指令システムの整備により、受理体制を強化することで、同時により多くの対応が可能となる」との答弁がありました。

次に、企業局の令和3年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計については、収益的収支における事業収益は50億2,500万円余、事業費は54億4,700万円余であり、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、マイナス4億2,200万円

余であります。

また、工業用水道事業会計については、収益的収支において、事業収益が3億9,800万円余、事業費が4億7,300万円余で、収支残はマイナス7,500万円余であり、地域振興事業会計については、収益的収支の事業収益が2,200万円余、事業費が2,000万円余で、収支残は100万円余であります。

このうち、緑のダム造成事業について委員より、「大変よい事業であると評価しているが、長年にわたる事業であるため、改めて事業の全体像と目標について確認したい」との質疑があり、当局より、「この事業は平成18年度から令和48年度まで行うものであり、1,000ヘクタールを目標に土地の取得と植樹を行い、その後、下刈りや除伐により森林を管理し、森林環境の保全を図る事業である」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「これからの脱炭素を目指す社会において、森林が持つ二酸化炭素を吸収する機能が担う役割は大きいことから、関係部局と連携して、二酸化炭素吸収量の多い樹種を植樹していくなど、この事業の新たな効果を検討してはどうか」との意見があり、当局より、「この事業の目的は水源の涵養であるため、樹種の選定に当たっては、その地域の特性に合うことを第一に考えているが、今後は、カーボンニュートラルの観点からも、この事業が生み出す二次的な効果が重要なものになっていくと考えている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の令和3年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,122億5,200万円余であり、前年度の当初予算と比較して1.3%の増と

なっております。

このうち、新規事業「ひむか未来マイスター・ハイスクール事業」についてであります。

この事業は、産業界が期待する人材を育成することを目的に、工業系高校が地域の産業界や地元自治体と連携・協働し、地域の持続的な成長を牽引する職業人を育成するため、そのシステムの構築を研究・実践するものであります。

このことについて委員より、「より優れた人材を育てるためには、地域産業や教育という枠にとどまらず、最新の技術革新の動きや本県の産業構造といった視点を取り入れていく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「本県の産業構造や技術革新の流れを敏感に察知し、特に職業系の高校教育に盛り込んでいくことは、高いレベルの人材育成や生徒の地元への定着につながる。この取組を持続してよい循環が生まれれば、地域が活性化し、ひいては県全体の活性化につながると考えられることから、しっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、議案第1号、第4号、第40号及び第41号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」についてです。

新年度当初予算は、一般会計で6,255億500万円、対前年度当初予算比127億1,700万円、2.1%増の増額予算です。

今、県民の暮らしは、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況の中、突然の新型コロナウイルスの発生により、命も暮らしも経済も、あらゆるところに深刻な影響が及びました。現在、感染者ゼロの日が更新されていますが、安心はできません。十分な対策が必要です。

こうした状況の中で、県民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業や中山間地域をどう守っていくのか、自治体の役割が一層問われています。

予算の全体では、コロナ対策、福祉や医療、教育、文化、農業、地場産業の振興など必要な予算も組まれておりますが、不十分さや問題点も含んでおります。

第1に、医療・福祉・社会保障の施策です。

今回のコロナ禍の下で、問題点など多くのことを学びました。

まず、保健所体制の強化、保健師の増員が必要であることが浮き彫りになりました。新年度予算では、保健所職員が6名増員されていますが、これでは1保健所当たり1人の増員にさえならず、現場の疲弊は解消できません。県は、政府に対して、保健師の交付税措置を増やすよう求め、恒常的な増員が必要です。

また、第7次医療計画を進める地域医療総合確保基金は5年度目に入りますが、公立・公的病院等の病床の削減や統合を迫ろうとする地域医療構想は、社会保障費削減ありきの政策であり、家庭と地域への深刻なしわ寄せは必至です。しかも、この構想は、コロナ禍に対応する病床確保の視点が全く欠落していることも併せ、同構想推進は中止すべきです。

第2に、農業予算で特に必要なものは、コロナ禍でより問題が鮮明になった、自国で賄う食料自給率の向上です。

農家や産地が輸出に活路を見いだすための、スマート農業やデジタル化への予算が見られます。それ自体が問題というわけではありませんが、これらの推進施策が、本当に地域の小規模・家族農業にとって利益につながるのかということです。家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保証や所得保障の予算、柔軟に対応できる後継者対策の予算など、農家を直接支援する手だてを講じることが大事です。

第3に、雇用対策や地域経済の要である中小企業への支援対策をもっと充実することです。とりわけ、コロナ禍で痛手を受けた事業者への支援、離職を余儀なくされた人への手だてが最重要です。暮らしやなりわいが保障されてこそ、地域経済に生かされます。

また、本県の最低賃金の引上げに、県の積極的な働きかけを求めたいと思います。

最後に、マイナンバーカードについてです。

政府は、マイナンバーカードが「デジタル社会のパスポート」だとして、マイナンバー制度の推進を図っています。本県もそれに応じて、「日本一の「マイナンバーカード県」取得促進強化事業」が予算化されています。

県は、マイナンバーカードの活用・普及が県民の利便性の向上につながると、その事業効果を掲げていますが、そんな単純なものではありません。

政府の実行計画では、運転免許証などの各種免許、マイナカードの機能のスマートフォンへの搭載、自治体健診や民間健康管理サービスとの連携、公金受取口座や預貯金口座などあらゆる分野で、マイナンバーカードとサービスの連携を進め、マイナンバーカードがないと公的サービスを含めた様々なサービスが受けられない状況をつくり出し、実質的にカード取得を強制する方向に進めようとしています。

政府は、国民にマイナンバーカードを利用させることで、国民の所得・資産・医療・教育などあらゆる分野の個人情報の連携を進め、民間サービスも含めて個人を丸ごとスキャンする膨大なデータを集積し、その利活用を成長戦略として、民間企業が活用できるようにしています。個人情報の保護どころではありません。国民は生活全てを監視されることにもなるものです。

もともとマイナンバー制度の導入は、社会保障の徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことが最大の狙いです。国民の権利としての社会保障を守るためにも、個人情報保護のためにも、マイナンバー制度は廃止するしかありません。

以上、当初予算案について、幾つかの問題を指摘させていただきました。地方自治を守る立場で、自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民に寄り添った行財政運営を求めたいと思います。

次に、議案第4号「令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

2018年から、国保の都道府県化が実施され、都道府県が標準保険料率を示して、市町村が保険料の値上げを推進する仕組みがつけられました。

昨年度、県内では6自治体(23.1%)が国保料の引上げを行っています。値上げ自治体の多さでは、全国第18位です。

国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保料を払えずにいる人が多数いるにもかかわらず、国庫負担金を減らし続けていることが、国保料高騰の最大の要因です。

にもかかわらず、政府は、都道府県内の保険料の統一や、法定外の一般会計からの繰入れの解消などを行おうとしており、到底認められるものではありません。

とりわけ、コロナ禍の下で、高過ぎる国保料の引下げこそ必要であり、そのためにも県は、削減してきた国庫負担を増やすことを国に求め、国保料の引下げに手だてを尽くすことを強く求めるものです。

次に、第40号「宮崎県地域福祉支援計画の変更について」です。

今回の計画変更の最大の問題は、共生社会を維持するとした地域包括ケアシステムが、強力で位置づけられていることです。

県の計画では、地域包括ケアシステムを、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重

度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護・生活支援等が一体的に提供される体制と位置づけています。

しかし、この地域包括ケアシステムの問題は、診療報酬改定と併せて、急性期の病床を削減し、患者を在宅医療や介護へと誘導する仕組みをつくったことです。要支援者向けの訪問介護と通所介護は、介護保険サービスから外され、市町村の総合事業に移されました。今後さらに介護難民を生み出す根本問題をはらむ同計画を、遂行させるわけにはいきません。

次に、第41号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」です。

今回の計画変更内容は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画が一体のものとして策定されています。その背景には、国が「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げた地域共生社会の実現のため、社会福祉法、介護法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律などを一括して改正する法律を、2020年に成立させ、これに基づく計画策定が義務づけられたことがあります。

この社会福祉法改正では、「共生する地域社会の実現」を「地域福祉の推進」に掲げる一方で、国、自治体の責任は、共助の環境整備、連携強化にとどめています。8050問題やダブル介護、社会的孤立などの問題を、制度のはざまの問題として、地域の支え合いや社会福祉事業者等の慈善的な活動により解決することを求めています。国、地方自治体など公の責任を後退させながら自助、互助の強化を求めることは、認められないものです。

こうした同保健福祉計画は、県民の期待に

えられるものではありません。

もっと、県の役割を果たし……

○丸山裕次郎議長 前屋敷議員に申し上げます。時間が参っております。

○前屋敷恵美議員 (続) 老後が安心して迎えられる計画を求めたいと思います。

最後に、請願について述べる予定でありましたが、ぜひ再度、継続審査となった請願、何としても……

○丸山裕次郎議長 再度注意いたします。発言を中止してください。

○前屋敷恵美議員 (続) 今議会で採択をしていただくよう申し述べて、討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党を代表して、議案第43号、第44号、第45号について、反対の立場から討論いたします。

この3議案は、森林・林業、農業・農村振興、水産業・漁村振興のそれぞれの長期計画を策定しようとするものであります。関連するところがありますので、第44号を中心に簡素に討論したいと思います。

国民の命を支える農林漁業と農山漁村に崩壊の危機が広がっています。基幹的従事者の減少に拍車がかかり、集落が、また地域がなくなるという不安も広がっております。農地の減少や耕作放棄が止まらず、食料自給率は37%に落ち込み、深刻です。先進国の中で、これほど農林漁業が後退しているのは日本だけで、これは、自然現象でも不可避的なものでもありません。歴代の政府が、アメリカ・財界の言いなりに食料の外国依存を深め、農産物輸入を次々と自由化し、国内の農林漁業を犠牲にしてきたことに

根本的原因があります。近年においても、TPPや日欧EPA、日米貿易協定など際限のない自由化に突き進んでおります。

国際競争力の強化が必要として、画一的な大規模化やコスト低下を押しつけ、中小の家族経営は非効率として切捨て、農政改革と称して農地・農業委員会、農協など家族農業を支えてきた諸制度を次々と解体してきました。

本議案の諸長期計画には、本県の実態はもちろん示されておりますが、深刻な事態となった原因については一切触れられていないのが特徴であります。政府との関係で、自治体の責任が及ばないことは理解できますが、姿勢としては同意できないものです。

今後の計画としては、政府が進める法人化、農地集約化、スマート農業、輸出促進などに進むとしています。その一つ一つを否定するものではありませんが、この道は家族農業を事実上否定し、農地の大部分を占める中山間地を置き去りにし、第1次産業のさらなる衰退を招き、環境破壊などに直結するものと考えます。

我が党は、これまでの政策を抜本的に転換を図り、第1次産業をまさに日本の基幹産業にしっかり位置づけることが何よりも重要と考えます。そして、農業と農村の再生に何よりも必要なのは、農産物の価格保証を中心に、所得保障を組み合わせ、生産費をカバーすることにあります。自然の制約を受け、中小経営が大半であることから、他産業との取引条件が不利であり、公的な下支えがなければ経営は維持できません。農業大国アメリカでさえ、生産費を保障する仕組みを二重、三重に設けております。

本長期計画には、現在ある制度をセーフティーネットとしては記載しておりますけど、その域を出る姿勢はありません。

次に、請願第7号「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書について賛成し、請願を採択すべきという立場から、柱だけ述べたいと思います。

第1に、消費税は社会保障のために必要ということについては、1つに、創設以来ほぼ同額が法人3税の減税になっていること、2つに、社会保障、つまり公助がなければ生活できない人々に、その財源を求めること自体が逆立ちしていることであります。

第2に、税の原則は、生活費には課税せず、負担能力に応じて納税を求めることであり、この原則からも逸脱していることです。

第3に、一昨年10月に消費税を引き上げたことにより消費不況に拍車がかかり、コロナ感染によってさらに深刻なものになっております。

消費税は、事業が赤字であっても課税されるものであって、零細業者にとっては二重、三重の苦となっております。請願が述べているように、5%へ引き下げることによって、消費不況からの脱却で経済の好循環をつくり出す大きな力になるものであり、この請願を採択すべきものと考えます。

請願第8号について、賛成の立場から、我が党の基本的姿勢を述べて討論いたします。

まず、中国共産党についてであります。香港やウイグルなどにおける人権弾圧や東シナ海、南シナ海における覇権主義的行動の拡大、核兵器禁止運動への妨害などなどは、共産党と社会主義とは相入れないものであって、中国共産党が「共産党」と社会主義を名乗っておりますけど、これらの行動は社会主義とは無縁で、日本共産党は、共産党の名に値しないと規定をいたしております。同時に、こうした事象を利用し

て、軍事力増強を図ることは断固反対であります。

また、反中国の排外主義をあおって、日本が引き起こした過去の侵略戦争を美化することについても、くみするものではありません。

中国の海警法施行は、沿岸各国に認められた権限を厳密に規定し、海をめぐる紛争の平和的解決を定めた国連海洋法条約をはじめ、国際法に違反しており、我が党は強く抗議し撤回を求めるものであります。

国連海洋法条約は、沿岸国の主権の及ぶ範囲を領海に限定し、隣接する海域も沿岸国に認められる権限を限定的に規定して、国際社会の航行の自由を広く認めております。

ところが、中国の海警法は、こうした海洋法秩序には一切言及せず、中国周辺の極めて広い海域を一括して管轄海域として規定し、その全域で、領海かそれに準ずるような権利の行使を中国に認めるものです。さらに、一方的に規定した管轄海域において、武器使用を含む強制措置を取ることを認めています。

中国の海警法は、領海において沿岸国が強制措置を取ることを限定的に認めている国連海洋法条約の原則から大きく逸脱したものであり、国際法違反の極めて危険な法律であります。

本請願が、中国の海警法が国際法に相入れないことを根拠づけて述べていないことは、説得力を欠くものとなっていると指摘しておきたいと思っております。

日本政府が、「深刻な懸念」「海警法が国際法に違反する形で運用されることがあってはならない」と表明するにとどめていることは、重大だと思っております。

また、南西諸島への自衛隊の配備など軍事的対応は進めていますが、中国の公船が尖閣諸島

の領海に侵入しても、抗議や申入れ一つもしないのが実態であります。

日本政府は、海警法自体が国際法違反であることをしっかり論立てして、その撤回を求める外交的努力を行うことを強く求めて、討論を終わりたいと思っております。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第4号、第40号、第41号
及び第43号から第45号まで採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第40号、第41号及び第43号から第45号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第39号
まで及び第42号採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第39号まで及び第42号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第7号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第7号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第8号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第8号についてお諮りいたします。

〔県民連合宮崎・公明党所属議員退席・退場〕

○丸山裕次郎議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

〔県民連合宮崎・公明党所属議員入場・着席〕

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号及び第6号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第89号及び第90号採決

○丸山裕次郎議長 次に、さきに提案のありました、副知事の選任の同意、教育長の任命の同意についての議案第89号及び第90号を一括議題といたします。

〔日隈教育長退席・退場〕

○丸山裕次郎議長 質疑の通告はありません。お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第89号及び第90号について、一括お諮りいたします。

両案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、両案は同意することに決定いたしました。

〔日隈教育長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○丸山裕次郎議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

当委員会では、感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて、所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、その概要について、ここで、御報告申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月4日に1例目が発生して以降、これまで2,000名近くの感染者が確認されています。

11月から見舞われた第3波では、1月6日に感染者数が105名、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が全国3番目の多さとなるなど、歴史的な危機に直面し、1月7日に県独自の緊急事態宣言が発令される事態にまで至りました。

経済への影響も大変深刻であり、雇用についても、予断を許さない状況が続いております。とりわけ、アルバイトやパートタイムなど、労働条件が不安定な非正規雇用労働者への影響が懸念されているところであります。

このような中、県当局におかれましては、県民の命と健康を守ることを最優先に、医療提供

体制の強化をはじめ、現在の取組に全力を尽くしていただくことはもちろんですが、今後の対応や将来に備え、不断の検証を行っていくことが重要であります。

経済対策に関しても、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を図り、本県経済の基盤を維持していくとともに、これまでにないスピードで進んでいる社会経済の大きな変化に的確に対応し、さらに発展していけるよう、県民一丸となって取組を進めていく必要があります。

当委員会では、こうした認識の下、「本県の地域医療体制等」「感染症予防等への対応」「学校における対応」「県内の産業・観光の影響と復興」の4項目を調査事項として調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめました。

以下、提言の主なものについて御紹介いたします。

まず、調査事項の「本県の地域医療体制等」と「感染症予防等への対応」についてであります。

医療提供体制については、本県は、元来脆弱であるとともに、医療従事者や保健所職員など、現場で対応している関係者にとっては、心身の大きな負担が続いています。

県当局においては、医療提供体制の強化と医療従事者等への支援に引き続き努めるとともに、将来にわたって本県の地域医療を守っていく意味からも、医師・看護師等の人材の育成・確保や病床数の確保など、平時からの備えとして、医療資源を十分確保していくことができるよう、国へ要望していくことを要望します。

PCR検査等について、委員からは「医療機関、高齢者施設など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者等への定期的なPCR検査が必要」「全ての医療圏で検査が行

える体制を構築すべき」など、様々な観点から意見がありました。

県当局には、感染の拡大防止と県民の安心確保のため、検査体制を一層拡充していくことを要望します。

高齢者施設、保育所、訪問看護、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、特別支援学校等についてであります。これらの施設等については、周囲の家族等にとって、受入れがなくなれば、日常生活が成り立たなくなるような不可欠なものです。今回、感染が拡大する中、その役割の重要性が改めて広く認識されるとともに、人手不足などの課題も浮き彫りとなったところです。

県当局には、感染防止対策や働く職員への支援、施設整備など、現場の声をよく聞きながら必要な支援を十分行っていくとともに、日頃からの人員確保への支援を強化していくことを要望します。

いわゆるコロナ差別について、感染者、濃厚接触者、医療従事者やその家族などに対する差別や誹謗中傷、臆測に基づく情報のSNSによる拡散などの行為が県内でも行われています。人権侵害であり、決して許すことはできません。

県当局においては、感染者等に対する誹謗中傷等がなくなるよう、学校をはじめとして、取組を一層強化していくことを要望します。

次に、調査事項の「学校における対応」についてであります。

委員会では、高等学校、中学校及び放課後等デイサービス事業所と意見交換を行いました。そこでは、学校の感染防止対策やデジタル化への対応などはもとより、生活に困窮する家庭の現状、子ども食堂など、人との接触を伴う

支援が停滞している状況、高校生の施設実習や会社見学ができなかったことなどにより就職活動に困難が伴っていること、施設の整備や改修の必要性など、子供たちへの影響の大きさを、現場で対応する立場から御説明いただきました。

今回の感染拡大は、生活困窮家庭への支援やデジタル化、施設整備など、日頃から備えを十分しておくべきであったことについて、その重要性を改めて認識させるものとなりました。

県当局には、子供たちの学びの保障のため、影響を最小限に止めることができるよう全力で取り組むことを要望します。

最後に、調査事項の「県内の産業・観光の影響と復興」についてです。

経済情勢の厳しさが続く中、解雇や雇い止めにあつた労働者は、見込みも含めると全国で9万人を超えており、特に非正規労働者は厳しい状況となっています。自殺者も全国的に増加しており、経済的な困窮などが影響していると考えられます。

委員からは、「テイクアウト・キャッシュレスなどコロナと共に生きる社会へ対応していくための支援が必要」「まずは、県民の県内観光を進めていくこと」「PCR検査等の充実が経済活動の基盤となる」などの意見がありました。また、給付金・補助金等に関連して、パソコンが使えない方などへの配慮や、県などの経済対策の実施を担う商工会等の人員体制の充実についての意見もありました。

県当局には、これらの意見を踏まえ、切れ目のない経済対策を展開するとともに、雇用体制に万全を期するよう要望します。また、生活が困窮している方に対しては、迅速な支援を行うとともに、各種支援の情報が確実に届くよう十

分な周知をお願いします。

今回の感染拡大を受けて、都市部における人の密集リスクを避けた、人材の地方回帰の動きが出てきています。また、海外に依存する経済から転換すべきとして、食料自給率の問題が改めて注目されています。既に業務用の野菜などは国産回帰が見られるとのことですが、本県にとって、これらは大きなチャンスと捉えるべきです。

県当局には、こうした社会経済の変化に対して、本県経済が的確に対応していくとともに、これらチャンスを、農業分野をはじめ、本県の発展にしっかりとつなげていくよう要望します。

以上、委員会報告書の概要として報告いたします。

当委員会の設置は令和2年4月17日となりますが、当時は17例目が確認されていたものの、その後、80日以上にわたり感染者は確認されず、全国的に見ても非常に感染が抑えられた状況でありました。当時、一部には楽観的な見方があったことは否定できず、多くの県民も、ここまで感染が拡大し、広範囲に重大な影響を及ぼそうとは想像できなかったのではないかと思います。この間も、県当局は、業務負担の大きい中、対策を着実に進め、第2波、第3波に対応してきており、高く評価するところです。

今後も、収束に向けて期待されるワクチン接種が本格化するなど困難が多いと考えますが、新型コロナウイルス感染症に対しては、県議会としても、来年度も最重要課題として取り組んでまいります。

最後に、この歴史的な危機に対しては、医療機関等の関係機関や市町村はもちろんですが、県民一人一人の理解と協力なくしては、乗り越

えていくことはできません。県当局には、当委員会の提言を踏まえ、県民の総力を挙げた取組を推進していただくことを要望して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、スポーツ振興対策特別委員会、窪菌辰也委員長。

○窪菌辰也議員 [登壇] (拍手) それでは、御報告申し上げます。

当委員会では、国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会等を見据え、組織体制の整備等に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

令和9年に、本県で第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を開催することが内々定しております。本県での開催は、昭和54年に「日本のふるさと宮崎国体」をテーマに開催して以来です。実に48年ぶりとなります。

県は、この大会での天皇杯の獲得、すなわち、男女総合優勝を目標としています。しかし、過去10年間の国民体育大会における本県の順位は、平成23年に28位、平成26年に19位となった以外は、30位台の後半から40位台を推移しております。今後、競技力の向上に向けた取組の充実が必須となります。

また、県では、現在、県下全域で様々な競技を開催する方針で、大会開催に向けた準備を行っていますが、これは、本県の多彩な魅力を全国に発信するという目的のほか、県内各地で、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには、「スポーツランドみやざき」の全県展開に取り組むためでもあります。

これらの目的を達成するためには、大会に向けて行われる様々な投資や準備が、スポーツ合宿の誘致等に関する施策と連携して行われる必要があります。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、「天皇杯獲得に向けた選手の発掘や育成に関すること」「指導者育成に関すること」「体育施設の充実に関すること」「スポーツランドみやぎきの更なる推進に関すること」を調査項目として決定いたしました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、調査項目の前提となる、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備状況について調査しました。

大会開催に当たっては、県外からも多数の来客があることから、今後、競技の会場となる多くの市町村で、交通網や宿泊施設に関する課題を抱えることとなります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、会場の整備に係る財政的な負担感が大きくなることが懸念されます。

県当局には、スポーツランドみやぎきの全県化に向けた有用なレガシーを各市町村に残せるよう、市町村を積極的に支援するよう要望いたします。

次に、選手の発掘・育成についてであります。

選手の発掘・育成に関しては、未普及競技の推進について重点的に調査を行いました。

未普及競技とは、第81回国民スポーツ大会で実施される正式競技のうち、県内の中学校に部活動のないものを言います。正式競技の半数弱でありますので、これらの競技で得点を積み上げることも、天皇杯の獲得には重要となりま

す。

県では、「ひむかサンライズプロジェクト」として、未普及競技の競技力向上に資する事業の委託を行うなど、支援を行っています。

一方、未普及競技は、県内で練習できる施設が限られていることや、競技用具が高額であること、競技団体の人員が少ないため普及活動が難しいこと等、多くの課題を抱えています。

また、大会で他県のトップレベルの選手と競うことを考えますと、競技歴の長い選手を育成するために、小中学生の競技人口の拡大も必要となります。

県当局には、未普及競技のさらなる普及拡大のため、競技個別の事情に沿った支援や人員面での支援を行うことを要望いたします。

次に、指導者の育成についてであります。

指導者の育成に関しては、委員から、けがを予防する適切な指導という観点での意見が多くありました。特に、小学生が学校外で行う運動は、競技経験の少ない保護者が指導を行う場合や、試合での勝利に偏重した過度な指導が行われる場合があり、大きなけがにつながる事例もあるようです。

県当局には、各競技のスポーツ指導者が集まり、適切な指導方法を共有する場をつくる等、小学生の指導者に対する研修や支援の推進を要望いたします。

次に、体育施設の充実についてであります。

体育施設の充実については、県内調査で伺った各校で、実際の練習環境を拝見いたしました。

県立学校では、小林高等学校のウエートリフティング場や延岡星雲高等学校のアーチェリー場に伺いましたが、施設の通気性が悪いといった懸念や、大会本番と大きく異なる練習環境で

あるといった懸念を持たれていました。日章学園高等学校では、「できるだけ大会本番と同等の練習環境を用意することで、生徒のモチベーションも上がり、練習内容も充実する」とのお話を伺いました。

スポーツランドみやぎきの全県展開を見据えた拠点施設の整備を欠かすことはできませんが、児童生徒にとっては、放課後や休日に日常的に行う練習が大きなウエートを占めるため、県当局には、競技力強化指定校を中心に、学校内の体育施設の修繕など、生徒の身近な練習環境の改善にも積極的に取り組むことを要望いたします。

次に、スポーツランドみやぎきの更なる推進についてであります。

スポーツ合宿・キャンプの誘致については、近年、他県も力を入れていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も例年どおりの誘致や観光客数が見込まれるとは言えない状況となっています。また、合宿施設や環境の高度化が求められる一方、全ての市町村がスポーツ施設の整備に潤沢な予算をかけられるわけではありません。

スポーツランドみやぎきの全県化を行うためには、費用対効果の高い施設修繕や環境整備を行いつつ、1つの市町村だけでなく、圏域で合宿を受け入れられるような戦略が必要となると思われまます。

県当局には、様々な観点から他県と本県とを比較分析した上で、スポーツランドみやぎきの全県化に向けた大局的な戦略を立てることを要望いたします。

また、スポーツを県民に広く普及する施策や、スポーツ目的の観光客を呼び込む施策についても調査いたしました。県民や観光客が持つ

様々な需要や目的に応じるためには、様々な付加価値をスポーツに見いだしていく必要があります。例えば、県が取り組む武道ツーリズムは、ターゲットとなる外国人にとって、武道が単なるスポーツではなく、異文化体験となる点に着目したものであります。県民や観光客が求めるものは様々であり、また、スポーツの付加価値も、種目や参加者、指導者、会場、目的によって変わります。

県当局には、県民や観光客の目的や需要に応じられるよう、多種多様なスポーツの普及推進に取り組むとともに、スポーツを行う環境に工夫を加え、あるいはスポーツと他のものとの組み合わせるなど、多角的な観点からスポーツの付加価値を開発・発見していくことを要望いたします。

1年間の調査活動を通じて、競技力向上とスポーツランドみやぎきの推進とは、相乗効果があるということを改めて実感いたしました。

県でも既に取り組まれていますが、合宿に訪れたチームとの交流は、選手や指導者の強化につながります。また、県内に強豪校が増えれば、練習試合を目的としたスポーツ合宿の増加が期待できます。未普及競技の推進は、スポーツランドみやぎきの多種目化に直結します。

2つの施策を所管する部局は異なりますが、相互に情報を共有し、連携することで、それぞれの取組の効果は大きくなると思われまます。県当局には、さらなる連携の強化を要望いたします。

最後になりましたが、当委員会の提言を踏まえ、本県で開催する国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の成功、天皇杯獲得、そしてスポーツランドみやぎきの推進に向けて取り組んでいただき、スポーツが宮崎県全体を支え

る柱の一つとなるよう、官民の取組が盛んになることを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、持続可能な地域づくり対策特別委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県の持続可能な地域づくりに関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

全国的に人口減少に歯止めがかからず、本県においても、特に中山間地域での人口減少が深刻となる中で、今般の新型コロナウイルス感染症によって、地方回帰、移住、テレワーク、ワーケーションといった選択や、地方での豊かな暮らしの在り方が注目されており、日本は今まさに大きな転換期を迎えていると言えます。

もちろん、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、人口減少は重要な課題として捉えられており、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を営むことができる地域社会の形成等を目指す、「地方創生」という言葉が取り上げられて以降、全国的にも地域を主眼に置いた施策が数多く展開されてきました。

また、「誰一人取り残さない世界」の実現を目指すSDGsの考え方が、人口減少や地域経済の衰退といった、多くの地域が抱える課題の解決に通じるところも多いことから、SDGsの達成に向けた動きが、持続可能な地域の実現につながると期待され、全国的に官民一体となった取組が進められています。

このような認識の下、当委員会では、「地域

経済循環に関すること」「地域づくりを担う人材育成・確保に関すること」「SDGsに関すること」「中山間地域の振興に関すること」を調査事項と決定いたしました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは、主なものに絞って御紹介申し上げます。

まず、地域経済循環についてであります。

地域経済循環に関しては、外貨獲得や地産地消、地域経済循環を支える再生可能エネルギーを中心に調査を行いました。

地域経済循環を考える上では、産業連関表のデータに基づく強み、弱みの把握が重要ですが、御意見を伺った参考人からは、「産業連関表に基づく本県の強みの一つは農業であり、強みを伸ばすことが外貨を獲得する上で高い効果を見込むことができ、結果として県民所得の向上に大きく寄与する」といった説明がありました。

その強みである農業についても、近年の輸出実績の伸び幅が鈍化するなどの状況にあるため、スマート農業といったデジタル化の推進による生産性の向上や、輸出専用の産地づくりなどによる競争力のある稼げる農業の推進に取り組むよう、要望いたします。

また、生み出された財・サービスのよさを知っていただき、県内外の消費者に選んでもらうためにも、ロゴマークである「日本のひなた宮崎」といった本県のブランドを定着させられるよう、全庁的に統一した取扱いを根気強く実施することを要望いたします。

次に、地域づくりを担う人材育成・確保についてであります。

この調査事項では、農・林・漁業の人材育成

・確保や、移住・定住施策について重点的に調査しました。

多くの中山間地域において、基幹産業である第1次産業の人材育成・確保は、地域を持続させるためにも重要な課題です。

そのため県では、新規就農・就業者確保のための施策として、民間企業と連携した広報活動や、職場環境の改善、技能習得機会の提供などに取り組んでいるところではありますが、事故防止のための取組や休日確保の推進、ICT導入などによって農林漁業のさらなるイメージアップを図り、次世代を担う就農・就業者を確保することを要望します。

また、移住・定住については、コロナ禍においてテレワークといった働き方も注目され、全国の自治体が大都市からの移住者確保に期待をしているかと思われませんが、委員からは、「東京の社会動態は減少しているが、東京から関東近辺に移り住んでいるとの報道もあった。関東近辺に負けない、宮崎の魅力をつくらなければならない」との意見がありました。

そのため、テレワーク環境を整備するなど、大都市から地方への移住希望者を本県に呼び込む政策を早急を実施するよう要望します。

次に、SDGsについてであります。

SDGsに関しては、県の取組と先進自治体の事例を調査しました。SDGsは、17の開発目標と169のターゲットから構成された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、特徴とされる「誰一人取り残さない」という包摂性は、本県の課題である過疎地域を持続させることとも同意であると考えられます。

県では、その開発目標とアクションプランをひもづけることで、SDGsの取組を推進して

いますが、各施策を行った結果として、県総合計画に掲げる目標がどれだけ達成され、本県がいかにか前進したかが最も重要であるため、引き続き着実な政策の評価を実施することを要望いたします。

次に、中山間地域の振興についてであります。

中山間地域の振興に関しては、市町村における地域振興施策や、地域づくり団体の取組を中心に調査を行いました。

県では、中山間地域振興計画に基づく「ひと」「くらし」「なりわい」の取組を進めていますが、特に中山間地域における人口減少は深刻化しており、調査先の市町村も、やはり人口減少、後継者不足といった課題を抱えていました。

調査先の美郷町からは、「人口減少問題は行政が何かするものだ」と職員ですら考えているところがあるが、行政だけではなし得ない課題であり、決して住民への押しつけになってはいけない」との意見があり、住民に当事者意識を持ってもらうことを特に重視していました。

そのため、県当局には、市町村の意見も踏まえたボトムアップの施策を全県的に展開するとともに、そのために必要な財源が確実に確保されるよう、国に対して強く求めるよう要望します。

また、調査先の高千穂高校では、地域を盛り上げる取組を積極的に実施しており、地域の核として地元からも強く期待されていました。委員からは、「人口が急減している山間部の6町村は高校がない地域で、高校を存続させることが人口減少に歯止めをかけると考えている」との意見もあるなど、委員の高校に対する期待も強くなっています。

県当局には、高校所在の市町村や周辺自治体との連携を推進し、特色ある地域貢献活動を継続するとともに、その魅力を広く県民に知ってもらい、地域と学校が相互に支え合う取組を推進するよう要望します。

以上、当委員会で年間を通じて調査した「持続可能な地域づくり」は、宮崎県政に幅広く関わるものであり、一朝一夕ではなし得ない大きなテーマです。

もちろん、調査項目以外にも、教育、医療、福祉、消防、警察といった分野の取組も、地域を持続させるためには重要であり、地域に必要な機能を確保し、住みたい、働きたい、子供を産み育てたい場所として選ばれる宮崎県を目指す必要があります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により委員会活動も制限され、例年実施している県外調査は断念せざるを得ませんでした。県内調査については、過疎に直面している最前線の地域を中心に実施しました。そこで意見を伺った方々は、誰もが熱い思いを持ち、地域を支え、盛り上げるための取組を10年、20年と根気強く続けておられました。そのように汗を流す方々をはじめとして、県民がいかに自分の地域に誇りを持って暮らし続けられるかを我々は考え続ける必要があります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症による新しい生活スタイルや、国におけるデジタル化の急速な推進など時代が大きく変化する中で、人々が地域に求める機能や、行政の役割も、今後大きく変わっていくことが予想されます。

県当局においては、まずは現場の声に耳を傾け、柔軟かつスピーディーに施策を展開するとともに、そのために必要な財源が確実に確保さ

れるよう、国に対しても強く求めることで、持続可能なみやぎきを実現させることを期待いたしまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和3年3月17日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 山下 博三
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

経済対策の更なる充実等を求める意見書

議員発議案第2号

食料の安全保障の強化を求める意見書

議員発議案第3号

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

議員発議案第4号

日本国の核兵器禁止に向けた取組を求める意見書

令和3年3月17日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書

令和3年3月17日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 濱砂 守
野崎 幸士
山下 寿
佐藤 雅洋
太田 清海
岩切 達哉
河野 哲也
来住 一人

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

宮崎県木材利用促進条例

◎ 議員発議案第1号から第6号まで
追加上程

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号から第5号まで採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第6号提案理由説明

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第6号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第6号「宮崎県木材利用促進条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

森林は、県土の約4分の3を占めており、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の緩和など、多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び経済の安定に不可欠な役割を担っております。

森林がこのような機能を発揮していくためには、持続的な林業の生産活動などにより、森林の適切な管理と整備が行われることが必要であります。本県の人工林資源が本格的な活用時期を迎える一方で、林業採算性の低下、野生鳥獣被害などによる経営意欲の減退等から、手入れの行き届かない森林の増加や伐採後の再造林が進まない地域が見受けられております。

このような状況において、宮崎県産木材を積極的に利用することにより、森林の有する多面的機能の発揮、本県林業の持続的発展及び豊かな県民生活の実現に寄与するため、この条例案を提出した次第であります。

次に、この条例案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

この条例案では、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務や事業者、県民等の役割を明らかにすることとしております。また、県産木材の利用を促進するため、県が実施する施策について規定しております。このうち第10条では、法令の規定に適合して伐採された県産木材の流通促進を図るための施策について規定しております。

そのほか、森林資源の循環利用の実現に向けて、再造林等の森林整備の推進や、木育など、木材を利用する意義についての普及啓発、人材の確保・育成についても規定をしております。

この条例を契機として、県産木材を利用する機運が高まり、森林の有する多面的機能の発揮、脱炭素社会の実現及び持続可能な循環型社会の構築につながることを期待するものであります。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨を御理解の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由及び主な内容の御説

明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)
〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案第6号採決

○丸山裕次郎議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 副知事退任挨拶

○丸山裕次郎議長 ここで、3月31日をもって任期を終えられます郡司副知事から、御挨拶をいただきます。

郡司副知事、登壇をお願いいたします。

○副知事(郡司行敏君)〔登壇〕 退任に当たります。一言御挨拶を申し上げます。

まず、このような機会を与えていただきました、丸山議長をはじめ県議会の皆様方に、心か

ら感謝を申し上げます。

4年前、副知事の職を拝命する際に、私の中で決め手となりましたのは、河野知事からいただいた「技術系職員の代表として頑張ってみてはもらえないか」という言葉でありました。

以来、技術職の代表として恥ずかしい仕事はしたくないと、その思いの一心でここまで駆け抜けてきた、そんな気がしております。

愚直に現場主義を貫くこと、データに基づき判断すること、そして徹底した議論の下に答えを出すこと、これらは、私が農政の職場で様々な先輩方からたたき込まれた、私の仕事の流儀であります。

今、副知事としてどれくらいのことのできたんだろうと、思い返すことも多いわけですが、この3つのことだけは貫き通せたのかなと、そのように思っているところであります。

振り返りますと、県立宮崎病院の改築、国スポ3施設の整備、フェリーの新船造船、そして新型コロナウイルス感染症対策と、県政の重要な課題に直面するたびに、県議会の皆様方には温かい御指導、御助言をいただきました。本当にありがとうございました。

私がここまで副知事としての役割を果たしてこられたのも、皆さんのおかげであると心から感謝を申し上げます。

結びといたします。副知事としての4年間、職員時代も含めると40年の長きにわたり、皆様方には本当にお世話になりました。改めまして、皆様方の御厚情に心から感謝を申し上げますとともに、本県が河野知事の下、住みよいふるさと宮崎として、さらにさらに発展していきますことを心から祈念申し上げ、私の御礼の挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 丁重な御挨拶をいただき、誠にありがとうございました。

郡司副知事におかれましては、平成29年4月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 これをもちまして、令和3年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時2分閉会

資 料

令和3年2月定例県議会日程

28日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考	
2. 18	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
19	金	休 会	(議 案 調 査)		
20	土		(閉 庁 日)		
21	日				
22	月		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00	
23	火		(閉 庁 日) 天皇誕生日		
24	水		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00	
25	木	本会議	代 表 質 問		
26	金				
27	土	休 会	(閉 庁 日)		
28	日				
3. 1	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00	
2	火			議員発議案締切 (会派提出) 17:00	
3	水			議会運営委員会 9:30	
4	木	休 会	常任委員会 (補正)		
5	金				
6	土			(閉 庁 日)	
7	日				
8	月	本会議	常任委員長審査結果報告 (補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30	
9	火	休 会	常任委員会 (当初)		
10	水				
11	木				
12	金			議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00	
13	土			(閉 庁 日)	
14	日				
15	月			特 別 委 員 会	議会運営委員会
16	火			(議 事 整 理)	
17	水	本会議	常任委員長審査結果報告 (当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 令和3年度宮崎県一般会計予算 |
| 議案第2号 | 令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算 |
| 議案第3号 | 令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算 |
| 議案第4号 | 令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 議案第6号 | 令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算 |
| 議案第7号 | 令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算 |
| 議案第8号 | 令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算 |
| 議案第9号 | 令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 議案第10号 | 令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算 |
| 議案第11号 | 令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算 |
| 議案第12号 | 令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 議案第13号 | 令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算 |
| 議案第14号 | 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算 |
| 議案第16号 | 令和3年度宮崎県育英資金特別会計予算 |
| 議案第17号 | 令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算 |
| 議案第18号 | 令和3年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算 |
| 議案第19号 | 令和3年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算 |
| 議案第20号 | 令和3年度宮崎県立病院事業会計予算 |
| 議案第21号 | 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 議案第22号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第23号 | 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第24号 | 都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第25号 | 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第26号 | 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第27号 | 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第28号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第29号 | 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例 |
| 議案第30号 | 旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第31号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第32号 | ふぐ取扱条例の一部を改正する条例 |
| 議案第33号 | 食品等取扱条例を廃止する条例 |
| 議案第34号 | 県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第35号 | 包括外部監査契約の締結について |

議案第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第39号	河川法第4条第1項の一级河川の指定に係る知事の意見について
議案第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について
議案第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について
議案第42号	宮崎県環境計画の変更について
議案第43号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について
議案第44号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
議案第45号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
議案第46号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第47号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第48号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第49号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第50号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第51号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第52号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第53号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第54号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について
議案第61号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)
議案第62号	令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
議案第63号	令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
議案第64号	令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第65号	令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
議案第66号	令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
議案第67号	令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
議案第68号	令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
議案第69号	令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
議案第70号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)
議案第71号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)
議案第72号	令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
議案第73号	令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
議案第74号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
議案第75号	令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
議案第76号	令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
議案第77号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
議案第78号	令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
議案第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
議案第80号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例
議案第81号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例
議案第82号	宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例
議案第83号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例
議案第84号	工事請負契約の締結について

議案第85号 工事請負契約の締結について
議案第86号 工事請負契約の締結について
議案第87号 工事請負契約の締結について
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 3 2 6
令和 3 年 2 月 1 8 日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 3 年 2 月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第88号 令和 2 年度宮崎県一般会計補正予算 (第15号)

(文書取扱 財政課)

215-1340
令和3年3月8日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第89号 副知事の選任の同意について

議案第90号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月25日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	濱砂 守	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	日高 博之	13:00~15:00	

2月26日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

3月1日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	右松 隆央	10:00~11:00	
2	日本共産党	来住 一人	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	佐藤 雅洋	13:00~14:00	
4	自由民主党	日高 利夫	14:00~15:00	休憩
5	県民連合宮崎	岩切 達哉	15:10~16:10	

3月2日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	窪 蘭 辰也	10:00~11:00	
7	公 明 党	坂本 康郎	11:00~12:00	休憩
8	自由民主党	日高 陽一	13:00~14:00	
9	県民連合宮崎	太田 清海	14:00~15:00	

3月3日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
11	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
12	無所属の会 チームひむか	図師 博規	13:00~14:00	
13	自由民主党	蓬原 正三	14:00~15:00	

議案 委員会審査結果表

[議案] (令和2年度補正予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第61号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)	可決	可決	可決	可決	可決
第62号	令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第63号	令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第64号	令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第65号	令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第66号	令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第67号	令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第68号	令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第69号	令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第70号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第2号)			可決		
第71号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第2号)			可決		
第72号	令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第73号	令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第74号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第75号	令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第76号	令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第77号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)					可決
第78号	令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)					可決
第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第80号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第81号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例	可決				
第82号	宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例			可決		
第83号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第84号	工事請負契約の締結について			可決		
第85号	工事請負契約の締結について			可決		
第86号	工事請負契約の締結について			可決		
第87号	工事請負契約の締結について			可決		
第88号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)	可決	可決			
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 咬傷事故による損害賠償請求に係る訴えの提起		承認			

議案・請願 委員会審査結果表

[議案](令和3年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第10号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第11号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和3年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第18号	令和3年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算					可決
第19号	令和3年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算					可決
第20号	令和3年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例	可決				
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第23号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第24号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第25号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決			可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第27号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決			
第29号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例		可決			
第30号	旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例		可決			
第33号	食品等取扱条例を廃止する条例		可決			
第34号	県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例			可決		
第35号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第39号	河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について			可決		
第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について		可決			
第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について		可決			
第42号	宮崎県環境計画の変更について				可決	
第43号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について				可決	
第44号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第45号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第7号	「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書	不採択				
第8号	我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願				採択	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計予算	3月17日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和3年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和3年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和3年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第27号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3月17日・可 決
〃 第29号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	食品等取扱条例を廃止する条例	〃
〃 第34号	県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第39号	河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について	〃
〃 第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について	〃
〃 第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	〃
〃 第42号	宮崎県環境計画の変更について	〃
〃 第43号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について	〃
〃 第44号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について	〃
〃 第45号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について	〃
〃 第46号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	3月3日・同 意
〃 第47号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第48号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第49号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第50号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第51号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第52号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第53号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第54号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	3月3日・同 意
〃 第55号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第56号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第57号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第58号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第59号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第60号	海区漁業調整委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第61号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）	3月8日・可 決
〃 第62号	令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正 予算（第1号）	〃
〃 第63号	令和2年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第64号	令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第65号	令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計 補正予算（第1号）	〃
〃 第66号	令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第67号	令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第68号	令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算 （第1号）	〃
〃 第69号	令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計補正予算（第1号）	〃
〃 第70号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエー ション施設特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第71号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算 （第2号）	〃
〃 第72号	令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正 予算（第1号）	〃
〃 第73号	令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正 予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第74号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	3月8日・可 決
〃 第75号	令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第76号	令和2年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第77号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予 算(第2号)	〃
〃 第78号	令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補 正予算(第1号)	〃
〃 第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第80号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基 金条例	〃
〃 第81号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例を廃止する条例	〃
〃 第82号	宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿 等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	〃
〃 第83号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第84号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第85号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第86号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第87号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第88号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)	〃
〃 第89号	副知事の選任の同意について	3月17日・同 意
〃 第90号	教育長の任命の同意について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	3月8日・承 認
議員発議案 第1号	経済対策の更なる充実等を求める意見書	3月17日・可 決
〃 第2号	食料の安全保障の強化を求める意見書	〃
〃 第3号	性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書	〃
〃 第4号	日本国の核兵器禁止に向けた取組を求める意見書	〃
〃 第5号	我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活 動の実現を求める意見書	〃
〃 第6号	宮崎県木材利用促進条例	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

経済対策の更なる充実等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種も開始されたが、未だに事態の収束は見えない状況にある。

本県においては、第3波の爆発的な感染拡大を受けて、1月7日から2月7日までの約1か月間、県独自の緊急事態宣言を発令し、外出や県外への往来の自粛、飲食店への営業時間短縮要請等を行った。現在、宣言は解除されたものの経済活動の停滞による影響は非常に大きく、飲食店はもとより、ホテル・旅館、観光施設、交通機関など多くの事業者が厳しい経営状況に直面している。

このような状況下において、本県においても、その回復に向けた経済対策や支援策などに取り組んでいるが、今後もよりきめ細かな経済対策などに継続して取り組む必要がある。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 独自の対策を講じた自治体に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、実情に応じて必要となる財源について積極的に措置すること。
- 2 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている観光業、旅客運送業、飲食業、サービス業など地域経済を支える事業者に対し、事業が継続できるよう十分な支援を行うとともに雇用対策等に努めること。
- 3 コロナの感染収束後において、更なる消費喚起・需要喚起策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

食料の安全保障の強化を求める意見書

農林水産業は、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給していくことを基本的使命とし、国土や自然環境の保全、水源のかん養、文化の継承等、多面的な役割を担う、極めて重要な産業である。

一方で、全国的な人口減少・少子高齢化が本格化する中、農林水産業従事者の減少・高齢化は深刻さを増しており、加えて、国際的な経済連携協定等に伴うグローバル化の更なる進展、地球温暖化の進行、頻発化・激甚化する自然災害など、農林水産業は様々な課題やリスクに直面している。

そのような中、現在、私たちの生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症は、資源の多くを輸入に依存している我が国社会の脆弱性を露呈し、中でも私たちが生きていく上で欠かすことのできない食の重要性を改めて考える機運が高まるとともに、国産回帰や地産地消による応援消費等の取組が全国各地で展開されるなど、国家的課題である食料自給率の向上がいかに重要かを再認識する契機となった。

こうした中、我が国の食料自給率は、平成30年度が過去最低の37%（カロリーベース）に落ち込んでおり、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる目標45%には程遠い状況にある。

よって、国においては食料安全保障の観点から、次の事項を実現されるよう強く要請する。

記

- 1 食料自給率及び食料国産率を向上させるため、多様な担い手の確保・育成やスマート化による生産基盤の強化等の安定した生産を確保する施策を充実・強化すること。
- 2 食料や家畜飼料の国内生産を拡大するため、水田利用の汎用化、農地の集積・集約化や大区画化、農作業分業化や農作業受託の仕組みづくり等の効率的な生産活動に資する施策を充実・強化すること。
- 3 農林水産業の持続的な発展に向けて、国民が農林水産業に積極的にふれあい、親しみ、その役割や重要性への理解を深めるため、地産地消や食育、消費拡大などの取組を国民的運動として展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山 東 昭子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
外務大臣	茂 木 敏 充 殿
農林水産大臣	野 上 浩 太 郎 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

議員発議案第3号

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す「魂の殺人」と言われる深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対し、平成29年6月の刑法一部改正において、強姦罪を強制性交等罪に名称変更し、懲役の下限を3年から5年に引き上げ、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、性犯罪に関する規定の画期的な見直しが行われた。

この法改正にあたり、改正の目的を実現するために政府および最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、附則においても、施行後3年を目途として施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされた。

現在、法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」が論点整理を終え、具体的議論に入っているが、刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連法整備や性被害者支援施策の強化を早急に行うことが必要であると考えます。

よって、国会及び政府においては、性被害の実態に即した制度実現のため、性交同意年齢の引き上げなど、性犯罪に関する刑法のさらなる改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
法 務 大 臣	上 川 陽 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
国家公安委員会委員長	小 此 木 八 郎 殿

議員発議案第4号

日本国の核兵器禁止に向けた取組を求める意見書

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は本年1月22日に発効されたところである。

この条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言が盛り込まれている。これは、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが汲み取られたものとも言える。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、世界各国が核廃絶に向けての議論に参加することを促すため、積極的にその役割を担うことが求められる。

よって、国においては、核使用禁止の国際的機運を高めるため、我が国の具体的な貢献のあり方を検討し、世界各国に対して、積極的な外交を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
防 衛 大 臣	岸 信 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿

議員発議案第5号

我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書

令和3年1月22日の中国の全国人民代表大会において、領海警備に関する武器使用を拡大する法律である「海警法」が可決・成立し、2月1日から施行された。これにより、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対して即時の武器使用が可能となり、これによって、日本漁船の安全は極めて危険な状態にさらされる可能性が高まった。

国においては、漁業者をはじめとする国民の生命・安全並びに日本の領土・領海・排他的経済水域を守る立場から、中国公船の我が国領海内への侵入が繰り返されないよう外交ルートを通じて引き続き強く働きかけるとともに、我が国の漁業者が安全に操業できるよう海上警備の一層の強化を行い、我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について、適切な措置を速やかに講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
農 林 水 産 大 臣	野 上 浩 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 殿
防 衛 大 臣	岸 信 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	河 野 太 郎 殿

議員発議案第6号

宮崎県木材利用促進条例

かん

森林は、自然界において循環利用が可能な資源であるとともに、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全、林産物の供給等の多面的機能を有しており、これらの機能が持続的に発揮されることが、私たちの生活及び経済の安定には不可欠である。

宮崎県は、県土の約4分の3を森林が占めており、先人による積極的な植林や適切な管理が行われてきた結果、全国に先駆けて人工林資源が充実している状況にある。なかでも、杉の素材生産量は長きにわたり日本一を誇るなど、名実ともに日本有数の林業県としての地位を確立している。

しかしながら、林業採算性の低下、林業担い手の減少及び高齢化、野生鳥獣被害などによる経営意欲の減退等から、手入れの行き届かない森林の増加や伐採後の再造林が進まない地域が見受けられている。

林業の生産活動の停滞は、地域に生きる人々の暮らし又は文化の持続的発展に影響を及ぼすおそれがあるほか、森林の荒廃を招き、ひいては山地に起因する土砂災害を引き起こす可能性も懸念されている。

森林資源の活用時期を迎える今、林業先進県である本県において県産木材を積極的に利用していくことは、森林の有する多面的機能の発揮を促し、脱炭素社会の実現、地域経済の活性化等にも貢献するなど、非常に重要な意味を持つ。

ここに、私たちは、緑豊かで美しい県土を守り、次世代に引き継いでいくため、宮崎県産木材の利用の促進を通じて、林業の成長産業化による地方創生の実現及び持続可能な循環型社会の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者並びに県民の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の発揮、本県林業の持続的発展及び豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産され、又は加工された木材をいう。
- (2) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- (3) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施業（第11条において「森林施業」という。）を行う者をいう。
- (4) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (5) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (6) 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産木材を使用すること（県産木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 適正な生産流通過程を経た木材が安定的に供給されることにより、地域経済の活性化とともに、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。次条第2項及び第6条において同じ。）が図られること。
- (2) 木材は、森林の伐採、利用、植林及び育林の一連の過程を計画的に繰り返すことにより、再生産が可能な持続的資源となること。
- (3) 森林の有する多面的機能が効果的かつ持続的に発揮されることにより、生活の安定向上及び経済の健全な発展がもたらされること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、長期的展望に立ち、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策を策定するに当たっては、森林について経営管理が行われ、並びに林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者（以下これらを「事業者」という。）の事業意欲が伸長されるよう努めるものとする。

3 県は、第1項の規定による施策を実施するに当たっては、森林所有者、事業者及び県民との協働に努めるとともに、国、市町村その他関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（市町村への支援）

第5条 県は、市町村が県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、当該市町村に対し、情報の提供、助

言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、自らの所有する森林について経営管理を行うとともに、県又は市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策（次条及び第8条において「県又は市町村の施策」という。）に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動等に関し、県産木材が積極的かつ効率的に利用されるよう努めるとともに、県又は市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材その他の森林資源を積極的に利用するよう努めるとともに、県又は市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第9条 知事は、第4条第1項の規定により県産木材の利用の促進に関する施策を策定するときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の利用に関する主要な目標
 - (2) 県産木材の利用の促進を図るための施策に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項
- (合法県産木材の流通促進等)

第10条 県は、法令の規定に適合して伐採された県産木材の流通促進を図るため、伐採届出に関する事務を所管する市町村への指導及び助言、事業者等に対する周知徹底並びに県民への普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安定的な原木供給体制の整備の促進)

第11条 県は、県産木材の原木を安定的に供給する体制の整備を促進するため、森林施業の集約化及び合理化並びに県産木材の原木の搬出及び輸送の効率化を図るための施策を講ずるよう努めるものとする。

(競争力のある木材産業の構築)

第12条 県は、品質及び性能の高い県産木材製品を安定的に供給するため、加工及び流通の体制の整備及び充実を図るための施策を講ずる

よう努めるものとする。

(県産木材の利用促進等)

第13条 県は、公用又は公共用に供する建築物、工作物、土木施設等の整備に当たっては、自ら率先して県産木材を利用するよう努めるものとする。

2 県は、住宅、事務所、商業施設等における県産木材の利用の促進を図るため、事業者における連携体制の構築その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県産木材の県外出荷及び海外輸出の促進を図るため、市場の調査その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、県産木材の利用の促進を図るため、木材利用技術の向上に努めるものとする。

(森林整備の推進)

第14条 県は、森林資源の循環利用の実現に向けて、伐採跡地における再造林等の森林整備の推進に努めるものとする。

(普及啓発並びに人材の確保及び育成)

第15条 県は、県民に対し県産木材を利用する意義について普及啓発を図り、及び木育（原体験として木に関わることにより木に対する親しみ及び理解を深める教育活動をいう。）の推進に努めるものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進等を担う人材の確保及び育成に必要な施策を講ずるものとする。

(水と緑の森林づくり条例との関係)

第16条 県は、この条例の規定により県産木材の利用の促進を図るに当たっては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指した森林づくりを進めるため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、この条例に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

請 願 一 覽 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	1	—	1	
文 教 警 察 企 業	—	1	1	
計	2	2	4	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第7号	受理年月日	令和3年3月1日
請願の件名	<p>「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>2019年10月の消費税率10%への引き上げと複数税率の実施が日本・地域経済の悪化を招き、新型コロナウイルス感染症の広がり事態を更に深刻化させています。今年4～6月期のGDPはその過半を占める個人消費の下落など年率換算で28.1%減とリーマンショック直後を大きく上回る戦後最大の落ち込みを記録し、日本は内需・外需ともに総崩れの状況です。</p> <p>この間、政府及び河野県政は感染防止と経済活動の回復の「両立」を推進・強調してきましたが、国民そして県民が目当たりしているのは実にその真逆の実態と言わざるを得ません。</p> <p>とりわけ県内の小規模事業者（特に飲食・サービス業）は相次ぐ自粛・休業・時短営業の要請で売上高ゼロの月もあり、家賃や人件費等の固定費をはじめ、各種税・保険料の支払いに行き詰まっています。基礎体力・資本力のある企業は政府や自治体の支援事業の活用等で経営の立て直しが可能でも、そうではない小規模事業者は「自助」にも力尽き果てあたかも必要最低限の犠牲かのように地域から姿を消している現状です。</p> <p>アベノミクスを継承した菅首相は「コロナ対策と経済の再生に全力を」と述べつつ将来的な消費税増税についても言及していますが、いま緊急経済対策として成すべきことは「消費税率の引き下げ」であり、他の税・保険料の猶予・免除制度と併せて絶大な効果を発揮する支援策です。</p> <p>そもそも消費税は緊急事態下でも生活費に丸々課税され、低所得者ほど負担が重く、赤字でも身銭を切ってまで事業者に納税を迫る不公平な税制です。今こそ憲法に基づいた「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制を確立させ、担税力に満ち溢れた大企業や資本家にこそ社会保障の安定財源を社会的役割として期待し依拠していくべきです。</p> <p>やがて新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社</p>		

会においても地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。

「税制で商売をつぶすな」の強い願いを込め、以下の事項を請願します。

【請願事項】

消費税率を直ちに5%に引き下げること

紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一
------	--------------------

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第8号	受理年月日	令和3年3月1日
請願の件名	<p>我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願</p> <p>1 請願の趣旨</p> <p>令和3年1月22日、中国の全国人民代表大会で、領海警備に関する武器使用を拡大する法律である「海警法」が可決成立し、2月1日施行されました。これにより、中国が一方的に主張する「領海」からの退去勧告に従わない船に対して即時の武器使用が可能となり、日本漁船は、極めて危険な状態に晒されることとなりました。</p> <p>「海警法」施行後も連日のように中国公船は領海侵入を繰り返し、2月15日から16日にかけて、尖閣諸島の大正島沖の領海に中国海警局の公船4隻が相次いで侵入し、16日に侵入した1隻は「砲のようなもの」を搭載しており、日本漁船を追いかけるように領海侵入して約6時間にわたり居座り、15日に領海に入った公船は最長で23時間近く居続けました。</p> <p>中国海警局の公船は大型化しており、中国の挑発行為は益々過激になる恐れがあります。加えて、昨年、中国公船が沖縄県尖閣諸島周辺の領海内に侵入した時間は過去最長となりました。</p> <p>こうした我が国の漁業活動を脅かす事態は、尖閣諸島海域に限りません。日本海の排他的経済水域である大和堆でも昨年8月以降、中国漁船の違法操業が繰り返されています。水産庁が退去勧告を行っている件数は激増しており、日本の漁業船に対して入域しないように水産庁が要請するという異常な事態となっています。</p> <p>このままいけば、各地の水域で中国に限らず外国船の違法操業が広がり、多くの日本の漁業者が甚大な被害を受け、生活が出来なくなってしまいます。</p> <p>本県の漁業者も不安の声を上げており、漁業活動に大いに支障をきたしつつあり、我が国の安全な漁業活動を守ることが急務となっております。</p> <p>つきましては、貴議会が国に対し、次の点に関する意見書を提</p>		

出されるよう地方自治法第124条の規定により、請願致します。

2 請願項目

日本国政府は、中国政府に対し、中国公船の我が国領海内への侵入や中国漁船の違法操業が繰り返されないように強く働きかけるとともに、我が国の漁民が安全に操業できるよう、法整備・海上警備の一層の強化を行い、一刻も早く我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全が確保されるよう適切な措置を講じること

紹介議員

中野 一則 武田 浩一 有岡 浩一 関師 博規

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とする、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書をみると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月18日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（外山 衛議員、岩切達哉議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第88号、報告第1号上程 知事提案理由説明
2月19日	金	休 会	（議案調査）
2月20日	土		（閉庁日）
2月21日	日		
2月22日	月		（議案調査）
2月23日	火		（閉庁日）天皇誕生日
2月24日	水		（議案調査）
2月25日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・瀧砂 守議員、 宮崎県議会自由民主党・日高博之議員）
2月26日	金		代表質問（県民連合宮崎・田口雄二議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
2月27日	土	休 会	（閉庁日）
2月28日	日		
3月1日	月	本 会 議	一般質問（右松隆央議員、来住一人議員、佐藤雅洋議員、 日高利夫議員、岩切達哉議員）
3月2日	火		一般質問（窪菌辰也議員、坂本康郎議員、日高陽一議員、 太田清海議員）
3月3日	水		一般質問（中野一則議員、外山 衛議員、凶師博規議員、 蓬原正三議員） 議案第46号～第60号採決（同意） 議案・請願委員会付託
3月4日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月5日	金		
3月6日	土		
3月7日	日		
3月8日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 採決（議案第61号～第88号、報告第1号）（可決または承認）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月8日	月	本 会 議	議案第89号、第90号追加上程 知事提案理由説明
3月9日	火	休 会	常任委員会（当初） （閉庁日） 特別委員会 （議事整理）
3月10日	水		
3月11日	木		
3月12日	金		
3月13日	土		
3月14日	日		
3月15日	月		
3月16日	火		
3月17日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（当初） 討論（議案第1号、第4号、第40号、第41号、請願第3号、 第6号継続に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第43号、第44号、第45号に反対、請願第8号に賛 成）（来住一人議員） 採決（議案第1号、第4号、第40号、第41号、第43号～第45 号）（可決） 採決（議案第2号、第3号、第5号～第39号、第42号）（可決） 採決（請願第7号）（不採択） 採決（請願第8号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 採決（議案第89号、第90号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程 採決（議員発議案第1号～第5号）（可決） 議員発議案第6号提案理由説明 採決（議員発議案第6号）（可決） 副知事退任挨拶 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 岩 切 達 哉